收容書目

陶山鈍翁遺著

續編

日本經濟叢書

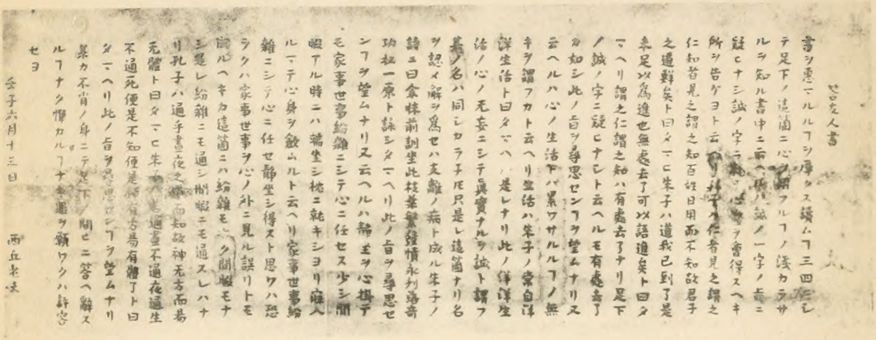
卷十三

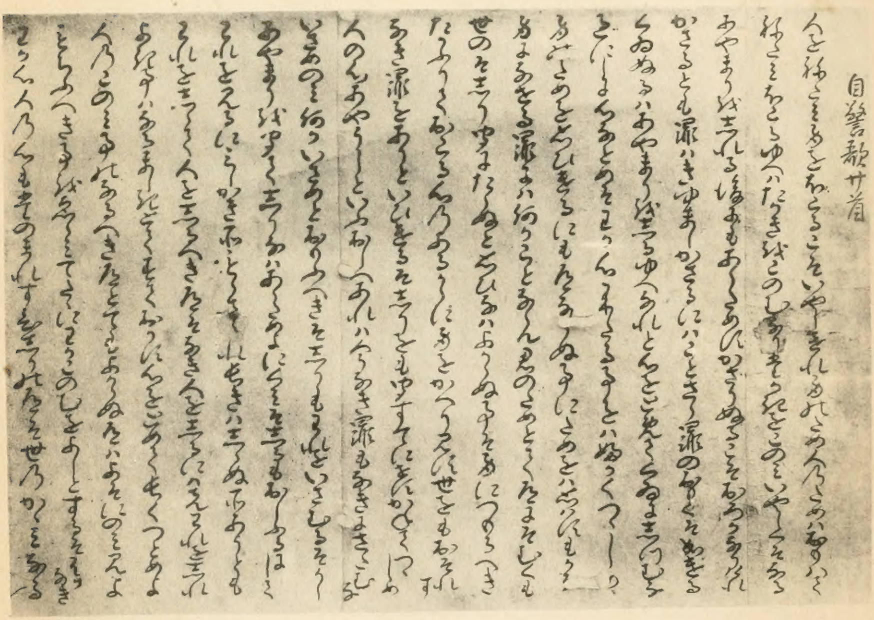
日本經濟叢書刊行會



陶山鈍翁肖像

陶山鈍翁眞蹟





日本經濟叢書卷十三目次

陶山鈍翁著

目次終

解題

陶山鈍翁遺著續編

陶山鈍翁の著書は、曩きに編者の收藏に係る三十二部を纏め、陶山鈍翁遺著と題して、取り敢へず本叢書第四卷に收容したりしが、當時編者は同人の著述目錄を見て、尚此の外に經濟書類の少からざるとを發見し、殊に編者收藏の口上覺書は上下二卷あるべきに、其の上卷は種々捜索したるも、遂に見當らず、又其の他續錄附錄等の有るべきもの二三佚して入手すること能はず、甚遺憾ながら、其のまゝ刊行して、卷四の解題中に「他日尚左記の外に經濟に關する著書を得るとあらば、或は追て本編の續編を刊行するの機會あるべし」と附記し置きたるに、今漸く此の續編を刊行して、鈍翁の經濟上に關する著書の殆ど全部と、他に數種の重要なる關係書類を公にするの機會を得たるは、編者の自ら滿足する所なり

本編に收容する遺著は、猪鹿追詰覺書より、祭平田類右衛門仁兒文に至る、總て二十四部にして、其の內二三のものは、著者の執筆に成れるものにあらず、自分の意見を他人に口授して、筆記せしめたるもの丶如くなれども、要する所、皆鈍翁の遺著として、見るべきものなれば、前例に據て悉く之を收容せり、但佐護鄉碑文以下は皆他人の著作なれども、鈍翁の事蹟に關係あるを以て、此に之を附載すること丶せり

（第一）猪鹿追詰覺書は鈍翁の畢生の事業として、有名なる殲豬の計畫を詳記したるものにて、初めに該事業の實行に先だち、神山に於て神主に朗讀せしむべき告神文を載せ、それより對馬全島を五區（唐坊直の陶山先生事狀には九區とあり）に分ち、大垣及內垣なるものを造り、大垣は二十七里、人夫三萬八千八百八十人を用ゐ、內垣は百二十三里、人夫八萬八千五百六十人を用ゐて、猪鹿追詰の陣立仕形を述べたるものにて、其の追詰事業實行着手の前三月、即ち元祿十三年九月に作りたるものなり、（第二）口上覺書上卷は前編（本叢書

第四巻)に收容したるもの、上卷にて、正德二年の作なり、本書が是れにて完備したるは、編者の大に喜ぶ所なり、(第三)農業全書約言は、宮崎安貞の著せる農業全書の要を書き拔きたるものなり、著者の序文に「宮崎氏貝原氏の著せる農業全書十一卷は、田家の鑑にして國郡の寶なり、其の記す所ひろくして多ければ、讀人の門戶を得がたきとおもへるもあらん、因て其の中の切近なる所をかきぬきて約言と名づけ、全書にいるの門戶となすとしかいふ」とあり、以て其の性質を知るに足らん、著作は享保六年なり、(第四)潜商之儀被仰上書は、朝鮮より人參の密輸入を爲したる者あるに付、其の處分方を、藩政府より著者へ下問したるに、答申したる覺書なり、本書は下記「潜商議論」の末文にある如く、享保六年の作なるべし、(第五)潜商議論は、人參密買一件に關する雨森芳洲、松浦霞沼及著者の意見書を集めて、一綴としたるものなり、末文に「本書は譯官潜商仕候節諸役中、且雨森東五郎、松浦儀右衞門、陶山庄右衞門了簡御聞被成候節之書面なり、此の一條は享保六辛丑年之事也」と記せり、

（第六）、孝行芋植立下知覺書には、栗は木實の實らぬ年にても實り、孝行芋（甘藷の事）は作物の出來ぬ年にても、出來るものにて、嶮岨の山には栗を植ゑ、平坦の山地には孝行芋を植うべしと云ふ事を記し、且其の植方等を詳細に述べて、村々へ示したるものにて、本書は享保九年の作なり、（第七）民事紀聞附錄及（第八）同附說は共に木庭作の停止、及田畠、山畠、段畠等の作り方等を、村吏又は老農等に聞きたる事を、書き集めたるものにて、附錄は、享保十年に成り、附說は其の翌年及翌々年に涉るの作なりと云へり、但附說は訥庵著書目錄にある追加八條（本編に收容せず）と稱するものと全く同文なれども、此方は元十三條ありしを、十條になしたるものにて、追加は唯其の中の八條に過ぎず、草案本なるべし、（第九）農政御下知問答は題名の如く、農政の事を、何人かゞ著者に尋ねたる答案にて、專ら木庭作停止の事を議したるものなり、何年の著作なるや詳ならず、末文に「右者此の方より書付にて、老人方へ尋遣し、老人方より書付にて申來り候次第を記し置候也」とあり、此の

老人とは鈍翁を指したるものか、果して然りとすれば、本書は矢張り橋邊氏か、其他何人かの筆記したるものなるべし、(第十)木庭作御停止批判覚書は其の前文に依れば、享保十年より同十四年に至る五ケ年間、民間の人々が、木庭作停止の命令に關する批評如何を著者が聞き集めたるもの丶様に記しあれども、末文には、又「右は昔年御郡役を勤めし或人に己酉(享保十四年)十二月に口上覚にて尋ねたる事の返答の覚書なり、後日の考の爲に寫し置く事如ㇾ是」とあり、前後甚不明瞭なれども、何れにしても、世上の木庭作停止に關する批評を書集めたるものに外ならず、(第十一)食兵宗旨續錄は、前記口上覚書中の二ケ條を、拔書したるものに過ぎず、然れども著者自ら爲にする所ありての拔書なれば、參考の爲め此に收容せり、其の由來は本書の前文を見るべし、(第十二)財用問答は、著作の年月詳ならず、内容は對馬藩主の諮問に答へ經書に據り、和漢の事實を引用して、大名勝手の直し方、及藩主の心得べき事等を述べたるものなり、本書は初めに大學の言を引き、財と用との區別を

說き、「米穀布帛は財なり、食ふと衣るとは用なり、金銀靑銅は財なり、物を買ふと人に與ふとは用なり云々」と論ず、其の說參考すべし、(第十三)常平問答亦その作年を詳にせず、耿壽昌の常平倉に倣ひ、常平の必要を問答體に記したるものなり、(第十四)山火燎覺書は藩主の屋敷に近接する山燒き拂の利害に付、當局の諮問に答へたる一篇の意見書なり、作年詳ならず、(第十五)樂物語は苦樂の比較論にて、欲望の向上を說きたるものなり、作年不明(第十六)古誼問答は支那の經史の言、及我國の史實を引證して、人間の守るべき道を說きたるものにて、作年明ならず、(第十七)同附錄は本書に關し、著者の友人某氏が、批評したる十三章の漢文なり、作年不詳、(第十八)對韓雜記幷に(第十九)同別錄は東文選にある朝鮮國王より對州へ對する頗る無禮暴慢なる諭告文及數通の宣旨なるものを載せて、對韓の關係交涉の顚末等、種々の事を記したるものなり、雜記の本文中には、人口論及貿易論等あり、有事の際の用意として、對州は自給自足の經濟に依らざる可らざることを說けり、又別錄に

は宗家と朝鮮との交通始末、及朝鮮の官制等を掲ぐ、(第二十)竹島文談は竹島の處分を議して、其の之を占領するの不可なる事を論じて、加島某に與へたる書面、及之に對する加島の返書を綴り合せたるものなり、鈍翁の說に曰く、「竹島の儀、日本之地を去る事百六十四里、朝鮮の地よりは樹木磯際迄相見え。誠に朝鮮に屬候段、地圖書籍之考、言語辯論之勞無く。相知申たる事に御座候……彼島を永く日本之屬島と極め候樣仕度と。被申候段、假令其の事成り候ても。日本之公儀に。他邦之島を無理に取りて、被差上たるにて候故、不義とは申候ても、忠功とは被申間敷候、朝鮮よりは、御先祖樣以來、恩遇を御受被成たる事に御座候處、無理に彼方の島を御取被成、日本に御附被成候段、誠に不仁不義なる事にて、可有御座と存候云々、」鈍翁の本色紙上に躍如たるを見るべし、(第二十一)國朝訓戒錄は國史の訓戒となるべき事實を拔鈔したるものにて、重盛、正成、家康等より、本多正信等に至る人々の善行を記し、中には少しも經濟上に涉らざるものあるも、治民の心得方を記したる

廉々を、主要とするが故に、此に之れを收錄せり、(第二十二)聖朝訓戒錄は、前書と同種の書にて、專ら支那三代の君臣問に於ける訓戒の語を解釋したるものにて、一部の政治書なり、(第十八以下、皆作年不詳、(第二十三)鐵炮格式僉議條目は寶永八年の作にして、本書は猪追詰の大事業其の功を奏したるに付、獵師其の他に於ても、自然と鐵炮の業を荒み、國防上にも大關係を及ぼすに依り、自國に於て鐵炮の製作を奬勵するの必要あることを說き、且大に武備擴張の忽にすべからざる事を論じたるものなり、(第二十四)祭平田類右衛門仁兄文は、亡友平田類右衛門を祭る一篇の短文なれども、記中對州の百姓の賣れる薪の代銀の內を、年々奉行所に納めさせて、野猪の害を除くの費用に充てたる事、及其の代銀の納めが、野猪追詰竣功の後に及んで尙繼續しつつありたる弊害等を記しあり、作年明ならず、佐護鄕碑文以下は參考の爲めに此に收錄せり、陶山先生事狀は頗る詳細の傳記にて、鈍翁の行蹟は、殆ど之に盡せりと云ふべし、訥菴先生事記は、古藤文菴と云ふ人の筆記に成れる

ものにして、鈍翁の行狀に關する雜話、五十九條を、年代に拘はらず、見聞のまゝ記したるもの、由、鈍翁の學系等は本書に最も詳かなり、最終の訥庵先生著書目錄は、對州に於ける訥菴會より編輯寄送せられたるものなり

此の續編の刊行に就ては、前編刊行の際に、多大の助力を與へられたる、中木博智氏（嚴原中學校長）及川本達氏（訥庵會副會長）復た非常の好意を以て、原本の蒐集及謄寫の事を薫督せられ、全編悉く此兩氏及訥庵會々員諸氏の盡力に成れるものなり、殊に篤學なる川本氏は、之が爲め自ら上京して、種々有益なる助言を與へられたり、此に一言を記して其の勞を謝す

大正四年六月　　　　瀧本誠一

解題終

猪鹿追詰覺書

陶山鈍翁著

猪鹿追詰覺書

陶山鈍翁著

猪鹿追詰之節、神山にて神主え讀せる書付之案

猪鹿年々に作毛を害ひ、人民の食物を減らし、作所に成るべき山も作所にならず、猪鹿の防に力費へて農業疎かなり、郡中に可㆑生程の穀物を生じ得ざる事、神の知り玉へる所なれば、委く申述るに不㆑及、近年は度々作毛惡く、人民困窮に及べる故、此上に凶年あらば、人民の食甚乏敷、飢に及ぶ事あるべし、平田喬信、陶山存、折節郡中之當職にて、其所を憂ひ恐るゝ餘り、猪鹿追詰之事を思ひ立、仕切牆を構へさせ、山々谷々の猪鹿を無㆑殘追はしむ、然るに神の山迚、人の入らぬ所の猪鹿を追出さぬ時は、猪鹿之災を除き去る事難㆑成故、神山之內をも無㆑殘追通らしむ、神を輕しめ神山を侵すにてはなく、郡中之人民を救はん爲に、神山の猪鹿をも追出さしむるなれば、其理りを聞し召て、常ならぬ仕形を許し給ふべし

敬白

年號　月　日

猪鹿追詰之次第

一 御國中之猪鹿を逐詰る仕形は、東西の廣みに五筋之牆を構へ、五筋之内一番目之牆は、唐舟志之東の出崎より、西津屋佐須奈之間之出崎迄仕通して四里、二番目之牆は、五根緒琴村之間之出崎より湊村刈生之間之出崎迄仕通して七里、三番目之牆は、志多賀小鹿之間之出崎より、女連津柳之間之出崎迄仕通して五里、四番目之牆は、佐賀久志之間之出崎より、銘村小綱之間之出崎迄仕通して六里、五番目之牆は、鷄知根緒之間之出崎より、今里阿連之間之出崎迄仕通して五里、合て二十七里之牆になる、峯傳之折曲を合せて、五里の所は七里に積り、四里之所は六里に積り、三里半之所は五里に積り、三里之所は四里に積る、東之浦内より西之浦内迄牆を仕通せば、路の程近けれども、猪鹿浦を渡る患あり、浦を渡れば、未だ逐詰ぬ處より、既に逐詰めたる處に猪鹿入込で、再び逐詰る費あり、出崎より出崎に牆を仕通し、海端に番人を置けば、再び逐詰る費なし、二番目四番目之牆は夏を經るゆへ、水に破れぬ様にして、峯傳へに仕通すべし、其外三筋之牆は、前年之十二月より翌年二月迄に用ゆるゆへ、細谷川に仕掛けたる分は妨げなかるべし、一番目の牆の北の内牆は九里、二番目之牆之北之内牆は二十三里、三番目牆の目の北の内牆は三十里、四番日之牆の內牆は十五里、五番日の牆の北之內牆は十八里、五番目之牆之南之內垣は二十八里、合する內牆百二十三里は、猪鹿を逐詰る間の用な

るゆへ川中を仕懸け、浦内に仕通しても妨げなし、逐詰の日は猪鹿浦を渡るべきゆへ、浦々は船を備へ置べし、右之如くすれば、内垣の内之坪半里に一里半程になり、猪鹿を逐詰るに便りあるべし、内牆之路に當りたる所は、木戸を構へ置くべし、逐詰之處は内牆の内にて、無用之地を狹く仕切りて其内に逐込み、廻りの垣は年々新しく仕替へて、逐詰處の牆は少しの町壊なるゆへ、別に積りを出さず、大垣内牆を餘計に積るゆへ、餘計之分にて逐詰所之牆を構へ終るべし、逐詰處の垣之間には、飛入り安く飛出る事なるぬ片峯を所々に拵しらへ置き、其所より逐込むべし、垣の積り、木近き所と木遠き處を並し、大垣は密に構ふるゆへ、一人一日を一間半に積り、内牆は大體に構ふるゆへ三間に積り、牆を構ふるには先間數を極め、たとへば大垣之通九千間ならば、村々之人夫を六百人呼寄せ、人夫百人出す村には、千五百間之町壊を渡し、請取普請にいたさせ、其村之下知人に無役給人を加へて、垣を構ふる奉行に定め、垣の仕樣惡しからぬ樣に吟味せしめ、其村之肝煎は木かづらを取出す方の奉行に定め、椓之曲りて用に立たぬを取出さぬ樣に吟味せしむべし、一村之人夫百人ならば、其内誰々何十人は木を伐りかつらを採り、誰々何十人は牛馬を引て木かつらを運び、誰々何十人は木かつらを請取垣を構ふべしと、夫々に相應之事を申付け、三樣ともに人柄を撰びて、三人に一人ヅヽを小頭に定め、木かつら多き所は、取出しの人夫少く當て、木かつら近き所は、運び出しの人夫を少なく當て、壊所好き所は、垣を構ふる人夫を少く當て、牆之仕樣は其村々にて功者を集め、其處にて宜きと申す

を用ひ、牆之高さ大牆は六尺、內垣は五尺に定め、大垣之かつらはまさき、むへ、あけびを用ひ、內垣は葛かつらにても用ゆべし、磐之上之橛立す所は、張橛ばかりにては弱かるべきゆへ、木にても石にても二ッ宛くゝり、垣の上之挾木に兩方より打渡して掛け置くべし、垣之惣奉行は、大牆之北之郷の奉行役より二人ヅヽ定め、佐役には、大垣の北の下知人より二人宛定むべし、垣の奉行何某は彼所より此所迄、何百何十間之垣を奉行したるよし帳面に記し置き、垣にも此所より西何百何十間奉行何某と書て札結ひ付け、垣成就之後麁草なる所あらば、其奉行之無調法に極むべし、大垣二十七里は人夫三萬八千八百八十人、內垣百二十三里は人夫八萬八千五百六十人、合する人夫十二萬七千四百四十人、七合飯米にして八百八十七石四升、垣を構ふる奉行二百八、日數二十日にして四千人、飯米二十八石、木かつら運ぶ牛馬之飼口は、持主より調へしむべし

一　大垣には東西之海端、東西之通り筋、幷に山路に當りたる所に番小屋を立て、木戶を構へ、往來ある時ばかり木戶を開き、其番人は大垣の北の村にて、困窮人之內實體なるを撰び、一番目、三番目、五番目之垣は八十日、二番目、四番目之垣は三百三十日、當番に付け置くべし、又垣之目付は大牆之北の村にて、給人足輕之實體なるを東西に三人宛撰び、三日代りにして、東西より一人宛勤め、一番目、三番目、五番目之垣は八十日、二番目、四番目之垣は三百三十日巡見せしめ、大垣の東西之眞中に際木を立て、東西之目付每日其所より海端迄巡見し、往來には必垣之外側を通り、垣之橛、かつら、

ずしも損じたるを見付たらば、早速惣奉行に申斷り修復せしむべし、一番目之大垣は目付六人、番人五人、日數八十日にして八百八十人、二番目之大垣は目付六人、番人九人、日數三百三十日にして四千九百五十人、三番目之大垣は目付六人、番人七人、日數八十日にして千四十人、四番目之大垣は目付六人、番人八人、日數三百三十日にして四千六百二十人、五番目之大垣は目付六人、番人七人、日數八十日にして千四十人、目付五千四百人、番人七千百三十人、合せて一萬二千五百三十人、飯米八十七石七斗一升

一大垣を構へ終りて、內牆に仕掛らぬ前に、猪の隱るべき處を伐り剝ぎ、其人夫は一里角之坪を四百人に當つべし、其中剝廻り處と、伐り剝き所を兩樣に分け、剝き廻し處は三方にても四方にても、幅二間程に剝廻し、大木之下之燒く事ならぬしくりは殘らず伐剝き、其內にて用に立つべき榾柴は、內牆を構ふる處に運び、內垣を構ふる間に、風の强からぬ日を撰び、風下と高き方より火を放ち、四五十間程燒入れ、左右より二三十間程燒入れ、其上にて風上と卑き方より火を放て燒拂ひ、外に火移らぬ樣に警固し、其人夫は一里角之坪を百人に當べし、中三年荒したる木庭を、中分之働之者一日一人して、十間四方程伐り剝くと云へるゆへ、百人宛四日勤め、四百人にては二百間四方伐剝くべし、其內百五十間に二百間を燒く事ならぬ伐り剝き處之分に除き、幅二間に長く剝く分五千間になり、五千間は八十三町四十間になる、一里角之坪之內にて燒き、剝き處の四方を幅二間宛に剝き廻す分八十

三町、大木之下之しくりを伐剝く分、百五十間に二百間より多き並しには當らざるべし、右之如くせば、猪鹿隱るゝ處なくて、逐詰るに便りあるべし、御國中之入海を除き、三里に二十三里程にして、一里角之坪六十六になり、山を剝く人夫一坪に百人宛、四日山を燒く、人夫一坪百人宛、一日にして人夫三萬三千人、飯米二百三十一石

一　猪鹿逐詰之仕形は、半里に一里半程之坪を、人夫六百人犬二百疋にて一日ヅヽ逐ひ、人夫三人之內一人を小頭にして、小頭一人之左右に、組子の人夫を一人宛立て、間配りと步み樣と程よくいたさせ、人夫十五人に給人一人宛相添、行列之外になりて、人夫の前後左右を立廻り、間配りと步み樣を下知せしめ、其坪の猪鹿を逐詰たる翌日は、隣の坪之猪鹿を逐詰むべし、一村之內にて猪鹿見出しの功者を選び、一坪の內に猪鹿見出し役の者を二人宛定め置き、其坪之猪逐相濟たる翌日より、其坪之內にて逐詰、垣之內に入らぬ猪鹿を犬二疋にて逐出し、何疋と見極めさせ、大垣之內の坪々を一通り逐仕廻たる上にて、隣鄉之人夫を返し、犬附と犬と計りを留め置き、逐詰垣之內に入らぬ猪鹿一疋にても、殘りたる坪を其鄉中之人數にて再び逐詰め、殘らず逐詰るべし、猪鹿見出し役之者を定むる時は、誓紙之前書に、猪鹿を隨分念入れ、每日見屆け逐詰垣の內に入ぬ、內牆之內に殘りたる猪鹿何疋と見極め、早速申斷るべし、若し見屆に怠り、又は見屆けたるを隱し置き、有のまゝに申さずば、即時神罰を蒙るべき由を書述べ、其村の氏神之拜殿にて、熊野の牛王に名を記し、手判を押させ、其村の會

所にて、手判之上に血判を押させ置き、萬一役目に怠り、又は見届けたるを隱し置たる事相知れたらば早速縛り、其村に一日さらし、隣郷の大村に二日さらすべし、御國中を半里に一里半程の坪八十八にして、人夫五萬二千八百人、飯米三百六拾九石六斗、犬二萬千七百八十疋、四合飯米にして八十七石壹斗貳升

一　十一月十日迄に麥之仕付けを仕廻ひ、同十一日より牆を構へ、十二月二十五日頃迄之內に猪鹿を逐詰め、正月は六日より牆を構へ、二月二十日頃迄之內に猪鹿を逐詰め、十一月十一日より翌年二月二十日頃迄日數百日程之內、歲暮年始合て十日程、風雨二十日程にして、勤め之日數七十日程になる垣を構へ猪鹿を逐詰る事に當りたる鄕には、其月の御用之割物を差除け、觸番も他之月に當て、只逐り公役又使ばかりを勤めしむべし、垣は二十日に積り、山刹は五日に積り、猪鹿逐詰は或は八日、或は十日、或は六日に積る、八日十日に積りたる逐詰之所、若し風雨など續かば、十二月之二十八九日迄逐詰に掛り居、難儀なる事もあるべきゆへ、垣を構ふる時隨分精を出し、垣の壞所村里より遠くば、山宿りにして飯をも山小屋にて炊ぎ、早朝より日暮迄勤め、二十日の垣を十四五日にて仕終り、逐詰之日數に餘計ある樣に仕懸くべし

一　初年之冬、一番目之大垣內牆を構へ、其內之猪鹿を逐詰め、二年目之春、二番目之大牆內垣を構へ、其內之猪鹿を逐詰め、同年之冬、三番目之大垣內牆を構へ、其內之猪鹿を逐詰め、三年目之春に、

四番目之大垣內牆ヶ構へ、其内之猪鹿を逐詰め、同年之冬、五番目之大垣内垣を構へ、其内之猪鹿を逐詰め、四年目之春、五番目之大垣の南之內牆を構へ、其内之猪鹿を逐詰れば、冬春を一年にして三年に成就する、中二年掛り四年になる

一　豐崎鄕は給人五十五人、足輕二人、佐護鄕は給人三十一人、足輕十四人、伊奈鄕は給人三十三人、足輕三人、三根鄕は給人十二人、足輕十六人、仁位鄕は給人三十六人、足輕二十四人、與良鄕は給人五十六人、足輕九人、佐須鄕は給人十八人、足輕五人、豆酘鄕は給人十七人、合する給人二百五拾八人、合する足輕七十三人

一　豐崎鄕十歲以上之男七百八十人之内に、用る人三分之二にして五百二十人、佐護鄕六百六十人之內四百四拾人、伊奈鄕千二百七拾人之內八百四拾六人、三根鄕八百人之內五百二十四人、仁位鄕九百五十人之內六百三十二人、與良鄕千四百人之內九百二十人、佐須鄕六百七拾人之內四百四十六人、豆酘鄕三百人之內二百人、合する人夫四千五百二十四人

一　一番目之大牆は四里、人夫五千七百六十人、北之內牆九里は人夫六千四百八十人、合せて一萬二千二百四十人、豐崎佐護二鄕之人數之內より六百十二人を用ひ、二十日にて仕終り、半里に一里半程之坪八ッを、右二鄕之人數之內より六百人を用ひ、五日しくりを拂へば三千人、同六百人を一組にして、八坪之猪鹿を一日宛逐へば四千八百人

一　二番目之大垣は七里、人夫一萬八十人、北之內牆二十三里は人夫壹萬六千五百六十人、合て二萬六千六百四十人、佐護、豐崎、伊奈、三鄉之人數之內より千三百三十二人を用ひ、二十日にて仕終り、半里に一里半程之坪十六を、右三鄉人數之內より千二百人を用ひ、五日しくりを拂へば六千人、同千貳百人を二組にして、十六坪之猪鹿を一日宛逐へば九千六百人

一　三番日之大垣五里は人夫七千二百人、北之內牆三十里は人夫二萬千六百人、合て二萬八千八百人、伊奈、豐崎、佐護、三根、四鄉之人數之內より千四百四十人を用ひ、二十日にて仕終り、半里に壹里半程之坪二十を、右四鄉之人數之內より千五百人を用ひ、五日しくりを拂へば七千五百人、同人數之內千二百人を二組にして、二十坪之猪鹿を一日宛逐へば一萬二千人

一　四番日之大牆六里は人夫八千六百四十人、北之內垣十五里は人夫壹萬八百人、合て一萬九千四百四十人、三根、伊奈、仁位、三鄉之人數之內より九百七十二人を用ひ、二十日にして仕終り、半里に一里半程之坪十二を、右の三鄉之人數之內より九百人を用ひ、五日しくりを拂へば四千五百人、同三鄉之人數の內より千貳百人を二組にして、十二坪之猪鹿を一日宛逐へば七千貳百人

一　五番日之大牆五里は人夫七千二百人、北之內牆十八里は人夫壹萬二千九百六十人、合て貳萬百六十人、仁位、三根、與良、佐須、四鄉之人數之內より千八人を用ひ、二十日にて仕終り、半里に壹里半程の坪十六を、右四鄉之人數之內より千貳百人を用ひ、五日しくりを拂へば六千人、同千貳百人を貳組

にして、十六坪の猪鹿を一日宛逐ば九千六百人

一　五番目之垣の南之内轄二十八里は人夫二萬百六十八、與良、佐須、豆酘、三郷之人數之内より千八人を用ひ、二十日にて仕終り、半里に一里半程之坪十六を、右三郷之人數之内より千二百人を用ひ、五日しくりを拂へば六千人、同千二百人を二組にして十六坪之猪鹿を一日ヅヽ逐ば九千六百人

一　海邊之畠木庭は猪鹿之害ひ少く、秋作は風強く當りて出來あしく、麥作は四五月に實のる物なるゆへ、風損少なく、藻肥へを多く入るゝゆへ出來よく、風之吹通しに障りなきゆへ、暖氣にうむれずして實入よし、谷際之畠木庭は秋作に宜しけれども、猪鹿に害はるゝ分甚多しと云へり、然ば猪鹿を逐詰る後、麥作之猪鹿に害せられたるを、害せられざる分と、以前に仕付ざる處に仕付る分之出來增しは、秋作出來增しより少く、秋作の猪鹿に害はれたる分と、以前に仕付けざる處に仕付る分の出來ましは、麥作之出來增しより多かるべし、其上猪牆と猪追を止めたる代りに、土を掛け草をぬき、牛馬をよく飼て、踏こへを多く入るゝ方に力を用ひ、仕付け取納も手廻しよくならば、是亦穀物出來增す積りなり、猪鹿逐詰之入目銀を町人より借り調へ、出來增之穀物を其年の相場にて相渡し、段々と元利之差引いたし、其中にて御家中調殘りの大豆、他國へ賣出す事を御免しあらば、入目銀を借し渡すものあるべし、御年貢之增す事を好まず、穀物の出來增ことを好み、御國中を御藏之中の樣に思へる心にて、猪鹿逐詰之事を行ひ、其上にて公役を省き、怠りを戒め、困窮を救ひ、驕りを禁じ、山

林を養ひ、川筋を直し、村々に穀物を蓄へて、凶年之用に備へば、穀物の出來增し甚だ多かるべし、御國は地續かぬ島なれば、入目多く仕形宜しくて、年數をかさねば必ず逐詰る期あるべし、既に猪鹿を逐詰ば、穀物甚出來增すのみならず、野菜の出來增も穀物に應じ、木の實を猪の食する分も人の益になり、凶年に猪の掘食ふ葛根蕨根も、人の掘り採る分の增しになり、竹の谷々に多く茂るも、亦人の益あるべし

一　牆を構へしくりを剝き、猪鹿を逐詰る人夫は、同鄕他鄕の差別なく、何れも七合飯米にして、公役同前に召遣ひ、後に入目銀之元利を穀物にて出すには、其鄕の境內之入目程出さしむべし、鄕境に垣を構へて、勝手あしき所は、假令半里一里入込て垣を構ふるとも、鄕境の牆と同格にして、入目を兩方に割付け、大牆他鄕に入込たる時は、其入込たる所之內牆、山剝、猪逐等の入目を他鄕に割付、其時々々御郡奉行と兩方の奉行役立會、檢分之上にて極むべし、御立山之內にても、御用に立つべき木のなき所しくりたらば、剝廻して燒拂ひ、公領、社領、寺領、給地之木庭、幷に給地之山に小松を仕立置たる所、しくりて其分を燒拂はゞ、公領の木庭の物成は、其木庭を燒拂ひたる時のほどに木庭茂る迄、物成を鄕中より納め、社領、寺領、給地の物成も、其木庭を燒拂ひたる時のほどに木茂る迄、物成を鄕中より渡すべし、燒拂ひの木庭持たる給人百姓には、其鄕之奉役、其村之下知人、立會僉議之上にて燒拂はぬ木庭を請持ちたる百姓之方より、相應に分け出して作らしむべし、大牆之番人、幷に日付之

入目は、一郷宛之入目高は割付て出さしめ、出來增多き郷と、出來增し少なき郷は、夫々に僉議して、出來增し少く、入目多き郷之出し前を相應に減じ、出來增多き郷に、相應に割付けて出さしめ、出來增之穀物は、當役無役之給人、宮司神主出家社人迄も、地面を持ち耕作するほどの人には、百姓同前に出さしむべし

一　猪之仕形、逐詰之手分け、幾重にも宜しき方を用ゆべし、一筋に見識を立てゝ、給人百姓之心退屈する樣にせば、事の成就に妨げ有るべし、百姓を使ふには嚴密に法を立て、法に背く者は相應之科に申付け、其中面々之手前に難儀なりと思ふことなきやうにして使ふべし、百姓は愚なる者ゆへ、如何程後之利になることにても、當分に難儀あらば、眞實に精を出さずして、事の成就に妨げあるべし、老人、小兒、病者、片輪を數人養ふもの、一冬一春之内に、七十日程猪鹿逐詰之事に懸り、家内難儀に及ばゞ、僉議之上にて飯米の分量を、定まりより多く與ふべし

一　百姓之勤方甚勝れたるには、鳥目を二拾疋あたへ、大體勝れたるには十疋あたへ、甚不精なるは縛りて其村に一日さらし、大體不精なるは、其日之飯米をあたへざるにすべし、賞にあたふる錢は、御郡中之用心銀之内より出すべし

一　久稱之矢干之內、豆酘之淺藻之內には、狩人之入らぬと云傳へたる處あるに、其處をも逐通るは安からぬ事なり、然れ共山々猪多くして、年々穀物之多く害ひ、猪荒之處は地面好き畠木庭にても、

穀物を種る事成がたく、垣を構へ猪を逐ふに力費へて、仕付取納も時に後れ、草をぬき土をかくる事も心の程になりがたく、御國中に生ずべきほどの穀物を生じ得ず、人民甚難儀なる時節もあるべきなれば、此道理を申述、神職の人をして山神に告げて申さしめ、社人數十人を先達にして、殘る所なく逐しむべし

一　猪鹿は山野をかけるものなるに、狹き嶋之内に逐詰るは、安からぬ事なるゆへ、御國中の猪鹿を殘らず逐詰めたる時に至らば、猪兒、鹿兒各十ばかりを生ながら執へて箱に入れ、朝鮮國の絶影島に送り放つべし、朝鮮國元より猪鹿ある國なれば、少し計りの猪鹿を送り放つ事を許さぬことはあるまじ、若許すまじきとの儀ならば、肥前之内之御領分基肄、養父之山に送り放つべし

右之條々は猪鹿逐詰之事を行ふべき時節、僉議之一筋にも成るべきかと思ひ、前以僉議したる趣を有增し書付置く處、如件

元祿十三年庚辰九月　口

御郡奉行所

猪鹿追詰覺書 終

口上覺書上卷

口上覺書

一　某先年平田類右衛門殿と同前に御郡役相勤候節、仕掛置候儀申上置候儀に付、當年八月以後御口上御覺書を以、類右衛門殿と某と段々御尋被ㇾ成候事共有ㇾ之、此程に至り候て草案相調へ、御手代衆に清書を賴み、左之通御返答申進候、類右衛門殿と某連名にて申進候筈にて御座候得共、類右衛門殿は御役用繁く、折々得ニ御意ー候て御返答之次第申談候事も難ㇾ成候故、御尋之御覺書を私宅にて類右衛門殿御披見候時申入候は、此返答某存入之通りを段々書付候て可ニ申達ー、御返答書出來候節可ㇾ懸ニ御目ー候間、其内御同意に思召候所は、其分にて御濟被ㇾ成、御不同意之所計別て御返答被ㇾ成候得と申入置候

一　此度之信使に鄕足輕、幷百姓を被ニ召遣ー候高貳拾參萬貳千人程之內、七萬人程は先例に無ㇾ之儀に被ニ召遣ー候、左樣有ㇾ之候は府中末々之者減じ候故と相見へ候、某共御郡役より旅人吟味役致ニ兼帶ー候節、府中末々之者減じ候ては、上使信使之節、田舍之人夫を被ニ召遣ー候高相增し候筈と申す考を不ㇾ仕儀は有ㇾ之間敷候、田舍之人夫を被ニ召遣ー候儀相增し候段、百姓之爲に不ㇾ苦事と相考へ候所有ㇾ之候哉と御尋被ㇾ成、右之御返答五ヶ條左に申述候

一　某其御郡役より旅人吟味役致ニ兼帶一候節之書手役小宮元右衞門は、宗門御改所之書手役にて兩方を被ㇾ勤候故、元右衞門を以宗門御改所に申達し人改之記錄を借り、旅人吟味役所之記錄に書寫し置申候、然處右人改之記錄には、延寶八年より以後の人高相知れ、延寶七年より以前之人高は相知れ居不ㇾ申候、當年之宜承り候は、小田孫六殿御勘定役之時分、書寫し置かれ候御國中人高御改之記錄、小田平左衞門殿に有ㇾ之由承及、平左衞門殿より借り候て寫し候に、寛文五年より延寶七年迄十五ヶ年之間に、人高御改之年六ヶ年有ㇾ之、右之六ヶ年は寛文五年、同十二年、延寶三年、同四年、同五年、同七年、其外之九ヶ年は宗旨之御改計有ㇾ之、延寶七年以來人高之御改も年々に有ㇾ之、延寶三年より九歲以下寺證文不ㇾ取者も惣人高に入り、寛文五年、同十二年二ヶ年之御改は、十歲以上寺證文取ㇾ之者之高計を御改被ㇾ成候と相見へ、九歲以下十歲以上之仕分ヶは、延寶八年より書記し有ㇾ之候、寛文五年之人高は貳萬〇四百四拾人と相見へ、延寶八年より貞享元年迄五ヶ年之間九歲以下之人高之並し、右五ヶ年十歲以上之人高之並し之一割七步に當り居、貳萬四百四拾人之一割七步三千四百七拾人程を合せ候時、寛文五年之惣人高貳萬三千九百人程と相見へ、當年之御改之人高貳萬九千五百〇三人に引合せ候得ば五千貳百人程少く、其上當年之御改には、銀山之人高六百七人と相見へ、延寶七年之御改には、銀山之人高千三百貳拾五人と相見へ、寛文五年之頃銀山之榮へ申たる時節には、銀山之人高千三百人より多くは有ㇾ之候とも、少くは有ㇾ之間敷候故、寛文五年之人高貳萬三千九百人程之内より、銀

山之分千三百人程引候得ば、府中郷村之人高は貳萬貳千六百人程に成り、當年之府中郷村之人高貳萬八千八百九拾六人に引合せ候得ば、六千六百人程少く御座候、御國中に入來居候他國人之高、宗門御改之記錄には、天和元年以來相知れ居候處、小田孫六殿寫被レ置候記錄には、天和元年之前年延寶八年より相知れ、延寶八年之他國人高八千〇八拾四人、天和元年之他國人高七千九百七拾六人と相見へ申候、他國人高府中、郷村、銀山之仕分けは、天和元年より相知れ居申候所、天和元年之他國人府中之分六千貳拾貳人、郷村之分千百貳拾九人、銀山之分八百貳拾五人と相見へ、寛文五年に貳萬三千九百人程有レ之たる惣人高、延寶之末天和之初に至り候て三萬千人に餘り候は、他國人多く入込候て、十四五年之間に人高七千人餘相增したるにて御座候

一　萬松院樣慶長九年に朝鮮之兩使を被二召連一、慶長十二年に朝鮮之三使を被二召連一、雲光院樣元和三年、寛永元年、同十三年、同二十年、明暦元年に朝鮮之三使を被二召連一、明暦元年は去年辛卯より五十七年に成り申候、其節迄は御家中之人高も只今之半分よりは少く、末々之高も夫に應じ候と相聞へ申候、然ども慶長九年より明暦元年迄七度之信使に、府中之人數少く候て差閊に成り候との申傳へも無二御座一、郷村之者共を被二召連一候て相濟申たる由に御座候、天龍院樣天和二年に朝鮮之三使を被二召連一候節は、府中之人高其以前之信使之節よりは甚相增し居申候故、郷村之者を被二召遣一候儀少く、近年は府中之人高天和之頃よりは減じ居申候故、去年辛卯之信使に郷村之者を被二召遣一候高、天和二年之信使

之節よりは多く御座候、去々年庚寅之秋二郡八鄕にて、二十歲以上六十歲以下之男之數を御極め被ㇾ成候處、四千百八十人餘有ㇾ之、其內より鄕士、神主、社人、被官、下男幷に常々病身なる者を引候て、鄕足輕幷に百姓名子之分三千人程と相見へ、今度信使に付鄕村より附人水夫等之勤に罷出候者は、鄕足輕之府中足輕に加り候を合せ候て六百〇六人にて御座候由、各より被㆓仰聞㆒承り候、天和二年壬戌之人改には、府中之人高一萬五千二百七十九人、鄕村之人高一萬四千八百十三人、去年辛卯之人改には、府中之人高一萬千九百三十六人、鄕村之人高一萬七千五十四人と相見へ、鄕村辛卯之人高は、壬戌之人高に、二千貳百四拾一人相增し、鄕村之惣人高之內にて、二十歲以上六十歲以下之病身に無ㇾ之男惣人高之二割三步程有ㇾ之候故、惣人高にて二千二百人餘相增候得ば、其內にて二十歲より六十歲迄之病身に無ㇾ之男五百人程相增し居申積にて御座候、壬戌之信使之節江戶表迄被㆓召連㆒候鄕足輕、幷に大坂迄被㆓召連㆒候郡水夫兩樣之高、御郡役所に相知居候分百五十人有ㇾ之、其外に自分より御家中之衆に賴候て附參り候者共は、御郡役所に相知れ不ㇾ申。去年辛卯之信使には、御家中之衆被㆓連越㆒候下人不足之分を、初より鄕村に御割付被ㇾ成候て人高相知れ、附人水夫共に六百〇六人出申たる由御座候、縱令壬戌之信使之節、百姓之子共御家中之衆に附き參り候者無㆓御座㆒、右之百五十人のみ相勤、辛卯之信使には六百〇六人相勤、四百五十人程相增候にいたし候ても、二十歲以上六十歲以下之病身に無ㇾ之男、壬戌之年に五百人ほど相增し居候得ば、辛卯之秋冬鄕村に居候男數よりは多き積りにて御座候、尤男

女老少之惣人高二千二百人餘相增し候ては、達者成る男食用を働出し候者四百五十人、半年程も郷村に居不ㇾ申候段、差間へ候處有ㇾ之筈とも可ㇾ被ㇾ申事に御座候得共、郷村に居候者は極老幼稚之外は、男女ともに作所礒山にて相應之働を仕候故、稀に半年程四百五十人之出入相增し候段、重き差間へとは可ㇾ難ㇾ申候、先年以來府中之人數之減じ候は、附人水夫之勤を仕候部類之者共より減じ候故、假令此後府中之人高段々減じ、五十年以前之人高程に成候とも、附人水夫之働を仕る部類之男の減じ候分は、四百人程ならで有ㇾ之間敷候、左樣之時節信使致二來聘一附人水夫等府中者にて相足り不ㇾ申分千人程と相見へ候とも、郷村之百姓名子三千人程之內より、千人程罷出候て相勤め、殘り二千人程にて三千人分之作物之仕付け取納を相濟、六十一歲以上十九歲以下男、幷に壯年之婦女迄も差寄り候て相働候はゞ、是又重き差間に成り候と申す儀は有二御座一間敷候、壬戌辛卯之信使にも、府中郷村之者計にて水夫之數相足申たるにて無二御座一、問屋附とて當分御國に入來り居候者どもをも御雇被ㇾ成、辛卯之信使には、隣國之者をも御雇被ㇾ成候て相濟み申たる儀御座候故、此後之信使に若郷村之出人千人と相當候はゞ、攝州、播州、筑前、肥前等之國々より之雇水夫を、辛卯年之雇ひに四百人ほど御增し被ㇾ成候て相濟可ㇾ申候、郷村之者に信使之節之水夫公役を被二仰付一候賃銀は、以前より六拾目に相定り居申候、郷村より四百人之水夫を御增し不ㇾ被ㇾ成候て、他國雇之水夫を四百人御增し被ㇾ成、郷村之水夫は六拾目之賃銀にて御座候處、他國雇之上水夫は假令賃銀一倍高く百二十日に當り候とも、四百人にて貳拾

四貫目之違と相見へ、信使來聘之節之御入目より見候ては少之違にて御座候、其上御國之鄕村には常に水夫之業を仕り候て、他國へ致二往來一候者無二御座一、攝州、播州、筑前、肥前等之國々之水夫は、大坂西國之間之往來を常に仕來り候故、左樣之者共を御雇被レ成候方船中之爲にも宜く、御國之儀上方他國通用之力にて諸事を御調へ被レ成候段、信使來聘之節之早船水夫のみにて無二御座一候故、信使來聘之節は鄕村之者を水夫に不レ被二召遣一候て不レ叶御事とも難レ申、四十六ヶ年以來鄕村之凶年に、粮麥之御年貢千二百石より二千二百石迄之捨りを請け候年八ヶ年有レ之、以前下直なる直段一石二十目程之粮麥にいたし候ても、千石は二十貫目程、二千石は四拾貫目程と相見へ、凶年に百姓致二難儀一候とて、定免の年貢に右之通り之捨りを被二仰付一候上は、信使來聘之節之水夫公役に百姓致二難儀一候時、他國雇之水夫賃銀臨時に參拾貫四拾貫目相增候とて、百姓之難儀を御了簡不レ被レ成筈は有二御座一間敷候、且又去年信使參向之節、壬戌之節之例に無レ之、船夫を府中にて被二召遣一候高一日之勤を一人にいたし候て、四千四百八十六人と相見、右之分は御作事方に被二召仕一候日傭不足之差足しと、風波に付波戸損じ候修理普請之日傭之差足しにて御座候由、各より被二仰聞一承候、右之人夫を大數五千人にいたし候時、二十歲より六十歲迄之者三千人之內、府中に近き鄕村より千人にて五日之勤に當り申候、府中之浮民減じ候て、五十年以前之人高程に成り候時節に信使致二來聘一、右之格之夫遣有レ之、府中に近き鄕村より千人にて十日程之勤に成り候とて、甚き差閊へと申す程之儀にて無二御座一、信使通り筋之道中にて荷馬

附き人足用之百姓、鄕々より前廣に野宿いたし候て待請候難儀に合せ候ては、重き難儀とは被レ申間敷候、信使之通り筋之御代官所、又は御大名樣方之御領分、海路にては浦人を多く被二召遣一、百姓を少く被二召遣一にて可レ有二御座一候得共、陸路にては百姓を多く被二召遣一にて可レ有二御座一候、京、江戸、大坂幷に御大身之御大名樣之御城下には、臨時之夫遣も百姓之內より出人に成り候格無二御座一候て、相濟候御仕形も可レ有二御座一候得共、御大身と申程之御身體にて無二御座一御大名樣之御城下に、百姓を多く不レ被二召遣一候て、臨時之夫遣を御濟せ被レ成候御仕形は有二御座一間敷候、京、江戸、大坂にても不時に夫遣大分に入り候御事御座候得ば、夫遣に被レ雇候爲に近邊之國々より人多く入込み、大分之夫遣相濟候得ば、又元之通に立歸申由に御座候、殿樣朝鮮之信使を被二召連一候は、御身體之御分限に過したる御勤にて御座候處、信使來聘之節附人水夫に百姓を多く不レ被二召遣一、夫遣日傭に百姓を多く不レ被二召寄一、他國之水夫をも多く御雇ひ不レ被レ成爲とて、府中之浮民を過分に被二召置一候道理は有二御座一間敷候、殊に他國之御大名樣之御領分は、大領小領共に米穀之餘分を公儀之御城下、又は町人之多く聚り居候浦津に賣出し候さへ、不時之夫遣之爲とて浮民を備へ被レ置候儀は無レ之由に御座候處、他國外國より米穀入來り不レ申候ては、府中之食用甚足り不レ申樣に成り來りたる御國にて、信使之節百姓を多く不レ被二召遣一候て相濟候爲に、府中之浮民を多く御仕立置可レ被レ成樣無二御座一、寬文、延寶之頃朝鮮國との商賣に御所務多く候所より、府中之浮民甚相增し居候て、壬戌之信使來聘に、鄕村之附人水夫

少く候段を定格に御立て可レ被レ成様無二御座一、知行取り扶持取りと申侍衆之御扶助さへ、寛文年中より之御仕來りにて、御國之二郡基肄、養父之一郡半之御年貢を以被二成下一候分にては足り不レ申、遂使交易之御所務を以御足被レ成候様に成り居申事御座候所、信使來聘之早船水夫を他國より多く御雇ひ被レ成候ば如何敷御事に候などと可レ被二思召一様無二御座一候、壬戌之信使辛卯之信使には被二召連一候御家中之人數、其以前七度之信使之節よりは多く御座候ても、殿様御身體は今度御拜領被レ遊候園部を御加へ被レ成候て、萬松院様御代慶長十年より、光雲院様御代寛永十二年迄之間と同じ御身體にて御座候、然る上は信使之節被二召連一候御家中之人數相增し候に應じ候て、早船水夫之數相增し候を、他國より御雇ひ被レ成候とて公儀御役人様方不レ宜御事と可レ被二思召上一様無二御座一、大坂又は隣國にて相對次第に御雇はせ被レ成候て足り不レ申分、西國筋之浦々より之御雇足しを御願上被レ遊候時、當ざる儀を御願上被レ成候とは被二思召上一間敷御事之様に奉レ存候

一 萬松院様御代、光雲院様御代之信使に鄕村之者を多く被二召遣一候て相濟候段、當久之例に成り可レ申事に御座候所、鄕村之者共其例を申立候儀は無二御座一、寛文延寶之頃上方より抱者大分罷下り、其內より在附者も多く候て、府中之人數甚相增し、天和二年之信使之節府中者を多く被二召遣一鄕村之者を少く被二召遣一候儀計りを先例に申立て、以前は江戶御屋敷之御墓所に被二召遣一候人足下男・御奥様に被二召遣一候御中居御半下迄鄕村之者を被二差登一、御家中之衆江戶勤之節被二連越一候者も、多くは郡附とて鄕

村之者共を連れ被レ申たる段相知れ居申事に御座候得共、左樣之所は少も存付け不レ申、此度之信使に御家中之附人に當り候者、幷に早船水夫に當り候者は、父子兄弟同居いたし、成長之男二人以上有レ之內より被二召遣一候て相濟候を、大方單立いたしたるなどと申觸し、壬戌之例に無レ之府中にて之夫遣は、皆々日傭賃銀を請け、壬戌之例に有レ之府中にて之夫遣は、五合飯米計を請け候も有レ之、飯米請け不レ申も有レ之、壬戌之例に有レ之候とも人高大分に被二召遣一候と、日傭賃銀を不レ被二成下一候て被二召遣一候との兩樣、百姓之難儀重二筈にて候處、人數之多少賃銀之利益之儀は主意に不二申立一候て、壬戌之先例之有り無しを主意に申立て、父子兄弟同居いたし候者にても、其內より公役に當り村に居不レ申候得ば、耕作拵方共分程相後れ、作得も共分程減じ、府中者之日傭賃銀を請け候て勤候とは違ひ、甚難儀仕候と申由に御座候、且又此度之信使之夫遣、壬戌之先例に有レ之勤方計にて拾六萬貳千人程被二召遣一候ても、去年之秋作之大損毛には相替儀有二御座一間敷候、去年七月兩度之風損之石高之內九千七百四拾四石餘に、大豆小豆幷に其外之作物を大豆小豆に加へ申たる石高にて、一石四拾目に御當て被レ成候て三百八拾九貫目餘、同六千七百貳拾四石餘は籾、粟、蕎麥にて、一石參拾目に御當て被レ成候て二百〇七貫百目餘、二口合五百九拾六貫七百目餘、大數六百貫目程、又去年信使之勤に付蕎麥之作り付例年之程には無レ之、損分之內より風損之分を御引被レ成候殘り高四百六十石餘、十四貫目程之銀高と相見へ候由、各より被二仰聞一承り候、月切賃銀を被レ下候て臨時に被二召遣一候人夫を不レ被二召遣一、毎日海山

を排候利分雨天晴天を並し、一日を一夕に當て候ても、七萬人にては七拾貫目程、其内半分を食用に引き、殘り三拾五貫目程に蕎麥之損分十四貫目程を合せ候時、大數五拾貫目程と相見へ候、風損に付六百貫目程之損失有レ之たる所は、甚き難儀之積には不二申立一臨時之公役に五十貫目程之損失有レ之たる處を、甚き難儀之樣に申立候と相聞へ候

一　延寶九年に上使御巡檢被レ遊候時と、寶永七年上使御巡檢被レ遊候時は、府中鄕村之人高多少之違御座候、延寶九年には府中之人高一萬五千〇六十人、鄕村之人高一萬四千九百貳拾五人、寶永七年には府中之人高一萬二千九十一人、鄕村之人高一萬七千二百二人と相見へ、府中之人高右之通減居申候故、府中者にて之夫遣足り不レ申分を、鄕村より被二召寄一候分五十一人、內四十人は夫遣之差足し、同十一人は早船水夫之差足しにて御座候、右五十一人之勤之日數は、定て其節之記錄に相見へ居可レ申候、延寶九年に上使御巡檢之節は、府中之人高其以前よりは甚相增し居候故、府中之夫遣多くは府中者にて相濟候得共、其以前之御巡檢之節は、府中之夫遣も多くは鄕村之者相勤申たる由に御座候、延寶七年之御巡檢之節は、鄕村之人高延寶九年之御巡檢之節より二千百人餘相增し、其內には十八九歲より五拾八九歲迄之男五百人程有レ之積りにて御座候故、延寶九年之御巡檢之節より相增し居候男五百人程の內より、府中之入用之分を被二召寄一御役方之夫遣幷に御家中町中之日雇者に御當て被レ成候はゞ、道橋之掃除修理に至る迄へ初より少之差閊へも無レ之筈にて御座候、譬ば鄕村より三百人召寄せ被レ置候內、

百人入り候日も有レ之、二百人入より候日も有レ之、三百人不レ殘入り候日も有レ之、百人入り候日は二百人空く日を暮し、二百人入り候日は百人空く日を暮し、夫遣賃銀日備之賃銀をも取り不レ申、手前之働をも不レ仕、無用之費不レ輕事に御座候故、五七日前より御役方幷に御家中町中寺庵迄も日備之入り可レ申大數を御尋被レ成、相知れ候分を上使之御通筋にて無レ之村々より被ニ召寄一候はゞ、府中鄕村共に差閊へ候儀無ニ御座一、常之時にても右之格に鄕村之者を被ニ召遣一、若黨、中間不足之差足には、府中より半里、一里、二里半之所に有レ之村々之百姓名子之內、見掛け宜き者を不時之附人之用に定め被レ置候はゞ、府中之浮民少も無レ之候とも、惣體之夫遣幷に御家中之衆不時之勤之附人迄差支へ候儀は有ニ御座一間敷候、去々年庚寅之夏迄は鄕村より御家中に、三年切之奉公に罷出居候男百四拾人有レ之候故、辛酉之年に相增し候二十歲以上六十歲以下之男五百人程と相見へ候ても、御巡檢之節鄕村に居候分は三百五六十人程にて可レ有ニ御座一候、假令庚寅年之鄕村之人高、辛酉之年に相替儀無レ之、府中には水夫日備之雇に出候者無ニ御座一候得共、辛酉之年之人高一萬四千九百人餘之內、極老幼稚に無レ之男二千五百人程にて勤候儀を二千人にて勤め、五百人を府中之水夫日備之雇に御當被レ成候はゞ、是又差閊へ候儀有ニ御座一間敷候。萬松院樣御代、光雲院樣御代府中鄕村共に人數少き時之上使信使にも、夫遣等無ニ差閊一相濟候にて知れ申たる事に御座候、夫遣差閊へ候と申候に、人數不足に候て差閊へ候と、下知不レ宜候て差閊へ候との兩樣可レ有レ之事に御座候、譬ば以前貳千五百之人夫にて勤候儀を、千五百之人夫にて勤

させ候は差閊へ申筈に御座候得共、夫程之遣は下知之仕形にて差閊へに成り不レ申道筋可レ有二御座一候、以前貳千五百人にて勤候儀を、千五百人にて勤候とも、下知之仕形不レ宜候はゞ、差閊候事可レ有二御座一候、三十日前に仕掛り、一日に三百人宛召遣ひ、三十日之夫高九千人にて仕廻候筈と相見へ居候儀に、其考へを不レ仕十日前に仕掛り候はゞ、一日に五百人宛召遣候ても、十日之內には五千人ならでは遣はれ不レ申、三百人有レ之候て濟候筈之夫遣、五百人有レ之候ても濟かね可レ申候、三百之人夫を三十日召遣候て仕廻候筈と相見へ居候儀に、人夫少く二百人有レ之候時、夫遣を四十五日前より仕掛り候はゞ、二百人にても九千人之夫遣にて相濟可レ申候、御巡檢使鄕村を御通り被レ遊候時之送り之人夫などは、同日同所之勤にて前廣に仕置き候儀成不レ申事に御座候故、左樣之勤は鄕村に人數多き節二鄕三鄕之人夫にて勤候を、人數少き節は四鄕五鄕人夫にて勤め申たるにて可レ有二御座一候

一　國家之夫遣に百姓を被二召遣一候段、天下古今之定法にて御座候、古訓に民を使ふに時を以すると有レ之候も、百姓を被二召遣一候事と相見へ、農業之時節に百姓を被二召遣一候得ば、耕作取り納めに相障り候故、農業に障り不レ申時節百姓を被二召遣一候得と被レ敎候趣に相見へ候、上使御巡檢使來聘は、公儀より被二仰出一御事に御座候得ば、右兩樣之夫遣農業之時節に障り不レ申樣に被レ成候儀は、諸國御領主之御力に御及被レ成御事にて無二御座一、民を使ふに時を以すると有レ之古訓も、其國之領主之心次第成り候夫遣之儀と相聞へ申候、然ば上使御巡檢使來聘之節之夫遣を、百姓共迷惑なる儀に候などゝ可二

申立二様無二御座一候、百姓共夫遣を勤候間之食用に差閊へ候か、夫遣に付農業之働方、幷に公役銀之排出しに障り候所之難儀は、御郡奉行所より御支配へ幾重にも可レ被二申上一事に御座候、當年四月各より之御願上に、御郡中去年之公役銀半分之御免之儀を御願迄被レ成、其被二仰立一は近年八郷損毛之年多く、其上去年之秋作大損毛にて、殊に去々年上使御巡檢、去年信使來聘に付、大分之人夫を被二召遣一、公役銀之御取立決て可レ難レ成と思召候との被二仰立一にて御座候由承り、一々御尤に存候、右之御願上を一偏に致二批判一候はゞ、十七年以前乙亥年之損毛には、其年より翌年之夏に掛け飢飯米代十六貫九百四十三匁被二成下一、種物代十九貫八百五拾目、拝飯米代貳拾貫六百八拾二匁拝借被二仰付一、十四年以前戊寅之年之損毛には、其年より翌年之夏に掛け飢飯米代十七貫二百二十五匁被二成下一、種物代二十四貫七百二十二匁、拝飯米代五貫五拾四匁拝借被二仰付一、乙亥年之損毛には、御郡中へ之御出方五十七貫四百七十五匁、戊寅年損毛には、御郡中へ之御出方四十七貫目と相見へ候ても、丁丑年之公役銀之御算用中一年を隔候て相濟み、其後六ヶ年を過ぎ、甲申年之公役銀之御算用より翌年之皆濟に成り申候處、去年之損毛には、三根、仁位、佐須三郷に蕎麥種調用として、春納に當て置候麥之內百五十俵餘取り返し、同じ麥之內千八百俵程信使に付、公役を相勤候者共之勤日之食用に取り返し申たる由に御座候得ば、上より之御出方にて飢飯米被二成下一、拝飯米御借し被レ成候とは違申候、飢飯米は麥出來前に願出申す物にて候故、當年三四月には必飢飯米之願出可レ有レ之と致二沙汰一候得共、一村も不二願出一由に御座候、

殊に當年夏麥出來前にも、上郷之内より賣麥を漕登り候て府中之町人に賣拂ひ、其俵之大數は商買人存候て致ニ沙汰一、穀物乏き郷村之者共は隣郷隣村よりも買調へ、府中よりも買下し候由に御座候、去年秋作大損毛之上に、信使に付大分之人夫を被ニ召遣一、五日次物買調之足銀、殘り物賣拂之損銀も有レ之、其上當年之作物も損毛多く候てゝ、去年之公役銀之算用當年九月三郷相濟み、十月に四郷相濟み、十一月に一郷相濟、當年之石銀之算用も當冬相濟候得ば、以前之大損毛之翌年とは甚違ひ申たる勢にて候處、去年之公役銀半分之御免之御願は、過分之御願にて候とも可レ被レ申事に御座候、然共某は左樣に不レ存候、各之御心に去年之公役銀當年中に皆濟仕る儀決て可レ難レ成と思召候由被ニ仰上一候段當然之御事と存候、某儀御郡役を十年程相勤、御郡中之勢を少計存居候て相考候にも、去年之大損毛と、大分之夫遣御座候との兩樣にては、當年中に去年之公役銀皆濟仕儀決て可レ難レ成と存居申候、決て可レ難レ成と思召候て其儀を被ニ仰上一、思召之外に相濟候は宜き事にて御座候、皆濟仕り得不レ申筈と相見居候に、其儀を不レ被ニ仰上一こそ甚不レ宜と可レ申儀に御座候、又去年之公役銀を當年皆濟仕候上は、去年之公役銀半分之御免之儀各御願上之通には不レ被ニ差免一筈とも可レ致ニ批判一儀に御座候得共、某には左樣に不レ存候、御國之樣なる小き御郡中にて、銀高六百貫目程に當り候損毛有レ之候年に、其年より翌年之春に懸け、郷村之者を二十三萬二千人程被ニ召遣一、其内月切飯米、日備賃銀を請け候勤めも有レ之、五合飯米計を請け候勤も有レ之、少之飯米をも請け不レ申勤も有レ之、一日一匁三分之日備賃銀を請

候者にても、府中之旅宿にて候得ば賃銀之分皆々食用小遣に成り、田舎にて一日に一匁分拂出し候て、其内より米又は雜穀を調へ、野菜、海艸・木實等を交へ候て食用に仕候とは違候處有レ之、去年之公役銀上納致ニ皆濟一候ても、右之大損毛と大分之夫遣ひ、百姓身體之差間に相成り不レ申筈は無ニ御座一候、假令身體之差間に成り候と申す程之儀無レ之にいたし候ても、小きなる御郡中に大分之損毛有レ之候時節、大分之人夫を被ニ召遣一候て、公役銀之半分をも御免不レ被レ成候はゞ、百姓へ之御憐愍之薄きと申すに成可レ申候、靈光院樣鄉村御巡檢被レ遊候節は、公役銀三分之一を御免じ被レ成、殿樣鄉村御巡檢被レ遊候節は、御往來共に一筋を御通り被レ遊候故、公役銀四分之一を御免し被レ成、去々年上使御巡檢被レ遊候節は表千俵被ニ成下一候、然ば去年之樣なる大損毛之年に大分之人夫を被ニ召遣一候ては、百姓身體之樣子御吟味被レ成に不レ及、內端なる御救にいたし候ても、公役銀之半分は御免し可レ被レ成御事に御座候、甚き御差間之樣に致ニ沙汰一候故、公役銀之半分三十六貫目程を御出し被レ成候て被ニ成下一候事こそ若は難レ被レ成御事も可レ有ニ御座一候得共、當年納り候公役銀之內三十六貫目程納り不レ申樣に被ニ仰付一候儀は、可レ難レ被レ成御事とも不レ奉レ存候、又各より右之御願被ニ仰上一候處を一偏に致ニ批判一候はゞ、慶長九年より明曆元年迄七度之信使之夫遣ひ、多くは鄉村之者共にて相濟み、七度之信使之內には甚き大風之節も有レ之、其比までは公役銀と申す儀無レ之候故、別て御銀を被ニ成下一候か、穀物を被ニ成下一候か、百姓之難儀を御救可レ被レ成御事に候得共、左樣之御救有レ之たるとの申傳へも無ニ御座一、記錄に

も見へ不レ申由に候得ば、此度御郡御役より之願上は、先例無レ之願上にて候とも可レ被レ申事に御座候、是又某は左樣に不レ存候、以前七度之信使之內大風にて秋作大損毛之年に、御銀又は穀物を被二成下一候て御救不レ被レ成との申傳へも無二御座一、其趣記錄にも相見へ不レ申由に御座候得ば、先例之有り無し何れ相知れ不レ申候、先例に相知れ不レ申儀を御吟味之上にて被二仰付一御事も御座候得ば、此度公役銀半分之御免を各御願上被レ成候段、當らざる御願と可レ申處は無二御座一候

一　以前も御米漕船水夫之差し足しを田舍者に被二仰付一候儀有レ之候得共、只今之樣に何十人と申す人數出申たるにて無二御座一、稀に少宛出申たる事に御座候、唯今之格に成り候も、某共御郡役より旅人吟味兼帶之內に、府中末々之者滅じ候故と相見へ候、某共之考に田舍水夫年々に何十人と申す程に出候ても、百姓之爲に不レ苦儀と考へ候哉と御尋被レ成候、右之御返答四ケ條左に申述候

一　四五十年以來御家中之人高段々相增し、其以前之一倍餘に成り、町人幷に水夫日傭等にて渡世仕る者之相增し候儀も、御家中之人數に應じ候段相知れ居申す事に御座候得ば、光雲院樣御代迄使交易之木綿之內を、白米にて御取り被レ成候儀相初り候節之水夫、府中者計にて相濟み可レ申樣無二御座一、多くは田舍者にて相濟申たるにて可レ有二御座一候、天龍院樣御代迄も佐賀、志多賀兩村之者共は心次第に朝鮮に渡り候儀を差免し被レ置、馬乘り、(カ)したけ、水夫等兩村より罷渡り候得ば、御送使船御米漕船之水夫之出方府中者計と御定置可レ被レ成樣無二御座一、旅人吟味役を御立被レ成候て、二三年之間府中之浮民

を御減じ被㆑成候內にて御米漕船之水夫を勤可㆑申者共之減り候分之差足しは、郷村に水夫公役當り不㆑申候て叶不㆑申事に御座候

一 郷村より出候水夫には缺米を不㆑被㆓仰付㆒筈之儀と奉㆑存、某共勤役之內に其儀を申上置き、今に其格に成居申由に御座候、假令以後に至り府中之人高五六十年以前程に成り、御船漕船之水夫多くは郷村より出候時節有㆑之候共、手前より望出不㆑申者共を水夫公役に被㆓召遣㆒候て、缺米を出し候得と被㆓仰付㆒候道理は決て有㆓御座㆒間敷候、水夫之內心入り惡き者有㆑之候て、俵米之內を盜み取候所を御防ぎ被㆑成候には、下目付を一艘に二三人も御乘せ被㆑成候て相濟み可㆑申事に御座候、缺米之儀盜み取り候計りにて無㆑之、著氣之節請取置き候米を寒氣に成り候て量り候得ば、盜不㆑申候ても缺米と相見へ、又朝鮮人之方にて俵之內に水を入れ置き、水に浸り候所腐候後に量り候て、缺米と相見へ申儀も有㆑之由に御座候得ば、水夫公役に被㆓召遣㆒候者共に缺米を被㆓仰付㆒候道理は猶以有㆑之間敷事に御座候、此所御郡役より以後に至る迄、堅く御決し置き可㆑被㆑成御事に御座候

一 海附之村之名子二十歲より四十歲迄之者御米漕水夫之公役を勤、御米漕水夫を勤不㆑申時は、其郷に當り候臨時之水夫公役を勤、臨時之水夫公役をも勤不㆑申間は磯挊釣漁之業を仕、其村に當り候迄り公役をも相助け、百姓農業之助けにも成り候樣に可㆑被㆓仰付㆒儀に御座候、百姓之次男御米漕之水夫公役を勤候ては、百姓之風俗之害に成り候所も有㆑之筈にて御座候、御郡中海附之村九十餘村に右之類之

名子を御定置ニ被レ成、村々之並し貳人宛に當候得ば、百八十人、三人宛に當り候得ば二百七十人にて御座候間、百姓之二男三男成長之後、例し百姓之跡之地面を請取候にても無レ之、實子を持不レ申百姓之養子に成り候にても無レ之者は、右水夫公役を勤候名子に可レ被二相加一事に御座候

一　去年人參代往古銀之御免し御座候に付、去冬より末々之者朝鮮へ御免し銀持渡り之格相止み、尤其代りに末々之勝手に成候事共ニ被二仰付一候由に御座候得共、御免し銀を持渡り候時程之利益無二御座一、以前御免銀有レ之候時は、御免し銀を請け不レ申者にても、和館に銀子有レ之候所より取り遣り之勝手に成り候得共、御免し銀無レ之に成り候ては、以前より御免し銀を請け不レ申者迄も一同に利益減じ、其所より御米漕水夫を仕來り候者共、他之働方に仕替へ申度と存ずる由申觸し、水夫のみにて無二御座一、御送使楽に附き朝鮮に往來仕候町人、幷にしたけ仕る者共迄も、朝鮮に罷渡り候儀を望不レ申由申觸し候、御米漕水夫之業を仕來り候者共、水夫之業にて妻子を養候程之御扶助給銀を不レ被二仰付一候て、仕來り之業を替へ候樣に被レ成、鄉村名子竈之者に妻子を養候程之御扶助給銀にて無レ之候とも、御米漕水夫に罷出候得と押て可レ被二仰付一樣無二御座一候、旅人吟味役相立ち候ても、御米漕水夫之業を勤居候者を上方へ差登せ候と申す儀は一人も無レ之、夫共に末々之人數減じ候ては、御米漕水夫之內より缺け候者有レ之時之差足しに間へ申儀も有レ之筈にて御座候故、其分之差足しに鄉村之名子に可レ被二仰付一御事に御座候、以前より之儀を承り候、、鄉村之名子公役に當り候て御米漕水夫を勤候者には、

其鄕村之名子中より相應に合力仕候て勤させ、定りたる御扶持給銀計にては勤かね、府中水夫之朝鮮へ致二往來一候に、少宛之商買物を持渡り船貨物を取り歸り候ては、御扶持給銀之外に少々利益有レ之とは違ひ申す由に御座候、鄕村より出候水夫に妻子之養不足無レ之程之御扶持給銀を不レ被二仰付一候て、其鄕之名子中より致二合力一候樣に被レ成被レ置候段宜き御事とは可レ難レ申候、妻子之養に不足無レ之程之御扶持給銀を被二仰付一候はゞ、府中にて御米漕水夫を望候者相增し、鄕村之名子より被二差足一に不レ及、府中者計にて相濟候樣に成り、假令府中末々之者只今之上にも段々減じ候とも、御米漕水夫を鄕村之名子より被二差足一候分は少計にて可レ有二御座一候

一　去年辛卯三月十六日御郡御支配より各へ被二仰渡一候御書付に、御急用之水夫致二不足一候節は、下も四鄕之公役人名子、父六十歲以下子二十歲以上之親子手間之者之內より、御急用水夫府內雇にて足り不レ申分之差足しに可レ被二仰付一候間、海附之村々に其段被二申付一、親子手間之者之帳面差出し置候樣に可レ被二申渡一候と御書載被レ成候、又此程旅人吟味方御條書草案之內、郡水夫之儀有レ之ヶ條を吟味方より寫し來り候て御披見被レ成候處、其ヶ條に以前浮民多き時節には、浮民之內船に叶ひ候者只今よりは多く候故、御上下水夫差閊之儀無レ之候得共、浮民段々と減じ候ては、田舍より出候水夫增し不レ申候て不レ叶積りと相見へ、早船之水夫を仕馴不レ申者多候ては差閊へ候處も可レ有レ之候故、下も四鄕之海付の村々之內、船に叶候親子手間之者を郡水夫と極め置き、御上下之節又は信使來聘之年は、八鄕一

同に當り前之水夫を出し、御使者早船之水夫等臨時に入り候時は、下も四鄕之郡水夫計にて相勤め、臨時之水夫公役を相勤候苦勞分には、旅人吟味方當用銀之內より增し賃銀を被㆓相渡㆒、居村より府內に出候日より、居村へ歸り候とて府內を立候日迄日割に成り候て、一ヶ月に拾匁宛之增ノ賃銀を請、御上下水夫例之通り、郡に三分二、町に三分一當り候て、町より之出方致㆓不足㆒候分之差足しも、下も四鄕之郡水夫其村之當り前に外れ候境より、增し賃銀を請候て相勤候格に被㆓申付㆒、朝鮮之御使者早船之水夫等は村を出候て歸り候迄五六ヶ月も掛候故、五ヶ月掛り候は定り之賃銀三十目之上に、增し賃銀を五拾目請候て八拾目に成り、御上下之節當り前にて無㆑之者水夫を勤候て三ヶ月掛り候ば、定り之賃銀三十目之上に、增賃銀を三十目請候て六十目に成り候故、甚難儀仕ると申す程には有㆑之間敷候、御上下水夫之賃銀三十目、朝鮮へ之御使者船水夫之賃銀三十目、隣國長崎へ之御使者水夫之賃銀拾八匁之儀は、常之通に可㆑被㆓成下㆒候、水夫之增ノ賃銀吟味役所より多く出候年希に有㆑之候ても、少く出候年之並しに成り候ては、吟味方當用銀之差閊へに成り候儀有㆑之間敷事と書載有㆑之候、去年三月之御書付には、御急用水夫之指足しを鄕村より出し候得と御坐候て、早船之水夫臨時に入り候時と申す儀は御書載無㆓御坐㆒候、常に臨時と申候は格定りたる事之外、別して被㆓仰付㆒候公役などを臨時之公役と申し、又譬ば千人にて勤候格に先例相極り居候を、千五百人にて勤候得と御坐候ことなどを臨時之公役と申し、左樣之類之儀を御急用とは不㆑申候、急用と臨時との兩樣を如何心得居候哉、又御上

下水夫町より之出前不足之差足しも、下も四郷之郡水夫其時之當り前に外れ候殘りより、増し賃銀を請候て相勤候格に書載有レ之候段御落着不レ被レ成候、御上下水夫は定格之儀に候故、町より之出し前は町より出し、郡より之出し前は郡より出し候樣に可レ有レ之事と思召候、御條書草案相認候て指上候節、此處は如何僉議仕置候哉と御尋被レ成候、右之御返答三ヶ條左に申述候

一 臨時と申詞は各より被二仰開一候通之心持之所に用ひ申す事に候得共、其時に臨みてと申にて御坐候得ば、御急用と申す所を臨時之御用とも可レ申儀に候、御上下水夫府中之當り前を御乘船之日限近寄候迄雇ひ出し不レ被レ申、郡水夫にて急に被二差足一候得と被二仰付一候儀など御坐候は、御急用とも臨時とも可レ申事に御坐候、格定りたる事之外に別て被二仰付一候公役、又は千人にて勤來り候を千五百人にて勤候得と被二仰付一候も、差當り左樣不レ被二仰付一候て不レ叶勢と相見へ急に被二仰付一候時は、臨時之公役と可レ申候、前廣に相知れ候て被二仰付置一候はゞ、増し公役などゝは可レ被レ申候得ども、臨時之公役とは被レ申間敷候、然ば臨時と急用とは同じ心持にて御坐候と存候、御上下水夫町之當り前不足之分も、郡より出し候趣に記し置候所を御不審に思召候は、御條書草案之全體を御披見不レ被レ成故と存候、此程旅人吟味方より御郡方に寫し被レ進候ヶ條は、御條書草案之第百三ヶ條にて御坐候、各御心得之爲別に一ヶ條左に寫し懸二御目一申候、御條書草案第二十七ヶ條に、御定外之者之子共は、御定內之者之子共、又は組之者、役附之者之養子に成り妻に成り候儀不レ被二差免一、御定內之者、組之者、役附之者之子

を養子にも妻にも仕候得と被二申付一、同姓之再從兄弟迄は御定外之者にても養子に被二差免一、組之者、役附之者を被二召抱一候にも、御定內之者又は組之者、役附之者之弟次男等を被二召抱一、御屋敷幷に瀧かさへ御半下に、御定內之者と組之者之妹次女を被二召抱一、御定外之者は被二召抱一間敷候、御定外之男女御國居住之者之段々と養子に成り妻に成り候ては、以來御定外之者段々と他國へ在附候、御法之障に成り候故、右之格に被二仰付一候、然共御米漕定水夫之儀は望候者少く、田舍者に被二仰付一候ても相障り候處有レ之候故、御定外之者にても定水夫を望候者は次第に被二差免一、妻を持候儀は三十一歲より被二差免一、妻之儀は御定外之者又は定水夫を勤居候者之娘妹を願候得と被二申付一、定水夫を外し候はゞ、御定外之者に成り、老親有レ之候ば奉公か、他國出か兩樣之間に片附候得と可レ被二申付一事書載有レ之候、己丑之冬旅人吟味方より御條書草案被二差上一候以後其通りに被二仰出一、旅人吟味方より之下知其格に違ひ不レ申候はゞ、御定外に成り、御家中へ之奉公を嫌候者共段々上方に罷登候て浮民彌以減じ、御上下水夫町に三分一當り居候當り前も致二不足一筈にて御坐候故、不足之分は御郡より不レ被二差足一候て不レ叶事も相見へ、其釣合を考へ候て御上下水夫町より之出し前不足之分も、御郡より出候次第を記し置申候、然處右御條書草案被二差上一候後如何樣とも不レ被二仰出一、御定外之者之格式相立不レ申、御家中へ奉公も不レ仕、上方へも登り不レ申、定水夫勝手之爲を考へ、定水夫を止め候て商買、日傭、旅挊、田舍挊を可レ仕と存候は、定水夫を辭し候ニ有レ之由に御坐候得ば、御條書草案之內右之所は御用ひ不レ被レ成に

て御坐候、定水夫勝手に不ㇾ宜と存候者は、手前より辭し定水夫を止め、勝手に宜き渡世仕り候儀成り候ても、郷村にて百姓之農業公役を助け候名子定水夫之差足しに當り候者は、手前之勝手を申候て辭し候儀成り不ㇾ申、御上下水夫町之當り前之分之雇出し足り不ㇾ申候ても、他之排方之勝手に宜き事を差置候て、御上下之水夫に出し候得との申付は成り不ㇾ申、其分之差足しも御郡より出候樣に成り、御急用臨時之早船水夫も右之勢にて、町雇之足り不ㇾ申分は御郡より出候樣に成候段、畢竟は御郡方御役中より之被㆓仰上㆒委細無㆓御坐㆒故と存候

一　御船掛所より町に居候者共を水夫に被ㇾ雇候には、日傭等之排方より利分少々相增し候と存候程に、賃銀出不ㇾ申候ては雇出し成りかね候筈にて御坐候、其段は御船掛所御銀之拂出し之增しに成り候とて、日傭賃銀相應に增し不ㇾ申、水夫不足之分御郡方に申來候て御郡より出で、定水夫とても其心持に成り、御巡檢使郷村御廻り被ㇾ遊候時節など、百姓共其儀を訴へ御尋に及候はゞ、御郡奉行之御申分け成り不ㇾ申、其節之首尾に依り御郡奉行之無調法に被㆓引請㆒候分計にては相濟不ㇾ申、御爲に不ㇾ宜儀も可ㇾ有㆓御坐㆒候、百姓之次男次女侍中に奉公に出候儀は他國にも有ㇾ之儀に候さへ、去々年之御巡檢之節百姓共申出たる事に御坐候得ば、府中之末々之者は排方を自由に仕り、利益之少き儀を止め候て、利益之多き儀に仕替へ候所、年貢を納め公役を勤候郷村之百姓、并農業公役を相助け候郷村之名子は利益少く候とも、水夫公役に出候得と御坐候て、難儀仕る由申出間敷とは可ㇾ難ㇾ極候、町雇

之水夫足り不レ足之程其時々に知れかね可レ申事に候故、水夫之賃銀之請方を其時々之並日傭之利分より少々相增し候樣に被二仰付一、定水夫之給銀も其釣合に應じ、上日傭之利分より少々相增し候樣に被二仰付一候はゞ、御郡より之出方相增し候ても、御仕置之不レ宜と申すには成り不レ申、大形は府中者にて相濟み、御郡より被二差足一候分は少計にて可レ有二御坐一候、定水夫不足之差足しを御郡方に被二仰付一候儀は、旅人吟味役を御立不レ被レ成以前より折々有レ之たる御事に御坐候、其節御郡より申上置候次第を日帳にて御考へ可レ被レ成候、御上下水夫之儀御乘船之一兩日前迄も揃不レ申、御町奉行御郡奉行何かと申談じ候儀、是又旅人吟味役を御立不レ被レ成以前より折々有レ之たる事に御坐候、其政は御上下水夫町之當り前三分一を町肝煎より雇候ても末々之者出かね、郡之當り前三分二之出前に被二差當一候、百姓共增し賃銀を手前より出候て府中者を雇ひ、名代を勤させ候仕來り有レ之候所より、府中者右之增し賃銀之雇を心掛け、郡に當り候三分二之出前相揃不レ申前には、町に當り候三分一之出前も濟み不レ申、兎角利分少き方を捨て、利分之多き方を取り候段、人情之定りたる處にて御坐候故、手前之拵方を止め候て御用方を勤候樣に被二仰付一候は、手前之拵來り之利分より少々宜きと存候程に不レ被二仰付一候ては、相濟み申間敷御事に御坐候

一　府中御定外之者共上方へ登候樣に御仕掛被レ成候儀は、御國之鄕村に生じ候穀物と、基肆、養父より納候御貢米にて、府中末々食用甚足り不レ申、朝鮮より入來候穀物にて食用相足り候樣に被レ成被レ置、

若朝鮮より穀物之入來り差閊へ候時節には、府中末々之者甚難儀に及候積りと相見へ候所より、御定外之者共段々上方へ登り候樣に御仕掛け被成、其趣公儀御役人樣へも有增しは御屆被仰上置たる由に御坐候得ば、假令御定外之者共上方へ登候樣に御仕掛被成候段を、公儀御役人樣方へ訴へ申上候者御坐候て御吟味に及候とも、明白なる道理之被仰分可有之御事に御坐候、定水夫之給銀、早船水夫之賃銀を日備日排之利分よりは少く御定置被成、利分少く候とも定水夫早船水夫を勤候得と御坐候段、御無理にては無御坐候哉と御町奉行御船奉行へ訴へ候者有之候時、御無理にて無之との返答之道筋は有御坐間敷候、定水夫之給銀、早船水夫之賃銀を鄕村にて之排方之利分よりは少く御定置被成、利分少く候共定水夫之差足し、早船水夫之差足しを勤候得と御坐候段、御無理にては無御坐候哉と御郡奉行に訴へ候者有之候時、是又御無理にて無之との返答之道筋は有御坐間敷候　去年以來諸色甚高直に成り、百姓ども府中にて買調候農具、衣類、藥、薦等之品々之代銀之出し方以前よりは甚相增し諸色を以前之程に調へ候儀成り不申候故、鄕村より賣出候山海之諸品之直段をも、府中にて買調候諸色之直段に應じ候て、高直に賣り不申候ては不叶事と相見へ、以前山海一日之排にて銀一匁位に當り候物を排出し候者共は、銀一匁五六分に當り候物をも排出し、以前銀一匁五六分に當り候物を排出し候者共は、銀二匁餘に當り候物をも排出し候由に御坐候、府中之日備賃去年以來相增し候も、米穀、衣服其外末々之者にても調へ不申候て不叶諸品皆々高直に成り候所より、以前之一匁日備は一匁五

分にも成り、一匁五分日傭は二匁にも成り申たる由に御坐候、三年以前己丑之年旅人吟味方より御條書草案差出し被レ申候節、郡水夫之增し賃銀十匁と被二申上一候は、府中雇之水夫一ヶ月十匁之增し賃銀にては出可レ申候故、郡水夫に當り候者共革使を頼み、一ヶ月十匁之增し賃銀にて雇候はゞ雇出し、夫にても出不レ申候はゞ、實に人之不足なるにて可レ有二御坐一候故、其節郡水夫直に相勤可レ申との僉議有レ之候て被二申上一たるにて御坐候、假令御船掛所より府中水夫之雇出し濟みかね候とも、郡水夫に當り候者右一ヶ月十匁之增し賃銀にて、府中者を雇出し代りを勤させ、雇得不レ申候時直に相勤候はゞ、御郡中之御仕置に御無理御坐候と可レ申所は有二御坐一間敷候、旅人吟味方より右郡水夫增し賃銀之儀被二申上一候時分も、其後迄も並日傭之賃銀は大體一匁にて御坐候處、去々年以來は並日傭之賃銀一匁五六分に成り申候、然ば己丑年之僉議に增し賃銀一ヶ月十匁と被二申上置一候を、今程は一ヶ月十五匁に被二仰付一、日傭賃銀段々高く成り、並日傭二匁にも及候はゞ、郡水夫々增し賃銀を一ヶ月二十匁にも被二仰付一、又並日傭一匁に成候はゞ、郡水夫之增し賃銀を一ヶ月十匁にも被二仰付一、並日傭八分に成り候はゞ、郡水夫之增し賃銀を一ヶ月八匁にも可レ被二仰付一御事にて御坐候と奉レ存候、諸色之直段高く成り候に付、鍛冶共に被二仰付一候釘之代銀等相應に御增し被レ下、御普請に被二召遣一候日傭賃銀を御增し被レ下候と同じ道理にて可レ有二御坐一候、御上下水夫郡に三分一と當り居候を、定格之賃銀計にて被二召遣一候ば、役方附之内にて輕き御扶助之者之請候銀高諸色高直に成り候節之日傭賃銀程に無レ之候ても、其分

に被レ成被レ置候と同じ道理にて候とも可レ申事に御坐候、然ば御上下水夫町に三分一と當り居候ば、日傭賃銀高く成り候節にても、定格之賃銀計にて被二召遣一候筈とも可レ申事之樣に相見へ候得共、諸色高直に成り候て日傭賃銀も高く成り候、日捧之利分も相增し候節、日傭日捧にて妻子衣食之用を足し候者共を被二召遣一候に、以前諸色下直なる時之賃銀にては出かね候段自然之勢と相見へ、役方附之者日傭賃銀高く成り、日捧之利分相增し候節も、以前より請け來りたる輕き御扶助を請け居候とは違可レ申事に御坐候、只今之勢にて御坐はゞ、御上下水夫三分一之出前も出かね、不足之分下も四鄕に當り、郡水夫に被レ下候增し賃銀にて水夫を雇候樣に成り、增し賃銀を被レ下候分數に依り、增し賃銀にても町水夫雇はれ不レ申樣に成り申儀も可レ有二御坐一哉と存候

一　某共御郡役より旅人吟味役致二兼帶一候内に、田舍より百姓之次男次女御家中へ三ヶ年切之奉公に出候格相初り、二三年其通りに被レ行候、耕作之助けに成候壯年之次男次女を御家中之召遣に御當て被レ成候段、百姓之爲に不レ宜儀と相考へ候哉、去々年上使御巡檢之節、洲藻村にて小田切靱負樣御用人衆より御尋之御返答を阿比留彌次右衛門申上候に、當國之儀人數相增し土地不相應に成り候故、戌之年より上方抱被二差止一、百姓之内より吟味之上障り無レ之者三年切之奉公に差登せ候得共、其分にては奉公人少く家中差閊へ候故、子之年より上方抱者を被二差免一、田舍奉公人は相止み候と申上候由に御坐候、彌其主意計にて田舍奉公人相止み申候哉、實は府内組之者役方附之者之次男次女之奉公被二差免一候所

より、田舍奉公人も止み候と相見へ申候、然共其所を有之儘に御返答申上候に指圖有レ之候樣ては差閊へ候處も有レ之、右之分に申上候樣にと指圖有レ之たるにては無二御座一候哉、去々年之冬私宅へ各御入來被レ成候て得二御意一候節此儀申出し、彌次右衛門御返答申上樣之差圖之次第某存入りに違候樣に申候得共、其存入り之所は不二申述一候故、委く御聞被レ成度之由御尋被レ成候、右之御返答六ヶ條左に申述候

一　洲藻村にて小田切靱負樣御用人菊地德左衛門殿、村上庄右衛門殿、阿比留彌次右衛門被二申上一候儀に付、府中にて之御尋之御詞を設け、御返答之詞を立て置き候次第は、此間當國之鄕村御巡檢之節所々にて申候は、百姓之子供を侍中へ之身賣に被二申付一百姓共難儀仕候由申出、洲藻村に御宿り之節村下知人に御尋被レ成候得ば、村下知人返答に、村々にて在附き惡き百姓子供多く身體成りかね候は、當分侍中へ之雇に出し、雇ひ賃として銀三十日程宛請レ之二季之賄物をも請候を、百姓共身賣と申は、某は昨今之役ゆへ委細には不レ存由申候、其後右之村下知人再罷出候て申聞候は、先刻之御尋之趣を奉役に相尋申候所、某申上候趣にては無二御座一候、當國之儀は人數相增し、土地不相應に御座候故、丙戌之年より上方抱を被二差留一百姓之内吟味之上にて障り無レ之者三年切之奉公に罷出候得共、其分にては奉公人少く家中指閊へ候故、戊子之年より上方抱被二指免一田舍奉公人相止み候と申候、百姓之次男次女侍中之召遣に成り候儀を、鄕侍當役無役共に不レ存筈は無レ之候、侍中之召遣に成り申間敷者共を、不

吟味にて召遣に仕せ被ㇾ置、村下知人も兼て不ㇾ宜仕置と存じ居候故か、御巡檢使より村下知人に御尋之時事實を隱し候、其方事郡奉行を勤申す由に候間、右之次第を存じ居可ㇾ申候、百姓之次男次女を侍中之召遣にいたし候て難儀仕らせ、村下知人に御巡檢使之御尋有之候ても、僞りを申上候樣に仕成し御巡檢使を欺かせ候段、其方共之仕形不ㇾ宜と相見へ候、此儀に申分有ㇾ之候はゞ、其次第委く申上候得と御尋被ㇾ成候時之御返答之案

鄉足輕幷百姓之次男次女、其外老親幼子を持不ㇾ申名子、侍中三年切之召遣者に成り候格寶永四年丁亥に初り、寶永六年己丑に相止み申候は、召遣に成り候部類之者兼て存候よりは少く、召遣之用を達し候程に無ㇾ之故にては無二御座一候、府中にて足輕中間、幷に役方附之者共之次男次女侍中之召遣に成り候格を、去年己丑之夏家老中より申付候得共、同年之秋其格相止み、船奉行所に附候船手之者、作事奉行所に附候大部屋之者等之次男次女之召遣に成り候儀をも免し候ては、百姓之次男次女、幷に名子召遣に成り候儀をも免し不ㇾ申候て不ㇾ叶事と相見へ、足輕中間之次男次女侍中之召遣に成り候儀を免し候ては、鄉足輕之次男次女召遣に成り候儀をも免し不ㇾ申候て不ㇾ叶事と相見へ候故、足輕中間役方附之者之次男次女召遣に成り候儀を免し候所より、鄉足輕幷に百姓之次男次女名子等之召遣に成り候儀をも免し申候、鄉村之人高三十年以前迄は一萬四五千人之間にて御座候處、十ヶ年以來一萬六千人に越へ、一萬七千人に餘り、鄉村之人高三十年以前よりは二千人餘相增し候

故、次男次女侍中之召遣に成り三年切に段々罷出候ても、郷村之指圖へに成り候と申す程之儀無㆓御座㆒、以前一萬四五千之人高之時さへ、中分以下之年には百姓共府中より米穀を買下し候て食用を足し、下百姓は中分以上之年にても、府中より買下し候米穀にて食用を足し候故、段々生れ増し候男女之内を侍中之召遣に當て候格相初り候段、其道筋無㆑之儀とは可㆑難㆑申と致㆓僉議㆒候て寛永四年に其格相初り申候、寛永六年に其格相止み候は、前に申上候通り、府中にて足輕中間役方附之者之次男次女侍中之召遣に成り候格相止み候故にて御座候、上方にて召遣者を抱候も、申登せ次第に無㆑滯召抱へ得候にては無㆓御座㆒、時節に依り召抱差閊へ候儀も御座候故、郷村にても召抱へ、上方にても召抱へ候様に仕り置き候方、家中之召遣之勝手にも可㆑宜事に御座候、然ば召遣に成り候部類之者兼て存候よりは少く御座候とて、其格を相止め可㆑申様無㆓御座㆒、寛永三年に上方抱を指留候て、寛永六年之夏上方抱を指免し、同年之秋田舍より奉公人を出し候格相止み候故、上方抱を差免し候は田舍より奉公人を出し候格相止候前之儀に御座候、洲藻村之下知人へ右之次第御尋被㆑成候時之御返答に、存候事を不㆑存と申上候は、郷村より侍中之召遣者を出し候儀惡き仕置にて如㆑此之御尋に及、有㆑之儀に申上候ては對馬守暇瑾にも成り可㆑申哉と恐れ入り、主之儀を大節に存候て不㆑圖右之通り申上たるにて可㆑有㆓御座㆒候、奉役より洲藻村々下知人へ御返答之申上様を指圖いたし候は、自分之心にて考へ居候通りを申聞せ、御返答之延引を恐れ候處より、其筋上使様郷村御通り之人馬下知方

之爲に附廻り候郡奉行にも不㆓申聞㆒、早速に御返答申上させたるにて可ㇾ有㆓御座㆒候、戊子之年に上方抱を指免し、郷村より出し候召遣者之儀も同時に差免し候と申上させ候も、奉役覺へ違候て之儀に御座候、奉役も常に郷村に居申す役人にて御座候得ば、郷村之者之次男次女侍中之召遣に成り候儀相止み候段を存じ候迄にて、相止み候故を委く不ㇾ承、右之通村下知人に申聞せたるにて可ㇾ有㆓御座㆒候、上使樣御巡檢に付、菜共より八郷奉役に兼て申渡し候覺書に書載仕候は、上使樣御巡檢之節御宿亭主村下知役を相勤候面々、幷御通り之迄りを相勤め、御宿人足、御下宿人足等相勤候者共に御家賴衆御尋之儀有ㇾ之候時、存じ候程之事は少も僞り不ㇾ申隱し不ㇾ申、有之儘に御返答申上候得と申渡候、延寶九年に上使御巡檢之節、奉役に地面間尺之儀御尋被ㇾ遊候時、如何樣之起りとも不ㇾ存由申上候得ば、一郷を承りながら愚なる申分、御合點不ㇾ被ㇾ成由被ㇾ仰たる由に候、此度とても御宿亭主村下知役、幷に百姓共に御尋被ㇾ遊候儀有ㇾ之時之御返答之申上樣、委細に無ㇾ之分は苦しかる問敷候得共、奉役は其郷之頭役にて候故、御尋之御返答を有増し成りとも御心得被ㇾ遊候程に不㆓申上㆒候て不ㇾ叶事に候、依ㇾ之以前御尋被ㇾ遊候類之儀、郡奉行心得居候程を左に書付相渡し候間、委しく見覺居候て、御尋被ㇾ遊次第御返答可㆓申上㆒候と致㆓書載㆒、其次に段々書き記し候奥書に、右條々之覺書之通り委く心得居候て、御尋被ㇾ遊次第御返答可㆓申上㆒候、各心得居候分計を申上候ては、御聞被ㇾ遊候御方樣御合點難ㇾ被ㇾ成被㆓思召㆒儀可ㇾ有ㇾ之と相考へ、有增しは各存居候事を右之通委細

に書付相渡し候、右書述之外之儀御尋被レ遊候事も有レ之候はゞ、各覺居候通りを有之儘に御返答可ニ申上一候、鄉村之仕置に付上より郡奉行へ之申渡しは、公儀御法之趣を鄉村之者にも堅相守り候樣に申付、凶年又は不仕合なる儀有レ之候ても、飢寒及候者無レ之樣に心を盡し下知仕り候得、委細之下知は郡奉行に任せ被レ置候との事にて候故、我等引請候て致ニ下知一候、惡き事と存候事は存付け次第相改候故、上使樣御巡檢被レ遊候とて、指當り相改候儀は少も無レ之候、尤行はれ居候事之內、何之事を末々之者に御尋被レ遊候はゞ、何と御返答申上候得と申付候事少も無レ之候間、何事にても存候程之儀は有之儘に御返答申上候得と、鄉中村々之百姓共に可ニ申付一候、我等心に惡きと存じ付け不レ申事之內に惡き事有レ之、御家老衆御用人衆より、各又は御宿亭主村下知人に其事を被ニ仰聞一候はゞ、委く承り覺候て此方に可ニ申聞一候、御宿亭主村下知人にも其段申渡し可レ置候由書載仕り、入鄉奉役に一通り宛相渡申候、鄉村より出候召遣者之儀は、入組み申たる事にても無ニ御座一、有之儘に申上候時御聞通り可レ被レ遊と奉レ存、右覺書之ヶ條之內記し置不レ申候、當國侍屋之數、百姓屋之釣合よりは多く、百姓屋之數、侍屋之釣合よりは少く御座候故、奉公人足り不レ申筈と相見へ居候得共、其所之差引は以前上方抱者を六人召遣候家に三人召遣、四人召遣候家に二人召遣、信使譯官之節之勤、幷に旅勤に當り候は附人を申付け、常には府中末々之者之次男次女と、鄉村足輕百姓之次男次女を有り次第に召遣候て、濟め置き候樣に可レ仕事に御座候、百姓共之申分には、次男次女侍中之召

遣に當り候處より、耕作取納め甚指閊候と申由に御座候、此事に不レ限新規之事は數年之後ならでは定り不レ申と相見へ、穀物を作り取りに仕來り候者に年貢を納候得と有レ之、無公役之者に公役を勤め銀を出し候得と有レ之はゞ、輕き年貢、輕き公役、輕き公役銀にても、身體倒れ候樣に可ニ申立一事に御座候得共、年久敷有り來りたる儀は何事をも不レ申候、當國鄕村之人高三十年以前には二千人餘相增し、五十年以前寬文之初頃には三千人餘相增し、文祿慶長之朝鮮陣に鄕村之者共多ゝ減じ候故、慶長以後萬治之頃迄は鄕村之人高、寬文之初頃よりは少き筈にて御座候得ども、慶長九年より明曆元年迄七度之信使に、夫遣指閊へ候と申す儀無レ之相濟み申たる由に御座候、當國之百姓一竈に請込候田畠木庭之作得面々之食用に足りかね、木庭之作りまへ其村之人數之相應より多きと申す村は希に有レ之候ても、田畠之作りまへ多く耕作取り納め之力屆かね候と申村は一村も無ニ御座一、木庭之多き村とても其村より見候ては多く御座候得共、村々之人高に應じ候ては少く相見へ、惣體鄕村作所之少き樣子は、上使樣御巡檢之節御直に御聞屆被レ遊、鄕村物成之惣高は正保三年に指上候帳面に相見へ、基肄、養父之內檢高も貞享元年鄕村高辻御改之節差上候帳面に相見へ、當國之物成と基肄、養父之物成計りにて食用相足り候府中にて無ニ御座一、海山之土產多く隣國之穀物を當國之土產に替へ候得ば、食用相足り候と申すにても無ニ御座一、府中之人口を養候穀物之差足しに、每年朝鮮國へ渡し候送使馳走之米、送使交易之米にて差足し。送使之書簡は以酊庵輪番之和尚御調被レ成、公儀

御役人樣方御知り被レ遊たる御事にて御座候得ば、上使樣對州府中之儀朝鮮より送使米之入來候利益を得不レ申候ては、立ち不レ申筈之府中と申す儀を明白に御見留被レ遊筈にて御座候、然ば日本より朝鮮へ被レ對候境目に有レ之對州府中之人數、其國之郷村に出來候穀物と、基肆、養父より納候年貢に不レ致二相應一、日本之內にて無レ之、朝鮮之助にて食用を足し、朝鮮之助相止み候得ば、食用指閊候筈と相見へ居候樣に有レ之、朝鮮人も其通りに存じ居可レ申段日本之御爲に不レ宜、藥種、衣類、器物等は外國より出候諸品を、日本にて用候ても障り候處無二御座一身命を養候、毎日之食用に外國之穀物を當て置候人數は、日本之人民と申す名分相立ち不レ申、左樣に成り居候處は、日本之內にて對州より外には一所も無レ之段を思召合され、郷村之者幷に府中之末々之者之內を侍中之召遣に當て、對州郷村之穀物と、基肆、養父之年貢と、對州之山海之土產を、日本之內之隣國之穀物に致二交易一候にて、食用相足り候程之人數に成り候樣に仕り置き可レ申事に候、其國其郡之穀物に餘計有レ之候て、公儀之御城下、幷に町人之多く集り居候處に餘穀を賣出し候國郡さへ、百姓之子供之內を侍之召遣に出し候儀有レ之候に、對州之樣なる穀物少き地にて、郷村之人高相增し候時節にも、家中之召遣者を郷村より出し不レ申候段、御合點難レ被レ遊との御不審は御坐候とも、家中之召遣者を郷村より出させ候處之御不審は決て有二御坐一間敷とのみ奉レ存罷在候、郷村に行はれ居候事之內、一事當年御巡檢前に相改候儀有レ之候は、指當り相改申たるにては無二御坐一、改可レ申か、改候に及申間敷かとの儀數

年以前より僉議に及居申候得共一決不レ仕、當年に至り候て僉議致二一決一相改申たるにて御坐候右之通り御返答可二申上一と奉レ存罷居申たる事にて御坐候、鄕村に行はれ居候事之內、當年御巡檢前に相改候儀一事有レ之候由可二申上一と奉レ存罷在候は、久田、南室、小浦之下屋敷之儀にて御座候、此儀を手前より不二申上一候て、御家老衆より之御尋に、久田、南室、小浦に有レ之家中之下屋敷を百姓返し被レ渡候は、當年御巡檢前之儀と御聞屆被レ成候、然ば御巡檢に付相改候儀一事も無レ之と奉役に申渡し候段、相違にては無レ之候哉と御尋被レ成、其時に至り右之通り申上候はヾ、詞を飾り候樣に相聞へ可レ申候、御尋無レ之に手前より申上げ、其事は如何樣之事にて候哉と御尋被レ成候時、久田、南室、小浦之下屋敷之儀以前より有來り候事にて御座候得共、其村之物成地之內を侍之下屋敷に仕らせ置候段、如何敷相見へ候と心付き、左樣に心付き候ても以前其儀相初り候時之樣子知れかね候故、容易には難レ改と申す僉議にて、返二渡し候儀一決不レ仕、當年御巡檢前に至り僉議致二一決一候て、百姓に返二渡し申候と申上候はヾ、其上に別て御吟味被レ成候儀は有二御座一間敷候、御巡檢之年に至り候て御改被レ成候は、御延引之樣にも相見へ候得共、萬一御巡檢使之御尋に及候儀も可レ有二御座一哉との御恐にて御改被レ成候は、御巡檢使御咎め可レ被レ遊御事とは不レ奉レ存候、役人よりトに對し鯱心持を考へ申に、役下之者役頭を恐れ候て、仕來りたる事之不レ宜所を改候は、役頭より惡み不レ申のみにて無レ之、悅候所も有レ之、仕來りたる事之不レ宜を改め不レ申、萬一吟味に及候はヾ、詞を作り候て申分け可レ仕と存候

は、役頭より惡み申す事に御座候故、御巡檢使とても同じ御心にて可レ有二御座一樣に奉レ存候、御役を勤候時のみにて無二御座一、常にも上を恐れ候道を守り、人を欺き候心を改候樣に有レ之度事と存候、久田南室、小浦三ヶ村之下屋敷之內之御物成地を百姓に返し被レ下候は、御國之儀石高之御極め無二御座一候ても、正保三年に村々物成高之帳面を公儀に指上被レ置候得ば、御物成地之分は諸國村々之御坪付に載り候地面と同じ事と相見へ、諸國にて田畠之內を侍之下屋敷に被レ下候儀有レ之候ても、新地又は竿延之餘分之內にて可レ有レ之候、公儀之御坪付に載り候地面之內を侍之下屋敷に被レ下候と申す儀は有二御座一間敷候、御城下之士屋敷差詰り候て間へ有レ之候などは、公儀へ御屆被レ成候て、村地之內を侍屋敷に被レ成候とも、居屋敷にて無レ之、下屋敷を御物成地之內にて可レ被レ下候樣無二御座一、江戶表にて御大名樣方、公儀御物成地之內を御下屋敷に御拜領被レ成候儀など有レ之候とも、其御物成地を作り來候百姓には、相應之替り地を被二成下一にて可レ有二御座一候、替り地を不レ被二成下一候て、被二召上一候儀は有二御座一間敷候、右之通り之事共御吟味にて、三ヶ村之下屋敷之內之物成地を百姓に可レ被二返下一と兼て被二思召上一なるにて可レ有二御座一候、然共御先代に初り申たる御事故、不圖御改被レ遊候段も如何敷被二思召上一、上使御巡檢被レ遊候と申す儀相知れ候節に至て、指立たる御沙汰及候と奉レ存候

一　鄕村より出候奉公人之格相止み候節之儀に付、上使樣御用人衆より御尋之御詞を設け、御返答之詞を立置候次第は對州に旅人吟味役相立候後、足輕中間之弟妹次男次女侍中之召遣に成り候儀、家老

役より物頭を以被二申付一、初には請かね候て漸く請候節之口上書に、結構に被二仰付一忝と致二書載一候を旅人吟味方に致二差圖一御家老役兩人より心得違と相極め、其次第覺書にいたし、物頭を以被二申渡一、町人にも其次第旅人吟味役より覺書にて申聞せ候得ば、足輕中間殊外憤り、弟妹次男次女を侍中之召遣に出し候儀不二罷成一と申し、不禮なる文句どもを書述候口上書を物頭中に指出し、物頭中取次不レ申候はゞ、一同に申合せ候所存有レ之由申達し、物頭中致二教訓一候てぬ力に不レ及、其様子を家老中聞及び、物頭中へ之內意に、足輕中間共弟妹次男次女を侍中之召遣に出し候事甚難儀に存候處有レ之候間被二指免一候得との儀物頭中より願出候様にと內意有レ之、其通りに仕候て事濟候由御聞被レ成候、彌右之通之事にて候哉と御尋被レ成候時之御返答之案

右之一件は去年七月下旬之事にて、八月上旬に其事相濟み、則御聞届被レ成候通り之儀にて御座候足輕中間共心得違有レ之由申聞せ候意趣は、足輕中間之弟妹次男次女、以前より心次第侍中之召遣に成り候に、年を切り身代銀を取り候も有レ之、身代銀を取り不レ申、頼込之召遣に成り候も有レ之候故、頼込と計申付候ては難儀に存じ候者有レ之筈と致二僉議一、身代銀を取り候と、身代銀を取り不レ申候との兩様を心次第と申付候、然處何者之申候事とも不二相知一、足輕中間之弟妹次男次女を侍中へ之身賣に出し候得との申付にて候と申觸し、物頭へ渡し候覺書をも其趣に書直し候て、竊に足輕中間共に見せ、家老中より物頭に渡り候覺書は此通りにて候と申聞せ候故、足輕中間初は請かね申候、

其後に又何者之申候事とも不ニ相知一、足輕中間共に申渡し之覺書初は身賣と書付有レ之候得共、足輕中間共請かね候所より、初之覺書を書直し、身賣と賴込との兩樣心次第と申趣に改め被レ申候と申觸し候故、足輕中間共請之口上書に身賣と被ニ申付一候を被ニ相改一候て、心次第之賴込に被ニ申付一候と申す心にて、結構に被ニ仰付一候と致ニ書載一、町人共迄も皆々其通りに聞及び、家老中より覺書を竊に書直し被レ申候て、初より心次第之賴込と申付候樣に仕成し被レ申候と申觸し候、初之申渡しに誤り有レ之候はゞ、後に其誤りを改め、初之申渡しに誤り有レ之候故、重て吟味之上如レ此相改め候と申付候哉、當然之事にて御座候、初之書付を竊に直し候て、初より其通り有レ之たる樣に仕成し候は、末々之者に致ニ下知一候役人之可レ仕事にて無ニ御座一、初之書付を竊に直し候と申觸し候を聞捨に仕候ては末々之者右之申觸をいよいよ實事と存、奸を勸め僞を敎へ候に成り可レ申と致ニ僉議一、旅人吟味役に、致ニ差圖一候家老役より之覺書に、足輕中間共結構に被ニ仰付一、忝きと申述候は心得違にて候由七月二十三日之覺書に記し、物頭より足輕中間共に申渡させ候、然共足輕中間共其主意を得心不レ仕候て、一同に申候は、先年以來上之不勝手に付足輕中間之人數を被レ減、人數之減じ候分程勤日數多く成り殊に被レ減候人數之儀、致ニ病死一候者之跡を立て不レ被レ申候て、段々と死に減りに成り、多年相勤候者も、二代三代勤候者も、減少之數相濟み不レ申前に死し候得ば、足輕中間之勤を仕り得可レ申相應之實子有レ之候ても跡目立ち不レ申、其上近年は被レ減候筈之人數を被ニ定置一、其人數は旅勤にも不レ被ニ

召遣ハ、浮者之樣に成り、夫共に申付之通りに畏り候て相勤居申候處、弟妹次男次女を侍中之召遣に出し候請之口上書に心得違有レ之候とて、町に居候末々之者迄も其趣を書付にて被二申聞一、足輕中間無二面目一樣に成り行き候と申立て甚憤り候に付、八月七日足輕中間之弟妹次男次女之奉公を指免し申候、足輕中間之儀は侍同前に跡目相續仕格にては無二御座一候得共、相應之實子有レ之候得ば、實子を代りに差出し、又は致二養子一候て出し候も有レ之、跡目相續に似寄申たる事に成り居申候、然處對馬守不勝手にて足輕中間之數を減じ候に、勤居候者を減じ候ては差當難儀に存じ可レ申候故、死に候者を減りに申付候ては、侍同前に跡目致二相續一候にては無レ之と申すに成り、別條有レ之間敷事と僉議仕たるにて可レ有二御座一候、足輕中間共より右之段不レ宜と申候も道理有レ之事に御座候、依レ之同年十月二十三日家老中より物頭を以足輕中間共に申渡候は、當年七月二十一日足輕中間之次男次女侍中へ奉公之儀物頭を以申付候節、足輕中間共申分之由致二沙汰一候を聞合候處、儉約に付足輕中間之內年久く相勤候者、又は奉公之勤勝れ候者にても、近年以來致二病死一候者は奉公可二相勤一實子有レ之候ても不レ被二召出一、其上足輕中間之內被レ減候筈之人數を被レ定、其人數は旅勤に不レ被二召遣一浮者之樣に成り、又弟妹次男次女奉公を望不レ申者も奉公に出候得と申付有レ之、其事に付足輕中間心得違有レ之候とて町人迄も申知らせ、足輕中間之弟妹次男次女奉公之儀を、鄉足輕之弟妹次男次女奉公之格に準じ候とて何ケと申付候段、ケ樣有レ之間敷事と申候由聞及候、右申分之內足輕中間を減じ候

仕形不レ宜と存候段は尤にて候、然ども其節尤なると申聞せ候勢にては無レ之候故、只弟妹次男次女奉公之儀被二差免一候との趣計申渡し候、足輕中間之弟妹次男次女之儀を郷足輕之弟妹次男次女之格に準じ、其儀を町人にも知らせ候には段々次第有レ之事に候得共、足輕中間を減じ候仕形に、此方心得違有レ之所は不レ令二吟味一、只足輕中間之申分計令二吟味一候て何ヶと申付候段、是又此方之心得にて候、依レ之今度物頭中へ申渡し候は、丁亥十二月亦々足輕中間減少之儀申渡し候以後、致二病死一跡目絶へ居候者之内、年久く相勤め候者、又は勤方勝れ候者を致二吟味一被二申出一候得と申渡し候處、丁亥十二月以來跡目絶へ居候者九人之内、跡目を立て可レ申者三人有レ之由被二申出一、吟味之趣尤もに候故其通りに申付候、物頭より減少之筈に心當仕り置き候者、江戸并に他國之勤を指留置候を、此後は惣並に勤めさせ可レ申候、重て減少に不レ及候て不レ叶に相極り候はゞ、其節吟味之上にて可レ減レ之候、且又足輕中間之弟妹次男次女侍中へ奉公之儀は、一度指免したる事に候故、以來とても奉公に出し候得とは申付間敷候、右之段々足輕中間に申渡候得之由覺書に致二書載一候て物頭中に相渡候、右之一件に付末々にて致二批判一候は、此一件以後迄之仕置之障りにて候、家老役より申付候事にても、末々之者大勢一同に異議を申候ては家老中も力に不レ及、末々より申候通りに成り、如何程不禮成事を申候ても免し被レ申候と存入り、諸事之下知成り兼可レ申由批判仕候、ヶ様之儀片端計を見候て批判可レ仕事にて無二御座一候、其節足輕中間共之不禮を咎め候て、少之騷動も無レ之勢と相見へ居

候とも、不禮を咎め申筈にては有二御座一間敷候、上之仕形不レ宜所有レ之たる段を存じ當りながら、下之不禮のみを咎め、下之不禮之起りは、上之仕形之不レ宜故にて候と申す道理に心付き不レ申候は、仕置之上にて甚嫌ひ可レ申事に御座候、其上末々之者之心に、上之無理を申候得ば如レ此咎められ候故、如何程無理なる仕置有レ之候ても致二堪忍一候て請け可レ申外無レ之と存入り、役人之心に上より何事を申付候て〻、末々之者異議に及候事は無レ之と存入り候樣に成り行き候ては、其所凶事出來之根本とも成り可レ申候、右之一件に付役人共之心に、上之惡き所を改め不レ申、下之惡き處計を申候ては、下之者心服不レ仕と存入り、以來下に申付候儀有レ之候時、委細之吟味を相極候はゞ、右之一件以後迄之仕置之鑑に成り可レ申候、小し堪忍不レ仕候得ば、大なる謀之逆亂に成り、不仁なる人を甚く惡み候得ば、亂をいたし候と敎へ被レ置たるを考へ候て、末々之者異議に及候所を咎め不レ申、上に禮を好み候得ば、下之者上を敬ひ、上に義を好み候得ば、下之者上に服し候と敎へ被レ置たるを考へ候て、末々之者異議に及候樣に仕成したる處を省み、禮を好み義を好み候實意相立候はゞ、末々之者終には歸服可レ仕候、上に禮儀を好み候眞實無レ之候て、末々之者を何事をも畏り、上之驕り致二至極一候て甚き異議に及び、上之堪忍計にては相濟み不レ申、國家之凶變に成り候段、古來其例多き儀と相見へ申候、下之不禮に宥免有レ之候ても、國家之害に成り不レ申例は、昔甲州にて武功之侍公事に負け、公事奉行を惡口いたし、此度之公事は負間敷公事なれども、奉行衆へ音信不レ仕故負け候

と申し、口惜く思召し候はゞ御出候得、場中にてづからを切くだき進ずべきと申候得共、其分にて捨て被置、大將より公事奉行へ之示しには、いかに彼者至らぬ者とても、武道之奉公すぐれたるに、大形之事をば捨不置して成敗仕候はば、天道之惡みを受け、人罰を蒙り、士卒に心をはなたれ、勝利をうしなはん事車の輪の廻るごとくならん、必堪忍仕らるべしと示され候事有之、如此之宥免御座候ても、其宥免に馴れ候て、武功之者皆々上を輕しめ候事は無之と相見へ候得ば、國家盛衰之根本は、下之者一通り之不禮之有り無し、上より一通り之宥免之有無し之處にては有御座間敷候、非分之訟を仕候て公事に負け、公事奉行を致惡口候者をさへ、常々之奉公之勤に被對候て被指免候儀有之候得ば、常々主人之用に立候足輕中間一筋之道理有之候て不禮を申候は、尚以宥免可有之事に御座候、恐れ多き申上事に御座候得共、御當家天下御一統之後、御旗本衆之内武功之人に知行五百石之御折紙を御前にて被成下候得ば、主人御折紙を御前へ投げ捨て被罷立候、然共右之不禮を御咎め不被遊、五百石之知行其人之功に當らざるとの御吟味にて、再二千石ノ御折紙を御前にて被成下候由、其節之御事を記し候書籍に相見へ居申候、事には大小有之候ても、理には大小無御座候故、公儀之大なる御政道之御意味を、小國小領にて主人之爲に役儀を勤候者迄、謹で相考へ可申事と奉存候

右之通御返答可申上と奉存罷居申たるにて御座候、佐須奈、鰐浦兩御關所之儀は、田舍之内之事な

から、御郡奉行之預り不レ申事故委き樣子を不レ存、御郡奉行所に預り候事、并に旅人吟味役方に預り候事は、御巡檢使御尋之節有り之儘に申上候て、殿樣之御瑕瑾に成り可レ申哉と奉レ存候儀一事も無ニ御座一候、若御役人共所之辨へ無ニ御座一候て、詞を飾り實を隱し、御僉議之上にて其樣子相知候はゞ、御巡檢使を奉レ欺候咎に相極り、殿樣之御爲にも宜しかる間敷哉と奉レ存候、明日に至り萬一某共御役相勤候節之儀に付、公儀御役人樣方より御尋御座候共、事實を隱し可レ申と奉レ存候儀は一事も無ニ御座一候、鄕村より出候三年切之奉公人之儀、彌次右衛門より奉役に相尋候とて被ニ申上一候節、靭負樣御用人衆より御尋に、鄕村より出候三年切奉公人之儀相止み候は、組之者役付之者之次男次女奉公之格相止み候故にて、其儀は去年己丑八月之事と聞屆け、上方より之抱者を被レ免候は、去年五月之事と聞屆け、去年五月之申付けは上方よりも召抱、鄕村よりも召抱候格に被ニ申付一候得共、八月に組之者之一件有レ之候所より、鄕村より之抱者相止み候由に候、彌次右衛門初度に僞りを申し奉役へ尋候とて再申出候趣は、鄕村之抱者少く候故、去々年戊子之年より上方抱を被レ免、鄕村より之奉公人も同時に止み候由申候段重々之僞にて候、御巡檢使之御心を請け用人中より相尋候儀を、兩度迄僞候段重き不調法にて候と御叱り御座候は、彌次右衛門何と可レ被ニ申分一候哉、此所を能々御了簡可レ被レ成候

一　寶永六年己丑五月十三日、同年八月十六日、旅人吟味役中より御支配杉村三郞左衛門殿、大浦忠左衛門殿へ被ニ指上一候口上覺書左に寫し候て懸ニ御目一申候、左之覺書を御考被レ成候はゞ、田舍より之

抱者有レ之内に、御家中之上方抱を被二指免一候様子、幷に田舍より之抱者相止み候時之様子、御心得被レ成にて可レ有二御座一候

元祿十三年四月九日に御家中町中之上方抱を被二指留一、若無レ據儀有レ之不二召抱一候て不レ叶筋は、御年寄中迄願上げ、得二御指圖一候様にとの御事にて、右之被二仰出一無レ之前指免し被レ置、證文幷に身代銀等差登せ置候人は、其分にて被二指免一候格に成り、元祿十四年には上方より之抱下し百〇七人、本國歸り百九拾五人、元祿十五年には抱下し八十七人、本國歸り百五拾一人、元祿十六年には抱下し二十三人、本國歸り八十人、寶永元年には抱下し七十一人、本國歸り八十二人、寶永二年には抱下し八十七人、本國歸り百二十九人、寶永三年には抱下し六拾四人、本國歸り百〇八人と相見へ、寶永三年十一月に旅人吟味役を御立て被レ成、寶永四年より以來は府内者田舍者之内を吟味役所より押て奉公に申付候格に成り、丸年二年半程之間に御家中より、吟味役所へ奉公人之願出有レ之人高四百二十人之内、只今迄召抱相濟み候分三百十八、相濟不レ申分百十人にて御座候、吟味役初り候後、右之外に御國抱相濟候分九十五人有レ之候は、町人又は出家、神主、山伏、法者に上方抱不レ被二差免一、以前之抱者にて御座候、吟味役初り候て以來上方に罷登り候者共は、奉公仕候か、他國へ出候か、兩様之間を心次第に仕候得と申付候内にて、奉公を嫌ひ候者共にて御座候故、吟味役を御立て不レ被レ成候ては、其類之者之奉公に出候儀は無レ之筈にて御座候、十年切年季滿之者之御國に居留り候

儀は、吟味役を御立て不ㇾ被ㇾ成以前より之御停止にて御座候故、年季滿之者之本國に歸り候段、是又吟味役を御立て被ㇾ成たる故にては無二御座一候、殊年季滿之者之御國に居留り度と存候は、直に其主人へ奉公仕り度と存候にて無二御座一、唯御國にて妻を持竈を立て申度と存候人にて御座候故、年季滿之者之本國へ歸り候段、御家中召遣者之指閊に成り可ㇾ申樣無二御座一候、然處御家中一同に吟味役を御立被ㇾ成候故、奉公人指閊へ難儀に及候と被ㇾ申、佐役之衆に被ㇾ對候て、其儀を役人之不埒之樣に被ㇾ申衆も有ㇾ之候、只今佐役を勤候仁は右之通之儀を迷惑に存候心入とは相見へ不ㇾ申候得共、佐役之仁も段々交代可ㇾ被二仰付一候故、跡役に被二仰付一候仁とても、御家中より右之通に被ㇾ申候を迷惑に被ㇾ存間敷とは難ㇾ申、左樣之所より達て御理りをも被二申上一候ては、御役所惣體之差支に成り可ㇾ申候、去々年正月より町中に職人之上方抱を被二指免一候て、證文を請け候分二十四人之內下り候者三人、去年三月より町中に下人之上方抱を被二指免一候て、證文を請け候分五十三人之內下り候者一人にて御座候、唯今上方抱へを被二指免一候て、以後之儀は不ㇾ存、近年之內に上方抱無ㇾ滯相濟候と申儀は有二御座一間敷候、夫ともに上方抱之果敢どり不ㇾ申分は、唯今之差閊へより甚く候ても、其分にて事濟候勢にて御座候、御國之奉公人出方之多少は御年寄中之思召次第にて御座候、御法を十分嚴密に御立て可ㇾ被ㇾ成と思召候て、奉公に出候部類之者手前之勝手を何ヶと申立候を取り上げ不ㇾ申樣に被二仰付一候得ば、奉公人大方は相足り候積りと相見へ、奉公に出候部類之者手前之勝手を何ヶ

と申立しを取り上げ不レ申候時、吟味役所之下知强過たると思召候勢にては、奉公人之出高有之思召之分程減じ候積りにて御座候故、唯今之勢にては兎角上方抱を御免し被二成下一、人不足之分之指足之道筋を御明け置き不レ被レ成候ては不レ叶御事にて可レ有二御座一と奉レ存候、以上五月十三日旅人吟味役之勤方新規之儀を僉議仕候事は、最初程には無二御座一候得共、窮民御救上方抱者本國歸り、御國者他國出切、上方新規抱養子緣組、奉公人身置替、府內と八鄕鉱山との人出入り、御上下水夫、御使者船之水夫等之儀、其外佐役之勤方も數々有レ之、我々幷に佐役共に勤かね申候、就レ夫御家中召遣之下人之儀先頃上方抱を被二差免一度御事と奉レ存候由申上げ、其通り被二仰付一候故、此後は吟味役より府內抱田舍抱之奉公人を申付候儀被二差免一、主人下人双方相對にて召抱度との願有レ之、奉公仕度と願出候計吟味役所にて其家之下人御定に足り居候と、不足仕居候を相考へ、不足仕居候には願之通りに申渡し候迄に被二仰付一可レ被レ下候、府內者田舍者之奉公出を吟味役所より不二申付一候はゞ、御家中召遣之下人唯今よりも不自由に成可レ申樣に奉レ存候間、先頃上方抱を被二差免一候節之御法之內にて、此以後之上方抱十年切之者身を置き替へ不レ申樣にとの儀、前以御國に奉公に下り候者を再抱下し不レ申樣にとの儀、此兩條を被二差免一度御事と奉レ存候、左樣御座候ては、以前之上方抱御免し之時に別て相替候儀は有二御座一間敷候、三十歲以上之者を抱下し候儀は以前とても希に有レ之、大方三十歲以下之者を抱下し候故、三十歲以下之者を抱下し候得との御法は、御家中召遣者之指支

に成り候と申す程之儀にては有二御座一間敷候、町人問屋附にて抱下し候上方者之數を相考へ申候に、近來は抱下し之者段々に有レ之候故、今程は上方抱去年去々年之樣には無二御座一、召抱成り易きと相見へ申候、吟味役より御國抱之下人之儀を不二申付一に成り候ては、御定外之者とても誰方に奉公に出候得とは難二申付一勢に御座候故、御家中にて下人不足之衆を請人役之者に尋候て、承屆け奉公に出候得、奉公不レ仕候て親之方に居候儀は不レ被二指免一候、尤當時被官に成り居候者、或は老親死し、或は幼子致二成長一候て、十六歲に成り候も右之格に可二申付一候、吟味役より御國抱之下人之儀を不二申付一に成り候ては、手前不勝手にて上方抱を仕り得不レ被レ申面々、下人之召遣唯今より不自由に成り可レ申候故、當時被官を被レ望候衆段々相增し可レ申候、左樣御座候ては當時被官差支可レ申候故、此後は被二望出一候共附け申間敷候、只今迄當時被官を附け置き候衆には、來年極月迄附け置き可レ申候間、其內に上方抱を被レ仕候樣に可二申達一候、右申上候段々は御法に成り可レ申儀と奉レ存候て申上にては無二御座一、我々相勤居候間右之通りに被二仰付置一被レ下、我々を被二差替一候後は其節之御吟味次第如何樣共宜樣に可レ被二仰付一候、以上　八月十六日

一　御家中召遣者之儀旅人吟味役中より御支配に申上置候趣は、右兩度之覺書之通にて、其後各御郡役被レ蒙レ仰候て、田舍者御家中へ賴込奉公之格を被二仰出一候、就レ夫末々にて申候は、御國に旅人吟味役を御立被レ成、御定竈と申す格有レ之、新規之竈を御免し不レ被レ成候故、上方より御國へ奉公に下り可

レ申と存候者共も、年季相滿候後竈を立得不レ申所より奉公に下りかね、希に下り候者も、他國へ下り候よりは身代銀を高く取り候て、不勝手なる人は召抱なり兼、其上田舍より出候奉公人も心次第之賴込と有レ之候ては、奉公に出候者彌少く、御家中之召遣指閊へ候筈と申觸し候、右之所御勘辨可レ有二御座一候得共、某勘辨之通りをも申進候、上方より御國に奉公に下り候者、初より年季滿候時御國に在附可レ申と存候て罷下る者は有レ之間敷候、假令有レ之候ても甚希なる事にて可レ有二御座一候、然ば年季滿候て在附候事成り不レ申候とて、奉公に下り候者少く候と申す說は妄に申觸したる事と相聞へ候、又近年段々と諸色高直に成り、上方にて之渡り奉公人之給銀日雇者之賃銀等迄夫に應じ、以前よりは高く成り候由に候得ば、諸方に下り候年切奉公人之身代銀計、以前之通りに成居可レ申樣無二御座一候、然ば希に御國へ下り候者も、他國に下り候者よりは身代銀を高く取り候と申說も妄りに申觸したる事と相聞へ候、旅人吟味役相立候故、上方より奉公に下りかね候と申すにて無レ之證據御考へ之爲に、旅人吟味役相立候以後當年迄六ケ年と、旅人吟味役相立不レ申以前六ケ年之御改帳に相見へ候上方抱者之入來り、年季滿之本國歸り、幷に缺落者問屋附者之人數迄左に書付申候、町人之抱者も寶永四年迄は宗門御改之人高に入り候得共、寶永五年より問屋附之人高に入り申候

元祿十四年

入來り百〇七人　　問屋附八百五十五人

出歸り百九十五人　缺落者五十五人

元祿十五年

入來り八十四人　問屋附千百五十八人

出歸り百五十一人　缺落者百十四人

元祿十六年

入來り二十二人　問屋附四百九十一人

出歸り八十人　缺落者五十三人

寶永元年

入來り七十一人　問屋附五百十九人

出歸り八十二人　缺落者七十七人

寶永二年

入來り八十七人　問屋附七百五十一人

出歸り百二十九人　缺落者四十八人

寶永三年

入來り六十四人　問屋附四百十人

出歸り百〇八人　缺落者三十七人

合入來り四百三十六人　合問屋附四千二百八十四人

合出歸り七百四十五人　合缺落者三百八十四人

寳永四年

入來り五十人　問屋附五百二十人

出歸り四百〇四人　缺落者六十五人

寳永五年

入來り十六人 内十三人は御家中 内三人は町中　問屋附五百五十人 内三人は町中抱者

出歸り二百三十二人　缺落者五十七人

寳永六年

入來り四十九人 内三人は御家中 内四十六人は町中

問屋附四百四十二人 内四十六人は町中抱者

出歸り百六十三人　缺落者二十九人

寳永七年

入來り三十二人 内五人は御家中 内二十七人は町中

問屋附千三百二十一人（内二十七人は町中抱者）

出歸り七十人　缺落者六十三人

正德元年

入來り四十一人（内十一人は御家中 内三十人は町中）

問屋附千六百二十九人（内三十人は町中抱者）

出歸り二十人　缺落者八人

正德二年

入來り百十三人（内八十九人は御家中 内二十四人は町中）

問屋附三百七十五人（内二十四人町中抱者）

出歸り三十人　缺落者五十八人

合入來り三百〇一人

合問屋附五千百〇七人（但町中抱者百三十人を引候殘高）

合出歸り九百十九人　合缺落者二百八十人

右之次第御考へ可レ被レ成候、旅人吟味役相立候て御國生之者御定屋之外に成り、御家中へ之奉公を嫌候て上方へ登り候分、寶永四年には四十五人、寶永五年には百二十人、寶永六年には六十三人、

寶永七年には十九人、正德元年には八人、正德二年には十九人、御國生之者上方へ登り候て在附不レ申立歸り候者、寶永七年に六人、正德元年に一人にて御座候、吟味役相立不レ申以前六年之内にも上方抱者之入來り百人に越へ候年は一ヶ年ならで無レ之候故、上方抱之多少は其年々之勢次第と相見へ申候、以前上方抱者大分有レ之候時にても、人抱之御證文出候分皆々抱下し候と申すにては無レ之、其年翌年之内に下り候も有レ之、數年之後に下り候も有レ之、終に下り不レ申も有レ之たる由に御座候

一　百姓之次男次女等御家中之召遣に成り候格相止み候は、府中にて役方附之者之次男次女御家中之召遣に成り候格相止み候故計ニては無ニ御座一、其外にも相止み不レ申候て不レ叶樣子見へ來り候、上方より之抱者其主人と不緣に御座候て暇を乞候時、主人より暇を出し不レ申候得ば、其下人不行跡に無レ之候ても、止ことを得ずして缺落仕り本國へ巡歸り候儀有レ之、身を害し候者も希には有レ之と相聞へ、缺落者身を害し候者は、惣體不行跡者計とは難レ極筈にて御座候、鄕村より出し候召遣者は、鄕村に親兄弟有レ之候故、主人に不緣にしても、主人より暇を出し不レ被レ申候時、親兄弟を捨て候て他國へ缺落仕儀も難レ成、尤主人へ不緣なる者は身を置き替へ候得との儀、旅人吟味役より申付有レ之候得共、以後に至り候ては御役人之心に一偏に主人之方を揚げ、下人之方を被レ押候儀有レ之間敷とは難レ極、主人之内に下人に嫌はれ候て暇を出し候に成り候段を憤り被レ申も可レ有レ之候故、身置き替へをも仕がたき

勢と成り行き、下人共難儀之餘りに身を害し候者一人にても有ㇾ之候ては、上方より召抱に成り可ㇾ申と望候者を召抱候て、右之通り之儀有ㇾ之とは違ひ、召抱に成り候事を望不ㇾ申者を役人より抱者に申付候て、右之通之儀有ㇾ之候段、御仕置之不ㇾ宜と申すにも成り、御巡檢使御下り被ㇾ遊候節、百姓共其儀を訴へ申間敷とは可ㇾ難ㇾ極候、左樣御座候とて、召遣に成り候部類之者より主取りを心次第に仕り、役所より誰方之召遣に成り候得と不㆓申付㆒候はゞ、下人を多く召遣候方と、人遣宜きと申觸らし候方計可㆓罷出㆒と申し、下人一兩人召遣候方と、人遣宜との申觸し無ㇾ之方には可㆓罷出㆒と不ㇾ申、五六十年以前迄は上方より之抱者も希に有ㇾ之、郷村より召抱候と申す儀も無㆓御座㆒、府中には尙以召抱に成り候者無㆓御座㆒、知行有ㇾ之衆は、知行所之被官、幷に府中に罷在被官之子共を召遣ひ被ㇾ申候ても、少扶持之衆多くは下人を持不ㇾ被ㇾ申候て、相濟申たる由に御座候得共、時勢移り替り候得は、五六十年以前之儀を可ㇾ被ㇾ用樣も無㆓御座㆒、上方にて下人を抱へ候儀相初り候以後も、上方之抱者少く候か、身代銀高直成時節には、下人を抱得不ㇾ申、不自由を致㆓堪忍㆒候て相濟め居被ㇾ申候も有ㇾ之候得共、郷村より召遣者を抱へ候格有ㇾ之候ては、身體之大小に依り不ㇾ申、人遣宜きと申す沙汰之有り無しにも構不ㇾ申、只下人甚差閊へ居候方に早く抱させ不ㇾ被ㇾ申候ては不ㇾ叶勢と相見へ、其間之下知深く心を用ひ可ㇾ被ㇾ申所にて御座候得共、下知之難ㇾ屆所有ㇾ之候ては、前に申述候通り不埒成る主人に取り當り候者難儀之程難ㇾ量、落着は御家中下人之定數相足り不ㇾ申候分を上方抱に被ㇾ仕、郷村より出候召遣者は只今之御

法之通り、主人との相對次第賴込に遣はれ候格に成り可レ申外無二御座一、此段百姓之次男次女御家中へ三年切之召遣に成り候格相止み不レ申候て不レ叶處にて御座候、然共足輕中間之次男次女、并に役方附之者之次男次女御家中へ之召遣に成り候格相止み候上は、鄕足輕并に百姓之次男次女御家中之召遣に成り候格も相止み不レ申候て不レ叶道理にて御座候故、別て相止み候筈之道理御座候段は、御郡役より申上有レ之に不レ及候て相濟申候、右申述候次第を某共最初に心付き不レ申、二ヶ年行はれ候上にて心付候は、智惠之短き故にて御座候、ヶ樣に申候とて御國は百姓之次男次女を侍中之召遣に被二差當一候事之成り不レ申筈之御國と存候にては無二御座一候、若左樣に存候人有レ之候はゞ、甚き心得違にて可レ有御座一候、只某共の樣なる者御役を勤居候て、下知之仕形不レ宜所より其事相調り不レ申と可レ存外無二御座一候、當年之夏松浦之御家中之奉公人の格を傳へ承り候次第は

平戸御領分中之百姓は、嫡子之外次男之分何人にても、一生之中に三ヶ年ヅヽ、御家中へ奉公仕る儀、御先代より御法を御立置被レ成候に付、今以其通りにて候、此奉公人を札者と申候、右札者は御領分中より御勘定所へ指出し候を、御家中より札者之願有レ之方へ遣し被レ申候、此者共其主人へ奉公仕り難く存候時は、御勘定所へ直に罷出、奉公難レ仕之旨申候時共趣被二聞届一、主人へ之申達しには、貴殿方へ遣し候下男奉公難レ勤由申出候に付、御取上被レ成候との申達し有レ之、主人は科帳に被レ記、重て札者を渡し不レ被レ申、右之下男は餘人より願出有レ之方へ遣し被レ申候、壹州よりも右之札者不

レ絶平戸御城下へ參り居、三ヶ年の奉公年數相滿候者は段々罷歸り、其代りに成候扎者は申來次第無レ滯平戸へ渡り候、右之扎者奉公難レ勤存候時は、直に御勘定所へ罷出案内申し、主人を科帳に被レ記候故、其所を恐れ大身なる衆、又は小身にても身體之勝手宜き衆は扎者之願出無レ之、相對次第渡り奉公人を被二召置一、小身にて身體無勝手成衆計願出被二召遣一候、平戸御城下は小姓若黨中間共に渡り奉公之者多く候に付、其者共を相對次第に被二召遣一候、其者共は主人方にて朝夕之飯を食し候故、扶持米と申儀は無レ之、切米二石五斗より五石六石迄器量次第に取り、其石にて衣類、刀脇指、小遣迄相濟め、女は腰本はした共に三年切之奉公仕り、四着せ二着せは主人と相對次第に相定め、四季に取り申女は、わた入一、袷一、ひとへ一、帷子一、二季に取り申女は、わた入一、帷子一、右之分現にて取り候は布木綿白地にて取り、主人之家々より定り居候得意之紺屋方へ主人之染物通ひを持參り、心次第に染め、染代は何程之直段に染め可レ申も下女之心次第に成り、贈物を銀にて申請度と望候得ば、わた入代二十目、帷子代十二匁、袷ひとへ代は右之格を以見合に渡り、右之女油、鼻紙、草履等之物は相應に主人より渡り申に付、身代銀は三ヶ年に纔十五匁程取候、女之奉公人は輕き町人百姓之娘着類仕出し用に相勤候者數多有レ之、壹州の內迄も奉公を望候女多く候、其故は中分以下之身體之町人百姓年三十五六より內にて、妻を持候者は稀に有レ之候て、緣付遠く候と町人にても、百姓にても、中分以下之身體之者、娘之衣類を其親より着せ申事難レ成段を親も娘も心

得居候て、年十二三に成り候娘は奉公を望み、段々と着類を仕出し、二十四五、三十にも成り候時
　緣付き仕る故にて候事

松浦之御家中之奉公人之樣子右之通にて御座候由傳へ承り候、役所より渡り候奉公人奉公難㆑仕存候て、直に役所に申出候時、役所より其奉公人を被㆓取上㆒、主人を科帳に被㆑記候段、片端計を見候て致㆓批判㆒候はゞ、其通り之下知にては、奉公人自由を申し候て惣體之下人風儀惡敷成り、殊に主人之召遣樣之善惡之吟味も無㆑之、下人申出次第主人を科帳に被㆑記候ては、其主人之爲に迷惑なる事にて彼是不㆑宜御仕置にて候など可㆑被㆑申事に御座候得共、右之格式有㆑之に付、平戶御家中之召遣者自由を申候との沙汰も無㆓御座㆒、却て下人之行儀宜きと致㆓沙汰㆒候、奉公を望み不㆑申百姓之次男を御家中之召遣者に被㆓差當㆒候には、如㆑斯之法式嚴密に相立不㆑申候ては不㆑叶事と相見へ、某傳へ承候處虛實は不㆑存候得共、實說にいたし候て相考候にケ樣可㆑有㆑之事と存候、下人より主人へ奉公難㆑仕と申出候時、主人へ吟味掛り候はゞ、人遣惡き主人にても手前之惡きとは不㆑申、主從之爭論に成り、双方之申分虛實之難㆑知事ども折々有㆑之、何ケに付相障り候儀共可㆑有㆓御座㆒候

一　元祿十二年某を御郡役に被㆓仰付㆒候後、同役中申談じ致㆓僉議㆒候に、田舍者何となく府中に登り數年致㆓逗留㆒、府中御免之者と同前に商買日挊仕候人數何百人とも申に及居候、田舍者之府中御免は一人にても、御前に御案內御座候て被㆓仰出㆒候段、昔より之御格式にて御座候處、右之通りに成り來り不

レ宜事と相見へ候、然共田舎者之府中御免多くは御年寄中之御願上にて御免被レ成候故、田舎より府中出を望候者共は、御年寄中に頼込奉公仕候て府中に罷在、其所より御年寄中之召遣に成り不レ申者迄も府中に致二逗留一候に付、御年寄中御願上げ可レ被レ成と思召候者計此度切りに御願被レ成、其後は御年寄中にても、田舎者之府中出を御願不レ被レ成格に被二仰出一度御事と致二僉議一、其趣御郡御支配に申上げ、元祿十三年に田舎者之府中出、以來は御年寄中とても被二差免一間敷之由被二仰出一、其節切之御願にて瀧かさへ樣、お龜樣、藏人殿、竹壽殿、幷に御年寄中に御免被レ成、御賄方役日中より被二願上一候者一人ヶ合せ候て百十七人府中出に成り、其外之者共は不レ殘面々之村に呼取り候樣に致二下知一候て指下し申候、今程御家中に十年切之頼込奉公を差免し被レ置候も名計之頼込にて、面々心次第之商買日挊を仕る者有レ之間敷とは難レ申、夫共に只今迄頼込奉公と名付候者は大分に無レ之、何十人と申すにて可レ有二御座一候得共、何となく自由に商買日挊仕居候者を委く御吟味不レ被レ成候て、何十人などと申す事にては有二御座一間敷候、一村より二人並しに登り居候ても、百十五ヶ村にては二百三十人にて御座候、田舎者心次第に二百人三百人など府中に登り居候とて、田舎農業之差閊へに成可レ申樣無レ之、殊に其親之心に子供之内を府中に登せ置候ても、差閊へ無レ之と存候を登せ申すにて可レ有レ之候故、猶以無二別條一事に候得ば、末々之心次第に被レ成可レ被レ置御事とも可レ被レ申儀に御座候得共、有之御下知段々緩く成り候はゞ、落着之弊不レ輕事にて可レ有二御座一候、其上田舎者之府中逗留を心次第と被二仰付一候にても

無₂御座₁、只何となく末々之心次第に成り候はゞ、其外之御法之爲にも宜かる間敷樣に存候、且又田舍者自由に府中に逗留仕候儀を堅く御禁止被ㇾ成候はゞ、府中に居候事を望候者共奉公を嫌ひながら、右之望を逹し度と存候所より、十年切り之賴込奉公に出候者少ヅヽは可ㇾ有ㇾ之候得共、自由に府中に逗留仕候儀御禁止不ㇾ被ㇾ成と存候はゞ、十年切之賴込に出候者彌以有かね可ㇾ申候、又十年切之賴込奉公と申す名計にて、實は自分之商買日拵仕り居候者は、相知れ次第田舍に呼下し候得と、其村之下知人肝煎に堅く被₂仰付₁、一度府中改に入り居候とも、元之田舍改に入り候樣に被ㇾ成候樣無₂御座₁候はゞ、家內に召遣候爲に田舍者を賴込に召抱候事は成不ㇾ申、常には自分之心易き處に罷有候て商買日拵等仕り、禮日之供を勤候時計主人之方に罷出候約束ならでは抱られ不ㇾ申、賴込奉公人何十人出候と帳面には相見候ても、主人之家內に勤候者は甚少きにて可ㇾ有₂御座₁候、ヶ樣之勢をも御考へ可ㇾ被ㇾ成御事と存候、且又田舍より府中に出候人高、元祿十四年辛巳之御改に別て多く相見へ候は、右に書載仕候通元祿十三年庚辰に其度切り之御願之者有ㇾ之たる故にて御座候、元祿十四年より當年迄之田舍入り、府中出之人高、御郡方に相知れ居候事ながら、左に記し置申候

田舍入り

人數八人　辛巳年　人數三十四人　壬午年

同六十九人　癸未年　同三十三人　甲申年

人數四十三人　乙酉年　　人數二十七人　丙戌年
同百五十一人　丁亥年　　同百三十人　戊子年
同百〇六人　己丑年　　同三十五人　庚寅年
同三十八人　辛卯年　　同二十人　壬辰年
合人數六百九十四人　並し五十七人に當る

府内出

人數二百人　辛巳年　　人數四十六人　壬午年
同二十六人　癸未年　　同十七人　甲申年
同二十八人　乙酉年　　同十五人　丙戌年
同二十三人　丁亥年　　同十八人　戊子年
同八人　己丑年　　同十二人　庚寅年
同十人　辛卯年　　同二十五人　壬辰年
合人數四百二十八人　並し三十九人に當る

一　某共御郡役より旅人吟味役兼帶いたし居候節、御支配より同役古川繁右衛門殿へ之御尋に、御家中之衆之内を田舍へ御割込被ㇾ成候て、相應之作所を被ニ成下ニ、又は末々之者を田舍に御割込被ㇾ成候事

など有レ之候時、田舍之間に成り候儀は有レ之間敷候哉と御尋被レ成、繁右衛門殿より某共へ相談御座候て、御返答之口上書被二指出一候由御聞及被レ成候得共、右之口上書御郡役所之日帳に相見へ不レ申、其儀を御手代中に御尋被レ成候得ば、右御返答之口上書某共仲間相談にて相認候下書を、繁右衛門殿宅にて一通り御寫させ被レ成、御役所には書留め無二御座一由被レ申候、其節之口上書之趣覺居候はゞ、有增にても御聞被レ成度思召候間、書付懸二御目一候得と被二仰聞一候、右之御返答三ヶ條左に申述候

一　御郡御支配杉村賴母殿より古川繁右衛門殿へ御尋被レ成、御返答之口上書平田類右衛門殿へ某相談仕候趣は、府中之侍衆之內を鄉村之在宅に被二仰付一候て、相應之自作所を被二成下一候儀は難レ成次第段段有レ之候、譬ば百姓二十人有レ之村にて二十人分之請込之畠之內より、一坪ヅヽ出させ可レ申と仕り候ても、其一坪上畠坪にて候はゞ、百姓共甚請かね可レ申候、其坪下畠坪にて候はゞ、在宅いたし地面を請け候侍衆之爲に成りかね可レ申候、上畠坪を出し候も有レ之、下畠坪を出し候も有レ之樣に仕り候はゞ、百姓面々之請込に不同致二出來一候て、惣體之地分けを望出候勢に成り可レ申候、左樣御座候とて村々之百姓請込之地面を一人分ヅヽにても、二人分ヅヽにても出させ候儀は、罪なき百姓之身體を倒し候と同じ道理にて御座候故、是亦成り不レ申筈之儀に御座候、假令取り上げ候地面相應之代銀を、其地面請持居候百姓に被二成下一候て、在宅之侍衆之自作所に被二仰付一候とも、以前百姓之請持に成り居候時に作出し候程之穀物を作り出し得不レ被レ申、海邊山奧に打散り居候作所に耕作いたし作所之養に成り候

物を取廻し候儀など、生れ付たる百姓さへ苦勞に存じ候事に御座候得ば、府中之侍衆如何程に精を被㆑出候ても、力之及可㆑申事にて無㆓御座㆒、百姓之請持居候地面を御取上げ被㆑成候代りに、被㆓成下㆒候御銀之御出方有㆑之、府中より家を移し候侍衆家移し之入目御合力被㆓仰付㆒候御銀之御出方有㆑之候上に。在宅之侍衆以前百姓之作り出し候程に穀物を作り出し得不㆑被㆑申所之損分有㆑之、地面を被㆓取上㆒候百姓之納來り候年貢公役銀之引け方有㆑之、在宅之侍衆勝手之益に成り候と申す程之儀は見へかね、穀物之作り出し少しにても減り候段、御國中惣體之損分と相見へ可㆑申候、又府中之末々之者之内を鄉村に御割込被㆑成候儀も難㆑成次第段々有㆑之候、御國之百姓は他國之百姓に違ひ、地面之請込甚少く候所、其内より地面を割出し、府中より下り候者共にも請込せ候はゞ、元より之百姓作得減じ身體衰へ可㆑申候、又元より之百姓請込之地面にても、下百姓之地面には其年其地に出來候程之穀物を作り出し得不㆑申候所、府中にて日拵仕候者共地面を請込候はゞ、尙以作り出し少く年貢をも納めかね、國土之弊に成り可㆑申候、又只今にてさへ百姓之次男之内に上百姓に成り立ち可㆑申生付之者有㆑之候ても、實子無㆑之百姓之養子にも成り不㆑申、倒れ百姓之跡之地面をも請込不㆑申候は、新規に作所を請取候と申す儀無㆑之候處、府中之日拵者地面を請込候樣には難㆓申付㆒事に御座候、又麥作取納め之時節などは、府中より心次第に相應之者を雇下し候樣に仕來候者も有㆑之候得共、府中者達者不達者之仕分けも無㆑之罷下り候はゞ、假令地面を請込せ不㆑申、手遣り雇はれにて致㆓渡世㆒候得と申付候とも、百姓之

合力に成り候程之働を仕り得不レ申者共多く有レ之、元より之百姓名子計にて取り候てさへ行渡り候程に無レ之と相見へ居候木之實海草を、入來り之者共より取減じ、殊に山海之出來物計にて食用相濟み申すにて無レ之候故、食用之穀物不足にて難儀に及候餘りには、鄕之害に成り候事を仕出し可レ申候、又鄕村にて生れ增し候人數は、少年より鄕村之働を仕習ひ、父兄之耕作取納を相助け、假令生付き不達者なるも、父兄親類之介抱にて飢寒を免れ、希に府中より父母妻子を引き鄕村に下り居候者も、其村に親類緣者由緒之者有レ之に便り候て下り居申候事に御座候處、少年より耕作を仕習ひ申たるにても無レ之、親類緣者に便り候にても無レ之、何村に何竈と申す割付けにて入り込候はば、下り候者も難儀仕、下り候村も迷惑可レ仕候、又府中にて之日排者之風俗を鄕村之風俗にいたし候ては不レ宜儀に御座候處、府中之日排者段段鄕村に在附候はゞ、百姓之子共之風俗をも妨げ可レ申候、又鄕村に下り小商賈を仕來り候者共之內、府中にて之生業成かね候を鄕村に割込候はゞ、鄕村之風俗を妨げ候のみにて無レ之、府中之町人鄕村之商賈を仕來り候者共之妨げに成り可レ申候、右之段々府中之浮民を鄕村に御割込被レ成候事之難レ成次第にて御坐候

某共繁右衞門殿へ申談じ候大意は、右之通りと覺へ居申候、詞之違は可レ有レ之候得共、大意は右之通に違不レ申にて可レ有二御坐一候

一　府中之侍衆之在宅如何樣之御時節にても、決て被二仰付一間敷御事と奉レ存候にては無二御坐一候、以

後に至り若外國靜謐に無レ之、日本朝鮮御不和之儀有レ之御通交絕へ候時節などは、府中小扶持之侍衆之內を洲藻村一ヶ所に在宅可レ被二仰付一儀に御坐候と僉議仕り置申候、只今とても外國之商買船長崎へ來り候に、日本之地に近く成り候て南風强く候得ば、御國と朝鮮之間を乘り廻り北海に漂ひ居候て、北風を待ち御國之東目を乘通り候儀折々有レ之候故、外國靜謐に無レ之時節は西目計を御用心可レ被レ成御事にて無二御坐一、朝鮮より御國を侵し候節にても、渡中にて北風南風强く成り、或は北海に漂ひ、或は南海に漂ひ居候て、南目之浦々に乘入れ候儀有レ之間敷とは難レ極、何れ之國郡之御城下も侍屋之分多くは御城內に有レ之候得共、御國之府中には城郭と申す程之御構へ無二御坐一、侍屋も多くは賊船浦中より鐵砲火矢を打掛候矢掛り之所に有レ之、賊船侵來候時節矢掛り之家々之婦女老少、矢掛にて無レ之家家に計聚候儀は難レ成筈にて御坐候故、萬一外國靜謐に無レ之時節に成り候はば、洲藻村に侍衆之內を御移し被レ成、一人に一段程之屋敷を被二成下一、府中にて居來り之家々を船にて洲藻村に移し、御役被二仰付一候衆は府中に出候て、無役之衆と移り替り可レ被レ申事に御坐候、外國靜謐に無レ之時節賊船府中浦に侵來り、鐵砲火矢を在家に打掛け候時、西目手寄之村計に婦女老少を立退せ候儀は成り不レ申積りにて御坐候故、侍衆之家內之婦女老少は、洲藻在宅之侍衆之家々に立退き、町人之家內之婦女老少は佐須鄕之內內山村之家々に立退き候樣に被レ成、洲藻村居住之鄕侍鄕足輕は、居屋敷之外之知行畠之物成三倍之穀物を被二成下一、知行木庭と居屋敷は元之通りに被二仰付置一、社領之畠之物成三倍之穀物を近邊

之村之年貢之内より宮司社人に被二成下一、社領之木庭は元之通り社領に被レ成被レ置、宮司社人之居屋敷も元之通りに被二仰付置一、百姓は居屋敷と木庭計元之通りに請込、畠之作得之分減り候代りには、木庭居屋敷之物成幷公役銀を被二差免一、以前より郷侍、郷足輕、宮司、社人、百姓、被官、名子、寺之居屋敷に成り來り居候外之畠は、不レ殘府中より被レ移候侍衆之居屋敷に被二仰付一、府中より家を移し候衆へ之御扶助之穀物、毎年一度ツヽ船にて洲藻村に廻し、村之内に穀物藏を立候て入れ置き、毎月之請取方は在宅之侍衆之内より役人を定め被レ置、府中にて之格に御扶助之穀物を請け、其村に居來り候郷侍、郷足輕、幷に宮司、社人、居屋敷之外之畠三倍之物成之分も、右之穀物藏より請け、府中より被レ移候侍衆二里半之所より御番を被レ勤候段苦勞に可レ有レ之候得共、三百歩之屋敷には菜園所之餘分も有レ之、薪山手近く成り候利益も可レ有レ之事に御坐候

一　府中末々之者之内を郷村に御割込被レ成候儀、如何樣之御時節にても、如何樣之被レ成方にても、決して成り申間敷御事と奉レ存候にては無二御坐一候、朝鮮静謐に無レ之、日本朝鮮之御通交も絶へ候時節、府中之人數五十年以前之人高程に成り居候て、其内を相應に郷村御割込被レ成、御割込之御下知十分精密に御坐候はゞ、相調り可レ申事に御坐候、假令御割込之御下知を如何程精密に可レ被レ成と御坐候とも、府中之人高五十年以前程に成り居不レ申、日本朝鮮之御通交も御別條無二御坐一御時節には、御割込之道筋決て立ち不レ申、差閊候所數々可レ有レ之事に御坐候

一　近年以來段々と御勝手御差閊被レ遊候由に御坐候、此後若只今之上に甚き御差支に成り、御家中之御扶助等も只今迄之通には御渡し被レ成候儀難レ成等に成り行き候節、八鄕給人知行、足輕知行之内御借被レ成候儀有二御坐一間敷とは御極難レ被レ成、尤以前御借り被レ成候間例（マヽ）て有レ之候故、各御當役之内若左樣之儀被二仰出一候時は、御返答之被二仰上一樣可レ有二御坐一儀と思召候、給人知行、足輕知行之内御借り可レ被レ成哉との御沙汰、某共勤役之内にも有レ之、御支配より御尋御坐候て御返答申上、御役所にても其噂など仕候由御聞及被レ成候、其節御返答申上候趣御聞被レ成度思召候間、有增しにても申進候得と御尋被レ成候、右之御返答二ヶ條左に申述候

一　府中之御大小姓衆、御徒衆之儀多くは昔より之御扶助之通りにて御坐候處、御馬廻り衆は地方知行御藏前知行に成り候節御扶助之請方相增し、其後最合之分を高に御結被レ下候て、又々御扶助之請方相增し、今程は段々之御借り前にて御扶助減じ居申候得共、以前地方之節之請方より相增し居申す由に御坐候、府中より田舍へ被二召遣一候には、侍衆にても町人にても、旅籠銀月切等被二成下一候得共、鄕侍衆之儀府中之勤に被二罷登一他鄕他村之勤に被二罷越一候ても、旅籠銀月切等被二成下一候と申儀無二御坐一、府中之侍衆と鄕侍衆は、彼是に付請方之違有レ之事に御坐候、尤鄕侍衆には以前は江戸御屋敷、府中御屋形之御番を被二仰付一、其後は相止み居申候得共、其代りには八鄕之遠見番以前府中之侍衆より被レ勤候を、鄕侍衆に被二仰付一候以前は、鄕侍衆に小普請と申す儀有レ之候て、其後は被二差免一たる由に

御坐候得共、其代りには間銀を被仰付候て被召上候、然ば郷侍衆には昔に違たる御宥免も無御坐、御扶助之增しも無御坐候と相見へ申候故、御借り前之儀も有之所を御了簡可被成御事と奉存候、某共勤役之內に御郡御支配より郷侍鄕足輕之知行之內御借り被成候儀も可有之哉と御噂御坐候得共、差立たる御事にては無御坐、御噂迄にて御坐候故、委細之存寄口上書を以申上候には及不申、只有增しを口上にて申上げ、其後は何之御噂も無御坐候

一 天龍院樣御代府中侍衆之地方知行を、御藏前知行に御改被遊候節之地方知行所務之積りを御勘定所に有之、其帳面之內地方知行高六間二尺にて、御藏前知行高百五拾石に改り候、人一人分之積り書を其人御役之節寫し被置、其寫しを某御郡役之節考へ之爲に、其人之方より借り候て寫し置申候、各之御考へも成り可申哉と存じ、左に書記し懸御目申候

六間二尺

一 麥三十七俵三斗

代銀四百十五匁二分五厘　一俵に付十一匁がへ

一 籾六俵一斗九升

代銀六十四匁七分五厘　一俵に付十匁がへ

一 大豆一斗　代銀三匁

一　茶一斗三升　代銀三匁二分五厘
一　鯿二喉　代銀四匁
一　松三十六駄　　一駄一匁五分がへ
一　木八十四駄　代銀九十六匁　　一駄五分がへ
合銀五百八十五匁二分五厘
外に麦五斗蒔　　被官に扶助
一　切米七石　代銀貳百五十八匁〇六厘
二口合銀八百四十三匁三分一厘　米に〆貳十一石〇八升二合七勺五才

右之通りに書載有レ之候、被官之扶助五斗蒔之物成麦を米に積り候時、一石には及不レ申筈にて御座候故、六間二尺之所務之内、右被官之扶助五斗蒔之物成之引け居候に相應之物成を掛け候積りにいたし、七石之切米を合せ候ても現米二十二石程にて可レ有ニ御座一候、右二十二石程之所務と相見へ居候を、御藏前にて二ッ三之直五十石に御改被レ成候ては、現米三十四石五斗に成り、其後最合を高に御結び被レ成候て高二百石に成り、今程御借り米御座候ても高二百石之衆は現米三十六石餘にて御座候、ケ様之次第をも御考へ合せ可レ被レ成候

一　某共御郡役より旅人吟味役致ニ兼帯一候節差上候書付之内に、八郷草使之儀申上置候由御聞及被レ成

其樣子申進ぜ候得之由被二仰下一、右之御返答三ヶ條左に申述候

一　某共旅人吟味方之御役相勤候節御支配より被二仰付一候は、旅人吟味方に可レ被二仰渡一儀と相見へ候條々を、御年寄中より被二仰渡一候御文體にいたし候て草案相認指上候へと被二仰付一、同役中申談じ草案指上申候、其草案之内草使之儀有レ之ヶ條は、八鄕草使之儀以前よりの仕來りは、其鄕上百姓之内にて人柄宜き者を撰候て被二申付一、其者一代無二別條一相勤候得ば、府内在附きに成り候格にて候得共、町人之竈數を御定め被レ成候上にて、草使を勤候者共段々と町竈之增しに成候儀不レ宜、上百姓之内より段段と府中に出候者有レ之候は、鄕村之爲にも不レ宜候故、唯今勤居候草使致二老衰一、草使を止め候節は御定竈に被二申付一、其跡之草使は百姓成長之嫡子に表向を引渡し、五十歲餘にて隱居向に成居候者共之内より人柄宜き者を撰候て草使に申付け、其者老衰病身に成り候て勤かね候時は、村に立歸り候て表向之嫡子に掛り候格に可レ被レ仕事と書載仕置申候

一　百姓成長之嫡子に表向を引渡し、五十歲餘にて隱居向に成り、別家に移り居候者共之内より、奉役、村下知人、肝煎、頭百姓吟味之上にて、人柄宜き人と相極り候者を草使に被二仰付一候處に障り御座候はゞ、未隱居屋を立て不レ申、近年之内に隱居家を立て可レ申と申候者共之内より被二仰付一候格に成候ても相濟可レ申候、又草使之勤を四十五六、五十程之年頃より五十五六、六十程之年頃迄相勤候に成り候はゞ、三十歲前後より勤候者とは違ひ、勤之年數少く御座候故、草使を致二交代一候節之爲に、

勝手之儀を存候心入り深く、其所宜しかる間敷とも可レ被レ申儀に御座候得共、表向之嫡子其外次男次女幾人有レ之候ても、不レ殘府中に連登り、草使交代之後、右連登之人數不レ殘府中に在附候心當てにて、勝手之爲を存候程には有二御座一間敷候、草使に成り候者嫡子に表向之百姓は公役を勤させ候格に被二仰付一候とも、次男之内一人娘之內、一人は實子にても養子にても連登、草使之勤を代り候節にても、勤之内にても、府中者之養子に遣し婦に遣し候儀を御免し被レ成、下人之儀も定數之外に上方抱之增しを一人御免し可レ被レ成御事と奉レ存候

一　草使之儀其鄕之百姓之損益に預り候處不レ輕、上納物之買納め、幷に信使譯官之節、五日次物之買納、餘り物之賣拂等、何も百姓之損益に預り候事にて、其仕形之善惡御郡御役所より之吟味難レ屆所有レ之、其鄕之百姓共は善惡之批判以前より仕る事に御座候得ば、奉役村下知人より百姓之批判之虛實を考へ、仕形不レ宜候は被二指替一筈にて御座候、然共草使之儀以前之仕來りにて、初より子共を不レ殘府中に連登、御法之實意は草使役無二別條一相勤候ては、致二交代一候時府中在附之御免を蒙候筈と相見へ候得共、草使を交代不レ仕前より、其子共府中之人と緣を組み、嫁娶いたし居申候故、奉役村下知人より其鄕之草使勤方不レ宜と被二見及一候處有レ之候ても、大體之儀にて草使を取り替へ、前之草使田舍へ歸り候樣には難レ仕と被レ存、右之人情に引れ不レ申奉役は甚希に可レ有二御座一候、然る上は表向を渡し候程之年頃之嫡子を持、近年之內に隱居可レ仕と申居候百姓之內より、人柄を被レ撰候て草使に被二仰

付㆓勤方不㆑宜と相見へ候は、一二年之内にも被㆓差替㆒候様に成り候方可㆑宜様に存候

一　御郡中地頭村之儀に付各御心得に成り可㆑申事共有㆑之候はゞ、御聞置被㆑成度思召候、地方知行主より其村之畠木庭之内に、用木等被㆓仕立㆒候儀別條有㆑之間敷哉と被㆑尋候時之御返答、又地頭村坪付外れ之木山之外に荒地有㆑之分は、地頭之自由に成り、或は自分之家頼、或は心易く致㆓出入㆒候者などに掘り明けさせ候儀成可㆑申哉と被㆑尋候時之御返答、又地頭村潤入之所を給人にても、百姓にても開き申度と存候節、其願之儀御郡役所へ可㆓願出㆒事に候哉、地頭之方に願出、地頭之指圖を得可㆑申事に候哉と被㆑尋候時之御返答、又地頭村之百姓地面之出入有㆑之及㆓爭論㆒候節、地頭より裁許被㆑仕筈にて候哉、御郡役所よりの裁許に成り候筈にて候哉と被㆑尋候時之御返答、又地頭は地面を被㆓成下㆒候と申すに成り居候哉、地面は不㆑被㆓成下㆒御藏前にて被㆑下候石高之内、何石は何村より麥にて被㆑下候と申迄之儀にて、地面之指引は構ひ不㆑被㆑申格之儀に候哉と被㆑尋候時之御返答、如何被㆓仰達㆒可㆑宜と存候哉委く申進候得と之由被㆓仰聞㆒、右之御返答三ヶ條左に申述候

一　地方知行主より其村之畠木庭之内に用木等被㆓仕立㆒候儀、別條有㆑之間敷哉と被㆑尋候時之御返答之存寄は、用木を被㆓仕立㆒候畠、譬ば一石物成之壞にて御座候はゞ、一石之年貢を被㆑免候上にて、其所請持之百姓に麥を七石宛毎年不㆑被㆓相渡㆒候て不㆑叶事にて可㆑有㆓御座㆒候、其故は一石物成は種を引候て、年々之出來高之並しを四石出來に立、四石之内一石を年貢に定め、夏作之麥に四石出來候所は

秋作之大豆、小豆、粟、蕎麥、芋、蕪菁等を麥に積り候高も四石程出來候筈にて御座候に付、其所用木仕立之壞に成り候ては、一石之物成を被二差免一候分にては相濟み不レ申、夏作之年貢之殘り三石と、秋作之四石を可レ被二相渡一事に御座候、只前南室、小浦、久田之內之御物成地を御家中之下屋敷に被二成下一、其地之御物成を被二指免一候迄にて、百姓の作所を御減じ被レ成候段不レ宜御事とて、去々年御吟味之上にて元之通り百姓に被二返下一候、此後若地頭衆畠木庭之內に用木を被二仕立一、其分之物成計を被二指免一候はゞ、南室、小浦、久田之內を下屋敷被二成下一候と同じ道理に成、御直し被レ成候道筋之儀又相初り候に成り可レ申候、木庭之儀は上々木庭にいたし候時、十ヶ年に一度明け候大法にて御座候得共、三四十年以前より法之通りより早く明け來り候由に御座候、大法之通り明け候時、十石蒔之上々木庭は每年明け前一石蒔にて御座候、右十石蒔之內五石蒔に用木を被二仕立一候時は、每年之明け前五斗蒔減じ、其木庭每年之明けまへ一石蒔に物成二石懸り居候得ば、二石物成を一石被二差免一は元より之儀にて、其上に麥七石ヅヽ每年不レ被二相渡一候ては不レ叶事と相見へ、其道理は前に申述候、右之格にて用木を被二仕立一候ては、知行主之利益無レ之のみにて無二御座一、却て損分と相見へ、被二仕立一候用木を上方より被二調下一候方增しにて可レ有二御座一候、公領之木庭を御立山に被二仰付一候時、其所之御物成計り御引き被レ成、別て百姓へ之被二成下一物無二御座一候て相濟候道理は、公領御立山之儀御用木立候得ば、御材木之割其村に當り候節、御立山之御用木を取り出し、公役銀之差引に仕候故、其村之木庭之

内御立山之分程引け居候ても、百姓之損分は無㆓御座㆒、御立山に成り候所之儀、多くは中木庭下木庭にて御座候得ば、木庭に仕候にも荒し置候年數久く候に付、御用木を御立て置候ては御用に取出し、公役銀之代りに仕候段、百姓之障りには成り不㆑申筈にて御座候、地方知行主之木庭に用木を被㆓仕立㆒候は、其用木を取り出し候とて、上に差上候公役銀之差引に成り可㆑申樣無㆓御座㆒、常に立て山に成り居候て作得減じ候段、百姓之損分と相見へ、百姓之損に成候儀を地頭より被㆓申付㆒候時は、御郡御役所より其儀無㆑之樣に不㆓申達㆒候て不㆑叶事に御座候、地頭村加地子所之木庭、或は木庭外れ之山に用木を可㆑被㆓仕立㆒などと御座候も、是又御郡役所より其儀無㆑之樣に不㆓申達㆒候て不㆑叶事に御座候、加地子所之木庭を明け候て作物を仕付け候得ば、相應之物成を地頭に納候て、其餘は作人之得分に成候所、其木庭地頭之立山に成り候得ば、耕作之利其分程減じ候筈にて御座候、木庭外れ之山も觸番薪賣薪を伐り出し、觸番炭賣炭を燒出し候得ば、公役銀之差足しに成候所、地頭之立山に成り候得ば、拵壞減じ拵出し之利分ゝ減じ候筈にて御座候、以前五根緒村之地頭、五根緒山之木庭之内を松山に被㆓仕立㆒、五根緒村之地方知行、御藏前知行に成候節、右之松山之分に掛り居候木庭之物成差免被㆑置候年數之分を代銀にて被㆓成下㆒、彼松山御立山に成り候は左樣可㆑有㆑之事に御座候、御立山に成り候得ば御用木を取り出し、公役銀之差引に仕筈と相見へ申候、直に地頭村に成り居候はゞ、右之松山百姓之損分に成り可㆑申候、五根緒之木庭之内を松山に被㆓仕立㆒候節迄も、御郡役所に右之僉議極り居不㆑申、地頭之

心次第に被レ仕候と相見へ申候由御返答可レ被レ成儀と存候
地頭村坪付外れ之木山之外に荒地有レ之分は、地頭之自由に成り、或は自分之家頼、或は心易く致ニ出
入一候者などに、掘り明けさせ候儀成り可レ申哉と被レ尋候時之御返答之存寄りは
畠に成り可レ申所之荒れ居候は、其村之者共農業に力を盡し不レ申、海山之日排を多く仕候故にて可
レ有ニ御座一候、然ば其所を他之者に掘明けさせ可レ被レ成と御座候時、村人障り可レ申様無レ之事に候得
共、後日百姓より何ヶと申出候事無レ之爲に、先村中之者共に可レ被レ屆候は、彼所を掘り明け候て御
郡中之御法之通り、何年は作り取りにいたし、何年目より相應之物成を地頭に出し可レ申候哉、若彼
所坪付之外之荒地にて、掘明け之力屆き不レ申と存候はば、家頼にても其外之者にても下し置候て、
掘り明けさせ可レ被レ申と被レ屆、村中之者共掘明之力屆き不レ申と申候時、誰に成りとも掘明けさせ
可レ被レ申事に候由御返答可レ被レ成儀と存候

地頭村潮入之所を給人衆にても、百姓にても開き申度と存候節、其願之儀御郡役所へ願出可レ申事に候
哉、地頭之方へ願出地頭之差圖を得申事に候哉と被レ尋候時之御返答之存寄りは
公領之村々潮入之所を給人衆にても、百姓にても開き申度と存候時は、其鄕之奉役に願書を差出し、
御郡役見屆け候上にて其村之百姓中へ之尋に、彼潮入之所開き候て村中之障りに成り候儀などは無
レ之候哉と相尋、其村百姓中より別條無レ之と申す證文を出し候時御案内申上、御吟味次第被ニ差免一

格にて御座候、然ば地頭村之潮入之所に開きを願候には、願書を兩通相認、一通は地頭に差出し、一通は御郡役所へ差出し、地頭より彼所之開き地頭之方には障り無レ之候、百姓之申分は御郡役所に御聞候得との口上書を被二差出一、其上にて其村百姓中之證文を取り、願主之口上書、地頭之口上書、村中之證文三通を御支配に指上可レ申事に御座候、地頭村之潮入之濱を開キ所に願候人有レ之候には、地頭に被二聞屆一候迄にて濟可レ申事之樣にも相見候得共、潮入之開き之儀其所之樣子に依り、川上之田畠之障りに成候事も有レ之、船を繋候所に障り候事も有レ之候故、地頭之心に若開き所願主之望に任せ度と一偏に被レ存候か、又は村中之者地頭に對し候て、開所之障りを存候程に申述候事を致二遠慮一候勢も有レ之、開き之普請濟寄り候上にて何ヶと申立候ては御郡役も最初に念を入聞屆け置き不レ申候て、百姓之障りに成り候普請を被二仕掛一候樣にいたし候段踈略と相聞へ、地頭も百姓之方を御郡役より聞極め候樣に念を入れ不レ被レ申段、是又踈畧之樣に相聞へ可レ申候故、前に申述候格に成り候ては、御郡役之爲にも、地頭之爲にも、双方共に可レ宜事に御座候、地頭村之潮入之濱を開き候儀を給人衆より被レ願候は、開所成就之後知行之高に御結び被レ下候得と申す願にて可レ有二御座一候、開き立之地を地頭領之内にいたし、其所之永代作人に成り可レ申との願は無レ之筈にて御座候、町人か百姓より願候は、開き立之地を地頭領之内にいたし、永代作人に成り、物成を地頭に納め候格に願可レ申事に御座候、地頭村之開所之物成を上に御所務可レ被レ遊御事にては無二御座一候、地頭村之内にも

御侍之給地有レ之事に御座候故、地頭村潮入之開所を地頭にも障り無レ之と被レ申、百姓も障無レ之と申し、上より郷侍之願主に被二差免一、開立之分を其仁之知行之高に御結び被レ下候とて、府中之侍衆之地方知行と、郷侍之知行と入交り候儀新規に致二出来一候とは被レ申間敷候、地頭村之潮入之濱を地頭より被レ開候には、御郡役所之届に及間敷儀に御座候得共、後日若百姓之方より其開所、或は川上之田畠に障り候と申出て、或は村船之繋所に障り候と申出候時は、御郡役より開捨に可レ仕様無二御座一、普請濟寄り候上にて、右之開所之儀地頭と百姓之出入りに成り候段も不レ宜候故、地頭より被レ開候とも御郡役被レ届、百姓之申分を御郡役より聞届候上にて、障り無レ之に相極り候節御案内申上、御支配にも御開届被レ成候て被レ開候段、後日之出入り無レ之道筋にて可レ有二御座一候由御返答可レ被レ成儀と存候

地頭村之百姓地面之出入り有レ之及二爭論一之節、地頭より裁許被レ仕筈にて候哉、御郡役より之裁許に成り候筈にて候哉と被レ尋候時之御返答之存寄りは

地面之出入を爭論仕候は、御郡役所より下知仕る百姓にて、其出入之地面は地頭拜領之地面にて御座候故、出入りの次第を地頭にも被二聞届一、御郡役所にも聞届け、双方申談じ候上にて、百姓得心仕候様に申聞、若地頭と御郡役との申談じにて決し不レ申、是非之道筋兩樣有レ之候はゞ、御支配に御案内申上、御指圖を請可レ申事に御座候由御返答可レ被レ成儀と存候

地頭は地面を被二成下一候と申すに成り居候哉、地面は不レ被二成下一、御藏前にて被レ下候石高之內、何石は何村より麥にて被レ下候と申迄之儀にて、地面之差引は構ひ不レ申格之儀に候哉と被レ尋候時之御返答之存寄りは

地頭村之坪付を地頭に被二成下一候上は、則地面を被二成下一候と申にて御座候、諸御大名樣方は其國其郡之土地百姓共に公儀より御拜領被レ成候得共、百姓之難儀に成り候御所務を臨時に被レ成候得ば、御仕置き不レ宜と申すに成候由に御座候、御國にて御郡奉行之下知之村々は、公儀之御代官所之心持と相見へ、鴨居瀨村、加志村は御大名樣方之御領分之心持と相見へ候得共、鴨居瀨浦に海豚を立込候時などは、上之御所務に成り、地頭之所務には不レ被二仰付一候故、此段計御大名樣方其國其郡に屬したる浦海之利分迄御所務被レ成候とは違申候、鴨居瀨、加志之外之地頭村は地面計被二成下一、百姓は不レ被二成下一候故、鴨居瀨、加志とは違ひ申たる事に御座候、鴨居瀨、加志兩村之儀其村に當り候迄り公役等無レ滯相勤、鄕村之惣並に宗門改を請け、宗門錢を出し候得ば、其外之事は御郡役より構ひ不レ申候得共、萬一百姓難儀に及候儀有レ之候はゞ、定て外之御役人より御案內可レ被二申上一候、諸大名樣方之御領分は、地面百姓共に御拜領被レ成候とて、御仕置之善惡を公儀より御構ひ不レ被レ成と申儀は無レ之と同じ道理にて可レ有二御座一候、鴨居瀨、加志村之外之地頭村は地面計地頭に被二成下一、百姓を不レ被二成下一、百姓之下知を御郡役より申付候上は、百姓之作得を減じ候儀、持壞之減じ候儀などを

若地頭より被二申付一候時は、御郡奉行構ひ不レ申候て不レ叶事に御座候、地面に構ひ候にては無二御座一、百姓に構ひ申にて御座候、一村之田畠木庭全體拜領と申すにて無二御座一、或は何村之上の原、或は何村之下の原とて、半分又は三分一など被二成下一候地頭所之儀、上の原に屬し候地面は、潮入之濱木庭外れ之山迄地頭所に成り、下の原に屬し候地面は、是又潮入り之濱木庭外れ之山迄地頭所に成り可レ申事に御座候由御返答可レ被レ成儀と存候

一　百姓を不レ被二成下一地面を被二成下一候迄之地頭村は、年貢を地頭に納め候ても、公役銀は御郡役所へ差上候故、地面之作得減じ不レ申、山川之排壞減じ不レ申候て、家内之食用を足し公役を勤め、公役銀を納候事之滯り不レ申樣に御下知不レ被レ成候て不レ叶御事にて可レ有二御座一候、且又地頭村にても、其外之村にても、百姓共面々之爲に宜き儀と申出候事有レ之、其村之地頭も、其鄕之奉役も、彌百姓之爲に宜き事に候と被二申出一候とも、容易に御信用被レ成間敷儀に御座候、某共御役を勤候節、御用木に成り不レ申松山より鹽木を伐り出し度と願出候村有レ之、最初之僉議には御免レ被レ成間敷御事と申談じ候、其故は以前地頭村之山を炭山に被二差免一候段可レ宜之由、其鄕其村之役人も地頭に申出て、右炭山に願出候山には樫木多く有レ之候に付、地頭より被二差免一間敷と御座候得共、其鄕之役人樫木は決て伐らせ申間敷と被レ申候に付被二差免一、炭山相濟候後樫木をも炭に燒き候段相知れ、地頭後悔有レ之たゝ由に御座候、又御郡方先役之時にも、用木に成り不レ申松木を鹽木に伐り出し度と願出候村有レ之、

鹽木船を御免し被レ成候所、用木に成り候松をも鹽木に伐り出し候段相知れ、其後は鹽木船之入來を御止め被レ成候由に御座候、右兩樣之考へにて鹽木船之願を御案内申上間敷と申談じ候得共、公役銀之上納皆濟難レ成由申候て達て願出て、其鄕其村之役人之申分にも材木板車に成り可レ申松は決て伐らせ申間敷候、鹽木に伐り出し不レ申候得ば、木庭之燒枯しに成り可レ申外無二御座一、鹽木に伐り出し候跡を木庭に明け候得ば、兩樣之利益有レ之由道理を立候て被二申出一候故、伐木板車に成り候松は、鹽木に伐り出し候よりは、材木板車に取り出し候方利益多き等と相見へ、百姓とても其考は可レ仕と存候て、御支配に申上鹽木船を御免し被レ成候、然處其後材木板車に成り可レ申松をも鹽木に伐り出し候との沙汰有レ之、材木板車を鹽木之内に積込候との沙汰も有レ之候故、足輕を下し伐り伏せ置候松木を見屆させ候處、小材木板車に成り可レ申木も有レ之由申候に付、材木板車に成り候木をも鹽木船之内に積込候との沙汰有レ之候も、虛說とは可レ難レ極と存じ、此後は鹽木船を御止め被レ成候方可レ宜と奉レ存候由申上候て御止め被レ成候、御免し不レ被レ成筈之儀を御免し被レ成候樣にと申上候は、畢竟某共之不了簡にて御座候故、其鄕其村之御役人申分之違候處は不二申上一候、右之通り之儀共有レ之候故、地頭村之百姓之望にて候とて、地頭より御郡役所へ之申達し有レ之、其鄕之奉役も同前之申分にて御座候とも、前後之儀を委く御考へ被レ成候て御返答可レ被二仰達一御事に御座候、地頭村之百姓不心得にて當分之利を貪り、後日之害を忘れ不レ宜儀を仕り、困窮之者多く成り、耕作仕付之時節にも日排仕候て作物出來惡く、隣

郷隣村に捨り無レ之年にも捨りを請け候得ば、地頭之損に成り候道理を、地頭衆も無二心得一候樣に可
レ被二仰達一御事に御座候、地頭所之内にて川筋之惡々所を、百姓之農隙に地頭より相應之賃銀を以て百
姓を被レ雇、川筋之好く成り候樣に普請有レ之候て作物出來増し、其出來増し之四分一年貢之増しに成
り候儀などは、地頭之爲にも、百姓之爲にも可レ宜事に御座候

一 御馬廻衆之知行五十年程以前迄は、皆々郷村之地方知行にて、粮麥之物成を直に百姓之方より被二
請取一、其肆、養父之御年貢米之内を御馬廻衆に被レ下候は、御切米とて御藏本より御渡し被レ成、其後右
之格相改り候て地方知行皆々藏前知行に成り、三十年以前に又地方知行初り候得共、以前之地方知行
之格とは違ひ、物成之請方相増し、殊に御馬廻之數五十年以前よりは一倍程も多く成り申候故、不レ殘
地方知行に成り可レ申樣無二御座一、地方知行に成り候面々も、知行之高之分を不レ殘地方にて請け可レ被
レ申樣無二御座一、高之内何程は御藏前、何程は地方と相定り、其後の地方知行方にては、凶年之捨り之損
有レ之候得共、藏前知行之方には凶年之捨りと申儀無二御座一、百姓に捨りを被二成下一候分は、迄使交易之
御買米にて御足し被レ下候故、凶年打續候時節には、地方知行の方損分多く、十四年以前某を御郡役に
被二仰付一候年、地方知行之御馬廻衆之内二十三人平前より被二願上一候て御藏前知行に成り、其前に仁
位郷之地方知行を御用に付被二召上一候も有レ之、地方知行之殘り候分十二人に成り申候、其後杉村采女
殿御知行高之内を少々豆酘村之内にて御拜領被レ成度思召之由、杉村賴母殿より某共に被二仰聞一、某共

申上候は地方知行相殘り候分十二人有㆑之候故、地方知行全體相止候上にて、御年寄中之内より地方知行を御願被㆑成にて無㆓御座㆒候得ば、其御願決て被㆑成間敷御事とも難㆓申上㆒、殊に御年寄中は格別之御役儀にて、御仲間之御人數も少く御座候間、以來地方知行之御願御年寄中迄にて相濟候樣に有㆑之度御事と奉㆑存候由申上、其上にて采女殿より豆酘村之内を地方知行に御願被㆑成、御願之通り被㆓仰出㆒候、又其後平田隼人殿佐賀村之内を御願上被㆑成、杉村賴母殿樫根村を御願上被㆑成、何も御願之通り被㆓仰出㆒候、某御郡役交代之後、寶永六年に樋口佐左衛門殿地方知行御願上之節、御郡役古川繁右衛門殿より某に御尋候は、新規に御家老役に被㆓仰付㆒候御方も、段々地方知行之御願有㆑之、御家老役を御勤被㆑成たる御方之御子息、御家老役にて無㆑之候とて、御親父之代に御拜領被㆑成候地方知行を御藏前知行に被㆓願替㆒候儀無㆑之候ては、地方知行段々相增し候筈にて候、左樣之所は如何考へ候て、御家老中計地方知行之御願有㆑之候樣に申上置候哉と御尋候、某右之趣を承り候て以前之誤りを存じ當り、以前御支配に申上置候段甚き不了簡にて候と致㆓即答㆒、即繁右衛門殿へ覺書を以申達し候は、古川藏人殿氏江增之介殿、并に平田隼人殿、杉村采女殿は格別、其外は全體地方知行を御止め被㆑成度御事と申上る筈にて御座候を、某不心得にて不㆑宜御返答を申上置候、勤役之節申上置候事之内心得違有㆑之候を存じ當り候はゞ、交代之後にて候とて御當役へ不㆓申達㆒筈は無㆓御座㆒、殊に御當役より被㆓仰聞㆒候儀有㆑之候ては、尙以其返答不㆑仕候て不㆑叶事に候間、右之次第御郡御支配に被㆓仰上㆒被㆑下候得と申す趣を委

細に書付遣し申候、其節地方知行を御願上被ㇾ成候佐左衞門殿は、御願之通り賀谷村を地方知行に御拜領被ㇾ成、地方知行無㆓御座㆒ば大浦忠左衞門殿御一人に成り申候、其年十二月二十八日御郡役所へ之被㆓仰渡㆒に、以來は御家老中たりとも、地方知行を被㆓仰付㆒間敷之由御書付にて被㆓仰渡㆒候と承り候、御家老役不ㇾ殘地方知行を御拜領被ㇾ成候ては、以後御家老役を被ㇾ蒙ㇾ仰候御方地方知行之御願御座候時、被㆓仰付㆒間敷とは難ㇾ被㆓仰出㆒御事に御座候故、御家老役之内御一人地方知行を御拜領不ㇾ被ㇾ成御方御座候時、以後之地方知行を御停止被ㇾ遊候段御尤な〻御事と奉ㇾ存候、其節某共之儀批判有ㇾ之候は、地方知行之儀不ㇾ宜事と存候はゞ、一同に相止み候樣に可㆓申上㆒儀に候處、御家老中は格別と申候段、御家老中へ對し候テ之諂にて候と批判有ㇾ之候由承候、地方知行之儀諸國に無ㇾ之事と申すにテ無㆓御座㆒、藏前知行、地方知行共に何れ之國にも有ㇾ之由に御座候得ば、御國之地方知行計法に違ひ、格に背きたる事と可ㇾ申樣無㆓御座㆒、十四年以前地方知行を被㆓指上㆒候衆二十三人有ㇾ之候、後に地方知行御停止と被㆓仰出㆒たる御事にても無㆓御座㆒候得共、御國之儀田畠之程物成之高は少く候ても、府中より鄕村へ之通路手遠く、府中近邊之村とても山坂之難所を通り申儀に御座候得ば、知行主御奉公之暇に自身折々知行所之樣子を被㆓見屆㆒候儀も難ㇾ成、當役之勤有ㇾ之衆は尙以其儀難ㇾ成、定め之作所凶年之捨り、加地子所之物成之指引等召遣之者に可ㇾ被㆓申付㆒外無㆓御座㆒、御馬廻中人數多き內を御撰被ㇾ成候て、御郡奉行に被㆓仰付㆒、鄕侍之內を御撰被ㇾ成候て、奉役村下知人に被㆓仰付㆒、村々之百姓を御郡奉行奉役

村下知人より撰候て肝煎役に申付候は、年貢之差引一筋より出て申候故、其間に不レ宜儀有レ之候共、地方之知行主召遣之者銘々に差引仕候よりは増しにて可レ有レ之との僉議にて、地方知行相増し不レ申様に有レ之度事と申上、其節心付き不レ申所は前に申述候通り之事に御座候、同御家老役之内にても、數代御家老役を御勤被レ成候は、此外之御家老役とは格別、御家老役は諸役と格別、諸役は無役と格別、御番頭は番子と格別、御馬廻は御大小姓と格別、御大小姓は御徒と格別、府中侍は鄕侍と格別、其内にて御家老役は御前之被二仰出一を御請け被レ成候て、御家中、町中、御郡中、諸役無役一同之御下知を被レ成御役にて御座候得ば、尙以格別と存じ不レ申候て不レ叶事にて可レ有二御座一候、某共御年寄中は格別と申候を法式に違候儀、又は御停止被レ成候儀にても、御年寄中之被レ成候は不レ苦と申候樣に申成し候段、委細に無レ之批判にて可レ有二御座一哉と存候

一　以前猪荒之時分は御郡中山奥之畠木庭、假令上畠上木庭と見立候ても、猪荒之損失御座候に付、御物成之盛り付けは輕く掛け置き被レ申たる所多く有レ之、又猪荒れ所にて御物成掛り居不レ申所も可レ有二御座一と思召候、然ば只今は猪荒之損失も無二御座一候故、以前猪荒所と相立ち、耕作不レ仕所を掘明け候て、耕作仕候には御物成を被二仕付一、右山奥之上畠上木庭猪荒之時節にて、免相輕く掛り居候分を相應に盛付け被レ申、兎角以來迄唯今之通にては相濟申間敷事之樣に思召候、此儀も各御心得之爲、以來ヶ樣に可レ被二仰付一と申す所を御聞置被レ成度思召候間、某存寄りを申進候得之由被二仰聞一、右之御返

答三ヶ條左に申述候

一　以前猪荒にて物成輕く掛り居候田畠木庭に物成を御增し被レ成、以前猪荒にて物成懸り居不レ申所を、畠に掘明け木庭に切明け候に物成を御掛け被レ成候儀甚可レ難レ成御事に御座候、八郷村々之田畠木庭之坪々にて、以前之猪荒之有り無し、猪荒之輕重を御吟味被レ成候上は、洪水にて地位違ひ、物成相應に無レ之所と、以前之物成之仕付けに違目有レ之所をも御吟味被レ成被レ下候得と作人共申出、其所之御吟味は被レ成間敷と可レ被二御渡一樣無二御座一、一々御吟味に及候はゞ、以前之御檢地程之手間入に成り、上之御費誠以不レ輕御事にて、百姓之農業指方にも相障り、上之御爲、下之爲不レ宜儀にて可レ有二御座一候

一　寬文之末延寶之初上方抱者多く入來り、御郡中之人高も相增し候得共、猪逐詰初り不レ申以前、二十ヶ年程之間之人高は一萬四千七八百人より一萬五千七八百人之間にて御座候處、近年以來は一萬七千人に餘り候、以前之大損毛之年は御郡中に大分之御出方有レ之候得共、猪逐詰初り候てより以來の大損毛には、以前之程之御出方無二御座一候て相濟申候、百姓之人數は增し、凶年之御出方は減候段、上之御益と相見へ申候故、其上にも御物成を御增し被レ成候道理は有二御座一間敷候、殊に猪逐詰之入目銀とて、上より臨時に被二成下一候儀は少も無二御座一、只御郡中より取り立候御運上銀之内を當分御貸し被レ遊、是又猪逐詰相濟不レ申前に上納致二皆濟一候得ば、上之御費有レ之候代り、御物成を御增し可レ被レ成

御事と被二申上一候人も有二御座一間敷候

一　以前之猪荒所之木庭之内を、畠に掘り明け候て畠物成を致二上納一、其坪之永代作人に成り候儀を願出候者有レ之候はゞ、願之通可レ被二仰付一御事に御座候、此段は農業を御勸め被レ成候道筋にも成り可レ申候、永代作人を願出候にて無二御座一候は、猪荒所之木庭之内を畠に掘り明け候とも、御構ひ被レ成間敷御事と存候、百姓之儀耕作に利分多きと存候得ば耕作之方に精を出し、耕作に利分少きと存候得ば山海之日挊に心を寄せ候て、耕作之心懸け薄く成り候と相見へ候故、猪荒相止み候とて御物成を御增し被レ成候はゞ、耕作之心懸け只今よりは薄く成り、凶年之損毛之捨りも相增し、凶年之御救之御出方も相增し、右両樣之御損失猪荒所之御物成之增し候よりは却て多く、上之御爲にも、下之爲にも不レ宜樣に成り行き申す儀可レ有二御座一候、以前猪荒にて御物成輕く掛り居り候坪は、惣體之坪之内にて相應よりは、物成之輕き坪之類と被二思召一、以前猪荒にて物成掛り居不レ申所を掘り明け候ば、惣體之坪之内にて竿延有レ之餘分之類と被二思召一候て、相濟申事に御座候

一　去々年之洪水に上郷川筋之土手損じ、川床高く成り居候所、上使信使に付夫遣多く候て百姓手透無レ之、川筋之修理普請をも仕り得不レ申、又當年數度之洪水に水損多く川床彌高く成り、小川などは田畠と同高さに成り候所多く有レ之、郷村之力にて普請難レ成所之繪圖奉役より被二差出一、上より之御力にて普請被二仰付一候樣にと願出被レ申候、田普請之儀は御不勝手に付、上より夫飯米被二仰付一候儀難

レ被レ成之旨先年仰渡し被レ置候得共、郷中之力に及不レ申所之分は、夫飯米を被二成下一普請仕候様に不レ被二仰付一候ては難レ成、殊更上使信使に付百姓を多く被二召遣一其上損毛打續き候時節にて御座候故、兎角上より之御合力にて御普請被二仰付一候樣に可レ被二仰上一儀と思召候、近年は川筋淺く成り、以前川岸半分程に掛り候水、近年は川岸に滿候程有レ之、洪水と申程に無レ之水も、川に餘り田畠に懸り、水損强く候由御聞被レ成候、就レ夫各思召寄り候は、以前猪荒之時分は、猪荒止み候後程に木庭を手廣く明け得不レ申、猪荒强き山奥之木庭などは、數十年之間にも明け不レ申所可レ有候、猪荒れ止み候後は木庭を手廣く明け、十年日程に明け候木庭は、五年目三年目程にも明け、上中下之木庭惣體其仕形に成り、山山之木庭之內掘浮し置き候所相增し、水出候時土砂を川中に流し懸け候儀も其分程相增し、洪水と申す程之水にて無レ之候も、田畠に掛り水損强く、川普請に苦勞仕候分無益之事に成り可レ申哉と思召候故、耕作之仕形御差圖可レ被レ成儀に御座候、少之水にても土砂を流し川床を高め、水損に及候は水之所爲のみにて無レ之、作人之心得惡敷、畠には養之苦勞多く、木庭には養之苦勞少く、木庭作を專に致し候方勝手に宜きと存じ、木庭を手廣く伐明け、以前よりも明け前を早め候所より起り申たるにて可レ有レ之候故、木庭を明け候仕形を御書付にて可レ被二仰渡一と思召候、此段如何存候哉と御尋被レ成、右之御返答六ヶ條左に申述候

一　洪水さへ出候得ば必川筋損じ候と相定りたる事にては有レ之間敷候、兩方之川岸に餘り候水は、土

手之破れたる所、土手之卑き所より突き懸け候水とは違ひ、岸之上端之惣體を越し候故、其水田畠に滿ち渡り、損毛ハ地捨りハ有りかね、土手之破れ又は土手之卑みより突き掛け候水は、其水之通り候道筋之田畠に損毛も地捨りも有レ之、其内甚急なる洪水にて、丈夫なる土手を突破候儀も御座候ても、左樣之儀は甚希なる事と相聞へ、以前より之申傳にも土手に餘り候水は害少く、餘り可レ申か、餘り申間敷かと相見へ候水には土手を破り候故、九分十分之間之水に害多きと申傳へ候、御國は山谷多く平地少く候故、鄕村之川筋之内谷口より濱邊迄三四十町に及候所は、三四ヶ所ならで無ニ御座一、其外多くは四五町より二十町程之間にて御座候、川役人折々時分を見合せ人夫を召連、谷口より濱邊迄を見通し、或は石にても木にても川中に有レ之候は、其石木を水之通り不レ申所に取り上げさせ、小人數にて取上げ難レ成石は川中に掘埋めさせ、或は土砂小高く成り居候所有レ之候ば、其土砂を川岸之少にても卑く見へ候所と、土手之根少にてもくぼみ、其くぼみより土手崩れ可レ申哉と相見へ候所に入れさせ、或は川岸土手に植付け置候川柳之根、川中に生じ出で土砂流れ留り居候所有レ之候ば、川柳之根を川岸土手之根切りに掘り切り候て、出張りたる分を取り除け、柳之根に流れ留りたる土砂をも、川岸之上土手之根之くぼみたる所に取り移させ、川岸土手之川柳小竹等之枯れたる所は植足せ、川岸土手之損じ可レ申哉と相見へ候所は柵を仕添させ、ケ樣之類之儀是皆川役人川岸土手を守り、損毛地捨りを防ぎ候勤方にて御座候、川役人右之勤方疎略無レ之候ても、甚急なる洪水にて川岸土手損じ、損毛地捨り等有

レ之候は、人事之不レ宜故とは難レ申候、川役人之勤方に疎略有レ之候て川岸土手損じ、損毛地捨り有レ之候は、人事之不レ宜と申すに成り可レ申候、又川役人勤方を疎略に仕間敷と被レ存候ても、其村居住之奉役村下知人之心入りに依り、川役人之勤方心ならず疎略に成り被レ申候事も可レ有二御座一候、川役人川筋を修理仕り度と存じ、人夫之儀を其村居住之奉役村下知人之方に申遣し、其時節耕作仕付取納之最中に當り、百姓共農業を專一に存候時節にて候はゞ、誰とても川筋修理普請之夫遣に出候事を難儀に存じ、何ヶと申立候て辭し可レ申候、奉役村下知人も百姓之難儀を申立候所を强て難二申付一、人情に引れ川筋修理普請之夫を出し不レ被レ申、修理普請相延候内に又水出候得ば、十人手間にて取り除け候土砂石木等、二十人手間にても取り除難レ成樣に成り、川中に高き所段々と出來候て、其高みに當り候水向之下手に突き掛け、川岸土手之根を掘り、其上に洪水出候得ば、川岸を突崩し、土手を突き破り、或は田畠に土砂を突き掛け、或は田畠を突き破り候儀有レ之、假令川役人より人夫之儀申來候時に人夫を被レ出候ても、十人にても相應と相見居候所に、五人被レ出候ては修理相調り不レ申筈にて御坐候、ヶ樣之段は奉役村下知人百姓當分之難儀之輕き所を强て押し不レ被レ申、田畠後日之損失之重き所を實に考へ不レ被レ申より出申たる事と相見へ、其儀御僉議に及候ても、奉役村下知人御返答に、田畠後日之損失之重き所を不二存付一にては無二御座一候得共、差當り百姓共數日之間耕作仕付け取納之時を失候段も、是又重き儀に候故、其所を構ひ不レ申樣には難レ仕と被レ申、御郡御役中も其節人夫之數如何程入り候て相應

と申儀を、慥に御聞屆け候て之御僉議にては無二御座一、過去りたる事を無二證據一御僉議被レ成候には、慥成御僉議之道筋立ちかね、川役人に御尋候ても、川役人之心に奉役村下知人不了簡有レ之たる段を申出候ては、双方之論に成り可レ申所を如何敷と被レ存、奉役村下知人申分之障りに成り不レ申樣に御返答可レ被レ申候故、彌以御僉議之道筋立かね、手前之無調法にも成り不レ申、他人之害にも成り不レ申道筋之申分け計りにて事濟み、人命を養候穀物を生じ出し候大節なる田畠之御仕置は相調ひ申間敷候、此所を能々御考へ被レ成候て御下知可レ被レ成候、近き頃上鄉之奉役衆之内川筋普請之儀を被レ語候人有レ之、其物語之趣は川筋之の曲みたるは不レ宜、直なるを宜きしと申候て、成たけは直に仕直し見申候得共、其害見へ來り候處有レ之候、谷口より濱邊迄一筋に直に仕る儀成り申事に候はゞ、直なるに害有レ之間敷候得共、左樣に仕る事は成り不レ申、山之出張り有レ之所にては折廻り不レ申候て不レ叶事に候、大水之時之勢たをり候て、其通りに川筋立ち居候處を、彼たをり不レ宜候とて直に仕直し候ても、大水之節ごとに以前之たをりたる方に水筋當りやすく、古川留め之土手を折々破り候段、川筋を直にいたし候害之一ッにて御坐候、又川筋を直にいたし候時、直に成りたる所にては宜き樣に相見へ候得共、其直なる所之上み下もに水之當り強く成り、以前岸之崩れ不レ申所も岸崩れ候段、川筋を直にいたし候害之二ッにて御坐候、夫共に何れ之所も直にいたし候ては不レ宜と申にては無レ之、古川之たをりたるに害多く、新川之直ぐなるに利多き所も御座候、新川を直に掘り直し候て害多きと相見へ候は、以前より

之たをりたるまゝにいたし置き、其たをりたる內にて水當り岸崩れ候所之防ぎ計を可ㇾ仕事に候、又水之手普請と申候て雨降り水出掛り候時と、雨止み小水に成り候時、人夫を出し土砂之高く成り居候所を掘らせ、水之力にて土砂を除け候ば、人力計にては十人手間も掛り候所を、水之力を借り候ては一人にても除け候故、甚果敢取り候得共、其土砂流れ下り候て、川下之川中又は川岸に積み掛け、川上之害を除き候ても川下之害出來候故、ケ樣之所も勘辨可ㇾ有ㇾ之事に候と被ㇾ語候、右之趣は川普請之御下知に御用ひ可ㇾ被ㇾ成御事に御坐候、古川筋惡く候て別に掘り明け候新川は、極月より二月まで水枯之內に川筋に立て可ㇾ申と存候所之眞中を、川下より川上迄水道を藥硏之形に掘り通し、古川筋は塞ぎ不ㇾ申、雨降り水出候時古川をも通り、新川之水筋をも通り候樣に仕り置き、三月以後之水之手普請にて、右掘り通したる水筋之所を左右を段々切り流し候樣に仕り、古川筋を前年之洪水之節土砂にて埋み候所は掘り明け人夫多く懸り、其上其川筋之有り所惡く候と相見へ、別て新川を掘り明け候には、新川掘り明け之所計を水通り候筈にて候故、先川下より川上まで幅三尺通り掘通し、二月之節之內餘寒有ㇾ之間は、水之手普請は成り不ㇾ申筈にて候故、天氣好き日には右三尺通り之掘明け之左右を、成り次第川下より川上に掘り廣め、三月之節に入り暖氣に成り候以後、水之手普請にて川幅宜きと存候程に掘廣め、右之仕形にては新川に成候所より掘り出したる土砂、三月以後段々と浦海に流れ入り、新川之左右之土手に築立て候土砂は無ㇾ之筈にて御坐候、土手有ㇾ之候得ば大體之水は土手之內を流れ

通り、田畠に懸り不ㇾ申候得共、土手無ㇾ之候得ば大體之水も田畠に掛り、其分土手有ㇾ之所之利益にて候と相見へ候、然共土手無ㇾ之川筋は洪水最初より田畠に滿渡り田畠を損さし當作を流し候儀輕く候ても、土手有ㇾ之川筋は弱き所卑き所を洪水にて突敗り田畠に突掛け、最初より川に餘り田畠に滿候水よりは勢強く、田畠を損さし當作を流し候害土手無ㇾ之所よりは甚き儀可ㇾ有ㇾ御坐ㇾ候、然ば土手川岸に川柳小竹を植付け柵を仕付候儀を正月二月之間に仕り、三月以後九月迄之間雲氣にて無ㇾ之節雨降り水出掛り、雨止み小水に成り候度ごとに川筋之眞中を一通り掘り深め、右之掘り深めは濱邊川下より段々川上谷口まで掘り深め、眞中一通り堀り深め候後は、又川下より川上迄段々に眞中之左右を掘り深め、新川筋之所は川幅之掘り廣め相濟候上にて右之通りに掘り深め、以前より有來りたる土手は其分にいたし置き、新土手を築立不ㇾ申、只今川床より土手之上端迄雖當は六尺有ㇾ之川は、此後川を深め候て川床より平地之川緣迄六尺有ㇾ之樣に仕成し、木庭作之御法も立候て土砂之流れ下り少く候はば、以前土手にて防ぎ候水を川岸にて防ぎ候樣に成り候道理可ㇾ有ㇾ之候、古川筋惡く候て新川に堀り直し候處、洪水之節水之勢古川之方に强く突掛け候はゞ、土手にて防ぎ可ㇾ申と不ㇾ仕、古川口水當り之所には長き竹にて籠を作り、其中に石を込み段々積み重候て水當りを防ぎ、水當り之所一ヶ所を防ぎ候ても、其防ぎたる所に當り候水、又向之下手に突掛け候物にて候故、中分之水之時に水之當り方を見屆け置候て、右之格段々水防ぎを仕り、一ヶ所にて防ぎ候水之向之下手に突掛候は、初之突掛よりは

勢弱き由申候故、段々右之格にて二三段に防ぎ候得と御下知可レ被レ成御事之様に存候、右土手之悪きと申す所は某存寄りにて御坐候間、八鄕之春役衆、村下知役衆に御語り被レ成候て、何も之申分を御聞可レ被レ成候、且又新川筋に蒔付け置たる麥の生じ居候は掘り捨てにいたし、其分之物成は其年より地捨り之引方に立て、掘り捨て之地捨りに成り候分、其坪々之作人計之損には仕らせ不レ申、村中之仲間之損に成候様に割付、譬ば新川掘り捨て之麥之損分四石四斗と相見へ候はゞ、一石は御物成に當て、三石を作石を作得に當て、四斗を種に當て、右三石四斗を村中作人之數に割付候て出させ、掘り捨り之坪を請持居候者共も同前に出し候上にて、右出し立之三石四斗を掘り捨り之坪之作人中に分ち取り、其内にて少々不同之差引有レ之候は、右之心持にて宜く差引いたし、新川に掘り直し候所之吟味前年之秋相濟居候て、翌年之春新川を掘り候も、御年貢并に作得其年より減り候得共、前年之秋より新川筋を極め置候得ば、蒔付之種と耕作之手間は損失に成り不レ申筈にて御坐候、右掘り捨り之所有レ之候とて、村中惣體之畠之地分けは不レ仕、譬ば其村作人三十人有レ之、掘り捨りに成り候分上畠四斗蒔有レ之候、其四斗蒔作人十人之請持之内にて候はゞ、四斗蒔之損を其村作人三十人中に割付け、掘り捨り之坪を請持居不レ申二十人より、右割付之蒔日程上畠坪之内を切り坪にて出させ、右切り坪にて出し候分を掘り捨り之坪請持之七人之仲間に分け取り、其差引を其年四月に相濟め、其年之秋物蒔付より右請取候者之作所に仕らせ、以後に至り古川筋段々地上り、作物を仕付候程に成り候はゞ、右二十人之方より

請取居候四斗蒔之上畠を二十人に返し、古川之新地譬ば六斗蒔にて候とも、地位を上畠に仕立て不レ申間は、右四斗蒔之掘り捨り之代りに六斗蒔を作り居、六斗蒔上畠に成り候節は十人中に四斗蒔を分け取り、殘二斗蒔は隱居之者共之請込に仕らせ候樣に被二仰付一候段可レ宜哉と存候

一　菜を御郡役に被二仰付一候初年、上鄕にて木庭之明け樣昔より早く成り候段を承り候て吟味仕候處、其節之申分に二十年程以前よりの事と申候故、只今よりは三十餘年以前之事と相聞へ候、木庭を早く明け候ては出來少く成り候段を面々存居申ながら、明け前を早め候段如何樣之故にて候哉と致二吟味一候處、凶年に損毛多く、譬ば常年木庭一石蒔より十石取候百姓其年に五石取り候得ば、木庭之作得五石之不足になり、其分程勝手差支へ、翌年其不足之分を取り返し度との心にて木庭を二石蒔伐り明け、其年損毛無レ之候て二十石程も取り候得ば、作物を廣く仕付候段勝手に宜きと心得、又其年損毛有レ之候て十石程取り候得ば、二石蒔伐明け候故、損毛之年にても一石蒔之損毛無レ之程之作得にて候と心得、其以後年々木庭を多く明け、十年目に明け候筈之木庭を四五年目二三年目に明け、一石蒔より十石出來候木庭二石蒔に十石、又は八九石も出來、其村之木庭上畠廻し之蒔目二十石と相見へ居候は、毎年四五十石も蒔付候樣になり申たる由に御坐候、百姓共面々に木庭を廣く明け候利益を覺へ居候故、耕作に念を入れ候得ば、木庭を少く明け候ても作得減じ不レ申道理を聞候ても、右之仕來りを改め不レ申、殊に耕作に念を入れ木庭を少く明け候利益は、損毛無レ之年に分明に相見へ候得共、損毛

之年には耕作に念を入れ不レ申候ても、木庭を廣く明け候作人之得分相增し候儀有レ之候故、百姓共其所
をも考へ居候樣子にて御坐候、上鄕は某共勤役之節より猪荒相止み、牆を構へ候て猪を防ぎ、假屋を
掛け候て猪を逐候苦勞無レ之、風雨之夜など猪之牆を破り候て作物を喰滅し、作毛を踏み倒し候損失無
レ之候に付、木庭を明け候儀又其以前よりも相增し候と承屆け申たる事に御坐候、各には猪逐詰初り不
レ申以前より木庭之明けまへ之早く成り居候段を御聞不レ被レ成、只猪逐詰相濟候以後之木庭明けまへ之
儀のみを御聞被レ成候趣と相聞へ申候、近年は川筋淺く成り、以前川岸半分程に掛り候水、近年は川岸
に滿候程有レ之、洪水と申す程に無レ之水も川に餘り、田畠に掛り水損强く候由御聞被レ成候との御事に
御坐候得共、其所にも段々之次第可レ有レ之儀に御坐候、昔に違ひ川床高く成り候段は御國のみにて無二
御坐一、他國にも其類多き由相聞へ、御畿內又は東海道之川之內にも、常に水之流れ通り不レ申川は、川
床之高さ民家之屋根と同じ程なる所相見へ、其故は木山を伐り荒したる所より起り候事と承り、近き頃
之書籍にも其通りに相見へ居申候、御國鄕村之樣子を村々にて御考へ被レ成に不レ及、手寄之久田村にて
其儀相見へ居申候、久田村之者共は猪荒有レ之時も、猪荒れ止み候後も、木庭之耕作を心掛け不レ申・畠
作木庭作を少く仕り候外は、薪を伐り府中に賣出し候て衣食之用を足し候得共、木山荒候と川筋之修
理無レ之候所より、山々之土石流れ下り候分川筋に積り、田畠と同じ高さなる川床之所多く相見へ候、
御國之川之內にても、常に水之流れ通り候川に川床と田畠と同じ高さなるは無二御座一候、御郡中之木

山之儀は四十年程以前より、上之御普請御家中之普請に大分之材木板車を取り出し、東目淺海内には薪船多く入込み大分之薪を伐り出し、木の葉に雨を含み候儀少く成り、急に雨降り候得ば急に水出て木庭に掘り浮し置き候土のみにて無ㇾ之、山付之地高なる畠に掘り浮し置たる土をも僅か水にて川中に流し掛け候故、假令木庭之明け前三十餘以年前に相變る儀無ㇾ之候ても、木山之荒れ候處より川床高く成り不ㇾ申候て不ㇾ叶事に御座候、猪逐詰は某御郡役交代之後二ヶ年過候て相濟候故、某勤役之内は猪荒止み候村々之木庭明け前々吟味にも仕掛り不ㇾ申、猪荒之時分より木庭之明けまへ早く成り居候上に下郷迄猪荒相止み候て、木庭之明けまへ彌早く成り候はゞ、木庭明け前之下知無ㇾ之候て不ㇾ叶事にて可ㇾ有二御座一と同役中折々申談じたる迄にて御座候、今程は猪逐詰相濟み、下郷迄も猪荒相止み居申候故、木庭明前之御下知可ㇾ被二仰付一と被二思召立一候段、當然之御事と奉ㇾ存候

一　少之水にても土砂を流し川床を高め水損に及候は、水之所爲のみにて無ㇾ之、作人之心得惡く、畠には養之苦勞有ㇾ之木庭には養之苦勞無ㇾ之、木庭作を專にいたし候方勝手に宜きと存じ、木庭を手廣く伐明け、以前より明け前を早め候所より起り申たるにて可ㇾ有ㇾ之と思召候由に御座候、某見及聞及候は御郡中村々之内にて木庭を早く明け、木庭作を手廣く仕候村は、山海之排之利分にて府中より米穀を買ひ食用を足し候と申儀無ㇾ之、穀物之作り出し多く、百姓之在附好く、手前之食用之餘りを府中に賣登せ、他郷他村にも賣出し、木庭を手狹く明け候村之内にて、府中より米を買不ㇾ申者は希なる儀

と相間へ申候、田畠を合せ候て纔二三段より四五段之間之耕作を仕り、其上他國之様なる地位にて無㆓御座㆒候得ば、田畠之作得に木庭を少々明け候作得を加へ候分にては、食用足り不㆑申候段歴然に相知れ申たる積りにて御座候、然ば畠には養之苦勞有㆑之、木庭には養之苦勞無㆑之と存候て、木庭を手廣く伐り明け候にては有㆓御座㆒間敷様に存候、畠作之仕形惣並より好く相見へ候所を御吟味被㆑成候はば、多くは木庭作を手廣く仕る所にて可㆑有㆓御座㆒候、畠作之仕形惣並よりは悪く相見へ候所を御吟味被㆑成候はゞ、多くは木庭作を手狭く仕る所にて可㆑有㆓御座㆒候、在附好き村は山海之日排を不㆑仕候ても食用有㆑之候故、畠作にも手間を入れ、木庭をも手廣く明け候と相見へ、在附き悪き村は山海之日排を不㆑仕候得ば食用足り不㆑申候故、如何程奥山之木庭手廣く候ても、海邊尾崎之木庭山少き村程にも木庭を明け不㆑申と相見へ申候、此以後若木庭之明け前之格を嚴密に被㆓仰付㆒、明け前之木庭少く成り狭く成り候はゞ、當之年にも作得滅じ、雨過ぎ麥作損じ候年などは作得彌減じ、其上木山荒れ居候と木庭之明前少く成り狭く成り候ても、上畠廻し之蒔目には大分相增し居候との兩様にて、當年之様なる數度之洪水に田畠山木庭之土砂之流れ下り候儀は差立たる違ひ無㆓御座㆒、木庭を少く明け狭く明け候損分は、指當り相見へ可㆑申哉と存候、ヶ様之次第をも委く御僉議可㆑被㆑成候、近き頃上郷之奉役衆之内木庭明け前之儀を被㆑語候人有㆑之、其物語之趣は猪荒止み不㆑申以前より木庭之明け様、其村之木庭上畠廻し之蒔目よりは大分相增し居候處、猪荒止み候後は彌以木庭之明け樣多く成り、木庭之内掘浮

し置候所相増し候ては、水出候時土砂流れ下り川筋に入候儀も其分程相増し候筈にて御座候、就レ夫木庭之下知可レ有レ之事と存候て考へ見申候に、大雨降り洪水出候儀多くは夏作之内にて御座候故、嶮しき木庭土砂之流れ易き所には麥作計仕らせ候て、秋作を仕らせ不レ申麥一作仕來、木庭は夏かやしとて六月に土を耕し置候事有レ之候得共、夏かやしをも仕らせ不レ申、五月に麥を刈取り候跡之麥からを其儘にいたし置き候はゞ、嶮しき木庭夏秋之内に土を掘り浮し置候所無レ之、五月より八月迄之間に洪水出候ても、土砂流れ下り候と申儀少く、九月初に掘り明け候て麥を仕付、其木庭を二年作り候とも、三年作り候とも麥作計にいたし、秋作は平地之品と山木庭之内之穩成る所計に仕らせ可レ申事に御座候と被レ語候、木庭作之樣子を八郷奉役衆へ御尋被レ成、耕作之功者と申す百姓之申分をも聞届候て被二申出一候樣に被レ成、彌木庭を早く明け多く明け候所より土砂之流れ下り以前よりは相増し、川床を高め候に相極り候はゞ、五月より八月迄之間嶮しき木庭之内に掘り浮し置たる所無レ之樣に御下知可レ被レ成御事に御座候、山奥之木庭は秋作に宜く、海邊之木庭は麥作に宜きと申す儀を兼て承り居申候故、嶮しき木庭之麥作に不レ宜所は四月に伐り明け候て粟を蒔き付け、五月雨之前に生じ出て候樣仕、粟跡に麥を蒔付け麥を作り候、翌年は粟を作り不レ申候て麥計作り候御下知も可レ有二御座一候得共、先年來より嶮しき木庭には麥作計仕候格に可レ被二仰付一と思召候由御書付被レ成候て、衆議を御聞可レ被レ成候

一　某儀寶永五年六月に御郡役を致二交代一候、其年五月廿八日御郡御支配より川普請之儀被二仰出一候御書付之寫し八郷奉役に差下し候、其御書付に奉役村下知人郷中村々之川筋を無二油斷一致二檢分一、郷中農隙之力にて川筋惡き所を段々と直し候樣に可レ被二申渡一候と御書載被レ成、其外段々之御書成御座候、右御書付寫し之奥書に右之通り被二仰出一候間可レ被レ得二其意一候、川普請之節入用之諸道具、幷に府內より雇下し候者之賃銀之入目等は郷中用銀を以相濟め、其外田舍にて之入目之儀も、其筋之普請之樣子に依り、少之差足しは郷中用銀之內より可二相調一候間、是又可レ被レ得二其意一候と書載仕置申候、御支配より之御書付に、郷中村々之川筋惡ゝ所を農隙に段々直し候樣に御書載御座候得共、郷に依り其仕形に不レ被レ仕川普請有レ之、村之夫遣に出候ても、手前之村々川筋惡き所に合力を得候て普請仕候と申す儀無レ之、他之村へ致二合力一候人夫高之分、郷中之夫差引に成り候と申す儀も無レ之所御座候由致二沙汰一候、此儀御吟味被レ成、沙汰之通りにて御座候はゞ、來年正二月之川普請之節以前人夫之合力を仕り置候村より、人夫を出し不レ申樣に可レ被二仰付一御事と存候、手前之川普請に他村より合力を得不レ申他村之川普請に致二合力一候迄にて候とも、他村之普請に致二合力一候分、郷中之夫差引に成り候ては相障り候所無二御座一、川普請を樂に致二合力一候も、其川之大小と普請所之樣子に依り、夫數多く入り候も有レ之、夫數少く入り候も有レ之、又川筋之普請所無レ之村も御座候故、兎角は郷中之夫差引に成不レ申候ては不レ叶事に御座候、百姓二十人有レ之村二十人にて三十日勤、夫高六百と相見へ候はゞ、百姓三十

人有レ之村は三十人にて三十日勤め、夫高九百と相見へ、村々之人數には多少之違有レ之候ても、勤之日數に多少無レ之、勤め越し勤め劣り之差引正しく有レ之候樣に堅く御下知被レ成度御事と存候、村下知、人は夫役との申論じに成り候所を憚り、人夫差引之正く無レ之段を申立得不レ被レ申事ハ可レ有二御座一候ケ樣之所は深く御心を御用ひ不レ被レ成して不叶儀に御座候、夫役之勤方宜き鄕は、右之類之差引御下知無レ之候とも正く成り居可レ申候、川普請は其川筋に掛り候村々より仕る筈にて御座候故、猪逐請之夫遣などとは違可レ有レ之事に御座候、猪逐請之夫遣ハ成たけは苦勞輕重之差引を仕せ申候、且又川普請に付鄕中用銀之儀を申下し候は、鄕中用銀之入高寶永三年には十六貫目に餘り、寶永四年には十七貫目に餘り、銀高多く候故左樣之時節ハ川普請に、或は普請道具を府中より調下し候代銀、或は石垣築を府中より雇ひ下し候賃銀、或は其川之普請所に物入りなる仕掛けを仕候入目など、鄕村之苦勞に計仕らせ可レ申樣無レ之、鄕中用銀之內より相應に掛出し可レ有レ之事と僉議仕りたるにて御座候、四年以來は鄕中用銀之入高減じ候由に御座候故、川普請之入目之內を鄕中用銀より御出し被レ成候餘計は有二御座一間敷候、以後に至り鄕中用銀之入り高多き時節には、寶永五年之申渡し之通りに可レ被レ成儀と存候、川普請之夫飯米を上より不レ被二成下一御時節にても、普請道具之代銀は可レ被二成下一御事と奉レ存候

一山木庭に掘り浮し置たる土砂之川中に流れ入り不レ申御防之儀は、上鄕夫役衆之內より被レ語候趣

を前に申述置候、又以前耕作之功者之語り候を承り候に、山水之流れ入り候地面に耕作仕候に、上手之溝無レ之候ては水出候時土を流し取り、こやしを流し捨て、地面好く成り不レ申のみにて無レ之、養ひ足り不レ申候ては地面段々悪く成り候と語り申候、木庭作之様子は八郷奉役衆へ御尋被レ成、耕作之功者と申す百姓之申分をも聞届候て被二申出一候様に被レ成、彌山水之流れ入り候地面に掘り浮し置候土砂五月八月之大雨之節流れ下り候に相極り候はゞ、穏なる木庭と山附之畠坪は、上手之高みより山水流れ入り不レ申様に溝を掘り候得と御下知可レ被レ成御事に御座候、溝を掘り候手間入り有レ之、溝之分作所の減りに成り候損有レ之、麥之生じ居候時掘り候ては當作之損も有レ之候得共、古川筋悪く候に相極り候て、新川筋を掘り明け候時之格に被レ成、來年三月四月之内に穏成る木庭山附之畠には、上手之溝を掘り候様に可レ被二仰付一と思召候由御書付被レ成候て衆議を御聞可レ被レ成候、且又中分以下之水にて山々より流し下げ、淵々より突出し、川中に積り居候を取り除け候土砂も、川床を深め候とて掘出し候土砂も、前に申述候通り川之左右之土手には不レ仕、水之手普請にて川下に流し下げ、浦海に流し込み候様に仕、雨降水出掛り候時と、雨止み小水に成り候時、毎度其川筋に掛り候村々より不レ殘人夫を出し、谷口より濱邊迄配り合せ、川之折廻り土砂流れ留り可レ申と相見へ候所には、川之直なる所よりも人夫を繁く當て、土砂を一度に多く掘り流し不レ申、其時に掘り流したる分を浦海に流し込候様にいたし、新川筋を一筋掘り明け候も水道を一筋掘明け置き、三月以後水之力に人之力を合せ候て掘り廣め

候樣にいたし、雨降水出掛り候節川上より流し掛け候土砂を浦海迄に流し通し得不レ申、川下に其土砂之寄り候所有レ之候はゞ、雨止み小水に成り候節惣人夫右川下之土砂之寄りたる所に差寄り候て、段々と川下浦海に流し込み、浦に土砂積り船之繫ぎ場に相障り候は、潮之多く干候月之大潮干詰之時、其村之惣人夫にて土砂を掘り上げ、濱邊之内に地を上げ候て可レ宜所に並擴を密く打込置き、並擴之内に土砂を込み、毎年冬之内に一度ヅヽ並擴を打添へ、只今川中に積り居候土砂は、右之仕形にて濱邊之地を上げ、船之繫ぎ場に障り不レ申浦にて候はゞ、土砂を浦に流し捨て候迄に仕候得と被二仰付一如何可レ有二御座一候哉、水之手普請之果敢取り候段以前承り申たる事に御座候、御屋敷之北を通り阿須之海に入り候川を御掘らせ被レ成候に、水道を掘り明け候後は、水出候度ごとに段々左右之岸を崩し候故、最初之人夫積りよりは殊外内端に入り候由承候、惣體御郡中之川普請に農時農隙之撰を不レ仕、早く修理無レ之候て不レ叶所は、農業之最中にも普請いたし、早く修理無レ之候ても障り相見へ不レ申所計農隙に普請仕り、早く不レ仕候て不レ叶川普請の部に入れ不レ申、農業之部に入れ候得と可レ被二仰付一御事之樣に存候、右之段々當らざる事共にて可レ有二御座一候得共、御尋に付心底之通り申進候、若其内に御同意に思召候處少にても御座候はゞ、八郷奉役、村下知役、川役之衆にも御尋被レ成候て存寄りを御聞被レ成、衆議を御盡し被レ成候上にて御支配に御窺被レ成、御指圖を御請被レ成御試み被二仰付一、御試之上にて宜き儀は定格に成り、不レ宜儀は宜き仕形に相改り候樣に幾重にも御吟味可レ被レ成御事と存候、且又

郷村之樣子御手代衆、幷御郡方足輕之申分を御聞被レ成候計にては相濟不レ申所有レ之、毎年一度ヅヽは直に御見屆け可レ被レ成御事に御座候、家小屋馬屋壁牆の樣子にて其村之在附之程相知れ、田畠木庭之樣子にて其村之農業之仕形相知れ、川筋川岸之樣子にて奉役、村下知人、川役人川普請之下知宜さと不レ宜との次第相知れ、通り筋之村村を毎年一兩度ヅヽ直に御見屆け被レ成候ては、通り筋にて無レ之村村毎年之樣子を足輕に御尋被レ成候に、通り筋之何村之樣子にて候と御聞被レ成候御便り有レ之筈にて御座候、夫共に指定たる事も無レ之、時に八郷を御廻り被レ成候段は難レ成勢も可レ有レ之候故、毎年二月八月之星打に各之御仲間より御一人ヅヽ、御下り被レ成、通り筋之村々之樣子をも御見屆け可レ被レ成御事と存候、木庭之御仕置を新規に被二仰渡一、川筋修理之御下知等別て委く被二仰付一候時節には、尙以左樣有レ之度儀に御座候、猪逐詰相濟候上は、木庭之御仕置川筋之御下知を被二仰付一候段、御郡中に被レ對候て大節なる御事にて可レ有二御座一候

一　木庭作川普請之仕形村々夫遣差引之樣子のみにて無二御座一、惣體奉役、村下知人、肝煎之勤方之善惡を委く御知り不レ被レ成候ては、御郡中之御下知に如何樣之宜き道筋を被二仰渡一候ても其驗有りかね、勤方不レ宜御役人共勤を宜き方に相改め不レ被レ申のみにて無二御座一、勤方宜き御役人も心ならず疎略に成り被レ申儀も可レ有二御座一候、其故は御郡中之爲に成り候儀を御下知被レ成候内に、百姓之心易きと存候事は少く、窮屈なると存候事は多く可レ有二御座一候處、勤方宜き御役人之心に百姓共當分窮屈に存候

ても、實は面々之爲に成り候筈と被レ考、其御下知之立候樣に被レ仕候ても、隣鄕之御役人只御下知之通りを申渡し候迄にて、御下知之立候も立不レ申候も構ひ不レ被レ申候時は、御下知立候樣に被二申付一候鄕之百姓共隣鄕之樣子を聞合せ、隣鄕は此方之樣に窮屈なる申付にて無レ之候に、此方之御役人は百姓之迷惑をも構ひ不レ被レ申、大形に仕り被レ置候ても相濟候儀に、何ヶと百姓を苦しめ被レ申候と申立て、御役人を惡み候樣に成り行き、何ヶに付異議をも可レ申勢に相見へ候處より、心ならず勤方疎略に成り被レ申儀も可レ有二御座一哉と存候、然ば鄕々之奉役、村々之下知人之勤方を委く御聞不レ被レ成候ては不レ叶御事と存候、奉役、村下知人勤方之宜きと不レ宜とを御聞被レ成候人は、御手代衆幷に御郡方足輕にて御座候得共、其分計にては相濟申間敷候、東照宮御遺訓に、天下之かくし目付は慈悲之政ぞと御意被レ遊候由相見へ居申候、天下國家之御主じ竊に末々之惡き事を御聞出し被レ遊候て不レ圖御僉議に及、相應の罰に被レ行候は御慈悲之御政とは難レ申、又末々之善惡を御聞不レ被レ成、末々之者何之恐れも無レ之、禮式亂れ風俗を敗れ候も、是又御慈悲之御政とは難レ申、國々に御かくし目付を御入れ被レ成候と申す沙汰有レ之樣に被レ遊候處に、はや御慈悲之御心相見へ居申候と奉レ存候、然共御かくし目付實に有レ之も無レ之も慥に相知れ不レ申事に候などと申候て、上を恐れ候心無レ之候は、世話に親は子を思へども、子は親を思はぬと申道理にて可レ有二御座一候、御國之御郡中にて奉役、村下知人勤方之樣子をかくし目付之心持にて御知り被レ成、元より勤方宜き御役人は彌勤方に念を入れ被レ申候樣に御勸め被

レ成、勤方不レ宜御役人も上を恐れ被レ申候て、勤方段々と宜く成り候様に御教訓被レ成、再三之御教訓にても勤方を改め不レ被レ申御役人は御役を被二召上一無役に成り被レ申候様に被レ成候はゝ、御郡中惣體への御慈悲のみにて無二御座一差當り奉役衆、村下知人衆へ被レ對候て之御慈悲にて可レ有二御座一候、木庭作川普請之儀御尋に付、御返答申進候序に右之段をも申述候、以上

正徳二年十二月十三日　　　　陶山庄右衛門

中原傳藏様

平山左吉様

渡邊十郎左衛門様

口上覺書上卷終

農業全書約言

農業全書約言序

宮崎氏貝原氏のあらはしつくれる農業全書十一卷は、田家の鑑にして國郡の寶なり、其しるすところひろくしておほいなれば、よむ人の門戸を得がたきとおもへるもあらん、因て其中の切近なる所をかきぬきて約言と名づけ、全書にいるの門戸となすとしかいふ

享保辛丑正月朔旦　　海小生序

農業全書約言目錄

農業全書約言

總論

大小の農人あるひはおろかにして、才覺機轉をもちひず、あるひはおこたりて其勤たらず、かへつて咎を土地と天災とにおほせて、仕合せのなす事なりと、口にまかせいひくらます類これおほし、才覺たらざる者は隨分骨ををり、苦勞しても利を得ることかたし

其分限よりおほく田畠をむさぼるは、農人ごとの病なり、田畠其分にすぐれば、たとひ耕作の法をしりても人力たらず、其法のごとくいとなむ事ならざるなり、田畠は分限より內端にして、ふかくたがやし、くわしくこなし、あつく土かふに利おほしとしるべし

上々の土は捨おきても、下に變する事なし、下々の土は力をつくしても、上に變ずる事ならず、中下の土はやせたるをこやし、あさきをふかくし、よわきをつよくし、かるきをひきしめ、かたきをやわらかにし、ねばきをもろくする事、人の力にてなるなり、其所につくりきたりたる物ばかり其所の地にあひ、他の物は地にあわぬとおもふべからず、土地の違ひにて、其所にあわざる物もあれども、それは稀なる事なり、相應をよく見わけ、よく手いれしたらんには、纔かの田畠の內にても、其利そく

ばくのちがひあるべし

作物は地をやすめて、つくるをよしとすれども、地の餘計なくやすむる事のならざるは、作物をかゆるをよしとするなり

耕

春のたがやしは、氷とけ土やわらぐ時に、日たかきを待てたがやすべし、秋も天氣さむく霜ある朝ならば、日たかきを待てたがやすべし、夏は夜にいりてもたがやすべし、寒中にたがやせば、土の氣かるゝなり

春いまだあたゝかならず、うるほひもなきにたがやせば、塊もくだけず、草もくさらず、苗をうへて後に、苗と草と一ッ穴よりおひいで、中うちする事、草ぎる事なりがたく、糞（こゑ）もきかず、地やするなり、あたゝかになり、うるほひありてたがやし、草靑く生じて又たがやし、塊なき樣にこなしたる地は、土やわらぎて草もくされ、下田も上田になるなり

作物の實は立根より生ずるゆへ、根の下に塊もなく、にが土もなくして、根の下まで糞のゆきわたる樣にたがやしおくべし、春は風おほきゆへ、犂たる時にかきこなすべし、すきてかゝず、そのまゝおけば、土かわきすぎて性あしくなるなり、秋は露しげきゆへすきて、日和よくは一二日も日にあわせ

畦のたかき所しろく干たる時かきこなすべし、よく干ざるにかけば、土かたまりて性あしくなるなり、又すきたるまでにて、日數をふる内に雨にあへば、地の性ぬけ、すかざるにおとるなり

犂くことはむらなくすき、かくことは塊れのなきほどにかくべし、こまかにかきたる地は、うるほひをよくたもつゆへ、すこしの旱にはかわかずして、苗いたまず、糞もゆきわたり、土もやわらぎ、根よくさかへ、實のりよし、こまかにかゝずして、あらき土あれば、苗の根と土とおもひあわず、糞もむらまじりあるゆへ、日いたみ、虫づき、種々の病ありて、實のりよからず

細砂の土と、よわくやわらかなる土と、灰のごとくかるき土はしげくかゝず、ざつとかきならすべしこれ等の土は少々塊ありとも、性をもたせおき力となすべし

あらしおきたる地をたがやすに、初はふかきをよしとす、かさねて段々とたがやすは、初のたがやしよりあさきをよしとす、かさねてたがやすこと、初のたがやしよりふかければ、生土の毒氣うへにあがり、作物いたむなり、年々にたがやしきたれる地は、初にあさくたがやし、草をころし、段々ふかくたがやすべし、ふかくたがやすになりても、底の生土をうごかすほどにはたがやすべからず、生土の毒氣に種子あたりては、生じがたく、さかへがたし

新地をひらくは、春になりて火をはなちてやき、其跡をうちかやすべし、春は地の氣うるほひて、草木のめだつ時なるゆへ、根もやわらかなり、其時にうちおこすを秋冬にくらぶれば、半分の力もいらず、

うちおこしたる草木も、早く腐て地こゆるなり、夏草をうちかやしておほひたるは、糞をいれたるにおなじけれども、其時は草にひげ根おほきゆへ、つよき牛ならではすきがたく、人の力もつひゆるゆへ、春のうちおこすにしかず

農具の刄のはやきは仕事はかゆき、農具の刄のにぶきは仕事はかゆかず、牛馬は價ひたかき物なれば、貧民もとめ得ぬ事もあるべし、農具の刄のはやきと、にぶきとの價のほどは、すこしのちがひなるゆへ、貧民にても刄のはやきをもとむべき事なり

種子

作物よきほどに出來て、虫氣の痛みもなく、色うるわしきを、常のかりしほより猶よく熟してかりとり、雌穗とて粒のしげく、莖も葉もしなやかに、節の高からぬ穗を餘計にゑらびいだし、よくほし、粃すこしもなき様に簸さりて、種子の用にたくわへおくべし

種子ををさめおく所は、濕氣なく、土氣のあがらざる所におき、折々とりいだして日にさらし、風にあつべし、蒔べき前にとりいだし、少しも損じたる粒をのぞき、損ぜぬをゑらび、小便にひたし、灰をふり、もみあわせて蒔くべし、よくふとり、よく實のるなり

土をたがやすも、種子をまくも、時におくれず、四季ともに節をもちひて、月にかゝわるべからず、

時節に先立てまきうゆれば、早すぎて生せず、時節におくれてまきうゆれば、晩くして實のりうすし
すこし早きまではよし、晩きには損おほし、若しはからざるさわりありて、時におくるゝならば、つよきこやしを下におほくしきてまくべし、早く生長し、大かたの實のりはあるなり
一日の内にてもまく物は、午の時の前よろし、まきたる所の土の其日かわくをよしとするゆへなり、苗をしたておきてうゆる菜などは、午の時の後よろし、日かげやわらぎていたまず、やがて夜の氣を得て、夜の間にもおひつくゆへなり、まく物ははれたる日よし、うゆる物はくもりたる日よし、雨ふる日猶よし

鋤芸

種子をまき苗をうへて後は、草をとりて根をたつべし、苗によく似たる草あり、其草は苗より先にしげりさかへ、暫時とらざれば、苗をさまたぐるゆへ、油斷なくとるべし
草をぬくに、田ならば苗の根の下にふみこむべし、畠ならば畦の高き所にひろげおき、かれて後に作物の根のきわによせ、土をおほひ、其上に糞をかくべし、草くさりつぶれて、土よくこゆるなり
草をとる時は、草なくとも作物のうき根とわき葉をとりさるべし、これをとらざれば、作物の精をぬかすなり

田畠の畔にも、近邊にも、草を少しも立おくべからず、あたりに草あれば、土の氣をうばひぬすみ、露の氣までわけとるなり

中うちは、こまかにうちかじるべし、つよくうちかじるべからず、草の根をよくうちさりて、苗の根にあらくあたらざる樣に、こまかに中うちすれば、土よくやわらぎ、實のりおほし、地のしめりたるに中うちすれば、土かたまりて苗いたむゆへ、日と風にあひ、土白く干たる時にうつべし

暑氣つよく、土の底までかわきたるに、中うちをふかくすれば、苗いたむなり

初の中うちは、あさくさら〳〵とうつべし、草のめだたんとするをけづりころすゆへなり、二遍めにはふかくうつべし、作物いまだ立根ばかりにて、わき根はさかへざる間に、底のかたき土をくだき、やわらかにするゆゑなり、三遍目よりは次第にあさくうつべし、わき根はびこる時にて、ふかくうてば苗いたむゆへなり

土はうちうかし、かきくだけば、其氣さかんになり、居つきてかたまれば、其性あしくなりやすき物なり、中うちしたるこま土を、作物の根によせておほひおき、うるほひにあひぬれば、作物よくさかへ、根の土あつくなる所より、旱にもいたまず、雨風にもたほれず

砂地と、かるくよわき土に中うちすれば、土の性ぬるくなり

糞

下田を上田になすは糞の力なり、農人分限にしたがひ、糞屋をかまへおき、わら、あくた、枯草、若草など、あるとあらゆる物をあつめ、毎日牛馬にふませて糞屋にうつすべし、一疋の牛馬のふみたる糞にて、大かた田地五段ばかりはこやすべし、草糞といふは、草木のしげりさかへたる時にかりとり、屋敷の内にても、屋敷の近邊にても、日むきの所につみかさね、雨おほひをよくして、むせくさりにくさりたるなり、これをこまかにきりかやし、糞水小便をうちひたし、日にあてかわかし、たくわへおき、畠物をまきうゆる時の敷糞にして、とりわけよろし、種子にあわせてまくもよし、わばき土堅き土にもちひて一入よし、はじめおわりよくきくなり、又わかき木草をとり、其まゝ田畠におほくいるれば、其田畠の土やわらぎ、作物よくさかゆるなり

灰糞といふは、釜の下の灰なり、灰糞の類は、濕氣なき所にたくわへおくべし

燒糞といふは、よろづのすたり物をつみかさね、むし燒にしたる灰なり、其灰をこきこゑにあわせ、麥其外の作物の肌糞にもちふれば、虫氣する事なし、とりわけ濕氣の地によし、燒糞は作物の出來をはやむるなり

水糞といふは、沐浴洗濯したる濁水を、糞水小便にあわせおきてこゑとするなり、其外のこゑをもち

ひても、うるほひなき時は土かわきすぎ、作物のふとりさかゆべき時に、ふとりさかへず、手いれむなしくなるなり、水糞をおほくたくわへおき、土のかわきたる時にこれをもちひて、うるほひのやしなひとなすべし、作物のふとりさかゆるは、うるほひにあり、こやしにあり、作物の實のりは、水糞は桶にいれ、雨のいらぬ樣にして、南むきの所におくべし

作物に水糞をかくるは、土のかわきたる時よし、しめりたる時にこきこゑをかけたるには、はなはだまさるなり、雨中に水糞をかくれば、糞の氣ながれて益なし、菜のおひいでゝ性いまだよわきに、水糞をかくるは細雨の時よし

濕氣ある土は、灰糞、燒糞の類にてあたゝむべし、朝より暮まで日あたる土は、水糞にてうるほすべし

日のあたる山の腰に、井手の溝をとほくより堀りほし、其水はるゝゝ日にあたりあたゝまりたるを田にいれ、溝の端の草木をもかりのけ、溝の日あてをつよくすべし、よく日にあたりたる水は糞となるなり

肥たる土はよけれども、作物あまりに肥すぎて、實いりすくなき事あり、其土には川砂をいれて、さわやかにすべし、瘠たる土はあしけれども、糞を用ひて手入をよくすれば苗さかへて實のりよし、鰯糞などは、雜糞にすこしづゝまぜあわせてもちゆべし

土地はふかくたがやすに利おほけれども、糞のすくなき所にて、底のにが土をふかくおこすはよからぬ事なり、土と糞とよくまじるほどにたがやすべし

穀の實は立根の精より生ずる物なれば、實のりをもとむる類は、立根の先に糞のよくゆきわたる様にすべし

穫收

作物をかりをさむるは、よく實のりて日和よきを見さだめ、しばしも油斷なく、夜を日につぎかりとるべし

うへまく事は、片時も早くうへまくべし、かりとる事は、よく實のり、一日二日もおそきをよしとす、されども麥を刈るには、はじめは先すこし青穂をまじへて、かるほどになくては、おわりに梅雨のおそれあり、跡のたがやしも時におくれ、夏秋のくさぎりまでおくるゝなり

農人はつねに暦を見て、土用八專と節かわりをかんがへ、雨風あらんことを心にかくべし、一時の雨風にて、數月の苦勞をむなしくすることあり、かならず油斷すべからず

かる物は鎌のうすく、よくきるゝをゑらびてかるべし、鈍き鎌にてかれば、粒も落やすく、かるにもはかゆかず、價のすこし高きをいとはず、よくきるゝをもとむべし

稻

稻の種子其品かぎりなくおほし、粒白く、味ひよく、實おほく、風蟲などにもさのみいたまず、其所の土に相應したるをかんがへてうゆべし、其所につくりきたれる外は、もとむるにおよばざるとおもふべからず、種のよしあし、相應不相應にて、大分の損德あるなり

稻は苗をうへて、七八十日にして穗にいで、それより早稻は三十日、中稻晩稻は四五十日にて、刈しほになるなり

高田は春のたがやしにても、麥跡のたがやしにても、二三日晴天なるべきをかんがへて、深くむらなく、力のおよび、二遍も三遍もたがやし、ほし、苗をうゆべき前に水をしかけ、かきならし、くさらかしおき、十日も十五日もして、土わきつぶれ、草青み、うちて見れば、やわらかにねばりて、にほひ出來たる時に糞をいれ、犂かやし、竪横二三遍もかきならし、水の上をむらなくして苗をうゆべし、苗の長さ七八寸ばかりの時が、よきうへしほといへども、山田と風のつよくあたる所は、短かきをうゆべし、深け田など水のあつまる所は、長きをうへて、洪水の時に苗の水底にならぬ樣にすべし、苗もし水底になりて日數をふればくさるなり

苗をうゆる科數の事　一歩に百科を中分の法とするなり、肥へたる田には薄くうへ、瘠せたる田には

厚くうへ、科の多少のむらなき様にうゆべし、苗をうゆる程をこゝろ見るには、おなじ田の内を、一歩は中分とおもふほどにうへ、一歩はおほくとりてうすくうへ、一歩はよきほどにとりてうすくうへ、一歩はすこしとりてしげくうへ、ケ様におなじ坪の内に、品をかへて三ケ所ばかりにうへ、秋の實のりをこゝろみ、其里の地によろしきほどをしりて、其里の定法となすべし

苗をうゆる時分の事　早田を冬至より百三十日餘にうへ、中田を五月の節にうへ、晩田を夏至の前後にうへおわるなり、其所のさむく、あたゝかなるによりて、五日十日又は廿日のはやし、おそしはあるべし、すこしはやきまではよし

草をとるは、苗をうへつけて後、十五六日廿日ばかりにて一番草をとるべし、とりのこしたる草と、とりたる草の根より又おひたるは、苗をさまたぐる事はなはだしき物なるゆへ、一番草をとりたる後に、やがて間もなくとりつくせば、かさねておひいづる草は、苗におされてさかへかね、其中に苗よくふとるなり、それより段々五番草までとるべし、後に草なくば、浮根浮葉とて、無用の根葉がわきにはびこるをかぐりさるべし、是をそのまゝおけば、わきに精ぬけて實のりよからず

田に水をひく井手溝は、田の廣き狹きにしたがひて、よきほどにし、旱にはたへず水をひき、洪水の時はわきにおとすべし

水のかけひきの事　雨年は淺く、旱年は深く、高田はすこし深く、泥田、深田は苗のいたまざるほど

に、をり〳〵水をおとすべし、深田に水深くして、熱氣下までとほらざれば、苗さかへず、水の自由なる田は、隨分水を淺くして、底まで熱氣のとほる樣にすべし

高田は半日も水なくしては苗いたむなり、當時いたまぬ樣に見へても、實のりよからず、かりしほの前になりては、水をはづし、稻の根をさらしかため、青稻すこしもなくなり、よく熟するをまち、日和をかんがへてかるべし、土かたくなれば、實もかたくなるなり

刈干す事　高田はそのまゝ其田にひろげほすべし、深田ならば、竹を三本ヅヽゆひあわせ、泥中にしかとさしたて、其さき二方に稻一把ヅヽさしてほすべし

稻にかぎらず、かりとる物は、いかにもすみやかにすべし、とりわけ稻はいまだくたれざる中にかりとるをよしとす、霜稻は一霜にあわせさらし、かためてかるべし、霜にあわざれば青米もあり、又田にてよくさらさずして、かりとりたる米は、來夏になりて性損じ、蟲きてはなはだへるなり、一霜二霜にもあわせてかりたるは、久しくをさめおきても損せず

種子をゑらぶは、中分に出來たる田のよく熟して、其田にてたねがわりせざるを、來年もちゆべきほどゑり穗にして、つねの米にする、籾よりすこし前かどにほし、籾をうつも、手あらくうつべからず、あらくうてば種子いたむなり

種子をかす時分の事　早稻は、かす時より五月の中までに、九十日百日の間にあてかすべし、中稻晩

稲は、七八日ヅヽ間をおきてかすべし、但し其所によりて早し晩しあるべきなり

種子をかす日數の事　早稲は、二十四五日、中稲は二十日、晩稲は十七八日ほど池につけおきてとりあげ、晴天に二三日ほし、上を下にかやし、晩方日たかき中にとりいれ、下にこもをしき、上に莚を一重おほひ、ゆる〳〵と自然にもやし、芽二分ばかり出るを待て、苗代にまき、かゞしをさし、繩をはりて鳥をふせぐべし

苗代地の事　正月よりたがやし、段々と二三遍もたがやし、かきこなし、一畝に種子二斗五升まくを中分とす、こやしに草をいるゝ事、一斗蒔に十把ほど、馬屋ごゑ四五荷ばかり、其上に竹の葉を一荷ほど入べし、瘠地ならば、一斗蒔に桶糞を一荷あるひは半荷いるゝもあるべし、苗のやせたるはもとより悪し、こゑすぎたるもよからず、すこしすくやかなる苗をよしとするなり

苗代水のかけひきの事　種子を蒔て十日餘にて、苗みすこし見ゆる時に水をおとし、二日ばかりほし、又もとのごとく水をいれ、水を深くすべからず、其後に又見あわせてほすべし、水をおとしほす折節雨ふるならば、水をしかけて、根を雨のたゝかぬ様にすべし

あぜをぬる事　たがやしてより、手ぎきにまかせて、段々にぬるべし

田に小麥をまくべからず、其跡の稲出來よからず、小麥のから田にいれば、毒なるゆへなり

麥をまく田は、かりそめにもしめり氣のつよき時にたがやすべからず、地かたまりて

麥長じかぬるのみならず、來年の稻まで出來よからず

畠稻

畠稻は旱稻ともいふ、此稻も品おほく、粳あり、糯あり、水田にしては水ともしく、畠にしては濕氣ある地に旱稻をうへ、こやし手いれよければ、水稻にもすぐれて實のりあるものなり

苗地の事　冬よりよくこなし、雪霜にさらしたるに熟糞をうちおき、籾を水にひたすこと二日にしてとりあげ、日にあて、口のすこしひらきたるを見て、灰こゑをもちひて、横筋をすこし深くきり、麥のまきあしほどにむらなくまき、土をおほふことも麥におなじ、もし地がわきたらば、うすき水こゑをそゝぎて土をおほふべし、つゞきて旱せば、度々水をそゝぐべし、苗二三寸になりたる時に、畦の高き所をふみつくべし、うるほひある時はふみつくべからず

種子をまく時分の事　二月の節の中頃より、三月の節の內迄よし、四月の節の內迄はくるしからず、うゆる事はなはだ肥たる地をこのむにもあらず、度々たがやし、こまかにこなしおきて、苗の長さ七八寸なるを待て、かんぎをすこし深くきり、灰ごゑをもちひて、一科に三四本、瘠地ならば四五本ヅツうゆべし、中うち、草ぎり、土かふこと麥におなじ、中うちの度ごとに色を見て、よく熟したる糞水をうすくしてかくべし、濃糞とあたらしくつよき糞はもちふべからず、蟲氣するなり

麥

麥の種子も品おほし、其所の相應をかんがへてつくるべし、麥をつくるは濕氣すくなき所によろし

麥地ごしらへの事　犂きかやして、すこしかわきたる時、耙にてかきくだき、塊のかたきはこまかにうちくだき、畦づくりし筋をきるべし、筋の底は藥硏の底のごとくならぬ樣に、底ひろく深さ三四寸ほどにきるべし、底せばければ、種子もこやしも小筋になりて、一ッ穴よりおほくおひいで、後の手いれなりがたく、麥の根一所にせりあひて、からほそくよわく、雨風にたほれやすく、實のりよからず、又かんぎ淺ければ、風寒雪霜にいたみやすし、冬は土中あたゝかなるゆへ、麥の根ふかくいればあたゝかなる氣にあひて、よくはびこるなり、くわしくこなしたる細土と、まく時の肌糞と和合し、麥の立根これにつれて底にふかくいれば、冬中は寒氣にて葉あかくなり、いたみたる樣なれども、立根は底のあたゝかなる氣にあひてはびこり、春になりてよくふとり、莖すくやかにつよし、莖のしげきをむさぼり、間をせわく蒔たるは、中うち土かぶことなりがたく、下に日あたらず、中に風とほらざるゆへ、實のりよからず、筋を廣くまき、筋の間を廣くして、春の半ばになりて兩方より高く土かひ、麥の莖の雨風にもたほれぬ樣にすべし

種子をまく時分の事　秋の土用にいりてまくを上時とし、土用のおわり十月上旬を中時とし、十月中

頃二十日頃までを下時とす、木綿跡、大根跡などは此限りにあらず、十月の後にまくならば、灰糞、馬糞などをおほくもちひ、肌糞に上糞をもちひ、種子おほひを厚くすべし、雪霜にいたまず、春になりてよくさかゆるなり、されどもおそくまきたる所より實のりはすくなし

麥をまく時の肌糞は、鰯の粉にしたるを灰に合せたるよし、人糞を灰に合せたるもよし、麥に灰なくばまくことなかれと、むかしよりいひおきしなり

種子の分量の事　一段の畠に、はだか麥は四五升、稻麥は八九升、これ中分なり、すこし薄く蒔て、こやしをおほくもちひたるに實のりおほし、冬ぶかになるほど、すこし厚く蒔べし、種子おほひも、早きは薄くおほひ、晩きは厚くおほふべし、塊をよくくだき、細土ばかりにて種子のよくかくるゝ様におほひ、種を蒔にも、種子をおほふにも、心をとめ、だめをさし、むらなき様にすべし

雨ふらず、かわきたる土に麥をまけば、おひかぬる事あり、何にても鹽氣の物にかきまぜてまくべし、鹽氣ある物を水ごゑにして、蒔たる上よりそゝぐもよし、又麥種子を鹽氣の汁に、夜半よりひたして朝とりあげ、朝露と共にまき、土をおほひおけば、おひて後に旱にもいたまず、麥のまき時分になりて、うるほひなくば此ごとくすべし

中うちの事　苗一二寸なる時、かるき、鍬にて淺くさら〳〵とうちて、めだたんとする草をけづりころすべし、これ一番中うちなり、苗のちいさき時、おもき鍬にてあらくうつべからず、二番はいかに

も深くうつべし、麦の根いまだわきにさかへず、立根ばかりの時なるゆへ、深くうちても麦いたまず、底の塊もくだけ、上のかわきたる細土は底にいり、麦の立根これにあひて、其氣さかんになり、よくさかへはびこり、土中の氣もよくめぐり、うへ物の下やわらぎくつろぐ所より、いよ〳〵さかへはびこるなり、三番めより淺くうつべし、麦ふとりさかゆるにしたがひて、根はびこりうきあがるゆへ、深くうてばかならずいたむなり、冬より中うちし、草ぎる事三度なるは大抵なり、大溝のかわきたる土をさらへかくるまでは四度なり、手間あらば四度にはかぎるべからず、晴たる日に土の白く干たるを見てうちこなし、其かわきたる土を根におほひおくは、しめりたる土を三度五度中うちするにまさるなり

草をとりてからしおき、かさねて中うちする時に、かれたる草を麦の根におほひ、其上に細土をおほへば、とりわけよく肥るなり

麦厚くしげりすぎて、黄色になりたる時は、熊手にて中をかき、厚き所を間びきて薄くなすべし、そのまゝおけば實のりすくなし

麦を漫撒（ちらし）きにする事、きわめて肥たる地ならではあしし、まきて後に中うちする事、草ぎる事、土かふ事ならざるなり

麦はとりわけ、やしなひ手いれにあらざれば、おもひの外に實のりすくなし、手いれを其身にあて、

たしかになるべきほどをよくはかりてつくるべし、分限にすぎておほくつくるべからず

麥を田におそくまけば、來年の稻までおくれて、色々の損おほし、おそき麥は刈しほ梅雨にあひて、穗くさり粒おつる事あり、麥跡のたがやしおそければ、苗をうゆる間の日數すくなきゆへ、土くさりつぶれずして、苗長じがたし、苗のさかり極熱の時分にあわざれば、稻かぶちいさくして、しげりさかへず、然れば麥を蒔きつくるにも、刈とるにも、晝夜となく油斷すべからず

蕎麥

蕎麥をまく事五月に地をたがやし、廿日も廿五日もして草くさりて後、又たがやす事二三遍、晴天の日にこまかにかき、七月の節の前後に種子を厚く蒔べし、薄ければ實すくなし、大方はちらし蒔にし、灰を合せたる糞にておほひ、瘠地ならば横筋をせわくきり、糞をしき灰を合せたる糞にておほふべし

蕎麥を蒔くに、雨にあひ又はしめりたる地にまけば、いかほどこやしをもちても長じがたく、瘠て實すくなし、山中に蕎麥をまくは、夏土用の中に早く蒔べし、おそければ風霜にあひて損する事あり、かならず早くまくべし

蕎麥をかる事　下の二重は黑く、上の一重はいまだ青き時にかりをさむべし、のこらず上まで黑くなるをまてば、下の黑き實は落るなり

栗

栗は山畠にても、平地の畠にても、かたのごとく肥たる地ならでは長じがたし、いや地をきらふ物なるゆへ、年ごとに地をかへてつくるべし

蒔時分の事　夏栗は三月の節にいり、桃の花はじめてさく時を上時とし、四月の節の内を中時とし、五月の節の内を下時とす、秋栗は六月の節の内、七月の節の初頃までよし

種子の分量の事　一段に五六合、瘠地はすこしまして蒔くべし、春蒔はすこし深くうゆべし、蒔く時にうるほひなくば、蒔きたる上をすこしふみつくべし、ふまざれば生付がたし、おひて大かたはかるるなり、夏はあさくうゆべし、ふまずしても頓ておふるなり、ふむべからず

栗は雨の後のしめりにまく物なれども、小雨の後にまきてよし、大雨の後ならば、草のすこしめだたんとするを見てすきかやし、こまかにかきこなして蒔くべし、草よりさきに苗生じて、よく成長するなり、瘠地にて糞をもちふるとも、あたらしくつよき糞をもちふべからず、節に虫つくなり、灰ごゑ其外よく熟してかれたる糞をもちふべし

中うちは、苗いまだ畦の高さほどにならぬ時はや中うちし、五七日すぎて又中うちし、其後又中うちし、三遍にてやむべし、中うちする度ごとにあらくすべからず、はじめかるき鍬にて、ねんごろに草

をけづりおけば、其後に草をとるにも、間引くにも、手間いらぬなり
間びくは、地の肥瘠による事なれども、薄きとおもふほどに間びくべし、大かた三四寸に一本ヅヽ、たつるを中分とするなり、小粟はむらなく、すこし厚きに利おほし
粟の類のこまかなる物は、うるほひなくては生ぜぬゆへ、時分とうるほひをとりうしなふべからず
苗のちいさき時、きへたる所には念をいれてうへつくべし、雨中にへらにてやわらかにほりとり、根のそこねぬ樣にうゆれば、いたまずして其まヽよく生付なり

大豆

大豆をまく時分の事　夏大豆は三月の節の初頃を上時とし、四月の節の初頃を下時とす、秋大豆は五月の節の中頃より、六月の節の初頃までまくべし、きわめて肥へたる深き地は、出來すぎて實のりよからず、地のこなしのあまりくわしきもよからず、夏大豆は麥の中にまき、秋大豆は麥跡にまくをよしとす、いづれも筋を深くかき、一段に種子五升まくを中分とす、瘠地はすこしあつく蒔くべし、瘠地に大豆をまくは、灰をもちひてまくべし、大豆にはならびなきこゑなり、いかにもむらなくまきて土をおほふ事は深くすべし、大豆は極熱の時分、底土のしめり氣に根さきとヾきて、其うるほひにより實のる物にて、地淺き沙地は、旱のつよき年には、かならずいたみかるヽゆへ、蒔付る時其心得し

て、すこし深くおほふべし

中うちし草きる事　二度花を見て、草ぎるもくるしからず、中うちすること數度なれば、青みて實のりによからず、二遍にてやむべし、地ごしらへより中うち草ぎるにいたるまで、手いれのあまりくわしく、念いりたるはかへつてよからず

大豆はぬれ土に蒔くべし、よく生じ、よく長ずるなり、地をかへて蒔くべし、いや地をきらふなり

大豆をまく事　其所にてのよき時節にまきあわせざれば、實のりよからず、時分よく蒔たるは、枝よくさかへ、足もとよりさやおほくつき、節の間もしげく、よく實のるなり、早すぎたるはつるとなりて、さや小さく、實すくなし、時におくれたるは葉みじかく本にさやならず

大豆をまく事　其所のためし心おぼへして、ちと早きをよしとす、大豆の甲をいたゞきて生出る時中うちし、深くうつべからず、長じて後に中うちするには、根に土をおほふべし、旱の時に、根の下に日のとほらぬためなり

大豆を草ぎる時に、雨露のあるには、かならず手をふるべからず、葉に虫つくなり

小豆

小豆も夏小豆、秋小豆あり、夏小豆の味は、秋小豆におとれり、

夏小豆をまく事　麥跡はおそし、秋小豆は麥跡をもちふべし、夏至の後十日すぎてまくを上時とし、土用の入を中時とし、土用の半ばを下時とす、是をすぐればおそし、麥跡をかきこなし、瘠地ならば、すこし灰糞をもちふべし

種子は一段に二升か、二升五合蒔べし、播筋をきりて蒔も、散し蒔にするも、薄くむらなくまき、さかへ茂りて後に、枝葉のつきあわざる様にすべし、中うち、草ぎり二遍ばかりにして、葉悉く落ちて後ぬきとるべし、霜にあふまでおきても落る事なく、本より末まで粃なく、よく實のる物なり

小豆は出來かわりて後には性あしくなり、味よからず、古きはもちひがたし

芋

芋は細砂などいかにもやわらかなる深き地の、終日は日のあたらざる所、すこししめり氣はありて、濕のもれやすき土によろし、かわきたる地、薄き地、堅くねばき地、終日つよく日あたる所、濕氣とゞこほる所はよろしからず、深き地をこのむ物なれども、うゆる事はさのみ深くはうゆべからず、深さ二三寸にして、上より牛馬糞、あくた、枯葉など、何にても地のふくやぎ、やわらぐ物を厚くおほひ土かへば、子おほくさきて、大きになるなり

芋をうゆる地に麥をつくらば、其畦をこしらゆる事、芋をうゆる心得すべし、三月の節になりてうゆ

る時は、麥の中に溝をさしはさみて、ぐの目に穴をつき、一ッヅヽいれて土をおほひ、麥をかりとりて後、芋の苗四五寸も長くのびたる時、麥かぶをうちかやし、こまかに中うちし、根のまわりやわらぎ、くつろぐ樣にし、糞をおほくおき、わら、あくたなどの朽たるを以ておほひ、桶糞をわきよりかけ、まわりをひろくゆるやかに土をおほくよせ、高き所後には深くなる樣にし、草をすこしもたてず草ぎりおき、旱には水をそゝぎ、わきに子出來て、其子より出る芽をゆだんなく、土ぎわよりきりて厚く土かひ、秋の末までかくのごとくし、おわりには莖をことごとく土際よりきりて土かひおけば、其氣わきにもれず、本にかへり、根よくいるなり、霜ふりてほりとりおさめおくべし

種子をさめおく事　うるわしく丸く長く疵なきをえり、家の南うけの軒の下に穴をほり、すりぬかをおほくしき、芋をいれ、雨のもらざる樣に、わらにて厚くおほひおき、極月正月の間、をりをりおほひをのけ、もし損じたるあらば、えりいだし捨つべし、二月の節の末、三月の節の初にとりいだし少し日にあて、肥土にうづみおき、芽の立て二ッ葉三ッ葉になる時にうつしうゆべし

芋の中うちは、朝露のいまだかわかぬ先きと、雨の後に芋のいたまざるほどに根の間をのけ、深くうちておくべし、草かじめも、日中には手をふるべからず

芋はとりわけいや地をきらふ物なり、一二年もへだて、地をかへてつくるべし

蕪菁（カブ）

蕪菁をうゆる地ごしらへの事　熟したる地をたがやし、塊すこしもなき樣にこなし、糞をうち、干付おきてすきかやし、かきこなし、七月の節の末頃、八月の節の初頃うるほひを得て、灰糞を以て蒔くべし、時分にうるほひなくば、畦に水をそゝぎてまき種子おほひ、いかにもうすくすべし、蒔きたる上を鍬にてすこしおしつくるか、足にてかるくふみたるもよし、つよくふむは大きにあしし、雨の後などしめりたる時は、其まゝおくべし、うるほひつよくは蒔くべからず、生出て中うちすべからず、草あらばぬきさるべし、早く蒔たるは根ふとしといへども、葉に虫付き、根の味よからず

種子をさむる事　霜月の節の初めに、根のふときをえらび、葉は其まゝおき、一兩日も日にあて、すこししなびたるを畦づくりし、がんぎをふかくきり、一尺に一ツヾヽうへ、瘠地ならば折々糞水をそゝぎ、春になりて葉莖もさかへたる時、畦の中に柴が枝竹をたて、まわりにも竹をたて繩をはり、雨風にたほれぬ樣にすべし、たほるれば實すくなし、うゆる時すこし日にあていたむるは、花おそくつきて、餘寒にいたまず、實のりよきためなり、三月にいたり、九分の實のりと見ゆる時刈てたばね、池川などに五七日もつけおき、とりあげ干てもみとれば、まきて後に虫付かざるなり

蕪菁は常に種子をおほくたくわへおき、秋になりて損耗あらば、すきかやし、地ごしらへよくして、

蕪菁をおほくまくべし、凶年は虫おほき事あるゆへ、すこし延引するとも、蕪もかれ、地もされたる時に、かきこなしてまき、後の手いれ、こやしにも心をもちひ、麥をまく前に一作の利を得べし

蕪菁は飢饉の時に穀をまじへ、煮食してはなはだ益あり、いかほどおほく、ひさしく食しても病を生ぜず、顏色かわる事なし、其味穀食に似たるゆへなり、秋の末になりては、麥の外は生長しがたきに、蕪菁はまきて頓て生長し、間引菜の時より食をたすくるなり

木綿

木綿は種子をゑらぶ事第一なり、白花のかぐら、黄花のかぐら、すぐれたる種子なり、紅葉わたとて楓の葉のごとくなるあり、花は黄白二色なり、赤わたの大ごくびといひ、ちんこなどゝいふもあり、いづれもよき種子なり、此等の種子は桃のつく事、葉の數とひとしく、枝また葉の出べき所より蝶といひてつぼみつき、核子はちいさくして、くり粉おほし

種子をさめおく事、本吹(モトブキ)より中吹の前つかたに、それ〴〵のかわらざるを見わけて、ふさふとく、よく吹きりたるをとりて、別にをさめおき、ほしてくりとり、核子を籠か俵にいれて、濕氣にあたらぬ所におき、晴たる日にをり〳〵かわかしおくべし

種子はうす黒く粃なく、よくそろひたるををさめおきて蒔くべし、種子なくて、他所よりもとめたる

を蒔くならば、蒔くべき十日も前に、肥土に二十粒ばかりまき、種子のいきしにをこゝろ見て蒔くべし

蒔く時分は、八十八夜を五六日に見かけて蒔くを上時とし、八十八夜すぎて、やがて蒔くを中時とし、それより段々勝手次第に蒔くべし、一日も早きをよしとす、夏至の二十日前まではくるしからず、晩蒔も木はさかゆれども、桃すくなし、秋の日よわくなりては、末の桃ふききらず、大風ふき、秋雨のつゞく事ありても、早きは大かたのがるゝなり、蒔てすき間なく、こやし手いれをよくすれば、七月の中にはや本吹はするなり

蒔地の事、肥たる地と、深く柔かなる地をこのむにあらず、さかへすぐれば桃つかず、假令つきても落やすし、砂すこしまじりて性よくつよき中分の地に、よき糞をおほくもちひて、手いれをくわしくしたるは利おほし、山中など霧ふかき地をのぞきて、木綿のつくられぬ地は稀れなり、何樣なる土にても、濕氣よくもれて、早に水をひくたよりある所は、木綿をつくるべし、海邊川端など風のよく吹きとほりて、日當りのよき所は、すぐれて木綿によろし

年々につゞきて、同じ所につくる事はいむなり、二年か三年まではつくるべし、地の餘計なく、つゞきて木綿をつくらば、川の砂を筋の下にしき、地の氣をさわやかにしてつくるべし

蒔法は麥を蒔く時に、地の肥瘠によりて、竪筋にても、横筋にても、見あわせて筋をひろく切べし、

木綿のはなはださかへ、ふとる地ならば、麥の間二尺ばかりにきり、中より以下の地ならば、一尺六七寸にきり、麥の中うちよくして、草も生ざる様にしおきたるに、中蒔、かぶ蒔、よせ蒔とて三ッの蒔き様あり、中蒔といふは、麥の中をうちて左右にかきわけ、種子をいるゝなり、是はいや地にてもなく、濕地もなき地に常にまく法なり、かぶ蒔といふは、早麥をつくりおき、刈りとりて其麥かぶをかなさらへにてかきみだし、其跡に種子をいるゝなり、是は麥のこやし根の下にありて、手いれすこしおそくてもくるしからず、よせ蒔といふは、日當の方の麥の根によせて、土かひあげたるを、鍬にてさら〳〵と筋をかき、種子をいるゝなり、右の三様は時と所により、よくかんがへてつくるべし

種子の分量の事　一段の畠に二貫目、一貫五百目ほど蒔くべし、切蟲の難もなく、肥たる地ならばおほく蒔くべからず、種子を水にひたし、灰をふりもみあはせ、一粒ヅゝばら〳〵となりたるを手籠にいれ、左の手にさげ、あるひはわきにはさみ、先づ筋をかきおきて、かたよりなくばらりとまき、種子おほひ、四五分ばかりして、土をかるくふみつくべし、種子と土とおもひあはすべきためなり、しめりたる粘土(ねばつち)ならばふむべからず、中より下の地ならば灰糞をしき、肌糞をもいるべし、肥たる地は肌糞をいるゝにおよばず、蒔く時雨氣に蒔くべからず、旱せば水をそゝぎて蒔もよし

種子をのこしおきて、苗のきへたる所には段々蒔續くべし、細雨の中に苗のしげき所を、竹のへらにて土を付てほりおこし、うへつぎたるは、種子を蒔續たるにまさるなり

糞は苗二葉に生そろひたる時、生たる筋の中を苗のすこしいたむをいとはず、四五寸ほど間をおき、とがりたる棒のさきにて、深さ四五寸に穴をつき、其中に干鰯を一ぱい入べし、大鰯ならばあらくきり、中下の鰯ならば其まゝ入べし、是を棒糞といふなり、其後十四五日すぎて、一方のわきに糞をいれ、又十日ほどすぎて、一方に筋をかき糞を入るべし、いつも糞をいれては土をおほふべし、是を腹糞（ハラゴヘ）といふなり、夏の半まで三度糞をいれて、先づやむべし、糞のしかけおそければ桃つかず、枝葉さかへ、秋になりて青（マヽ）ゆるなり、瘠地にてふとりかぬるならば、色を見あわせて薄き糞をさい〳〵いれ、夏の半ばすぎたりとも、足はやき糞をもちゆる地もあるべし、糞をしおきて、もし旱つゞきたる時に、水がゝりある所ならば、畦のみぞに水をしかけ、畦にしめりのとほりたるを見て、やがて水をおとすべし、其うるほひにて糞きゝいづるなり、熱氣つよき所は水糞をもちひ、寒氣のある所は燒糞をもちひ、何糞にても、あたらしくつよき糞を一度におほくもちゆれば、蟲を生ずる事あり、ねばり氣のつよき土には砂糞（スナゴヘ）をあはせ、地をさわやかにすべし

中うちは始め終り五六遍すべし、草すこしもおくべからず、一番中うちの時、葉のすぐれてちいさくしわみて見ゆるあり、是は粃（シヒラ）だねの生ひたるなり、ぬきさるべし、二番中うちの時、すぐれて葉のおほきに、色もこく厚きなり、是は大核子とて、二粒の性をあはせたるなり、是もぬきさるべし、此等の苗をよく見しりて、ぬきさらざれば、大葉なるは後にます〳〵さかへ、葉ばかりしげりて桃ならず、

小葉なるは後に油蟲つくなり

間引く事は心葉出てより、段々中うちの度ごとに、次第〳〵にうすく、五六寸に一本ヅヽおくを中分とす、瘠地は拳の出入するほどに、厚くする地もあるべし、堅筋にても、横筋にても、一間の内に二十本か、十七八本たておくを中分とするなり

梢をとむる、木ふとりさかへ、一段の内にて桃二ッか三ッ吹たる時、其中にて高くのびたるを、さき二三寸つみきるべし、のび過ぎて見ゆるをば、長くかけてきりさるべし、はなはださかへふとりたるは、枝のさきをもとむべし、桃數をおほくのぞみて、枝をのばしすぐすは損あり、桃ふとくつよきにしかず、枝數の事肥たる地は、一本に七ッ八ッ十ばかり、なほよき地は其上にも付るなり、木の高さ二尺ばかりにして、高くはつくるべからず、ひきゝまではよし

麻

麻は上々畠をよろしとす、中分以下の畠にはつくるべからず、いかほども深くたがやし、牛馬糞のよく熟し枯れたるをおほくいれ、犂かやし、委しくこなし、塊すこしもなき樣にすべし、堅横七遍ヅヽ犂かきすれば麻に葉なく、本末なりあひて節すこしもなく、皮うすく長く出來るなり、犂かきくわしからずして塊あれば、枝さきて節高し、蒔時なげうてば、節高くなるといひならわせり

種子は白きが雄麻なり、噛て心見るにかるく、うるほひなきは粃なり、白く堅きをよしとす
種子を一段に七八升ほど蒔くを中分とするなり、厚すぐれば、細くして長からず、薄ければ、皮あらく枝さきて苧あしし、地のぬれたる時に蒔きたるは、生じて瘠るなり、地の白くかわきたる時に蒔くべし、蒔く時分に旱せば、種子を水にひたしおき、芽生じて蒔くべし、雨水にひたせば早く生じ、井の水にひたせばおそし、種子を水より上げて莚にちらし、莚をおほひおけば、一夜の間に芽出るなり
種子を蒔く事　早きは二月の節の末頃、三月の節の初頃、雨を見かけてまき、晩きは麥黃なる時まくべし、早麥の色付たる時が、麻を蒔べき最中也、蒔て牛馬糞を覆ひ土をかけ、三日は雀をおふべし、中をかき草をとる事、苗四五寸の時まで、二遍にしてやむべし

桑

桑に二種あり、一種はしん木より枝まで、木立のびやかにふとりて、葉丸く廣く厚し、葉の切れめすこしありて、實おほくならず、蠶にかひて糸綿おほし、されども木やわらかなるゆへ、久しくこたへず、一種はしん木より枝まで細く、堅く見えて、葉の切れめ深く、菊の葉のごとく實おほくなりて、木のかたちふくやかならず、蠶にかひて利おとれども糸つよし、二種の中にて、前の一種の種子を年々にまき、苗をおほくそだておき、古木のかわりにうへつくべし、屋敷まわりに牛馬のふせぎをして、

うゆべき物なり

苗をしたつる事　其年の桑の實の黒く熟したる時にとりて、其まゝもみつぶし、水にてゆりかわかし、苗地をいかにも細かにこなし、糞をおほくうちさらしおき、極熟の前に畦づくりし、横に筋をかき、糞土に灰をあわせ、種子にまぜて、うすくむらなくまき、土をいかもうすくおほひ、うるほひなくば、すこし踏付おくべし、旱せば泔水（シロミヅ）をそゝぎ、草あらばぬきさり、厚く生たる所をば間引すて、糞水を度々かけ、寒氣つよき地ならば、牛馬糞又は糠を以ておほひ、年あけ二月の節にいりて、うつしうゆべし

うつしうゆる地の事　間を四五尺もおきて一本ヅヽうゆべし、川のほとり水にちかき所よくさかゆるなり、水をそゝぐたよりもよし、在付（アリツキ）て後はまわりをうちかじり、草をけづりてうづみおき、小豆などをまき、二年の間は葉をとらず、三年めよりつみとるべし、よく肥へてさかへうるわしきは、二年めよりつみとるべし

桑久しくさかへて後は、となりの根とからみあひ、根あがりし、さかへかぬる物なり、其時は中うちをあらくし、上にあがりたる根を切さるべし

大かたの地にても、中に物をつくりて、畔端に桑をうへたるは、桑ばかりうへたるにおとらず、よくさかへ、葉もこゆるなり

桑の實は器物にいれ、いぎるゝ様にをさめおくべからず、熱氣つよき物にて、氣されそこぬるなり、鼠のよく食する物なれば、其心得すべし

桑は大木をよしとす、わか木の枝は刈て葉すくなし、蠶の小さき時は、柔かなる葉よけれども、すこしふとりて後は、老木の厚き葉を飼はざれば蟲ふとらず、糸おほく生ぜざるゆへ、蠶小さき時ばかりわか木の葉をもちゆるなり、山邊の桑には、葉に様々の病おほし、川ばたの桑をよしとす、大川ばたの桑もつともよし、蠶も病なくよくそだち、種子よく出るなり、桑をおほくしたておくに、丹後但馬等の國より男女をやとひよせて、蠶をかふ術をならふべし

此一巻は全書の文句を、そのまゝにかきぬきたるにてはなく、文句をあらためたる所もあり、からざるをまし、かさなれるをへらしたる所もあり、邊土の百姓まで、心得やすからんことをもとむるゆへなり

農業全書約言　終

潛商之儀被仰上書

潜商之儀被仰上書

口上

昨日御口上書を以て被二仰付一候者、今度譯官方に而人參八拾斤餘之潜商相顯れ、御國者には役人四人、町人六七人同類に而候、先年人參貳斤宛兩度之潜商相顯れ候は、兩度共に犯人を和館に被二差渡一、死罪に被レ行候に付、今度も犯人共は朝鮮御國兩所內に而、死罪に可レ被レ行儀と思召候、勿論譯官共潜商相顯候段、御幸ひ之儀に候故、以來懲り候爲に、御書翰を以て譯官從者之內、誰々禁を犯し潜商仕候間、貴國之法を照らし、國法に被レ行候樣にと可レ被二仰越一儀と申說有レ之、殊に譯官共罷渡度每に、人參持渡致二潜商一、潜商相止み不レ申候而は、別代官方へ買取候人參夫だけ減じ候、勝手も御續き不レ被レ成道理に而候間、急度朝鮮へ御屆被レ成候はゞ、以來潜商過半も相止可レ申候哉、其上兩御關所役人相加り候へば、死刑に被レ行候段以前より御定法に成居候處、於二江戶一當御代に至り死刑之者甚稀に有レ之、唐船に乘り沖買仕候者も一命被二差免一、墨刑又は耳鼻を殺ぎ、家財被二召上一候迄に而相濟み候ゆへ、御國之者死刑に被レ處候儀は、江戶表へ御勤被レ成候御方に御相談被二仰越一、追而御極め可レ被レ成候、譯官從者共法を犯し候儀は如何程に被レ成候方、御國之御處置に可レ被レ宜候哉、御國之犯人を朝鮮へ被二差渡一、死刑に被レ行候儀は不レ宜と申說も有レ之候、其段如何存候哉存寄之趣被レ成二御聞一度思召に候間、

無レ殘申上候へと被二仰付一御返答申上候次第左に書載仕候

一　人參之潜商之儀御禁令を犯し候事に御座候故、其罪誠に不レ輕と相見居申候へども、御藏を破り御銀を盜取候者抔と同罪に可レ被レ行御事とは不レ奉レ存候、日本之銀に而朝鮮之人參を御買被レ成候は、上にも被レ成御事に而御座候、上之被レ成候は公儀之御差圖を御蒙り被レ成、又下より仕候は上之御禁令を犯し、此所之違ひ迄に而御座候故、御藏を破り御銀を盜み取り候類と同樣に可レ被二思召一御事に而は無二御座一、若し同樣に死罪に被レ行候ては差別相見不レ申に而可レ有二御座一候、以前之潜商之節は御國之犯人を朝鮮に被二差越一、彼地に而死刑被レ行候段、某心には甚不レ宜御政道と奉レ存候、決而被レ成間敷御事に御座候

一　今度譯官幷從者共之潜商之次第を朝鮮へ被二仰達一候儀、是又甚不レ宜御事に而、不レ被二仰達一候而御國之御誤りに成り候道筋之事に而御座候はば可レ被二仰達一候得共、其類之儀に而無二御座一候、利を得る事には竊かに禁令を犯し候段、和漢古今共に不レ珍事にて、左樣之儀甚稀に候は、明君賢主之德化を以て國天下を御治被レ成、人心風俗之移り易りたる時代に而御座候、德化無レ之時代には利を得候爲に禁令を犯し候者常に多く御座候得共、其內に而寬容之筋之行はれ候時には、罪人に極り候者不レ少候が、刻薄之筋之甚しく行はれ候時には、禁令を犯候者共實に減り可レ申候得共、夫は寬容之筋之常々に行はれ候而、禁令を犯し候者之減り不レ申に劣りたる事にて可レ有二御座一候、其故は政事精く候而末々迄衣

食足り候に而無レ之候に、刻薄之筋を以テ禁を犯し利を得候事不レ成樣被二仰掛一、貧民之難儀相增、飢寒之憂甚敷もの段々出來、上に利を被レ好候心は、下之利を好み候所を强く被レ制候段、天道之御惡み有レ之、國脈も短く成り候道理に而、中國の秦の代則ち先鑑に而御座候、世に嚴密より申候刻薄之筋行はれ候は、御領中末々之者に行はれ候計りに而さへ甚不レ宜事に御座候處、百餘年來御隣交之御親み御座候朝鮮國より來り候使者に刻薄之筋御用被レ成、御宥免にて相濟可レ申者を罪人に御極め被レ成候段、其者共に被レ對候而は、御不放不(マヽ)レ輕御事に而可レ有二御座一候、定而譯官共より達而御歎き申上るに而可レ有二御座一候間、御宥免被レ成候而無事に御濟せ被レ成候段宜被二仰聞一、此度之御宥免之御恩を忘れざる樣にとの意味を少しも不レ被二仰聞一、早々歸國被二仰付一、御國之犯人は役人も町人も罪之輕重を村之遠近に而御分け被レ成、流罪に被二仰付一、役人之親兄弟は當分之閉門迄に而、元之通被二召使一度御事と奉レ存候、然共江戸表へ御勘被レ成候御方に、御國之犯人之儀御相談被二仰遣一候由に御座候へば、其御返答を御待被レ成候に而可レ有二御座一候、御關所之役人譯官屋之役人潜商に加り候を死刑に被レ行候道理よりは、流刑に被レ行候方道理勝り候と奉レ存候、其意味は紙上に難二申上一、御心底に深く御勘辨可レ被レ成御事に御座候

一 御關所を通り不レ申、他之浦より小船に而渡海仕候拔け船に人參を買取り候は、常體之潜商に而無二御座一、殊に其類は銀にて人參を買候も、公儀御大禁之武器を持渡候而人參に易へ候も、不二相知一事御座

候へば、其類を死刑に被レ行候に御疑被レ成候所は有二御座一間敷候、去年之冬迄は存入罷在候、然處當年之春以來承り候へば、當御代に至り死刑之者甚稀に有レ之、唐船に乘り沖買仕候者も一命を被レ免、墨刑又は耳鼻を殺ぎ、家財等被二召上一候迄に而相濟候由承り、昨日之御口上書に被二仰知一候も共通に而御座候、御關所を通り候潜商に而は、長崎之潜商と同じ事に而、御關所之外之浦より渡海仕候潜商は、沖買之潜商と同じ事之樣に相見候故、沖買之潜商を死刑に不レ被レ行御時體には、拔け船之潜商を死刑に被レ行候段、容易に御決可レ被レ成御事とは不レ奉レ存候、公儀之御刑法を委く御聞合被レ成候上に而、御決可レ被レ成御事と奉レ存候

一　潜商之者を死刑に不レ被レ行候故潜商相增候と申說も有レ之由承り候、光雲院樣御代より天龍院樣御中年之御時迄は、朝鮮へ往來仕候者御禁令を背き、死刑に被レ行候儀大分に而御座候へ共、死刑を恐れ候所より御禁令を背き候事減り候樣子曾而相見不レ申、天龍院樣御晚年には其以前大分之人を死刑に被レ行候御不仁之御過ちを御悟り被レ遊候と致二沙汰一、其沙汰實說に而御座候故か、其後は死刑久しく相止み居候處、御年寄中樣萬一右之說を御用ひ被レ成候而御前に被二仰上一候はゞ、天龍院樣之御改被レ遊候御過ちを、當殿樣に御勸め被二仰上一被レ成可レ申と奉レ存甚不レ宜御事に而可レ有二御座一候、人參之潜商昔よりも多く候は、直段昔よりは甚高く、潜商之利分昔よりは相增候故と分明に知渡り居申候處、其儀を勘辨不レ仕死刑を不レ被レ行候故、潜商相增し候抔と存候は、心得違に而可レ有二御座一候

一　潜商相止み不ㇾ申候而は、別代官方に買取候人參夫だけ減じ、御勝手御續き不ㇾ被ㇾ成道理に而候間此度之譯官之仕刑（マヽ）急度朝鮮に御屆け被ㇾ成候はゞ、以來は潜商過半も相止可ㇾ申と被二思召一候由、某存入とは甚違ひ申候、近年は糸反物之御交易に御利分少なく、人參之御利分不ㇾ少候段、末々之者迄承り及候事に御座候、然る處人參潜商增可ㇾ申筋を、人參潜商之減り可ㇾ申筋と被二思召一、人參出方之少くなり可ㇾ申筋を、人參出方之多く成り可ㇾ申筋と被二思召一、人參に而福を御求め被ㇾ成候筋には御心を御用不ㇾ被ㇾ成、人參に而禍を御招き被ㇾ成候筋に御心を御用被ㇾ成候と、某心には存入罷在候、御尋之御旨を無ㇾ殘御返答申上候へと被二仰付一候、右段々之次第をも申上度奉ㇾ存候得共、氣力甚疲れ居申候へば、五日七日掛り候而も書述得可ㇾ申とは不ㇾ奉ㇾ存、御郡御支配田代御用に付折々御來臨被ㇾ成候得共、老衰之某に而御座候へば、口上に而は連續仕候樣申上候儀不二罷成一、被是之支に而御返答を申上殘候間、左樣思召可ㇾ被ㇾ下候

一　右申上候段々は愚蒙之分限を不ㇾ顧慮外之言語を顯し、無調法之罪不ㇾ輕と可ㇾ被二思召一候得共、御厚恩を蒙り候者御國政之儀之御尋を御年寄衆中樣より被二仰付一候に、少しにても實情を控へ候は不忠之罪と奉ㇾ存候所より無ㇾ憚申上候、御了簡を以て御宥免被ㇾ成可ㇾ被ㇾ下候

以上

六月七日　　陶山庄右衛門

御年寄衆中樣

口上

此程御家中之沙汰傳承候、御關所之御役人潜商に同意いたし候も、譯官屋之御役人潜商に致二同意一候も死刑に被レ行候段、先例歴然之事に候、然る處御年寄中より當月初頃陶山庄右衛門に右死刑之儀御尋被レ成候へば、死刑には不レ被二仰付一、流刑に被二仰付一候而可レ宜と御返答申上たる由に候、先例定格有レ之御仕置を新規に御改被レ遊候樣申上候は甚敷無調法者にて、殊に御家中人多く候へば、其內潜商に同意可レ仕所存之人十分一可レ有レ之も、五分一可レ有レ之も難レ量候、死を惡み候は人々之通情にて候故、役人潜商に致二同意一候而は、死刑に被レ行候と申す御法を存居候而、潜商同意之心起り候を制し候人も可レ有レ之候、役人潜商に致二同意一候而も、死刑に不レ被レ行、流刑に被レ行候筈に御法改り候と存候はば、此後御關所之御役人、譯官屋之御役人に潜商同意之心を起し候人相增、死刑を恐れ候而惡事不レ仕人之、死刑無レ之所より惡事仕候而は、以前身體を保ち流刑に逢不レ申人も、身體を潰し流刑に逢ひ、實は上より其類之人へ被レ對候而、御不仁成御政道を成可レ申候、殊に御家中之士度々潜商同意之事有

レ之、流刑に逆ひ候との沙汰隣國にも聞へ候而は、上之御爲め不レ宜のみにて無レ之、御家中惣體之爲にも無二面目一事に候、然ば庄右衛門御返答申上候趣に宜敷事一ッも無レ之、誠に國事を誤り可レ申罪人に而候との沙汰を傳承り候、右之沙汰は某を漫りに被レ議候説に而無二御座一、一筋之道理有レ之事に御座候、御年寄衆中様も定而御聞被レ成たるに而可レ有二御座一と奉レ存候故、某より右之沙汰答へ候趣を申上候、去年承り候に、公儀御米藏之役人多年之私欲有レ之候段相顯はれ候節、御旗本之沙汰に當御代之御政道には御憐愍深く、先御代に死刑に被レ行候者も死刑に不レ被レ行候得共、此度之御米藏役之儀、頭役之面面は必切腹可レ被二仰付一候と沙汰有レ之候處、頭役之內貳人遠島被二仰付一、其以下は段々輕き罰に被レ行候と承り候、拔け船に而唐船に乘り沖買仕候者も死刑に不レ被レ行、耳鼻を批かれ、家財を被二取上一候迄に而相濟候と同じ筋之御政道に而御座候、然ば御國に而以前死刑に被レ行候者を流刑に被レ行候は、先例有レ之御仕置を漫りに御改め被レ成に而無二御座一、當御代之御政道を御手本に被レ遊に而御座候、公儀之御政道に而も如レ斯被レ行候と諸大名中に被二仰渡一候儀は格別、左樣無二御座一儀は御道理勝れ候儀のみ御手本に被レ遊、御道理之劣り候儀は御用ひ不レ被レ成筈に而可レ有二御座一と奉レ存候、利欲之爲に人を殺し候類之者を死刑に不レ被レ行、其次之罰に被レ行候こそ甚不レ宜御政道と可レ申候、當御代迚も左樣之者死刑を免れ候段は終に不レ承候、人を殺し候に而無レ之、利欲之爲に禁令を背き候は、死刑之次之罰に被レ行候こそ道理之勝りたる御政道に而可レ有二御座一候、御米藏之御役人私曲有レ之候を遠島に被二仰

付一候とて、只今迄私曲不レ仕御役人之心に切腹不レ被二仰付一、遠島被二仰付一候得ば難儀成る事に而無レ之と存、私曲可レ仕樣無二御座一、拔船沖買之者も死刑に不レ被レ行候迚、只今迄拔船沖買不レ仕者之心に耳鼻を批かれ、家財を被二取上一候は難儀成る事に而無レ之と存じ、拔船沖買可レ仕樣無二御座一候、御國にても御關所譯官屋之御役人潛商に致二同意一、以前死刑に被レ行候を今度流刑に被レ行候へば、難儀なる事にて無レ之と存じ、此後潛商に致二同意一候御役人を死刑に被レ行候はば、潛商可レ仕心入之人、當分は死刑に懲り候心、流刑に懲り候心より深く候とも、一二年も過ぎ候はば、流刑に懲り候心に相替る儀ハ二御座一間敷候、如何程御政道を嚴しく可レ被レ行と思召候而も、毎度之死刑は難レ被レ行勢も有レ之、其勢に付御聞捨多く成り候はば、以前死刑に被レ行候者、死刑を免れ候のみにて無レ之、御聞捨多く候處より流刑をも免れ候樣に成り、懲り候心無レ之、潛商相增申儀可レ有二御座一候、又此程之說に流刑に被レ行候を輕き御刑罰之樣に申し成し候說も有レ之候、祿を被二召放一田舍に被二召置一候は、其身の難儀妻子之難儀甚だ重く、其内老親を持たる人抔は、親にも老後之憂を見せ、難儀至極成る事と不レ存候而不レ叶儀に御座候、然ば死刑は懲り候心之者は流刑にも懲り、流刑に懲り不レ申心之者は死刑にも懲り申間敷候、依レ之某より當月七日差上候口上書に、潛商に致二同意一候御役人をも死刑には被レ行間敷御事と申上候、他之儀にて、無二御座一候はゞ、沙汰を承り候とて如レ此申上筈に而無二御座一候得共、人命に掛り候事に而御座候故如レ斯申上候、一人にても死刑に被レ行候は重き御政事に而御座候、流刑に被レ行候道

筋決而無レ之は格別、流刑に被レ行候而不レ宜候と申儀分明に相見候に而も無二御座一候はゞ、此度死刑流刑之御吟味に及居候數人は、不レ殘流刑に被二抑付一度御事と奉レ存候、以上

六月二十八日　　　　　　陶山庄右衛門

御年寄衆中樣

口上

一　去月六日御書付に而御尋被レ成候御伺之内に、潜商相止み不レ申候而は、別代官方へ買取候人參夫だけ減じ、御勝手も御續き不レ被レ成道理に候間、今度之潜商之儀急度朝鮮に御屆被レ成候はゞ、以來は潜商過半も相止可レ申哉と被二御述一、右之御返答申上候、伺之内に人參潜商之增し可レ申筋を、人參潜商之減り可レ申筋と被二思召一、人參出方之少く成り可レ申筋を、人參出方之多く成り可レ申筋と被二思召一、人參に而福を御求め被レ成候筋には御心を御用ひ不レ被レ成、人參に而禍を御招き被レ成候筋に御心を御用ひ被レ成候と某心には存入罷在候と書載仕置候、同十三日御書付に而被二仰付一候は、右申上候段御落着難レ被レ成思召候、其譯委細に書付差上候へと被二仰付一御返答申上候次第、一々左に書載仕候

一　近年末々に而申候說に、御買人參は御賣らせ被レ成候直段相定り、潜商人參は賣り度まゝに高賣仕

候故、別代官より潜商と伴ひ候而買ひ上げ候而も、潜商に負け被㆑申等に而候と申說有㆑之候、此一說一筋は能く聞へ候得共足り不㆑申所も有㆑之候、潜商之人參は何時にても賣り度まゝに高賣り仕るに而無㆑之、時に依り差直段に掛け減り掛り物之差引有㆑之、銀高程には賣立得不㆑申、賣捌之爲に持登り候者ども、或は問屋に預け置候而貸に致置、或は利潤相見へ不㆑申候而も、減り之多く成り不㆑申前にと存候而早く賣捌ひ、總體冬春は病人少く候故、人參之直段夏秋よりは下直に成り、夏秋は病人多く候ゆへ、人參之直段冬春より高直に成り、當年は上方江戶一同に疱瘡時行候故、人參直段之增し大分之事に而候と致㆓沙汰㆒候へば、潜商之者共とても漫りに高く買上げ可㆑申樣無㆓御座㆒候、此方より商人中への被㆓仰掛㆒に、人參は日本人之病用之爲に入り來り多き樣にと公儀に被㆓思召上㆒御事に候へ共、近年別代官方へ之人參之買調は減じ候而、潜商之方は買調へ相增し候と致㆓沙汰㆒候、總體朝鮮之地は日本より寒く候故か、人參を買取り日本之地に來り候へば、一月增しに減り多く、江戶之賣場にて賣り候は、一度に心次第賣出し候に而無㆑之、每日之分量を定めたる賣出しに而候故、潜商之者之一度に心次第賣捌ひ候よりは減り之費も多く、江戶賣場之直段朝鮮之買直段より高く候而も、減り何斤之引け方も有㆑之候而、潜商之方には人參を買得候事增し候而勝賣り相增し、別代官之方には人參を買得候事減り候而、江戶賣場之賣出しも減り候段、公儀へ被㆑對候而之御首尾不㆑宜甚御心遣被㆑成候、近年若去年之出高七百拾六斤に斤數一倍以上相增候はゞ、代銀一割御增し被㆑成、人參之上中下に付いづれも右

之格に可レ被レ成候間、何とぞ出高相增候樣に商人中心遣仕候樣にと實二御掛一候而、彼方之請方を御開可レ被レ成御事に御座候、左樣に被レ成候とて其事ばかりに而、人參之出方多く成り、人參之潜商少なく成候儀可レ有二御座一とは不レ奉レ存候得共、此事は被レ行候而可レ被レ宜儀と奉レ存候、又は關所譯官屋之御役人へ之被二仰渡一に、見出之白銀人參共に多少に不レ限、荷主之僉議無レ之拾ひ物に仕候而差上候へ、若白銀人參は改出し不レ申候而、或は潜商之樣子を見出し、或は潜商之書き物を改め出し候はゞ、早速遂二御案內一候へと被二仰付一、御案內に及候は只今迄之格に御僉議被レ成、白銀人參を改出し候は元よりの儀、潜商之樣子を見出し、潜商之書き物を改出し、御僉議之上に而白銀人參を御取り上げ被レ成候も、人參は御定直段に被レ成、銀高之三分一を御徒に而も、組之者に而も、改出し候人へ之御褒美に可レ被二成下一由可レ被二仰付一御事と奉レ存候、其御褒美之儀を定而御役人快く不レ存、左樣候而は利欲之爲に御法度物を改め出し候に成り、本意に違候事と心得、御褒美を御理り被二申上一に而可レ有二御座一候故、最初御褒美之儀被二仰渡一候御詞に、人參之潜商多く、江戶貰壞（マヽ）之人參少く候而は、殿樣より公儀へ被レ對候而之御首尾不レ宜候段、御家中之面々存知之儀に候、然ば改役人之內に潜商に同意之者有レ之候而は、潜商減り可レ申樣無レ之、役人之內にも潜商に同意之者間々有レ之候而相顯れ候段、是又御家中之面々存知之儀に候、人之淸濁は難レ知事候故、潜商に同意仕間敷者計り改役に被二仰付一候段、御力に御及不レ被レ成事に候、依レ之右御褒美銀之格を御立被レ成、一同に其格に被二仰付一候、實義ある人之受

べき御褒美に而は無㆑之候へども、誰には改出し候はゞ御褒美を可㆑被㆑下候、誰には改出し候而も御褒美を被㆑下間敷との御立分けは可㆑被㆑成事に而は無㆑之、一同之格に不㆑被㆓仰付㆒候而不㆑叶事に候、實義ある面々は右之御褒美を、潜商之品改出し候御褒美と不㆑存、人參之潜商減り、殿様より公儀へ被㆑對御首尾宜き樣に被㆑遊候筋を御妨げ難㆓申上㆒と奉㆑存、已むことを不㆑得して奉㆑畏候と存候へ、左樣に存候而は右之御褒美を請け候段迷惑とは存間敷儀に候と御念頃に被㆓仰聞㆒候はゞ、不㆑奉㆑畏人は有㆓御座㆒間敷候故、左樣に被㆑成候と而、其事にて人參之出方之多く成り、人參之潜商之少く成り候と相見へ候得之驗可㆑有㆓御座㆒とは不㆑奉㆑存候へども、是又被㆑行候而可㆑宜儀と奉㆑存候、又潜商訴人之儀拔船之同類たりとも其罪を免し被㆑成、其訴人有㆑之たる所より御取上げ被㆑成候、白銀并に人參之代、譬へば何百貫匁と申す銀高に而、其三分一も大分に相見へ候とも少しも御惜み不㆑被㆑成、其訴人に三分一を可㆑被㆓成下㆒御事と奉㆑存候、又末々之者之内に御隱し目付を數人御仕立置被㆑成、末々より誰は御隱し目付と而、人數は何人と申す儀推量にては致㆓沙汰㆒候而も、分明には知れ不㆑申、御隱し目付何拾人有㆑之も難㆑量と存候樣に被㆑成、其御隱し目付之見出し聞出し候而御僉議に及び、御差上げ被㆑成候白銀、并に人參代も三分一を其者に可㆑被㆓成下㆒御事と奉㆑存候、又潜商之刑罰は罰を重く被㆑成候而、御聞捨之多きを不㆑宜と御定め被㆑成、罰を輕く被㆑成候而、御聞捨之少きを宜きと御定め可㆑被㆑成御事の樣に奉㆑存候、又今度之拔船御僉議之樣子末々に而も致㆓沙汰㆒候に、拔船之銀本を嚴く御僉議被㆑成候

と申す沙汰は絶て不レ承、拔荷之潜商は定而御關所を致二往來一候者之潜商よりは、人參之斤數甚多く可
レ有レ之候、然ば其銀之銀本は勝れたる富商ならでは仕り得申間數候、此度拔荷相知候上は拔荷之銀本
嚴しく御僉議被レ成、相知れ候を急度流刑に被二仰付一、拔荷之銀本壹人も流刑を免れ不レ申樣に可レ被レ成
御事と奉レ存候、ケ樣之類之事共數々相禁不レ申候而は、人參出方之多く成り、人參之潜商少く成り候
驗は相見へ申間數候、右申上候品々之筋に御心を御用ひ被レ成候とは不レ奉レ存候故、人參出方之少く成
り、人參潜商之多く成り候筋に御心を御用ひ被レ成候と存入罷在候由申上候、且又人參を白銀と手形木
綿に而、買はせ被レ成候に、去年之出高七百拾六斤に若し一倍程相增し千四百斤に成り候時は、只今迄
高直成る人參、下直成る人參之並し直段、譬へば八百目にて候を、一割之直段增しにて並し直段八百
八拾匁に成り候とも、高直なると下直なるとの出高只今迄之通りに有レ之、高直なる方多く出候に而も
無レ之、下直なる方多く出候に而も無レ之候はゞ、斤數之增し候所にて三百三拾貫程之御利益と相見へ、
何となく直段御上げさせ被レ成候とは甚だ違ひ申たる事に而可レ有二御座一候、潜商御防ぎ之御下知宜し
く成り、御關所之往來之潜商も減じ、拔船之潜商相止み候而は、人參之直上げ無用之事に而、御損失
に成り候とも可レ被レ申儀に御座候へども、惣體人參に而は過分之利を御取り不レ被レ成、只斤數大分出
候に而御利益を御取り被レ成候方、公儀に聞へ候而も可レ宜御事と奉レ存候、最初に人參直上げ之儀を申
上候五年以前丙申四年以前丁酉迄、千六百斤餘出申したる人參に而候故、潜商之防ぎに御心を御盡し

被成候はゞ、人參之出方千四百斤以上に成り候段相調り申間敷儀とは不奉存候、夫れ共に若し其間之御下知不宜候はゞ、相調り候筈之儀も相調り不申に而可有御座候故、只御下知に深く御心を御用ひ被成度御事と乍憚奉存候、又潜商之刑罰は罰を輕く被成候而、御開捨之少きを宜しきと御定め可被置御事之由申上候段、此度存入候を申上候内に而第一之主意に而御座候、人を殺す事を嗜まざるは、人々に備りたる仁愛之本心に而御座候故、御年寄衆中樣より御役人衆に潜商之御僉議を被仰付候而御聞被成候に、犯人を流刑に可被行と思召候而、僉議人より犯人之人數相增し候段被申出候を御聞被成候御難儀之御心は、犯人を死刑に可被行と思召候而、犯人相增候段を御聞被成候御難儀之心よりは薄く、犯人を死刑に可被行と思召候而、僉議人より犯人之人數相增し候段被申出候を御聞被成候御難儀之御心は、犯人を流刑に可被行と思召候而、犯人相增し候段を御聞被成候御難儀之御心よりは厚く可有御座候、御差圖を請け僉議被仕候、御役人衆も同然之心に而可有御座候、然ば今度拔船之僉議被仕候御役人に拔船之者共は、公儀より拔船沖買者と被仰付候御刑法を御手本に可被成候、拔船之銀本は流罪に被仰付、其家內にて五拾壹歲以上之者、幷に病身者は親類緣者に御預け被成、即拔船銀本之者之闕所銀之內に而御養はせ被成、拾五歲以下之者も其格に被仰付、拾六歲以上五拾歲以下之者は、御役人御物頭御番頭之內下人不足なる衆に永代奴婢に可被成下候、拾五歲以下之者拾六歲に成り候はゞ、是又可被成下候、拔船仕候者之家內も右之格に而

田舍給人永代之奴婢に可レ被二成下一候間、少しも無二用捨一僉議を被二仕詰一候得、同じ罪に而御僉議に洩れ、罪を免れ候者共有レ之候而は、御法相立ち可レ申樣無レ之と嚴密に被二仰付一候ほど、御法相立ち候に大益可レ有二御座一候、左樣無二御座一候はゞ、此度如何程拔船之道筋を悉く御開封被レ成、以來は必相止み候樣に御下知可レ被レ成と思召候、而も大利を得候潛商に而候得者、同じ罪に而御僉議に洩れ罪を免れ候者を目當てにいたし、拔船之念を止め得不レ申上而可レ有二御座一樣に奉レ存候、先年以後譯官屋に而御役人潛商に致二同意一候を三度死刑に被レ行、組之者共に三人に而御座候處に、此度又御役人潛商に致二同意一候も、定而以前より御僉議に洩れ罪を免れ候者有レ之を目當に致し候而之所爲にて可レ有二御座一候、御僉議每度嚴密に御座候而、犯人を必流刑に被レ行、御僉議に洩れ罪を免れ候者甚希れなると申程に御下知被レ成候はゞ、犯人大に減じ可レ申樣に奉レ存候、此度御大小姓之內より犯人壹人有レ之候は御目付に而候故、其罪別而重く、此壹人は必死刑に可レ被レ行候と末々に而申候得共、某は左樣には不レ奉レ存候、無役之御大小姓を譯官屋之頭役に被二仰付一候に、御目付と申す御役號を御付被レ成、其者御法を犯し候を、常役相勤候實之御目付之樣に可レ被二思召一儀に而は有二御座一間敷と奉レ存候、御目付は殿樣之御目代に而、大節なる御役人に而御座候故、中御目付徒御目付共に、人數を只今之三分一程に御減じ被レ成、勤所を御減じ被レ成候而重き所に計被二召使一二季之被レ下物は只今に二倍程御增し被レ成、就レ夫大御目付衆へ之被二仰渡一に、中御目付徒御目付へ之二季之被レ下物、大御目付より多く

候は、菜園山海之備を止め候而も、家内之食用假成りには相足り候程に被二仰付一候御心に而候、他之御役人御役之本意を失ひ候は法刑に被二仰付一候共、御目代を勤め候御役人御役之本意を失ひ候は、死刑に不レ被レ行候而不レ叶御事に候、然ば二季之被レ下物も別紙を以二被二仰付一候筈と被二思召上一候由被二仰述一候而御諭し被レ遊、左樣之格式相極り候上に而、御目付之内より御役之本意を失ひ候を死刑に被レ行候こそ、誠に當然之御仕置に而可レ有二御座一候

一　人參に而福を御求め被レ成候筋には御心を御用ひ不レ被レ成、人參に而禍を御招き被レ成候筋に御心を御用ひ被レ成候と申上候、福之字之儀人々之見候處一樣には有二御座一間敷候、某が心に御福と奉レ存候は、兩殿樣御機嫌麗く御座被レ成、御長命に御座被レ成、御家中御領中に何之纏りも出來不レ仕、其上公儀之御首尾宜く候を御福と奉二存上一候、是れに反し候は禍にて御座候、其御福を御求め被レ成候筋は、御平生之御養生宜く、御行儀宜く、御政道宜き所に而御座候、是れに反し候は禍を御招き被レ成にて御座候、右之禍福は何れ之國郡之御領主に而も御同然之御事に御座候、殿樣には人參之儀に付、別而御福之筋御禍之筋相見へ居申候、御國之町人を人參賣り役に被二仰付一候に、近來は御用銀を借り調へ前納仕候者に被二仰付一、或は人を賣相勤め居候内に、御用銀を借り調へ候而差上げ、或は自分之銀とて御借上げ仕り、其儀を御爲めに成り候と被二思召一候御樣子に相聞へ候、人參は人命を救ひ候功能第一と相極り居候故、公儀之御仁政に而朝鮮渡りの銀を御國へ御免し被レ遊、御調出し被レ成候樣に被二

仰渡ハ、脇賣り之人參は甚高直に賣候時節に而も、人參問屋之賣り出しは御定直段有レ之候而、脇賣より下直に當り、富有なりと申程之身體に而無レ之者も、人參問屋之人參は買調へ得候樣に被レ遊候に、人參賣りに罷越候者、問屋より賣出しの壹兩包み之内を、種々之術に而脇賣りニ高直に仕り候と申す沙汰以前より有レ之候、其沙汰實說に而無ニ御座一候はゞ、御借り銀之先納も、勤役之内之御借り銀肝煎も、自分より之御借り上げも何を以て可レ仕候哉、公儀之御仁心を以て富有なると申す程に無レ之身體之者も買調へ得候樣に被レ成被レ下候、人參之内を減らし候而高賣之方に出し、自分之私欲に仕り、其儀隱微にして見へ難き筋に而無ニ御座一、右先納御借り上等に而分明に相見へ候事に御座候處、何となく其分に被レ成被レ置、殊に癸巳年以來は人參問屋に、毎日御徒目付御勘定手代を檢分に被レ遣候由に御座候、右之通り御徒士目付御勘定手代を御添被レ成候以後、人參賣之者少し之利徳を得候事も成り不レ申と申す事御座候はゞ、宜しき被レ成樣と可レ被レ申候得共其沙汰は無ニ御座一、人參賣り之所務不ニ相替一有レ之と申し、先納之儀も、御借銀肝煎之儀も、御借し上げ之儀も、御徒士目付御勘定手代御添被レ成候儀も、御年寄衆中樣被ニ仰談一候上に而相極り申したるにて可レ有ニ御座一と奉レ存候故、人參之儀に付禍を御招き被レ成候筋に御心を御用ひ被レ成候と申上候

一　此後若し職樣より之被ニ仰上一に、人參問屋に而毎日壹兩包之人參を賣らせ候は、御當地之町人に在所之町人を加へ候而賣らせ候樣に以前より仕り來り候、先年以來人參之直段其以前よりは段々と高

直に成り候由に御座候、欲に耽り利を貪り候は大抵末々之者之通常に而御座候故、如何程堅く禁じ候而も、壹包も脇に出し高賣り仕候儀有㆑之間敷とは難㆑極事に御座候、異國へ銀を渡し候儀は御禁制にて御座候得共、末々之病用之爲を被㆓思召上㆒候御仁心を以て、在所より朝鮮に差し渡し候銀高を御定め被成候而御免し置き被㆑遊、段々と人參を調出し、如何程人參高直に成る時節に而も、人參問屋より賣出し候は、御定の直段に而買取り、富有なると申す程に無㆑之身體之者も病用を達し候事に御座候、然る處若し壹兩包にても脇にて高賣り仕り、公儀之御仁心を以て仰出し被㆑置候筋を守らせ得不㆑申處有㆑之候而は、本意に無㆑之事に御座候、右之通に御座候故、唯今迄人參問屋に而小賣り仕り來り候分之斤數を、公儀より御差圖被㆑遊候御役方へ差出し、其御役方之吟味を以て末々への賣出しに紛らわしき所無㆑之道筋を立て、賣らせ被㆑申候樣に被㆓仰付㆒被㆑下候はゞ、本望相叶候と可㆑奉㆑存候、御役人諸大名之調べは別段之儀に而候故、其分は手前之屋敷より之調に不㆓差支㆒樣に可㆑仕候と被㆓仰上㆒、其上に而之被㆓仰出㆒に、人參賣り之格如何程可㆑被㆓仰付㆒候哉、其格を被㆓仰上㆒候樣にと被㆓仰出㆒候はゞ、御返答に人參問屋之儀は町奉行之吟味に而相應之町人に被㆑定、人參賣壞(マヽ)日付之儀は、御目付之吟味に而相應之御小人日付に被㆑定、人參之儀は壹月分も毎度御勘定方に相渡し、賣出之數は朝鮮より之買出し之程に應じ、或は一日壹斤賣り、或は貳斤賣り、或は三斤賣と此方より申屆け之通りを御勘定方より被㆓申付㆒候格に被㆓仰渡㆒如何可㆑有㆓御座㆒候哉と可㆑被㆓仰上㆒御事之樣に奉㆑存候、左樣に被㆑成候は

ば、只今迄之人參賣り之仕形不レ宜と相聞居候御禍之種忽ちに消へ、人參に付福を御求め被レ成候に成
り可レ申と奉レ存候
一　去年公儀よりの被二仰出一に、人參買本之直段下直に成り候樣に被レ成候へとの仰出し御座候と致二
沙汰一候、彌々其通り之儀に御座候はゞ、公儀へ之被二仰上一に、人參買本之直段を下げ候儀は、朝鮮人
請合不レ申事に御座候間、江戸賣壤(マヽ)之直段を只今之通りに仰付被レ置被レ下候はゞ、買直段を增し候而
人參之性好きを買取り候樣に、朝鮮人に相談仕らせ可レ申候、此間試みに買直段を增し候而少々買調へ
させ候に、性好き人參は減り少く候處より、直段增にても手前之損失無レ之此後彌直段を增し候而買
調へ、其內にて上中下を分ち、壹兩包之內上何程中何程と格を極め、包みにての賣出しに成り候はゞ、
性惡き人參を只今より下直に被二仰付一候よりは、性好き人參を只今之直段に仰付被レ置候方病家之爲に
も可レ宜候、此所御吟味被レ遊候而御差圖被二仰付一候樣にと被二仰上一候はゞ、公儀之御主意專ら病家之
爲を被二思召上一候と相聞へ居申候故、被二仰上一之通りに成り不レ申儀は有二御座一間敷哉と奉レ存候
一　人參を江戸之賣壤(マヽ)に而御賣らせ被レ成候、斤數相增し候はゞ、何百斤代に而御在江戸之年之御出方
を御濟め被レ成、何百斤代に而御在國之年江戸之出方を御濟め被レ成、御拜借金年賦之御上納、御借金
年賦之御拂ひ出し何程と御極め被レ成、其餘は悉く御國へ御取り寄せ被レ成、朝鮮へ被二差渡一手形木綿
に御加へ被レ成候而、人參御調代に被レ成度御事に御座候、左樣に不レ被レ成候而、斤數相增し候分之代

銀をも江戸に而御遣ひ被レ成候はゞ、其而又人參御調べ代銀に御支へ被レ成候に而可レ有二御座一と奉レ存候

一 人參之御賣出し有レ之に付、此方之御役人を世間より用ひ候と申候は、町人末々之買調へ故にては無二御座一候、御役人樣方諸御大名樣方之御買調へ有レ之故に而可レ有二御座一候、然ば町人末々へ之賣出し、町奉行、御勘定奉行、御目付之御差圖に成り候而も、御役人樣方、御大名樣方之御買調へを御屋敷より之御賣出しに被レ成候はゞ、此方之御役人を世間より用ひ候處には相替る儀有二御座一間敷候、其節に至り候はゞ、御屋敷より町人末々之賣出し決し而無レ之様に一入嚴密に被二仰付一、御屋敷中之病用は悉く一分きざみの人參を御渡被レ成度御事に御座候、其所嚴密に無レ之候はゞ、又不レ宜沙汰を御請け被レ成、公儀之聞へも宜かる間敷と奉レ存候

一 人參問屋改り候はゞ、問屋より御用を達し置候御借り銀、御國より被レ遣候人參賣り之町人御用を達し置候御借り銀、元利之分を年賦に御相談被レ成、公儀御役方より御請取り被レ成候人參代、御屋敷より御役人樣方諸御大名樣方に御賣り被レ成候人參代之内を以て、御返濟被レ成にて可レ有二御座一と奉レ存候、人參問屋御屋敷より之御下知に成り居候而は、御用銀之御借り出し之爲めに宜しきと申す說可レ有レ之候、人參問屋毎度御用を達し候と被二思召一候樣に有レ之候而は、御平生之御覺悟薄く成り、儉約之道に御趣き被レ成候に大いなる妨げ可レ有二御座一候、問屋より御用を達し候御借銀は、人參代之内を

以而御拂ひ被レ成、段々と御借銀相増し、人參代之内より御返し被レ成候銀高多く成り候ほど、落着は人參代を御屋敷に御取り被レ成、銀高大いに減じ候害可レ有二御座一候

一　潜商之者共方より之御取り上げに成り候白銀は、別銀之格に被レ成候と承及候、此儀左樣には被二思召一間敷事と奉レ存候、別銀とて穢き銀に可レ被レ成候は、闕所銀、科代銀に而御座候、人參を買ひ候爲めに持渡り可レ申と仕り候白銀を御取り上げ被レ成候は、人參御買調之代銀に御加へ可レ被レ成儀に御座候、潜商之者之持渡り可レ申と仕候銀に而、其銀之穢れに成り可レ申樣無二御座一候、御藏之御銀を盜み候儀相知れ候而、其御銀を御取返し被レ成候時、其銀之穢れに成不レ申と同じ道理に而御座候、然者潜商之人參は江戶表にて之御賣り用に御加へ被レ成、潜商之白銀は朝鮮に而之人參代に御加へ可レ被レ成儀と奉レ存候

某儀氣力甚だ疲れ居申候得共、勞役之難儀を押し、右之通り御返答申上候、此口上書之内之儀を此後若し御尋可レ被レ成と御座候而も、決而御返答申上不レ得に而可レ有二御座一候間、左樣思召可レ被レ下候、以上

七月五日　　陶山庄右衛門

御年寄衆中樣

口上

一當月二十日御前より被二仰出一候御書付寫を御見せ被レ成拜見仕候處、某より去月七日御年寄中に差上候御返答口上書に、寛容之筋之被レ行候時は罪人に極り候者少く、刻薄之筋之被レ行候時は罪人に極り候者少からず候と書述べ候は、罪人に極り候者之少きを善事と存候趣に相見へ、當月五日差上候御返答口上書に、潛商之刑罰は罰を輕く被レ成候而、御閑捨之少きを宜きと御定め被レ成候段、某存入り第一之主意に而候と書述候、罰は輕く候而も御閑捨少く候は、罪人に極り候者多き筈に而、此處前後之書述一致に無レ之樣に相聞へ、又當月七日之口上書に、御年寄中より御尋之御詞を請け、此度之譯官之仕形急度朝鮮に御屆け被レ成候はゞ、以來は潛商過半も相止み可レ申と被二仰候へ共、某存入甚違ひ、人參潛商之增し可レ申筋を、人參潛商之減り候筋と御年寄中御心得被レ成候樣に、某には存入罷在候由書述べ候、譯官共之仕形を朝鮮に御屆に成り候而は、譯官共叱りを得可レ申所不便に被二思召上一、某申上候も其通り之事に御座候故御屆不レ被レ成候、然れ共御屆け被レ成候ても、潛商之增し候筋には成間敷と被二思召上一候、某は御屆被レ成候はゞ、潛商增し可レ申と存候樣子に相聞へ候段、如何樣之故に而候哉、右之兩段御年寄中より某へ御尋被レ成、早々御返答申上候樣に被レ成候へとの御事に御座候、右御書付寫し之御紙面之趣謹而奉レ拜、御年寄衆中樣より御添被レ成候御手紙之趣、是又委細奉レ得二其意一御

返答申上候次第、左に書載仕候

一當月五日之口上書之内に、御關所詰官屋之御役人へ之被二仰渡一に、見出之白銀人參共に多少に不レ限、荷主之僉議無レ之拾ひ物に仕差上候へ、若し白銀人參は改出し不レ申候而、或は潜商之様子を見出し、あるひは潜商之書き物を改め出し候はゞ、早速逆二御案内一候へと被二仰渡一度御事と奉レ存候由申上候處に而、罪人に極り候者之少く候段相見へ居申候、右之格に成り候はゞ、御役人より潜商之様子を見出し、潜商之書き物を改め出し候時、犯人に而可レ有レ之哉と相見へ候者ども不レ殘呼寄せ、白銀人參を荷主不二相知一様に仕候而差出し候へば、拾ひ物に成り事濟み候、左様不レ仕候得ば、御案内に及び籠舍被二仰付一、拷問之苦みを請け候上に而、白銀人參を御取り上げ被レ成、其上に而妻子迄御家中又は田舍給人永代之奴婢に被二成下一難儀に可レ及との申聞かせ可レ有レ之候、如レ此之勢に成り候而は、白銀人參を荷主不二相知一様に仕置て差出候者も可レ有レ之候故、彌以て罪人に極り候者少く成り可レ申候、或は白銀人參を被二取上一、或は白銀人參を差出候へば、見捨聞捨之筋に而無二御座一、白銀人參を差出候へば、御取上げに成候而事濟み候格に相極り候はゞ、憐愍之深き御役人にても見捨聞捨に不レ仕候而、改め出しを心掛け、改め出しの三分一を被二成下一候格に相極り候はゞ、利欲之深き御役人も犯人に同意不レ仕候而改め出しを心掛け、潜商仕來りたる者共も五度に二度、六度に三度も白銀人參を被二取上一候はゞ、潜商に利なきと心得、潜商減し候道筋と成り可レ申哉と奉レ存候、徳化敎化に而末々之者之禁を犯し候事を

御減らし被レ成候儀、御力に御及び不レ被レ成候ば、右之類之道筋を御用ひ被レ成度御事に御座候

一 此度譯官并に從者共之仕形を朝鮮に御肯被レ成候はゞ、譯官屋御役人之内犯人を彼地へ被二差渡一候而死刑に被レ行も有レ之、御國に而死刑に被レ行も有レ之、以後は其儀を定格に可レ被レ成と堅く被二仰出一に而可レ有二御座一候、潜商之者は死刑に被レ行候と相極り居不レ申候さへ、同類之多く相顯れ不レ申樣に有レ之度と存候段、譯人之通情に成居候處、潜商之者に死刑に被レ行候に相極り候はゞ、閙捨之筋彌以て多く成り、潜商を心掛候者共其勢を知り候而、潜商必相增可レ申候、嚴密を主意と存候而議論を立て候人、御家中稀には可レ有レ之候得共、御關所之御役人、譯官屋之御役人、潜商御僉議之御役人に其人計りを可レ被二仰付一□□□無二御座一、左樣之所に不レ被二召仕一筈之御役人を、左樣之所に可レ被二召仕一樣無二御座一、假令可レ被二召仕一と御座候而も、其人數計りにては甚不足に可レ有二御座一と奉レ存候

一 古來暴君と申す内にも、少しの罪も無レ之者を殺され候は甚だ稀成る事に而、死刑に及間敷き罪人を死刑に被レ行候は、是皆無罪を殺す之類に而御座候、同罪之者悉く相知れ候上に而、張本棟梁を死刑に被レ行に而も無二御座一、譬へば同類拾人有レ之内に而、早く僉議に逢ひ候者一二人死刑に被レ行、八九人は僉議人の了簡に而閙捨に逢ひ候はゞ、死刑に被レ行候一二人よりも罪之重き者、彼の八九人之内には有レ之間敷とは難レ申、罪之重き者も仕合に而僉議に逢ひ不レ申候は、輕き刑にも不レ被レ行、夫より輕き罪之者も不仕合に而、早く僉議に逢ひ候者死刑に被レ行候儀可レ有二御座一候、此譯を深く御勘辨被レ遊

度き御事と奉二存上一候、死刑を折々被レ行候時に而も、死刑之罪人段々に出來候は、同類之內に而一二人死刑に被レ行、八九人は死刑にも不レ被レ行、輕き刑をも免れ候所より、彼の免れたる八九人を目當てにいたし、死刑に被レ行たる一二人は別段之不仕合者に立て候而外に致し候所より、死刑を折々被レ行候而も、死刑之罪人段々に出來候と相聞へ候、此譯も深く御勘辨被レ遊度御事と奉レ存候

一　譯官幷に從者共之潜商を朝鮮に御屆け被レ遊候には、御恐れ可レ被レ遊處も御座候と奉レ存候、御屆け被レ遊候而罰に行ひ候との返答有レ之たる上に而之申分に、人參商賣を禁じ可レ申候と被レ申候儀有レ之間敷とは難レ極、半年も一年も人參商賣を被二差留一、公儀より其譯を朝鮮へ御尋被レ成候へ抔と被二仰出一候はゞ、御處置之難レ被レ遊御事共可レ有二御座一哉と奉レ存候、朝鮮には定而江戶人參問屋賣出し之直段相知れ居可レ申候、上中下之人參朝鮮に而之御買直段、御國之町人存候而致二沙汰一候を、上方之人參商賣人傳へ聞き、公儀御勘定之御役人樣方も御聞き可レ被レ成候、江戶人參問屋より賣出候人參は、性惡きと申し觸らし候由に御座候故、朝鮮に而性惡き人參之御買直段相知れ居候而は、以前より之御定直段殿樣之御勝手に成り候、御利分之程も相知れ居可レ申候、尤も虫付之掛け減り、役人之御扶助運送之掛り物等も被二仰立一も可レ有二御座一候得共、數年之分を一度に御買置被レ成候而、御賣らせ被レ成に而無二御座一、御買調へ之分を段々御登せ被レ成候而、御賣らせ被レ成、五ヶ月七ヶ月之內に如何程減り候物と申す段は、人參商賣仕候藥種屋に御尋被レ成候而も相知れ居可レ申候、別代官上下之人數相知れたる事に

御座候へば、其御扶助大分に而候と可レ被二仰上一樣にも無二御座一、人參は手輕き商賣物に而御座候へば、船賃駄賃之掛り物大分に而候と可レ被二仰上一樣にも無二御座一、ケ樣之次第委く御勘辨被レ遊、人參之儀に付御國と朝鮮之間に申レ事不レ致二出來一候樣、御了簡被レ遊度御事と奉レ存候

一 信使譯官之節々潛商人參之內にも、彼之地にて潛商仕る人參之內にも、彼國大官高位之人之子弟に被レ賴候而賣り候人參有レ之と致二沙汰一、以前彼地より御國へ之人參之賣出を禁じ被レ申候而、人參を密密に此方に賣渡し候共、大官高位之人之子弟を仲間に仕り置候而禁を犯し候故、犯人と相知れ居候ても僉議を被レ掛候儀難レ成、潛商を仕屆け候と致二沙汰一、右之通り之事に御座候へば、譯官之潛商を此度御屆け被レ遊候共、流刑にも不レ被二申付一、官職をも不レ被二取上一、當分之輕き叱りに而相濟み、御國への返答には叱り之程を不レ被レ申、只罰に被レ行候と計り被レ申儀も可レ有二御座一候、左樣に御座候而は、彼之方の潛商人之懲り不レ申のみにて無二御座一潛商之屆有レ之候而も、難儀に及び候程之儀は無二御座一と存候處より、彌潛商を恐れ不レ申に而可レ有二御座一候、譯官出船前に御屆け之儀御理り申上御屆け御座候而は、嚴科に被レ行べくと申候て歎き候由に御座候、御屆けの儀兎角譯官之爲めにも、從者共の爲めにも、宜き事に而は無レ之筈に御座候故、嚴科に不レ被レ行候段慥かに存じ居候而も、必嚴科に可レ被レ行候と而、御屆けの御宥免を願候筈と奉レ存候

一 天龍院樣御代拔船仕候者有レ之、公儀之御沙汰に及び、長崎にて御僉議相極り候後、御國者は御國

に而嚴科に被レ行、朝鮮に御屆け被レ遊候得共、朝鮮に而は相手に成り潜商之者ヲ罰に被レ行候儀無レ之と相聞へ、又近き頃は譯官屋に而潜商仕候者を、兩度朝鮮へ被二差渡一候而御屆け被レ成、彼地に而死刑に被レ行候得共、其相手に成り候潜商之者を罰に被レ行候儀無レ之と相見へ、右之兩事を此度之儀に御勘へ合せ可レ被レ遊御事と奉二存上一候

一　去月廿八日差上候口上書に書載仕候は、公儀之御政道に而も如レ此被レ行候得と、諸御大名中に被二仰渡一候儀は格別、左も無二御座一儀は、御道理勝れ候儀のみ御手本に被レ遊、御道理之劣り候儀は御用ひ不レ被レ成筈に而可レ有二御座一と奉レ存候由書載仕置候、拔船沖買之者を死刑に不レ被レ行、耳鼻を批かれ家財を被二召上一候迄に而相濟み候は、御手本に可レ被レ成御政道と奉二存上一候、此程承り候に拔船沖買之者を籠舍被二仰付一候迄に而被二差免一候も有レ之由承候、此儀實說に而御座候共、御手本に可レ被レ遊御政道とは不レ奉レ存候、御國に而拔船之水夫仕朝鮮に罷渡候と相知れ、拔船に乘渡り潜商仕候と相知れ候者共は、或は耳を批き候へと被二仰付一、或は鼻を批き候へと被二仰付一候而、公儀先頃之御刑法を御手本に被レ遊、其者共を壹人も御國之地には不二召置一、悉く基肆、養父御領分之內山附之村に流罪被二仰付一、妻子は田舍給人永代之奴婢に被二成下一、拔船潜商之銀本仕候と相知れ候者共は、悉く基肆、養父御領中之村々に流罪被二仰付一、妻子は諸御役人、諸御物頭、御番頭之內下人不足之人之永代之奴婢に被二成下一、拔船之者共拔船潜商銀本之者共、壹人も御僉議に洩れ罪を免れ不レ申候樣に被レ遊度御事と奉レ存候、

抜船之潛商と御關所譯官屋之潛商は一例に可レ被二思召一御事に而無二御座一候、罪人に極り候者少く、白銀人參之御取上げ迄に而相濟み候儀多く候を宜き事と申上候は、御關所譯官屋之潛商之儀に御座候、抜船之潛商は此度同類悉く其罪、養父へ之流人に成り、父母妻子には相離れ、以來抜船之存立ちを仕候者出來兼候樣に被レ遊度御事と奉二存上一候、死刑に不レ被レ行候而罪人減り候御主意は、抜船潛商之者に御當て被レ遊候而も、御關所譯官屋之潛商之者に御當て被レ遊候而も、相替る所無二御座一と奉レ存候

一　此程末々之沙汰に、新銀之正銀最初之新銀程には無レ之、朝鮮に而は其程を能く知り候故、人參之潛商も新金に而賣渡しを好み、此後別代官方へ買取之人參直段少々相增候而も、潛商之方新金に而賣渡し度とと存じ、其所より潛商猶以て相增可レ申候と致二沙汰一候、此沙汰は左樣可レ有レ之儀に御座候、然ば潛商御防ぎの道筋別而廣く衆議を御聞き被レ遊、別而深く御心を御盡し被レ遊度御事と奉二存上一候

右は今度御前よりの御尋を蒙り御返答申上候、氣力甚だ疲れ居申候故、右之分之書述も仕兼候程に御座候得共、去月十三日御年寄衆中樣之御尋に付、當月五日御返答之口上書差上候に付、今度御前より之御尋に御返答之御理り可二申上一樣無二御座一、如レ此書載仕差上申候、氣力甚疲れ居申候處より書面殊之外麁草に御座候而、御前に御覽可レ被レ遊書面に而無二御座一候間、御用人衆披見之上に而、口上を以て被二申上一候樣に被レ成被レ下べく候、書述委細に無二御座一候故、御不審に被二思召上一候處多く可レ有二御座一候へ共、重而御尋を蒙り候儀無二御座一樣に乍レ憚御用人衆へ仰達被レ置可レ被レ下候、御

尋を蒙り御返答之御理り申上候に及び候而は、無調法に相極り可レ申候間、御年寄衆中様御憐愍を以て、左様に成行不レ申様に御心を御添へ被レ成可レ被レ下候、去月四日御前より之御尋を蒙り、御返答可二申上一と奉レ存罷在候儀は、此度之御尋之様に入組み有レ之儀に而無二御座一候間、其御返答之口上書は來月之内に差上申すに而可レ有二御座一候、以上

七月廿三日　　陶山庄右衛門

御年寄衆中様

口上

陶山庄右衛門儀御奉公は不二相勤一候へ共、上之御事を大切に奉レ存、元より勘辨も有レ之人に候間、御身體之御成行只今迄之分に而も御相續可レ被レ成と存候哉、御差支之樣子は兼而聞及たるに而可レ有レ之候間、相續之存寄を申上候へ、被レ遊二御聞一候而支配役其外年寄中に被レ爲二仰聞一、江戸表に而隼人直右衛門へも被レ爲二仰聞一、御用以被レ遊べき儀は御用ひ可レ被レ成旨、古川繁右衛門を以て庄右衛門へ御尋被レ遊度御事と奉レ存候、此段奉レ伺レ之候、以上

八月廿五日

右之趣古川繁右衛門を以て相伺候處、尤と被二思召一候間、彌御尋可レ被レ遊との御事に而、繁右衛門儀御使被二仰付一、庄右衛門宅へ罷越、御意之趣申達候處、庄右衛門御請け申上候趣左記レ之

御尋被レ遊候御意之趣奉二承知一候、此儀は重き事に候へば、私體之者へ御尋可レ被レ遊儀とも不レ奉レ存候へ共、御勝手向之儀を御大切に被二思召一候處より御尋被レ遊候御事と奉レ存候、御勝手向之儀委細には可レ存樣も無二御座一候得共、大筋目之儀誰も及レ承居申候事に候へば、當らざる事に而も、御尋に付愚意之趣申上間敷事とは不レ奉レ存候、乍レ然只今は愚意之趣少しも可二申上一樣無二御座一候、其故は先頃類違人參之儀に付、御前より御年寄中へ御思召之次第被二仰出一に付、御年寄中より被二申上一候儀共有レ之、其後御前より江戶表隼人直右衛門存寄を承り申上候得、其節如何樣共可レ被二仰出一之旨被二仰出一候由及レ承申候、右之儀もはや江戶表より御返答致二到來一時節に候得共、今以て如何樣共不レ被二申上一候由承り申候、扨又先頃潜商之一件に付、御年寄中より某へ御尋之儀共有レ之候に付、愚意之存寄段々申上候、其節江戶座賣人參之儀をも申上候、此儀を上方賣り之不レ宜筋と勘合せ候へば、上方賣り之不レ宜筋よりは輕き事之樣相聞へ候へ共、若し公儀より御吟味に及ばれ候儀も有レ之候はゞ、上方賣り之不レ宜筋と同前之重き事に而、結句上方賣り之不レ宜筋よりも禍ひ早く起り候事可レ有二御座一樣奉レ存候、某儀は公儀之御樣子を不レ奉レ存候故、申上置候内に不レ當事のみ可レ有二御座一候へ共、大筋目を御用ひ被レ成候はゞ、功者之仁に委く御聞き被レ成候而、宜しき被レ成樣幾重にも可レ有二御座一候、御大名樣方へ御賣出

し被レ成候人參之儀も、最初承り候而申上候よ、其後に承り候とは違ひ有レ之、左樣之承り違は其外にも可レ有ニ御座一候、江戸賣之儀は御沙汰に及申間敷事にて無ニ御座一候得共、其後何之御沙汰も無ニ御座一相止み申候、ヶ樣之土臺之儀如何樣に被レ成候共存じ不レ申、御年寄中之存寄之旨を如何樣に被ニ申上一候共、承知不レ仕候而は御尋之御返答可ニ申上一樣無ニ御座一候、右之兩事に付御年寄中存寄決定之旨を若し被ニ仰知一候而、其上に而某存寄を申上候へと被ニ仰付一候はゞ、存寄を申上間敷儀共不レ奉レ存候、左樣之儀も無ニ御座一、只御勝手向御相續之存寄を申上候樣にと御座候而は、蒙ニ御意一候而も少し之存寄をも申上る覺悟に而無ニ御座一候、御斷り申上候間、何分にも宜き樣に申上候へとの事御座候、以上

八月廿六日

年寄中より御前へ差上候書付左に記レ之

口上覺

人參之儀に付先頃三郎左衛門、忠左衛門御前に被ニ召出一候而、年寄中に被ニ仰付一候御旨御尤至極奉レ存候、近き頃迄は心底決定不レ仕處有レ之、至極之御差支被レ成候はゞ、如何可レ被レ遊候哉と奉レ存候處、前後之樣子を勘辨仕候上に而、如何樣之御差支御座候而も、此儀は行ひ申間敷儀と十分に決定仕候間

其通りに被二思召一候樣に御序に御申上可レ被レ下候、隼人存入は江戶表御尋被レ遊候樣にと奉レ存候、以上

八月廿七日

樋口孫左衛門
大浦忠左衛門
杉村三郎左衛門
杉村采女

御用人衆中

八月廿七日陶山庄右衛門方より大浦忠左衛門方へ差出候書付左に記レ之

口上

昨日は御前よりの御使に古川繁右衛門某方に被レ來、御意之御旨を被二申渡一即時御返答申上候、御止め被レ成度との御儀を先頃御前より御年寄中へ被二御渡一候と、御家中にて密々に致二沙汰一候事と、江戶人參賣之仕形之事は、千萬御恐れ可レ被レ成儀と奉レ存候、江戶人參賣之儀某申上候趣を、若し御年寄中樣

之内より御心易き人に御語り被㆑成候て存寄を御聞被㆑成候はゞ、殿様より宜き様に御下知不㆑被㆑成候て難㆑叶事を、公儀御役人様之御下知に成り候様にと被㆓仰上㆒候は、殿様之御智恵淺きとの沙汰を御請被㆑遊候のみにて無㆓御座㆒、御家老中迄智慧なきとの譏りを御請け被㆑成にて可㆑有㆑之と申上候も可㆑有㆓御座㆒候、又殿様之御職分に御當り被㆑成候事之御心遣ひを御嫌ひ被㆑成、他之御役人様之御心遣ひに被㆑成度と御願被㆑成候は、甚だ不㆑宜御事とて御叱りを蒙り被㆑成べくと申上候も可㆑有㆓御座㆒候、又若し公儀御役人様之御下知に成り候はゞ、其御下知を請け候て相勤候面々より人參之性之善悪、掛目之分量之儀に、種々之事を申候て江戸に御勤め被㆑成候御家老中御難儀被㆑成、御勘定役迄可㆑被㆑致㆓難儀㆒候と申上候も可㆑有㆓御座㆒候、其類之事共を申上候て、殿様之御禍之種之消へ候儀を妨げ候者は、不忠之罪人にて可㆑有㆓御座㆒候、去年承り候に、其節之御勘定頭伊勢守様御役所にて被㆑仰候は、宗對馬守殿之役人共人參賣塲にては、性悪き人參を賣り、性好き人參は脇々にて高賣仕り大利を得候由に候と被㆑仰候段承及候、御旗本にて其通り之沙汰有㆑之候段は、先年以來度々承り候事に御座候得共、御役人之御名を指し候て、誰様ヶ様に被㆓仰付㆒候と申す沙汰は去年初て承り候、ヶ様之沙汰は御國中之人聞傳へ候ても、甚だ親き者にならでは語り不㆑申、御役人衆之内より若しヶ様之沙汰聞及候哉と尋ね候人有㆑之候ても、曾て不㆑承と答へ候時勢と相見へ、誠に危き御國にて御座候と奉㆑存候、某先頃差上候口上書之内に、人參之儀御大名様之御調へは御屋敷より御調へ被㆑成候様に可㆑被㆑遊御事と申上

置候は、前以て承り候に、戸田山城守樣、榊原式部大輔樣へは類違人參一度に何兩とて、御屋敷より直に被レ遣候由承り候故、其外之御大名樣には賣壞にて御賣らせ被レ成候類之人參を、一度に何兩ニて御屋敷より直に被レ遣候御仕來りと奉レ存候處より申上候事に御座候、此程承り候に、御大名樣之御調へも賣壞に而御調へ被レ成候御仕來りと承り候、然者先頃差上候口上書之内右之事之外にも承り違候儀を書述べ候處ども可レ有二御座一候間、只其主意を御勘へ被レ成可レ被レ下候、某申上候主意之趣に被二仰上一候はゞ、其被二仰上一之通りに可レ被レ行と被二仰出一候か、其儀には不レ及候間、只今迄之仕形之通りに被レ仕候て、隨分念を入れ被二申付一候へと被二仰出一候か、兩樣之内にて可レ有二御座一と奉レ存候、兩樣之内にて後之旨に被二仰出一候はゞ、其上にて之被二仰上一樣幾重にも可レ有二御座一候、其段は江戸表へ御勸め被レ成候御年寄中樣より御留守居御勘定役に御相談被レ成候て、御心を御盡し被レ成候はゞ宜しき道筋相立可レ申候、何れ之道にも人參賣壞に御國之町人を不レ被二召置一、江戸之町人計りに被レ成候て、公儀之御小人目付を御附け被レ遊候樣に被レ成ず候ては不レ叶御事と奉レ存候、人參賣り之者共私成る仕形無レ之御下知は成り可レ申事に候、公儀へ何ヶと被二仰上一候は甚だ不レ宜御事にて候などゝ申候て、御年寄衆中樣之御心を緩め候徒は、不忠不義之諂ひ者にて可レ有二御座一候、總體忠義に身體を替候人は、平生に諂之心無レ之候故、必權貴之人に惡まれ候て、重き所には不レ被二召使一、利欲に耽り候諂者は、必權貴之人に親まれ、重き所に被二召使一、稀には相應之人を被二召使一候ても、其類は十人に二三人にて候故、

權貴之人如何程に被㆑存候ても、大節之場所に善事難㆓被㆒行、此段天下古今之變にて御座候、人參賣之儀只今之通りに被㆑成被㆑置候ては、何時御禍可㆑致㆓出來㆒も難㆑量、只今迄は幸にして御免れ被㆑成候ても、以來何時迄も御免れ可㆑被㆑成と見極め候人は有㆓御座㆒間敷樣に奉㆑存候、此日上書を御披見被㆑成候上にて、御仲間御衆中樣にも被㆑掛㆓御目㆒可㆑被㆑下候、以上

八月廿七日

陶山庄右衛門

大浦忠左衛門樣

口上覺

江戸人參賣之儀に付、七月五日陶山庄右衛門差出候書付、其節差上候故御覽可㆑被㆑遊と奉㆑存候、其儀に付去廿七日又々忠左衛門方へ書付差出候を只今差上申候、先頃以來色々申談見候處、人參之儀に付ては何角惡說も有㆑之、御爲不㆑可㆑然事候間、庄右衛門存寄之通りを於㆓江戸表㆒御勘定方御役人樣之内御心易き御方へ被㆑得㆓御內意㆒何とぞ公儀へ被㆓差出㆒、從㆓公儀㆒御賣らせ被㆑成候樣御願被㆑成、若し其通りには難㆑被㆓仰付㆒との御事に御座候はゞ、御國より被㆓差登㆒候人參賣之町人を御引かせ被㆑成、每日賣場に御小人目付を御附被㆑成、儉分には仰付被㆑下候へと御願被㆑成度御事と奉㆑存候、爰許へ罷在候年

寄中は右之通致二決定一候、江戸において隼人直右衛門へ三郎左衛門申し談じ委細可二申上一候、以上

八月廿九日

樋口孫左衛門
大浦忠左衛門
杉村三郎左衛門
杉村采女

八月廿九日陶山庄右衛門へ被二御渡一候御意之趣、御用人中より申渡候手紙左に記レ之

以二手紙一申達候、被二御出一候は頃日古川繁右衛門を以て御尋被レ遊候儀に付、即答之趣具に御聞届被レ成、尤之儀に被二思召上一、則其通り年寄中へも繁右衛門を以て年寄中より別紙之通り兩事決定之段連名之書付を以て被二申上一候故、兩通ニ寫し爲二披見一進レ之候、此通りにては頃日御請被二申上一候處に相支候儀有レ之間敷と被二思召一候間、御尋之儀貴殿存寄少しも無二遠慮一被二申上一候樣にとの御事候、急速には難レ被二申上一筈に候間、明朝頓而御出帆も被レ遊候はゞ、大浦忠左衛門迄被二差出一候樣申達候樣にとの依二御意一如レ此御座候、以上

八月廿九日　　　　　　御用人中

陶山庄右衛門殿

右之御請

御手紙致拜見候、被仰出候御旨奉提候、御請之口上書之儀御差圖之通り大浦忠左衛門殿迄差出し可申候、其段宜被仰上可被下候、御見せ被遊候兩通之寫則致返上候、以上

八月廿九日　　　　　　陶山庄右衛門

御用人衆中

陶山庄右衛門方より大浦忠左衛門方へ差出候書付左に記之

口上

今朝之御手紙に被仰下候は、江戸人參賣之儀に付御願上被遊候御書付御草案之存寄りを申上候へと被仰下候、七月五日之口上書之内に其趣を書述へ置候通りに只今迠も存入罷在候、其書述之内に御役人諸大名之調へは別段之儀に候故、其分は手前之屋敷より之調へに不差支様可仕候と書述置候處を御改め被成、御役人諸大名之内誰々は手前之屋敷より之調へに成り候様にと御差圖御座候はゞ、

其分は手前之屋敷より之調へに不二差支一様に可レ仕候と御改め被レ成如何可レ有二御座一候哉、左様之所は江戸表に而御年寄中様より御留守居御勘定役に御相談被レ成、御念頃之御役人様へ御同意を被レ得候上ならでは相極り申間敷御事と奉レ存候、若し右之趣に御相談相極り候上に而御願書を被二差上一候後、公儀より之被二仰出一に、今度被二願上一候通りに被二仰付一には不レ及候間、只今迄之仕形之通りに被レ仕候而、隨分念を入れ被二申付一候へと被二仰出一候はゞ、再度之御願書きに被二仰出一之御詞を御請け被レ成如レ此被二仰付一候へども、手前より之申付に而は千萬無二心元一儀に御座候間、初度申上候通りに不レ被レ仰候はゞ、人參問屋に御小人目付を大御目付衆より之下知に而被二添置一候儀計り成りとも願上之通りに被二仰付一、其上に而在所より人參到着之節は、毎度大御目付衆に申届け御徒目付を申請け、人參横之開封と、人參之斤數幷獻上人參、其外上中下之人參之品を被二見屆一候樣に被二仰付一可レ被レ下候、此儀は達而願上候覺悟に而御座候、其節は人參問屋に附置候手前之小役人、幷に在所之町人を引せ可レ申候、手前之家賴に藥用に相渡候人參は、一分挫みに仕候而相渡候格に今度相極め候と被二仰上一如何可レ有二御座一候哉、人々之儀には御旗本に而惡口多き由に御座候故、右之通り被二仰上一候而も惡口之批判有レ之、御徒目付を被二申請一候而も御徒目付に見せ不レ被レ申人參横有レ之間敷とは難レ極との惡口可レ有二御座一候得共、以來別而深く御愼み被レ成、隨分嚴密に被二仰付一候はゞ、右之惡口も自然と相止み、終には御眞實相顯はれ、公儀之御首尾可レ宜樣に奉レ存候、今朝之御手紙之御返答可二申上一ため如レ此御座

候、以上

八月廿九日　　　陶山庄右衛門

大浦忠左衛門様

陶山庄右衛門方より大浦忠左衛門方へ差出候書付左に記レ之

口上

昨夕御前より某へ被二仰付一候御旨を、御用人衆より手紙に而被二申渡一、即時御返答申上候、其趣は定而今日御聞被レ成たるに而可レ有二御座一と奉レ存候、委細之御返答は口上書を以て貴老様迄申上候へとの御事に御座候間、來月末頃委細を貴老様迄可二申上一候、兼而左様思召可レ被レ下候、然者昨春申上候人參横出之檢分を御請け被レ成候儀、御中間御衆中様御不同意に被二思召一候、併檢分を御願被レ成候方公儀之御勢に相叶申す御樣子に御座候はゞ、御願被レ成に而可レ有二御座一と思召候由、昨夕之御手紙に委細被二仰下一承知仕候、某申上候趣は遁レ嫌と申候而、賢者之不レ被レ成事に御座候、然れ共御國に朝鮮渡り之白銀御免し御座候は、專ら人參御調へ之爲と相聞へ候處、人參小賣り之儀に付御旗本より多年惡說を御請け被レ成、此度御悔悟之上に而公儀御役人様より人參小賣之御下知を被レ成候儀御願上被レ成、

其御願上不二相叶一、只今迄之御仕來り之通りに被レ成候而、隨分御念を御入れ被レ成候へと被二仰出一候時、再度之御願に只人參問屋に御小人目付御付け被レ成候儀計り御願上げ被レ成候而は、事足り不レ申樣に相聞へ可レ申と奉レ存、其節は人參賣出之檢分に御徒目付衆を被二仰請一候儀御願被レ成候て可レ宜哉と奉レ存昨昔之通り申候、御不同意には思召候へ共、左樣に御願上被レ成候て、公儀之御勢に相叶申す御樣子に御座候はゞ、御願被レ成にて可レ有二御座一と被二仰下一候段、誠に御尤成る御事と奉レ存候、此度申上候一件之內必被二仰叶一度御事と奉レ存候儀は、人參問屋に公儀より御小人目付御附け被レ成候一事にて御座候、御國之町人を人參問屋に不レ被二召置一儀と、御家中之病用に一分控み之人參を御渡し被レ成候儀は、御願と申す儀にては無二御座一、只御屆被レ成得一候て不レ叶と申す儀にて御座候、某存入り之主意右之分迄にて御座候、其外に申上候儀は何れ之道にも江戸表にての御相談次第に可レ被レ成御事と奉レ存候、此段委く三郎左衞門殿へ仰入被レ置可レ被レ下候、且又人參問屋に御小人目付御付け被レ成候御願相叶候上にての御願は、類違人參御賣らせ被レ成候儀之御願ひ重き儀と奉レ存候、人參問屋に御小人目付御付け被レ成候儀之御願相叶不レ申前に、類違人參之御願被二仰上一候はゞ、假令御願之通りに相叶ひ候ても、御禍之種之蒔き添へに成り可レ申と奉レ存候、類違人參之御願ひ難レ被レ成譯三ヶ條有レ之と奉レ存候、其第一條は公儀より此度人參直段壹斤に付貳百目御下げ被レ遊候御主意を奉二察上一候に、身體好き者は高直なる人參を如何程も調へ可レ申候、人參問屋にては定り之直段にて調へ候故、下直なる程不勝

手成る者之爲に宜きと被思召上候御主意と相聞へ申候に付、類違人參を並人參之一倍之直段にて御賣らせ被成度との御願は、公儀之御心に御叶ひ不被成御事にて可有御座候、其第二條は類違人參之御買出しを御免し被成候はゞ、朝鮮渡り之白銀を御定之上にも御渡し被成候儀可有之との御疑御座候ては、御願公儀之御心に御叶不被成にて可有御座候、其第三條は類違人參を白銀にて御買はせ被成、並人參は白銀に錫銅之類を御加へ被成候て御買はせ可被成哉、白銀は只今之御免し高にて相濟み候などゝ被仰上候はゞ、類違人參を御買はせ被成候御願は叶ひ不申候て、只今之並人參を白銀に錫銅之類を差し加へ候て被調候へ、白銀を御免し之高は半減に可被成などゝ被仰出候儀有之、却て御差支に成り候事可有御座候、右三ヶ條之外にも如何樣之支り可有御座も難量御事に御座候、末々之者は潜商之儀などは此御願に少しも可被仰述儀とは不奉存候、然者此儀之御願上は大抵に御心を御用ひ被成候て、相濟み申す御事とは不奉存候、就夫某心に少し計り之存寄有之候間、人參問屋公儀より御小人目付を御附け被遊候て御願相叶ひ、御國之町人を御引せ被成、御家中之病用に一分挫み之人參を御渡し被成候兩條、公儀へ御屆被仰上候御左右御座候て、類違人參御願之御草案到着之節、某少し計り之存寄りを可申上候、此段も三郎左衛門殿へ御入れ被置可被下候、以上

八月晦日

陶山庄右衛門

大浦忠左衛門様

潜商之儀被仰上書 終

潛商議論

潜商議論

被仰出

一 被二仰出一候者、被二申上一候通、此一件は兩國之爲重き事に候間、東五郎、儀右衞門、庄右衞門存寄をも被二聞屆一、得と論談之上可レ被二相極一との儀、尤之事に思召候、彌三人幷諸役存寄をも可レ被二聞屆一候、扨又惣體潜商之一件に付、民命を御絶ち被レ成候段、殊外不二御心快一事に被二思召一候に付、去年も其儀を被二仰出一候、然處頃日拔船仕候者兩人死刑に被レ行候樣に被二申上一候は、定て拔船之儀は公儀之御法度物も、心次第に差渡候儀被レ成事に候故、格別に重く被二申付一候趣と相聞候に付、其通りに被二取計一候樣被二仰出一候、然處拔船仕候者は、死刑に不レ被レ行候ては難レ成筈に候と之儀、今以御決定難レ被レ遊候、此節右之儀を、諸役幷東五郎、儀右衞門、庄右衞門へ存寄相尋候序に、拔船仕候者は、死刑に不レ被レ行候ては難レ成儀と存候哉と此儀をも相尋、諸役幷東五郎、儀右衞門、庄右衞門存寄銘々に書付差出候樣被二申渡一、議論を盡候上、如何樣共相極被レ置度思召候間、其通被二申渡一候樣との御事被二仰出一

（以下一節陶山氏之口上書は「潜商之儀被仰上書」之中にある六月七日付之口上書と同文なるに付省略す）

覺

一　譯官從者共潜商露顯に付御處置之儀、隣交之間至て重き御事と奉レ存候、御處置宜候はゞ、彼國上下共に御尤可レ奉レ存候、左も無レ之姑息之被レ成方御坐候はゞ、必異國人之笑を御招き被レ成、向後は彌難レ被レ成御勢に可ニ罷成一と、私の奉レ存候處は急度御屆被レ成、何卒崔李兩人重科を蒙り候樣被レ遊度御事と奉レ存候、此方監官等是又死罪難レ免候、彼地へ被ニ差送一候儀、此度は先年に違譯有レ之候故、十に七八迄は夫に及申間敷候得共、若も不レ被ニ差渡一候て不レ叶節は、彌可ニ差渡一候と御議定可レ被ニ成置一御事と奉レ存候、以上

六月八日　雨森東五郎

一　此度之潜商犯人嚴科被ニ仰付一、朝鮮人之儀は急度彼國へ御屆被レ成、拔船仕候族勿論重科被レ行度と申上候に付、共譯左に申上候

一　利を好み候儀は天下古今上下同前之事に候、殊に御國之儀は食用不足之窮地に候ば、末々之者潜商之法禁を犯候事自然之勢にて、御國に付候病と可レ申事に候得ば、如何程被ニ仰付一候迚も、全相止み可レ申樣は無レ之筈に候、然處上之御利德減候迚、御蔭を以生育仕候者、御國之人民を毎度慘刻之重典に被レ行候段國之君は民之父母と申候得ば、譬ば我が子を殺し、其財寶を奪ひ取り、又は身を肥し候はんとて、手足を食ひ候道理に候得ば、誠に至仁之御法とは難レ申事に候故、近來は末々之者共輕き潜商を犯し

候類は、多くは御宥恕之筋に被二仰付一御事に御座候、乍レ然御國之儀は土地薄く、殊に時勢之成來にて公私之御入方莫大なる御事に候得ば、交易之御利潤なくては、費用之出で候處其路無レ之、其上人參之儀は、日本國內藥用之儀を被二思召上一、特鑄銀迄被二仰付一たる御事に御座候處、潜商之方に引ケ、御代官方調候樣乏敷、御拂出し差支候樣罷成候ては、上之思召に甚不レ叶事にて、御役之詮も相立不レ申、幷御勝手向御差支之一端にも罷成候、扨又銀貨脫ケ候事公儀御制禁之一ツに御座候處、潜商又は拔船之弊段々蔓候樣罷成候を、其通に被二成置一候時は、兩御關所御設被レ成、往來搜檢被二仰付一候譯も相立不レ申候得ば、公儀思召公私之御支不二一端一御事に御座候、左候得ば此節格別嚴敷被二仰付一、以來末漸を御塞ぎ不レ被レ成候て不レ叶御事に相見へ候、將又末々之事の分ちをも不レ辨、全一己之利德を而已構へ候段、不屆之儀とは乍レ申も、其段は下民身分相應之科と可レ申事に候故、成丈御憐愍を以御宥恕之筋に可レ被二仰付一御事に候得共、官祿をも被レ下、士之列に被二召仕一候人士之作法を忘却仕、全廉恥之心無レ之、下々同然御法を犯候儀を、其通に輕く御裁許被二仰付一候はゞ、段々大身之面々迄も御作法を犯候樣成行、風俗人心全破壞仕、堤防之切れ、大水之溢れ出候樣に罷成候はゞ、其節は挽回之御仕置難レ被レ遊可レ在レ之候、御國之儀原來富祿少く、朝夕之經營難二相成一候に付、自然と身分之嗜み薄く、士之志を失ひ易く候處、此上風俗人心彌破壞仕候樣には被レ遊間布御事と奉レ存候、人心風俗を移易候儀は、勿論上之風化に有レ之事に候得共、畢ては御制法なり共相立候樣有レ之度御事と奉レ存候、只今上

下困窮之節に候得ば、中々人心風俗之沙汰には無レ之候と申人も有レ之候得共、夫は甚不レ當事に御座候、刑ニ亂國一用二重典一と申にて、困窮之節に限り、別て風俗人心を相正し候仕置肝要之事と相見候、ヶ様之儀は迂闊なる事之様に申候説も可レ有レ之候得共、曾て迂闊なる事とは申間布、御家中御仕置之第一と可レ申儀に御座候得ば、此度之儀屹度御法を御立不レ被レ成候て不レ叶御事と奉レ存候、扨又朝鮮人之儀首譯より仕、夥敷潜商を企て、御國人損候をも不レ顧、御法度之金銀潜に取渡り可レ申と仕候段、誠に以不屆至極に御座候、潜商段々募り、拔船迄も仕候樣成行候は、畢竟朝鮮人手組仕、日本人を引入候樣仕候故に候得ば、屹度御屆御座可レ被レ成御事に御座候、尤此度之儀嚴敷御仕置被レ成候迚、潜商之弊全相止み可レ申共難レ申事に候得共、當時御宥恕之筋に被二仰付一儀無レ所二忌憚一、双方潜商之仕形相增、甚御仕置難レ被レ成候處罷成候はゞ、其節必定重科を不レ被レ行候て不レ叶にて可レ有レ之候、然ば只今より其漸を御防被レ成、以來犯罪之人多出來不レ仕候樣被レ遊度御事奉レ存候、殊に士分之人潜商仕候と、又は拔船仕候類は斬殛之典被二仰付一、朝鮮人此度之如く大成不屆仕候節は、急度彼國へ御屆被レ成候事、原來當然之御儀之樣に奉レ存御事に御座候

此度御仕置之儀は、以來迄之御法にも罷成、差當り重き事にて御座候故、不レ當事にて可レ有レ之候得共、右之通申上　、以上

六月九日　　　　　　　　　　松浦儀右衛門

覺

一　陶山庄右衛門被ニ申上一候書付之内

今度譯官幷從者共之潜商之次第を朝鮮へ被ニ仰達一候儀、是又甚不レ宜御事にて可レ有ニ御座一候、不レ被ニ仰達一候て御國之御誤に成候道筋之事にて御座候はゞ、可レ被ニ仰達一候得共、其類之儀にては無ニ御座一候云々、刻薄之筋之被レ行候は、御領中末々之者へ被レ行候計にてさへ甚不レ宜事に御座候、百餘年以來御隣交之御親み御座候朝鮮國より來候使者に、刻薄之筋を御用被レ成、御宥免にて相濟可レ申者を、罪人に御極め被レ成候段、其者共へ被レ對候て之御不仁、朝鮮國へ被レ對候て之御不敬、不レ輕御事にて可レ有ニ御座一候、定て譯官共より達て御歎き申上るにて可レ有ニ御座一候間、御宥免被レ成候て無事に御濟被レ成候段宜被ニ仰聞一、此度之御宥免之御恩を不レ忘樣にとの意味を少しも不レ被ニ仰付一、早々歸國被ニ仰付一云々、庄右衛門被ニ申上一候書付五ケ條と相見へ、其内四箇條餘は御國内にて此以後共に潜商之科人御處置被レ成候道筋を爲レ被ニ申上一事にて只今差掛り急に入申候譯官處置之儀は、右に書拔き仕候、此一段計にて御座候、御國內潜商人御處置は急用之事にても無ニ御座一候間、先差控られ候て、此儀は朝鮮へ御屆可レ被レ成事と存候哉、又は御宥免可レ被レ成事と存候哉と、譯官御屆之一件而已諸役に御尋被レ成

可レ然となり共、御宥免被レ成可レ然となり共、一言ヅヽ銘々書付差上候樣にと被二仰付一、其上にて早々御決斷被レ遊度御事と奉レ存候、私儀は何篇御尋を蒙り候ても、右申上候外決して無二御座一候、庄右衞門被二申上一候不敬と申事は、合點不レ仕候得共、不仁と申事は左も可レ有レ之候、併前後終に無レ之事を此節初て犯し候などゝ申樣なる輕き事に御座候か、又は無事に被二取行一候ても、差て異國人之笑を御招き被レ成間敷と存候か、又は此度御宥免被レ成候迚、別て後日難レ被レ成勢も有レ之間敷と存候類にて御座候はゞ、我々も庄右衞門同然之趣可二申上一候得共、只今之時勢左樣之事にては無レ之候段、各樣にも御存被レ成候通之事に御座候故、不レ得レ止殘忍刻薄之名を蒙り、急度御正し可レ被レ成御事と申上候、委細は數度申上候事に御座候故不レ能レ詳候、私存候は、庄右衞門儀久々引込居申候故、若は當時潛商之勢大概之事かと存候て、如レ此申上候哉と疑敷奉レ存候

一　今度急度御屆被レ成候はゞ、此方之御制禁は弛がせ候共、彼國にて吟味强く可レ被レ致候故、譯官共之潛商少々相止み可レ申候、若又御宥免被レ成候はゞ、譯官共彌無レ所二忌憚一潛商可レ仕候故、御國之科人も猶々多く成可レ申候、是は明白之道理にて、何之疑も無レ之事に候得共、人々仁心有レ之事に候故、何卒譯官共死命を救ひ度と存候所より、色々と聞へざる辯を立、御聽を惑候事に御座候、一々論じ候に不レ及候、庄右衞門被二申上一候不仁と申事も、自餘紛々之說とは違候得共、譯官之死を憐み不仁と申一筋に心付申候て、國體事情を察し不レ被レ申候と私には奉レ存候

一　監官罪科之儀、是又何之疑も無レ之事にて、願くは御議定有レ之度奉レ存候得共、此處は先年に違候譯有レ之、十之七八迄は被二差渡一に及申間敷候、江戸表へ御相談可レ被レ成之旨、庄右衛門方、被二仰遣一候由書付に相見へ候、定て右科人之內科に難レ被レ行者も有レ之候故、先づ事を被二差延置一候御心にても御座候哉と奉レ察候、萬一右科人之事に御拘被レ成、一日〳〵と相延、御正し可レ被レ成、朝鮮人を御正し不レ被レ成候樣有レ之候ては、至て氣毒成る事に奉レ存候間、監官御裁許之事をも先づ被二差置一、譯官處置之一筋計取り締御相談有レ之度御事に奉レ存候、惣體大事を處置仕候は、醫者之急病を致二療治一と同然に御座候故、一日〳〵と相延、機會を失候て無益而已にて無二御座一、却て如何敷成行候者かと存候間、萬事被二差置一候て、譯官之處置一通りを先づ如何樣と成り共、早々御決斷被レ成度御事に奉レ存候

一　御國潜商御處置之儀、右申上候通當時差急ぎ候事にても無レ之、其上私職分に預り候事にても無レ之候故、是迄是非之儀一切不二申上一筈に御座候、乍レ然私申上置候處置に相預り候儀は、不二申上一候て不レ叶事に御座候、庄右衛門被二申上一候書付之內、御藏を破り御銀を盗取候者抔と、同罪に被レ可レ行御事とは不レ奉レ存候と申事相見候、私奉レ存候は、御藏を破り御銀を盗候は、殿樣之御銀を盗候者に御座候故、殿樣御料簡にて被二差免一候ても、其通之御事に御座候得共、潜商之者共は公儀之御大切に思召候日本之銀貨を、御許も無レ之持渡候者に御座候得ば、御藏之御銀を盗取り候者よりは其罪重き事にて、御料簡を以可レ被二差免一事とは不レ奉レ存候、依レ之今度譯官共請取置候金銀之落着、御處置可レ在

レ之事と申上置候事に御座候、惣體此筋之儀庄右衞門存寄とは相違有レ之候、先年以來終に不レ申事に御座候得共、此度不レ得レ止申上候、以上

六月九日

雨森東五郎

（以下一節陶山氏の口上書は「潛商之儀被仰上書」の六月二十八日付口上書と同文に付省略す）

口上

去る十一日申上置候私願書相認め申候に付、其節奉二窺置一候通、御與頭衆御取次被レ下候樣に仕度其旨申入候處、封じ候願書彼御役所より御取次被レ成候例無レ之との御事にて御尤之儀と奉レ存候に付、不レ得レ止私持參仕差上申候、且又私願書之內陶山庄右衞門被二申上一候儀、不同意に存候段書付置候處有レ之候に付、下書を庄右衞門方へ遣し見せ申候得ば、其一段之下に張紙致、庄右衞門存入書付遣し被レ申候、依レ之右之張紙を今日差上候本書に張候て、是又奉レ入二尊覽一候、以上

右一通之書　は、此書之內に無レ之候を、別書より書入置

覺

私儀御役之御斷三度申上、何卒精き書付に不レ及、御憐察を以御役被二差免一被レ下候様にと奉レ存候得共、又々何れも様御座前に被レ爲レ呼、不レ被二差免一候段御丁寧に被二仰聞一被レ下候に付、若は御叱を得可レ申哉、又は何分に可レ被二仰付一哉と存じ、少にても心に含居候儀を殘置候段は、不忠不義之至、生前之大恨に奉レ存候に付、不レ得レ止所存之趣委細書載仕差上申候、文句之内不遜不敬成言葉多有レ之候得共、取繕ひ申上候ては譯開へ不レ申候故、如レ此に御座候間、乍二慮外千萬一御宥恕を以得と御覽を奉レ願候、御前へ差上られ候儀は、思召次第被レ成可レ被レ下候、私平生奉レ存候處は、御國當今之大患は、潜商之一件にて御座候、其故は潜商之人參年々三百斤餘拔け申候と韓僉知申候は、拾年以前之事に御座候、其節館内之沙汰には五百斤も拔け可レと申候、朝鮮人之口より三百斤と申候上は、五百斤と申も違ひは有レ之間敷候、銀に積り候はゞ、八程銀千貫目之内外にても可レ有レ之候哉、御國御免銀を年々被二差渡一候さへ、日本國永久之爲に謀り候ては、氣毒成る事に御座候處、右之如脇道より金銀共に外國に渡り捨り候段、公儀に露顯不レ仕候に致候ても、忠誠之御心よりは、天下に對し至て氣毒に可レ被二思召一御事に御坐候、增て公儀へ相知れ候はゞ、御役之御一分は相立申間敷候、其上江戶賣之人參は、其品も惡く、其數も少く候て、京大坂之藥店には、上品人參大分に相見候段、公儀より御不審掛り申

間敷ものにても無レ之、勿論御國當今の經費專ら蔘價之餘利を御賴被レ成事に候得ば、潜商人蔘は上品に候故、御商買之支に不二罷成一と申候は無レ限邪論にて潜商之多く成り候程直段も揚り、蔘數も少く成り候儀必然之道理にて潜商之蔓り候に付ては、御身上幷御家中之困窮彌相增候段其疑も無レ之御事に候得ば、潜商之一件は、誠に以御國家之大患不レ過レ之候、併御國之御一力を以潜商之道を御塞被レ成候事は、決て罷成申間布候、其故は二三十年以來御仁慈之御心を以、潜商之御制禁ゆるがせに相成、員數過分に及候ても、其罪或は流罪、或は拜領と申に止り、深く懲り可レ申樣無レ之候故、年增月增潜商之族多く罷成、既に兩腰を差、名字を持ち候侍中迄、廉恥之心を失ひ候樣成行、朝鮮を見申候ても、以前は通事共譯官之差圖を請け、密に致二潜商一候樣に有レ之候處、十四五年以來は判事共は申に不レ及、訓導別差迄も法禁を犯し、潜商之拔船を坂之下に付けさせ、其身共之家にて取り遣りを仕候樣に罷成候得ば、大抵之御處置にて相止み可レ申樣決て無レ之候、是に仍て私平生存候は、嚴二彼之禁一所三以減二我之姦一にて御坐候故、責ては彼國法制を嚴敷被レ成、譯官共之潜商相止候樣成り候はゞ、自然と御國潜商之科人少く成り候道理に候故、何卒御使者を以急度禮曹へ御屆在レ之度御事に候と兼て存寄候得共、朝鮮之儀に候得ば、卒爾に難二申上一譯も有レ之、其上潜商は草根を以大切なる銀貨に換へ候事に候故、朝廷方にも實は好み被レ申候などゝ申俗說も有レ之候得ば、得と彼國之事情察し不レ申候ては、容易には難レ被レ成事と存候に付、先年杉村釆女公致二御供一彼國へ被レ渡候節、東萊へ御屆被レ置可レ然と申

上、其後安時廻事致二出來一候時、達て御屆被レ成候樣にと申上候、其砌より彼國之事情私心には慥に落着申候に付、重て譯官之內潛商仕候者有レ之、實情分明に相知候はゞ、屹度彼國へ御屆け被レ成候樣申上、懲レ一厲レ萬之法被レ行候樣可レ仕と日比奉レ存罷在候處、此度之儀致二出來一候に付、不レ顧二慮外一御處置之處數篇申上置る事に御坐候、然處存之外何事なく被二差返一候、私存候は每度致二渡海一候譯官共、御國之人心風俗日增に賤しく罷成、御日代に成居候士中を初致二一身一候故、容易に致二露顯一候事にて無レ之と申事を能々知り拔き、日本人之儀は遠大之慮無レ之故、女童之袖にすがり泣悲み候樣哀乞いたし候か、又は此事に支へ可レ申候、彼事に支可レ申と恐喝いたし候得ば、幾重にも申逃れ候道筋は有レ之事と存、無レ所二忌憚一大分之潛商に及、此方之人をば多損じ、其身共はいつ迄も仕おほせ候て無二何事一致二歸國一候を、御國之恥辱に候と申所に一人と心付き無レ之候段、誠に以口惜次第奉レ存候、殊に崔同知儀は御國之御恩をも蒙り、日本之事情をも知り、大浦忠右衞門公彼地にて被二仰聞一候旨も有レ之、館守を以被二仰諭一候譯も有レ之候處、全御國人を欺き不屆之仕方仕候段、碎屍萬段に被二仰付一候てもあきたらず候處、却て御慈悲を被レ加、何事なく被二差歸一候ては、彼者共內心には、以前は纔に一斤餘之潛商に御連署之御書翰を以、此方之科人迄被二差渡一、此度は莫太之潛商致二露顯一、其身共も智計已に窮り、必死と極め居候處無事に被二差返一、前后不都合なる御政道に候と嘲り笑ひ可レ申より外は無レ之、重ては萬一御屆可レ被レ成と思召候ても、此度之如く致二露顯一候事も有レ之間布、假令致二露顯一候て

も、彼等共事に候故、此度は致二露顯一候ても不レ苦樣、兼て拵置候て可レ致二渡海一候故、御屆被レ成候ても共益有レ之間布候、誠に此度御肝要之機會を御失に被レ成御事と存候得ば、今以寢食不レ安候、手形被二取置一候儀、上にも是にて相濟候と被二思召一候にては有レ之間布候得共、譬を以申上候得ば、今度之被レ成方は、盜を捕へ公儀へ送り可レ申と申候時、盜人達て斷り申候に付、然らば向後は同類申合、盜人に知る間布と申候手形致候得、左候はゞ盜だる此方之色品皆々吳可レ申と申如くにて、餘り御結構過ぎたる被レ成方とのみ相見へ、手形を何枚被二取置一候ても、後日之御益には毛頭罷成り申間敷候、人に依り御恩之盛に候はゞ必は御爲に成り可レ申と申候得共、盜人之人之恩を感じ候事終に承り不レ申候、利潤無レ之商賈は、恩之盛に候とて可レ致樣も無レ之候、萬一其身之畜類いたし候ても、少しは御恩を知り候事有レ之候共、外之判事共此度之御處置を見申候ては、猶無レ所二忌憚一潜商仕にて可レ有レ之候得ば、御國之潛商も向後尚々蔓衍仕可レ申候、右之通に御坐候得ば、私重く存候事は上には輕く被二思召一、私輕く存候事は上には重く被二思召一、私不屆者と存候雀同知上には後日御用にも可レ立者哉と被二思召一、ケ樣に大段之御主意私奉レ存候と相違仕候ては、此後何に付不當料簡をも可二申上一樣無レ之候得ば、御役之儀は御斷申上候段當然と奉レ存候、人心之不レ同事人之面の如しと申候得ば、父子兄弟之間にも同心同意なる事は無レ之者に御坐候、增て君臣上下之間、下之存寄を一々御取用可レ被レ遊樣は無レ之段は勿論に御坐候、併小筋目は違候ても、大筋目一致に有レ之候得ば其通に候得共、左無レ之候ては、諸事趣

向違に罷成り候故、御役相勸可レ申樣決て無レ之候。譬ば同前に江戸に參り候者之道筋同事に御坐候故、互に江戸道中之相談成り申ものに候、一人は江戸、一人は朝鮮へ參り候時は道筋違申候故、道中之申合せも罷成らずと同前に御座候故、古人之言葉にも、道合服從、不可則已とも申、又は道不レ同不二相爲一レ謀とも奉レ存候。乍レ恐第一御不審に奉レ存候は、法因レ時輕重いたし候者に御座候故、犯人之法を犯し候者多候節は、法を重くいたし候儀天下古今之當理にて御座候、仕置之道、教化刑法之二ッより無レ之、聖人之世は教化を先に被レ成候得共、後世之人の學び候事成り申ものにて無レ之、刑法之輕重を以法を犯し候者を可レ制より外は無レ之事に御座候、十四五年以前より潜商之人蔘年々大分拔ヶ申候儀、代官衆毎度被二申上一、士中一身いたし候との儀、又は拔船をも致候と申儀、毎度何れも樣御耳に觸れたる事に候得共、よも左樣候ては有レ之間布とのみ被二思召一候、其節は風說同前にて不レ體事に御座候故、以前成りに法を弛がせに被レ成候も、左も可レ有レ之事にて御座候、今度は前々より御耳にふれたる事、一々實情に候段分明に相知候上は、格別に御驚き被レ成候て、只今迄は油斷被レ成候得共、向後は急度御心を被レ付、法を重く可レ被レ成哉などゝ之御評議可レ有レ之御時節に御座候處、却て法を以前より弛がせに被レ成、拔船いたし候者、幷法を知ッて法を犯せば、罪一等を加ふと申事定り居候科人迄、死刑を可レ被二差免一哉との御評議生じ申候段、天下古今之道理にも違ひ、誠に以不思議千萬なる御事と私には奉レ存候、先頃杉村三郎左衞門公申上候通、陶山庄右衞門被二申上一候趣は、一ト通眞直なる筋を被二

申上、結構成る事に候得共、御國一切之儀皆々庄右衛門被ㇾ申候通に釣合候はゞ、夫れは其筋立可ㇾ申候得共、潜商之一件而已庄右衛門被ㇾ申候處を間飛びに御用被ㇾ成、御先代より之格式をも、一時之議論を以被二相改一候はゞ、向後御國中之人心風俗、只今迄よりは又一ト位惡く罷成、潜商を被ㇾ禁候にては無ㇾ之、却て潜商を御國中に、御進め被ㇾ成候道理に成り、庄右衛門被二申上一候處は、藥言にては無ㇾ之、毒言に成り行可ㇾ申と、誠に以歎ヶ敷儀無二此上一奉ㇾ存候、右之條々私申上候處、定て一々不ㇾ當事にて可ㇾ有ㇾ之候、殊に譯官御屆之儀、諸役并役外之衆中へ御尋被ㇾ遊候、而も同意之人無ㇾ之候上は、私申上候處は不了簡に相極り申候、御隣交之重き御用に付不了簡を申上候、私事に御座候へば、御役被二召上一被ㇾ下候儀、當然之御事と奉ㇾ存候、私身分に取候ては、御國當今之大變此事に候と兼て奉ㇾ存、多事心頭に掛ヶ、不ㇾ顧ㇾ憚歎篤申上、今以其通に存込罷在候儀、諸役衆を初同意之人無ㇾ之、不了簡に相極り候ては、御役相勤可ㇾ申樣無ㇾ之候、此度之儀に不ㇾ限、私前々より申上候儀同意之人は少く、不同意之人は多く有ㇾ之候、私二十年餘御役相勤め候內重立候事と奉ㇾ存候へば、御米年限、義田解交奸、脇乘り、潜商等之儀に御座候、右いづれも古來より之仕方有ㇾ之、濟來候ことに御座候得共、私存寄候は、朝鮮亂後之餘威を以押付被ㇾ置候節とは、段々時勢之違有ㇾ之候故、古來之格に可ㇾ被二思召一御事にて無ㇾ之候と奉ㇾ存候筋も有ㇾ之、道理分明ならざる事は、落着不二相濟一事と奉ㇾ存候筋も有ㇾ之、又は朝鮮人之儀御憐愍を可ㇾ被ㇾ加處は、幾重にも御憐愍を加へられ、屹度可ㇾ被ㇾ遊事は屹度被ㇾ遊候て、恩威

明白に相見候儀は、御隣交永久之道と奉㆑存候筋も有㆑之候ニ付、不㆑顧㆑憚愚見之趣毎度申上、其通被㆓取行㆒候得共、一事として㆓同意之人は少く、不同意之人は多有㆑之候、安時迪潜商之節も、御國仕來之通に候はゞ御屆に及申間布候故、此度之潜商御屆不㆓相成㆒候ても、差て目立候事有㆑之間布候處に、愍に私議論を排し、愚見を申上候には御屆に及び、今日に至りては國體如何敷相見申候、交好之儀とても、是又元來不同意の仁多候得ば、此後交好之事有㆑之候節、約定之通被㆑成候樣にと申上候人必少く可㆑有㆑之候故、私申上候處より御約定相立候段、前後不都合に相見候樣罷成可㆑申哉と憂慮不㆑少、外之事にても同前に御座候、兎角連續不㆑仕、時々異變仕候段は、御政道之上不㆑宜御儀にて、外國へ對し候ては猶々如何敷事に御座候、譬へば信使接待之御格式、古來より之仕方有㆑之候、正德年御吟味を以被㆓相改㆒、享保年に至り風と被㆓相止㆒候得ば御存知被㆑遊候通、彼國之仁内々にては批判仕候、正德年を取り候人後日之事を存じ知り、仕來之通にいたし被㆑置候はゞ、何之手も付申間布候處に、其心付無㆑之、拾年も立不㆑申内に致㆓異變㆒候故、異國人之存入却て前々より惡く罷成候、階下迎送等之儀は宜き事に候得共、前後釣合不㆑申候得ば如㆑此御座候、況や私共申上候事御定法に可㆓罷成㆒樣も無㆑之候得ば、向後は一切遠慮可㆑仕儀と奉㆑存候、且又事立候儀有㆑之候節は、毎度御商買に支へ可㆑申との議論有㆑之、聊か左樣にては有㆑之間布と存じ、力を極め申上候ても、上には御信用被㆑遊がたく被㆓思召㆒、末々は尙以道理之人無㆑之候得ば、此後可㆓申上㆒事とても無㆓御座㆒候、此等之儀存じ回し候ては、一日も御役

名を蒙り罷在候段恐多奉㆑存候、私奉㆑願候は、御役を被㆓差免㆒被㆑下、何卒私本業に付たる御講釋、又は御書留め等之讀書は御役不㆑被㆓仰付㆒以前より承來候事に御座候故、不㆓相替㆒精力を入相勤、莫大之御高恩、萬分之一成り共奉㆑酬度在㆑存候、此上迄て御役名を蒙り罷在候樣にと御座候はゞ、最早可㆓申上㆒言葉等も無㆓御座㆒候故、不㆑得㆓止事㆒當時奉㆑畏にいたし候ても向後何之御役にも立不㆑申事に候故、落着自分と身を引退き可㆑申外は有㆑之間布哉と在㆑存候、左候ては私本業に付候御奉公迄も相勤不㆑申、御高恩を可㆑奉㆑酬候筋無㆑之、難儀可㆑申樣無㆓御座㆒候、此段宜被㆓聞召分㆒御役被㆓差免㆒被㆑下候樣萬々奉㆑願候、以上

七月十六日　　雨森東五郎

御年寄衆中樣

陶山氏付紙

此所某申上候意趣を少も御辨勘不㆑被㆑成と奉㆑存候、某意趣之大筋目は當月五日差上候口上書に明白に申上置候、某存寄には、貴樣御思召之筋も、潜商之増候道筋と奉㆑存候、彼樣に意趣相背き居候ては何事を申承り候ても、無㆑益之儀と奉㆑存候

雨森東五郎　右は朝鮮方佐役被㆓差免㆒候樣再三書付御斷申上、無㆓餘儀㆒被㆓思召㆒候に付、先願之通被㆓差免㆒候、朝鮮向之儀ニ、別㆑功者ニ有㆑之候ニ付、年来より相勤候儀には、佐役相勤候節に不　相替、無㆓

伏藏ニ存寄可ニ申聞一候

七月二十七日

雨森東五郎　右兼て御供被ニ仰付置一候處、近年は左之臂を痛、當年に至候ては腰をも折々痛み、至極難儀之由にて、御供御斷申上候、此度は御逗留纔か成る御事にて、講釋御聞被レ遊候間も無レ之、願之趣も無ニ餘儀一相聞候に付御供被ニ差免一候、此旨可レ被ニ申渡一候、以上

七月廿六日　　年寄中

與頭衆中

(以下陶山ノ口上書七月廿三日付ノ一節ハ「潜商之儀被仰上書」ノ中ニアル同日付ノ口上ト同文ニ付省略ス)

此書は譯官潜商仕候節、諸役中且雨森東五郎、松浦儀右衛門、陶山庄右衛門了簡御聞被レ成候節之書面なり、此一件は享保六辛丑年之事也

潜商議論 終

栗孝行芋植立下知覺書

栗孝行芋植立下知覺書

一　栗は木實の實のらぬ年にても、實のらぬ木すくなく、孝行芋は作物の損ずる年にても、損ずる事輕きと云ふなれば、潮風山風のかろく當、日所の嶮岨なる木庭には栗を植、日向善き所の嶮岨ならぬ木庭には孝行芋をうゝべし、其事につき段々と問合するに、木庭を切りたがへし、作物をまきつくる手間の日數は多く、木庭より作物を取る俵數はすくなく、木庭より俵數を多く取る作人は、木庭を廣く切明る作人なり、其類の作人の木庭を廣く切りあくるを惣體の作人見ならふ故、木庭のあけまへ段段と早く成り、木庭の明け前早く成る程、木庭の出來少くなり、木庭の出來の少くなるほど、木庭を彌々廣く明け、田畠の手入れを精し、種子のまきつけ苗の植付けの時におくれぬ樣にする事なりがたく、田畠に出來べき程の作物出來かね、木庭を廣くあくる得分よりは、田畠に出來べきほどの作物の出來ぬ損分多きにてあるべし、木庭の地位の勝れて善き村の作人は、田畠の手入を精くする得分よりも、木庭を廣く明くる得分まさりたると考る事もあるべけれども、木庭を廣く明け、山々谷々に掘りうかしたる所多ければ、毎年の大雨に土砂の流降る事も多くして、川床高くなり、田畠の水損をまし木を切り明けたる所多ければ、木の葉に雨を含む事少くして俄か水出で、是又田畠の水損をまし、山

に木の繁りたる所少なければ山氣うすく、夕立の雨まれにして、田畠の旱損をまし、如ㇾ此き損分を精く考へたらば、木庭の地位すぐれて長きと云ふ村も、木庭を廣く明る損分まされるにてあらん、段々と人の生れ益しありて、村々の人數の多くなりても、田畠のます事はなく、人數と作所と不相應になれるゆへ、往昔之人數のすくなき時の木庭のあけ前の格に、木庭を遲く明けては、作所不足なると覺居ける者共多きと聞ゆれども、遲く明くべき木庭を早く明けて、出來の少きはしれたる事にて、作所之地ごしらへ、糞ひの手廻し、種の蒔付け、土をかけ草を取、手入れに力の屆かぬ所あるもしれたる事なれば、段々と生れましありては、人手間おほくなるにて力善く屆き、人數の彌々多くなる程、作物の出來ましいよ〳〵おほくなるべき事を考へ、人手間多くして、耕作手入やしなひを精くする作人と、人手間すくなくして、耕作手入れやしなひを荒くする作人と、兩樣の作物の出來高に、大分之違ひある所を考ふべき事なり、木庭作は東向にも、西むきにも、南向きにも、北向にも、海邊にも、山奥にも、方々に作物を蒔付るを善き事と覺へたるは最なれども、方々に地面を廣くほりあけて、種子を多くまきつくるはよからぬ事なるべし、方々の木庭の内にて、おだやかなる所は山畠にしなし、片さがりなる所は、緣をつけて段畠にしなし、嶮岨なる木庭は、雨水の海に流入る所計り耕作し、雨水の川に流入る所は耕作せず、雨水の川に流れ入る所の風當には、樒にても、松にても、雜木にても、立居けるをその儘に立置、風の當ぬ嶮岨なる所の甚だ嶮岨ならずして、立廻りの成る所に栗の伐株あ

るは、其若ばへをそだて、栗の伐株なきは、其木庭の明前に當りたる年に伐明けて、種子栗を植へたて、雨水の海に流れ入る嶮岨なる木庭の上々木庭、上木庭にてなきは、高き方にても、ひきゝ方にても種子を植たて、其中に潮風にあたらぬ風がくれの所には栗をうへたて、伐株あらば若ばへを育て、栗も櫧もそだつまじき所ならば、松木、雑木をたちたる迄に育置、櫧の育つべき所にても、其郷の内に櫧木多く、其村に木山少く、材木薪の用の足ざると見たる所ならば、松木、雑木の立居けるを立置茅も屋根葺の用と、蓬（トマ）の用の達すべき程をはかりて相應に立置き、茅山の多過ぎたる所は、生ずべき木をうへたて、平地の畠の如くにおだやかなる木庭地と、おだやかなるといふほどになくても、嶮岨ならずして片さがりなる木庭地は、其木庭地の上ワ手と、左右の嶮岨なる所二三十間通りにても、四五十間通りにても雑木を立て、其内を四ッに分け、おだやかなる木庭地と、片さがりなる木庭地の明け前に當りたる年には、切り明けて耕作し、其翌年は其木庭地の上手と、左右に立置たる雑木の四分一を切、木の大なるは薪にして村にはこび取り、枝葉はおだやかなる所と、片下りなる所にもち寄せしきちらし置、枯たる時に燒て養ひとなし、其殘り四分の三の内、一分之木は又其後の跡作の時に、右のしかたのごとくにして養となし、初年の燒草に成りたる木の若生へは、三年目の燒草に當て、二年目の燒草に成りたる木の若生へは、四年目の燒草にあて、毎年二年だちの木を燒草とし、燒草なしきちらすは、山横に畦をたて筋を切置て其上に敷散らし、燒たる灰の筋の底に留りて、風の灰を吹散

らさぬ様にすべし、孝行芋を植るに、片下りなる所に植て宜敷と云ふは、横畦のひきゝ方より雨水の流下りて、濕氣のとゞまらぬを宜敷きと覺へたるにてあるべけれども、かた下り成る地面は、鍬にてたがやし、踏犂にてたがやしても、下きゝ方に土さがりやすく、牛犂にしては土のさがる事彌々おほく、其内高き所は、或は底の砦土のあらはれ、或は底の岩のあらはれて、作物を蒔つくる事のならぬ様に成ると見へたるなれば、片下りなる地面は、いづれにも縁を付けて段畠にしなし、その段の幅の廣きを好まず、縁の高さを三四尺か、四五尺程にし、縁には正月の節の末頃に、むくげの枝をさして土のくづれをふせぎ、以前高き所迄耕作し、其後に土さがりて、高き所の耕作のならぬ様になり居ける所は秋物を取しまひ、麥の地ごしらへに仕掛る時分、毎年日數三日ヅヽ、其所請持の作人より力を合せ、ひきゝ所にさがり居ける土を高き所にはこび揚げ、縁を附けて段にしなし、又其下に土をはこび揚げ、縁を付けて段にしなし、いく段にても其の如くにし、片下りなる内のひきゝ所まで殘ず段にしなし、その段畠の日向よき所の麥跡には孝行芋を植べし、毎年日數三日ヅヽ、ひきゝ方の土を高き方に揚げておこたりなくば、數年の後には、村々のかたさがりなる畠木庭を、皆段畠にしなすにてあらん、山畠になり、段畠になりたる所の上ワ手左右に、大雨の時の水筋あるならば、大雨の時に上手の水の其左右に落て流るゝ様に溝をほりおき、其山畠、段畠の中通りに、大雨の時の水筋あるならば、大雨の時の水のその中通りより流落る様に溝を掘り置、溝筋の所には少しも作物を蒔付ずして明け置

くべし、水筋の所をたがやして作物を蒔付ては、其作物の流捨たる事の多きのみならず、其所の土砂をおし流して川筋の害になり、川普請の手間を増すと云ふなり

一 栗の事を聞合するに、種栗を植ゆるは、八月の節の末頃、實入のよき栗を土にいけ置たるを、二月の節の初頃取出し、麥木庭にうゝるは麥の中にうへ、蕎麥木庭に植は蕎麥跡の幸子の中にうへ、二間角の眞中に二ッあてに植へ、目印の橛を打立て置き、翌年の春に成りて芽の生出たる後に、勢のよわきをのけ、勢の强きを立て置、栗山の少しも無き村に栗をうゝる、初年より三四年目迄、二間角の眞中に二ッ當てに植ては、種子不足なると見へ、買ひ調も思ふ様に成り難き村ならば、二間角の眞中に一ッあてにうへ、其種子栗の植のこしを、村近邊の畠のつねに鼠の荒さぬと知れたる所一所に植置き、其栗の生出たるにて、翌年の春彼の木庭に植たる栗の生出ぬ所にうへたし、栗を植たる木庭に跡作すれば、草かじめの手入れなくとも善く育ち、跡作の後は雜木と共に育つゆへ、木筋もよく、老木となりて實のらぬ時に、材木に用ひて宜し、生立て三四年目に、初て實のる時に雜木をきり除け、栗の木計を立て置くべし、種子栗を植ゆるに土に生け置き、春に成り芽の少し出たるを植れば、よく生へ出れども、春になりてうゝるは、鼠の掘りとる事多き故、十一月の節の初頃、土のしめりある時に栗のとがりを下になしてうへ、土を覆ひ其上をよく踏堅め置ば、鼠のふせぎになり、うゝる時に土を踏堅めても、春に成りて氷の解くる時は土柔らぎ、生出のさゝわりになる事なし、栗の木數段々と多

くなり、木も段々と太くなり、實を拾ひ取る俵數も段々と多くならば、八月より二月までは、生栗活(イケ)栗を煮て穀物と共に食し、穀食を食ひのばし、三月より後は搗栗(カチ)を穀物にまじへ、煮食て穀物の足しとし、搗栗にするは、實入のよき栗を熱湯にてゆがき、よくほし俵にして儲へ置べし、その如くすれば、澁皮は外の皮につき、實は中にはなれ、いける故皮をのけ、穀物に交へて煮食する事なりやすし、栗の老木に成り、枝先枯かゝり、實り少くなりたると見ゆるは伐取るべし、諸木共に春伐れば、根まで枯て若ばへ出ぬなれば、栗の老木を段々と若木に改むるも、かならず冬伐にすべし、東海に向たる谷にても、西海に向たる谷にても、その中に小河ありて、小河の間も小谷は潮風強く當るまじき故、其所には栗を植へ、風の強く當る所には櫧を植べき事なり、奥山の木庭の潮風のあたらぬ所にても、大抵同じ高さの山々の並たる所ならば、山の峠と峠に近き所は、櫧にても、松にても、雜木にても、有り來りたる木を立て置き、谷底より七八合の所迄は栗を植へ、前小山ありて其奥の大山の六七合迄も、前の小山の峯を吹き越す風の當る所ならば、谷底より五合ほどの所まで栗をうへ、夫れより上には、櫧にても、松にても、雜木にても、有り來りたる木を立置べき事なり、大山の河のいりまわりたる内にある小山ならば、其の小山の峠にても風當り強くは有間敷き故、左様の小山は峠迄も栗を植べき事なり、櫧木多き山にても、他の櫧山の櫧の實のる年にも、實のりはなはだすくなく、其のすくなき實のりも、まれに實るならば、その山の中にて風當て輕く、栗に宜かるべき所は、年々十月の節の

初頃、奉役村下知人の檢分を請け、段々と櫧を伐り、枝葉を燒草として麥を蒔付、本木のおほきなると、枝のおほきなるとは、農具船具武具の用とし、風當の强き所にあり來りたる栗の實らず、木もかじけてふとらぬは是又伐除け、櫧にても、松にても、雜木にても、自然と生ずるを育て置べき事なり栗の木數の少き所にても、栗と共に立居ける雜木を伐除け置けば、栗の木の長ずる事早く、栗の實るになりては、栗の實の拾ひ殘しの土に埋りたるより、芽生出るにて木數多くなり、五六年の後には、大抵の栗山になる故、少しにても栗の木有る所は、右の仕形にて栗山にしなし、種栗を植へ立るは、栗木の少しもなき所に植たて、岩原と砂地とは、風當の輕き所にても、栗の木早くかるゝ故、其の如くなる所には栗をそだてず、穩かなる木庭にても、濕氣なる赤土にて、諸作の利少き所には栗をそだて、甚だ遠からぬ栗山は、栗の實の落る時分妻女少年の栗を拾ふ事成り易く、甚だ遠き所の栗山は、妻女少年は栗を拾ふ事屆き難く、栗は段々に實る物なる故、五日七日抔にては拾ひ取る事ならず、壯年のものは栗拾ひにかゝるべき樣なく、栗の多く落る時分、一二度朝晩の働きに拾ふ迄にして、其外は妻女少年に計り拾はしめ、甚だ遠き所の嶮岨なる木庭には、櫧にても、松にても、雜木にても、立居ける木を共儘に立置き、甚だ遠からぬ所にて、栗の育つべき山は、何方にも栗を育つべき事なり、栗のそだて多くなりたる時節には、鼠鴉の取たる栗の實を所々に埋ける內より芽出るもありて、栗山の栗の木自然とおほくなるべし、栗の利は孝行芋の利におよばぬと見へたれども、作得の少き木庭の

栗山になるべき所を、皆栗山に仕附けたらば、木庭を廣くなる手間入りのへりたるにて、田畠の手入精しくなり、田作にも畠作にも出來增し多かるべき故、その出來增と、栗山の栗の利をあはせたらば栗山を仕立てたる利分のおほき事、孝行芋を植る利分に劣るまじ、栗、孝行芋の民食になるも、栗計り日を重ねて食し、孝行芋ばかり日を重ねて食するはよろしからぬと云ふなれば、あるひは穀物の飯にまじへ、食して穀物の助けとなし、或は穀物に交へずして食し、其上に穀物の粥を食すべし、穀物は同じ物を久敷食してもさゝはりなけれども、穀物の外の物を穀物に交へて食するに、同じ物を久敷交て食するは宜しからぬといふなれば、栗、櫧、孝行芋等の品々の物を一と廻りヅヽ交へて食すべし、然ば穀物は民食の第一にて、穀物の出來增す道は田畠の手入れ養ひの仕形のかぐる事少きにありと見へ、田畠の手入れ養の仕形のかぐる事少きは、公役のへりて農の時をうばはれざるにありと見へ、嶮岨なる木庭を栗山に仕なし、櫧山、松山、雜木山にしなすも、公役のへりて農の時を奪はれざると同じ道理なり、中木庭下木庭の内にも、地面穩かにして山畠と成るべき所あるべし、地面片下りにて段畠となるべき所もあるべし、山畠と成り段畠と成るべき地形の所にても、地位甚だ惡敷して、作物出來の甚だ少き所ならば、作所にせずして栗山にし、栗によろしからぬ所ならば、櫧にても、松にても、雜木茅にても立置き、上々木庭、上木庭の内にも、段畠にならぬ程の嶮岨にて、作物の出來地位不相應に少なき所ならば、是又作所にせずして栗山にし、栗に宜しからぬ所ならば、櫧にても、松にても、雜木茅にても立置べき事と云ふなり

一　孝行芋の事を問合するに、種子芋を植る畠は濕氣なく、日向よき上畠を餘分に當置き、年内より地拵へし馬糞を入れ、三遍ほどかやし、塊を細かにくだき、中畦に畦を立て、畦溝に馬糞をうづみおき、二月の彼岸の内にかやして畦をたて、種子芋を畦の頭に植へ、土を深さ三寸程覆ひ、芋一ツヽの間に目印を立置き、雉子鴉の掘り取らざる防ぎには、植たる日に早く繩を張り、又網を張りおき、雨の降りたる後に、熟糞を目印の根にかけ、其後二月の節の末頃、暖かに成るに應じ、上より段々と少しヅヽ土を除け、淺むれば草生ぜず、芽の二三寸生出たる時にやしなひをすれば、蔓能延出るなり、蔓を植るは五月の節に入たる後の雨降日に植、雨やみても濕氣ある内は植、蔓を切るに四節ヅヽ込めて切り、中の二節を畦横にうへこみ、兩方の二節を畦の左右に出し置けば、左右の節より芽生じ、土に入たる節の土をかぶる事の淺きにて芋太く出來るなり、土を被ぶる事深ければ、芋細く長く出來て利すくなし、四節に切りて二節を土に植込むは、三節にきりて二節を土に植込むより、蔓おほからずして叶はぬ事なる故、種子芋を餘分に植へ、蔓の二番植は植時のおそきにて利すくなき故、蔓の一番植の多き爲めにも、種子芋を餘分に植るなり、蔓をうゝる分數は一間角を四畦にして、一畦に十本ヅツ植へ、一間角に四十本、十間角に四千本植へ、日向よくして地のやはらかなる所に植べし、かたさがりなる所に緣を付ず、段畠に仕なさぬ前に、片下り成る儘にしてうゝるに、畦を竪にすれば、雨水の水はしり強く、畦溝の土をあらひ流す故、水やりをして横に畦をたてゝ植べし、植付て後に草ある

は、芋の爲によからぬ故、二度草を拔きとり、草を取る時に蔓を引揚げ、蔓の節の土に付たる所より白根の生付たるを引はなしおくべし、節々より白根の生付たるは、其白根の先にも小芋出來て、本の根芋太らず、利すくなし、やしなひは馬糞宜敷故、麥を蒔付る時分、その心當にて馬糞のやしなひを入れ置く也、畠にても、木庭にても、蕎麥跡に麥を作りたる麥跡にうゝれば殊更出來よし、蕎麥跡は土やはらかなる故なり、種子芋をとる時節は、霜の晩く降る村ならば、九月の節の末頃、十月の節の初頃、芋に十分實入りたる時にとり、霜の早く降る村ならば、九月の節の中頃末頃の間に可レ取、十分に實を入れ、土濕氣なき村に蔓を一寸程ヅヽ付け、芋の口の損ぜぬ樣に掘り取て活置たるは、芋の損じも少く、種子に植たる時芽早く出て、蔓の延事早く、其の分程早く植る事のなるなれば、右の仕形第一の事なり、種子芋を活け置べき所は濕氣なく、日當よく暖なる所に活置べし、南向の內にても西南向の所は、東南向の所よりも宜し、活置たる所の上は茅葺にして、四方より少しも雨風の入らざる樣にかこひ置べし、翌年の春迄の食用にするも、その如くに仕置き、當分の食用程ヅヽ取出して食すべし、種子芋を桶瓶の類の物に入れ、乾たる赤土を細かにくだき、一通り宛置たるは、芋の外の損ぜぬ樣に見へても、內の乾けるにて土に植たる後に損じ多く芽の出兼種子芋を土に活け置たるは、植る時に取り出すに、芋うるはしく性強く、芋の惣體より芽出居けるにて、土に植れば溫なる氣を請け、芽早く延出るなり、孝行芋の出來たるを早く取り仕廻はず、久敷作所に置、其作所に鼠穴あれば、鼠の掘り食

ふ事多き物なる故、九月の節の中頃より、十月の節の初頃までの晴天の日に残らず掘取るべし、壯年の者一人に少年の者一人を添へ、壯年の者の犂きかやすを、少年の者とりをさむれば、一日に七八俵もとるなり、孝行芋を翌年の夏迄の食用にするは、芋の蔓付と根先を切除け、皮ともに二三分角に切り、莚に薄く廣げ、晴天に四五日ヅヽ乾し、中をわりて少しにてもかわかぬ所あらば又よくほし、中まで乾たるときに俵に入置き、翌年の夏の食用にすべし、切て乾したる芋を、冬春の内に食すれば生芋活け芋に違ひ味あまからず、四月より七月まで食するは味あまし、麥飯に交るには水にひたし、麥と一樣に炊ぎてよろし、麥より遲く入るれば煮難し、切て干す時分、南風又は雨天續けば、干かねて色あしく成る故、十月の節迄は干芋を拵へず、十一月の節に入り、西風にて晴天に成りたる時分切干すべし、其如くすれば早く干て色も宜し、蒸て干たる芋は、冬春の間に食しても、生芋の味に替る事無けれ共、くだけへりて益すくなし、久敷置ては蟲付くなり、切て干し俵に入れ置たるも、梅雨のはるゝ時に一度、六月の節の末頃に一度とり出して干べし、薄く切りて干たるも損はなけれども、くだけへる故二三分角に切りてよろし

孝行芋を粉にするは、大中小の芋の内にて、大と中の皮を去り、おろして擂りくだき、粗からぬ布木綿の袋に入れ、桶の水にひたしてもみ出し、桶の底に粉(セン)のいざりたる時に水を捨て、又水を入てかきたて、粉のいざりたる時に水を捨て、三度その如くして干乾かし、糟は飯の上にてむして食し、小芋は碓にて突きくだき、桶の上にさうけを置き、水をかけてもみ出し、桶の底にいさらせ、水を捨て干

乾かし、粉は食用とし、糟は牛馬の食に加へ、搗くだきたる粉は厚き紙袋にいれ、壁にかけたくはふべし、海に遠くして寒氣の强き村は、孝行芋を土に活け置ても、翌年の二三月迄はもたへず、其前に損じ多きと云ふなれば、九月より十一月迄は生芋活芋を賁食し、十一月の節の內に二三分角にきり、干事と粉にする事を老人妻女になさしめ、十二月より翌年二三月迄食に交るは栗糯を交へ、四月より後は干芋を交ゆべし、種芋を活置も、寒氣强き村は損じ多きといふなれば、海邊の村より餘計の種子芋を買取りて植る事、手前に活置よりも宜しかるべし、孝行芋は味あまく、もたれつよき物なれば、糯米の性に似たると見へたり、糯米は小瘡あり、腫物ある時に忌むなれば、孝行芋も其心得して食すべし、食してもたるゝなれば、貧からぬ人と、賤しからぬ人の食すべき物にあらず、孝行芋の交りたる飯を、賤しき者のはたらく時に食するは、もたれ强くして腹のへらぬ重き利益とし、貧しき者のはたらかずして食するは、もたれのつよくして一椀の二椀に當るを重き利益とすると云ふ也

右栗孝行芋の事は、八鄕の奉役に下知し置たれども、重て精敷聞合せ、用ゆべき所を書集めさせ、村村の肝煎に分ち與へ、村々の肝煎をして村中の百姓にいひしらせしむるものなり

享保九年甲辰正月十日

栗孝行芋植立下知覺書　終

民事紀聞附錄

民事紀聞附錄

此附錄は享保乙巳之冬中に段々と聞集め書記すなり、乙巳之冬三根郷の村の肝煎の來りて語れるは、段畠の事を奉役の下知に、段畠の普請は手入りの減る様にすべき事なる故、片下りなる所の段畠に成るべきと思ふ地形ならば、筋を極め蹈轁にて土手の如く筋の上に土手を踏み掛け置き、其内を耕す時に高みの土を土手の方に踏み下げ、二三度も耕作し、其段畠の面の平かになる様にせば、高みの土の下るにて其跡は土淺く成り、苦土のあらはるゝにて有るべし、其分は段畠の内にての三分一より多くは有まじ、其三分一は除け置き、三分の二に耕作し、高みの土の下りたる跡にうは土を少し置たらば耕作の成るべきと見ゆる所には、上り手にある段の縁にしたるうわ土の好きを切り下げ、下手の段の上は土の減りたる所にひろげ上は土にし、上わ手の段の土を切り下げたる跡は、岸の崩れざる様に跡を能く繕ひ置くべし、片下りの內にての險岨なる所は、右の如く土を踏みかけ土手の如くしても、大雨の度ごとに土手の崩るゝにて有るべきゆへ、左樣の所は柵を以て緣を付け置き、耕作の度ことに柵の方に土を踏み下げ、終には畠の面を平かにし、高みの土の減りたる分は先づその分にて捨置けと下知ありしなり、亦當年の麥蒔付に奉役よりの下知に、一村にて二三人も段畠伐掛の試をせよと下知あ

りて、某もその檢分に罷出、伐掛の爲し樣を精しく敎へ、段畠の上は手の木柴を伐り下げさせて燒せたるに、木庭々燒さし灰に替る事はなしと語れり、右の物語を或人に語りける時に、其人の言へるは段畠の事伐掛の事など奉役より其如く下知有りて、肝煎共其下知を受て勤むる勢に成りては、三根鄕にも御下知行はるべし、伊奈鄕に行はるゝ御下知の三根鄕にも行はるゝにならば、段々と八鄕に行はるべし、三根鄕の段畠の下知吾等が知らぬ事ながら、甚だ宜しき下知ならんと思ふなり、農政輿記の御時節到來したるよと見へ、喜悅限りなしと言へり第一條

三根村の村の肝煎來りて語れるは、險岨なる木庭を木山にして、村仲間にせよと仰付けられては、達者なる百姓は木を伐り取る事多く、不達者なる百姓は木を伐り取る事少なく、其違ひなき樣に下知する道も有るべけれ共屆き難からん、木山を育てつるにも不達者なる方の精を出すに任せ置き、自分には精を出すまじ、只今まで面々の受持たる木庭に面々より木を育て、山畠、段畠の普請も受持の面々より普請する樣に仰付けられたらば、山畠、段畠の出來方も早くして宜しかるべし、其通りにては山畠、段畠の受持に多少あるべけれ共、それは差立たる障りには成るまじと、此方の鄕にて肝煎中の申す事なりと語れり、吾れ言へるは、左樣の事は其鄕の役人僉議の上にて、何れの道にも宜しき樣にせよと仰付け置れ、伊奈鄕に山畠、段畠の事を仰付られたるにも、何れの道にも宜しき樣にいたし、其次第を每度御窺申上るに及ざると仰付られたるよし傳へ聞きたりと言ひ、其後に右の段を或人に語る、

其人の言へるは、三根鄉にも御下知の行はるゝ樣子なれば、肝煎の心に御條目の內を心得違へ居ける所有りて、段々御下知の行はるゝに成りては頓而得心すべし、御下知の大意は木庭作を止め、田畠、段畠にのみ耕作し、山畠、段畠は高下の少しもなき樣に平かにし、山畠、段畠に成らぬ所には利益ある木を育て、木庭作を止めたる手間の延びにて、田畠と山畠、段畠の耕作手入れ養ひを精しくせよと仰付られたる所なれば、その御下知の大意を得心して下知する奉役の鄉には、何ぞ障はる事有るまじと言へり第二條

三根鄉の人の語れるは、御下知の通りに山畠、段畠を拵へ立て、木庭を止めたる手間の延びにて、草糞、燒糞を多く備へさせ用ひさせても、地位の惡くして養ひきゝかぬる所の多きならば、鰯糞を用ゆる事の成る爲に鰯網を願上度と鄉中の百姓共言へるよし語れり、其後に右の段を或人に語る、其人の言へるは、木庭作を止めたる手間の延びにて、田畠、山畠、段畠の耕作の爲し樣、其以前よりも精しくならむ作物出來以前には甚だ勝るべし、其上にも鰯糞を用ひたらば出來增彌多かるべし、しかれ共鰯網を願上るは宜しかるまじき事なり、鰯の入る浦々は佐野網方の請浦に仰付け置かれ、濱出の俵數運上の外に浦運上を差上來りたるなれば、其請浦を百姓より鰯網を願上べき道理なし、佐野網の引子に出る百姓は引上げの三分一を取る定格なれば、其引子は下百姓の耕作を專一に爲し得ず、農業を疎略にし來れる者どもばかり出し、其者共の請持の作所を上百姓、並百姓の內の人手間多き者共に別して臨

時に請持たせ、引子に出で引上げの三分一を取りたる鰯を、少しも他國への賣り出しには爲さしめず、其郷中の村々の作所相應に分け取り、村々の肝煎百姓相談して、干鰯如何程に穀物如何程を代るといふ格を定め、上百姓並百姓の子にても耕作に不精なる者は網方の引子に當て、引子に成り居ける下百姓の子にても、耕作を好み精を出すべき者は農人にして、下百姓の請持の作所、上百姓並百姓の內の人手間多き方の臨時の請持に成り居けるを相應に請持たせ、引子に出る部頭の者共鰯の引上なき時は、生業には鰯の外の諸魚の引上釣上の事を勤め、百姓に農業の時節に他事を少しも交ぜ爲さず、專一に農業を勤め得る樣に村々の肝煎、百姓、惣百姓相談して格を定むべき事なりと言へり第三條

三根郷の人の語れるは、此度の御下知の趣を並百姓に能々請たると見へ、上百姓は面々の爲し來りの通りにして身體能く立居ける故、御下知を無用の御事と思へる樣子に見え、下百姓は如何に宜しき御下知にても、御下知の通り致す取付力のなきと思へる樣子に見へたりと語れり、吾れ右の段を聞置きて或人に語る、其人の言へるは、上百姓も並百姓も昔より爲し來りの如くしける中に、上百姓は其身の才覺も働きも人並に勝り、家內の人手間も多く有附の好きにて、爲し來りの如く木庭作しても、何ぞ差支ゆる事もなきと思ふ所より、御下知を其身共の爲には無用の御下知と思ふなるべし、左樣に思へる樣子に見へたる上百姓を肝煎よりの言ひ諭しに、其方などは只今迄の爲し來りを十分至極の事と思ひ居けると見へたり、それは心得の愚かなる事なり、其方なども木庭作しても田畠、山畠、段畠の

土を耕し塊を碎き、草を取り土を寄する事も、草糞、燒糞、水糞を備へ置て用ゆる事も、作物の蒔付取収の時に後れぬ様にする事も心に思ふ程には成るまじ、御下知の如く木庭作を止め、木庭作の止みたる手間の延びにて、田畠、山畠、段畠の手入れ養ひ以前よりも精くならば、作物の出來以前には甚だ勝るべし、其上に木庭作したる山に土地相應の諸木を育てたらば、薪、材木等の用の達する事以前には甚だ勝り、木實を得る利益も以前には甚だ勝るべしと言ひ諭すべき事なり、下百姓には農作を止めさせ、山海の働きを生業に爲さしめて宜しからん、下百姓にも上百姓、並百姓同前に農業を專一にし、山海の働きを止めよと言ひ渡さば、身體の倒るゝにもあらん、下百姓は農作と山海の働きとを兼ね爲せと言ひ渡さば、以前より爲し來りに替る事なく、下百姓には御下知の驗いつまでも見へ兼ね、並百姓の内にも下百姓の如く農作と山海の働を兼ねさし度と思ふ者共ありて、御下知の障りと成べきゆへ、下百姓を別段に立置く事宜しかるべし、御下知の行はるゝ郷の村々の肝煎は、右の意味を能く深く心得る様にあり度事なりと言へり第四條

佐護郷の人の言へるとて或人の語れるは、上佐護、下佐護の川筋の惡しき所川普請にて好くならば、川荒れの新地に成れる分六拾石蒔程は有るべし、上佐護は藻を取るにも手遠く、下佐護とても鰯を引く浦のなきにて、干鰯の養ひ干藻の養ひ他郷の様には成り兼ぬる故、伊奈郷へ御下知されし如く、佐護郷へも御下知なさるゝ事などあらば、百姓の害になるべし、木庭作を止め田畠と山畠、段畠にのみ

耕作しても、干鰯干藻の養ひ不足ならば、作物の取高木庭作を手廣く爲せる時には及ぶまじ、然れば佐護鄕には第一に川普請の事を仰付られ、毎年農隙の川普請に怠りなく、六拾石蒔程の新地出來たらば、御年貢も百姓の作得も其分の增と見へ、上の御爲百姓の爲め何れも宜しき事なるべしと言へる由語れり、吾れ共に其物語りを聞し人の言へるは、木庭作を止めて木庭作の手間の延を田畠と山畠、段畠にのみ用ひ、草糞、燒糞、水糞を備へ置て用ひたらば、干藻、干鰯の養ひ他鄕の樣にならずとも、上中下の地位の田畠、山畠、段畠に何れも相應の出來增しありて、百姓の作得以前田作と畠作と木庭作とを兼ね爲せる時の作得に勝るべし、土を耕し塊を碎き、草を取り土を寄する度數の多きも少なきも同じ事になり、養の精しきも粗きも、蒔付取納の時に後るゝも後れざるも同じ事なるべき道理なし、木庭作する事の止まずして六拾石蒔ほどの新地出來たらば、農作の手のとゞかざる事も、蒔付取り納の時に後るゝ事も、以前に增し、以前より有り來りたる田畠の作物の取り高は劣り、以前より有り來りたる田畠は新地よりも廣き故、新地の出來高と、以前より有り來りたる田畠作物の出來の減り高と大抵同じ程ならば、作得は增さずして年貢のみ增したるに成る事もあらん、然れば木庭作の止ざるに新地の增すは、病に病ひをかさぬる道理なるべし、川普請も洪水の時に以前より有來りたる地面を破らず、當作を害なはぬ樣にするを主意として普請し、其如くして川荒の所の自然と新地に成りたるは實益なるべし、新地の出來るを主意として普請するならば、利になる事のみはなく、害に成る事も

有りて、其害の當時は見へずとも、洪水の時に顯はるべし、愼み恐るべき事なりと云へり第五條

佐護郷の人の言へるとて或人の語れるは、上佐護、下佐護六ヶ村の内にて湊村は海邊なる故、海の働きを生業の助とするなれば、木庭作を止めよと仰付られても、下百姓迄差して難儀には及まじ、湊村の外の五ヶ村に木庭作を止めよと仰付けられたらば、上百姓並百姓こそ差して難儀に及ぶ事なくとも、下百姓は必らず甚しき難儀に及ぶべしと言へるよし語れり、吾れ共にその物語りを聞ける人の言へるは、海邊にてなき村の働き所は、大抵海邊の村の働所より廣かるべき故、海邊の村の海と山とを働く利益に差して劣る事は有るまじ、佐護六ヶ村共に上百姓並百姓は、木庭作を止めて田畠段畠山畠にのみ耕作し、農業の時節には山海の働らきを少しもさせず、湊村の下百姓は農業を止めて山海の働きを生業とし、湊村の外の五ヶ村の下百姓は農業を止めて山のはたらきを生業とし、下百姓の請持來りたる地面は、上百姓並百姓の内の人手間多き者共の方に分け取りて耕作し、上百姓並百姓の次男、下百姓の子供の内に農業に精を出すべき者の出來たる時に、だん〳〵と請持たしむる樣に肝煎、頭百姓相談すべき事なりと言へり第六條

佐護郷の事を或人の語れるは、上佐護の百姓の言へるとて沙汰する説を聞くに、川筋の曲りたる所の直ぐに成る普請を爲さしめらるゝ内にて、昔の川筋の瀨々と曲りたるを昔の川筋に掘直し、土手を堅固に爲さしめらるゝは宜しき事と見へたり、地底に岩ありて、岩有る所の間數も長きを、新川に掘

らせらるゝは宜しからぬ事なり、その新川一筋に成り古川を塞がれたらば、以後の洪水の時に、新川の川下の上畠大分の破損有るべきと百姓一同に申立てけるに依り、只今には古川をも用ひ置かるゝに成り、古川計りにては洪水の時に作所に水のあがりて、作物に泥土の掛る害あるべき故、その害なき爲めに古川新川を二筋ともに立て置かるゝといふ事なれ共、その爲に新川を掘らるゝならば、何れの所も川を二筋ヅヽに立らるべし、彼所計り二筋に立らるべき様なし、大洪水の時にも水の作所にあがらぬ防ぎは、川筋を二筋三筋に立られても成るまじ、彼所に最初新川を掘り掛られしは新川ばかりにして、古川の曲りたる所を新地に爲さんとの事なれ共、最初の當ての違ひたるなれば、新川筋の岩切りを止めさせられ度事なるに、今年の冬ゟ彼所の岩切りを爲さしめらるゝは難儀なる事なりと言へるよし沙汰するを聞たり、此沙汰は定めて虚説なるべし、御支配の御下知に地底に岩ある所を漫りに新川に掘掛けぬ様にと御下知被﹅成たるよし承り及びたり、役人より無益の事に百姓を苦しむる事は有まじ、谷々の川近邊にある平地の木庭を田にする水掛りの小溝を掘り、溝筋の內に岩有るを細く切りて川水を引き、若き木柴草茅を多く伐り入れて養ひとし、御定法の如く出來高の十分の三を上納し、十分の七を作得とする事を百姓より奉役に願出べき儀也、木庭の床を畠にしても、畠年貢を上納する例はなし、畠と木庭は同じ類の物なる故ならん、下畠に水を掛くれば中田と成り、中畠に水を掛くれば上田と成るといふなれば木庭の平地の田に成るべき所を田と爲し、農師に田作の道を精しく聞きて耕

作せば、十分の三を上納しても、其所に畠作する利益に勝るべしと語れり第七條

佐護郷の事を或人の語れるは、佐須奈村の百姓の言へるとて沙汰する說を聞くに、佐須奈村には御關所ありて、百姓を召使はるゝ事の甚だ繁きなれば、農作を精しくする事成らず、木庭作は手粗くする事成故、甚だ繁き公役の透々にも成し得るなり、然るに若し佐須奈村にも、伊奈郷へも御下知の如く仰付らるゝ御事などあらば、百姓難儀に及ぶべしと言へるよし沙汰するを聞たり、此沙汰は定めて實說なるべし、是御國の百姓の迷ひ來れる筋なり、木庭の在り所は大抵田畠の在り所より遠く、險岨なる木庭の在り所は大抵山畠、段畠の在り所より遠く、木庭は廣し、田畠、山畠、段畠は狹し、遠く廣くして耕作の手間入りの多き木庭作を止め、その手間入りの延を以下近く狹き田畠、山畠、段畠の耕作を精しくせば、以前力の及ばず手のとゞかぬ所に、力も及び手もとゞき、作得以前には甚だ勝るべし、是れ農書に田畠は分限より內端にして、深く耕し精しくこなし、厚く土かふに利おほしと教へ置ける所なり、然れば百姓を召し使はるゝ事の甚だ繁き村は、他村他郷よりも別して早く、此度の御下知を請け用ひずして叶はぬ事なるべしと語れり第八條

伊奈郷の百姓の言へるとて或人の語れるは、伊奈郷に山畠、段畠の事を仰付られ、木庭作を止めて田畠と山畠、段畠に耕作せよとの御下知なれ共、御下知の如くにして以前木庭作を兼ね爲せる時の作得に勝るべき事心元なし、今年は作人多くは干鰯を蓄へ居ける故、干鰯の養ひにて作得も多かるべけれ

ども、今年の如く干鰯を蓄ふる事の成らざる年に木庭作せずば、木庭作を止めたる作得の減りの分を田畠と山畠、段畠はかりにては取り得まじきと言へるよし語れり、その物語を聞ける人の言へるは、作所の養は干鰯のみにてなく品々の養ひ有りて、作物の出來增すは養の力のみにてなく、土を耕し塊を碎き、草を取り土を寄する事の精しさにも依ると見へたり、木庭作を止めたる手間の延びにては、以前に力はとゞかざる所に力のとゞきて　作物の出來增し有るべき道理をわきまへず、一偏に右の如く言へるは、爲し來りに執着し居ける心のいまだに以前のまゝに有りける故ならんと云へり第九條

伊奈郷の百姓の言へるとて或人の語れるは、伊奈郷今年の麥蒔付は奉役の下知にて、多くは筋蒔に爲さしめられたり、筋蒔は蒔目に應じては出來多けれども、歩數に應じては出來少し、平ら蒔にして種子の多きは、出來も種子の多きに應ずると言へるよし語れり、その物語を聞ける人の言へるは、平蒔と筋蒔の事を農書に精しく記し置けり、奉役は農書の旨を信じて下知を爲し、百姓は以前よりの言ひ來りを覺へて右の如く言へるならん、筋蒔の中にて小畦作りと大畦作りの利益の、勝り劣りをも試み覺ゆべき事なり、麥種子を蒔て筋の底の廣さを一寸五分にして、筋と筋との間を六寸明けたると、筋の底の廣さを六寸にして、筋と筋との間を二尺四寸明けたるは、種子を蒔たる所と蒔ざる所との分數の程同じ事なり、筋と筋との間の狹さは、二三度草を取るまでは取り易かるべけれども、麥の莖の高く成りて取り難からん、農書に莖のしげきをむさぼりて間をせまく蒔きたらば、中打ち土かふ事成り

がたく、下に日あたらず、中に風通らざる故實のりよからず、筋を廣く蒔き筋の間を廣くして、春の半になりて兩方より高く土かひ、麥の莖の雨風にもたほれぬ樣にすべしと託せるを考ふべき事也、作物の出來の好し惡しは、養の精しきと粗きとに依るといへども、その違ひよりは其年の氣候の好し惡しにて、出來の多少の違ひ甚だしきと見へたり、麥を蒔たる筋と筋との間の廣く、筋に土の高く掛かれるは、雨の過ぎたる年も筋と筋との間に風の能く通るにて濕氣の痛み輕く、雨の足らざる年にても、根を土の深く埋むるにて根の乾ける痛み輕く、莖に土の高く掛れるにて風雨に倒るゝに痛み輕く、人事にて天災を輕むる道理なり、百姓に下知する人の試み覺へて下知すべき事ならんと言へり第十條

伊奈鄉の奉役の言へるとて或人の語れるは、鄉中に木庭作を一度に停止する事は成り難き勢有る故、作人面々の請持の木庭の內にて、三分の二分は嚴密に木庭作を停止し、三分の一に木庭作を許し置き、三分の二の木庭の內にて山畠、段畠の普請を爲さしめ、其普請爲し終れる年に、三分一の木庭作をも停止するに極めたりと言へるよし語れり、その說を聞ける人の言へるは、伊奈鄉奉役の下知の爲し樣は、御下知の御主意の行はるゝ道を能く心得たる下知なりと言へり第十一條

伊奈鄉奉役の事を沙汰するとて或人の語れるは、伊奈鄉の奉役山畠、段畠の下知を爲せるは爲し遂げるにて有るべけれ共、農作の風俗の改まりて精しく成る下知は、一年二年などにて成るべき事にてなく、數年を經る內には怠りも出來べきゆへ、怠り出來たらば、農作の風俗の改まりて精しく成るには

いたり難からんと沙汰するよし語れり、その說を聞ける人の言へるは、伊奈郷奉役の勤めの樣子を聞き及ぶに、勤功にて御恩賞に預からんと思ふ心をもつて勤むる樣子とは聞へず、御撰びにて奉役に仰付られたる御恩意を報じ奉らんと思ふ心を以て勤むる樣子に聞ゆるなれば、農作の下知數年を經る後までも怠るまじきと言へり第十二條

上郷村の肝煎の來て語れるは、御郡支配よりの農作の御下知は、郷村に大益あるべき御下知と存じ居申事なれ共、急に成り申御事にてなく、御支配には急に驗を御覽被ㇾ成度思召す御樣子と相聞へ、役人何れもあぐみ居り申と語れり、吾れ言へるは御下知の筋は一二年の內などに調るべき事にてなし、一二年の內に調へよと仰付られたらば、御急ぎなさるゝにて成るべけれども、左樣の仰付られは曾てなき事なりと聞く、本庭の御下知は惣體の御下知の根本なる故、是は急に仰付られずしては叶はぬ事なるべし、郷村の人の御下知を請けかぬるは第一に本庭の御下知なりと聞ゆるなれば、數年を重ねて漸漸にせよと仰付られたらば成就の期あるまじ、去々年の御下知其方の郷に當年迄も行はれぬは、御下知を請けぬ故也、御下知を仰付けられたる初年より請け用ひて取り行ひ、油斷なく連續してこそ、終には其驗有るべけれ、御急ぎなされざると仰出されたらば、何年目に取掛るべきと思へるや、口にては大益あるべき御下知と言ひながら、實意は御下知を請けざる故、是の如き當らざる事を言へると言ひ聞かせ、其後或人に右の事を語る、其人の言へるは、去々年より今年迄郷村の人の說を傳へ聞くに、

その肝煎の言ふ所と同じ類の説數々なり、御下知を御書付にて仰付らるゝゆへ、讀み書きに不得手なる奉役は難儀に思ふと言ひ、一年の内に條數の多き御下知を仰付られける故、何の事より取り掛りて宜しかるべきとの辨へなく難儀に思ふと言ひ、其外に何かと言へるも右の類の説なり、何れの鄕にも書手役ありて、讀み書き不得手なる奉役も讀み書に差支なし、御下知を御書付にて仰付られず、口上にて仰付られたらば、聞違へ聞落し多くして埒明くまじ、御下知の條目は皆々相關りたる事なる故、條數の少なくは仰述られに缺げたる所有りて疑ひを生ずる事多からん、一度に行ふ事を數々仰付られたるにてはなく、段々に行ふ事を仰付られたるに、御下知の條目の内にての差當りたる手近き事をも請け用ひずして、何の事より取り掛るべきとの辨へなきといふは、畢竟御下知の全體を不同意に思へる故なり、是の如く思へる人の多き中に、伊奈、三根の二鄕に御下知の行はるゝ端の開けたると聞き、喜悦する事限りなけれども、妨げ出來たらば開けたる端も塞がるにてあらんと思ひ、是を恐るゝ事殊に深しと言へり第十三條

八鄕地方普請奉行は御郡支配の御撰びにて仰付られたるに、佐護川、仁田川の普請の下知を爲せし時より、上鄕の給人百姓の甚だ譏り惡めると沙汰するを或人の聞て言へるは、譏るも譽るも公心私心の差別あり、私心より譽むるは譽めらるゝとて喜ぶべからず、私心より譏るとて恐るべからず、八鄕地方普請奉行は元より生質の尋常に勝れる上に、地方普請を數年爲し覺へ、御國の鄕村に以前より開け

ざる普請の道の此人より開けたる事數々なり、吾れ國家の御爲め鄕村の爲めに此人に望むは、古訓に過ちては改むるに憚ることなかれと敎へたまひ、小人の過ちは必らず文ざると戒められし旨を、此人の能く得心せん事を望むと言へり第十四條

伊奈鄕鹿見村居住の奉役の語れるとて或人の言へるは、乙巳の十一月御郡御支配朝鮮より御歸國の節鹿見浦に御着船にて、其身に御逢なされ、御下知の御旨を御語り聞せなされし中にて、段畠の事を仰述られたる御詞の御意味を考へ思ふに、段畠を多く拵らゆる事は宜しからぬと思召るゝ樣に考へたるよし語れりと言ふ、其の物語を聞ける人の言へるは、伊奈鄕奉役の考へは當りたる考へならん、百姓一同の覺へに御國の鄕村は山谷多く、田畠少なき故、田畠のみ耕作しては百姓の身上の立つべき樣なし、多き山々に木庭作するによりて身上は立ち居りけると覺へ、常にいふ所もその心を以ていふと聞へたり、吾れ思ふには、御國の並百姓の貧乏なる根本は木庭作する故也、木庭作せずして田畠と山々の中の平かなる所を山畠にしおきたるにばかり耕作する爲し來りならば、耕作の爲し樣の下知なくとも、自然と耕作を精しく爲し覺へ居けるにてあらん、其如くして山々には土地相應の木を育てたらば、栗櫧の食用を足す利益も甚だ多く、薪、材木の利益も甚だ多く、百姓面々の請持の木庭の中にて薪を育つる所を十に分け、毎年十の中の一ツを伐り、落葉、枯葉を掻き聚めて燒き、其跡に一歩に四ツ當てに種子櫧を植へ、拾年目に植へ終り、初年に植たる櫧の育ちて十一年立ちになり居けるを薪に伐り

始め、其跡は若立を育て、段々其如くするならば、十一年立の櫨木を薪とする事永々までの常格に成り、郷村に益あるのみならず、府中にも益あらん、段畠の普請も段の横幅の甚だ狭き所迄普請して段畠を多く拵らゆる事を好まず、段畠の普請を一年なり共早く爲し終り、農隙に栗櫨を植へ立て、伐株の若立を育て、薪とし材木とする木を育て、田畠の水損を防ぐ様に川普請を爲し、田畠に水を引く様に井手溝の普請を爲し、洪水の時に山より田畠に水の流れ入らず、溝より川に流れ入る様に溝普請を爲し、家小家等の普請も農隙に爲しおきて、農業の時節には手間入る事を爲さぬ様にすべき事なり、段畠を多く拵らゆる事を好み、横幅の甚だ狭き所も、普請の手間入りの多き所も、段畠にせんとするならば、農隙に爲し置くべき品々の事に障りあるべし、御郡御支配の御心に段畠を多く拵らゆる事は宜しからぬと思召さるゝ御詞と聞ゆるは、右の次第を御考へなされたるゆへならんと言へり第十五條

右は乙巳冬の記聞なり、丙午の春にいたりて元よりの病身、殊更に疲れたると覺へ　聞集むる事も書記す事も氣力に及び難くなれる故、右の拾五條までを附錄とし、此後の記聞を止むるなり

民事紀聞附錄終

民事紀聞附說

民事紀聞附說

某曾而民事紀聞を著し、其後に附錄を著はせし時に思へるは、鄕村の事を記す事其時迄にて止むべしと思ひけれ共、其以後農政の下知の行はるべき勢ひなると聞き、心底に喜悅する處より、疾を力め此書を著はし、聞ける事を書き記す事左の如し

享保丙午十月伊奈鄕の村地麥出來高の書付の寫を見けるに

畠麥種子二百五十五石二斗一升

畠麥出來千七百九十二石七斗九升

種子の七倍の出來

山畠麥種子十二石九斗五升三合

山畠麥出來百二十二石二斗

種子の九倍四割三步四の出來

段畠麥種子九石四斗七升二合

段畠麥出來百〇九石五斗七升

種子の十一倍五割六歩七の出來

山畠段畠になるべき木庭の麥種子二百〇八石九斗八升

山畠段畠になるべき木庭の麥出來千四百十九石六斗四升

種子の六倍七割九歩三の出來

植立物所の木庭麥種子八斗六升

植立物所の木庭麥出來六石八斗

種子の七倍九割の出來

と見へたり、右書付を寫し置て以前郡奉行を勤し人に見せけるに、其人の語れるは、今年四月に郷村の人の上府して言へるは、今年こそ麥作の豐年なれ、常年の出來の一倍程出來居けると言ひ、五月六月に上府しける人の言へるは、四月末頃霧の掛かれる事度々にて、其後長雨の降り續けるにて麥の損ずる事甚敷、常年の取り高よりは少なくなれると言へる由聞たり、我昔年郡奉行たりし事九年、其間の麥出來を考へ見けるに、麥を取り掛る事晩きゆへ、梅雨の降り續かぬ年にても、梅雨の間の損分の程輕からず、今年の如く梅雨の降り續く年は損分の程甚だ重く、梅雨の中に晴天の日の多き年のみ出來居ける分を取納るに、損分の程輕きと見えたり、霧の掛れる損は山も平地も同じ事なるべきに、今年伊奈郷の山畠、段畠と、山畠、段畠に成るべき木庭の麥出來平地の畠に勝れるは、霧の損は輕く長

雨の損は重かりし故ならん、段畠の麥の出來の山畠に勝れるは、段畠は山畠よりも幅狹くして、長雨の濕氣の滯り山畠より輕きゆへならん、山畠の麥出來の畠に勝れるは、山畠の地面は畠よりも高くして、長雨の濕氣の滯り畠よりも輕き故ならん、植立物所の木庭の麥出來の山畠段畠に成るべき木庭に勝れるは、其木庭の嶮岨にして長雨の濕氣の殊に輕き故と、嶮岨なる木庭の中にて麥出來の好きと知れ居ける所を、植立物所に願出て麥を蒔付たる故ならん、去年の鰯の引揚げの多かりし故にて、右畠畠の地面に何れも鰯糞を用ひたるといへり、段畠に爲したる所は種子の十一倍五割の出來にて、未だ山畠、段畠になさぬ所は種子の六倍七割の出來なるを以て、山畠、段畠の利益の勝れたるを知るべし、壬寅の年に老農類語を編せしめられし時に、八郷奉役より田畠木庭百歩の豐年の出來の書付を出せしも、上百姓下百姓の作り出しを記さず、並百姓の常年の作り出しを記せると見へたり、伊奈郷今年の麥出來の書付に、畠出來の當り種子の七倍と見へても、上百姓の受持の畠にては種子の十倍餘には當り、下百姓の受持の畠にては種子の三四倍にも當りたるならん、山畠、段畠に成るべき木庭を來年來々年に山畠、段畠に成し終り、畠、山畠、段畠の耕作を精敷なし覺へたらば、上中下の百姓常年の作り出し其以前に勝るべし、山畠、段畠になるべき地面は此度檢分して定めたるには限らざれ共、先早く其分數を定め、上々木庭、上木庭の土の深きは大抵嶮岨なるをも、幅の殊に狹き段畠となさしめ、中木庭、下木庭の土の淺きは、殊に狹き段畠にはなさしめざると聞く、何れも宜敷下知ならん、山畠、段畠の

普請の下知と、木庭作停止の下知の能行はるゝに至らば、麥を蒔付る地面以前の樣に廣からずして、取り納め手間入りも減り、平蒔の止みて筋種になれるにて、刈り手間も減るべき故、其時に至りて麥取納めの下知も能行はるゝにてあらんと言へり第一條

丁未二月伊奈鄕の事を聞くに、今年の春の段畠の普請は出來方の多きを主意とし、普請のなし樣は以前より粗きと聞き、其事をいかに思へるぞと或人に問ふ、其人の答に、伊奈鄕の段畠の普請の其如くなるは、農政の行はるゝ勢ひならん、伊奈鄕奉役より鄕中への下知に、今年の麥蒔付より木庭停止と下知し置ても、百姓の心に其下知を受る勢にならずば、段畠の出來方を急ぐ事有まじ、木庭作停止の下知を受る勢ひに成れる故、來年の春秋の普請と當て置きたる所をも、成るたけ今年の春秋の普請にて段畠になし、段畠の普請の出來ずして麥を蒔き付け得ぬ木庭の成丈少なきやうにと思ふ心にて、段畠の出來方を急ぐにて有るべし、普請のなしやうの甚だ粗き所は、定めて木庭檢分役より改めしむるにてあるべきなり、大抵に粗きは其分に仕置き、後日に至り少しヅヽ改めなしても差立たる障りには成まじ、始めより下知の全たからん事を求めず、下知の中の殊に重き所の早く行はるゝを主意として、條目に少しもの缺げたる所あるは見逃し置き、漸々に下知すべきならんと言へり、又問へるは此頃の沙汰に木庭知行のゝき給人の段畠の普請は、自分の力計りにてはなるまじ、奉役の了簡あるべき事なりと沙汰せり、其事をいかゞ思へるぞと問ふ、其人の答に、百姓面々の段畠の普請の成就したる後

に、手寄の村々の百姓より二月初頃二三日ヅヽ合力し、木庭知行の多き給人の段畠の普請も、二三年の間に大抵成就する樣に奉役より郡奉行に相談し、差圖を受けて下知するにてあらん、其如くする中までの曲折は、普請の合力を受くる給人と奉役村下知人と相談し、百姓の障りにならざる樣になさしむるにてあるべしと言へり、又問へるは、伊奈鄕奉役は山畠、段畠になるべき木庭を三分二程山畠、段畠になしたる年の、麥蒔付より木庭作を停止すべき由下知し置きたれ共、村に依り作人に依りて少しヅヽは了簡する所も有と聞く、其事をいかに思へるぞと問ふ、其人の答に、伊奈鄕奉役最初より下知は下知の大綱を示し置き、其中の曲折の所は其時々に臨みて相應に言ひ渡す事、是事に處する道なり、伊奈鄕の木庭作を山畠、段畠の普請成就の年に停止すべしと最初に言ひ渡さば、普請の果敢取らぬ樣にする勢にも成るべしと言へり、又問へるは、此頃沙汰するに、一說に豐崎、佐次二鄕には五六年の後に木庭の事を命ぜられて宜しからんと言へるよし聞及べり、其旨をいかに思へるぞと問ふ、其人の答に、我等が心には未だ木庭下知を請けぬ鄕より、今年中にも木庭下知を受け度と願出たらば、願の通りに命ぜらるべき事ならんと思ひ居けるに、只今其方の語れる說にて我等が考への淺き事を思ひ當れり、誰人の說とは知らね共意味の深き說なり、郡奉行の心に右の說の意味を綮せば、假令豐崎、佐次より今明年の內に木庭下知を受け度と願出るとも、郡支配への申上に豐崎、佐次は昔よりの成し來りの如く下知せよと命じ置かれ、此後五六年の間は、農政の下知を受け用ゆる鄕との較べものに立

置かれずして叶はぬ事ならんとの申上あるべしと言ひけるなり第二條

丁未三月伊奈郷の老農の上府して親敷き人に言へるは、此度の農作の下知鹿見組の三ヶ村と、伊奈組の五ヶ村は下知の行はるゝ程に見ゆれ共、仁田組の三ヶ村と、東組の五ヶ村は未だ下知の行はるゝといふ程にも見えず、然れ共最初の様子とは替りたるなれば、終には下知の行はるゝになるべし、以前猪荒の時は民力の費へ多く、猪荒の止みては民力の延びあれ共、不精なる百姓は其延にてなすべき事をなさず、只油斷する時刻を増したるになれり、此度の農作の下知にて山畠、段畠の普請を成就し、木庭作を止めたる手間の延びを田畠と山畠、段畠の手入養ひに用ひず、油斷する時刻の増したるになれるならば、百姓の爲に甚だ宜しかるべき下知も、不精なる百姓の方にては益の見ゆる事あるまじ、不精なると言ふ中にも段々の次第有り、甚不精成る下百姓も其分に立置かれて地面を取揚られ、名子の部に入れらるゝ事もなき故、並百姓も下百姓の風に習ひ、下百姓の不精なる程にはなけれ共、不精ならぬと言程にはなし、不精成下百姓の請持の山畠、段畠には、木庭作の止みたる後も手入れ養を能くせず、畠の手入れ養をも能くすまじき故、木庭作を廣くしたる時程の作得あるまじ、其時は面々のなし様のよからぬとは言はず、農政の下知の宜しからずして百姓の難儀になれると言ひ立べし、並百姓も上百姓には遠く、下百姓には近かければ、並百姓の方にても此度の下知に益なくして損ありと言立つべし、然れば村々の下百姓の中にて、殊に不精なると知れたる一二人の受け持の地面を取揚げら

れ、名子の部に入れられ、其取揚げの地面を上百姓に分け持たせられたらば、木庭作を止めたる手間の延を田畠と山畠、段畠に用ひ、手入れ養ひ以前に勝り、作得の分數以前に勝り、農作の下知宜き驗も見へ、並百姓も上百姓に效はんとする勢ひになるべし、其時にも並百姓より上百姓に效はんとする樣子に見へずば、又下百姓の中にて殊に不精なる一二人の受け持ちの地面を取り上げられたらば、終には百姓の農作の風俗の改まるに成るべしと言へる由傳へ聞けり、其頃三根鄕の老農の上府して親敷人に言へるは、此度の農作の下知に木庭の中の山畠、段畠に成るべき所を山畠、段畠になさしめられ、木庭作を禁ぜらるべきとあるは、甚宜き下知ならんと見へたれども、愚かなる者共は其事を無理に議るなり、並百姓は役人の下知にて上百姓のなす所に習ひ、上百姓にこそ成り立たずとも、只今迄の農作のなし樣よりは宜くなり、身上も只今迄の身上にも勝るべけれども、下知の行はれぬ所より上百姓に效はんとせず、下百姓に效はんとするなり、上百姓も農政の者を信ずる者の甚だ希なると見へたれ共、役人の下知の宜敷ならば農政を守る者は上百姓ならん、其上にて下百姓の受け持の地面を取揚げられ、上百姓の家内の人數に應じ、相應に分け與へて耕作せしめらるゝか、上百姓並百姓の次男の中にて百姓に成り立つべきものに受け持たせられ、彼の不精成る下百姓は以前より有り來りたる名子の部に入れ、其村々に當りたる海陸の送公役、漕船公役、上納物漕上り公役を惣百姓より賃を取り雇はれに成りて勤め、給人百姓の作物取り納の時も賃を取り雇はれになり、山海の働きをも兼ねなすにな

らば、耕作のなしやうの粗くして、受け持の地面の諸穀諸菜の出來の殊に少なく、食用の常に不足なる下百姓と成り居れる時の渡世に勝り、並百姓は上百姓のなす所に習ふべしと言へる由傳へ聞けり、右兩鄕の老農の言ふ所を或人に語る、其人の言へるは、二人の說く所の道理切實なる事なり、是の如き見識の農人ありて、其鄕の奉役の下知を助くるにてあらんと言けるなり第三條

丁未の夏の沙汰に、今年の下鄕の麥作の殊に能く出來たるは久田村なりといへり、去年久田村の肝煎の某に語れるは、久田には村下知役より木庭作を停止し置かれたるにて村中難儀に及べり、畠の受持七斗蒔程なるに品々の秋物を作る故、蕎麥を木庭に蒔付る程に多く蒔付る事ならざると言へり、我言ふは、其七斗蒔の畠に麥を能作りて秋物をも能く作らば、木庭作せずとも食用の不足はあるまじと言ふ、肝煎いへるは畠作に念を入れ度と面々に思ひても、先年の火災以後村中殊の外困窮し薪伐りに掛り居りて、其日の食用の米を薪代銀を以て買ひ來れる故、藻を取り置き麥畠の養ひに用る事もならず、麥の草を取る事も、根に土を寄する事も思ふ程にならぬ所より麥出來宜からずと言へり、我れ言ふは木庭作は手間入りのすくなき事かと言、肝煎いへるは、木庭を伐り耕すは手間入りの多き事なりと言へり、我言ふは手間入の多き木庭作するには、其間の薪伐りの日排はなるまじ、其所はいかにするぞと言ふ、肝煎言へるは、蕎麥を木庭に蒔付くれば作得ある故、其作得を心當にして木庭を伐り耕すと言へり、我言ふは畠作に念を入れ草を能く取り、土を能寄せたらば出來增の得有るべし、藻を取り

置て養とせば、是亦出來增の得あるべし、木庭の作得を心當にして木庭を伐り耕す間の目帯を止むるならば、畠の出來增を心當にして畠作に念に入れ藻を取り置て養とすべき事なりと言へり、其頃久田の村下知役の語れるは、久田村の百姓に畠作を念を入るゝ事を度々に下知しても信ぜぬ樣子なる故、畠作に念を入れよと下知する事を止め、木庭作に堅く停止し置て樣子を見けるに、是頃に至りても木庭作停止の旨を得心したるとは見へね共、迚も木庭作は許さる間敷故、畠作に念を入れずしては成る間敷と思へる樣子に見ゆると語れり、久田村は農作の殊に粗き村なるに、今年の麥出來の殊に能きは畠作のなし樣の改りたる所ある故ならん、此頃上鄉の百姓の言へるとて沙汰するを聞くに、山畠、段畠になるべき木庭の中を三分一ヅヽにても半分にても二三年の間木庭作せば、其木庭作にて立居ける木々を除け置く可き故、山畠、段畠にする普請の下拵へにも作り、普請の果敢取る益になるべしと言へる由沙汰せり、其事を或人に語れるに、其人の言へるは、曾て聞きけるには木庭作停止は山畠、段畠になるべき木庭を山畠、段畠になし、終るべき年の前年の冬より停止にて宜からんと言ふ說のみ聞き居たるに、只今の物語の趣にては、山畠、段畠の普請をなし終れる年より木庭作を停止する道もあると見へたり、其兩樣は其鄉の勢に應じて奉役よりの下知あらんと言ひける也第四條

伊奈鄉の木庭下知は乙巳の秋より始り、與良鄉の木庭下知は丙午の春より始り、仁位鄉には今年丁未の春より下知を始む、四月に仁位鄉奉役當用に付き上府せし時に、郡奉行所にて言へるは、段畠の事

を精しく考へ見るに、誠に甚だ宜しき事を命ぜられたる也、給人も百姓も子孫に傳る寶は作所の地より外はなし、然るに以前より木庭の土の段々と減りけるにて、岩原となれる所の多きは歎かは敷事なるに、此度段畠の事を命ぜられたるにて、以後は地面の減る事なく地位漸々に好くなり、子孫に寶を傳ふるにならんと思ひ大悦せり、村々の下知人の中に能得心し、甚だ進みて下知する人も出來、奉役の下知の力を助け大幸なる事也と言へる由聞き及び、仁位郷奉役の右の如く言へるを譏れる說に、木庭作するにて岩原となれる所の多きといへるは僞りなり、岩原とは土の見へず岩のみ見ゆる所を言ふ、仁位郷より上府する人も、仁位郷に往來する人も、仁位郷の山に岩原の多きと言し事は終に聞かず、農政を譽めて郡支配の心に叶はん事を求むる諂ひの心より、木庭の事に僞を言へると譏りける由聞及び、仁位郷奉役の言ふ所と、右の譏りの說とを曾て老農類語を編せし人に語りて、いかゞ思へるぞと問ふ、其人の答に段畠の事を命ぜられたるにて以後は地面の減る事なく、地位漸々に能く成り、給人も百姓も子孫に寶を傳ふるにならんと言へるは、意旨の切實なる詞也、木庭作しては地面の減る事ありて增事なし、木庭の中の山畠、段畠に成るべき所を山畠、段畠になし置て耕作せば、地面の增す事有りて減る事なからん、山畠、段畠になせし所の上へ手に大雨の時に、水の强く流れ下るべき水筋あるは、水遣りの溝を能く拵へ置き、山畠、段畠の所に水の流れ入らぬ樣にする格なれば、洪水にも以前の如く木庭地の減る事なく、段畠の普請のなし樣の宜しからずして、大雨に段畠の崩るゝ事の少し

ヅ、希れにあるは、頓て修覆するにてあるべき故、木庭作したる木庭地の洪水の時に大崩有りて、其土を川に流し下し、海に流し入れて修覆のならず、地面の減になれるとは甚敷違ひなるべし、木庭作の止みたらば、以前木庭作せしにて岩の著れたる所にも、風の吹ちらす土と、木の葉の落て留めにて元の如く木草を生じ、木庭作せずして諸木の長ずるにて木山となるべし、風の吹きちらす土も、木の葉も留らぬ程の峙だちたる岩ある所は、元より土なく岩のみ著はれ居けるにてあらん、老農類語編修の年に八郷より木庭の事を申し出し中にて、三根、仁位の兩郷は猪荒れの止みし後も、木庭を明くる事其以前に替らぬよし申出、其通りに記し置きたれ共、後に聞合すれば右の二郷も他郷に異なる事なしと知れたり、仁位郷の中にて昔より猪荒のなき村々は、猪追詰めの以前より木庭を甚だ明け過し、猪荒れの強き村々と、猪荒れの少なき村々は、其以前より木庭を大抵に明け過し居りける上に、猪荒れの止みたるにて郷中一同に甚だ明け過せしなるべし、木庭作にて岩原となれる所の多きと言へるを咎むるは當らぬ事なり、岩の出たる所の多きと云ふべき事なるに、岩原になれる所の多きと言ひしは詞の精しからざる迄にて、我も人も常に言ふ詞に其類の精しからぬ事は甚多し、片下りなる所を段畠となさずして耕作すれば、漸々に土の下がるにて、岩の上の土の薄きは、岩を著はし岩の上に堅き苦土有りて、其上に上は土あるは苦土を著す事是れ定れる事也、其如くなる所の希れなるにてなくば多きと言も僞ならず、多きといふにも、少なきといふにも、段々の次第あるべけれ共、其次第を精く考へ

て語る事大抵にはなき事なるぞと言けるなり第五條

老農類語を編せし人に問へるは、彼の書の内に佐次郷奉役の申出たる詞を記し置けるに、郷中村々の木庭の地位を考へ、村下知人肝煎農作鍛煉の百姓を召寄せ委細に吟味を遂げ、何村は今作人壹人前より一ヶ年の夏秋兩度に伐り明くる木庭何程ヅヽ、上々木庭、上木庭は何ヶ年に一遍、中木庭、下木庭を何ヶ年に一遍、上々木庭、上木庭の土厚き所の跡作何ヶ年と、一村切りに極めて帳面に記し、郡奉行所に差出し置、木庭作の法を守れるか背けるかの檢分役は、奉役より郷士、郷足輕の内を二三人選みて定め置き、村々の内にて竊に人柄を選み、隱目付を定め置き、法を背く者あるを密々に聞き、用捨なく吟味を遂げよと郡奉行より下知有り度事也と書へる由記し、何れの郷にも佐次郷奉役の申立の通りにせよと下知ありて宜しからんかと書述置けり、只今には其儀をいかゞ思へるぞと問ふ、其人の答に、老農類語編修の時に八郷奉役より申し出し說は、右の說より外に取るべき說なかりし故、其如く下知ありて宜しからんと書付置たり、後に委く考ふるに、下知の次第に紛はしき所の多きなれば、郡奉行奉役の心に少しの怠りもなく下知をなせるとも行はる間敷事也、我れ嘗て著はせし土穀談に記し置きたる木庭作を、伐掛に改るなし樣も彼の書に記せし樣には行はる間敷事なり、乙巳の秋に至り伊奈郷奉役の始て下知せし次第こそ、郡奉行奉役の心にさへ怠りなくば能く行はれ、長く行はるべき事ならん、山畠、段畠に成間敷嶮岨なる木庭は甚だ廣ければ、總體の木庭作の分數を見分する事はな

し難く、山畠、段畠になるべき木庭は狭ければ、未だ山畠、段畠になさぬ前に當分木庭作せしむるも分數を檢分する事なし易く、山畠、段畠になるべき分を山畠、段畠となしたる後に、山畠、段畠になし置かぬ所に作物の生じ居けるは見へ易く知れ易く、山奥に木庭の禁を犯したる所の有りなしを、不時に其郷の木庭檢分役も郡奉行所の足輕も折々に見分せば、山奥も木庭の禁を犯す事も成り難くして、其下知相續するにてあらん、行はるべき事にても其下知に勘辨の足らざる所ありて行はるべき樣なし、土穀談に山陽道の諸州にて行はるゝ逐鳥狩を此州の郷村の山にてなすならば、是の如くして宜しからんと思へる次第を記し置きたるに、上郷の給人の批判して言へるは、彼の書に記せる分にては逐鳥狩をなし得まじ、大なる所に勘辨の足らぬ事あり、四組の狩人を二組は兩方の山の下に立て、二組は兩方の山の中に立んとせば、其人數の立並ぶ時の騷ぎにて雉は殘らず山上に登り、狩人の山上に狩登らんとする時は、外の山に力を限り舞ひ越すべし、狩るべき山には山中にも山下にも、兩方の山の間の平地にも狩人を入れず、狩るべき所と狩らざる所との境の山上山下に、狩らざる方より狩人を二三十間に壹人も立廻し、其立廻しの濟たる時に立廻しの狩人より早く狩音を揚げ、其上にて狩るべき所の兩方の山中山下に、二組ヅヽの狩人を二三十間ヅヽ間を置き立て並らべ狩上り狩下り、外廻りの狩人は狩音を揚ぐる迄にて動かずば、山中山下の狩人の雉を得る事多からんと言へり、誠に其如くあるべき事なり、下知の行はるゝ事にても、以後に至りて破れ難からんと見へたる道を可レ用事ならん、水氣

を生ずる爲に田畠ある所の川上に杉を植るは他方にもある事なりと言へり、郡支配より此度の農政の條目の中に、谷川の川端に眞櫧を植立よと命ぜられたる由聞及べり、眞櫧も水氣を生ずると知れける故なるべし、水氣の生ずる爲めに杉を植立よとあらば、數十年の後に至り取り出しの手寄りの所に別して能〻育ちたる大木あらば、用木に伐り取らせらるゝ事決してあるまじきとは極め難く、若し伐り取らば其跡に植る杉の長ずる迄は水氣の衰にならん、櫧は大木に成程貫る事多く、柱にも板にも帆柱にも用ひぬ木なれば、水氣を増す爲に谷川の左右三十間ヅゝに植るには當然の植物なるべし、何事も其意旨を可ㇾ用事ならんと言へる也第六條

上鄕の老農の上府して語れる事を聞及ぶに、村々の地分けを郡奉行所の差圖を不ㇾ得して私に改る事を元祿年中に停止ありて、今作人帳を出さしめられ郡奉行所に備へ被ㇾ置しなれば、地分停止の旨を守らずして叶はぬ事なれ共、不精成る下百姓作所の草を取る事も、養を入る事も疎かにして、草の根の年々に蔓り、地の位も年々に惡くなれば、面々のなし樣の惡しき故とは思はず、地分け不同ありと言ひ立て、地分けする村も有る故、其村は面々の作所の地位を能くなし置きても、地分の時は他人の作所に成るべしと思ふにて、總百姓の耕作に心を用ゆる事粗くなれり、地分け停止の旨は其害を被ㇾ考ての事と見へ、此方の鄕の隣鄕には其法の能く立ち居ける樣子なれ共、此方の鄕には其法を守らず、何れとも總百姓の害になり、農政の妨げに成る者は下百姓なりと語れる由聞及び、以前郡奉行を勤し人

に其事を語る、其人の言へるは、其沙汰あらば郡奉行より正しの詞には、内證の地分けの停止は農政の上へにての輕からざる事なるに、一村にても其法を守らず、不精なる百姓の言ふ所に任せ地分をなさしむるは、其村の下知人肝煎の罪也、村下知人肝煎の法を破る事是の如くなるは、其郷の奉役より郷中の下知に心を用ひざる故なれば、村下知人肝煎の罪は則ち奉役の罪也、奉役より郷中の下知に心を用ひざる事是の如きに至れるは、郡奉行より奉役の勤方の油斷なき様に心を用ひざる故なれば、奉役の罪は則ち郡奉行の罪也、然れば只今地分け停止の法の破れ居ける村ある事を知りたる迚、其郷の奉役と其村の下知人の罪を郡支配に申上げ、相應の叱りを蒙らしむべき様なし、此後に法を破り地分けしたる村ありと聞かば、早速に僉議を遂げて申上べし、法を破ると法を守るとの兩様を脇筋より聞き立て、元より足輕目付にも聞立てさせ、脇筋よりの聞立にて知る事を足輕目付より此方に申聞けずば足輕目付の罪を申上げ差除けられん事を請ひ申すべし、此旨を足輕目付に言ひ付置くにてあるべしと言渡せるにてあらん、足輕目付への言渡しにも、此後々脇筋の聞立ての路を密かに拵へ置き、足輕目付の聞立に油斷して心を用ひず、聞立たる上にても隱し居りて申出ざると見へたるならば郡支配に申上げ、足輕目付の中にて油斷する事と、實を隱す事の甚きと見へたるものを先づ壹人差除け、相應の者を代りに言ひ付け、其上にても心を改めずば、又其中にての甚き者を差除け、段々と其如くして四人の足輕目付一同に目付の職分を守る様にすべしと實意を以て堅く言渡せるにてあらん、郷村の中に

て農政の良法を守らぬ村ある時に、其鄕の奉役を正す事はなくして、八鄕への一同の下知に何の法を守らざると聞へたるなれば、以來は堅く守るべしと覺書にて言ひ渡すは宜しからぬ事なり、當用にて鄕村に下れる時に、法を守らぬ村の下知人肝煎を奉役の宅に召寄せ、奉役にも村下知人肝煎にも前に言へる詞の趣に實意を以て言渡さば、地分け停止の法の立つのみならず、此度の農政の下知の行はるる勢ひも強くなるべし、然れば急務にてなき下知は一切に止め置き、以前より有り來れる法にても、急務にてなき法は廢し居りけるまゝにし置き、下知の條數を少なくして、下知する事は必ず行はるゝ樣に心を用ゆべき事ならんと言けるなり第七條

郡支配より下知ありし儲蓄法に、籾麥を物成りの三倍迄出し立つるを出し立の限りとし、其後は凶年に取り返したる分を出し立て足し置き迄にし、出し立の格與良鄕奉役の申出しを被レ聞に、其年の籾麥の出來を積りて、物成りの三倍に餘れる餘の分を儲蓄の方に出さしめられ、出來を積りて物成の三倍に足らざる年は、足らざる分を儲蓄の方より取返し、每年舊穀を新穀に取り替る格に成り居けれ共、百姓の心に舊穀を新穀に取り替ゆる事を嫌へると聞き、奉役村下知人の處置をいかゞして宜しからんかと或人に問ふ、其人の答に、前年の麥籾を其年の籾麥に取り替へしむるには、舊穀一石を新穀八斗にかへよと差圖すべき事ならん、然れば麥八石出し置きたる百姓は、三月の節の中頃に其八石を受取りて精麥となし、新麥を取り納め秋物を蒔付け、秋物を取り納る間の食用に當て、新麥六石四斗を七

八月の頃に至り返し納れ、其翌年凶年にてなく常年ならば、八石の麥の一石六斗減り居けるを足し、麥の物成り二石を上納する百姓の儲蓄を八石迄出し立てざる前に、新麥を舊麥に取り替ゆるは、其年の麥出來を積りて物成りの三倍に餘れる餘りの分を儲蓄の方に出し、其上に彼舊麥を二割減りの積りにして儲蓄の方に返し、舊麥を取り置きたるを二割減りの積りにして返す石數と、其年の出來を積りて物成の三倍に餘れる餘の分を儲蓄の方に出す石數を合せたる時に、儲蓄の分數物成の三倍より多きと見へたらば多き分は出さず、物成の三倍に當る程に出し、籾も其格に出せと奉役より差圖すべき年ならん、舊穀の升目の減り居ける分を引て、新穀にて返せと差圖せば、前年の麥の拵への善し惡しにて、升目の減り一樣ならぬ所も可し有ゆへ、舊穀の減り二割迄は減らすとも、百姓の取かへを嫌はぬ爲に、二割減りと定めて宜しからんか、農政の行はれて籾麥出來增麥取り納めの下知の行はるゝならば、儲蓄の籾麥を取り返す程の年の少きにて差引煩雜せず、儲蓄の法は能く相續するにてあらんと答へけるなり第八條

丁未の夏に至り沙汰するを聞くに、八鄉の奉役村下知人內々にて言へるは、郡支配より壬寅の年に夫使帳出銀帳の事を八鄉に命ぜられ、乙巳の夏に至り來年丙午の春は夫使帳出銀帳の上にての正さるべき事を正さるべしと命じ置かれたれ共、今年丁未の春迄其正しなし、百姓より足輕目付を以て郡支配に差上る帳面の樣子を密に聞及ぶに、奉役村下知人の使はざる夫使を使へるになして帳面に記せる事

もあると聞及べり、夫使出銀の事を命ぜられしより以來は、夫使に殊に念を入れ、使はずして叶はざるをのみ使へり、然るに無賃の夫役を帳面に記せる事あるは、郡支配よりの正しの時に可ニ申開一と思ひて待居けるに、其正し延引しては無賃の罪を蒙り居けるなれば、願上げて成共正しく可レ受事なりと言へる由沙汰せり、若し其沙汰の如く郡支配よりの正しを口上書にて郡奉行に願出たらば、郡奉行いかゞの處置あらんかと聞へり、其人の答に、八郷の奉役村下知人より其如く願出たらば、郡奉行より諭しに夫使帳出銀帳の事を命ぜられ、百姓訴狀の事を命ぜられしは、郡支配より百姓の爲めを思はるゝのみにてなく、奉役村下知人の爲め郡奉行の爲を思はるゝなり、百姓訴狀の事と夫使帳出銀帳の事を命じ置ては、郡奉行の愼みも其以前よりは深くならずして叶はぬ事也、各迚も其通りならん、然るに鄉村の役人の中にて誰人とは知らず、訴狀の事と夫使帳出銀帳の事を命ぜられてより以來は、百姓の驕り甚敷成り、役人の下知を以前の樣には受けざると言人有りと沙汰せり、百姓の公役を勤るは其以來も以前に替らざると見へ、奉役村下知人に上より許し置かせ給へる手使を勤むる事も以前に替らざると見へたり、奉役村下知人より使ふべき夫を使はんとする時に百姓の受けぬならば、早速に郡奉行所に不ニ申出一して叶はぬ事なり、其申出なきは使ふべき夫を使はんとする時に百姓の受けざる事なき故ならん、然れば以前の樣に下知を受けざると言べき事に非ず、丙午の春に至りて夫使帳出銀帳の上にての正さるべきことを正さるべき由乙巳の夏に命じ被レ置、今年まで其正しなきは、定めて故ある事

なるべし、其正しを故ありて差延べ置かれても、正しを止めらるゝことはなきなれば、時節を以て正さるゝにてあらん、各の心には百姓より差出す夫使出銀の帳面に相違の事もあるべきゆへ、正しを受けて相違所を申開き、帳面を書きたる百姓の罪を著はし、相應の罪を蒙らしめんと思へるにてあらんか、若其如く思へるならば、是亦心得違なるべし、夫使出銀の帳面の上の事を郡支配より足輕目付を以て尋ねらるゝ事もある樣子なれば、百姓の不了簡にて相違の事を帳面に記せる所は、足輕目付を以下の尋ねの時に知るゝにてあるべし、何れの州郡の役人も其領內の事と、隣端の事を聞きけるは隱し目付を以て聞けると言なれば、是州の郡支配の鄕村の事を聞かるゝにも隱目付あるべし、百姓の記せる帳面の虛實を內々にて足輕目付を以て正さるゝのみならず、足輕目付の申所の虛實は隱目付を以聞かるべし、然れば百姓の帳面の上の事を郡奉行を以正さるゝは、各より使はるゝ間敷夫を使はるゝ證據を分明に開き立て置かれし上にての事なるべき故、正しに及ぶ程ならば各の申開きは成まじ、各の心には正さるべき夫使は少しもなきと思へるにてあるべけれども、心の達せぬ所には心ならぬ誤りあるもの也、府中の諸役より上みへの申上に、段々の目付より某共の事を告げ奉らば、其虛實を正し給はん事を奉ㇾ願との申上ありし事を終に聞かず、郡支配より百姓に訴狀の事と夫使帳出銀帳の事を命じ置かれしは、上より府中に下目付を立て置せ給ふと同じ道理ならん、下目付の聞及び見及びて頭役へ申上る事に間違へ心得少しもなきにてはあるまじ、申出る事の中にて吟味に可ㇾ及所は、役頭より內々にて吟

味あるべし、ケ様の儀をも思ひ合せ、勘辨せずして叶はぬ事也と諭しありて、願出の口上書を即時に差返へせるにてあらんと答へけるなり第九條

丁未の秋に至りて沙汰する一說に、中國の名君は告訐を禁じ給へるに、是州の郡支配百姓に告訐を命ぜられしは當らぬ事と言へる由聞き及び、其說を或人に語れるに、其人の言へるは、其說は唐の太宗の群臣に言ひて、直言の道を開くは國を利する也、是頃は封事を上げて人の細事を訐く事多し、今より是をなすものあらば、讒人に當て罪せんとの給へる事を書籍にて見たる人の言ふ所ならん、今の郡支配の百姓訴狀の事を命ぜられしは、百姓の難儀になる事を書付て足輕目付に出せと命ぜられ、奉役より百姓中に言ひ渡さしめられたると聞く、上よりの命令の中に、百姓の難儀に成る事有間敷とは極め難からん、奉役村下知人の言付る事の中に、百姓の難儀になる事も有らん、然れば百姓訴狀の事を命ぜられ、村々の事を聞かるゝは、直言の路を開かれたる善政也、是を指して告訐を命ぜられしと言こそ當らぬ事なるべけれ、訐は人の陰私を攻め發くなり、唐の太宗の人の細事を訐くとの給へる是也他人の難儀に成事にてもなく、國家の政道を害ふ事にてもなき小細成る陰私を言ひ立るを訐と名付る也、人の好からぬ事を言ふを總て訐と名付るにてはなし、申棖を剛なる者と稱するを孔子の聞き給ひて、棖は慾なりと發き給ひ、微生高は直の名ある者なるに、孔子の彼れが不直を發き給へるは、世人の是非に惑はん事を憂給へる仁心也、人の惡を稱する事を好み、人の私を訐ひて直とするとは甚だ違

ひたる事なり、是州の郷役人も村役人も一同に正直なる人ならば、百姓訴狀の事を命ぜられしを譏り咎むる道理もあらん、正直なる役人の揃へるにてあるまじきと知りながら、百姓訴狀の事を譏るは、勘辨せずして漫りに譏るならんと言へり、又沙汰する一說に、中國にては名を記さぬ書付を匿名書と言ひて好からぬ事に成り居けるに、是州の郡代より鄕村の者共に匿名書を出せと命ぜらるゝは、處置の宜しからざるなりと言へる由聞及び、其說を或人に語れるに、其人の言へるは、匿名書を出すは志士のなすべき事にあらず、君命にても決してなすまじき事也、是州の鄕村の目付迚相應に目付役を立て被ㇾ置たるにてなく、郡奉行所の足輕目付四人のみにて、東西三里南北二拾六里に散り居ける百十餘村の事を聞かしめらるゝは、聞得ざる事多かるべし、然れば百姓より申出る路を開き不ㇾ被ㇾ置しては叶はぬ事也、百姓より其鄕中の難儀になり、其村中の難儀に成る事を申出るに、其村の名を著はし其者の名を著はして書付を出せとあらば、鄕役人村役人の相手になる事を恐れて、いか樣の重き難儀ありても申出すまじ、鄕の名ばかり書きて封したるを足輕目付に出せと命ぜられしは、其如く命ぜられずして叶はぬ事なるべし、匿名書は君命にても出すまじき事といふは士に當つべき道理にて、百姓に當つべき道理に非らず、昔年或人の語れるは、豐前小倉の城主より其家中に匿名書を出せと命ぜられ、其書を納るゝ箱を定め被ㇾ置、一月の匿名書を翌月に主君と家老と出會の坐にて、用番の家老に開封せしめられ、讀ましめらるゝ格と成り居けるに、或時の匿名書の中に其主君の殊に寵せらるゝ近臣の惡

行を精敷書き、分明なる實事に極り、其寵臣を流罪に命ぜられしと語れり、主君寵臣の惡行を申立たらば、主君の心に違ひ自身の害に成るべきかと恐れて、目付より申上ざるを匿名書に書きたるにて知れ、惡人を除かるゝ事あるは匿名書の益なり、何事も一網に心得べき事にあらざるに、百姓の匿名書の事を譏るは勘辨せずして漫りに譏るならんと言ひけるなり第十條

右は丙午十月に書始め、丁未九月に書き終れり、書き終れる時は十三條なりしを、十月に至りて他の農書に見へたる文段を省き十條となす也

民事紀聞附說終

農政御下知問答

農政御下知問答

問　此間承り及候に、御郡御支配御兩所農政之御志殊更御堅固に被ㇾ爲ㇾ成候由に候、就ㇾ夫此後之御下知御仕掛けを如何被ㇾ成候て可ㇾ有ㇾ之と、其元之心に察し被ㇾ申候哉

答　先日其方に申達候書付に致二書載一候は、與良、仁位兩郷へ木庭作御停止被二仰付一候には、木庭作御停止に付候て之御注文を御支配より御出し不ㇾ被ㇾ成、兩郷奉役より注文を申上候樣に被二仰諭一、其申上の注文を御用ひ被ㇾ成候て被二仰付一候方可ㇾ宜候存居候由令二書載一候、其後に存じ改め候は與良、仁位兩郷奉役之心に、御郡役之心を憚り不ㇾ申候て、手前之存寄りを申上候へと御支配よりいか程に被二仰諭一候とも、心底を盡し候て申上候樣には成り申間敷候、然る上は御支配より御注文を御出し不ㇾ被ㇾ成候ては不ㇾ叶御時勢にて可ㇾ有ㇾ之候と存改め候、依りて當年六月此與良、仁位兩郷に木庭作御停止被二仰付一候に致し候て、御書付之存寄りは

一　木庭作停止之下知を伊奈郷にて試み其道筋相知れ候、仁位、與良兩郷に當年の秋之麥蒔付より木庭作を令二停止一候間、兩郷村々之木庭之內にて山畠、段畠に可ㇾ成木庭之畤目を相極め、百姓一人分

之蒔日高警へば三斗蒔にて候はゞ、其三分一之一斗蒔を木庭に切り候て致ニ耕作一、其跡を山畠、段畠に仕り、山畠段畠に成間敷險阻木庭之内を植立物所と名付け、一斗五升蒔ヅヽ伐り明け、秋物を蒔き麥を蒔き、其秋物跡麥跡には櫨之種子と小松を植立て、近邊に松之立居候所にて候はゞ、種子之散り候て自然と生じ候樣に仕り、山畠、段畠に可レ成木庭を不レ殘山畠、段畠に仕成し候村々は、田畠、山畠、段畠計りに耕作仕、植立物可レ仕木庭も今年より三ヶ年之間計り一斗五升蒔ヅヽ、耕作仕、四年目より以後は植立物所にても其所を伐け明け掘り明け候迄にて、植立て木庭作決して不レ仕、櫨松、杉、竹等何れ之木にても其所之地ニ致ニ相應一候を植立て候樣に可レ被ニ下知一候事

一　百姓共申候は、木庭作御停止に成り候はゞ、中分以下之百姓一同に難儀に可レ及候、只今迄之畠計りにさへ養ひの不足成る村々多く有レ之候に、山畠、段畠を加へ候ては彌養ひ足り不レ申、畠作木庭作にて得候程之作得を、畠、山畠、段畠計りにて何として得可レ申候哉と申由に候、如レ此申立候は此方より木庭作停止之下知を伊奈郷に計り申渡、其外は何れ之郷にも不ニ申渡一に付、伊奈郷之百姓之心には他郷に下知無レ之木庭作停止之事を當郷計りに下知有レ之候故、百姓より此下知不レ宜と申立て候はば、他郷の百姓も聞及候て、彌當郷より申立候樣に申觸し、當郷之木庭作停止の下知も頓て止み可レ申と存じ、其外之郷々之百姓之心には、伊奈郷に木庭作停止之儀之不レ宜所を不ニ申立一候はゞ、何れ之郷にも木庭作停止之下知可レ有レ之と存候樣子に相聞へ候、三月四月に栗木庭を伐り明け掘り明け、蒔付け候事

を止め候手間之延にて、畠、山畠、段畠之麥之草を取り土を寄せ、四月五月に木庭廣きに薄く出來居候麥を取り納め候事を止め候手間之延びと、麥跡を耕し大豆を蒔付候事を止め候手間之延にて、畠、山畠、段畠之麥を早く取終り、麥跡之秋物を早く蒔付け、六月七月に蕎麥木庭を伐り明け掘り明け、蒔付け候事を止め候手間之延にて、畠、山畠、段畠之秋物之手入れ養ひを致し、八月九月に麥木庭を伐り明け掘け明け、蒔付け候事を止め候手間之延にて、畠、山畠、段畠の秋物の手入れ養ひを致し、十月霜月に木庭之廣きに薄く出來居候秋物を取り納め、秋物跡を耕し麥を蒔付け候事を止め候手間の延にて、畠、山畠、段畠之秋物を早く取り終り、秋物跡之麥を早く蒔付け、牛馬之野飼を禁じ、木庭作之止み候手間之延之內にて、木柴、草茅を多く運び取り、牛馬に踏ませ候て、牛馬踏草之養ひ之不足を足し、牛馬に踏せ候餘りの木柴、草茅は積み立て、雨覆ひ致腐らし置、塵芥、枯草を取り集めて燒き置き、右之三種を以畠、山畠、段畠を肥し、土之乾きたる時之養に用ひて、作り水之達せざる畠、山畠、段畠には手寄り之川水溪水を汲み候て、作物之根を濕し候はゞ、木庭作を止め候利益分明に相見、當分にても木庭の作得程は畠、山畠、段畠にて出來增し、年々に能く仕覺へ候に隨ひ候て作得相增し、木庭作之止み候にて作物之仕付早く成り、仕付け之早く成り候にて出來も早く成り、出來之早く成り候にて麥跡之秋物の仕付け、秋物之跡之麥之仕付け、幷に田之種付迄手廻し能く候て早く成り、麥取納を多くは梅雨之前に仕廻して、長雨に腐らし候損も以前之樣に無レ之、其外山々に木之育ち候所

多く成り、大雨にも土砂之流れ下り候事少く、木之葉に雨を含み候事多く成り候て遲水之出候事少く、山々に雨木を含み候て雨後之旱にも水之涸れ候事晩く、山氣之強く成候にて夕立之雨も山氣の薄き時に勝り、土砂之流れ下り之少きにて川床漸々に深く成り、川筋修理普請の手間も年々減じ候て、其分は他之普請之手間の益に成り、山々に相應之植立物有㆑之中には其實を食用に當て、賣出しの用に當て候植立物も有㆑之、山々に木之多く育て候にて材木、板、屋根板の用を足し候益も有㆑之、山氣之強く成り候にて水氣之增し候所より、水之涸れ易き谷も水勢強く成り、井手溝を掘り候て水を引き、堤を築き候て水を蓄へ候事之成り候程之水を生じ、田と成る間數畠、山畠之内にも田と可㆑成所段々に出來、木庭作之止み候利益は不㆑輕事にて可㆑有㆑之候、然所伊奈鄉之百姓多くは木庭作を止め候手間之延びを、畠、山畠、段畠の手入れ養ひに用ひ不㆑申、畠、山畠等の作物之出來は元之如くに出來、木庭作を止め候て木庭之作得之減り候分を木庭作停止之害と申立、木庭作停止之下知伊奈鄉にても破るゝ樣にと存じ、他鄉之百姓は彌木庭作停止之下知之無㆑之樣にと存候樣子に相見へ候段、百姓愚かなる故のみにては無㆑之候、此方より木庭作停止之下知を伊奈鄉に計り申付け、農政之下知を請居候與良鄉、仁位鄉、佐護鄉、豆酘鄉にも不㆓申付㆒候にて、此方にも疑ひ有㆑之、決定之下知にて無㆑之と存候故にて候、殊に多年仕來り候儀は不㆑宜事にても、宜きと存じ、仕來り不㆑申儀は宜き事にても不㆑宜と存候段、大抵人情の常にて候へば、百姓之心に木庭作停止を嫌候段、何れにも百姓の心の愚か成ると計り可㆑申樣

無レ之候、然ば此度木庭作停止之下知を八郷一同に可二申付一事に候へ共、此方に考へ居候樣子有レ之に付先づ仁位、與良兩郷に申付候、去年三根郷之農人申候とて致二沙汰一候は、木庭作御停止之樣子を承り候に、山畠、段畠に可レ成木庭は山畠、段畠に仕立て候て耕作仕り、山畠、段畠に不レ成險阻木庭には木を育て候へとの御事と相聞へ候、若し此方之郷に木庭作御停止を被二仰付一候ても、中木庭、下木庭之險阻なる所に耕作不レ仕分は何共不レ存候へ共、上々木庭、上木庭之險阻なる所に耕作不レ仕候は殘り多き事にて可レ有レ之候、左樣候とて上々木庭、上木庭之木庭作を御免し被レ成候はゞ、御法は立ち申間敷と申候由致二沙汰一候、右之申分は勘辨有レ之農人之申候事と相聞へ候、險阻木庭にても上々木庭、上木庭には木庭作を免し候はゞ、木庭作停止之法其所より破れ候て、一分之利を取り九分之利を捨て候に可レ成候、何れ之郷村にても上々木庭、上木庭は少く、中木庭、下木庭は多く候所をも考へ可レ申儀にて候、又去年豐崎郷之農人申候とて致二沙汰一候は、此方之郷村之內には畠之甚少く候て、木庭にて立ち居候村四五村有レ之候、若し此方之郷にも木庭作御停止被二仰付一候はゞ、右之四五ケ村は潰れ可レ申候と申候由致二沙汰一候、畠之甚少く木庭之多き村にても、其木庭之險阻成所は稀に作得有レ之迄にて、常年に作得有レ之候は畠と山畠、段畠に可レ成木庭にて候段、何れ之郷も同じ事と相聞へ、山畠、段畠に可レ成木庭の分を山畠、段畠に仕成し、險阻木庭之耕作を止め候手間之延びを以て、畠、山畠、段畠の手入れ養ひを以前より精く仕り候はゞ、畠、山畠、段畠の出來增し之分數險阻木庭の出來の並しよりは多

き筈にて候、畠之少く木庭の多き村々は、木庭之内の山畠、段畠に成り候所も、畠之多く木庭の少き村々之山畠、段畠よりは多き筈にて候、何れの郷の農人にても不勘辨成る者共は、皆々豊崎郷の農人の申候通りに申にて可レ有レ之候、去年府中之人の御郡役に申候は、與良郷之尾浦村之様なる畠甚少く木庭は險阻にして山畠、段畠に可レ成所別て少き村、八郷の内に六七ヶ村も有レ之由に候、左様の村々に木庭作を御停止被レ成候はゞ、大き成る難儀に可レ成と申候、御郡奉行に如何に存候哉と尋候に、御郡役答へ候は、木庭作御停止は何れの郷にも大益可レ有レ之事に候へば、百十余村の内にて六七ヶ村に障り有レ之候とて、百十餘村之益に可レ成事を不レ被二仰付一筈は有レ之間敷候、木庭作御停止之上にて左様の村の百姓彌難儀仕り候に極り、木庭作を止め候代りに成り候程之渡世之助け無レ之候はゞ、其村々之百姓之竈數を畠の地面相應に御極め被レ成其餘り之竈を畠、山畠、段畠之地面多き村々に御移し被レ成候に、何の障りも有レ之間敷と答へ候由に候、山畠、段畠に可レ成木庭の別て少き村々は、木庭の作得の並しも甚少き筈にて候、左様之村々は作得之甚少き險阻木庭に雜木之自然生を育て、利有る木を植立置き、府中に近き村は雜木之所を十坪に分け、年々に一坪ヅヽの木を薪に伐り出し、府中に遠き村は材木板にも屋根板にも取り出し候はゞ、作得の並しの甚少き險阻木庭に木庭作仕り候よりは、利益勝り候にて可レ有レ之候事

一　木庭作を令二停止一候には、山畠、段畠之普請成就之上にて令二停止一候方可レ宜と相見へ候、一筋も

有レ之候、其故は山畠、段畠の普請成就之節は、木庭作を止め候ても作所の減り諸付之減り候儀、山畠段畠之普請成就不レ仕前に木庭作を止め候樣には無レ之、百姓之木庭作停止を嫌ひ候心も其分程輕く、山畠、段畠之普請に精を出し候にて可レ有レ之と相見へ候所にて候、然共其筋は百姓之情を考へ候事之精しからざるにて候、此度之農政之肝要之所は、木庭作停止にて候と此度之心底に存じ入り居候段府中鄉村に知れ渡り、百姓共皆々其儀を聞居候由に候へば、山畠、段畠之普請成就之節に木庭作を可レ爲二停止一と申渡し候ては、山畠、段畠之普請を果敢取らせ不レ申、山畠、段畠之普請成就何つ迄も無レ之樣に仕り度と存候心に成可レ申候、然ば木庭作停止を早く申付け候て伊奈鄉之格に仕らせ候も、木庭作停止を晩く申付け候も、百姓之請け方の違ひは無レ之、百姓の請け方違ひ無レ之候には早く申付け候に利益之勝り候筈にて候、不レ宜仕來りを改めさせ候に、晩く改めさせ候て宜きと申儀は無レ之、百姓の請方は郡支配郡奉行と其鄉之奉役其村之下知人の農政を重んじて眞實の厚薄に可レ依事に候、此方は木庭作停止之事を令二下知一候本人にて候へば、眞實の薄く候て可レ爲二下知一樣無レ之候、郡奉行奉役村下知人一同に木庭作停止之旨を得心にて眞實に令二下知一候はゞ、府中鄉村にていか程に木庭作停止の下知を譏り候共、鄉村に木庭作停止の下知を受け用ひ不レ申村は一村も有レ之間敷候、村下知人之心は奉役之心に隨ひ候にて可レ有レ之候間、仁位、與良兩鄉の奉役右の旨を深く相考可レ申議に候事

右之三ヶ條は仁位、與良兩鄉之奉役に木庭作御停止之儀被二仰付一候時に如レ此趣に被二仰渡一候て可レ有二

御座一哉と存寄り候趣にて候、御支配御兩所御心を被レ盡候て御考へ被レ成候はゞ、尚又宜き被二仰渡一様の道筋を被二思召出一にて被二仰達一候にて可レ有レ之候、其御書付之御草案を御支配之御宅にて御郡役中に御見せ被レ成、存寄りを御聞被レ成、御用被レ成候儀は御用ひ被レ成候て、御草案に御書き加へ被レ成、仁位、與良兩鄕春役をも被二召寄一、御見せ被レ成候て存寄を御聞被レ成、御草案之御吟味を五月之御下着前に御濟め置き被レ成、御下着之後に御郡先御支配に被レ懸二御目一、先御支配木庭作御停止之儀を折々御詞に御出し被レ成候て不レ宜儀と被レ仰、其儀之止み候様に被レ成度と深く被二思召一候も、上之御爲鄕村之爲を被二思召一候ての御事、御郡當御支配御兩所木庭作御停止之御下知之被レ行候様に被レ成度と深く被二思召一候も、上之御爲鄕村之爲を被二思召一候ての御事、其趣は甚違ひ候ても、上之御爲鄕村之爲を被二思召一候所には少しも違ひ無レ之、御仲間には或は宜きと被二思召一、或は不レ宜と被二思召一候儀は上に被二仰上一候て、上之御決斷に御任せ不レ被レ成候ては不レ叶御事に候段を被二仰談一、御郡先御支配之外之御仲間にも其旨を被二仰談一候上にて、御書付之御草案を上に被二差上一、上之御思召に木庭作御停止不レ宜と御座候はゞ、御郡御支配の御加役を御辭退被レ成、上之御思召に木庭作御停止宜かるべきと御座候はゞ、御郡役中へ之被二仰渡一に、北度之仁位、與良兩鄕へ之木庭作御停止の被二仰渡一は、上之御差圖を御蒙り被レ成候て之御事に候、御郡役中に一人にても木庭作御停止を上は邊にて同意と申、內心には不同意に存候人有レ之候ては、御下知之妨げ不レ輕事に候間、心底に少しにても不同意に存候人は、早

く御役之御斷り申上候樣にと御兩所より嚴密に被㆓仰渡㆒、左樣の折渡り相濟候上にて、兩郷之木庭作御停止之御書付を御郡役に御渡し被ㇾ成にて可ㇾ有ㇾ之候、右之段は御支配御兩所此後の御處置を拙者愚蒙ながら奉ㇾ察候趣にて候、此程其方より書付にて知らせ候は、御支配御先輩之御思召に木庭作御停止被ㇾ成候一兩年は、百姓少々難儀可ㇾ仕段は相知れたる事に候、其所即耕作を精く仕る筋に向ひ候所にて候、然共伊奈郷奉役後輩之樣なる勘辨の深き上に心を用ひ候事も厚き人は、百姓の少しの難儀早く救ひ立て候樣に有ㇾ之候ても、勘辨も淺く心を用ひ候事も薄き奉役の郷に木庭作御停止を被㆓仰付㆒、畠、山畠、段畠之耕作之仕形之能く成り候下知を仕屆け不ㇾ申候はゞ、百姓の少々の難儀も終には重き難儀に可ㇾ成候、依ㇾ之木庭作御停止之儀を早く被㆓仰付㆒候段御決し難ㇾ被ㇾ成思召候、奉役より之耕作之下知之伊奈郷奉役程に有ㇾ之間敷と御考へ被ㇾ成候郷は、一村之內にて二人にても三人にても農師と可ㇾ成者を撰び候て立て置き、一村之百姓を二ッに成り共三ッに成り共分け、農師之敎へに隨ひ候樣に仕り候へと御下知被ㇾ成候ては、如何可ㇾ有ㇾ之候哉と被㆓思召㆒候由承及候と申知らせ候、右之御思召御尤之御事に候、村々之農師之儀は當月八日之日付けにて其方に申達し候書付之內記し置き、拙者存寄り之大意も則御先輩之御思召之通りにて候、御先輩之御心には奉役之下知樣子いかゞ可ㇾ有ㇾ之哉と御疑被ㇾ成候と相見へ、拙者心には御郡役一同に御下知に同意被ㇾ致候眞實之所如何可ㇾ有㆓御座㆒哉と疑ひ候、御郡役一同に木庭作御停止之旨を眞實に同意被ㇾ致候はゞ、他郷は不ㇾ存、與良、仁位、佐護には一兩年

前に本庭作御停止の御下知被ㇾ行候て、伊奈郷の御下知は彌以堅く成り、百姓之心も只今之樣成る儀にて無ㇾ之、差て御支配之御心遣には及申間敷候、只今之勢に成り候ては、内心に本庭作御停止を不同意に被ㇾ存候御郡役にても、不同意之詞を府中の人には少しも出し得被ㇾ申間敷候、詞に不ㇾ被ㇾ出候ても内心に不同意に被ㇾ存候はゞ、御下知之妨げ不ㇾ輕事にて可ㇾ有ㇾ之候、御先輩之御心に其所を深く御考へ被ㇾ成度御事に候、御下知を内心に不同意に存候御郡役有ㇾ之候て、御下知の妨げに成り候所を精く御察し不ㇾ被ㇾ成候か、御察し被ㇾ成候ても其人を御替へ被ㇾ成候御事之難ㇾ被ㇾ成御時勢にても候はゞ、御下知之被ㇾ行候段甚無㆓心元㆒候、御郡役一同之心に郷村の人に對し御下知之妨げに成り候詞を一言にても出し候はゞ、必定御役を被㆓召上㆒にて可ㇾ有ㇾ之と深く被㆓存入㆒候樣に御仕掛け被ㇾ成候はゞ、與良仁位、佐護には段々と御下知被ㇾ行、其勢に成り候はゞ地方普請奉行の存入も改り、佐須郷之本庭作御停止之下知、山品、段品の普請之下知、農作之下知を彼人に御任せ被ㇾ成候迄にて被ㇾ行、其勢にては三根郷、豆酘郷之御下知も被ㇾ行、豐崎郷計り之獨り立ちは成兼候樣に成行き可ㇾ申哉と存候

問　先日其元より之書付之内に、其元之存寄りを段々に書述候て見せ可ㇾ被ㇾ申との儀書載有ㇾ之候、其段々之存寄りはいか樣の事共にて候哉

答　申殘し置候事を段々に書付候て可㆓申達㆒と兼て存居候へ共、當月上旬以來氣力之疲れを押し候て、其方へ申達し之儀を書述候にて氣力疲れ甚敷成り、前之疲れ之樣成る事にては無ㇾ之候故、此一件に付

候て之存寄りを書述候て其元へ申達候段、此間之書付迄と可ㇾ存候

右者此方より書付にて老人方へ尋遣し、老人方より書付にて申來り候次第を記し置候也

農政御下知問答 終

木庭作御停止批判覺書

木庭作御停止批判覺書

享保乙巳之夏、御郡御支配より木庭作御停止之儀御試とて、伊奈郷に被二仰付一、伊奈郷奉役之相談を開屆御窺申上候儀は、取次候て申上候樣にと某に被二仰付一、御郡方佐役之勤に、右之儀を別て致二催帶一候、依レ之乙巳之秋より當年己酉之冬迄五ヶ年間、末々にて木庭作之御下知之次第批判仕候趣を、段段聞集候て左に書記候

一　御下知を信ぜぬ者の申候は、木庭作御停止を、若他之鄉々にも伊奈鄉之如く命じ給ふならば、中分以下之百姓一同に潰るゝにてあらん、只今迄作り來りし畠ばかりさへ、養ひの足らざる村の多きに、山畠段畠をかへたらば、養ひ甚足るまじし、畠木庭作にて得來たれるほどの作得を、畠、山畠ばかりにて何として得るべきやと申候事

一　御下知を信ずる者の申候は、農人の三月四月に栗木庭を伐明け、蒔付る事を止めたる手間の延にて、畠、山畠、段畠の麥の草を拔き土を寄せ、四月五月木庭の廣きに薄く出來居ける麥を取納め、麥跡を耕し、大豆を蒔付る事を止めたる手間の延にて、畠、山畠、段畠の麥を早く取終り、麥跡の秋物を早く蒔付け、六月七月に蕎麥木庭を伐明掘明て、蒔付くる事を止めたる手間の延にて、畠、山畠、段畠の

秋物の手入れ養ひを致し、八月九月に麥木庭を伐明け掘明け、蒔付る事を止めたる手間の延にても、畠、山畠、段畠の秋物の手入れ養ひを致し、十月霜月に木庭の廣きに薄く出來居る秋物を取納め、秋物跡を耕し、麥を蒔付ることを止めたる手間の延にて、畠、山畠、段畠の秋物を早く取終り、秋物跡の麥を早く蒔付け、木庭作止めたる手間の延の中より、木、柴、草、茅を多く刈取り運寄せ、牛馬を野飼にせずして、木、柴、草、茅を多く踏せ、塵芥、枯草を取集て燒置き、右之兩種の養にして作物を肥し、旱にて土の乾きたる時は、作り水にて養ひ、作り水の足らざるは、手寄之川水溪水を汲運びて養ひたらば、畠、山畠、段畠の出來增の分數、以前の木庭作の出來に劣らず、年々に覺へたらば、出來增し彌以多からん、木庭作を止めたる手間の延にて、畠、山畠、段畠の作物の蒔付け植付け早く成らば、出來も早く成り、出來の早きにて跡作之蒔付けも早く成り、田に苗を植付る手廻しも早く成り、麥の取納の早く成りては、梅雨に麥を腐らす事もなく、木庭作の止み、山の木の育ちたる所の多く成りては、大雨の時に土砂の流れ下る事少く、木の葉に雨を含む事の多く成りては、遽か水の出る事少く、山々の草葉、落葉に雨水を含むこと多く成りては、雨後の旱に水の涸るゝこと晩く、山氣の厚くなりては、夕立の雨の降ること、山氣の薄き時に勝さり、土砂石の流れ下りの少なきにて、川床漸く深く成り、川筋修理普請の手間入り、段々に山々に木の多く育ちては、薪、材木板、屋根板の用を足し易く、山々に利ある木を植立て、自然生を育つる中には、其實を食用に當つるもありて、穀物を喰ひ延

し、以前溪水の涸易かりし所も、水氣增しけるにて、井手溝を掘りて水を引き、堤を築きて水を蓄はへ、畠、山畠の內の田と成るべき所は段々と田と成り、木庭作の止みたる利益なることは、輕からざる事なるべし、他方にても田畠を多く作る事をむさぼるを農人の病とし、田畠は分限より內端にして、深くたがやし、くわしくこなしあつて、土かふを利益おほしとする事農書に見へたり、是州にても好き農人は耕作を廣くする事をこのまず、耕作を精しくする事をこのめり、伊奈鄉の並百姓木庭作を止めたる手間の延を、畠、山畠、段畠の耕作手入養ひに用ひて、出來增ある樣にせず、木庭作を止めたるにて、木庭の作得の減りたる分、百姓の身上の衰へに成れると言ひ立、當分の損を嫌はずして、府中の汰沙にも木庭作御停止ゆへ、伊奈鄉の百姓は潰れたるなりと云ひ觸すを悅び、木庭作を數年止め置きしも、其間に木庭の木の長ずれば、數年の後に木庭作の御免とある時に、木の能く育ちたる木庭を伐り明け、木庭の燒草の多きにて作物の出來多く、數年木庭作を止め居たる損分を、其後に取り返すべきと當て居ける由沙汰するなれば、木庭作を一切に御停止なされ、山畠、段畠に成るべき處は、木庭作せずして漸々に山畠、段畠にし、植立物所も木庭作せずして植立よと命じたまひ、木庭作の御免しあれかしと期し居ける念を切て、木庭作を止めたる手間の延を、畠、山畠、段畠の手入れの方に用ゆる樣になされたき事なり、他方にては苦土を生土と言ひ、生土の毒氣に種子あたりては生じがたし、さかへがたしと農書に見へたり、是州之並百姓の云へるは、此度段畠普請を命じ給ふは、木庭作を停

止したまふべきためと見へたるなれば、段畠に苦土の交る様に普請して作物出來ず、段畠は無益の事なりと見ゆる様にせば、段畠普請も止よと命じたまひ、木庭作も停止あるまじきといひ、府中の沙汰段畠普請は益なきのみならず、害ある事なるに、百姓を苦めたまふと云ひ觸すを悦と聞へたり、伊奈鄕にて爲し來れる段普請の仕形の中にて、上土苦土を差別せずして、下手より段畠を平らかに拵へ、段々に上は手の上土を抓き下げて段畠の上土とし、上は手の土を抓き下げても、上土の足らざるは、上わ手の段畠の上手なる險阻の所の上土を、抓き下げて上土とするにて、段畠普請の定法にせよと命じ給ひ、只今まで出來居ける段畠に、苦土の交りたる段畠あるは、上手の險阻の所の上土を抓き下げて、上土にせよと命じたまはゞ、段畠の御下知も行はるべし、是州にても仁位鄕の唐洲村は、昔より段畠在りて年々に耕作し、府中の東西の山にも段畠ありて年々に耕作す、以前より是州に段畠なきに新に命じたまふにてはなしと申候事

一　御下知を信ぜぬ者之申候は、木庭作を止めて田畠と山畠、段畠にのみ耕作し、手入れ養ひを精くするならば、作物の出來增しあるべけれど、貧しき百姓は農の時節、公役銀のために山海を働き、公役の夫使にも當り、作所の手入れ、養の手廻し方、力に及ざる所あり、鰯を引く村々は、作所の手入れの力に及ばぬ所ありても、畠木庭の養ひに鰯を用ふれども、鰯を引かぬ村々は、干鰯を買ふ代銀を持ちたる百姓のみ、干鰯の養ひを畠木庭に用ひ、並百姓は用ひ得て、何れにも惣體に行き渡りて利益

となるは、木柴を焼て養ひとする木庭作なりと申候事

一　御下知を信ずる者之申候は他方にても公役の夫使ひなく、年貢の外の納め物のなき州郡はあるまじ、他方にて山の遠き郷村は、田畠に成るべき平地の中に、草を育て置きて草糞とし、塵芥の類を焼糞としけるに、是州の百姓は木柴草茅の多き山谷の間にある村々に居ながら、草糞焼糞を拵らへず、田畠の手入れ精しからぬは、木庭作に手入り多き故なるを、其事は云はず、只公役銀のための働きと公役銀の夫使にて、作所の手入れ養ひ達せぬとばかり云ひ成すなり、是州之作所は、瘠土の多く肥土の少くても、養ひとては木柴草茅多きにて、草糞焼糞を他方より多く用ひ、その上に水糞を拵へて、相應に用ゆるならば、諸作の出來増輕きことにてはあるまじ、木庭作御停止にならば、諸木を育つる山を二十區に分け、毎年一區ヅヽの木を伐れと奉役より下知あらん、山林迄田畠段畠と同く、作人面面の請持にし置かば、其年に伐るまじき所の木を伐る者ありて、禁制の力の及ばざるにて、山林の下知の破れとなり、木庭作の禁は立居ても、農時に山の働きを兼ね爲す如く、農作の勤おろそかに成らん、然らば木庭山の山畠、段畠に成らぬ所は、村々の作人仲間の請持に定ぬ木庭の中の、山畠、段畠に爲したる所の上手左右を、其山畠領の廣狹に應じて、或は二三十間、或は四五十間ヅヽ、伐寄せの燒草の用に、其山畠、段畠に附け置き、外海内海の方にても、浦内にては潮滿の限りと見ゆる所より三町迄の山々と、谷川の左右の三十間ヅヽを、牛馬飼用の草木を育て、苫用、屋根葺用の茅を育て置

く所とを除き、其外の山々を二十區に分け、毎年一區ヅヽの木を冬伐りにし、其伐り始めは二十區の中にて、木の殊長したる一區を伐り、其翌年は其頃に木の生長したる一區を伐り、段々と其格にして遂には年々に二十年立ての木を伐るに致しなし、山分けは農隙に本役村下知にて定め、潮滿の限りと見ゆる所より三町迄之山々立居けるは其儘に立置、草芽小木のみ生じ居けるは、小木を伐りて薪とし、冬の中の晴天の續きたる時に草茅を燒拂ひ、翌年の二月に至て眞櫧の種子を植へしめ、海邊の櫧は能く實のるといふなれば、長く育て置くに、櫧子を多く得るに利あらん、海邊に大木の連なり育ち枝葉の厚く茂りては、諸魚の地近く寄り來るといふなれば、鰯の引上げの多く利あらん、若外國の賊船の侵し來りても、大木のみ立居て、草茅小木立ち居たるは、外より火を放ても、火の炎へ上らず、內より大木を楯とし、木々の陰より鐵砲を放ちて賊を防ぐ利あらん、谷川の左右三十間の地にも、眞櫧の種子を植へしめ、何時までも伐り取らざるに成りては、川筋に水氣の強くなるにて、田に用ふる水に不足なし、田となるべき畠を田とするに利あらん、二十區中にて雜木の立ち居ける所は、其一區の木を伐、年に殘らず伐取て、伐株の若立を育て、栗、櫧、松、樅の交り居ける分は、其まゝに育て置、又廿年の後に其區の木を伐る時に、栗櫧は實のる木を立て置き、實のらぬ木を伐り、株の若立を育て、松樅を伐るには、種子松樅を殘し置き、自然生を育て、木筋好く育ちたるは伐とらず、大きなる材木の用に備へ、杉竹は陰地に植へ、桑は村近邊の川端と、南向の山附の畠の北の端に植へ、楮は

自然生の能く育つ所に育て、村地の木山と社領寺領給人領の木山と交り居けるは、別段に立てずして二十區の區數の中に入れ、社領、寺領、給人領の木を村人より伐て村に運ぶは、其木の四分の一を地主に渡し、四分の三を村人の伐手間、運び手間の賃に取らば、御年貢の大法出來高の四分一を上納するに叶ふべしと申候事

一 御下知を信ぜぬ者之申候は、豐崎鄉には畠の甚だ少く、木庭作にて、百姓の身上の立居ける村の四五ヶ村もあるなれば、若し豐崎鄉にも木庭作を御停止なさるゝに成らば、右の四五ヶ村は必潰るべし、與良鄉、尾崎村の如くなる畠の甚少く、木庭は險阻にして、山畠、段畠に成るべき所の甚だ少き村の八鄉の內に、六七ヶ村もあると聞こへ、其類の村々にも木庭作を御停止なさるゝに成らば、大きなる難儀に及ぶべしと申候事

一 御下知を信ずる者の申候は、上々木庭、上木庭は險阻なるも、作得の少なからぬといふことなれば、中木庭、下木庭は多く、上々木庭、上木庭は少くなれば、其少き上々木庭、上木庭の中にて、山畠、段畠に成らぬ所ばかり耕作せぬ損分は、輕き損分ならん、上々木庭、上木庭の中の山畠、段畠に成るべき分を、山畠、段畠に拵らへ、險阻の木庭の耕作を止めたる手間の延を、畠と山畠、段畠の耕作の出來の並しに劣らず、年々に精く爲し覺へたらば、以前の畠木庭を合せたる作得に勝さるべし、畠の少く木庭の多き村々は、其村々の木庭の內の山畠、段畠に成るべき所も、畠の多き木庭の少き村

村の、山畠、段畠に成るべき所の甚だ少き村は、其村の木庭の作得も甚だ少き分數なるべし、作得の甚だ少き險阻木庭に自然生の雜木を育て、其木山を二十區に分ち、二十區の中にて、木の殊に長じたる一區を初年に伐り始め、段々と其格にし、府中に近き村は薪にして賣り上せ、府中に遠き村は或は小材木にし、或は屋根板にし、農隙に賣り上せ、其利分と木庭作を止めたる手間の延を、畠の耕作手入れ養ひに用ひて、相應に出來增ある利分を合せたらば、以前の畠の作得と、木庭の作得とを合せたる利分よりも多からんと申候事

一　御下知を信ぜぬ者の申候は、木庭作御停止の宜からぬ事は、伊奈鄉の樣子にて知れたり、丁未の年の公役銀皆濟の御算用を、戊申十二月に御郡方より御勘定方へ差出さるに、三根鄉志多賀村未收三百目、伊奈鄉仁田組の樫瀧、飼所兩村の未收六百五十匁は、未收手形にて御算用相濟たると聞く、志多賀村は以前より知れ渡りたる困窮村なれば、左樣にもあるべし、樫瀧村飼所村は知れ渡りたる困窮村にてはなきに、其如くなるは、木庭作御停止の故なりと申候事

一　御下知を信ずる者の申候は、仁田三ヶ村は山の働きを第一にし來れる村なるに、木を伐る働き所の年々に遠く成り、働きの利分年々に減じける上に、近年は板材木の直段殊更下直に成れるゆへ、丁未の年の公役銀をも、戊申の年に皆濟し得ざれども、己酉の三月には未收の分を上納しけると聞く、元祿年中丙子、丁丑兩年大損毛にて飢米を拜受し、種子物拜飯米を拜借したるは大分の事なるに、其

上に丁丑年の公役銀皆濟の御算用を、御郡方より御勘定方へ差出さるゝ儀、戊寅の年には出し得られず、己卯閏九月に出だされ、戊寅の年の御算用を庚辰十二月に出だされ、數年の間其通にて、寶永二年丁酉より、前の年の御算用を翌年差出さるゝに成り、元祿年中にも困窮村の公役銀を、翌年の時分まで皆濟し得ざるは、其外の村々の公役銀内納の分數、其年の算用の時の現銀、上納の高に餘り居けるを以て差足され、彼困窮村の未收は、未收手形にて濟置れ、段々に取り立られたると聞ゆるなれば、仁田組の兩村の公役銀皆濟の御算用の時節に、去戊申の伊奈鄕公役銀三四ヶ月延引したるを、珍ら敷事の樣に云ふべきにあらず、去年戊申の伊奈鄕公役銀算用は、少も未收なく當十二月差出たると聞く、

十四年以來の御算用は

甲午の年は、現銀十貫百九十匁上納

乙未の年は、現銀三百五十匁餘上納

丙申の年は諸色上納にて、四貫九百四十匁餘納越

丁酉の年は諸色上納にて、十一貫三百六十匁餘納越

戊戌の年は、現銀七貫八百六匁上納

己亥の年は諸色上納にて、三十貫八百九十匁餘納越

庚子の年は諸色上納にて、十三貫二百九十匁餘納越

辛丑の年は諸色上納にて、二十八貫百匁餘納越
壬寅の年は、現銀三十三貫七百四十匁餘上納
癸卯の年は、現銀三十三貫百十匁餘上納
甲辰の年は、現銀三十一貫三百八十匁餘上納
乙巳の年は、現銀四十貫四百八十匁餘上納
丙午の年は、現銀三十八貫二百十匁餘上納
丁未の年は、現銀四十四貫三十匁餘上納

右何れも翌年十二月に御算用を差出たると聞及べり、八鄕の公役銀の新銀上納に成りしは、七年以前癸卯の年よりの事にて、數年四寶字銀にて上納し、右新銀上納になれる難儀の上へに、公役銀の差引に成る、諸色上納は甚だ少く、現銀上納は甚だ多く、其上近年は鄕村より府中に賣出す物の直段甚だ下直に成れる、是公役銀上納の皆濟に百姓甚だ難儀する所なり、若木庭作御停止の下知行はれずして百姓の農作を精くする心も出來、百姓に害ある勢も只今の如くならば、百姓の難儀年々に增すべしとも申候事

一　御下知を信ぜぬ者の申候は、以前猪逐詰なくば、此度の御下知なくても何にの害かあらん、今の御下知は、以前の猪逐詰の過ちを補はるゝまでの御下知と見ゆれども、其補は難レ成からん、是州の農

人の身上は、木庭作の利にて立ち居けるに、木庭作御停止に成らば、農人の身上は一同に潰るべし、農作を他方の州郡の樣に爲し來らぬ農人なれば、御下知にて木庭作を止めたるも、農作の爲し來りを何にとして改むべきやと申候事

一　木庭の古法は上々木庭を十に分ち置き、十の一を年々に明け、上木庭を十二に分ち置き、十二の一を年々に明け、中木庭を十七に分置、十七の一を年々に明け、下木庭を二十五に分け置、二十五の一を年々に明け、寛文四年甲辰の地分け以前は、田畠も木庭も百姓自分の持傳へにて、富民作所を多く持ち、地主の少きにて、木庭の分れも少かりしに、甲辰の地分け以後は、百姓一同に作所を受持、木庭の分れも多く成れる、山畠、段畠の外の木庭地の耕作を禁ぜらるゝ禁を犯すこと見へ易かるべけれども、木庭を古法の如く明けしめらるゝも、別に分數を定めて明けしめらるゝも、其分數より廣く明くると、分數の如く明くるとの檢分を、作人面々の木庭にても、毎年の麥作と秋物の作にて檢分せしめらるゝは、成るべき事もあらず、猪逐詰を論ずるに、猪の木庭の疇を破りて、作物の草生ひを掘り返し、實らんとするを喰ひ潰し、山に近き畠は畠作まで掘り返し喰潰せしに、猪逐詰以後に其損なき事は云はず、以前の年の木庭の柿木にて薪の用を達しけれども、猪逐詰以後は別に薪を伐り取るにて、百姓のために宜しからざると云ひ、木庭を廣く明ければ、種子に應じては出來の少くても、作所の廣く、種子蒔の多きにて、種子を引きたる殘りの作得の以前に勝れることは云はず、一石蒔より五石出

來るは、種子の四倍なれども、種子を引たる作得は四石也、二石蒔より八石出來る、種子三倍なればとも、種子を引きたる作得は六石なり、種子に應じては出來の少きことのみを云ひ、寛文甲辰の前は富民の方に、並百姓下百姓は富民の作り子となれるゆへ、富民の勝手の支へなきにて木庭を明け過さず、作り子に差圖して、大抵古法の通りに明けさせ、大雨の時も土砂石の流れ下ること少なかりけるに、甲辰に富民持來りの地面皆々取上げに成り、並百姓下百姓まで大抵地面を同じ程ヅヽ請持ちける後は、凶年の作の不足を取り足らずとて、木庭を段々と廣く明け、其所より種子に應じて出來は少く成り、木庭の土砂の大雨の時に流れ下ることは增し、元祿十二年己卯五月、其時の御郡奉行佐護にて、昔と其時との替りあることを一人に問へるに、二十年ほど以前より木庭を明け過し、鄕子淵の深さ昔は九尋なりしに、今は五尋に成り、志多内川の昔は直ぐなりしに、其後段々北の岸を洗ひ崩し、曲れる川になり、上畠の多く損せしも積れる故なりと答へ、何れの鄕も其類の多きことと聞へ、元祿己卯は寛文甲辰より三十五年に當り、甲辰の地分け以後十餘年の間、漸々に木庭を明け過し、元祿己卯より二十年程以前に至りて明け過しと見へ、渡るほどに廣く明けたると聞へけるに、木庭の出來の種子に應じては少く成れる事も、土砂石の多く流れ下る事も、猪逐詰以前に增したるとは云はず、猪逐詰ありしにて新に始まりたる樣に云へり、以前猪荒の時は、夜の猪逐を勤むべき年比の者三人在る家は、三ケ所に木庭を明け、四人ある家は四ヶ所に木庭を明け、石原も墾地も入れ交へて廣く明けたるなれば、

猪ありては山畠、段畠に成るべき所を、何ヶ處にても山畠、段畠にして耕作手入養ひを精くし得べき様なきゆへ、猪逐詰は農政の先務なり、猪逐詰ありても、木庭作の停止なければ、木庭を彌以廣く明け、田畠の耕作手入養ひを精しくし得べき様なきゆへ、猪逐詰ありし後の農政の先務は、木庭作御停止なり、如何ほど愚なる農人にても、作得の減ずることを知りながら木庭を明け過すべき様なし、只今を木庭明け過しの至極といふゆへは、此上に廣く明けては、木庭の作得の却て減る積りと見へ居ける故なり、只今の上に早く明け、廣く明けては、種子は増し、出來は減り、損なども見ゆべし、木庭作御停止に御決しなされ、農作漸々に精しく成り、段畠漸々多くに成らば、作物の出來増しに量りがたき所あるべし、段畠に成るべき地面は、只今の積りよりも多きにてあらんと申候事

右之十三ヶ條にて、木庭作御停止の批判の大要は相知れ候故、此分を一巻に仕り置候

己酉十二月木庭作御停止批判覺書を書き終りたる折節或人の來れるに批判覺書を見せ、其人に云へるは、何れにも木庭作を御停止不レ被レ成しては、農政の行はるゝことある間敷と云へり、其人聞きて甚不同意に思へる顔色にて云へるは、木庭作を御停止被レ成れたるは、農人の作所不足になり、上百姓は並百姓に下落し、並百姓は下百姓に下落し、下百姓は名子に同じき身體に成り、郷村の潰と成らんと

云へり、我等より其人に云ひけるは、以前猪荒れの時は、畠にても山に近き畠は耕作し得ざる所多く、猪逐詰の後は、木庭の內の平らかなる所を畠に致し成し、年々に耕作し、以前猪荒れとて荒し置きたる畠をも作り詰め、其分畠方之增しに成り居ける故、假令段畠普請を不ㇾ被ㇾ仰付ㇾして、木庭作を御停止被ㇾ成たるとも、猪逐詰以前之作所の高、差して相替る儀あるまじ、其上に段畠普請被ㇾ仰付ㇾては、木庭作せずとも、作所は猪逐詰以前に增し、猪に害はれたる作物を、害はれたる得分によ猪逐詰以前に增すべし、昔年御郡役勤めし一人の語れるを傳へ聞くに、木庭作の御停止なくば、段畠普請も益なきのみならず、害になるべし、其故は木庭作する上に、段畠にも耕作せば、作所彌分限に過ぎ、田畠の耕作彌以手粗く成るべき故なり、木庭作の御停止なくば、川普請ありし川筋も大に破損する時あるべし、其故は十年か二十年の內には、大洪水あるならば、其時に木庭の掘り浮しの土砂石を大分に流し下し、土砂石の川筋を埋めて、常年の水當りを考へ、普請したる川筋の內にて、おもひの外の所を破り、田畠を損さすべきゆへなり、鄕村にて拗辨ある人は其儀を考へ、木庭作御停止を深く願ひ居けると沙汰せり、木庭の床も、木庭の內畠も、上手に水遣りの溝を掘らず、緣を付け地を平らかにせずして耕作せば、木庭作の害に異なる事なく、木庭作するに同じからん、木庭作の御停止なくば、其外農政の行はるゝと見ゆる事も遂に廢るべし、木庭作の御停止あらば、其外の農政の條目の行はれざると見ゆる事も、遂には行はるべく、天より是州に福ひしたまずば、諸人の木庭作御停止を云ひ破らん

とする妨げの勢ひ強く成り、御郡御支配御下知の勢弱くならん、天より是州に福ひしたまはば、諸人の木庭作御停止を云ひ破らんとする妨げの勢ひ弱く成り、御郡御支配御下知の勢強くならんと語れる由聞及び、其旨を信ずると云ひけるに、其人彌不同意の様に思へる顔色にて、分明なる挨拶なく歸へれり、右の段にも木庭作御停止の批判なるゆへ、批判覺書の末に書き加へ置くなり（終）

口上覺

一　此程貴樣より御口上書を以て御尋被レ成候は、木庭作御停止の儀を、譬ば來る正月八郷へ被二仰渡一筈に成、譬ば拙者此節貴樣の御役儀を勤居候處置を如何可レ仕候哉、御聞被レ成度との御尋にて候、依レ之拙者處置に致し候ての存寄り左に書述有レ之候

一　拙者儀貴樣の御役を此節勤居候得者、當月十五日比口上書を以て御郡御支配へ可二申上一候は、木庭作御停止の儀彌來る正月八郷へ被二仰渡一御事に御座候得者、其被二仰渡一に木庭作御停止の儀を、乙巳の秋より己酉之冬迄五ヶ年の間伊奈郷にて御試被レ成、今度は八郷一同の木庭作御停止に被二仰付一候、五ヶ年の間諸人木庭作御停止の批判仕候次第を、御郡方佐役聞集め、一卷の覺書にいたし差出し、御披見被レ成候處、御支配御聞集被レ成候批判、皆々右の覺書の内に相見候故、其覺書八通御寫被レ成、今

日奉役銘々に御郡役より被レ成二御渡一、宿に取歸精致二披見一、御下知を信ずる者の申分五ヶ條同意に存候は、持下り候て村々の下知人、肝煎、頭百姓に木庭作御停止申渡候時、右の木庭作御停止批判覺書を讀聞せ候得、奉役得心の御下知を村下知人、肝煎、頭百姓の受不レ申筈は無レ之候、若奉役の内に木庭御停止批判覺書に相見候御下知を信ずる者の申分五ヶ條を不同意に存候人有レ之候はゞ、誰に成とも出合不同意の段々を語り候て書付させ、御郡役を以差出候得、當年より毎年三月九月には、足輕目付を上郷、下郷へ一人ヅヽ差下し、三月に麥木庭辛子木庭の有り無しを見屆させ、九月に秋物木庭の有り無しを見屆させ、御法を背き木庭仕候所有レ之候はゞ、其作物の出來候時、村下知人、肝煎、頭百姓立合にて出來高を見極め、其作人取納いたし候を村下知人肝煎の方に請取賣拂候て、代銀を御郡方に差出し手代役請取候て別銀に入れ、御法に背き木庭作仕候者之名と、木庭作の時日とは帳面に記し置き候て、極月に御郡役より差出し、足輕、目付檢分の格は、上四郷の村々の名を切紙一ツ宛に書き、見へざる樣にし、半分を取分け、半分は燒捨、下四郷の村々の名も右の如くし、上四郷の半分の村の名と、下四郷の半分の村の名とを二包にし、足輕目付二人に鬮に取らせ、差下し檢分仕らせ、檢分を疎略に仕候て、御法を背木庭作仕候處を見遁し候も有レ之候はゞ、脇筋より聞出、遂二僉議一候て早速申上候得との趣を、御書付にて郡中に被二仰渡一度御事と奉レ存候由可二申上一候

一　木庭作御停止の儀、八郷奉役へ被二仰渡一候後に、御法を背き木庭作仕候者共有レ之候はゞ、其木庭

山の儀給人領にて候共、公役人の請持にて候共、只其木庭作の出來を作得に仕り得不レ申迄に被二成置一、假令奉役下知人の木庭山に、御法を背き木庭作仕候處有レ之候共、御詞の輕き御叱りをも不レ被二仰付一、給人領にても其給人不レ殘自作仕るにては有レ之間敷候、或は百姓に請持せ、或は被官に作らせ候にて可レ有レ之候ゆへ、木庭作御停止の御法を背きたるは、其木庭の作物を作人の得分け不レ申迄にて御濟め被レ成候由、御郡役にも其他の人にも御語り被レ成、御法を背きたる木庭山之地主の名と、御法を背きたる木庭の蒔日高とを御郡方の帳面に分明に記し置き、其寫を毎年極月御支配へ被二差上一候樣に被二成置一、毎年三月九月の木庭檢分の儀は、假令足輕目付の人數只今の一倍有レ之候共、兩度の檢分に、村々の木庭山を不レ殘見屆候樣には被レ成間敷御事に候、惣體此儀の御處置は、嚴密を御用ひ不レ被レ成、緩くしてしまりある樣に被レ成度御事に御座候、左樣に被レ成候て、漸々と御法相立、嚴密の御仕掛けには甚勝可レ申候

右は昔年御郡役を勤めし或人に、己酉十二月に口上覺にて尋たる事の返答の覺書なり、後日の考の爲に寫し置く事如レ是

木庭作御停止批判覺書　終

食兵宗旨續錄

食兵宗旨續錄

正德二年、郡方新役ヨリ覺書ヲ以テ某ニ問ヘル事ヲ、某ヨリ覺書ニテ答ヘ、問ワレザル事ヲモ書キ述ベ、上下二卷ニ記セシ次第六十二箇條ニテ、其中ノ十八箇條ハ上使巡檢シタマヘル時ニ、糺問シタマフ詞ヲ設ケ、答ヘ奉ツル詞ヲ立テテ記シ置キ、享保十四年九月ニ、右ノ十八箇條ノ中ノ二箇條ヲ此ノ卷ニ寫シ、食兵宗旨續錄ト名付ルナリ

對州鄕村之用心鐵炮、府中にて張らせ候儀、其方共之郡役を勤候以前より有來たる事に候哉、用心鐵砲を張らせ候入目銀を、鄕村之者共より出させ、領主よりは不ㇾ被ㇾ出は、如何樣之故にて候哉と、御尋被ㇾ遊候時之御返答之案

某共郡役に成り不ㇾ申以前は、鄕村之者共之調へ候鐵炮も、和泉堺又は筑前福岡にて調へ、修覆も重き修覆は、右兩所に遣し、輕き修覆は、對州之鍛冶之內にて、鐵炮修覆之仕形を少々存居候者に仕らせ候得共、新張の仕形を存不ㇾ申候ては、輕き修覆も慥には成かね候所有ㇾ之、殊に海上を越へ候て、每度他國へ修覆に遣し候儀、勝手不ㇾ宜候故、以前より鐵炮の修覆を仕來り候鍛冶を堺に遣し候て見習はせ、寶永二年之夏より對州にて鐵炮を張り申候、初は殊外無調法に御座候得共、漸々に少ヅ

ツ張覺へ申候、貞享五年正月鐵炮御改之御役兵助樣より、諸御大名之御留守居へ之被二仰渡一に、鐵炮を張り商賈仕候儀家職之事に付、以前之通細工可レ仕候、少も御構ひ無レ之由被二仰渡一、以前より鐵炮を張り、商賈仕來り候者之外、新規に鐵炮を張り候儀、御停止被レ遊候との被二仰渡一は終に無二御座一、他國にて以前より張り來り候も、公儀之御免しを蒙り候て、張り初め候と申儀終に不レ承候故、右之通りに張らせ申候、對州は日本より外國に被レ對候堺目に有レ之島にて、地續之國々とは大海を隔て居申候故、假令諸國には新規に鐵炮を張り候儀、御停止被レ遊候御時節にても、對州には被二差免一候にて可レ有二御座一樣奉レ存候、鄕村之者共より出させ候銀にて、鄕村之用心鐵炮を張らせ候段御不審に可レ被二思召上一候得共、對州之二郡、幷基肄一郡、養父半郡より納候年貢は、家中へ之扶助に相渡し、其上にて相足り不レ申分は、送使商賈之利分にて差足し、公役銀諸運上銀は、府中之武備其外送使商賈之利分を用候て、不レ宜と相見へ候出方に拂成し候由に御座候得ば、公役銀諸運上銀も、鄕村之武備之入目に當て可レ申餘計無二御座一候、家中之扶助に當て置候領中之年貢之內を、鄕村武備之入目程引除け、其分程送使商賈之所務之內にて、家中之扶助之渡し方を差足し候仕形も可レ有二御座一候得共、大樣に仕候ては、府中之侍之扶助を、鄕村の鐵炮之入目よりは輕く存候樣に相見へ候段不レ宜候故、鄕村之家數參千四百軒之內、作所を請込居候百姓貳千五百軒程より、每年臨時に代銀四匁程に當り候程之薪を伐り出させ、貳千五百軒之分十貫目程にて、鐵炮用銀相調り候積りに仕り置き申候、

郷村之山々より伐り出し候薪を賣拂候代銀は、田畠に作り出し候穀物を賣拂候代銀と同じ心にて、土地人民より出候實利にて御座候外、國靜謐に無ㇾ之時節、賊船侵し來り候防禦に備へ候鐵砲之入目を、外國より入來り候迯使之利分にて、拂出し候は逆成事と相見へ、土地を守り人民を保候武備にいたし候鐵炮之入口を、商買之利分にて拂出候も、逆なる事と相見へ、兩樣共に郷村之武備之爲に宜しかる間敷候、薪代を以て鐵炮之入目に當て候に差閊へ有ㇾ之節は、郷村參千四百軒よりㇾ少ヅ、穀物を出し立させ候ても、鐵炮細工人五六軒之人數を養候に差閊へ候儀は有ㇾ之間舗候

對州郷村之用心鐵炮之數は如何程に定め置候哉、對州之郷村に外國之賊船侵し來り候節之防禦之仕形は、如何僉議仕置候哉と、御尋被ㇾ遊候時之御返答之案

對州郷村之人高壹萬七千人程之內、廿歲以上六十歲以下之病身に無ㇾ之男參千九百人程有ㇾ之候故、參千九百人之參分貳、貳千六百人を鐵炮を持候人數に相極め、千三百人を右鐵炮持たる人數之米糭、飲水、蓑笠等を持候夫に相定め、郷侍郷足輕之鐵炮三百五十挺、獵師鐵炮八百八十參挺之上に、新獵師を千三百人程仕立、郷侍之子供之鐵炮をも加へ候へば、惣鐵炮之數貳千六百挺程に成り候積りにて御座候、以後に至り郷村之人高減じ候時にても、鐵炮を持候貳千六百人は其儘にて立て置き、不足と相見候分を十六七歲十八九歲之男にて差足し、夫にても不足に御座候はゞ、六十壹貳歲、六十三四歲之內之達者成る男を持夫之方に加へ可ㇾ申候、當年壬辰之正月に相改候鐵炮高千六百挺餘

有レ之候故、一ヶ年之張り出し七十挺程にて御座候得者、此後十二ヶ年程之間に、貳千六百挺之定數相滿ち、毎年之張出し六十挺程にて御座候へ者、十六ヶ年程にて定數相滿申筈に御座候、二千六百挺之定數相滿候後は、毎年之張出しを卅挺に極め、七十挺之代銀にて卅挺張出し、筒臺金具共に右之積りに直段を增し、其分程手間を込み、念を入、丈夫に仕らせ、二千六百挺之內少にても出來惡き所有レ之筒と、損じ所有レ之筒を、毎年卅挺ヅヽ打潰し、新張りの卅挺に取替へさせ、二千六百挺之定數相滿不レ申前にても鐵眞鍮等之直段高直に成り候はゞ、百姓之出し候銀高を增し不レ申、細工人之請け候手間銀を減じ不レ申、鐵眞鍮之代銀之增し候分程、鐵炮張り出し之數を減じ候筈に仕置申候

御先代之通り獵師之增減、御案內に及候御法にて御座候はゞ、千三百挺相增し候鐵炮を、鄕侍貳百七十人程有レ之候に、一人並し五挺程ヅヽ預け置き、外國靜謐に無レ之と致二沙汰一候時節に御案內申上、御免しを蒙り、右千三百挺程を百姓千三百人程に渡し置て打習はせ可レ申事に御座候へ共、御當代之初に獵師筒之相續、并增減之儀、鐵炮御改之御役に相窺候に不レ及、御代官地頭領主勝手次第と被二仰出一、右之通りに段々新獵師を相增し申候、南北廿六里に餘り候山國にて、賊若乘り込み可レ申浦々數多有レ之候所、千三百挺程之鐵炮は甚以不足なるにて御座候、尤府中之鐵炮を合せ候ては、鐵炮數も相增し候筈に御座候得共、府中之侍者平場手詰之働こそ、鄕村之者共に勝り可レ申候、甚嶮岨なる山

坂を立働、雨露風霜を凌ぎ、數日晝夜山之高みを守り候儀、郷村之者之樣に勤候は、十人に壹人も有かねㇾ可ㇾ申候、然者府中近邊之村々迄も新猟師を仕立て、郷村之鐵炮二千六百挺程有ㇾ之樣に不ㇾ仕候ては、武備とは被ㇾ申間舗候、殊に賊船使し來り候を、見掛候遠見番所より註進仕候て、府中之人數を差下し候には、其鄕之遠近に依り、一二日も三四日も掛り、夜中又者雨霧之日には、浦口迄乘り掛け候時に至て、急に見付候儀も有ㇾ之、烽火にて之註進成りがたき日も有ㇾ之筈にて御座候、然者郷村之人民府中之武備を頼にいたし居候はゞ、無用心なる儀にて可ㇾ有ㇾ御座ㇾ候、ケ樣之次第を僉議仕候て、郷村之鐵炮之數を一倍程相增し候筈に仕り置き申候、外國靜謐に無ㇾ之段致ㇾ沙汰ㇾ候時、郡役より郷村之役人に致ㇾ下知ㇾ候筈に某共僉議仕置候、大意は村々に有ㇾ之物入小屋を、其村本山之谷奥要害宜き所に移し、番屋には名子之老人を遣し置、郷藏は其郷内之高山之頂、大木茂り居候中に移し、是又鄕中之名子を代る代る番人に遣し置、村々は當用之食物衣服家財計を置、兵粮は炊ぐ事を用ひざる爲に、大麥粉にいたし、小屋にも郷藏にも入れ置、村々にて自鹽硝を取り、府中より段段差下し候硫黄鉛にて、鹽硝を合せ玉を鑄、火繩をも無ㇾ油斷ㇾ拵へ、是又小屋にも郷藏にも入置、當に壹人に八十放し分ヅヽ、所持仕居候得と申付置候、玉藥を彌貯ㇾ吟味、藥之しめりなど無ㇾ之樣にいたし、遠見番之人足は三人に極め、村々之火之番は二人に極め置、賊船相見へ候節、遠見番之人足三人之内、二人は遠見番所之左右に有ㇾ之村に告知らせ、壹人は遠見番所之後ろ之村へ告知らせ、

遠見番所當番之郷侍は、府中へ之註進之手筋を、兼て申渡し有之格に違ひ不申樣に仕り、左右後之村々に遠見番所より告來り候時は、火番之者壹人と、右告來り之者一人と同然、其村之鐵炮を村之近邊之高き所に持出で、强藥にて續け放しに打放し、作所磯山之働を仕居候者共、鐵炮之音にて罷歸る樣にいたし、今壹人之火番之者は續きの村に告知らせ、續き之村にても告來り候者壹人と、其村之火番之者壹人と、右之格に鐵炮を打、村々段々と右之格に仕通り、村中之婦女幷に十六七、十八九之男子、六十一二、六十三四之老人、其村之極老、小兒、病身、片輪と、當用之食物衣服を牛馬に載せ、面々之背にも負ひ、賊船之侵し來り候後ろ之村へ立退き、鐵炮を持たる者は、火打袋と玉藥之早込を頭に掛け、玉藥之入たる竹の筒を背に掛け、鐵炮に當分之食物を結付け候て肩に掛け、餘計之火繩は結び候て腰に付、脇指之指添へに薙鎌を後ろに指し、鐵炮を持不申者共は、脇指之指添へに斧を後ろに差し、大麥粉を入れ候袋と、其身幷鐵炮持たる者貳人、合て三人分之蓑笠を一ッに結び候て背に負ひ、大竹之筒に水を入れ、口を指し候て肩にかけ、鐵炮を持たる二人に、鐵炮を持ざる者一人ヅヽ相添ひ、竹之筒之水盡たる時は、賊徒之見掛ざる方之谷水を汲取り、兵粮玉藥火繩を用ひ盡し候時、本山谷奥之小屋、本山高き峯之郷藏より取寄せ候儀も、鐵炮を持ざる者共より相勤め、賊船入來り候浦々之鐵砲を持たる者共は、早速二手に分り候て、浦々之左右之峯に馳せ上り、峯の頂き、峯の左右より賊船を目當てにいたして鐵炮を打掛け、玉藥を込み候には、每度賊

徒より見掛けざる方にて込み、打放し候時計り身を顯し候て打掛け、賊徒陸へ上り可ㇾ申と相見候時は、早速浦之左右之峯を捨て候て、村之左右之峯に馳せ上り、賊徒村を燒拂候とも、手前は只村を見下げ候て、賊徒に鐵炮を打掛け、賊徒道を求め候て、谷に入り山にも登り可ㇾ申と仕候はゞ、村之左右之峯を捨て、道之上手之峯々を持堅め候て鐵炮を打掛け、夜中には面々申合せ、半分は笠を頭に掩ひ、蓑を身に卷き候て、代る代るに掛り、半分は賊徒之火繩之火を見當て候て鐵炮を打掛け、賊徒入り來ざる村々より加勢に罷越し候人數も右之格に相勤め、兵粮玉藥火繩をも面々之村より續させ可ㇾ申候、對州二郡之鄕村、何方も平地狹く山坂嶮く、平地之左右之峯、平地へ之矢掛りにて候故、村里田畠之左右之峯より、頻りに鐵炮を打掛候はゞ、賊徒平地に足を休め候儀可ㇾ難ㇾ成候、手前之人數峯々を持堅め居候時、賊徒山下より火を放ち候儀可ㇾ有ㇾ之候故、峯より早く火を放ち、草芽を燒切り、峯に火移り不ㇾ申樣にいたし、賊徒一手は道之峯之上手を攻め、一手は本山之高峯に攻め上り可ㇾ申樣子に相見候はゞ、急に道之上手之峯々を捨て候て、峯傳へに本山之方に引上り、本山之高み又は大木大石之陰より、矢掛之賊徒に鐵炮を打掛、小屋を移し置候所に通り候、道筋之左右之峯をも人數を分ち候て守らせ、鐵炮を持ざる者共は、斧薙鎌にて木柴を伐り伏せ、峯に上り候道筋と小屋有ㇾ之所之道筋を、二重にも三重にも伐り塞ぎ、伐り塞ぎたる逆木之內よりも鐵炮を打掛け候樣に仕り、其內に隣鄕より之加勢段々馳來り、峰々より橫矢を打ち、賊徒上手之鐵炮と、橫矢之鐵炮を

凌ぎかね候て引取り候はゞ、一町程隔て候て峯傳へに跡を遂ひ、段々鐵炮を打掛、賊徒濱へ下り候はゞ、手前之人數は浦里之左右之峯を持堅め、賊徒壹人にても船に乘り不ㇾ申、濱邊平地に殘り居候はゞ、其者を目當にいたし、一町程之所迄近寄り鐵炮を打掛可ㇾ申、賊徒本山を攻取得不ㇾ申候て、峯傳へに尾崎に下り候時、尾崎之峯之外向き、本山之方より見へざる所に、人數を分候て伏せ置き、手前之人數其考へ不ㇾ仕、賊徒之跡を逐候て、不圖伏兵に出合候儀可ㇾ有ㇾ之候間、賊徒を逐候て尾崎に下り候内に、小峯有ㇾ之候はゞ、其小峯より二三町之所に手前之人數を扣へ、其邊之案内を能々知りたる人數二組を二手に分け候て、脇道より尾崎に廻し、手前之人數之扣たる前之小峯之左右より小峯之外向きに賊徒殘り居候か、殘り居不ㇾ申候かを見屆け、殘居候はゞ、左右之二手高みに立上り候て、伏せ兵に鐵炮を打掛け、殘り居候伏せ兵皆々濱に下り居を見極め候て、段々峯傳へに尾崎に下り、浦里之左右之峯を持堅め、惣體賊徒一度入り込み候近邊之峯を、賊徒引取候後に持堅め候時は、毎度右之仕形にいたし、又賊船之掛り居候浦々之左右之峯に賊徒陣取り候て、手前之人數賊船に鐵炮を打掛候事、成り不ㇾ申樣にいたし候はゞ、案内を知りたる物見を遣し、賊徒之陣取り候山を見極めさせ、賊徒見掛ざる山道を通り、賊徒之居候山より二町程之所迄近寄り、山之高みに立上り候て鐵砲を打掛、賊徒山を下り候て、手前之人數に攻掛り候はゞ、手前之人數を二手に分け、賊徒攻め掛り候と相見候時、早速一手之人數を後ろ之山手一町程之所に備へさせ、賊徒一町程之所に攻

め來り候迄は、跡に殘り居候一手より鐵炮を打掛け、一町に迫り候と相見候時早足に立退き、初に引取り候一手之者共之居候脇を通り候て、又後ろ之山手一町程之所へ備を立、賊徒攻來り候へば、初に引取り候一手より鐵炮を打掛、段々右之格にいたし候て、峯傳へに本山之方に引取り、賊徒退候時は、又初之格にて尾崎に下り、賊徒を山にも平地にも、休息仕らせ不ㇾ申樣にいたし、案內を知りたる者を物見に遣し候も、不圖賊徒に出合候儀も可ㇾ有ㇾ之候故、物見一組を十人にいたし、面々に鐵炮を持ち、五人にて半町程先立、五人は半町程後れ、先立候五人不圖賊徒に出合候はゞ、早速立退、跡之五人之者之居候後ろ半町程之處に立留り、賊徒逐來り候には、跡之五人より鐵炮を打掛、段々右之格にいたし候て引取、草茅荊棘之茂りたる近邊にては、別て用心仕候へと、鄉村之役人を以て惣人數に委く申聞せ候筈に僉議仕り置申候、鄉村之儀鄉侍、足輕は少く候故、賊徒多勢にて侵し來り候節は、三鄉四鄉之鄉侍、鄉足輕差寄り候ても、手詰之働にて賊徒を防ぎ候儀は不ㇾ申筈にて御座候、獵師者兵器備り居不ㇾ申候故、三鄉四鄉之獵師差寄り候ても、是又手詰之働を以て賊徒を防ぎ候儀は成り不ㇾ申筈にて御座候、依ㇾ之鄉村之人數にて、差當りたる賊徒を防ぎ候には、只一二町二三町を隔て候て鐵炮を打掛、府中より罷下る人數之到着迄は、右之仕形にて賊徒を防ぎ居可ㇾ申事に御座候、每年二月八月兩度に鄉侍、鄉足輕、獵師、新獵師、一鄉切りに星打仕候も、一町二町三町を廻り〳〵に打ち、鹽硝を合せ候儀も、年々に分數を極め候て合せ習候格に仕置き申候、對州に

外國之賊船使し來り候儀、傳記に相見へ居候得共、以後之防禦之考に成り候程之委き儀は相知れ不レ申候、外國之賊船使し來り候時之防禦之次第、家老共寄て僉議を極め置申たる由に御座候得共、某共當役に付、鄕村之人數計にて差當りたる賊徒を防ぎ、府中より下り候人數を待請候仕形を、右之通りに僉議仕置申候、郡役代々僉議仕候て、其仕方を委く記し置候はゞ、賊徒使し來り候時之下知之益に成り候儀も可レ有ニ御座一候

右ノ二箇條ハ鄕村ノ防禦ヲ記シ、府中鄕村只是レ一州ナルユヘ、是レヲ食兵宗旨ノ續錄トスルナリ、古人ノ語ニ、智者モ千慮スレバ一失アリ、愚者モ千慮スレバ一得アリト云ヘリ、吾輩ハ下愚ノ中ニテ、殊ニ甚シキ下愚ナレバ、右ニ記セル段段ニ一得ノナキコトモアラン、然レドモ國恩ヲ忘レザル寸心ヲ盡シテ、是ノ如ク記シ置クナレバ、一得ナクテモ智者ノ惡ム所ニハアラザルベシ、若シ一得モアラバ、智者ノ思慮ノ萬一ヲ補フニモ成リナンカ

食兵宗旨續錄終

財用問答

財用問答

問フ、大學ニ「有レ財此有レ用」ト説キタマヒ、孟子ノ「無キハ政事一則財用不レ足」ト曰タマヘル旨ヲ如何ニ心得ベキヤ、曰ク、米穀布帛ハ財ナリ、食フト衣ルトハ用ナリ、金銀青銅ハ財ナリ、物ヲ買フト、人ニ與フルトハ用ナリ、米穀布帛ノ足ラザル時ハ、食フト衣ルトノ用モ足ラズ、金銀青銅ノ足ラザル時ハ、買フト與フルトノ用モ足ラズ、是ノ故ニ「有レ財此有レ用」ト説キタマヘリ、政事ノ宜キ時ハ、財用ノ足ラザルコトナク、財用ノ足ラザルハ、政事ノ宜シカラザルニ由ル、是ノ故ニ「無二政事一則財用不レ足」ト曰タマヘリ、足レルニモ、富貴ノ人ノ足レルト、貧賤ノ人ノ足レルトハ、同ジカラヌ所アルベシ、大國上國ノ足レルト、小國下國ノ足レルニモ、同ジカラヌ所アルベシ、貧賤ノ人ヨリ富貴ノ人ヲ羨ヤミ、小下國ヨリ大上國ヲ羨ヤム心ニナラバ、自カラ足レリト思フコトハ有ルマジ、古歌ニ「皆人ハ上ヘニ目ガ付ク横コニ行ク葦間ノ蟹ノ哀レナル世ヤ」ト詠ジケルアリ、自カラノ分ニ過ギタルコトヲ爲シ得ント欲スルハ、上ヘニ目ガ付クナリ、分ニ過ギタルコトヲ爲シ得ント欲スルニハ、正シキコト、直グナルコトニテハ、成ラザルモノナルユヘ、正シカラザルコト、直クナラザルコトヲ爲スナリ、是レヲ指シテ横コニ行クト謂ヘリ、誰人ニテモ初メヨリ横コニ行カント思フ人ハナケレドモ、上ヘニ目ガ付キテ

自カラノ分ヲ守ラザレバ、必横コニ行クコトアリ、愼シムベシ、恐ルベシ、問フ、上ヘニ日ヲ付ケ、横コニ行キテモ、何ニノ禍ヒモ來ラズシテ、一生無事ナル人ノ多キハ、如何ナル道理ナランカ、曰ク、孔子ノ其ノ道理ヲ示シタマヒテ、人之生也直、罔之生也幸而免ト說キタマヘリ、横コニ行キテモ一生無事ナルハ、幸ヒニシテ免レタルナリ、下民ノ横コニ行キ、幸ヒニシテ免レタルサヘ、心アル人ハ鄙シムルコトナルニ、國郡ヲ有チタマヘル大名ノ横コニ行キ、幸ヒニシテ免レタマフハ、耻ヅベキノ甚シキナラン、彼ノ幸ヒニシテ免レタルト謂フハ、其人ノ一生ヲ終レル後ヲ指ス辭ナリ、一生ノ內ハ今日マデ幸ヒニニシテ免レテモ、明日ノ禍ヒハ量ラレザルユヘ、甚ダ危キコトナルベシ、問フ、國家ノ財用ノ足ラザルトイフニモ、段々ノ次第アルベキコトナリ、譬ヘバ田畠ノ高二萬石ノ物成リ一萬石ト、海浦市井ノ運上二千石ニ當レルト得タマフ大名ノ領分ニ金山アリテ、其ノ金山ヨリ得タマフ利分、田畠ノ高八萬石ノ四ツ物成リ三萬貳千石ニ當リ、其ノ大名ノ參勤ノ格ノ、昔ハ高二萬石ノ格ナリシヲ、其後多年高十萬石ノ大名ノ格ニ爲シ來リタマヒ、家中ノ士ノ數モ、二萬石ノ高ニハ相應セズシテ過分ニ多ク、田畠ノ物成リ一萬石ト、海浦市井ノ運上ノ二千石ニ當レルト、金山ノ利分ノ三萬二千石ニ當レルト、合セテ四萬四千石ノ內、一萬六千石程ヲ諸士ノ祿米、雜類ノ祿米、役人ノ給米、當用ノ給米ニ當テ、二萬八千石程ヲ公儀ヘ參勤ノ用ト、諸役所ノ用ニ當テタマヘルニ、其後金山ノ利分段段ニ減リテ、物成リ一萬二千石ニ當レル程ニ成リタラバ、參勤ノ用ト諸役所ノ用ノ出方ヲ一萬千石ニ

改メ、祿米給米ノ出方ヲ一萬石三千石ニ改メタマフベケレドモ、其ノ上ヘニ臨時ノ出方ノ續キケルコトアリテ、出入ノ分數ノ合ハザルニ成ラバ、如何ニ處置シタマフベキコトナルカ、曰ク、其ノ大名ノ高十萬石ノ格ニテ參勤シタマヘル出方ト、高二萬石ノ格ニテ參勤シタマヘル大名ノ出方ノ違ヒ、年々ノ並シ物成リ五千石ニハ過グマジ、其ノ五千石ヲ一石代銀六十目ニ當ツル時ハ三百貫目ナリ、三百貫目ノ內、百五十貫目ヲ格ノ高ク成リタマヘル分ノ每年ノ用ニ當テタマヒ、百五十貫目ヲ引キ除ケ置キ、不時ノ用ニ當テタマワバ、用ノ足ラザルコトハアルマジ、由リ奢入ルコトハ儉ニ難ノ道理ナレドモ、其ノ難キヲ厭ヒテ儉ニ入リタマハズ、不ㇾ爲也、非ㇾ不ㇾ能也ノ訓戒ヲ思ヒタマハズシテ、不時ノ用ニ備ヘナク、不時ノ用ノ足ラザル時ニ、都下ノ町人ノ金ヲ借リテ用ヲ足シタマヒ、年々ノ用ノ足ラザルト見ヘタル中ヨリ利息ヲ出シタマハバ、足ラザルコト愈イヨ甚シク、若シ元利返濟ノ約束ヲ違ヘタマハバ、大名ノ身ナガラ信ヲ町人ニ失ヒタマフベシ、高二萬石ニテ物成ト諸運上ト合セテ、一萬二千石ノミヲ得タマフ大名ニテモ、上士、中士、下士ノ祿米、其外ノ祿米ニ六千石程ヲ當テタマフベキナレバ、公儀ヘ參勤ノ用ト、諸役所ノ用ニ六千石程ヲ當テタマフニテアルベシ、然レバ公儀ヘ參勤ノ格ニ預カラザル事ヲ、總テ高二萬石ノ大名ノ格ニ爲シタマヒ、公儀ノ小役人衆、執政ノ家老用人ノ來レル時ノ飮食ノ饗應ヲ輕クシタマヒ、臨時ノ出方ノ續キテ、用ノ足ラザルニ由リ、每事儉約ヲ用ヒラルヽト告ゲタマヒ、若シ彼ノ方ニ凶災アル時ナドハ、音物ヲ其ノ以前ニ勝レル程ニ贈リタマヒ、其ノ大名ノ飮食、衣

服、家園、器物ノ用ニ少シノ奢侈ヲモ爲シタマハズ、家中ノ士ノ耳目ヲ悅バシムル爲メニ、一錢ヲ費ヤスコトヲモ堅ク禁ジタマハバ、公儀ノ小役人衆ト、執政ノ家老用人マデ、其ノ節儉ノ樣子ヲ聞キ知リ、其ノ大名ノ第宅ニ行キケル時ノ飮食ノ饗應ノ、以前ヨリハ輕キニテ其ノ樣子ヲ見知リ、饗應ノ輕キヲ疎略トハ思ハズ、是ノ如キノ樣子ナルニ、音物ハ少シモ以前ニ替ラズ、凶災ノ時ノ音物ハ却テ以前ニ增シケルハ、眞實ノ心入リナルト思ヘルニアラン、其ノ大名ノ第宅ニ行キケル時ノ飮食ノ饗應モ以前ニ替ラズ、其ノ大名ノ平生ノ樣子モ、家中ノ平生ノ樣子モ以前ノ如クナラバ、財用ノ足ラザル中ヨリ贈リ物ヲ以前ノ通リニ贈リタマフトモ、少シモ感ズル所ナク、餘分アル內ヨリ贈ラルヽト思ヒ、若シ少シニテモ贈リ物ニ疎略アラバ、必不快ノ心ヲ生ズルニテアラン、公儀ヲ勤メタマフハ大節ナルコトニテ、如何程ニ家中ニ丁寧ニ諭シタマヒテモ、家中ノ人ノ心ナラザル過誤ヲ爲スコト、思ヒ掛ケザル不幸ニ逢ヘルコトアルマジキトハ謂ヒ難タシ、然レバ公儀ノ小役人衆ニモ、執政ノ家老用人ニモ、不快ノ氣ノ少シモ生ゼザル樣ニ爲シ置カルヽハ、差シ當リ家中ヘノ仁愛ニ成レルノミナラズ、其ノ大名ノ家ヲ大節ニ思ヒタマヘル道理ナリ、參勤シタマヘル時モ、領所ニ居タマヘル時モ、榮耀ノ事ニ少シノ費ヘヲモ爲シタマハズ、家老用人ニモ諸役ニ賜ハラザル物ヲ少シモ賜ハラズ、諸役ノ中ノ重キ役人ニ三ツ賜ハル物ヲ、用人ニハ四ツ賜ハリ、家老ニハ五ツ賜ハリ、主君ト家老ノ儉約ヲ、諸役モ家中モ倣ヒ行フ樣ニ爲シタマフベキコトナリ、小祿ノ士ヲ役ニ使ハルヽニ、役料ヲ相應ニ賜ハルコト成ラザル

ニナラバ、公儀ノ事ニ與カラザル役所ハ、役用ノ繁キヲ强ヒテ省カレ、勤メ來レル人數ヲ減ラサレ、多人數ニ賜ハル役料ヲ少人數ニ賜ハリ、當分ノ召シ使ハレモ、公儀ノ事ニ與カラザル當用ハ、人數多ク召シ使ハレタルヲ人數少ク召シ使ハレ、役用使令ノ減ジケルニテ、無役ノ士ニ當番ノ暇日多ク成リ、小祿ノ士ノ暇日ニハ、或ハ菜園ヲ耕ヤシ、或ハ山海ヲ働ラキ、風雨ノ日ニハ生業ノ助ケニ成ルベキ物ヲ造クリ、農工ノ業ノ中ニテ、士ノ爲シテモ義ニ害ナキ事ヲ爲スコトヲ勸メタマヒ、賤ク買ヒ貴ク賣レル商賈ノ事ハ、倣ヒ爲スコトヲ戒メタマヒ、其ノ命令主君家老ノ眞實ヨリ出ルナラバ、家中ノ士ノ從ハヌコトハアルマジ、武士ノ武藝ヲ習フニ一月卅日ノ内ニテ、五日カ六日カ習ヒ、一日六時ノ内ニテ、一時カ二時カ習ヘルナラバ、武士ノ業ニ缺グルコトハアルマジ、少祿ノ士ノ當番ノ勤メト、武士ノ業ヲ習ヘル外ハ、專ラ食用ヲ足スベキ事ヲ務メ、男子ノ是ノ如クナルニテ、女子モ女事ヲ勵ムナラバ、衣食ノ用ヲ足シ得ルニテアルベシ、問フ、物成ト運上ノ外ニ入リ來レル金山ノ利分ノ一切ニ盡クル時アラバ、如何ニ處置シタマフベキコトナルカ、曰ク、金山ノ利分ノ一切ニ盡クルニ至ラバ、其ノ儀ヲ公儀ニ申シ上ゲタマヒ、公儀ヘ參勤ノ格ヲ二萬石ノ格ニ改メタマヒ、其時ニ家中ノ士譬ヘバ上士百七十人、中士二百五十人、下士二百五十人ナラバ、主君ヨリ諸士ニ諭シタマフ詞ニハ、金ハ土中ニアル物ニテ、掘リ出ダシノ分數ニ盛衰アルベキコトナルニ、豐凶ノ變ノミアリテ、盛衰ノ變ナキ田畠物成ノ利ト同ジ様ニ思ヒタマヘル所ヨリ、是ノ如キノ時節ニ逢ヒタマヘリ、田畠ノ物成リ一萬石ト、

海浦市井ノ運上ノ二千石ニ當レルト、合セテ一萬二千石ノ內ヨリ六千石ヲ公儀ヘ參勤ノ用ト、諸役所ノ用ニ當テタマヒ、五千石ヲ上士、中士、下士ノ祿米ニ當テタマヒ、千石ヲ其外ノ祿米ニ當テタマフナリ、上士、中士、下士六百七十人ニ五千石ヲ當テタマフハ、僅カナル石高ナルユヘ、士ノ數ヲ減ラサレタラバ、祿ヲ相應ニ賜ハルコト成ルベケレドモ、減ラサルル士ノ內ニハ、減ラサレザル士ノ兄弟親類モアラン、覺類ト同ジ樣ニ思ヘル朋友モアラン、其ノ親類朋友ノ減ラサレタル士ノ內ニ入レルニハ、自分ノ小祿ヲ分ケテナリトモ、共ニ飢ヲ凌ガント思フニテアルベシ、君上ニモ同ジ祿ニ召シ使ハレタル內ヨリ、誰々ヲ減ラサレントノ見分ケヲ爲シタマフニハ、忍ビタマハザル所アリ、獨身ニテ强健ナルハ、他方出ヅルコト成リ易スカルベケレドモ、或ハ老年、或ハ少年、或ハ病身、或ハ虛弱ナルハ、他方ニ出ヅルコト成リ難ク、强健ニテモ老親妻子アルハ、老親妻子ヲ引キテ他方ニ出ヅルコト甚ダ成リ難キ勢ナルユヘ藝能ノ勝レテ他ノ大名ニ必召シ抱ヘラルベキ士ハ格別、其外ノ士ハ減ラサルベキ道理ナシ、是レニ由リテ改メテ祿ヲ頒チタマフ格ハ、上士百七十人ノ內廿人ニ、五十石ヨリ卅石マデ賜ハリ、並シ四十石ニシテ八百石、同ク廿人ニ廿九石ヨリ十一石マデ賜ハリ、並シ廿石ニシテ四百石、百卅人ニ十石ヅヽ賜ハリテ、千三百石、中士二百五十人ニ每月四斗五升ヅヽ賜ハリテ千三百五十石、下士二百五十人ニ每月三斗ヅヽ賜ハリテ九百石、總テ四千七百五十石ナリ、其ノ餘分ニ百五十石ハ中士、下士ノ閏月ノ祿ト、救米ノ用ニ當テタマフナリ、藝能アリテ他ノ大名ニ仕ヘント思ヘルハ他方ニ

出ヅベシ、仕ヘ得テ妻子ヲ引クマデハ、妻子ニ其ノ祿ヲ賜ハリ置カルベシ、儲蓄アリテ商賈人ニ成ラント思ヘル者ハ、祿ヲ辭シテ商賈人ニ成レ、祿ヲ受ケ農工ノ業ノ内ニテ、士ノ爲シテ義ニ害ナキコトヲ爲シ、衣食ノ用ヲ足スニテハナク、祿ヲ受ケ居ナガラ、賤ク買ヒ貴ク賣リテ、商賈ノ事ヲ爲シタラバ、祿ヲ召シ上ゲラルベシ、衣食ノ用ヲ足スベキ働キニハ怠タリテ、或ハ酒ヲ過スコトヲ好ミ、或ハ博奕スルコトヲ好ム者アラバ、是レモ祿ヲ召シ上ゲラルベシ、他方ニ在リ附キタル者ト、商賈人ニ成リタル者ト、不行跡ナル者トノ祿ノ上ガリタル分ハ、君上ノ用ニ足シタマフコトナク、悉ク別ニ備ヘ置カレ、上士、中士、下士ノ救米ノ用ニ當テラレ、其家ノ壯年ナル者ハ病身ニテ、老少ノ口數ノ殊ニ多キハ、救米ヲ相應ニ賜ハルベシ、柴、薪等ハ親類朋友ノ達者ニテ、働キケル家々ヨリ合力セヨ、人家ノ用ハ只ダ衣食ノミニテナク、屋ヲ以テ雨ヲ防ギ、壁ヲ以テ風ヲ防ギ、床席ヲ以テ土氣ヲ防グノ用モアリ、飯米ノ外ニ鹽噌ノ用モアリ、衣服ノ外ニ紙油ノ用モアリ、其外ニ貧賤ノ士ニテモ、缺グコトノ成ラザル用アルナレバ、一月ニ或ハ三斗、或ハ四斗五升ヲ受ケタルバカリニテハ、身上ノ立ツコト成リ難キ道理ナレトモ、役ニ召シ使ハル丶ニハ、役所ノ用ニ當テタマヘル内ヨリ、役料ヲ賜ハリテ召シ使ハレ、朔望ノ禮ハ物頭、番頭マデ勤メシメ、其ノ下ハ歳暮、年始、端午、中元、八朔、重陽バカリヲ勤メシメ、當番一月ヲ勤メテ、暇日二三十日ヲ得セシメ、宅地ノ狹キニハ瘠地ニテモ地ヲ賜ハリ、培養ニ力ヲ盡シテ、用ヲ足スベキ物ヲ種フルコトヲ得セシメタマフベキ由諭シタマヒ、主君ノ心ヲ用

ヒタマフコト深ク、家老ノ心ヲ盡スコト厚キナラバ、中士、下士、足輕、中間マデモ、甚シキ難儀ニ及ベルト謂フ程ニハアルマシ、食米ノ少クシテ飢餓ヲ凌グコトヲ得ルノ道ハ、農業全書ニ詳ラカナリ、食米ノ足ラザル家ニテモ、食米ノ足レル家ト同ジ樣ニ米ヲ食シ、或ハ米ヲ借リ、或ハ銀ヲ借リ、利息ヲ出ダシテ不足ノ上ノ不足ヲ重ネ、自身ノ分ヲ守ルコトヲ知ラズシテ、主君ヨリノ扶助ノ少キユヘトノミ云ヒケル徒ハ、思フコトノ深カラザルナリ、或人ノ物語リニ、二人扶持二石ニテ、暇日ノ少ナキ奉公ヲ勤メケル人ノ、後チニ浪人ト成リタルガ云ヒケルハ、吾レ奉公ノ時ニハ、二人扶持二石ヲ差シ立チタル君恩ナリト思ハズ、是ノ扶持ニ當レル程ノ働キハ、何事ヲ働キテモ成ルベキト思ヒシニ、只今ニ至リテ初メテ二人扶持二石ノ有リ難キコトヲ知リタリ、風雨ノ日モ極寒極暑ノ日モ、病氣ニテ臥シ居ケル日モ、毎日一升ヅヽノ米ヲ賜ハリ、其ノ上ヘニ毎年二石ヅヽ賜ハリシハ、誠トニ有リ難キ君恩ニテアリタルト云ヒケル由語レリ、是レ淺近ナル道理ナレドモ、初メテ聞キタル如クニ思ヒ、感ズルコト深カリシナリ、問フ、田畠ノ物成ト諸運上ト、兩樣ニテ一萬二千石ナルニ、金山ノ利分ヲ加ヘテ二萬四千石ナルカ、金山ノ利分悉ク盡クルハ、領主家中ノ不幸ト謂フベキコトナルカ、曰ク、目前ヲ見テハ領主家中ノ不幸ナリ、全體ヲ見テハ領主家中ノ大幸ナリ、治亂ノ道理ハ和漢ノ事蹟ニテ知レ居ケルユヘ、太平ノ時モ天下國家ニ武備ヲ廢シタマハズ、金山ノ利分ニテ家中ノ祿ヲ足シ置カレ、家中ノ被官モ、商買人職人モ過分ニ多ク、其ノ間ダニ不圖亂世ニ逢ヒタマハヾ、縱ヒ金ハ多クトモ、隣國隣

郡ヨリ米ヲ買ヒ得タマフコトハ成ルマジ、食用ノ足ラザルコト甚シカラバ、兵多クトモ兵少キニ劣ルベシ、其時ニ隣國ノ大領ノ旗下ニ成ラント請ヒタマフトモ、隣國ノ大領ヨリ我ガ家中ニテナキ家中ニ、祿米ヲ與ヘテ旗下ニセント思ヒタマフコトハアルマジ、人ハ多ク粮ハ少キト見ヘタラバ、其時ノ勢ヒ量リ難キ所アラン、然レバ太平ノ間ダニ金山ノ利分一切ニ盡キ、家中ノ次男、被官、商買人、職人ノ內ヨリ他領ニ在リ附ク者アリテ、其ノ領ノ人數ノ土地相應ニ成レルハ、領主家中ノ大幸ナルベシ、問ン、國家ニ財用ノ足ラザル時ハ、下民モ多クハ困窮シ、利欲ノ為メニ禁令ヲ犯セル罪人ノ頻リニ起レルコト自然ノ勢ナリ、主君ヨリ其事ニ處シタマフハ、如何ナルヲ宜シトセンカ、曰ク、徳化ナク教化ナキ時ハ、禁令ニ依リタマハズシテ叶ハヌコトナレドモ、其中ニテ了簡アルベキコトナリ、昔福島左衞門大夫正則ノ安藝備後ヲ領セシ時ニ、備後ノ鞆トイフ所ノ疊問屋ヨリ好キ疊表ヲ他ニ賣リケルユヘ、他ノ大名ヨリ獻上ノ疊表ハ好ク、正則ノ獻上ハ好カラズ、正則コレヲ聞キテ疊問屋ヲ殺セリ、其後神君ノ上意ニ、彼ノ疊問屋ノ利アルゴトクニ價ヲ與ヘナバ、何ノ好キヲ他ニ賣ルベキヤ、左衞門大夫利欲フカク、朝暮利分ノ巧ミヲ為シケルユヘ、安藝備後ノ人民ニ安キ心ナシ、人ヲ計リ粮ヲ計ルコト、天下ノ主ハ云フニ及ハズ、國主郡主ヨリ末々マデモ、心得ズシテハ身上ノ立ツコト難タシ、左衞門大夫其ノ心得ハ少シモ無ク、己レガ一身ヲ樂シムベキ為メニ、安藝備後ノ人民ノ膏ヲ取リテ金銀トナシ、人民ノ苦ミ極レリ、左衞門大夫一人ヲ亡ボシテ萬民ヲ救フコト天道ナリ、天道予レニ天下ノ權柄ヲ預

ケタマフニ、予レニ忠アリトテ惡人ヲ立テ置カバ、天道忽チ權柄ヲ取リ上ゲタマハン、左衞門大夫予レニ眞實ノ忠臣ナラバ、無道ヲ行ハザルベキコトナルニ、無道ニシテ人民ヲ苦ムルハ忠臣ニアラズ、左衞門大夫當家ヘ功アリテ、武勇甚ダ他ニ越ヘタリ、然レドモ天命ハ背キ難シトノ上意ニテ、正則ノ身上滅亡セシナリ、何レノ國郡ノ領主モ、神君上意ノ旨ヲ深ク心得タマフベキコトナリ、正則ハ惡虐ノ甚シキナリ、正則ノ如ク甚シキニテナクトモ、人ヲ計ラズ粮ヲ計ラズシテ、下ヲ損ジ上ヲ益スハ正則ノ徒ナラン、其ノ道理ヲ孟子ノ示シタマヒテ、「孳々爲レ善者、舜之徒也、孳々爲レ利者、蹠之徒也」ト曰タマヘリ、近ゴロ聞ク、海邊ノ領主ヨリ毎年公儀ヘ干烏賊ヲ獻ジタマヘルニ、漁戸ノ干烏賊ヲ賣リ上グル代銀ヲ、商人ニ賣レル代銀ヨリ餘分ニ賜ハルユヘ、干烏賊ノ大キナルヲ領主ヘ納ムルコトノ濟マザル前ヘニハ、商人ヨリ買ヒ得ンコトヲ求メテモ、曾テ賣ルコトナシト聞ク、商人ニ貴ク賣ル物ヲ領主ニ賤ク賣リ上ゲヨト命ジラレ、其ノ命令ヲ犯シタルトテ罰セラレバ、如何程ニ輕キ罰ニテモ、天道ニ背ケルニ成ラン、若シ重ク罰セラレバ、天道ニ背ケルコトノ甚シキナラン、古來暴君トイヘルニモ、少シノ罪モナキ者ヲ殺セルハ甚ダ稀ナルコトニテ、死刑ニ行ハルマジキ罪人ヲ死刑ニ行ハルヽモ、罪ナキヲ殺セルノ類ヒナリ、問フ、罰ヲ重クスルハ犯人ヲ懲スニ益アリテ、罰ヲ輕クスルハ犯人ヲ懲スニ益ナカランカ、曰ク、人ニハ皆ナ人ニ忍ビザル心アルユヘ、利欲ノ爲メニ禁令ヲ犯シタル罪人ヲ殺サルヽ格ナラバ、僉議人ノ聞キ捨テ流サルベキ罪人ヲ、聞キ捨テニスルヨリハ多カラン、聞キ捨テ

ノ多キハ、罪人ノ增益スル道理ナリ、同罪ノ人數ノ悉ク知レタル上ヘニテ、張本棟梁ヲ死刑ニ行ハルルニテハナク、譬ヘバ同類十人ナル內ニテ、早ク僉議ニ逢ヒタル者一二人死刑ニ行ハレ、八九人ハ僉議人ノ了簡ニテ聞キ捨テニ成リ、死刑ヲ免ル丶ノミナラズ、流刑贖刑ヲモ免ルルナラバ、彼ノ免レタル八九人ヲ目當テニシ、死刑ニ行ハレタル一二人ヲ不幸ナル者ト極メ、是レヲ外トスル所ヨリ、死刑ヲ頻リニ行ハレテモ、死刑ノ罪人段々ニ出來ルニアラン、罪人ノ同類ヲ僉議セシメラル丶ニ、僉議人ノ心ニ少シモ了簡ヲ加ヘズ、聞キ捨テニスルコトナキハ、主君ノ心ノ始皇ノ如ク、家老ノ心ノ商鞅ガ如ク、僉議人モ共心ニ成レル時ノコトナルベシ、是ノ如クナラバ、下民ノ利欲ノ爲メニ禁令ヲ犯スコトハ止ムベケレドモ、下民ト利ヲ爭ヒ、刑罰ニテ爭ヒ勝ツハ甚シキ凶惡ナラン、始皇ハ子孫ノ永久ヲ願ハレケレ圧、二世ニシテ滅亡セリ、商鞅ハ國ヲ治ムル道ヲ得タリト思ヒケレ圧、一生ノ內ニ亡ビタリ、是レ皆ナ天道ニ背ケルユヘナリ、孔子ハ「積善之家、必有二餘慶一」ト曰タマヒ、程子ハ「祈二天永命一」ト曰タマヘリ、「祈二天永命一」義ヲ、佛氏因果應報ノ說リト同ジ事ニ論ズルハ、擇ブコトノ精シカラザルナリ、君子ニ積善アリテ、餘慶ナキモ有ルハ、「天地之大、亦有レ所レ不レ能レ盡」ノ道理ナリ、君子ニ於テ何ノ缺グルコトカアラン、孔子コレヲ示シテ「不レ怨レ天」ト說キタマヘリ、流刑ニ行ハレ、贖刑ニ行ハルベキ罪人ノ流刑贖刑ニ行ハル丶ハ、當然ノ政道ナルガ如クナレ圧、主君ヨリ下民ノ產ヲ制シタマハズシテ恒產ナキ所ヨリ、禁令ヲ犯ス者ヲ悉ク流刑贖刑ニ行ハレバ、孟子ノ曰タマヘル民ヲ罔ミスルニ成ルベシ、

明君ハ自カラ脩メタマフコトノ深キニテ、欲ノ勝チ難キコトヲ知リタマヒ、愚不肖ナル下民ノ利欲ノ爲メニ禁令ヲ犯スハ、左モアルベキコトナリト思ヒタマヘルニ依リ、罰ヲ行ヒタマフコト常ニ輕ク、明君ナラヌ君ハ自カラ脩メタマフコトノ淺キニテ、欲ノ勝チ難キコトヲ知リタマハズ、愚不肖ナル下民ノ利欲ノ爲メニ、禁令ヲ犯スヲ一筋ニ怒リタマヒ、其罰ヲ行ヒタマフコト常ニ重キト見ヘタリ、若シ又タ主君ノ心ニ吾レサヘ利ヲ重ンジ、義ヲ輕ンズルコトアルナレバ、下民ノ利欲ノ爲メニ、禁令ヲ犯スヲ罰スベキコトニアラズト思ヒタマヒ、自身ニモ義ニ赴キタマハズ、恒ノ產ノ有リナガラ、欲心ノ甚シキ所ヨリ、禁令ヲ犯ス者ヲ流刑ニモ贖刑ニモ命ジタマハズバ、政道ナク政法ナキニ成リ、朱子ノ怒リ誤リヲ論ジタマヘル旨ニ落着スベシ、佛氏ノ人ヲ殺セル罪人ヲモ生カサルヽコトヲ求メ、其レヲモ慈悲ト思ヘルハ、大キナル誤リナリ、罪ナクシテ殺サレタル者ヲ哀憐シテ、其ノ者ノ爲メニ殺シタル者ヲ死刑ニ行ハレ、其ノ政法ヲ嚴密ニ立テタマヒテ、惡人ヲ懲ラシタマフコソ慈悲ナルベケレ、

問フ、虞書ニ「怙終賊刑」ト示シタマヘル旨ヲ如何ニ心得ベキヤ、曰ク、怙ト謂ヒ終ト謂フハ、死刑ニモ行ハルベキ罪ヲ、過誤ニテナク、不幸ニテナク、恃ミテ犯シ再ビ犯スナリ、死刑ニハ行ハルマジキ罪ニテモ、恃ミテ犯シ再ビ犯スハ、死刑ニ行ハルヽトイフコトニテハナシ、宰我ノ哀公ニ對ヘテ、「使民戰栗」ト曰ヘルヲ、孔子ノ戒メタマヒテ、「成事不說」ト曰タマヒ、秀康子ノ「若殺無道、以就有道、何如」ト問ヘルニ、孔子對ヘタマヒテ「子爲政、焉用殺」ト曰タマヘルニテ、聖人ノ心ヲ見ルベシ、朱

子ノ論ニ、「今必曰ニ堯舜之世、有レ宥而無レ刑、則是殺レ人者不レ死、而傷レ人者不レ刑也、是聖人之心、不レ忍ニ於元惡大憝ニ、而反忍ニ於啣レ寃抱レ痛之良民ニ、所謂怙終賊刑者爲ニ空言ニ、以誤ニ後世ニ也」ト曰タマヘルヲ考ヘテ、怙終賊刑ノ正義ヲ知ルベシ、問フ、國家ニ財用ノ足ラザル時ハ、財ノ生ズル道ヲ求メテ、財ヲ増シ用ヲ足シタマフベキコトナランカ、曰ク、國家ニ有リ來レル財ニテ、分ヲ守ル格ヲ定メ置キタマヒ、其ノ上ニテ財ヲ生ズル道ヲ求メタマハバ、財ノ少シニテモ増シタルハ政事ニ益アルベシ、有リ來リタル財ニテ、分ヲ守ル格ヲ定メ置キタマフコトナクシテ、財ヲ生ズル道ヲ求メタマハバ、財ノ増シタル分ホド、國家ノ病ヲ増スニテアルベシ、正シカラヌ人ハ民間ニ廣ク散リ居ケル財ノ、國家ノ眞寶ナルコトヲ知ラザルユヘ、其ノ財ヲ君上ニ聚メ取リタマフ術ヲ巧ミ出ダシ、利口ヲ以テ上下ノ爲メニ宜シキコトナリト申シ掠メ、百姓ヲ苦シムルナリ、植ヘ立テテ利アル木ヲ植ヘシムルニモ、其ノ植フル土地ノ物成ヲ除カルルハ少シノ分數ニテ、其ノ物成ノ餘リ百姓ノ得來レルヲ失ヘル分數ハ多ク、毎年二作シケル地ニテモ、一作ノ物成ヲ納メ、二作ノ内一作ハ全ク百姓ノ得分ナルニ、其ノ地ノ中ニ植ヘ立テ物アリテ、一作ノ物成ヲ除カレタル迄ニテハ、百姓ノ利ヲ損ズルコト殊ニ多シ、是レモ百姓ノ財ヲ奪ヘル道理ナリ、植ヘ立テ物ノ爲メニ草ヲ去ル手入レ疎略ニシテハ、植ヘ立テ物ノ生長スルコト成リ難ク、作物ノ草ヲ取ルサヘ、力ノ逹セザル所アルニ、植ヘ立テ物ノ草ヲ油斷ナク取ルベシトノ下知アリテハ、農業ノ障リ甚シキコトナレド、利口ナル人ノ其事ヲ巧ミ出ダセルハ、種々ノ辯ヲ以テ農

業ニ障リナシト申シ掠メ、百姓ヲ苦シムルナリ、植ヘ立テ物ハ其ノ土ノ肥ヘタルニモ依ラズ、瘠セタルニモ依ラズ、其ノ土ニ宜シキト、宜シカラザルアリ、其ノ土ニ宜シクシテ昔ヨリ産シ來リ、領主ニモ利ヲ得タマヘル州郡ノ事ヲ、其ノ他ノ州郡ヨリ傳ヘ聞キ、土地ニ宜シキト、宜シカラザルトヲ辨ヘズ、漫ニ其ノ木ヲ廣ク植ヘ立テ、多クノ人民ヲ苦シメ、莫大ノ財ヲ費ヤシケルコトヲ農業全書ニ戒シメ置キタリ、財ヲ生ズルトイヘル中ニテ、新メニ生ズル財ハ少クシテ、生ジ來レル財ノ滅ズルコト多キモアリ、思ヒヲ致スベキ所ナリ、問フ、大學ニ、長國家而務財用者、必自小人矣、國不以利爲利、以義爲利也ト説キタマヘル旨ヲ如何ニ心得ベキヤ、曰ク、利ヲ以テ利ト爲シテ、財ヲ足スニ心ヲ用フルヲ財用ヲ務ムルト謂ヘリ、義ヲ以テ利ト爲ス時ハ、財ヲ足スニ心ヲ用フルモ、義ヲ務ムルニ成ルナリ、大名ノ心ニ米穀金銀ヲ公儀ニ參勤シ、恭敬ヲ盡シ、家中ノ諸士ヲ養ナヒ、民間ノ凶荒ヲ救フベキ當用ノ寶ナリト見タマフ時ハ、米穀モ金銀モ總テ義ナリ、米穀金銀ヲ上ニ忠シ下ヲ愛スル當用ノ寶ナリトハ見タマハズ、上ニ忠シ下ヲ愛スル當用ニ成レルハ、已ムコトヲ得ザル出方ノ樣ニ見タマヒ、其ノ用ニ餘分アリテ、飲食、衣服、家園、器物ノ奢侈ト、權門要路ニ賂ヒ、寵愛佞幸ニ賜ハル當用ノ不足ナカランコトヲ求メタマフ時ハ、米穀モ金銀モ總テ利ナリ、主君ヨリ義ヲ以テ利ト爲シタマフ時ハ、家中モ義ヲ好ミテ其ノ君ニ忠シ、下民モ義ヲ好ミテ其ノ君ヲ愛シ、國家ノ利イヅレカ是レヨリ大イナラン、主君ヨリ利ヲ以テ利ト爲シタマフ時ハ、家中モ利ヲ好ミテ其ノ君ニ忠セズ、下

民モ利ヲ好ミテ其ノ君ヲ愛セズ、國家ノ不利イヅレカ是レヨリ大イナラン、主君ニ仕フル人ノ義ヲ以テ利ト爲スハ、其ノ類ツネニ少ナク、利ヲ以テ利ト爲スハ、其ノ類ツネニ多ク、多キヨリ少ナキヲ拒ギ、主君ノ惡ミタマヒ、家老ノ惡ムベキコトヲ作リ立テ彼等カク云ヒケルト、主君家老ニ申シ納レ、得テ祈願ノカナヒシ樣ニ思ヘルハ、誠ニ歎カシキコトナリ、渡邊綱ノ歌ニ「道ナラヌ事ナカナヘソサリトモト思ヒタガヘテ吾レ祈ルトモ」ト詠ジラレシヲ有リ難クコソ覺ユレ

高一萬石ト記シ、十萬石ノ格ト記ス事

一圓ニハ高ナク、一郡ト半郡ハ高一萬二千八百卅石餘ナルニ、高一萬石ト記スハ、差シ當テザル詞ナリ、十萬石以上ノ格ナルヲ、十萬石ノ格ト記スモ、是又差シ當テザル詞ナリ、是ノ故ニ發端ノ詞ニ、譬ヘバト云ヘルナリ

田畠ノ高二萬石ノ物成リ、一萬石ト記ス事

一郡半ノ物成ト、一圓ノ物成ト、公役銀現銀上納ノ分ヲ合セ、大數ヲ一萬石ト記スナリ

海浦市井ノ運上二千石ト記ス事

鯨鰯ノ請浦運上、鯨突上運上、干鰯俵數運上、濱出運上、薪船帆別運上、酒屋、糀屋、質屋運上ヲ

大數百廿貫目當テ、六十目米ニシテ二千石ト記スナリ

金山ノ利分、田畠ノ高八萬石ノ四ツ物成リ、三萬二千石ニ當タルト記ス事

金山ニ比スル利分ノ内ニテ、年例ノ利ヲ內端ニシテ八千石ニ當テ、三種ノ利ヲ千四百四十貫目ニシテ、六十目米二萬四千石ニ立テ、年例ノ利ヲ合セ三萬二千石ト記スナリ、三種ノ利ハ不定ナルコトニテ、積リニ入ルベキ道理ナケレドモ、十萬石ノ格ト稱シタマヘル所ヲ記スユヘ、田畠ノ物成ト諸運上ト一萬二千石ニ、八萬石ノ四ツ物成リヲ合セテ、高十萬石ノ名數ヲ立ツルナリ

金山ノ利分段々ニ減リテ、物成リ一萬二千石ニ當レル程ニ成リタラバト記ス事

年例ノ利ヲ八千石ニ立テ、三種ノ內ノ一種ノ利ヲ、甚ダ內端ニシテ二百四十貫目ニ當テ、六十目米ニシテ四千石、兩樣ニテ一萬二千石ニ立ツルナリ、彼ノ一種ノ利ヲ甚ダ內端ニ當ツルニ意味アリ、三種ノ內ノ二種ハ、近年利分少ナキト聞ケルユヘ、積リニ入レズ

一萬六千石程ヲ祿米給米ニ當ツルト記ス事

庚子ノ年ノ祿米給米ハ一萬三千百石ト見ヘ、昔年ハ一萬六千石ニ餘レル時モアリ、其ノ內ナル時モアリタルト聞ケルユヘ、大數ヲ一萬六千石ト記スナリ

參勤ノ用ト諸役所ノ用ノ出方ヲ、一萬千石ニ改メト記ス事

二萬四千石ノ內ヨリ、一萬三千石程ヲ祿米給米ニ當タリ居ケルユヘ、其ノ殘リヲ以テ一萬千石ノ數

ヲ立ツルナリ、參勤ノ用ト諸役所ノ用ノ出方、今程ハ一萬千石ニ當リ居ケルト聞キテ、是ノ如ク記スニテハナシ

口上覺

當年八月廿九日、御前より御用人衆を以て被仰付候は、以來御勝手向御續被成候儀に付、存寄有之候はゞ致書載候而、御支配迄申上候得之由被仰付、御請申置候、某儀元より愚蒙之者にて、其上老衰健忘之身と罷成居申候得者、右之御尋に御返答可申上との御請不申上筈に御座候得共、財用之道理經書に相見へ居候旨を書述置候一冊有之、其一冊之内に御尋之御返答に可申上と奉存候事共、少々相見へ居申候故、壹ケ月程も掛り候はゞ、右一冊之内に有之趣を委く吟味仕候而、御返答之口上書相調へ申にて可有御座と奉存、御請申上置候、然處九月に入り候而、田代御用之御書物之草案段々被仰付、二ケ月餘相勤、氣力甚疲れ、此間專ら保養仕候而、御返答之口上書草案を書掛り申候に、書調得申體に無御座候故、御請申上置候事に御座候得共、上恐御理り申上候間、其段御書中に而宜被仰上可被下候、最初御請申上候者、右一冊之内に有之趣を吟味仕候而、御返答之口上書相調可申と奉存候所より、御請申上候故、其一冊を有增し吟味仕、橋邊正左衛門に清書仕らせ、懸御目

申候間、御披見被ﾚ成、若御前に被ﾆ仰上ｰ候而、苦しかる間敷と思召候文段少に而も有ﾚ之候はゞ、其所計來年御下着之後、御序之刻御口上に而被ﾆ仰上ｰ可ﾚ被ﾚ下候、右之一册は批判を請候爲、親き人には見せ來り申候、此後とても批判を請候而、改め可ﾚ申所は改め可ﾚ申と存入罷在、吟味を極め申たる書物にては無ﾆ御座ｰ候間、左樣思召可ﾚ被ﾚ下候、菜儀氣力之疲れ甚く、唯今には少之書物も淸書は仕り得不ﾚ申候故、此口上書も正左衛門に書せ申候、其段御了簡被ﾚ成可ﾚ被ﾚ下候、以上

十二月十六日　陶山庄右衛門

大浦忠左衛門樣

昨日忠左衛門方へ被ﾆ差出ｰ候口上書「財用問答」全部一册令ﾆ披見ｰ候、便次第江戸表へ差越、御前へ被ﾆ差上ｰ候樣可ﾆ申遣ｰ候、貴殿儀不氣力に有ﾚ之由に候處、上之儀を大切に被ﾚ存、何角被ﾚ盡ﾆ心力ｰ候段致ﾆ感悅ｰ候、此段爲ﾚ可ﾆ申達ｰ如ﾚ此候、以上

十二月十七日　年寄中

陶山庄右衛門殿

財用問答終

常平問答

常平問答

問ふ　昔漢の宣帝の時に、豐年の多きにて米穀の價ひ賤く、農人の利を得る事少かりけるに、耿壽昌と云ひし人の申し上げによりて、初めて常平倉を置きたまひ、米穀の賤き時は、價を增して買はしめ、米穀の貴き時は、價を減じて賣らしめられしと聞く、豐年には米穀の價ひ賤しくても、農人の賣り出だす穀數、常年よりは多からん、譬へば常年に米壹石の價ひ銀六拾錢目なりしを、豐年に銀四拾錢目に賣りたりとも、其年豐年ならば、米を賣る分數六七割ほども多かるべきゆへ、拾六七石を壹石四拾錢目に賣りても、拾石を壹石六拾錢目に賣りし程の代銀を得るべし、然るに豐年の多く米穀の賤しきにて、農人の利を得る事少なかりしは如何なる道理ならんか、曰く、漢の宣帝の時に、豐年の多く、米穀の賤くして、農人の利を得る事少なかりしは、以前米穀の賤かりし時の諸品の直段を、其後米穀の貴くなりける時に改めて貴くし、宣帝の時に米穀の賤くなりても、米穀の貴かりし時の諸品の直段を改めざりし故ならん、以前米穀の貴き時に、拾石出來たる地面より、其後に拾六七石出來て、以前壹石六拾錢目に賣りたる米を、壹石四拾錢目に賣るならば、諸品の直段以前之米の貴き時の儘なり共、農人の利の減るべき樣はなけれども、其以前拾石出來たる地面より拾二三石出來て、米の直段以前六拾錢目なりしが、四拾錢目になれるが、以前十石出來たる地面より拾六七石出來て、以前の米直段六

拾錢目なりしが、三拾錢目になりたらば、農人の利の減るべき道理なり、問ふ、米穀の直段の賤しき時には、諸品の直段を改めて賤くすべきことなるに、其の儀なきは如何なる故ならんか、曰く、米穀の直段の賤き時には、諸品の直段も賤しくならずして叶はぬ事なり、然れ共其の賤くなるは、諸職人諸商人一同の心より起れる事にてはなく、譬へば一種のものを作り出す職人百人にて、一種の物を賣買する商人百人なるに、百人の中の九拾人は、米穀の直段の賤しき年にても、手前より賣り出す物を以前米穀貴き時の直段にして賣出さんと思へども、百人の中の拾人の心に、米穀の賤しき時にも、手前より賣出す物を貴く賣出すは、農人の爲めに宜しかるまじきのみならず、祿を受けて食粮の餘計を賣出せる仕者の爲めにも、仕者に祿を與へて、其餘計を賣り出せる諸侯の爲めにも宜しかるまじきと思ひ、實義の心を以て賣り出し物の直段を賤くするならば、諸人皆彼の賤く賣る拾人の方より買ひ取るにて有るべき故、貴く賣らんと思ふ九拾人も、止む事を得ず直段を賤くすべし、是道理にて、米穀の賤き時には、諸品の直段も賤くなると見へたり、漢の武帝の時に上に利を好みたまひて、下の樣を察し給はざりける故、下の心も總て上に倣ひ、自己の利を專一として、他人の損を何とも思はざる風俗となり、昭帝の時に政道を改め給へども、諸人の風俗は未だ改まらず、宣帝の時に、豐年の續き米穀下直になりても、諸職人諸商人より賣り出す物の直段は、其の以前の儘なる故、百姓の利を得る事少なかりけるならん、唐の太宗の時の豐年には、米穀甚だ下直なりけれども、百姓の利を得る事少なく

ならざりしは、太宗の政道の宜しきにて、諸職人諸商人自己の欲を専一とせず、米穀の下直なるに應じて、賣物を下直に賣れる故ならん、問ふ、宣帝の時には常平の法を行はれたるにより、諸職人諸商人の賣物の直段を賤くせざれども、米穀の直段の相應に貴くなれるにて、農人の爲めにも宜しくなりけると見へたり、若し米穀の直段相應に貴くなりたるを、諸職人諸商人の心に不相應に貴く成りたる樣に思ひ、諸品の直段の元より貴くなり居けるを、猶も貴くするならば、米穀諸品の直段また不相應に成るべし、其の如く成迚、米穀の直段を重ねて貴くせよと命じ給ふべき樣も有るまじきなれば、諸職人諸商人の賣物の直段を、相應に賤くせよと命じ給ふより外は有るまじ、其時諸職人諸商人の賣物の直段を相應に賤くせずば、いかに下知し給ふべきか、曰く、譬へば農具を作る職人に、農具の直段の甚だ貴きを相應に賤くせよと命じ給はゞ、其の職人の答へに、鐵の直段の甚だ貴き故、農具の直段も夫に應ずる由申上るにてあらん、其時に鐵を賣買する商人を正し給はゞ、鐵山の者の鐵を賣り出す直段の甚だ貴き故、鐵の買ひ直段に應じて、賣り直段をも貴くすると申上るにてあらん、鐵山の者を正し給はゞ、薪の直段の甚だ貴き故、薪の買ひ直段に應じて、鐵の賣り直段を貴くすると申上るにてあらん、薪を賣る者を正し給はゞ、木山を段々と伐り荒し、薪を取る處の漸々と遠くなれるにて賣り直段も夫れに應じて貴くなれると申上ぐるにてあらん、右段々の申す處に僞はりなくても、賣出しの直段を相應には増さず、利欲の私心を加へて不相應に増し、鐵を買ひ取りて職人に賣れる商人も、鐵を買

ひ取りて作り出したる農具を賣る職人も、賣り直段を買ひ直段の相應には增さず、利欲の私心を加へて不相應に增し、農具のみならず、其外の諸品も、其の如くにて諸品を買ひ、遠方に行きて賣れる商人も、河海の船賃と、陸路の駄賃の分を引き、以前の利分程の利を得る直段には賣らず、利欲の私心を加へて、不相應に直段を增す事有るべし、米穀は天下の百姓一同に作り出す物なる故、米穀を賣買する商人の、甚だ貴く賣れるを正し給ふ事は成り易く、諸品を作り出すと、諸品を賣買するには、種種の曲折ある故、米穀を賣買する商人を正し給ふ樣にはなりがたからん、其時は國都の商人の中にて、實義ゝ有り、智慮も有りて、人の信ずる者を精しく聞き出さしめたまひ、其の類の者を何人にても召し出され、諸品の直段の相應になれる下知を、如何樣に爲されて宜しかるべきや、面々より書付にて申上げよ、其の申す所を用ひ給ひて驗しあらば、賞を行はるべしと命じ給ひ、其面々より申上る所を執政執事の中の智慮有る人に精しく擇ばしめ給ひ、天下の知を用ひて、天下の事を治め給はゞ、其驗しの見へざる事は有るまじ、米穀の直段の不相應に賤く、諸品の直段の不相應に貴き時にても、仕者百姓の儉約を好むは、困窮の甚しくならぬ樣に初めより心を用ゆべけれども、仕者百姓の儉約を好まぬは、初より心を用る事なく、困窮する事漸々に深からん、仕者も祿の厚きは、其の患へ淺かるべけれ共、祿の薄きは其の患へ深く、百姓も田の多きは、其の患へ淺かるべけれ共、田の少きは其の患へ深からん、諸職人諸商人、漁者樵夫日傭等は、米穀の賤きに利有りと云へども、仕者百姓の困窮する

事段々と深くならば、諸職人諸商人の仕者百姓に賣れる諸品の、分數の段々と減りけるにて、得來れる利分も漸々に薄くなり、漁者樵者日傭等も同じ成り行きならん、問ふ、諸品の直段の甚だ高直になり居けるに下知し給ひて、米穀の直段の甚だ下直になり居けるを、相應に增さしめらるゝ爲めに、古の常平の法を用ひ給ひ、諸侯諸士百姓の賣り出しの米を、國都の役所に買はしめらるゝには、大分の金銀なくては叶ふまじ、買はしめられたる米を、諸職人諸商人と、其外の祿を受けず、田を作らざる人衆に賣り渡たされ、其の代銀の入來りても、其代銀より諸侯諸士百姓の賣り出しの米を買はしめ給ふべきなれば、國都に住する諸職人諸商人等の食用に足れる程の、米の代銀を公府より常に出し置き玉ふになるべし、其れ程の大分の銀を常に出し置き給ふに、障る所は有るまじきか、曰く、役所よりの命令に諸方より賣り出だす米を、役所に買ひ入るゝ直段は、豐年の下直なる限りを、四十五錢目に定められ、凶年の高直なる限りを、五十五錢目に定められ、常年も夫れに應じ直段を定められ賣り出しの直段は、買ひ直段の一割增しと定めらるゝにならば、米の直段に高下有りても、甚だ高直ならず、甚だ下直ならぬにて、常平の主意に叶ふべし、常平の役所を立て給へる始めの命令に、米穀の買ひ入れ、賣り出しを常平の役所へ總べさせ給ふにてはなく、役所の外の賣り買ひは相對次第にせよと命じ給ひ、米の甚だ下直なる時に、役所を立給ふべき事ならん、甚高直なるを制し給ふ計りは、貢米を相應の直段に賣らしめ給ふ迄にて事濟むべき故、常平倉を置き給ふには及ぶまじ、米の甚だ下直にて、

譬へば以前の下直なる時は、四五十錢目の間なりしが、甚だ下直にて三四十錢目の間になり居ける時に、常平の役所を立て給ひ、四十五錢目にて買入れらるゝならば、米を賣る諸人より、最初一度は役所に賣り入るべし、其米を役所より一割増しの直段にて賣り出さるゝならば、米を買ふ諸人の心に、役所の米は高直なる故、夫れより下直に買ひ度と思ひ、米を賣る諸人の心に、役所に四十五錢目を賣らずとも、役所の外にて四十六七錢目にも、四十八九錢目にも買ふにて有らんと思ひ、元より役所の外の賣り買ひを相對次第と命じ置き給へるなれば、相對にて賣り買ひに、豐年の米の直段四十五錢目より下直にはならず、凶年の米の直段六十錢目、五分より高直にはならず、重き障りは有るまじ、米の買ひ入れ賣り出し役所は、只甚だ高直にならず、甚だ下直にならぬ爲に立て置かれ、米の代銀とて大分の銀を備へ置かるゝには及ぶまじ、諸侯の州府の米の直段は、國都の米の直段に應じ、國都の直段より少し下直なる迄ならん

常平問答終

山火燎覺書

山火燎覺書

山ほたり之譯

一 阿須潮見坂乘越し、左手に小堂越有レ之、夫より哥舞曾根迄木戸之本より下り出で、本尾崎迄凡幅十五間程之間切り明け、年々枯草之時分に至り候節、御家中より下男召連れ罷出、右之場所を燒せ候次第御尋に付、私存寄承り傳へ候趣申上候樣との御事に付、左に申上候

一 御屋敷を市郎が谷小じりが峯に御移被レ成候に付、右哥舞曾根は扣之山と思召、じり組山より野燒いたし、屛風が峯に火移り、哥舞曾根燒拂候而は決して難二相濟一第一右之山に燒込候ては、御屋敷植込み近く、其上御屋敷をてらし候山にて、中々野原同前に相成候而、山追風に御屋敷之植込み難レ凌、然る上に御屋敷近き海邊には、竹木等御仕立被レ成候樣、古書にも相見へ候通、御意味合も有レ之、且つ御屋敷構之御仕立物切通し、下たての黑み兩樣ともに、後ろ山東西より本山に見迄り候、黑み沖より御舞掛之日當第一之所にて、屛風山之儀は別而重く御仕立被レ成、依レ之切明けほたり通候儀は、御屋敷外構と被二思召一候に付、切通しを明け候節より、奉行として木森儀兵衞とやらに被二仰付一御徒士より兩人手代として被二相附一毎月一日ヅヽ切通し、潮見坂迄一組より兩人ヅヽ、八組より罷出切通り、

其上草枯の時節に至り候得ば、御家中より下男を召連れ燒通り候、夫より何方にても野燒之場所へ罷出相働候樣相成候儀、引續き被二仰付一候由傳承り、いづれも御同意御尤奉レ存候、然ば潮見坂堂越之儀は、御家中屋敷とやら申候、切通候儀御斷願被二差出一、願之通被二仰付一候哉、無二早晩一と相止み、儀兵衞事も被二指免一候哉、其後は儀兵衞御屋敷內立廻り、御仕立物等之儀も見分候儀承り不レ申、御屋敷構之御仕立物、後山屛風山三ヶ所は、就レ中重き御仕立場所に候處、右之通相成行候儀、御不同意之儀共に奉レ存候、御尋被レ遊候に付傳承り候通、幷に愚意之趣一通り申上候、及二老年に一不レ勘辨旁可レ然御執成、各樣へ御賴申入候

月　日　　陶山庄右衞門

御用人中樣

山火燎覺書　終

樂物語

樂物語

人の心の同じき所は樂みを求るにこそあなれ、樂みは同じからねども、たのしみを求むる事は同じ、善き樂みをたのしむ時は、よからぬ樂みをたのしまず、よからぬ樂みをたのしむときは、よきたのしみをたのしまず、善き樂みも、よからぬ樂みも、おのづから樂しむにてはなく、勤むる事ありて樂むなり、善き事を務むるは、苦みてつとむるも苦みの中に樂みあり、善からぬ事を勤むるは、樂みて勤るも、たのしみの中に苦しみ有り、苦みの中の樂みを樂しみて、勤めの苦みを厭はぬは、樂みの苦みにまされる故ならん、苦みなき勤めを樂みて、樂みの中の苦しみを厭はぬも、樂みの苦しみにまされる故ならん、苦みの勝さり、樂みのおとりたるとおもへるを求めず、苦みのおとり樂みのまさりたると思へるを求るなれば、凡て皆樂を求るにこそ極まれる、前の樂しみ後に苦みと成り、其苦み前の樂みに勝れる事も多けれど、樂しみに勝れる苦みを自ら求めたるにてはなく、求めたるたのしみより求めぬ苦みを招きけるなり、善き事を誠に勤むるは、人の譽むるをたのしまずして、善きことを樂しむと見え、よきことを勤めて誠ならざるは、よきことをたのしまずして人のほむるを樂むと見ゆ、人の譽るとて善き事のますにてはなく、人のほめぬとてよきことの減るにてはなきに、是を辨へずして人

の樂むるを樂むは、誠を忘れし迷ひ也、愚かなる人は善きことも、よからぬことも己が心に同じきを樂めぬるに、是を辨へずして人の樂むるを樂むは、迷ひの上の迷ひなり、樂みの有るたのしみは有る所あり、なき所有り、有る時あり、無きときあり、樂みなき樂みは有る所なく、無き所なく、有る時なく、無き時なし、樂み有る樂みを樂むは、樂む事のなき時をさびしきと思ひ、淋しきにたへずして樂む事を求む、よからぬたのしみを求るも、樂みある樂みをのみたのしむよりぞ始れる、我儘ならぬ我心なれ共、願くは善からぬ樂みを忘れて、善きたのしみをたのしめかし、樂みなき樂みをたのしみてこそ、善からぬ樂みを忘るべけれ、善からぬ樂しみを忘れてこそ、善きたのしみを樂しむべけれ

樂物語 終

古諠問答

同附錄

古詮問答

問　中國聖賢の古詮も本邦では用ひ難き所あらん、然るに本邦の人の中國聖賢の古詮を用ひんと欲するは事を害する所在べきか

答　朱子の語に、「古者敎人、其全書雖不可見、而雜出於傳記者亦多、讀者往往、以古今異宜、而莫之行、殊不知其無古今之異者、固未始不可行也」と曰へり、本邦の人の中國聖賢の古詮を用んと欲するも、本邦中國の異なる事なき者を用ゆべきなり、宜數を異にする事を云時は、本邦の古今にも宜きを異にする事あり、本邦の諸州にも宜きを異にする事あり、本邦中國の宜きを異にするのみにあらざるべし

問　孔子の「生乎今之世、反古之道者、災及其身者也」と戒め給ひながら、「我好古、敏以求之者也」と說き給ふは、いか成故ならんか

答「生乎今之世、反古之道」の旨を朱子の釋して、「居周世、而欲行夏殷禮、所謂居今世反古道」と曰へり、然ば「反古之道」の道の字は、禮儀法制を指し給へる也、好古は古の聖人の道を好み給ふの意なり、孔子の語に「君子有三畏、畏天命、畏大人、畏聖人之言」といへり、「畏大人」は君上の命

を畏れ、當代の法を畏るゝ也、「畏二聖人之言一」は先聖の教を畏るゝ也、並び行はれて悖らざるべし、若し並び行はれざるとおもへる事あらば、孟子の屋廬子に答へ給へる食禮論を軌範として其事に處すべし、是又並び行はるゝ道理なり

問　董仲舒の「正二其義一不レ謀二其利一明二其道一不レ計二其功一」と宣へるを、朱子の學規に處事の要とし給へり、周易に利不利を說き給ひ、論語に「子罕曰レ利」と記せるなれば、一切に利を謀らざるとは云難し、義に違へる利こそ謀るまじき事ならんか、孔子も「敏則有レ功」と說き、「好レ謀而成」と說き給へるなれば、一切に功を計らざるとは云難し、道に違へる功こそ謀るまじき事なれ、道に違はぬ事にも功を謀らず、成敗に心を用ひぬといふは在まじき事ならんか

答「謀二其利一計二其功一」と謂へるは、利を主とし功を主とするの意ならん、義を主として利を謀るは、利を謀と云べからず、道を主として功を計るは、功を謀ると云べからず、道義は天理なり、功利は人欲なり、朱子の「天理人欲、同レ行異レ情、循レ理而公二於天下一者、聖人之所二以盡一其性一也、縱レ欲而私二於一己一者、衆人之所二以滅一其天一也、二者之間、不レ能レ以レ髮、而其是非得失之歸、相去遠矣」と宣へるに思ひを致すべし、大舜耕稼陶漁、傅說版築鬻販と、後世の賢者君に仕へざる時の生業は、利を謀るとは云べけれ、大禹の水土を平げ、后稷の稼穡を教へ、周公の戎狄を膺つと、後世の賢者の君に仕ふる時の事業は、功を計ると云ふべからず、後世の才あり德なくして、聲名尊榮に志す人をこそ功を

計るとは云ふべけれ、是乃ち同行異情なり、異情の落着は行も亦異なる故、其是非得失の歸相去遠矣と說き給へるなり

問　子貢の「有下一言而可二以終身行上レ之者乎上」と問へるに孔子の「其恕乎、己所レ不レ欲、勿レ施二於人一」と答へ給へるを、朱子釋して「推レ己及レ物、其施不レ窮、故可二以終レ身行一レ之」と宣へり、然るに大學或問には、「聖賢凡言レ恕者、又必以レ忠爲レ本、惟忠而後、所レ如之心、始得二其正一」と說き給ひ、一言而終身行レ之の旨に相應せざるが如くなるは、いか成故ならんか

答　孔子の子貢に答へて、「己所レ不レ欲、勿レ施二於人一」と示し玉へるは、子貢の學識長進せし時の事ならん、其外には仲尼の人の問へるに答へ給ひし語の中に此句あり、欲すべき所を欲せずして、其欲せざる所を人に施さず、欲すべからざる所を欲して、其欲する處を人に施すは、「己所レ不レ欲勿レ施二於人一」の正意にあらず、大學或問に其旨を論じ給へる也、朱子の學規に「正二其義一不レ謀二其利一、明二其道一不レ計二其功一」處事の要とし、其次に「己所レ不レ欲、勿レ施二於人一」接物の要とし給ふも、大學或問に論じ給へる旨ならん

問　孔子の亂邦には不レ居と說き給ふを、朱子釋して「亂邦未レ危、而刑政紀綱紊、故潔二其身一而去レ之」と宣へり、陽貨の亂を起し政を專らにせし時に、孔子の魯を去り給はざるはいか成故ならんか

答　陽貨が亂を起し政を專らにせし時に孔子の魯に居給ふは、去る事を得給はざる勢有る故ならん、

貨は孔子をして來り見へしめんとするに、往て見る事を成し給はざれども、貨が贈れる物を受る事はなし給へり、然れば亂邦にて仕を辭する事を得ざる者も、義に害ある事を辭して、義に害なき事を勸め、仕へて義に害あると決せば、國を去事を辭して義に害なき事を勸め、仕へて義に事あると決せば、國を去る事を得ずとも病に託し仕を辭すべし、陽貨が季桓子を囚へたれ共、定公を君としたる故、孔子の貨に接するに、「大夫有レ賜二於士一、不レ得レ受二於其一、則往拜二其門一」の禮を用ひ給へるならん、程子の「士之處二高位一則有レ極而無レ隨、在二下位一則有二當極一有二當隨一有二極之不一レ得而後隨」と說き給ふを考へ合せて思ひを致すべき事なり

問　孔子の「天下有レ道則見、無レ道則隱」と說き給へるを、朱子釋して「天下擧二一世一而言二無道一、則隱二其身一而不レ見」と宣へり、孔子の時は無道の世なるに、孔子の行は「隱二其身一而不レ見」の行にあらざる事いか成故ならんか

答　聖賢の出處去就は、人を愛するの仁と、己れを行ふの義にして、衰世にも去るべくして去り、就くべくして就き給へり、是又「有レ道則見、無レ道則隱」の道理也、魯の昭公の季平子に追はれて齊に走りし時に、孔子の齊に適て高昭子が家臣となり給ふは、昭公の爲に心を用ひ給へり、事のありける故ならん、昭公の卒せし後に、季平子が心にて定公を立て魯に君たらしめ、季平子死して季桓子嗣ぎ、定公九年に孔子も魯に仕へ給へり、季平子が死せざる前ならば、孔子の季平子と共に定公に仕へ給ふ事は

在まじ、其子の季桓子が時に至りては、仕を共にする事を悪み給はざると見へたり、定公は亂臣の爲に立られし君なれば、先君の子弟なる故、其亂臣の死せし後は仕ふる事を悪み給はざると見へたり、衞の靈公の無道なるにも、出公の父と國を爭へるにも、楚の君の王を僭し夏を猾るにも、孔子の其國に往く事を悪み給はずして、他の善に遷り過を改めん事を欲し給へる、皆是人を愛し給の仁也、其中にて或は去り、或は反り、或は久しく、或は速かなるは、己れを行給ふの義也、孔子の衞に居給へるを、孟子の際可之仕、公養之仕と稱し給ふは、交際問餽を受るをも仕の類とし給へるなれ共、實に衞に仕へ給ふにてなき事は、際可公養の字にて明らかなり

問　蠱上九不レ事二王侯一高二尚其事一」の旨を程子釋して、「士之自高尚、亦非二一道一、所レ處雖レ有二得失小大之殊一、皆自高二尚其事一者也」と宣へり、後世の隱者も「皆是高二尚其事一」の人と云べきか

答　後世の隱者には眞の隱者と、鄙んずべき者との兩樣あるべし、君に仕ふる時祿の餘りを以親類朋友の急を救ふ事もなく、下人被官に恩を施す事もなく、只金銀を蓄へ田宅を買ふて隱居せん事を心に掛け、其蓄への足れるを待て仕を辭し、買ひ得たる田宅の利にて衣食の用を足すは、君に仕へずして君の祿食むにおなじ、「高二尚其事一」と謂べき所なく、只く小利得の事のみを思へる市井の人よりも鄙しき也、父祖より傳へし田宅なき人の實に隱者となれるは、傭耕樵漁の勞にて其生を養ひけるならん、孔子衞を去り給ひし時は、都て計較せずして去り給へる故、陳にて粮絕へ從者甚疲れたり、世俗の見

にて批判するならば、聖人に似合はぬ事かな、一寸先の見へぬ心なりといふべけれ共、朱子の論には「聖人當㆑行而行、無㆑所㆓顧慮㆒處㆑困而亨、無㆑所㆓怨悔㆒、學者宜㆓深味㆒㆑之」と宣へり、君子の仕を辭するに、辭せし後の粮米の備はらざるとて、急すべきを緩くし給ふ事は在るまじ、假饒ひ餓死し給ふとも何ぞ徳を害せん、故に孔子の語に「伯夷叔齊、餓㆓于首陽之下㆒、民到㆓于今㆒稱㆑之」と宣へり

問「師六四師、左次无㆑咎」旨を朱子釋して、「左次謂㆓退舍㆒也、陰柔不㆑中、而居㆑陰得㆑正、故其象如㆑此」と宣へり、剛中の君子には左次の事あるまじきか

答　帝舜の文德にも有苗服せず、大禹の征伐にも苗氏降らず、師を班し給へる後に至りて來格す、班師は左次なれば、剛中の君子に左次の事あるまじきとは云べからず、孔子の宋に居給ふを桓魋か殺さんとしければ、微服して宋を過ぎ給へり、是の事を薛文清公の論に、「孔子微服過㆑宋、其自處雖㆑裕、慮㆑事則密」と宣へるなれば、大禹の師を班し給ふも、事を慮る事の密なると云べきか

問　士農工商と云は、聖賢の定め給ひし人位なるに、仕を辭せし士の農工にはなれ共、商となる事を嫌へるはいか成故ならんか

答　俗に職人と云ふは工なり、商賣人職人を合せて町人と稱す、士の故ありて仕を辭せし時農人職人と爲り、農人職人の雇ひ者となりて農工の業を勤る事は嫌はねども、商賣人となり商賣人の手代となる事を嫌へるは、後世の商賣人の風俗專利得を謀るが故なり、古へ農工商と位を定め給へる意を考ふ

るに、農は民命を養ふ五穀を作り出して其功最も大いに、工は民用を達する諸具を作り出して其功農に次ぎ、商は農工の間に立ち、諸國にも往來して有無を通じ、其功叉工に次げばなり、職人の業の中にも、仕を辭せし士人のなすべき業と、なすべからざる業あらん、農人にも職人にもなり難き勢ある時に、商賣人となり商賣人の手代となるも、其商賣の業を擇びてなるならば、義を害する事有まじ、孔子の「賜不レ受レ命貨殖焉」と宣へるは、商賣人となる者を戒め給へるにてはなく、「小人哉樊須也、焉用レ稼」と宣へるならん、殷の膠鬲は孟子の「微子微仲、王子、比干、箕子、膠鬲」と連ね稱し給ひし程の賢人なるに、亂に遭て魚鹽を鬻ぎ販れり、賢者の商賣人となる事を嫌はざる也、士にても一度商賣人になれるは、武道の用に立たざると云說もあれども、齊の淖齒が閔王を弑せし時は、王孫賈市人四百人を卒して淖齒を誅し君の讎を復す、市人商賣人は志氣固とに同からね共、一偏には論ずべからず

問　孟子の周室班二爵祿一の事を說き給へる章に、「下士與二庶人一、在レ官者同レ祿、祿足三以代二其耕一也、耕者之所レ獲、上農夫食九人、上次食二八人一、中食二七人一、中次食二六人一、下食二五人一、庶人在レ官者、其祿以レ是爲レ差」と宣へり、五六人を養ふ程の祿を受る下士の、子を生む事八九人にて、親子兄弟共に十餘人ならば、何を以衣食を足したるにて有べきや

答　下士の子多きは、次子以下を卿大夫の從者ともならしめ、傭耕樵漁の類の事をもなさしめたるならん、若祿少く子多き士の次子以下を親子兄弟相離るに忍ざる迚、他國の人の從者ともならしめず、

他人に使はるゝを見るに忍びざるとて、其國の人の從者ともならしめず、卑賤の業をなすをみるに忍びざるとて、佃耕樵漁の類の事をもなさしめずば、大いに忍びざるべき事をも忍び、大いに恥づべき事をも恥ぢず、賢者の力にても全くし得ざる事を全くし得んと欲して、常人の心にも忌み憚るを憚らざるに至らんか

問　妻を娶るに同姓を娶らず、實子なき者後を立るに異姓を立てぬは中國の教へなり、ケ樣の事を中國の教へに從はゞ、生二今世一反二古道一の類にもなるべきか

答　本邦の教は妻を娶るに同姓を娶れ實子なき者の後を立るは異姓を立よとの教ならば、同姓を娶らず異姓を立てぬを本邦の教に從はぬといふべけれ共、左樣の教は在べき事にてもなく、只同姓を娶るも異姓を立るも、人人の心に任する風俗となり來れるなり、春秋に莒人滅レ鄫と書し給ひ、孟子卒し書し給ふにて、聖人の此二事を戒め給へる事分明に見へたり、循ひ守るべき事なり

問　本邦の俗に異姓を養子とする事ありて、自ら姓氏を改る事もある故、系譜の分明なる家は格別、大抵は五代七代以前の同姓異姓の眞を明らめ知る事も成り難く、今の同姓中に昔の異姓もあるべし、今の異姓の中に昔の同姓もあるべし、然ば同姓を娶らず、異姓を立てざれとの教を守らんと欲するにも、詳にしがたき所あらんか

答　中國の聖王の姓を立て系を別ち給へる政も、周に至りて備はれるならん、然ば周の時の同姓の中

に、虞夏の時の異姓稀れにもあるまじきとは云ひ難く、周の時の異姓の中に、虞夏の時の同姓稀にも在間敷とは云ひ難し、只知れ來りたる同姓を娶らざれとの敎ならん、知るべからざる所あるを以、知れたる所を用ひざるべき事あらず、其時の同姓の中にて昔の異姓と知れたるは、名は同姓なれ共實は異姓なるゆへ是を異姓とし、其時の異姓の中にて昔の同姓と知れたるは、名は異姓なれ共實は同姓なる故是を同姓とすべき事也、實子なき人分明なる同姓の中に、養子とすべき者なき時は、吾家を異姓の人に讓り、其人の姓を我家の姓に改めさせずして、先祖の祭りを繼がしむべし、仕ふる人ならば何某に我家を讓り、其者の姓を稱しながら、我家を繼がしめたきと願ひ申とも、其主君より例なき事迚許し給はざるべき故、其者をして我姓を稱せしめ、我死して後に神主を立るに先考と書せずして我姓を書し、吾が父祖の神主と其格に改めて吾が姓を書し、何某奉祀と書する處には、其方の本姓を書せよと遺言すべき事なり、古人の「神不レ歆ニ非類一、民不レ祀ニ非族一」と宣へるは、立べき同姓の人を立ずして、立つべからざる異姓の人を立て、先祖の後にてなき者を先祖の後と名付、人爲を以天親を强ふる事を戒め、子孫にあらずして他人の先祖を祭る時は、祭らるる神の享くべき道理なき事を示されたる也、同姓中に養子すべき者なき時に、吾家を異姓の人に讓り、其本姓を稱して我先祖を祭らしむるを、非族を祀るとは云ふべからず、舜は堯の同姓にあらざれ共堯を祭り給ひしは、天下の讓りを受け給へる故也

問　春秋の時の諸侯は王命を受ずして相攻伐せし故、孟子の論に「春秋無二義戰一」と宣へり、然れ共國を守り寇を禦ぎ、隣を救ひ災を分つを不義の戰とは云難からんか

答　孟子「春秋無二義戰一」と宣へるは、兵を起したる方を主として論じ給へるならん、孟子の「鑿二斯池一也築二斯城一也、與レ民守レ之、效レ死而民弗レ去、則是可レ爲也」と宣へるにて、國を守り寇を禦ぐの義たる事分明に見へたり、孟子の「爭レ地以戰、殺レ人盈レ野、爭レ城以戰、殺レ人盈レ城、此所謂率二土地一以食二人肉一、罪不レ容二於死一」と宣へるにて、土地を爭ひ相攻伐するの不義たる事分明に見へたり、隣交の國より他國を侵したるにてはなきに、他國より隣交の國を侵すは、相攻伐するにあらざれば、急を告る時に救ひの兵を出すべし、隣交の國より他國を侵せしに報じて、他國より隣交の國を侵すは相攻伐するなれば、急を告る共救ひの兵を遣すべからず、此義は隣國と交りを通ずる初めに約し置べき事也

問　春秋に魯侯の他國の地を攻め取られし事は諱まずして書し給ひ、他國より魯の地を攻め取りし事は諱みて書し給はざるはいか成事ならんか

答　魯侯の他國を滅されし事は春秋に諱みて書し給はず、他國の地を攻め取られし事は諱まずして書し給へり、地を取ると國を滅すとの二ッの中にて、罪の重き方を諱み給へるならん、又魯侯の魯の地を他國に與へられし事は諱まずして書し給ひ、魯の地を他國より攻め取りし事は諱みて書し給はず、地を與ふると地を攻め取らるゝとの二ッの中にて、罪の重き方を諱み給へるならん、我が地を攻め取

らるゝと、人の地を攻め取るとの兩樣には、罪の輕重有間敷也

問　國主の亂世に處するに、寇を禦ぐのみにて寇をなさずば、其家中の心に此主に仕へては攻め來る敵を禦ぎ、我境を寇る迄にて、境を廣むる事は少もなく、いか程に戰忠を盡すとも、功に應じたる賞を得る事は有間敷と思ひ、志も屈し氣も疲るべし、諸牢人の仕を求る者も、地を廣めざる主人には仕を求めず、入り來る武士もなく、討死にて士足輕の減ずるを差足さるべき樣も在るまじ、如ㇾ此ならば段々と鋒先弱くなり、境を狹められ、地を削られ、終には隣國の爲めに滅され、先祖の祭りをも斷絕するに至らんか

答　討死の士足輕の子なくしても老親あり妻あるは、親類の次男の勇氣ある者を跡目に立て、子ありても幼少なるは、其子の盛長迄親類の次男の勇氣ある者を陣代に立て、大身にても小身にても不忠成臆病成る者は祿を收めて庶人となし、先祖に忠節忠功あるは相應に祿を減じて、親類の次男の勇氣有者を名跡に立て、祿を收め祿を減ぜらるゝ入方を以、武功の士足輕に祿を加へ立身させ、百姓の勇氣ある者を足輕に仕立、餘夫の强健なる者を百姓に仕立らるゝならば、士も足輕も減ずる事は有まじ、隣國の土地を奪ひ取れる國主の千石を與ふる功に百石を與へ、百石を與ふる功に十石を與へらるゝとも、其主實に善を好める主ならば、家中の諸士賞の輕きを不足とは存ずまじ、若し不足に存ずる者あらば、殊に勝れたる勇士なりとも、他國に仕へ大身になれと懇切に勸めて、其國を去らしめらるべし、四隣

の中にて我に寇せぬ國主には、好みを通じ和を結び、我に寇する國主にも不禮否義を少しも仕掛けず、武備を嚴にし、四境を固くし、自ら修め、人を待つ事一に聖賢の敎の如くにしても、運窮り力盡るならば、聖賢の敎に「國君死二社稷一」と宣ひ、「世守也非三身之所二能爲一也、效レ死而勿レ去」と宣ひけるを取り用ひらるべき事也

問　仕へ來りたる主君亂世に遇ふて攻伐を好み、否義の出陣にも從軍せよと命じ給はゞいかゞすべきや

答　義なき戰に臨み罪なき人を殺して、君の心に隨ふ事は下位に在る者迚もなすまじき事也、其義を守る人ならば、亂世の初めに願ひ申辭には、某事他國より此國を侵す時に防戰せしめ給ふと、此國に若誅せらるべき者ありて誅伐せしめ給ふと、隣交の國より他國を使さぬに、他國より隣交の國を侵し、防戰に利を失ひ危急を告げ來りて救はしめ給ふと、天子方伯の命にて逆徒を征伐し給ふと、隣國に殺逆の賊ありて誅伐し給ふとは、命を拜し從軍仕るべし、其外の從軍は許し給はん事を願ひ奉る也、若し願奉る通りに許し給ひては、士卒を召し使はるゝ法令に障りあるよ思召るゝならば、某が祿を召し上げられ、庶人となりて此國に在事を許し給へと願ひ申、兩樣の中を主君の許し給ふに從ふべきなり、合戰は敵に殺さるべきも、敵を殺すべきも量り難き事なれ共、戰に臨むには敵を殺す事を主とす、下位に在る者は其君の他國に寇するを諫め止むる任にあらざれば、從軍せざるを義とすべし、寇に報じて

兵を起すも相攻伐するなれば、罪なしとは言ふべからざる故、寇せし時に從軍せずして、寇に報ずる敵を討ち殺すは、人を殺して義あると云ふになるべし、義なくして人を殺すは父の命迚も從ふ間敷事なる故、我志を父不同意ならば、自ら病に託して、弟又は親類の中を父の心に任せ嗣子となさしめ、其父從軍する時は義ある戰にても、義なき戰にても父の從者となり、合戰の時に父と戰ふ敵を防ぎ、父の爲に敵を防ぐとて、敵に手を負ふせたり共、討留めて首を取る事を爲さゞるべし、若人疑ふて父に從ひ戰場に赴く者の、君に仕へ從軍せぬはいか成故ぞと問はゞ、病身にて人並の働をなし得ざる故、父を介抱する計り也と答ふべき事ならん

問　孔子は管仲を稱して「桓公九二合諸侯一、不レ以二兵車一、管仲之力也、如二其仁一、如二其仁一」と宣ひ、「管仲相二桓公一覇二諸侯一、一匡二天下一、民到二于今一受二其賜一、微二管仲一、吾其被髮左衽矣」と宣へり、曾西は管仲を殺して「功烈如レ彼其卑」と宣へり、朱子も「管仲雖レ未レ得レ爲二仁人一、而其利澤及レ人、則有二仁之功一矣」と宣ふなれば、仁之功を功烈卑とは云難からんか

答　管仲は桓公に臣たりしは魯の莊公九年なり、其後は齊の國事を管仲に任ぜらる、十年に齊の師譚を滅ぼし、十三年に北杏に會して、桓公始めて會盟の政を主どり、是年齊人遂を滅ぼし、十六年に幽に同盟して桓公始て覇たり、其盟主となり覇となるも、命を天子に受るにあらず、其譚を滅ぼし遂を滅ぼすも、滅ぼすべきの罪あるにあらず、魯の僖公四年に諸侯を率ゐ楚を伐つも命を天子に受けず、

楚の罪を鳴すに、大罪を鳴らさずして小罪を鳴し、只彼れが怒らずして服せんことを欲す、楚の罪の鳴らすべきを鳴さば、楚決して服すまじきと思はど、楚を伐つの師を出さずして、楚及び戎狄の中國を侵すときに、毎度其近隣の國より救ひ助くるの法令を嚴にすべきことなるに、僖公五年に楚人の弦を滅すをも救ふ事なく、僖公九年に狄の温を亡すをも救ふ事なく、黄江は桓公の楚を伐んとする前に會盟せし與國にて、僖公十二年に楚人黄を滅すは、管仲が未だ死せざる時の事なるに、冬國みを受け夏に至りて滅びたれ共、黄を救ふ事なし、是管仲が功烈の卑きなり、周室東遷の後、諸侯の假にも周室を尊ぶ事桓公より始まる、中國の爲に夷狄を攘く事は桓公より始る、楚を伐つの師に鳴すべきの罪を鳴したるにてはなけれ共、包第の入らざるを責て、屈完をして盟を請はしむるに至り、楚の鄭を伐ち狄の邢を伐つに師を出して救ひ助く、是管仲が仁の功在也、孔子の管仲が器小哉と宣ひ、「管氏若知レ禮、誰不レ知レ禮」と宣へるは、曾西の語意に同じ

問　管仲が公子糾を輔けし事を程子の論に、「仲始與レ之同謀、遂與レ之同死可也、知二輔レ之爭一、爲二不義一、將三自免以圖二後功一、則可之大者」と示し給へるはいか成義ならんか、管仲が桓公を輔けて周室を尊ばしむるは、仁義を假りて功利を謀るの意なるに、孔子の其心を論じ給はずして、只其功を稱し給ふはいか成故ならんか

答　程子は召忽く死を可とし給ふと見へたれ共、孔子の「豈若二匹夫匹婦之爲一レ諒也、自經二於溝瀆一而莫二

之知レ也」と宣へる語意を見るに、召忽が死は可不可を論ずるに足らざると思召れし旨にして、朱子の亦可也の可を、可之大者と宣へる、是則ち孔子の意也、逆臣に仕へし者の主と死を共にするは、節に死すると云ふべからず、糾が兄と國を爭ふは逆臣の類なれば、召忽が糾に仕へて其難に死せしを孔子の稱し給はゝは、天下萬世の爲に亂臣賊子の黨與を絶ち給へる至意ならん、人在りて我君父の難を救はば、其難を救へる心の起りは、利に依るとも名に依るとも、救はるゝ君父の臣子は其起りを論ぜずして、只一筋に德を謝し功を稱すべし、是乃ち孔子の管仲が周室を尊びける心の眞假を論じ給はぬ旨にして、聖人王室を尊び給へる至意ならん

問　孔子の甯武子を論じて、「邦有レ道則知、邦無則愚、其知可レ及也、其愚不レ可レ及也」と宣ふを、朱子釋して「成公無道、至ニ於失一レ國、而周施ニ其間一、盡レ心竭レ力、不レ避ニ艱險一、凡其所レ處、皆知巧之士、所ニ深避而不一レ肯爲一、而能卒保ニ其身一、以濟ニ其君一、是愚之不レ可レ及也」と宣へり、無道の君に仕ふる者は其身を保ち其君を濟す事をば主とせよと示し給へる意なるか

答　衛の元咺が成公を晉侯に訟へし時に甯武子艱難の中に附き從ひ、成公の執らへられて京師にありし時は、成公の衣食を以て己れが職とし、晉侯の醫をして成公を酖殺せしめんとするに至りて、醫に賄ふて薄うしたるは、武子が行を朱子の稱し給ひし文段の旨にして、君を愛する事の薄き人は爲し得まじき行也、元咺が訟の時に晉侯の武子を忠ありとせしなれば、兎角に君を後とするの徒にてはなき

と見へたり、使三元咺奉二叔武一以受レ盟と有るなれば、元咺が私に叔武を奉じて踐土の盟に會せしめたるにてはなきに、或人の元咺を成公に訴へて、叔武を立んとすといへる迚、成公に從ひ居ける元咺が子の角を殺さしめ、其後に罪なき叔武をも殺さしめ、終には又罪なき公子瑕をも殺さしむ、春秋に「衛侯鄭復歸二于衛一」と書し給ひ、諸侯不レ書レ名の例を變じて、國に歸れる君を國を失へる君の例に准じ、初めに叔武を殺して後に公子瑕を殺せし罪を兩度に誅貶し給へり、然ば始終成公に附從ひて信用せられし甯武子に罪なしとは云べからず、武子が度々に諫むべきを諫めざりし事は金子の論に詳か也、其諫ざるの心を察するに、成公に忌れん事を恐れしならん、其忌れん事を恐れしも、成公の武子を忌まば、成公に害あらん事を慮る所より起りたる恐れなるべけれ共、只成公の身を喪はん事をのみ恐れて、成公の德を喪ふ事を憂へざると見へたり、是如きの行を聖賢の稱し給ふと云にならば、無道の君は君の惡を諫めずして、君の身を全うせんと欲する者をのみ忠臣とし、無道の君に仕ふる臣も、君に忌まれず其身を保て、君の身を全うするをのみ臣の職とし、其謬りより君の身を全うせざる事あるべし、衛の成公の不仁にて、終に身を全うする事を得られしは、幸にして免れたるとこそいふべけれ、孔子の甯武子を稱し給へるは、知行の士の國家無事の時には君に仕へて恩を受け、艱險の機を見ては君を後にし身を先きにし、深く避けて隱れ去る者を戒め給へる主意ならん

問　曾子の武城にて越の寇を避け給ふを孟子も是とし給ひ、朱子も疑ひ給はざるなれば、師たる人は

弟子の難に與らぬ道理なるか

答　曾子の武城にて越の寇を避け給ひしは理會しがたき事にて、左右の殆二於不可一といへるを道理在る事とおもはるゝなり、聖人大賢の言行は天下萬世の軌範なれ共、其言行の旨を理會せずして、其言行を軌範とすべき樣なし、其言行の旨を理會したり共、聖人大賢の地位に至れる人ならでは行ふ間敷事も在べし、理會したる事の中にて自ら行ふべき事をこそ、聖賢を軌範とするとは云ふべけれ、弟子に交るは朋友に交るに同じかるべき事也、朋友弟子の處にありて寇至ると告げ來る時の處置は、孔子の「見レ危授レ命」と說き、朱子の「不二許レ友以一レ死、在二未レ遇レ難之前一乃可、已遇レ難却如レ此、說不レ得」と示し給へるを軌範とすべし、程子の語に「今有二二人相共適一レ行、則患難有二相死之道一」と宣へり、二人共に行くも君命を受けたる兩使にて使事重くば、一人の難を救はずして使事をなすべし、兩使同く路にて難に逢ひたると後に知れ、重ねて使者を被レ遣ても害なき事ならば、一人の難を救ひ死を共にすべし、朋友の事は主君の事より輕けれ共、輕き中に重き事あり、主君の事は朋友の事より重もけれども、重き中に輕き事あり、孟子の食禮の論にて明らか也

問　或人の「伯夷叔齊之遜、令レ無二中子一二子不レ立、委二先君之國一棄レ之、必有二當レ立者一」の問へるに、程伊川答て「叔齊當レ立」と宣ひ、朱子は「看來叔齊、雖レ以二父命一、終非二正理一、恐只當レ立二伯夷一」と宣へり、程朱の二說何れをか軌範とすべきや

答　中子なき二子の中にて、父は弟を立んと命じ、父死せし時に兄伯夷に傚ふて遜れ去らば、其弟程子の叔齊當レ立と示し給ひしを軌範として父の家を繼ぐべし、父の弟を立てんと命じ、父死せし時に弟叔齊に傚ふて遜れ去らば、其兄朱子の當レ立二伯夷一と示し給ひしを軌範として父の家を繼ぐべし、兄弟二人の中にて一人は遜れ去るべき事ならん、伯夷の父命を尊び、叔齊の天倫を重んじ給ふを、孔子の共に得レ仁と宣へるなれば、程朱の言の同じからざるも共に孔子の意と合ひ、程子の見は伯夷に同く、朱子の見は叔齊に同じき也、孤竹の國人其中子を立つとあれど、國人の心計りにて立べき事にあらず、卿大夫以下一同に天子に申上げ、命を受けて中子を立たるを、「國人立二其中子一」と記さるならん、諸侯の立つ時は世を先君に承け、上は天子に受るを立つ事の正しきとする事、程子胡子の春秋傳に見へたり、孤竹の中子は世を先君に承けざれども、伯夷叔齊の遜れ給ひし後に土を天子に受けたるならば、是又立つ事の正しきなり

問　孟子の舜皐陶の心を說き給へる章の朱註に、「爲レ子者但知レ有レ父、而不レ知二天下之爲一レ大」と宣へり、若し瞽瞍遠く遊びて戎狄瞽瞍を捕へ、舜及諸臣をして降らしめて、天下を奪はん事を欲し、項王の大公を俎上に置き、漢王に告げて「今不二急下一、吾烹二太公一」と宣へる如くせば、舜止む事を得ず瞽瞍の爲に戎狄に降り給ふべきか

答　舜は堯の讓りを受け給へるなれば、祖宗の位に居給ふに同じ、漢王とは異る所あり、項王の太公

を俎上に置き漢王をして急に降らしめんとせし時に、漢王若し太公を全うせん事を欲して項王に降らば、「假饒ひ項王に殺されたり共、「殺レ身成レ仁」の類とならん、吾與レ羽約爲ニ兄弟一、吾翁即若翁、必欲レ烹ニ而翁一、則幸分ニ我一杯羹一」と云ひ、天下を得ん事を欲して其父を棄るに果せるは、是莫大の罪也、若戎狄瞽瞍を捕へて舜の天下を奪はんと欲せば、別に處置し給ふ所あらん、瞽瞍を全うせんが爲に天下を戎狄に與へ、堯の讓りを受け給ひし所を忘れ給ふ事は有まじ、漢文帝殺ニ薄昭一の事を程伊川の論に、「使ニ薄昭盜ニ長陵土一、則太后雖ニ不レ食而死一、昭不レ可レ不レ誅也」と宣へり、考へ合せて思ヲ致すべき事ならん、瞽瞍人を殺し、舜瞽瞍の爲めに天下を棄て給はゞ、天下の事を禹稷契皐陶伯益の處置に任せ給ふべき故、別に思慮し給ふ事は有まじ、孟子の「竊負而逃遵ニ海濱一而處、終レ身訢然樂、而忘ニ天下一」と說き給へり、誠に是の如く在べき事也

問　主人の從者を殺すは、殺すべき罪なきを殺すも、死刑に行はるゝ道理なき事なるか

答　湯王十一征して其君を誅し、其民を弔し給へるなれば、主人の從者を殺すは、殺すべき罪なきを殺すも死刑に行はるゝ道理なき事なりとは云ふべからず、然れ共臣下百姓の罪なきを一人にても殺せし君上より、罪なき從者を殺したる主人を死刑に行はれば、湯王の行ひを軌範とするにはならずして、孟子の戒め給へる以レ燕伐レ燕の類となるべきか

問　父の子を殺すは殺すべき罪なきを殺すも、死刑に行はるゝ道理なき事なるか

答　子と云に一様ならざる所あり、父は君に仕へ子はいまだ仕へざるは、共子只子と云ふ計りなり、子も君に仕へぬる時は父子共に君の後也、父退休する時は子のみ臣の數に入りて、父は臣の數に入らず、父の子を殺せるも、右の三様にて輕重の別有べし、子は親の體を分ちたる者なれば、罪なき子を殺すも、罪なき他人を殺すとは異なる處あれ共、人は皆天民なれ共、子を殺すも他人を殺すも、天民を殺すに於ては異なる所なし、吾幼を幼として人の幼に及ぼすなれば、罪なき子を殺せる心の不仁なる事、罪なき他人を殺すよりも甚し、然れ共罪なき子を殺せしと云計りにては、父を死刑に行はるゝ道理なし、君に仕ふる子の殺すべきの罪なきを、退休の父より私に殺は、共君を無にして共子を殺す者なれば、是を死刑に行はるゝ道理有まじき事とは云べからず、春秋の時に慶父が閔公を弑せしに、國母哀姜も與かり知れりとて、齊の桓公の哀姜を殺されしを、胡文定の論に「齊爲二盟主一義得レ擧レ法」と宣へり、考合せて思を致すべき事ならん

問　或人の君父の讎亦有二當レ報不レ當レ報之別一乎と問へるに、朱子答へて「周禮有レ之、殺レ人而義者、令レ無レ讎レ之則死、此不レ當レ報者也、」春秋傳に曰、「父不レ受レ誅、子復讎可也、此當レ報者也、當レ報而報、不レ當レ報而止、是即孔子所謂以レ直報レ怨也」と宣へり、然ば智伯が罪なき趙襄子を攻めて襄子に殺されしを、豫讓が君の讎なりとて襄子を殺さんとせしは、報ずべからざるの讎なるに、朱子の豫讓が事を小學に載せ給ふはいか成故ならんか

答　朱子の小學に豫讓が事を載せ給ふは、其復讎の志の堅固にして眞實なると、其友にこたへて「委レ質爲レ臣、而又求レ殺レ之、是二心也」といへり、共に是人道の軌範となるべき事なる故、其處を擧揚し給ふと見へたり、聖賢の人の善を取り給ふに其類多し、仁人君子をして若其父の人に不禮を仕掛る所に在らしめば、必其人に接して父の爲に罪を謝すべし、其人容れずして父を討んとせば、身を棄て父を救ふべし、父を助けて其人に敵する事は有べからず、是乃ち周禮に「凡殺レ人而義者、令レ無レ讎」と示し給へる道理也、然れども其父兄子弟の人は不禮を仕掛けて討れける迚、討ちたる者と國を同うするには、忍びざるべき事也、故周禮に「凡殺レ人而義者、不レ同レ國」と示し給へり

問　昔年淺野長矩の吉良義央を討んとして、手を負せられたれども、義央は刄を合せられざる故、長矩は少しの手を負れず、殿中に於て勅答の時節を憚らず刄傷に及べるとて、長矩に死を賜へり、然るに長矩の家臣大石良雄等、義央を君の讎なりとて殺しける事はいか成道理ならんか

答　若し吉良義央に淺野長矩より不禮を仕掛られ、其不禮を義央より咎られしを、長矩怒りて刄傷に及び、其上殿中に於て勅答の時節を憚らざる罪ありて死を賜へるならば、長矩の家臣大石良雄等義央を君の讎とすべき道理なし、意趣の詳なる事は知れざれども、長矩の討果さんと思ひ定められたる程の事を義央より仕掛られ、長矩討果さんとして其志を遂げ得られざるには疑ひなく、殊に義央には不善人の名ありて、長矩には不善人の名なく、長矩の死に就かれし事は上命なれども、其死の起りは義

央に有るなれば、良雄等義央を君の讎とする事當然の義ならん、義央より長矩への仕掛け、若し長矩の討果されずして叶はざる程の事ならば、其事を人の知るべきなれども、人の知らざるなれば、夫程の事にてはあるまじ、畢竟長矩の怒りを懲らされざる過ちと見へたり、其過ちは不禮を人に仕掛る罪の類あらざれば、長矩の臣子たる者其主の怒りを懲さざる過ちを擧、不禮を仕掛たる罪に准じて報復の理なしと云べき事にあらず、長矩若殿中にて討果さず、他の所にて討果さば、從者も必ず戰死すべしと思はれけるに見へたれ共、家臣を哀む事を重じ、上を敬する事を輕んぜられしは、是又長矩の過ち也、其過長矩の罪となりて死を賜ひしなれば、長矩の臣子たる者其主の上に對せし過ちを擧げ、義央に對せし怨を釋き、報復の理なしと云べき事に非ず、長矩に死を賜ひし後、赤穗にて家臣等籠城せんと議せし、上使下着の前の事にて、良雄畢竟の實意は復讎にあると見へたり、良雄は忠義の志し深く、處置の慮り詳かにして、復讎一件の始終士人の軌範となるべき事多ければ、籠城の義にあらざる事、初めより辨ふべけれども、初めに籠城の義を制せざるは、諸士の志を知り得る爲めと復讎の謀を隱密せし故ならん、事を成すの後長矩の墓前にて死せず、上命を待して死に就けるも禮義なるべし

問　奸惡の者の我父を主君に讒し、主君より我が父の罪なきに死を賜へる事あらば、父の死する讒臣よりの事故、其子彼讒臣を父の讎として討果すべき事ならんか

答　奸惡の者の我父を主君に讒して死を賜はしむると云は明白の事にあらじ、只人口に流布して決定

實説なるべしと思ひし事にも、或は虚説あり、決定虚説なるべしと思ひし事にも、或は實説あり、若虚説を極めて實説とし、我父を讒せぬを我父を讒したるに極めて討果さば、大い成過ちならん、若後に主君より其子を召使はるべしとの命ありとも、罪なき父を殺せし君には其子仕へざるべし、假令仕へて身に害なき時なりとも、父を讒し死に就かしむるの名ある者とは、仕を同うすべからず、父を讒し死に就かしむると言觸らすを實説に極めて其人を討果すも、父を讒し死に就しむると言觸すを虚説に極めて其人と仕を同うするも、共に義を害するの行ならん

問　顧氏の復讎の論に、「如父母因レ事、被二人擠陥一、爲二人子一者、亦當二平心自反一、不レ可二專以報復一、爲下或被中人挾二王命一以矯殺上、雖二人子之至恨一、又當レ爲レ之飲下恨、而不レ容下以二必報一爲上仁也」と宣へり、「因レ事被二人擠陥一」は、殺すべくして殺し、報ぜざるべくして報ぜざるべし、「被下人挾二王命一以矯殺上、因レ事被二人擠陥一」の類にあらざれば、矯殺せし人を父の讐と極めて討果すへき事ならんか

答　奸惡の權臣の矯殺するも、命を傳ふる者は主君の直臣なるべき故、殺さるゝ人の死に就く時は、矯殺の思ひをなさず、命を拜して死すべし、死せし後にも主君より何某が死は矯殺也との被二仰出一となく、人口に流布する計りならば、殺されし人の子の處置も、讒死に遇へると流布する人の子に同じかるべし、若何某死せしは何某が矯殺なりと被二仰出一にならば、矯殺せし權臣を誅戮し給ふべき也

問　孟子の「人能充レ無レ受二爾汝之實一、無二所往而不下爲レ義也一」と説き給へるを朱子釋して、「爾汝、人所二輕

賤二之稱、人雖下或有中所二貪昧一隱忍、而甘二受之一者上、然其中心、必有下慚忿而不二肯受一之之實上、人能即レ此而推レ之、使下其充滿無中所二虧缺一、則無二適而非レ義矣一と宣へり、孔子の「居レ醜而爭則兵」と宣ひ、「及二其壯一也、血氣方剛、戒レ之在レ鬪」と宣へるは、俗に言喧嘩の事と見へたり、「充無レ受二爾汝之實一」の訓を專らに信ぜば、爭鬪を戒め給へる旨に違はんか

答　齊景公の田りせし處、其旗を以虞人を招かしめられしに、虞人至らざりければ、景公の彼虞人を殺さんとせし事を孔子聞き給ひて、「志士不レ忘レ在二溝壑一、勇士不レ忘レ喪二其元一」と宣へり、虞人を招くべき衣冠を以招かざれば、虞人の往かざるこそ義なれと、稱し給ふ也、爾汝と云ふまじき人より我を輕賤して爾汝といふに、貪昧隱忍して應對するは受くまじきを受るなり、孔子の言の如くならば、爾汝を受けざるの落着、其身を喪ふに至るとも、受けて應對すべき事に非ず、孔子の爭鬪を戒め給へるは、勇を好み人を犯して、謹愼の心の薄き所より爭鬪に至る事を戒め給ふ也

問　武田信玄の家老の諸士を調へし醉に、座敷にて士の出會に盃は中の惡き人の指すとも戴きて飲むべし、相手慇懃にせば指す人も猶慇懃にせよ、少し意趣あるを失念して不慮に盃を指すに、否と云はゞ强ひて飲せよ、指さるゝ人も心ならず否と云ふ共、其後は飲べからず、武士は何れも甲乙あるまじきなれば、討果すべきなり、然ば君の用には立たずして、少しの儀に身を破る事君臣共に大き成損にてはなきか、是を以常に遠慮し深く謹む士を奧意ある善き武士とは言也と宣へり、是人に益ある訓詞な

らんか

答　常に遠慮し深く謹む事を訓へしは、誠に人に益ありと云べし、其中にて強ひて飲せよ、不レ可レ飲といへる所は、別に處置なしと云ふべからず。少し意趣あるを失念して不慮に盃を指すに、指さるゝ方より受取る間布と云はゞ、其時の口上に某誤て指すまじき盃を指し、受取り給はぬにて過ちを存じ當れると云ひて取り返さば恥辱には成まじ、何の口上もなく取り返さば、爾汝を受るの類ならん、指さるゝ人も心ならず否といへる上に、指したる方より強て被レ受取レよといはゞ、其時の口上に某過りて可レ受盃を、否と申强ひ給ふにて過ちを存じ當れるといひて受取らば恥辱には成まじ、何の口上もなく受取らば、爾汝を受るの類ならん、意趣あるを失念して盃を指すも、指さるゝ人の心ならず否といふも、失念と心ならずの處共に過なれば、過ちを遂げて討果すよりは、過ちを改むる事を告げて討果さるゝこそ優しなるべけれ

問　古誼に違へる事を主君より命じ給はゞ如何すべきや

答　小幡某が武田信玄の命を辭し、其妻長野氏を離別せざるは、「有レ所レ取、無レ所レ歸不レ去」の古誼を守れるなり、古誼に違へる事を主君より命じ給はゞ、小幡が行に傚ふべし、小幡が受ざるべき事を命じらるゝは信玄の過ち也、小幡が身を義に替へて辭し申に至りて稱美して許されしは、過ちを改るの善政なり、今若し主君たる人の處置に、信玄の小幡を許されし類の事在りて、其後に又其主君より古誼に

違へる事を命らるゝに、其者身を義に替ふる實意なく、只他人の命を辭して許されたる先例あるを心當にして辭し申とも、その辭する所さへ道理ならば、稱美なくして許さるべき事ならん、他人の許されたるを心當にして辭するは、實義にあらずとて罰せられば非を遂るの虐政なるべし、臣の道は忠敬なり、君命に從はずして殺さるゝは、忠敬にあらずと言もあらん、然れ共孔子は齊の虞人を稱し給ひ、「匹夫不ㇾ可ㇾ奪ㇾ志」と說き給へり、思を致すべき所なり

問　主君よりの討手に來る人、討手といはずして入り來り、其樣子を討たるゝ人にも聞及び心付たらば、いかゞすべきや

答　其時に當らば討るゝ人より討手の人に對し、上意の討手にてはなきかと問ひ、上意也と答へば、我首を奉るといひ、立たらば歩を進めて腰を屈め、座したらば居寄之手を席に付け、君を敬する心に成て討るべし、主君より討手を受けて討手と戰ふ者あるは、禮儀を知らざる也、討手と戰ふは主君と戰ふが如し、主君より切腹を命じ給はずして討手を命じ給ふに、討手の人に討たれずして切腹せんと欲するも、禮儀とは云べからず

問　本邦にて三年の心喪を勤る人は、本邦の喪制に從はざる也、君に仕ふる人ならば、君上の嘉儀吉事に酒食を賜はる時辭し可ㇾ申樣なく、心喪も全うする事を得るまじきか

答　三年の心喪を勤るは本邦の喪制に從ふにあらざれ共、三年の心喪を勤むべからずと云禁令はなき

事なれば、勤むる人を禁令に違ふとは云べからず、父母の喪に哀戚する事の深さは人の固有の情なれば、固有の情の殊に深くして、三年に至る迄哀戚する人は、尊ぶべく敬ふべし、國君即位の事を朱子の論に「踰レ年即レ位、凶服如何入レ廟、這般大事必有二箇權宜一、如二借吉之例一、王侯以レ國爲レ家、雖二先君之喪一、猶以爲二己私服一也」と宣へり、君上の嘉儀吉事に酒食を臣下に賜り、心喪を勤むる人の酒を飲み肉を食するは、國君即位の時に當り、喪の中に而も吉服するの道理ならん

問　本邦中世以來の俗にて、死者多く髮を薙り佛衣を着て棺に入り、稀に髮を束ね禮服を着て棺に入るもあり、葬は一事なるに、棺內の事は俗に違ひ、棺外の事は俗に從ひ、一事の中にして其禮を混ずるは妨げなき事なるか

答　程子の語に「君子處レ世、事之無レ害二於義一者、從レ俗可也、害二於義一則不レ可レ從也」と宣へり、衆事の中にて義に害なき事は俗に隨ひ、義に害ある事は俗に違へと示し給ふなれば、一事の中にても義に害なき處は俗に從ひ、義に害ある所は俗に違ふべし、本邦にて吾輩の者は月額を薙り髮を結ひ、肩衣袴を着るを以禮儀とす、死するに至り髮を薙り佛衣を着て、本邦の禮儀に違ふは在るべからざる事なり

問　今本邦にて何れの人も總て佛寺より宗旨證文を請け、其州其郡の宗旨帳に載せらるゝなれば、聖賢の教を宗とする人も、宗旨帳の上にては佛祖の教を宗とすると見へたり、是の如くにして名實相違するは妨げなき事なるか、又聖賢の教を宗とする人の佛說禪語をも信ずる事あるは、儒佛を混ずると

も云べきか

答　今時の法にて聖賢の敎を宗とする人も、父祖の位牌を其寺に安置し、父祖年忌の法事を其寺の僧に修せしむれば、其宗旨と云ふ也、是宗旨の名義に構はぬ事なれ共、是の如き類の事を總て本邦の法令に從ふは、「君子畏二大人一」の道理也、儒佛を混ずると云は、佛祖の意の聖賢の旨に異なる處を辨へず、相雜へて信ずると云ふ、同じき處を信ぜば混ずるあらじ、佛祖は人事を厭ひ人倫を廢する故、其慈悲戒行を說も、多くは聖門仁義禮智の旨に異なり、其言ふ處の正法眼藏は、聖門不覩不見の旨に異同なき處なり

問　今時の俗に死に迫れる病者の煩悶あるにも、煩悶を去るべき瀉藥を用ひず、氣絕の時迄補藥を用ひ、只病者の爲めに暫時の命を延べん事を欲し、病者の爲に煩悶を除き、安靜にして氣絕せしめん事を欲せざるは、道理ある事なるか

答　古人の論に「有レ疾不レ治、常得二中醫一」といへり、病氣を損ずる心にて瀉藥を用、其瀉藥の元氣を損ずる所より死するもあらん、元氣を益す心にて補藥を用ひ、其補藥の病氣を益する處より死するもあらん、補瀉の道理一篇に會すべき事にあらず、文公家禮、に「若病勢度不レ可レ起、則置二新綿于口鼻之間一、以俟二氣絕一」と云ひ、喪大記には「屬纊以俟二絕氣一」と記せり、古人の「父母有レ疾、雖二甚不一レ可レ治、豈有二不レ可レ下レ藥之理一」と云へるは、家禮に「病勢度不レ可レ起」といへる時の事にてはなし、醫師も治すべか

らざる病也と云ひ、病家も其如く見及びたる迚、藥を用ひず死するに任せ置く事は、奴婢に對してもあるまじき事也、父母兄弟の病にても我身の病にても、用ゆべき程は藥を用ひて、終に氣絕の期に近付たるを、病勢度不ﾚ可ﾚ起といへるなり、氣絕の時に至る迄補藥を用ひ續る風俗は、病家の人是に違ふ事を得るべからず、只病者の心に自ら俟ニ絕氣一の旨を守り、藥を用ひずして安靜なるべき事なり、安靜にして絕氣を待つも、得ﾚ正而斃の道理ならん、終に臨み若し煩悶有て安靜ならず、煩悶を去るべき瀉藥を用ひんと欲するに、醫師瀉藥を與ふまじきと思はゞ、是又藥を服せずして死すべき事なり、是の如くせば、假令煩悶の中に氣絕する共、得ﾚ正而斃の志を失はざるになるべきか

問　本邦先賢の人を敎へ給へる中にて、最も深く尊信すべきは何れの敎ならんか

答　東照神君の大訓、楠判官の訓辭の中にて、最も深く尊信すべき處を某竊謹而抄出す、其條々は〇人の非は慈悲也、慈悲ある者は當分惡敷事ありても必直るものぞ、慈悲深き者は人々(マヽ)なる事なし〇慈悲を萬の根源とす、慈悲より出たる正直が眞の正直ぞ、慈悲なき正直は、輕薄とて不正直ぞ、又慈悲より出たる智惠が眞の智惠ぞ、慈悲なき智惠は邪智也〇家職を忘れず是非を正し、誰が前にても是は是、非は非と云を士の本意とするなり〇惣じて人は一體のものなるに、愚かなり小身なりとて、人を侮るは惡事の本也〇治國なりとて遊山宴樂を好み、武道を取り失ふは必欲深き者ぞ、治世に武道に達するを眞の武道を嗜むと云也〇武道無案内の者に科なき他國を討ち取り、漫りに戰をなすをも武

道と云ふと覺へたり、是武道に用ひざる事ぞ、邪惡を討ちて有道の人を育するを武道と云也△我身を省、我心にて心に異見をせよ、侈りも不忠も惡逆も、己れが才倦まで利發なりと思ふより出るぞ、才智に誇らず、私を去り智を磋き、能々心の善惡邪正を辨へ知るべし△無智なる者は利發立して一寸先きを知らず、夏温かなれば冬の寒さを考へぬぞ、末を考へ奢りを絶つべし

右八條は東照神君の大訓の中より鈔出す△親に孝なく、類葉を親せず、奥の心に慈悲なからん者は、必不忠の行跡あるべし、恩を知らざるは一切にわたればなり△欲深き者忠なく血氣うか〳〵敷者忠なく、臆病を恥ざるもの忠なく、喧嘩すきして行の不定なる者忠なし、上は邊に忠を言ひて、奥の心に忠なきは佞奸也△顏色柔にして言行の奥に骨あるは勇の相なり、佞奸なき義士は生得の勇すぐれざるとたしなみて、恐動せざれば自然に勇を增す者也△欲の深き故に賞を貪りて、勇あるも多からん、然れ共武道の心行にあらざれは、誠の勇とは云ひ難し、山賊海賊の財を奪ふに一命を輕んずるが如し二人の議の少し善なるあらば、吾が議を人の議にかへ、人の議と稱して取り行ふべし△大人の仰と大勢の議は、善惡に依らず隨ふべしと云ふ者あり、いかに大人の仰なり共、惡事に隨ふて言行はんや、大勢濁ればとて、心ある人是と共に濁らんや、是等は佞奸の邪道を勸むる者なり△小德あるを慢せずして、能々自分の分限を省よ、自分の分限に過ぎて言ひ行ふは皆慢なり△一切の惡事の根本は愚也、愚より欲起りて、欲より一切の惡事を生ずるなり

右八條は楠判官の調辭の中より鈔出す、前後の條中に見へたる慈悲の文字は、慈愛惻隱の意旨なる事釋せずして明らか也

問　朱子の後に賢者の人を敎へ給へる中にて最も深く尊信すべきは何れの敎ならんか

答　薛文靖公の讀書錄の中にて、最も深く尊信すべき處を其稿に謹で鈔出す、其條々は「當下即求ニ合理一、乍存乍亡者、是間斷之時多也、當默最妙、纔舒放即當ニ收斂一、纔言語便思ニ簡默一、人當自信、學有レ所レ得、必自ニ讀書一入、事已往不レ進最妙、既往之非不レ可レ追、將來之非不レ可レ作

右八條の中にて「當下即求合理」の一條は、孔子の「敏ニ於事一」と說き給へる旨にして、學の進むは此の如くなるに依り、學の進まざるは是の如くならざるによる也

問　程子の語に「學者當下以ニ論語孟子一爲上レ本」と宣へり、論孟を學ぶには朱子の集註を專らに信ずべきか

答　論語の正名の章の集註に胡氏の說を取り給ふを、門人問ふて「胡氏說、使ニ孔子得上レ政、則是出公用ニ即謀レ追レ之、此豈近ニ於人情一、意夫子仕レ衞、必以ニ父子大倫一、明ニ告出公一、使ニ自爲ニ去就一、而後立郢之事可レ議也」と宣へるに、「此說得レ之」と答へ給へり、又門人の問に答へて、「聖人必不ニ肯北面一、無レ父之人、若輙有レ意、改レ過遷レ善、則夫子須ニ先與斷約如下レ此、做方與ニ他做一、若輙不レ能レ然、則夫子決不レ爲ニ之臣一矣」と宣へり、是の如きの處をも集註にて明らか也とは言べからず、泰伯章註、「大王有ニ翦商之志一、而泰伯不レ從」と說き給へる一段を、「金仁山按、詩大王實始ニ翦商一、不レ過レ謂下周家翦商之業、自ニ大王一殆基上レ之爾、

其時商末レ衰、大王又安得レ有二翦商之志一哉」と宣ひ、「熊勿軒、古人兄弟讓レ國、如二孤竹君之二子一、固亦有レ之、泰伯之讓二季歷一、即此類」と宣ひ、「黄葵峰、周之有二天下一、實自二大王一肇レ基也、夫子據レ今、周有二天下一、而追二論之一、故直謂下其以二天下一讓上也」と宣へり、是の如きの處をも朱說にて明らか也とは云ふべからず、子思の夫婦之愚、可三以與二知焉一、及二其至一也、雖二聖人一亦有レ所レ不レ知焉、夫婦之不肖、可二以能行一焉、及二其至一也、雖二聖人一亦有レ所レ不レ能焉」と說き給ふを朱子釋して、「聖人不レ知不レ能、則擧二全體一而言、聖人固有レ所レ不レ能レ盡也」と宣へり、然ば朱子が說の盡く諸儒の說に勝される道理はあるまじき事なり

問　薛文靖公の「四書集註章句或問、皆朱子發二揮先聖賢之心一、殆無二餘蘊一、後人或輒逞二己見一、忘レ有二疵議一、多知其不レ知レ量也」と說き給へるなれば、己見を以て朱說を疑ふはあるべからざる事なるか

答　吾輩の己見を以て朱說を疑ふはあるべからざる事なり、部意嘗て論語集註に、「不レ可レ及、不レ可レ入、恍惚不レ可レ爲レ象」と說き給ふを信じて、「禪錄心思路絕」の旨を取り給はぬを疑ひ、中庸或問に「超然默會、則道體之玅已躍如矣」と說き給ふを信じて、禪錄豁然大悟の旨を取り給はぬを疑ひ、孟子集註に「語不レ能レ顯、默不レ能レ藏」と說き給ふを信じて、禪錄不立文字教外別傳の旨を取り給はぬを疑ふは、是朱說を以て朱說を疑ふ也、薛文靖公の語に「讀二朱子語錄雜論一、不レ若レ讀二朱子手筆之書一、然語錄雜論中、有三義理精確明白、發二手筆之未レ發者一、則不レ可レ不レ考也」と宣へり、語錄に「禮認爲レ病自在即

好」と記せるは、周詩に「不レ識不レ知順ニ帝之則ニ」と、孟子の「勿レ忘勿ニ助長ニ」と示し給へる旨を發明し給ふ事の殊に親切なる也、是の如きの類を指して「發ニ乎筆之未レ發者ニ」と云ふべき事ならん

右四十餘條の問答は、人の問へるに答へしもあり、問ひを設けて答るもあり、古訓の明らめ難き事を老之益々思ひ知り、錯り會する所の多からん事を恐るれども、疾を力めて是の如く書述るものは、吾が家の幼者に附與し、博學明辨の人に古訓を問はんと欲する時の一助と作さしめんが爲なり

古訓問答　終

古訓問答附錄

寛文の末頃我京都にて交遊せし人の吾と共に少年なるが、後に碩儒と爲り、學行を以士林に稱せらる、享保中に吾が嗣子の武城に赴きけるに、古訓問答を與へ其人の披見に入れて誤謬の處の辨正を求めよと云ふ、嗣子武城に至りて其人に求め、批判十三章を示さる、我れ讀で其部說を批判せらるる事の丁寧なるを感、是を寫して古訓問答の附錄となすなり

所謂無本邦中國之異者、豈謂日用事物中、有本於天性、關於人性、而不可移易者歟、於此古今無五方之異、則其異宜者、姑從俗可也、然此論、君子守身之大法則可也、至於處世應萬變、雖不同俗而害道、亦不泥古以滯用、其間斟酌損益、必得其當、非深於窮理之學者不能也

主義而謀利、則非謀利也、主道而計功、則非計功也、此意固善、然人心不容用、君子惟知正義明道而已矣、今日其所主、在義在道、雖謀利計功亦可也、則恐使人陷於利害之私、而不自知、故聖人曰、謀道不謀食、未嘗言主道而謀食也、易曰、利者義之和也、義中自有利在焉、則不謀而得之者也、纔有謀之之心、則不□是、蓋防微杜漸、不可不嚴、董子之言、深得聖之意矣

恕之一言、如大學絜矩之道、人之無禮不義、於我則己之所不欲也、己所不欲、勿施於人、所以禁物我之私、體公共之理、其可以終身行之者在此、蘭若必以恕、論之以正、其所如之心、如或問之說、則其義之精蘊者也

論陳蔡絶糧事甚當、此最見聖人無計較處、司馬遷鄙陋、不足知此、乃求其所以絶糧之故、不得委巧爲之說、以致千古之誤、可嘆也

師六四左次、若漢高鴻門事近之、雖无咎示由其陰柔不中也、若大禹征苗班師、晋文闕原

退舍一、凡此類皆非二六四之倫一也

桓公公子糾、長幼三傳不レ載、程子蓋以二前漢薄昭之言一爲レ證耳、竊謂春秋時立レ庶、以レ賢不レ以レ長、小白與レ糾、俱非二正嫡一、其年長幼、固非レ若二嫡庶之分不一レ可レ犯、況二公子、皆出二於流亡之餘一、小白非下當二必立一之人上、糾非下不レ當二必立一之人上、今程子以二桓公與一レ糾年長幼一、斷二管仲之事一、恐未レ當、朱子又以二建成太宗一、合而論レ之、建成寔爲二嫡子一、太宗其弟也、又恐不レ得下以二桓公一比二建成一、以レ糾比中太宗上、按、管仲齊見二襄公不一レ君亂將レ作、乃與二鮑叔牙一謀存二齊祀一、各奉二一公子一出奔、是管仲鮑叔牙、本意爲レ齊謀、不下爲二二公子一謀上也、（今不レ記三此事出二何書一、欲二覆考一未レ暇）蓋謂公子中、有三一人存二齊祀一可也、其後桓公先入レ齊、而齊人歸レ之、縱公子糾長、不レ可二與レ之爭一レ國、況其幼者乎、故管仲不二敢黨一レ所レ從、乃輔二桓公一以圖二後功一、此聖人所下以許二其功一、不上レ責二其死一也、召忽不レ知二大義一、唯知レ死、小節不レ足レ稱也、桓公既非下當二必立一之人上、則糾不レ可三以爲二逆賊一、召忽又不レ可三以爲二逆黨一、但其死固非二大義所一レ係、亦後世爲二知己一死之類也、故聖人以爲二匹夫匹婦之爲一レ諒耳

曾子避二越寇一、此等事不レ易二概論一、又不レ知當時事體何如、春秋時、列國每當二報伐一、恐不レ過下發二其牆屋一、取二其禾稼一而去上、曾子不レ應下以二尊長一預中爭鬪之事上、乃姑避レ之亦其宜也

伯夷先逃、以避二叔齊一也、叔齊後逃、以三其有二中子一也、若無二中子一、則叔齊必不三逃去以絕二祭祀一、然亦當下避二伯夷一、如上三舜之避二堯子一、國人不レ許、而後即レ位可也、若國人亦以二天倫一爲レ重、而迎二伯夷一立

レ之、則伯夷歸立亦可也

論二赤穗復讐事一、一一皆契二鄙意一、亦可レ謂下無二餘論一者上

厭二人之事一廢二人倫一、天地間豈此理乎、三代之學、所三以明二人倫一也、孟子論三舜之所二以爲一レ聖、亦曰、舜明二於庶物一、察二於人倫一、安有下棄二庶物一廢二人倫一、而可中爲二正法眼藏一者上哉、若二吾儒艮背之說一、亦不レ過三以爲二見レ理不下見レ物、今絕二事理一、反鑑背照、而曰、我道與二聖人之旨一無二異同一焉、吾不レ信也

聖人正レ名、必有二處置一、此非下後人所上レ當二輕議一、但胡氏立郢之說、稍得二事體之當一、故集註姑取レ之爾、若二語類問答之說一、一時與二門人一擬議如レ此、集註未三必及二此等委曲一、蓋謹レ之也、今以レ此爲二集註未レ備之證一、恐不可也

泰伯以二天下一讓二仁山葵峯一之說、非レ不レ正矣、然詩明言二大王翦商一、左傳亦云、泰伯不レ從、朱子亦不レ得下枉爲二大王一諱上レ之、蓋其翦商之志、不レ得下以二一毫之私一論上レ之、亦順二乎天一而已矣、天之於レ物也、栽者培レ之、傾者覆レ之、聖人何容二私慮於其間一哉、但據下孔子稱二泰伯一爲中至德上、則其不レ足二於大王一也自可レ見矣、亦未二盡レ善之意一也

禪錄之語、與二吾儒之說一相似、然其實則愈似而愈非者也、天叙天秩、非レ虛非レ幻、此道體也、所謂恍惚不レ可レ爲レ象者、亦此物也、所謂躍二如言意之外一者、亦此物也、蓋道體之妙、以二人心一視レ之、乃如レ此爾、今以二虛靈之心一、照二無物之地一、而玩二其光景一、以爲二活計一、宜三其外二物理一、而絕二人倫一亦無レ足レ怪矣、

禪家非レ不ニ豁然一、吾儒既悟之後、事物皆實、禪家既悟之後、事物皆幻、此其所レ異也、顏子始終、從ニ事於博文約禮之誨一、雖ニ卓爾之後一、豈外レ此而有ニ教外別傳者一乎、集註於ニ訓詁文辭之間一、或有ニ未レ盡者一不レ可レ知、若使ニ其論レ道論レ學者、一合一離、自相矛盾一、則是爲ニ見レ道未レ眞者一、朱子恐不レ如レ此、今以ニ朱說一疑ニ朱子一、亦由乙其信ニ朱子一、不甲レ如下信ニ達摩一之爲上レ篤耳

右十三章の內にて、二章は禪學の辨也、禪者の正法眼藏と云は、聖門不獲不見の旨を指す也、出家の道を指して正法眼藏となすにあらず、然れば正法眼藏の名に咎むべき所なし、艮背は不ニ相與一の旨なる事、孔子の示し給ふ所なり、理を見るも亦是相與かるなれば、艮背の旨にあらず、禪者の如ニ夢幻一と云は、欲從末由の旨なり、夢幻と說かずして、如ニ夢幻一と說ける如の字に眼を着くべし、反鑑背照も「以ニ虛靈之心一、照ニ無物之地一、而玩ニ其光景一、以爲ニ活計一」も、禪學の中の異端なるに、是を以眞の禪學を論ずるは當らざる事なり、欲從末由の旨を會する時は、博文約禮も亦是欲從末由也、博文約禮の外に欲從末由の道理有にあらず、「語不レ能レ顯、默不レ能レ藏」と、不立文字教外別傳と、何れの所に異同あるや、異同を辨ぜんと欲するとも、口を開く事を得るべからず、朱子手筆の書に禪學を稱し給へる語のなきは、學者の偏に信じて人倫を廢する事あらんと恐れ給へる故ならん、然ば朱說を以て朱說を疑ふと在間布事也、語類には禪學を稱し給へる語も數處に見へたり、孔子の「艮ニ其背一止ニ其所一也」と宣へるなれば、艮背の旨は學者の止處なり、明倫艮背不レ貳なるに、人倫を明らかにする君子の艮背の旨を會

せざるもあり、人倫を廢する釋氏の艮背の旨を會するもあり、不貳の中にて是の如くなるは、おもひを致すべきところなり

古誼問答附錄終

對韓雜記

附別錄

對韓雜記

東文選に朝鮮より對州に遣す書あり、其書に宣旨に曰、天の萬民を生ずるは天の氣各形をなし、形あるゆへにそれぞれの道理をそなふ、さるゆへに善事をなせば、もろもろのさいはいをあたへ、不善をなせば、もろもろの禍をあたふ、いにしへの帝王天道に隨ひ、萬民に耕作ををしへ、五穀をうへて形をやしなひ、各持て生れたる道理によりて敎へをほどこし、其志を善に至らしむ、若生根こはく敎にしたがはざる者ありて、他人のたからを奪ひ、或は他人をころして死を恐ざる者は、身代かろき人をばころし、身代おゝき人をば征伐せられたり、堯舜夏殷周三代の君の天下を治め給ふも如レ斯なり、對馬はもと慶尙道の鷄林のうちにて元來我國なり、其段書籍に載て分明なり、其地甚小く、又海にありて往來たやすからぬゆへ、民も愛にをらず、さる故に倭國の人追放にあひたる者皆此地に來り居住し、或は民共の爰に住居するをおびやかし、錢米をうばひ人の妻子をころし、人の家屋舖を燒、惡逆をなせる事年久し、こゝに太祖康獻大王仁心武威あつて天下を取り給ふ、凡血氣をうけたる者、大王をおぢ恐れずといふ事なし、此時一人の小將に被二仰付一、對馬の賊を征伐ありしに、泰山を以鷄卵を押すがごとく平定せり、太祖勅をなして戰をやめ、恩をあたへ降參をゆるし給ふ、我即位してより益太祖の

法をつぎ撫育をなし、まゝ不禮の事あれども、都々熊丸が父貞茂義を慕ひ誠をつくし、こゝに錨をすへて留るにより、禮曹に命じて厚く慰問を加へ、又彼地生活のてりがたきをおもひ、慶尙道の米穀を對馬に送る事をゆるす、每年凡數萬石、さる故に島中米を以形を養ひ飢を凌ぎ、善心を起し盜人をなす事をはづる事を漸くしれり、我心を用る事も至極せり、然る所におもひゝよらず、頃日恩を忘れ義にたがひ、自分禍をまねき滅亡の端を引出す、然れども以前より此方を慕ひ、又は商買の爲に來る者と、又は降參する輩は殺さずして諸州に分ち置、衣食をあたへ生活をなさしめ、又は邊將に命じて兵船を催し、其島をとりかこみて島中一統降參するを得ん、猶迷をとつてさとらぬものは我甚だあはれむ、島中の人を算用するに數千人に過ぎじ、其生活を思ふに誠に哀なる次第なり、島中の地皆石山にて肥盛の地なし、耕作植物などいたす所なし、只時を見て人の米穀財產をぬすむより外はなし、平生作る所の罪惡天地鬼神の咎をうけ、又は此方より良馬大船軍兵をさし向たらんに、誅戮の患に逢ざらんや、只魚を取和布を取りて生活を成べきに、いはれざる叛逆をなすや、只心を改て降參せば、都々熊丸には位をさづけ厚祿をあたへ、代官等は平の道全が例のごとくにし、其外輕き者へは衣糧をあたへ、上田の地に置耕作をなさしめん、我彼を見る事我が民のごとく思ふ也、盜をなすは耻しき事にて、義理を悦ぶ事を彼等にしらしめんと願ふ也、彼等が生活の計此上に出でじ、さなくんば悉く本國に歸らん事も又可也、若猶盜の計をなし島に在留せば、大に兵船を催し、兵糧を澤山に積、島をかこみて攻

ん、かくのごとくにして歳月を歷ば、不レ戰して滅亡せん、又精兵の勇士十萬人面々に攻入らは、袋の中の物をとるごとく、小兒女子の類迄一人も殘らず鳶鳥の食となり、海にて魚鼈の腹中に入らん事疑ひなく、ふかく悲むべし、是禍と福との分明なる事にて、見通されぬといふ事にてはなし、古人の言禍福は己自求むと有り、又十軒の村にも必忠信の人ありと、今對馬一島の人も亦天よりうけたる良心有、時勢を知り義理をさとりたる人なからんや、兵曾馬島に書を遣し、我が思ふ所を申聞せ、彼等心を改滅亡をまぬかれて、我萬民を仁愛するの本望に叶ふやうにせよ

此書弁論ニ對馬州一の書皆卞季良が作也、攻事撮要等正統八年癸亥李藝をして對馬島主を諭とあり、癸亥以前此書を帶し來る者あるか、癸亥年此書先づ來り、再諭の書後に來るか詳なる事をしらず

再び對州に諭す書に云、宣旨曰、天より良心を受る事は萬民同然なり、善の惡をにくむは人心皆同然也、然るに世界の人言語習はし嗜好不同あれども、性の善にして善を好み惡を惡むの心は替有事なし、今對馬の倭人等小島に集り居住し、ほしいまゝに盜賊をなして憚る所なし、天より戈をくだす事ヶ樣に格別なるにはあらねども、小島にして石山土の性かたくしてうすく、植物耕作によろしからず、海中の灘島風雨になつては魚、和布類も取がたく、大概海菜草根を取りて食とし飢餓をまぬかれず、其良心を失ひてヶ樣の惡をなすなり、我是をあはれむ、都々熊丸が父宗貞茂が人となり沈深にして志あり、義を慕ひ誠をいたし、求め請る事あれば不ニ申達一といふ事なし、以前珍島南海等の島を請ひ、其

衆とうつり居らんと思ふ、子孫永々の爲まことに宜敷事にて、我甚珍重に思ふゆへ、其願を叶むとおもひしに、貞茂死去せり、都々熊丸もし我仁愛の心をあきらめ、父が後世を慮の事を思ひ、其衆に諭し島中悉く降參せば、大に位を給ひ印をさづけ、厚祿をわかち田宅を被ㇾ下、世々富貴の樂を得せしめん、代官人等は皆次第を以位祿を被ㇾ下、其餘輕き者迄も皆願之通にして上田の地に置、おの／＼農人とし、耕作をして飢饑を免れしめん、而も善を好み惡を惡み、禮儀の風俗となり、福利を世々に傳へん事よからずや、農業は油斷してはならず、若よく合點して農業をなさんと思はゞ、十二月に島中支配の役人を差遣し其差圖を請、食物農具等前々より能々申組置き、以後何角と願ふ事なきやうにせよ、向來倭人等をことごとに分ち遣し、幷諸道の官人に申付、衣糧を遣し生活を遂しめん、其方ども降參を相待悉集らせ置、離散の憂なきやうにせん、其父兄子弟早速見へんとおもふ者共は、先に遣す役目之もの連行て出し遣さん事便利なり、文德をしき四方をなつけやすんずるは、古へより帝王の本心也、武威をかがやかし、したがはぬ者を征伐するは本望にはあらず、不ㇾ得ㇾ止より出たり、禮曹に申付我思ふ所を彼等に申諭し、心を改め永々生活を得せしめ、我國の民も彼國の民も同然に思ふ本意に叶ふやうにせよ

此書に宗貞茂珍島南海の島を請ひ、其民も移り居らんと思ふと見へたり、是必此事なきなり、譯官通事など中間に居るものゝ此等之言葉を發したるならん

余裁判何某訓導何某に遣す書になぞらへ一書を撰す、其詞に頃日此方の人草梁より歸候者我に申聞候は、訓導入舘之節我等に對して對州の事情を論候、其詞に對馬は朝鮮より圖書を請、歳船を遣し、朝廷の恩をうけ、使者を以表文を献じ新王の即位を賀す、しかれば對馬は朝鮮の藩臣にして、兩國の通交つかさどるなり、對馬もとは慶尙道の鷄林の內なり、島中大方土の性かたくうすく、石山にて肥たる土なし、耕作植物に宜しからず、只魚をとり和布を取り商買するのみ、島中の人民海草又は草の根をとりて食とす、飢餓を不免、若慶尙道より米穀運送なくば、對馬何を以形を養ひ飢餓をまぬかれんやと、余聞之ておもへらく、足下の說は則卞季良が撰する所の對馬州をさとすの書、及近世貴國諸臣の論ずる所の詞なり、我國史書四百年前に至る迄其間二千餘年、吾州の生活貴國の食糧をからず、吾州の守いまだ貴國年々の米穀を受ず、三百七十年前より百十年前まで、吾國太平の日少して亂日多し、其初關西諸州の遊民吾國を渡口として高麗の境を擾し、其後亂妨入打續てやまず、每度我州に來往して、我州に生る所の米穀新來之遊民を養ふ事ならず、却而貴國をおかす事彌每度有之候、貴國怯弱にして外より來る寇をふせぐ事ならず、吾州及鎭西の諸州に請ふて歳船をうけ、送使を馳走するの約定をさだむ、既に境を守るの武力なく、却而寇をもてなすやうに有之事、偏に貴國の耻とせらるべき處也、此方も新來の遊民を留置、貴國の食糧をうくるは吾州も耻べき處也、今日の歳船は寔に是亂世の遺風なり、然ば送使の一件足下貴國の爲に諱べき事にして、我等ども吾國の爲に諱べき事也、足下無

用の辯をなして兩國の耻をあぐる事、吾足下の爲にとらず、吾州は則本朝の藩臣にして、圖書を貴國より請るは吾州のよからざるしわざなり、若圖書を請歳船をやるゆへに貴國の藩臣とせば、禮曹の書契に何ぞ吾州を稱して貴島とし、貴國を稱して弊邦とせらるゝや、吾州を稱して貴島とし、貴國を弊邦とせらるゝからは、吾國は貴國の藩臣たらざる事分明なり、むかし貴國通信使金誠一吾州の人に語りて云く、對馬島は我國藩臣なりと、此事懲毖錄に見へたり、我州本朝の藩臣たる事辨ぜずして明也誠一は貴國の名臣、しかれども吾州のよからぬ事を押顯し、我州の貢定の儀を云へる事、公事正直の詞にあらず、新王即位の時吾州より表文を貴國に奉る事は、近世僧徒書契をつかさどるものゝ初し事にて、是も又よからぬしわざなり、蜀の後主尙書鄧芝を呉に遣はし通交をなす、此時呉王いまだ魏の國と交を絕ざるうちなる故、鄧芝にまみへず、鄧芝みづから表文を捧げま見へん事を請ふ、此事藩臣外國の君に表を奉るの證とすべからざる由見へたり、今表文を奉る外臣を以貴國の藩臣とするは、弊事をおしあらはし、定體をやぶるの甚しきなり、吾州やせ土多して上田少し、然れども農業をつとむる者は財用常にたりて、釣漁をこのむものは生活常に乏し、足下の被ㇾ申は、肥盛の地なく耕作うへ物に宜しからず、只魚を取和布をとり商買するのみにて、人民大方海菜草根を食とし、飢餓にせまるとあるは、魏志に對馬良田なく海物をくらひ、船にのりて南北に米を買と有意と同じ、魏志は漁民行商の農業をつとめざる者の話を聞てしるせる也、貴國は又我州の人利を貴國にもとむるものゝ說を信用

してかくいはるると見へたり、吾州の諸穀數年の間を考て並し見るに、麥二萬三千石、搗て一萬六千石となる、稻三千石、搗て千五百石、稷三千石、搗て千五百石、蕎麥八千石、粉となして五千石、又小豆六千石あり、本邦の一石は大方貴國の二石也、故に吾州の生ずる所の諸穀三萬石、人口一萬五千を養ふ、雜ゆるに菜果を以てするときは一萬八千人を養ふべし、貧民の食すくなく、凶年の穀乏しき時、海菜草根を以て飢餓の患をまぬかるゝなり、貴國の土肥地廣く、みづからおもへらく、五穀をうへて萬民を愛し養ふにたれりと、しかれども貴國の民凶年にあへば道路に餓死す、吾州の人和館に在て見聞する所なり、吾州の鄕村凶年たりとも道路に餓死せず、海菜草根糧の不足を補ふゆへなり、海菜草根を用ゆるとて、何ぞ生を養ひ死に喪して、夫々のなすべき事をして、萬民うらみをふくむべき事なくば、王道に害ありとせんや、上田の民は雜穀を米と交へ、惡地の民は菜果を以五穀にまじへ用ゆ、夫々に應じて生活を成し、財を生ずるの道一偏に論ずべからず、吾州の貴國に通交する、農民海陸の民役猶だ多く、植付刈納めやゝもすれば時を失ふ、吾州もし貴國に交を通ぜずば、農業に力を用ひ府内諸役農の方の政事に心を盡さば、吾穀諸菜唯今より半分のうへも倍すべし、麻苧木綿は衣服の用をなすべし、五百年まへ吾州守一任四年にして、三萬餘疋の貢を奉りし事史書に見へたり、是鄕村力を織機に盡し、紬紬を京都に奉りし也、吾州の人物のすくなきをうれへ貧をうれへて、それぞれの分を盡す事を好まぬ者の常談に、吾州のつとめは送使と貿易より第一なるはなし、州中皆石山五穀の

生ずる所なく、朝鮮に通交なくば州中の人饑死立所にありと、貴國如ㇾ斯の物語を聞、吾州の事實をしらず、論辯のあやまりも誠に有事なり、今州中の人數郷村に作る所を食む者一萬八千人、屬郡より貢する所を食む者四千人、〔鎌山按、屬郡は田代御領分歟、四千人は何人を指す歟可ㇾ考〕筑紫の買米を食む者三千人、貴國の米を食む者七千人、貿易の利は公儀の勤の用に成るなり、吾州の民は本朝之赤子、後來若通交やぶれば、吾州米穀すくなく人民多き次第を申上、州府の餘民を地多人少の國にうつさん、何ぞ通交やぶれて吾民を饑死さする事あらんや、吾州人數三萬二千にして、京都諸國の生大方八千人、百年以來吾州若貴國と通交なくば、上方の人吾州に來住する者なくして、生民の増益する者は上方にゆきて住べし、しかれば州中の人數今日のごとくならじ、屬郡より貢する所の物を以て公儀の勤の用に備べし、是貴國と通交せずして吾州郡も却てやすらかならん、吾州の道理勢は浮民の吾地に來り住もの、餘民を上方へ遣し住せん、古人の言葉に人多地少の理なしといふものは、ひろく大國天下をさすの詞にて、小國孤島たりとも足ざる所なくといふにはあらず、小國孤島まことに足ざる所ありといへども、餘民を上方へ遣し、上方の者來り住せぬごとくにする、是不足成事なき道理也、君子の國家を治る、不足の所を不ㇾ患して、國の不釣合を患ふ、貧を不ㇾ患して、人心の安堵なきを患、吾州のひとしからず安からざるは、皆貴國と通交して貨を交易のうへにて得に有、古人の詞に賢にしてたから多き時は其志を損じ、愚にしてたから多き時はそのあやまりを益すと、又曰、儉約の上から奢成はやすし、奢ものゝ儉約に入る事は難し、是

皆古今のいましめ、一日も忘るべからざるものなり、吾州のものふかく思ふべき所也、謹で按ずるに我州の本朝にある開國の大祖神武天皇の朝にはじまる、其事本朝最初の史書舊事本記にのせられたり、卞季良が撰する所の對馬州にさとす書に、對馬の島たる慶尙道の內也、是我國史書にのせて分明也、唯其地甚小くして、又海中に在て往來難ㇾ成故を以民爰に居らざるゆへ、倭人の追放に逢て行所なきもの、ことごとく來て居住すと有り、東國輿地勝覽に對馬はもと我國の鷄林の地也、いづれの時に倭人のためにとられたるといふ事をしらずとあり、是誠にいつはりの甚しきもの也、東國通鑑凡例に云く、三國以前史記ほろびて傳なし、新たに諸書を取りて外記をつくると有り、今外記を考るに、對馬の號をのけず、三國をたつる新羅を先とす、新羅の始祖赫居世の元年は、すなはち崇神天皇四十一年也、神武天皇の元年を去る事六百餘年、尤成かな貴國の人吾州本朝の始にある事を知らざる事を、舊事本記は千餘年前之史書、輿地勝覽と對馬州に諭とすとの書は三百年前に記す所也、依ㇾ之考るに、對馬もと鷄林の地と云はいつはりなる事辨ぜずして可ㇾ知、輿地勝覽は貴國公儀の書籍、其節の儒官吟味して定し所也、夫さへいつはりの說をのせたり、近世儒論ずる所の誤りふかくとがむべからず、足下前後の誤りを察せずして、麁相の言葉をのへて吾州の人をだます、吾等義を以いはゞ、是等の義辨じてあやまりをたゞさんはあるべからず、足下事正しき人にて官長にも信用せられ、才智同州よりもほめらるよし、吾國の人々も足下を譯官の中にては各別の人と稱す、然に今ケ樣の物語して外國の人にそし

らる丶事、偖々殘念の事なり、我等と足下とは職分同前にして交りもあつし、故に愚存之通不㆓申達㆒して不㆑叶、足下以前の申達をあらため、以來の言語を愼事我等が別而望む所なり

元祿己卯の夏州人自㆓朝鮮㆒歸る者來て我等に告るに、訓導朴某吾州の事を論ぜし語を以す、我裁判平田某が返答になぞらへ當に考へし所を述、卞季良が二書詳に本州の事をのべし故、此書にも季良が說を辨論す

我府中鄕村の軒數多少之說を撰して曰、元祿己卯夏某郡奉行に被㆓仰付㆒依㆑之案るに、鄕村に州府の人口を養ふ、今我州府の人口甚多して、鄕村是を養ふ事を得ず、慶安四年勘定佐護式右衛門朝鮮に至り、李同知、洪同知相談し、木綿一千束餘之内三百束、白米一萬二千石に換へたり、萬治元年裁判某洪知事金同知と相談し、また木綿百束を以白米四千石に換ふ、合一萬六千石我國の八千四百八十石に當る、夫米穀は藥物布帛と並て云べきにあらず、藥物布帛は外國の土臺我國の用をなす、米穀は民命の賴む所、外國の米を食ひて命をたもつは、身は我國に有ながら外國の民のごとし

我州所產の米纔一千五百石、基肆、養父いまだ我州に屬せざる前は、唯國守家老の類及病ある者米を食し、吾輩は麥豆をくらふ、是を飯豆といふ、麥に和して飯とする故也、朱子惡食を耻とする者を論じて云く、其見識いやしく拙き事、又飽まで食ひ安樂を求る者の下とすべしと、州へ麥を食ふ事を恥るもの丶知るべき所也、州府見識ある士吾州麥豆およひ基肆、養父の米をくらひて、朝鮮の

米を食ふ事なかれ

但公貿易の諸品皆我州の土産ならず、他國に買求め木綿布又白米に換ふ、一旦變ありて貿易の道ふさがらば、幕府の人朝鮮の米を食ふもの何を以かつぐかんや、木綿布類の商買止ても民命に害なけれども、買米の止時は民命に害あり、無食者數千人なるときは、食あるものゝ福も亦はかるべからず、慶安、承應、明暦、萬治の間我州の餘民を上方へ遣すい政をなすべきを共通にせざるは、式右衛門公木を米に換へし故也、萬治元年大浦權太夫に支配役を命ず、利倍の才ある故也、寛文二年上士馬廻の地知行をやめ祿を以賜ふ、是を石銀と云、貞享以來買米を以賜ふ、是を石米といふ祿の數の増し加ふる事以前より半分ましたり、慶長以後基肆、養父の納米藏より渡し、上士も地知行の外納米數石を賜りしもあり、然ば藏米の事寛文二年に始るにあらず、かつて聞、むかし上士各地知行有時は、免の法不定して百姓是を憂と、近來間々地知行を以良法とするの說あり、むかしの事を不考事勢を不察也、地知行をやむる時若免の法を定て稲、麥、大豆、小豆を納め、基肆、養父の納米と一にして皆藏米にて賜り、商買の利潤を祿の數に加へずば、寛文二年の新法吾州に利あるべし、權太夫があやまり地知行をやむるにあらずして、祿數を加ふるにあるのみ、それより後士の數祿の數毎年相增、元祿の士數寛文にくらぶれば一倍のうへなり

寛文二年上士馬廻中士大小姓士徒士合て四百四人、祿米六千零三十石、元祿十二年上中下士合て九百

八十人、祿米一萬〇四百六十石、下士より以下は此數の外也

寛文延寳の間我州多く上方の餘民を抱へたり、むかし下人なき家にも亦下人をおく、むかし見世店なき地も亦見世店あり

十年切の下人年滿る以後多く町人となる

延寳八年考る所上方の生れ八千八十四人、府中鄕村銀山は此外也、天和元年考る所上方の生七千九百七十六人、府内にある者六千二十二人、鄕村にある者千百二十九人、銀山にある者八百二十五人、今上方の生れ其節より少しといへども、上方の男婦府中にて生所の子女は則皆上方の種類也、寛文五年考る所の州中の人口二萬三千九百、府中、鄕村、銀山は此外也、延寳五年考る所、州中の人口二萬九千六百七十九人、府中にある者一萬三千七百三十七人、鄕村にある者一萬四千五百九十三人、銀山にある者千三百四十九人、銀山を開くは慶安三年也、此事我州に不利、延寳年中は銀山漸おとろへし時也、寛文五年銀山の人數延寳五年より多き事可ㇾ知也、今年考る所州中の人數三萬二千六十三人、府内にある者一萬六千百三十八人、鄕村にある者一萬五千九百三十五人、銀山に有者六百六十三人、府内鄕村の人數寛文五年に增す事八千人、州人相傳正保以前府中に軒ありと、今府中の軒數二千五百、人數一萬六千人也、正保以前人數七千に不ㇾ過、そのかみ府中の公役多くは鄕村の民をつかひ、節々信使あれども他國の人を雇ふ事もなく、江戸屋敷の下部國守召仕の女も皆百姓の子女にして、府内の士江

戸屋舖に勤番するも又農民の子を家來とせり、俗に是を郡附と云、先聖民をつかふに時を以すと仰られしは、農人の隙の時召仕ふといふ事也、若上使巡檢信使來聘の時は、農功の妨に成るとても、州中の農人をつかふまじきといふ事はならず、其節州府浮民もなく、公役に付甚農功を妨げば、浮民を他州に雇ふとも何か害あらん、（浮民水手のるいなり）外國の米を以州府の人口を養ふは耻とすべき事、我國の農民をあわれみ他國の浮民を雇ふは嫌べき事にあらず、米を他國に賣出す州郡さへ、農民を仕ふまじきといふ事ならず、我州田少く米乏の地にして、浮民多く府中にありて公役の備とせんとおもふは、惡例を用ひて往古の法を忘却せんなり、州府唯今の通り人數を置て、もし海上通路なりがたき日、基肆、養父の納米も運送ならず、しかる時は食米求レ豊の前に人數を鄉村に移すの議論とならん、鄉村の年貢大方二千人の食にて、府內の人數一萬六千なる時は、新たに移す所の人數何として鄉村にやしなはんや、若しひてうつさば鄉村一番に患を蒙り、府中のわざはひも終に免るべからず、我州の基肆、養父にある者、尙平戸の壹岐國あるがごとし、平戸は祿をうくるの人壹岐に分れ居て、一旦變有節もまた其地に有りて其地を守、海路不レ通せつも其所を守る、士は其所の年貢を食す、江戸は諸大名の參覲する所次男三男の奉公をのぞみて集る所なり、大坂は西國の津、諸國の餘民あるひは下部となるにも彼所に來り、或商賈をする者も彼所に來り、諸國へ分散するも亦彼地よりして分散す、州府戸を移し人を移、其道筋なきといふにはあらず、北筑雜稿（貝原仲齋撰す、筑後久留米の事と記す）に曰、此國の諸鄉村民家の女房節々孕とき

は、分娩（子を産落す時の事をいふ也）のせつ其生子をころす、五人うめば其内二人をころし、十人生めば其内四五人を殺す、是を常例とす、人々もまたヶ様のしわざをあやしむといふ事なし、いかなるゆへにかヶ様の事をなすぞと吟味するに、別の事はなし、只三年ほどそだてあぐる苦勞をいとひ、又は以後衣食の足らぬ所をおもふゆへなり、偖々悲むべき事なり、貧家子を多く生みて衣食の足らぬは、中國もいなかも同然の事なり、然るに中國の貧民は次男三男段々成長すれば他人の下部となす、他國へやるも離別の悲しみをこらへて他國へやる、いなかの風俗は各別なり、貧家の男女の云癖に、子を他國へうるは不仁成事なり、下部となして他國へ住しむも、父母の上からは堪忍しがたき事なり、しかしうみおとす節にころすは、却て父母の子を愛する心なり、是輕重うらはらにて禽獸の道に落入なり、貧民子女をうるにあらざれば、人家何方より下部を買抱んや、人家下部を抱へざる時は、貧民何れの所に子女を養はんや、田舍の民は子を賣る間布が爲に子をころす、中國の貧民は子をころすまじきが爲に子を賣る也、浮民を上方へ遣すはむごき仕置といふは、子を賣ざる者の心と一致也、凡諸國知行を分るの制法、專ら其土地の分限によりて夫々に祿とす、非常の備をなす皆其土地に生ずる物を以祿とす、我州計諸國にことなり、是則我州の惡敷仕來にて、そのあしき仕來は一朝一夕の事にあらず、或は專ら以前のごとくに仕直さんと欲し、或目前の便利をおもふ二心ながら、よろしきに叶道に非ず　公貿易の諸品は町人に申付、他國より買せしむるは於レ義害なし、公木を米に替へるときは、國中外國の食を食

す、義において害あり、州人朝鮮より米を買ふてはよからぬ次第を分明に江戸へ申上、町人數人を定めて米商人となし、米を中國より買しめ、州人其米を買て粮とするやうにし公木皆薬物糸端物に替へ、町人を以上方にて賣らせ、其價をとりをさめて要用とし、我州の基肄、養父の諸年貢半分は人をうつすの費にあて、半分は米を買及運送の費となさば、基肄、養父の富民賣所の米町人を以買せ、府内に漕廻し、米藏を別に建て、儲蓄となすべし 十年以後州府の軒數つひに千二百軒と成べし、然ば人數も八千に過じ、次男三男他人の養子とならぬは、みな上方へ上す 十年の後府内儲蓄終に一萬石餘になる時は、凶年にも亦飢餓を免るべし、年々納る所の新米を以古米に振替へべし 公貿易の外彼是共に貿易の筋は町人に申付べし、貿易は元來町人の業也、町人に申付とも又二三十人に過じ、是は目前の利をはかり、根本を見たる事ならんに付人數は惡し 町人よりの運上をとり納め知行銀に當る、利潤十分の時は七分を納むべし 若有餘あらば非常の備銀とし、知行多き者は銀を多く米を少くあたへ、寛文以後の法、麥二石大方米一石にあたる 祿少き者には米を多く銀を少くあたへ、祿少きものは米計あたへ 祿米の高我州及基肄、養父納米の高に越ぬやうに、大祿の家も人數常に祿米相應に相心得べし、たとひ貿易の道おとろへ町人の運上減ずる時節ありとも、仕官の家食に乏きうれひなからん、若し士を基肄養父に分ち移し、其士高の知行二千石ならば、二千石だけの運送を減べし、三千石ならば三千石だけの運送を減べし 府内若人を移すの政おこらば人數八千となり、鄕村の人數ともに合二萬四千、國中濁酒燒酒等を用る事ほどよき法立ば、鄕村生ずる所の米一萬八千人を養ふべし、鄕村の人數大方一萬六千、府内人數鄕村より出る所の穀を食者大方二千、都て一萬八千人、今鄕村米を府内より買者は、濁酒燒酒に多く米穀を潰すと、又は府内の人米を鄕村より買取也 二萬四千人あての食を以一萬八千人を養ふ時は、三人前の食也、海路通じかたき日にあふとも、又飢をのがるゝ理あり、若ヶ様にして海路通じがたき日にあふ時は、百姓

の公役を免じ、士の下部をつかふべし、今婦子幼少其父公役にゆく時は農功をさまたぐ、貧民は間々農功をかぎて役銀を才覺するやうになる也、若公役の時農民つかはずして、たゞ士の下部をつかひ、農人の役銀都て免時は、家々皆農業に力を盡すべし　干鰯を諸村に遣しやせ地を養、今干鰯を商買する者は、府内又は他國の商人なり、我州の貧民は干鰯を買事ならず、若干鰯を賣る者に申付、干鰯の價を米出來のせつをさめさする時は、貧民も買事なるなり　農民おこたる者は持ち地の田地を取上、他人の精に入るゝ者にあたへ、村々に村小屋を建、豐年の穀を貯て凶年の用とし、五分六分以上の年の餘計を以、四分以下の年の不足をおぎなふ　府内の士仁厚廉潔にして時の勤に功者成もの二人を選、一人は四郷の民に差圖して納米只今より倍するやうにし、人數四千人の食の出來るやうにし、四千人は郷村に移らぬ者をいふ　賤民四千人わかちて八郷にをらしめ　四千人は則郷村に移る者を云、是を合て郷村の人數大方二萬人となる　農人漁民各家業を大切にし、功を通じ事を易るの利を興し　やせ地にやしなひをなさねば穀を産る事甚少し、養ふに海草を以する時は穀を産る事多し、養ふに干鰯を以する時は彌多し、今農人の海草をとるに其暇なく、農業もまゝ懈怠す、農人は耕作をして漁人を養ひ、漁人は海草干かを取りて農を助く、是功を通じ事をかゆるの道也、郷村古來海路通じがたき日は、潮を煮て鹽を擣し也　味噌をつくり漬物抔をして、生をやしなひ凶年を救の備へとなす、貧民海草の根のくらふべき物を味噌に煮て食ひ、つけものなどをまぜくらふ時に、而色氣力おとろへず　農人農業に力を盡し、よめ子は女仕事に力を盡し、村々所々に桑をうへて蠶をやしなふ　むかし郷村家々蠶を養ふ、今蠶を飼ふ者稀也　衣食の業をまして年々增益する物をそだて、骨折儉約習ふはしとなり、海路通じやすき日は、餘民を上方へ遣し住しむるの仕置をなさば、是則我州永久の策也、今年考る所の郷村の人數一萬五千九百二十五人、内男子二十歳以上六十歳以下達者成者大方三千七百五十人　惣人數の二分三　今郷士郷足輕及獵師の鐵砲千二百挺、其以後獵師の鐵砲千三百挺增總數二千五百挺なる時は、三千七百五十八人内二千五百人を以鐵砲にて寇をふせぐの兵とし、千二百五十人を以粮をはこび水を汲夫とせん、人數減るときは兵を不ㇾ減して卒を減じ、人

數增ときは兵を不レ增して卒をまし、人數彌減る時は十八九歳六十一二の達者成者を以兵卒の不足を補ん、もし海賊おかし來る日は、海邊の村々小屋を谷ふかき所にうつし、貧民一軒を付け置て目付とせん、小屋の目付の貧民は小屋近所の地を排し、飯米は其村より請取也 村々家々ただ一月の粮を貯へ飯米の時は小屋の米を取る 村々家々の藏に大麥の粉を袋に入たくはへ、竹筒に水をもり、煙消火繩を用意し、賊來る時遠見より案内あらば、婦女老少をあたの來らぬ地に移し 寇西に來らば東に移し、東に來らば西にうつす 衣食鍋釜は牛馬に負ふせ、老てもいまだおとろへぬ者、十四五六七のものも力次第に負ふ 兵卒着用の衣服は、草の枯る時分は黄なる衣を着し、草の青き時は青き衣を着せて、兵庫の在所敵より見まがふやうにし、賊船浦に入時は早く海岩によりて賊船をかこみ、賊山に上らんとせば燒草を以なげかけ、鐵砲を山の高みより放し、賊を海と陸とのひきゝ所に打たをし、我國山間の平地皆長して廣からず、鐵砲を兩方の山より放時は、平地の賊を平べし 隣村隣鄉の兵卒來りて山々のいたゞきに備へ、藏々を濱口に置にも、兩方の山に番を置く また賊もし山にのぼる時は、此方より不レ攻して近所の山を堅く守り、所々の山間に伏兵をおき、鐵砲を以往來する賊を打たをし、粮盡水盡る時は人數を以水上の水を汲、粮を小屋より取 火藥鉛丸も小屋におく みの笠を山の木々に懸、夜は笠を着みのを着て替る替る木の下にふし、物見を數箇所に置賊兵の動靜をしり、賊退けば我進み、賊進めば我退く、前に有者先退て、後の者鐵砲を放し、前なる者後陣となり、後陣と成者くり引に引なり 一町の内に不レ進 鄉士少獵師多、獵師太刀不レ持は賊と戰はぬいへなり 一町の外に退かず、一町より遠時は鐵砲あたらず、晝夜鐵砲をはなししばらくもやすめず、是則我州鄉村農兵を以寇をふせぐの大略也、鄉村の民常に風寒著濕をしのぐ、山に數日あるといへどもくるしむ事なく、よく防禦をなさ

ん、獵師をましして農兵をたす時は、府内の士半分田代に移といへども、防備は却て今日よりもましならん、戸をうつし人をうつすの事なく、海路通じがたき日にあはば、賊民下郎食なく困窮せん事不ㇾ可ㇾ計、何ぞ寇をふせぐ事をせん、戸を移さずして儲蓄の事をはかるは、勘略をせずして富有をはかる同然なり、人情大體目前の利をおもひ、永久の道をわする、おのれが心に應ぜぬ事は、假令善事にてもいひ防也、吾輩是等の事を救事不ㇾ能とも、ケ樣の非義に荷擔すべきやうなし、孔子曰、人の世に在直を以てすれば也、間に不直にても世に有るは、其人幸にして生て居る也、又曰、人は遠きをはからざれば、必目前の憂あり、孟子曰、人君なりがたき事を臣よりすゝめてなさしむ、此等の臣をさして君をうやまふの臣と云、吾君はいさめても善事は行ぬ故、いさめざるがましじやとて、君の惡をながめ居る臣をさしてぬす人と云、又曰、いま國家太平にていとまあり、此節奢をきはめ遊樂にのみ日月を過すは、禍をまねくなり、聖賢のおしへをほどこす事盡せり、國家の仕置する人可ㇾ察事也

對韓雜記 終

對韓雜記別錄

宗家朝鮮との交通は、宗經茂公の時より使者往來始り、宗貞盛公の時迄使約條定る、經茂公のとき使者始り、應安元年今迄正德年中まで年數三百四十一年也、貞盛公の時迄使約條定る、嘉吉三年より今まで年數二百六十年なり、大抵宗家の御通交三百年以來の事なれば程久しき交なり、尤三百年の內數年宛三度迄通交手切に成事あり、然共朝鮮も對州と交りを絕事難レ成勢あり、對州はもとより朝鮮と通ぜずして不レ叶土地なり、依レ之互に和睦をなす也、宗家御先祖樣より今迄三百年餘り相續たる通交なれば、誠信の道眞實あらで不レ叶事なり、誠信とは交通の間眞實の道ありて約條をたがへざるを云也、惣て兩國誠信の道は彼國よりの漂流人を送り返し、吉凶有時は互に問ひ、彼國になき物を望めば此方より送り、此方になき物は又彼國より贈る、すべて眞實の交なれば、何事も不レ調といふ事なし、按ずるに、經茂公貞盛公の時海賊船朝鮮に仇をなすにより、彼國難儀にて日本公方家をも樣々賴、對州も賴まれたる事也、依レ之送使約條も定りし也、義智樣以來の通交は古來の通交とは違ひ、隣國誠信の交なれば、古來朝鮮より對州を賴まれたるとは各別也、其故に太閤秀吉公朝鮮征伐の後は不通の手切となる也、義智公東照君の御意を蒙り、通交を御請あれども、日本は共に不レ戴天の讐なりとて、使者三人ま

で殺して返さず、其上にても義智公使を被ㇾ遣通交を求給ふ事不ㇾ止、四度目の使ひ石田甚右衛門初て返簡を取歸る、其後義智公家老柳川調信と御相談有ㇾ之、井手彌六左衛門を使とし諸國に有所の俘虜ものを御請被ㇾ成、幾千人ともなく數年の間に歸さる、夫より彼國よりも此方の誠を知り、東照君よりの御書簡を被ㇾ遣なば通交あるべしと也、又陣中先王の陵を掘たる者を被ㇾ送よと也、依ㇾ之朝鮮の書江戶へ差上られしかば、則墓を掘たる者を朝鮮に被ㇾ遣、其後東照君よりの御書翰もわたり、通交之事相濟和睦となる、是併義智公數年の間樣々誠を盡されたるゆへなり、日本朝鮮の誠信は對州より通達有事なれば、萬事を大切に不ㇾ被ㇾ成しては不ㇾ叶儀也、其上對州は朝鮮へ年久しき交なれば、御懇切の御座なくては難ㇾ叶、義智公通交を御請被ㇾ成時も、對州は征伐の先鋒を被ㇾ成たりと恨むる事あり、然共義智公にも至極の誠を被ㇾ盡たる事あるにより、後々は朝鮮も歸服したり、其仔細は天正十九年陣前に御直に朝鮮へ御渡海、大事のきざしを御告あり、朝鮮不二信用一して大亂に及べり、其上陣中にも兩王子無ㇾ恙ゆるし歸されたる事も、義智公御心を盡されたる故也、ヶ樣に陣前陣中にも御心を盡されたるは、對州兎角朝鮮と通交なくて難ㇾ叶土地なれば、ヶ樣に遠き慮り被ㇾ成たる事なり、對州は多年の交を思召、兩國和好調ひしは公儀には御忠節にて、御先祖樣の功を繼給ふ孝道也、彼是兎角御眞實を以交を通じ、約條にたがひなきやうに御通交肝要也

通交次第目錄

太守經茂公、別號宗慶、此時高麗へ通交始り、使者の贈答有
太守賴茂公、別號二靈鑑一、朝鮮通交
太守貞茂公、此時通交益有二誠信一
太守貞盛公、此時送使五十船約定
太守成職公
太守貞國公、此時諸州之使船約定る
太守盛長公、此時和睦、歲船二十五船に減ず
太守義調公、此時又五十船之舊例に歸す
太守義智公、此時秀吉公朝鮮征伐絶交、同守和好、歲船二十船約定

太守經茂公　別號宗慶

此時對州は高麗と通交始り、使者贈答有レ之、此時は高麗の末恭愍王の時也、大明洪武元年、日本應安元年の頃にて、今迄は年數凡三百四十一年也、高麗史恭愍王十七年、講究使李夏生と云ふ者を對州に遣すと有、講究使は和好の相談をいたし、海賊船の防を賴む使者也、是より先高麗忠貞王の二年より倭賊高麗の海邊を寇する事あり、此時は日本も尊氏の末の亂にて、四國九州壹岐諸方より海賊起り、皆彼國に寇す、依レ之高麗より日本に使者を遣し、海賊を禁ぜん事をもとむ、此時對州にも使者來、海

賊を制し和好を結ばん事を請ふ、同年十一月對馬島宗宗慶使を遣し來朝すと彼國の書にあり、宗慶は經茂公の別號也、此時高麗王より米一千石を贈るとあり、對州より使者贈答此時より始まる

太守頼茂公　別號靈鑑

此時は高麗則今の朝鮮となる、頼茂公ゟ不二相替一通交有り、朝鮮人申叔舟といふ者貞國公に答ふる書翰に、自二我朝開國一貴島の始祖靈鑑首二欵於我一と云々、欵はねんごろの意也、始て懇に通交ありしとの事なり、靈鑑は頼茂公の別號、申叔舟我朝と云は、今の朝鮮也、朝鮮の書籍諸國海東記輿地勝覽といふ書に、對州太守の系圖を載有るに、宗慶公を第一とし、靈鑑公を第二とす、然ば宗慶公靈鑑より通交始りし事疑ひなし

太守貞茂公

此時取分朝鮮と懇に通交あり、凡對州より望の事一として不レ被レ叶といふ事なし、其頃全羅道之内南海島珍島の兩所を朝鮮に所望あり、然れども貞茂公逝去し給ふにより其事止ぬ、彼國の書に貞茂公を稱して沉深にして有レ智、誠信を盡し義をしたはれたりとあり、朝鮮王貞茂公の逝去を聞て甚をしまれ、望を叶へらるべきに悲哉と嘆じ給ふ事書に見へたり、其末年に朝鮮と不和、對州の人彼國の海邊を侵し、彼國より兵を遣し及レ亂に、數年の間不通となり、其後貞盛公の時又和睦有、之も先守貞茂公の誠情を感ぜし故なりと朝鮮の書に載たり

太守貞盛公

貞茂公の末に朝鮮と不通也、貞盛公古老共と相議し、朝鮮に使者を遣して曰、海賊をなす者は皆九州壹岐の人にして、吾州の人のみにあらずと理を盡し被ㇾ仰ける、依ㇾ之朝鮮又和睦して通交もとのごとし、對州より彼國に渡る使船定數なし、或は多或は少し、日本嘉吉三年、朝鮮正統八年、貞盛公の時始て歲船五十船と定む、是對州と朝鮮と送使約條は始也、此時朝鮮より李藝といふ人來つて約定を議し、右送使五十船の外にも公用有時は、特送船とて別て使者を渡す約束あり、今の參判使も特送船の例格也、又歲賜米とて一年に米百俵大豆百俵、馬の飼料とて送來る、今も第一船の送使に附送する是古來の例也、總て對州の送使約條皆此時より始り、其例を今も用ゆる也、又州中の人も或は朝鮮の爲に賊船を防で功ある者、又は漂民を送て勞ある者、都て州中の役人朝鮮の事にあづかる者は皆送使船を渡し、又彼國に渡海して馳走を請る事あり、海東記に人數見へたり、其後にも代々附來る送使あり、惣て對州は土地惡く、石山にて米粟乏しきにより、古來より州人彼國に渡り、商買貿易の利を得て皆營をなせり、彼國も其意をうけて、州中の人の營むやうに送使萬端の約條有り、貞盛公の時には商買物替にて、米粟四五萬俵ヅヽ運送ありと彼國の書に有り、然ば今より古は米粟の渡り方多くしてケ様に彼國より對州に馳走有事、偏に海賊の防を賴む爲也、すべて九州壹岐の海賊彼の國に渡る時は先づ對州に寄て渡る、對州より防ぐ時は海賊寄る所なし、夫故對州には別て馳走有て、州中いとなみ

を成す事を許せり、其上貞盛公の時には、朝鮮に和館を三所に設け、此方の使者諸州の使者にも接待有、一ッは釜山浦の和館、二には薺浦の和館、三には鹽館の和館、此三浦に對州の人年久しく住居して、漁人までも彼國に渡りて營をなせり、依レ之朝鮮より對州の者は、皆祖宗より朝鮮の恩を受ると彼國の書には載たり、惣て送使の根本はみな海賊船の防を頼、對州に功勞多きに依て約條を結びたる事也、公方家には尊氏の末より朝鮮と隣交あり、高麗の末より海賊船彼國の邊海を寇する事數十年絶えず、度度使者を日本に遣し海賊を禁ぜん事を乞、且は隣交を願ふにより、義滿將軍の時より隣交の約ありて互に使者往來あり、懲毖錄に「日本國源氏、立二國於洪武之初一、與レ我修二隣交一、殆二百年、其初我國亦嘗遣レ使、修二慶弔之禮一」とあり、其隣交により西國探題今川了俊の時、度々賊船追討の事あり、又對州にも朝鮮よりの頼みにて海賊を禁ぜられば、諸州よりも使者を渡されよ、土產の物其望に叶へんとの事也、依レ之對州より其意を諸州に傳へ、諸州も同心にて海賊の禁制あつて、朝鮮次第に安堵せり、其約束により諸州に割符の印判を渡し、使者往來あり、其使船渡る時は、先づ對州に寄て宗家の手形を受け渡る、若手形なければ接待ともなさず、逗留をも許さず、是朝鮮と約條第一の儀なり

太守成職公

享保元年成職公襲封、閏七月朝鮮より使船二艘對州に至る、一船は弔二貞盛公喪一、一船は賀二成職公襲封一、朝鮮爲二宗氏一、修二慶弔之禮一、始二于此一（此時は朝鮮より官員來と云）

太守貞國公

此時諸州より使船を渡す事を貞國公に賴み往來有、惣て此頃は公方家、三管領、畿内の大名、四國九州より使者船渡海在しと海東記に載す、其後畠山兄弟戰の後より諸州の使者斷絶せり、對州は不ㇾ相替ㇾ往來あり

太守義盛公

此時朝鮮正德庚午、日本永正七年、朝鮮の三浦和館の對州の人事有て、しかも朝鮮と戰ひに及、三浦の人遁れ歸る、依ㇾ之數年不通と成る

太守盛長公

義盛公の時より數年不通也、此時公方家より彌中上人を使として朝鮮に度々渡海、對州と和睦のあつかひあり、又もとの如く通交を修し、朝鮮國判事金安國と云ふ人宣慰使と成り接待有り、庚午の變により五十船の送使を二十五船に減ず、然とも盛長公の時附來る送使多し、御子熊壽公、熊滿公御兩人に送使兩船附け送るとなり

太守義調公

天文二十二年癸丑、兵部柚谷盛廣を朝鮮に遣し、送使船古に違たる由を被ㇾ告、又五十船の舊例と成る

天正十五年、太閤秀吉薩摩より歸陣の時、筑前箱崎に御逗留有、太守義調公、義智公倶に筑前にて秀

吉公に拜謁し給ふ、天正十六年、此時太閤の命曰、對州より使者を朝鮮に渡し、日本一統の賀を被レ述よと告べしと有り、義調公、義智公對州に御歸り、天正十六年橘康廣を朝鮮に遣し、國王來朝の事を告ぐ、朝鮮不二信從一懲毖錄を按ずるに、此時康廣太閤の書を持渡ると有

太守義智公

天正十七年、信使の事に付太守義智公御直に朝鮮に御渡海、蘇長老、家老柳川調信相したがひ、朝鮮王京東平舘にうつり居て、翌十八年の春まで御逗留、漸信使の事叶ふ、黃允吉、金誠一、許箴、三使を伴ひ、夏四月二十九日釜山浦より對州に御着船、五月京都に至り、數月の后聚樂にて三使秀吉公に拜謁、此時太閤よりの返書略、「直入二大明一、易二吾朝風俗於四百餘州一、施二京都之政化於億萬斯年一者、在二方寸中一、貴國先驅而入朝、依レ在二遠慮一、無二近憂一者乎、遠邦之小島在二海中一者、後進者不レ可二許容一也、予入二大明一之日、將二士卒一臨二軍營一、則彌可レ修二隣盟一也云々、」翌年十九年正月二日、信使歸レ國、蘇長老柳川調信護送從、此時秀吉公朝鮮征伐の兆る也、天正十九年辛卯夏、義智公直に朝鮮に御渡海、釜山浦に船を御留、邊將に御告あるは、日本より大明に使者を可レ被レ通也、朝鮮より大明に奏聞有時は幸甚ならず、兩國和を失ひ大事に可レ及也、邊將此旨を都に告、朝廷信使之時日本の返書無禮を咎めて返事無レ之、因レ玆義智公十餘日御逗留、陸へ御揚りなく直に御歸國なり、此度義智公直に御渡あるは、朝鮮は御先祖樣より年久敷被二仰通一、御懇切にて大事の兆を御告被レ成の事なり、「是隣國誠信の御届なり、

此時朝鮮承引無レ之、其後大亂に及也、對州よりは誠信の御屆在レ之と後にも朝鮮へ御告被レ成たる事なり、文祿元年夏四月、太閤秀吉公諸將に命じ、數十萬の兵を朝鮮に被二差渡一御征伐なされ、日本の兵朝鮮に入て、十二三日の間に漢城を攻落、八道不レ守、國王出奔、朝鮮先亡ぶ、兩王子臨海君、順和君加藤淸正公の軍に囚る、其後大明より援兵來、朝鮮再び興復せり、文祿二年癸巳大明より日本と朝鮮との和成を請ん爲、謝用梓、徐一貫、沈惟敬の三使日本に來る、小西行長義智公御伴ひ、肥前名護屋にて秀吉公に拜謁、此時兩國王子臨海君、順和君、及宰臣黃廷或黃𧄼等を許し還さる、兩王子無レ恙被レ還事、從二對州一心を被レ盡たる故也、此時慶尙道の監司洪履祥義智公に答ふる返簡に曰、「王子歸鄕之事、淸正自以爲レ功、今聞事出二足下一、若果然則舊義猶未二盡絕一、而亦天實誘レ衆、以後其禍、惟此一事足レ感二人心一、嘆尙々々」と有り、朝鮮も是を殊外感じたる返簡なり、昔は對州より事ある時は、其事を第一に被レ告儀也、實に朝鮮の血脈連續は對州より志を被レ盡たる故也と告知し、彼國の人も感じたる事也、右大明の使者歸る時、秀吉公より數ケ條の書附を被レ渡、此事將軍家の譜に見へたり、元祿三年大明の沈惟敬再來朝、小西行長大守義智公御伴ひ蘇長老相從ふ、是大明より冊封使を渡さるゝ先問なり、慶長元年丙申、從二大明一の使者揚方享、沉惟敬又來朝す、小西行長太守義智公幷蘇長老相從ひ、於二伏見城一太閤秀吉公に謁す、此時秀吉公を日本國王に封ずる冊文來る、太閤に衣冠金印を被レ贈、其外家康公、利家公、皆不レ殘官職を授け衣冠を贈り來る、初め秀吉公冊封を受御喜悅有しが、其後冊文を聽給ひ

大に怒り、又朝鮮の使者黄隨を責て曰、我兩王子を許し還す、今王子來可レ謝處、使臣を遣、事無禮也と云々、大明使者幷黄隨等言葉なく恐て歸る、慶長二年丁酉、日本の兵々朝鮮に入和議破る、慶長三年戊戌、秀吉公薨御、依レ之權現樣御意にて日本の諸將朝鮮より歸陣せり、其后不通、凡日本の兵朝鮮在陣七年なり

太守義智公の時和交之次第

慶長四年家康公義智君を召し被ニ仰付ーは、日本朝鮮通交年久し、秀吉公征伐の後隣好の道絶ぬ、好を通じ交を結ぶは兩國の爲なり、對州より使者を遣し書を贈て、朝鮮和好を可レ被レ致哉否を可レ試、彼國和好を可レ調と意あらば、公命と申和睦を可レ有ニ相談ーとなり、於レ是義智公御意を蒙り御歸國あり、初梯七太夫を使として書を贈通交を請給ふ、七太夫終に歸らず、又吉弘左近を遣す、左近も又不レ歸、慶長五年武田喜兵衞を朝鮮に遣し時勢を見せしむ、喜兵衞海邊の朝鮮人一人生捕歸る、同年柚谷彌助を使として書を贈る、通交の事を請ふ、彌助又々不レ歸、又石田甚左衞門を遣す、此時邊將石田甚左衞門に返簡をあたへて歸す、慶長六年辛丑、井手彌六左衞門を使として俘虜者を還し、幷武田喜兵衞が捕來りし海邊の者も送かへして、ますます通交を請ふ、此時譯官朴大根彌六左衞門を接待す、其後義智公家老柳川調信と相談にて俘虜を送返す一件、對州より誠を盡さるゝのみならず、權現樣政道秀吉公に違ひ俘虜を送還し、漂民等を被レ送、其厚心を朝鮮に知らしめん爲なり、朝鮮にも此一事を以て感じ

思はれし事返簡に見へたり、慶長七年壬寅の春朝鮮より金繼信、孫文彧兩人對州に來て、義智公通交御求めの實否を窺ひ和交の事を相談す、義智公家老柳川調信と接待にて通交の相談有り、其上朝鮮人金光といふ者薩摩に捕有しを、島津義弘に御所望あつて對州に招寄、蘇長老筆談を以て通交の事委細に金光に告知し、孫文彧金繼信同然に送返す、此頃日本の海賊船朝鮮に至、唐浦の漁民を捕去る、依レ之開城府に留り有し大將李總兵等和好の事を信用せず、加藤清正より家賴三人を以書簡を福建金が軍門に贈り、朝鮮の人口を送返す、清正公家賴の所レ言と、孫文彧が所レ言と同じからず、依レ之朝鮮の朝廷議論區々にして不二一決一、慶長九年甲辰七月、朝鮮より松雲太師孫文彧對州に來て和好の事を談ず、義智公兩使を留め置、調信を使として江戸へ被二仰上一、權現樣調信に被二仰含一は、義智公兩使を致二同道一、京都へ可レ被レ越との儀也、調信御意ヶ蒙り州に歸る、於レ是太守義智公蘇長老調信兩使同伴にて御上京有、權現樣御入洛を御待、此時又日本の海賊船朝鮮に至り、卯島、每々島、斜藪島にあたす、是を以和好の事を不レ信、慶長十年乙巳二月、權現樣、台德院樣御同然に御入御參內の後、伏見の城にて兩使へ御目見被二仰付一、其後權現樣より本多佐渡守殿兌長老上使にて和好の事を兩使に御告、其上にて義智公に被二仰付一は、其方事兩國通交の役被二仰付一候間、自今以後每年の參覲を被二差許一、三年に一度宛可レ有二參覲一との儀なり、仍二千八百石の御加增有り、義智公兩使御同行にて御歸州被レ成、兩使は送還さる、然れ共朝鮮より和交の返事なし、慶長十一年禮曹より書を義智公に贈る、其文に曰、「我國

於二日本一通交垂二二百年一、不レ意壬辰歲、秀吉無レ故動レ兵、辱及二先陵一、至痛在レ心、猶未レ忘、在二我國無二先自通レ好之理一、但聞右府、盡反二秀吉所一レ爲云々、今若先爲二致レ書轉二送犯陵之賊一、則我國亦無二相報之道一乎云々、」於レ是其書簡を江戸へ被二差上一、先王の陵を掘たる者を被レ渡、權現樣よりの御書簡にて和交の事を被二仰遣一、其後慶長十二年丁未、從二朝鮮一呂祐、慶暹、丁好寬の三使來聘、和交の事相濟候、此時朝鮮王李昭權現樣に書を贈曰、「交隣有レ道、自レ古而然、二百年來、海波不レ揚、何莫レ非二天朝之賜一、而弊邦亦何負二於貴國一也、壬辰之變、無レ故動レ兵、構レ禍極レ慘、至レ及二先王之丘墓一、弊邦君臣痛心切骨、義不下與二貴國一共戴上レ天、六七年來、馬島雖下以二和事一爲上レ請、實是弊邦之所レ恥、今者貴國革レ舊、而新問禮先及、乃謂改二前代非一者、致レ欵至、苟如二斯說一、豈非二兩國生靈之福一也云々、」慶長十四年己酉年、蘇長老柳川智永を爲レ使朝鮮に遣す、此時宣慰使李志完接待あり、歲船二十船、及公貿易、求二請開市一等の約條相濟、釜山を和館と定む、一歲船二十船は、特送三艘、小送使十七艘

一　公貿易とは、諸色物替にするを云、送使渡毎に鑞、銅、胡椒、丹、木角等の物持渡、彼方より公木にて價を遣すにより、公貿易と云也、今は看品と云

一　求請とは、此方より彼國の土產を所望するを望み叶送物なり、今は送使ことに品の定數有り

一　開市とは、商賈の市を定て双方用事を達する也

一　以酊庵送使は　蘇長老和交相談のうち、文筆に苦勞あるにより送使一船付し也

一　副特送使は　柳川智永父調信時より、兩國の間樣々苦勞せるにより送使一船付る、昔は柳川送使と云、今は副特送使と云、詳に記錄に載す

一　彦三送使慶長十六年宗熊滿の舊例により相附、義成公小字の御送使也

一　彦滿送使彦三の例により相附、義眞公小字の御送使也

一　萬松院送使とは、義智公御逝去の後兩國に御勳勞有り、朝鮮國被ㇾ感祭奠に相附送使なり

太守義成公

元和三年、信使來聘、正使吳元鎌、副使朴梓、從事李景稷、賀ニ大坂之平定ニ者也、始慶長十九年、義智公奉ニ東照宮之命ニ、請ニ信使之事ニ、義智公御逝去後、元和三年、信使來聘、義智公御伴ひ方長老相從ふ、於ニ伏見城ニ大君秀忠公に拜謁す

一　寛永九年、信使來聘、正文通政大夫鄭岦、副使通訓大夫弘重、從事通訓大夫啓榮賀、大猷君の繼位者也

一　寛永四年韃靼朝鮮の境を犯し朝鮮國騷動、從ニ朝鮮ニ書簡を本州に送る、取込にて送使接待難ㇾ成、貴州國難御察ㇾ之、送使僉官を御引取、一時の急難御救被ㇾ下候樣申來、此時古川右馬介を朝鮮へ被ㇾ遣問ニ事勢ニ、若朝鮮有ニ危急ニ、公儀にも御案內被ニ仰上ニ、援兵を可ㇾ被ㇾ遣との儀也、其後朝鮮韃靼平定の由を告る、寛永五年義成公江戸御參覲の節、御老中大猷君の上意を以て、韃靼戰の事御尋御問及の儀被ニ仰上ニ、藤堂泉州公懇切に義成公に御告げ被ㇾ成候は、願は御歸州之後直に朝鮮の王京に遣、事勢を問ひ江

戸へ御案内可レ有レ之、朝鮮もし有二危難一ば、隣交の事に候間援兵可レ被レ遣、是上意也と云々、義成公歸州の後、寛永五年の春閏二月、家老杉村采女方長老朝鮮へ渡海上京有る、委細記錄に載す

一　寛永十一年、大猷君朝鮮の曲馬御上覽可レ被レ遊との上意にて、秋九月堀田加賀守公御取次にて義成公殿中に被レ爲レ召曲馬の儀朝鮮人へ被二仰渡一候樣にとの事、仍而裁判有田杢兵衛に上意の趣御告被レ成、杢兵衛朝鮮渡海、寛永十二年の春三月晦日、洪知事、崔判事、金司果、張司果、曲馬乘り到二江戸一、四月二十日兩譯官曲馬乘登城大猷君へ御目見、同日於二八町堀御棧敷掛一曲馬御上覽也

一　慶安四年辛卯、佐護式右衛門、服部傳右衛門朝鮮へ被二差渡一、公木の義手本木綿の通無レ之、尺短く地惡敷候に付、李同知、洪同知相談にて樣々東萊へ被二申懸一、相談の上にて公木三百束を手本木綿に立て、此替として白米一萬二千俵に相濟、但し公木一束に付白米四十俵宛也、其餘の七百三十三束四十二疋六合六勺は平木綿にて請取、對州良田無レ之、米穀乏敷により、木綿を以白米に替るは、對州の爲にも宜く、朝鮮には古の手本木綿の通にして入送する事難レ成なるにより、白米を以木綿に替る時は、彼方にも勝手宜しき事あり、其上三百束は上木綿に立、米にて遣し候得ども、殘り七百三十束餘は平木綿を以遣すにより、朝鮮には重疊の事也、其後萬治三年庚子、裁判寺田市郎兵衛被二差渡一、洪知事金同知等と樣々被二申談一、又公木百束を白米四千俵に相濟、都合一萬六千俵と成也、申掛の次第は本木を三百束に立、七百束は平木綿にて請取候ては、合方不足との儀也、約束の手形は明年にても、古の約

束の如に公木相改申節は、公木にて相渡可レ申との義也、裁判寺田市郎兵衛、御代官吉賀分右衛門、大浦彌六左衛門、志賀甚五左衛門、通詞脇田三郎右衛門に宛て、彼方洪知事金同知、尹正手形在レ之、此方よりも右の人數にて手形相渡、文章同然也

歴代

檀君朝鮮

檀君名王儉と云、朝鮮元祖也、神人にて大白山祖木の下に降る、國人立て爲レ王、國を朝鮮と號す、朝鮮之平壤に都す、唐の堯の時並び立と云、傳世知れず、其代一千年餘相續と云

箕子朝鮮

箕子は殷の紂王の庶父也、周武王克レ殷、箕子中國の人五千人を率ゐて朝鮮に入り、武王乃箕子を朝鮮に封ず、平壤を都とす、是を後の朝鮮と云、此時民に禮儀田蠶織作を敎ゆ、今に朝鮮を禮儀の邦と云は、箕子の敎ゆる國なれば也、其後四十代の孫箕否の時、秦の屬國となる、箕準の時燕人衞滿と云者箕準を敗き逐ふ、箕準浮二南海一奔る、箕子より亡るに至るまで千餘年續くと云へり

衞滿朝鮮

燕人衞滿は漢の高祖の時、燕王盧綰が禮に依て逃て浿水を渡り、箕準を逐ふて王儉城に據たもつ、孫右渠に至る、不レ奉ニ漢詔一武帝公孫遂遣て滅す

四郡

漢の武帝右渠を討亡し、朝鮮の地を分つて、樂浪、玄菟、臨屯、眞番の四郡とす

二府

漢の昭帝の時、眞番、玄菟二郡を以て平州都督府と爲す、臨屯、樂浪二郡を東府都督と爲す

三韓

朝群の後に馬韓、辰韓、弁韓とて三になる、故に三韓と云ふ、朝鮮の異名を三韓と云も是なり

三國

新羅高勾麗百濟三韓の後に、此三國に分れて各々國を立つ、新羅の始祖を朴赫君と云、此時漢の宣帝の時なり、傳世五十五王、共に九百九十二年、大宗王の時百濟を取、文武王の時高勾麗を併て新羅一統となる

高勾麗

高勾麗の始祖を高朱蒙と云、傳世十八王、共に七百五十年、寶藏王に至て亡ぶ

百濟

百濟の始祖を高溫祚と云、傳世三十五王、共に六百七八十年、義慈王に至て亡ぶ、後に新羅一統となる

高麗

高麗の大祖王建立、國號ニ高麗ハ後梁の末帝貞明の時也、新羅降て高麗となる、傳世三十二王、共に四百七十五年

朝鮮　即今の朝鮮也

朝鮮の大祖康献大王、諱は李成桂、大明洪武二十五年に國立て朝鮮と號、高麗恭譲王二十五年にして亡ぶ、洪武二十五年より今まで三百三十一年也、國を八道に分つ

京畿道　平安道　黄海道　咸鏡道　江原道　忠淸道　全羅道　慶尙道

朝鮮國八道郡管位附

京畿道　合郡三十九管　凡石高七十八萬五千〇三十石　京共に

監司一人　都事一人　牧使四人　都護府九人　郡守八人　縣令五人

縣監十二人　判官二人　察訪六人　水使一人　僉使二人　萬戸三人

黄海道　合郡二十四管　凡石高七十二萬八千八百六十石

監司一人　都事一人　牧使二人　府使四人　郡守七人　縣令四人

縣監七人　判官四人　察訪三人　兵使一人　僉使二人　萬戶五人

平安道　合郡四十二管　凡石高百七十九萬四千二百六十石

監司一人　都事一人　牧使三人　府使八人　郡守十七人　縣令八人
縣監五人　察訪二人　判官四人　兵使一人　虞候一人　評事一人
水使二人　虞候二人　僉使十一人　萬戶七人　權官二十九人

咸鏡道　合郡二十二管　凡石高二百〇七萬〇二十九石

監司一人　都事一人　牧使一人　大都護府一人　府使一人　判官三人
郡守四人　縣監二人　察訪三人　兵使二人　虞候二人　評事一人
僉使十二人　萬戶十八人　權管二十一人

江原道　合郡二十六管　凡石高四十萬二千二百八十九石

監司一人　都事一人　牧使一人　府使六人　郡守七人　縣令三人
縣監九人　察訪四人　僉使一人　萬戶四人

全羅道　合郡五十七管　凡石高二百二十六萬九千三百七十石

監司一人　都事一人　牧使四人　都護府四人　郡守十二人　縣令六人
縣監三十一人　判官八人　察訪六人　兵使一人　水使二人　僉使四人

萬戶十三人　權管一人

忠淸道　合郡五十四管　凡石高九十八萬七千五百二十四石

監司一人　都事一人　牧使四人　府使一人　郡守十一人　縣令一人

縣監三十七人　察訪六人　兵使一人　水使一人　虞侯一人　僉使二人

萬戶三人

慶尙道　合郡七十一管　凡石高二百八十八萬七千〇九十二石

監司一人　都事一人　府使一人

大丘

判官一人

大都護府一人　府使一人

安東

府尹一人　牧使一人　判官一人

慶州

牧使一人　判官一人

尙州　星州　晋州

府使各一人

寧海　密陽　善山　金海　昌原　蔚山　仁同　柒谷　東萊

郡守各一人

梁山　永川　興海　醴泉　榮川　豐基　青松　清道　金山　陝川

咸陽　昆陽　草溪　咸安

縣令各一人

義城　盈德　巨濟　南海　因城　慶山

縣監各一人

迎日　長鬐　機張　清川　彥陽　奉化　眞寶　軍威　比安　禮安

龍宮　新寧　河陽　玄風　義興　靈山　昌寧　知禮　高靈　皮慶

咸昌　泗川　三嘉　宣寧　河東　山陰　丹城　居昌　鎮海　熊川

柒原　慈仁　安陰

察訪各一人

幽谷　金泉　安亭　長水　省峴　松羅　昌樂　沙斤　自如　召材

黃山

西班

左兵使一　虞侯一　左水使一　虞侯一

右兵使同　右水使同

僉使各一人

釜山海番船二艘　加德番番船二艘　西生浦番船二艘

多大浦同　彌助同

萬戸各一人　番船各一艘

豆毛浦　開雲浦　包伊浦　恭浦　丑山浦　齊浦　玉浦　平山浦

知世浦　永登浦　蛇梁　赤梁　唐浦　助羅浦　安骨浦　天城堡

甘浦　加皆梁

權管各一人　番船各一艘

西平　所非　栗浦　三千鎮　尙州浦　曲浦

合慶尙道　監司一人　都事一人　府尹一人　牧使三人　縣令六人　縣監三十四人

察訪十一人　僉使五人　權管五人　三道統制使一人　但唐島之内統營に居也、常に日本人の唐島と云、ハコチチエト云所也、番船七艘

左右兵使二　左右水使二

虞侯四　番船八艘

一凡八道管郡數三百三十三郡官　（但京共久驛堡者郡之外也、牧府郡令監爲二三百三十三管一）

一同石高千百九十萬六千百五十七石

一慶尙、全羅、忠淸三道番船百十四艘、外に中船小船引船あり、新に京畿道之內江華城番船五艘、黄海道四艘有り

一凡八道之合

監司八人　都事八人　牧使二十二人　府使六十人　郡守八十人　縣令三十三人

縣監百三十七人　察訪四十二人　判官三十人

三道統制使一人　兵使八人　水使八人　僉使三十九人　虞侯十四人　評事二人

萬戶七十一人　權管五十七人

都合人數六百十七人

官職考

宗親府　宗室諸君之府、宗親無二定數一

典籤　正一品　典簿　正一品

議政府　總二百官一平二庶政一理二陰陽一經二邦國一

領議政　正一品　左議政　正一品　右議政　正一品　左贊成　從一品

右贊成　從一品　左參贊　正二品　司錄　正八品

忠勳府　諸功臣之府、堂上無二定數一

府院君　正一品　經歷　從四品　都事　從五品

儀賓府　尙公主翁主者府金尉以上

尉　或一品 或二三品　經歷　從四品　都事　從五品

敦寧府　正親外戚之府、宗姓九寸異姓六寸

領事　正一品　判事　從一品　知事　正二品　同知　從二品

都正　同上　正　正三品　副正　從三品　僉正　從四品

判官　從五品　主簿　從六品　直長　從七品　奉事　從八品

參奉　從九品

義禁府　王ノ上意ヲ承、諸臣ノ善惡罪科ヲ糺明スル役也

判事　從一品　知事　正一品　同知　從二品　經歷　從四品

都事 從五品

六曹 天官　吏曹 百官ノ內文官ノ分ノ善惡ヲ考ヘ、昇進ヲ申上、萬文學ノ惣頭ナリ

判官 從一品或正二品　參判 正二品從二品　參議 正三品

正郎 二　佐郎 三

〔地官〕戶曹 天下ノ人民ノ口帳家數ノ帳ヲ以テ、年貢財寶ヲ總支配ノ頭也

判書　參判　參議

正郎 二　佐郎 三

〔春官〕禮曹 天下ノ禮儀ニアツカルヿ、及第ノ人ヲ支配シ、他國ノ交ヲ裁判シ、祭ノヿヲツカサドル

判書　參判　參議

正郎 二　佐郎 三

〔夏官〕兵曹 武官ノ善惡功ヲ考ヘ、昇進ヲ申上、萬事武具ヲアヅカリ、門ノ鎖鑰等支配

判書　參判　參議

參弘 一　正郎 四　佐郎 四

刑曹 法ニソムキ科アル人ノ其品ヲ考ヘ、訴訟人ノ理非ニ因テ、人ヲムチウチ刑罰スル仕置ヲツカサドル

判書　參判　參議

正　郎　　佐　郎

工　曹　山川ノ運上ヲ吟味シ、普請方頭也、萬細工人ヲ支配スル所也

判　書　　參　判　　參　議

正　郎　三　　佐　郎　三

漢城府　京中ノ家數道橋溝河ノヿヲ支配シ、京中ニテ欠落者喧嘩等ヲセンサクスル所ナリ

判　尹　正二品　　左　尹　正二品或從二品　　右　尹　同上

庶　尹　從四品　　判　官　二從五品　　參　軍　三正七品

司憲府　時々ノ仕置ノ善惡ヲ評判シテ、官人ノ風俗ヲ糺シミダリナルヿヲ吟味シ、人ニ押ヘラレ曲リタルヿニ逢ヲ聞分、大目附ト相並所也

大司憲　　執　義　　掌　令

持　平　　監　察

開城府　以前ノ都ノ所司代也

留　守　從二品　　經　歷　從四品　　都　事　從五品　　教　授　從六品

承政院　奏者番ニテ、又上意ヲ傳奏スル役所也

都承旨　　左承旨　　右承旨　　左副承旨

右副承旨　　同副承旨　　注　書　六品

司諫院　仕置ノ善悪ヲ論ジテ、國王ヘ異見ヲ申上ル役目所也

大司諫　從三品　　司諫　同上　　獻納　正五品　　正言　正六品

弘文館　國王ノ文庫ノ書物ノ支配也、王ノ前ニテ講釋ヲスル指引ヲシ、王ヘ上ル文章ヲ吟味スル役所ナリ

領事　正一品　　大提學　正二品　　提學　　副提學　正三品

直提學　同上　　典翰　從三品　　應教　正四品　　副應教　從四品

校理　二正五品　　副校理　從五品　　修撰　二正六品　　副修撰　二從六品

博士　正七品　　著作　正八品

成均館　學文スル人ヲ指南スル人ノ役所也

大司成　　知事　正二品　　同知　二從二品　　司成　二正三品

司藝　二正四品　　直講　正五品　　典籍　十三正六品　　博士　三正七品

學正　三正八品　　學錄　三正九品　　學諭　三從九品

掌隷院　天下ノ又者ノ訴論等承ル役所也、刑曹ノ下ニツク

判決事　正三品　　司議　二正五品　　司評　二正六品

藝文館　國王ノ勅書ヲ認宣命ヲ出ス所也

領事　正一品　　大提學　正二品　　提學　從二品　　直提學　正三品

應教 正四品　奉教 正七品　待教 二正八品　檢閲 四正九品

尙瑞院 國王ノ印判ヲ預リ、切手ヲ出ス役所也

正 正三品　判官 從五品　直長 從七品　副直長 正八品

承文院 大淸ヨリノ仕置ヲ承、付屆ヲ承役所也

都提調 正一品　提調 從一品　副提調 正二品　判校 正三品

參校 從三品　校勘 從四品　校理 二從五品　校檢 正六品

博士 正七品　著作 二正八品　正寫 二正九品　副正寫 二從九品

通禮院 出仕日并ニ祭日見等ノ時ノ作法ヲ承ル役目也

左通禮 正三品　右通禮 正三品　相禮 從三品

兼 六　假引 六

奉常寺 先祖ノ祭リ、或ハ國王薨去ノ時、諡號ナドヲ上ル役所也

都提調　提調　正 正三品　副正 從三品

僉正 二從四品　判官 二從五品　副奉事 正九品　參事 從九品

宗簿寺 先祖ヨリノ廟所ニ一門中ノ名籍ヲ收メオキ、親疎ヲ辨ヘ善惡ヲ吟味スル役所ナリ

都提調　提調　正 正三品　僉正 從四品

主簿 從六品　直長 從七品

尚衣院 國王ノ衣類諸物金銀等ノ入庫ヲ支配スル役所也

提調　正 正三品　副正 從三品　僉正 從四品

判官 從五品　別座　主簿　直長

司饔院 國王ノ膳番ノ居役所也

都提調　提調　副提調　正 正三位

僉正 從四品　判官 從五品　主簿 從六品　直長 從七品

奉事 從八品　參奉 從九品

司僕寺 馬車總ジテ馬方ノ事ヲ承リ、兼テ武官ノ支配モスル役日所也

提調　正　副正　僉正

判官　主簿 二

軍器寺 武具ヲ收入庫ヲ承ル人ノ役所也、弓箭鐵砲幷玉薬マデ支配スルナリ

都提調　調　正　副正

僉正 二　判官　別座 二　主簿

直長　奉事　副奉事　參奉

內資寺　國王ノ膳米麪類酒醬油蜜菓子、與方ニテ入用ノ織物マデ承ル役所ナリ

提調　正　副正　僉正

判官　主簿　直長　奉事

內贍寺

提調　正　副正　僉正

判官　主簿　直長　奉事

禮賓寺　客人ノフルマヒノ時、入日萬惣ノ賄方也

提調　正　副正　僉正

判官　別座　別提　別檢

主簿　直長　奉事　參事

司贍寺　札錢ヲコシラヘ通用シ、諸國ヨリ來ル錢奉行所也

提調　正　副正　僉正

判官　主簿　直長　奉事

參奉

軍資監　天下ノ軍、用意ノ兵粮、小荷駄ヲ承役所ナリ

都提調　提調　正　副正
僉正　判官　主簿　直長
奉事　副奉事　參奉

分監
●僉正　主簿　直長　奉事
（カ）江監
副正　判官　主簿　副奉事

濟用監　麻布皮類幷人參、或ハ人ニ下サル異服織物染物等ノ事ヲ承役目所也
提調　正 正三品　副正 從三品　僉正 從四品
判官 從五品　主簿 從六品　直長 從七品　奉事 從八品
副奉事 正九品　參奉 從九品

繕工監　修理普請方ノ惣頭役所也
提調 二　正 正三品　副正 從三品　僉正 從四品
判官 從五品　主簿 從六品　直長 從七品　奉事 從八品
副奉事 正九品　參奉 從九品　監役 三　假監役

司寄監　魚ノ類鹽明松ナドノ賄方ノ諸品、料理人マデ支配也

提調　正　副正 従三品　僉正 従四品

主簿 従六品　直長 従七品　奉事　參奉 従九品

掌樂院　音樂舞樂ノ惣頭役所也

提調　正　僉正 従四品　主簿 従六品

直長 従七品

内醫院　國王ノ藥ヲ調合シ上ル役所也

都提調　提調　副提調

觀象監　天文ヲ見、地理ヲ察シ、暦ヲ作リ、天變等ノコトアル時考官也

領事 正一品　提調　正　副正

判官　主簿　直長　奉事

副奉事　參奉

典醫監　藥種ヲ吟味シテ、内醫院ニモ惠民署ニモ遣ス役所也、尤醫者ナリ

提調　正　副正　僉正

判官　主簿　直長　奉事

副本事　參奉

司譯院　異國ノ言葉ヲ習譯官通事頭役也、日本唐韃等ノ通事、是ヨリ支配ヲ受ル、先通事トテ、夫々ノ譯官ヨリモ能勤ヲ召上ルナリ

都提調　提調　正　副正

僉正　判官　主簿　直長

奉事　參奉

侍講院　太子ノ前ニテ、特ニ講釋ヲスル官人ノ居所也

師　正一品　傅　正一品　貳師　從一品　左賓客　正二品

右賓客　左副賓客　右副賓客　輔德　兼從三品

弼善　兼正四品　文學　兼正五品　司書　兼正六品　說書　兼正七品

校書館　仰領經籍、及香祝印篆ノ役

提調　二　判校　正三品　校理　兼從五品　校檢

別坐　從五品　別提　正六品　博士　二正七品　著作　二正八品

正寫　二正九品　副正寫　二從九品

典設司　幕カニヒノ惣奉行人ノ役所也

提調　守　正四品　別坐　正九品　別提　正六品

豐儲倉　米豆萬穀油紙等ヲ入ル倉也、守以下其支配人也

守 正四品　主簿 從六品　直長 從七品　奉事 從八品

副奉事 正九品

都總府　軍大將ニ仰付ラル、人

都總管 正二品　副總管 從二品　經歷 四從四品　都事 從五品

訓鍊院　武藝稽古吟味ノ役目所也

知事 正二品　都正 二兼從二品　正 正三品　副正 二從三品

僉正 四從四品　判官 二從五品　主簿 二從六品　參奉 二正七品

事奉 二從八品

翊衛司　太子番衆、其下ノ武士役々ナリ

翊衛 二正五品　司禦 二從五品　翊贊 二正六品　衛率 二從六品

副率 二　侍直 二正八品　洗馬 二正九品

經筵廳　國王ヘ書物ノ講釋ナスル人ノ役所ナリ、大事ノヿナルニヨリ、其惣頭ハ三公ノ兼官ニスル所ナリ

領事 三公　知事 三正二品　同知 從二品　參贊官 副提學六承旨

侍講官 副應教以上四品　侍讀官 副校理以上正五品　檢討官 副修撰以上正六品

春秋舘　天下ノ仕置イツ何時ニハ何ノヿヲ仰付ラレシ、何事アリト書付役也、是又大事ノヿナルユヘ其惣頭ハ正一品ヲサスル

領事　領相 正一品　監事　左右相 正一品　知事　二 正二品　同知　二 從二品

修撰官　副提學六 承旨正三品　編修官　四品以上　記註官　正五品　記事官　正六品

司導寺　倉ノ米荳穀等ノ出入ヲ承ル役目所也

提調　正　副正　僉正

主簿　直長

禁火司　京幷宮中ノ火消役也、修理ノヿニモ手傳役所也

都提調　提調　二　別坐　三

廣興倉　百官ノ扶持米ヲ渡ス所也

守　正四品　主簿　從六品　奉事　從八品　副奉事　正九品

典艦司　舟奉行ノ役所也・京畿左道右道ノ海河舟切手迄ヲ承役也

都提調　提調　別坐　正五品　別提　正六品

典涓司　宮殿ノ掃除役所也

提調　別調　正六品

昭格署　國王本命ノ祭祈禱事付ル役所也

提調　令 從五品　參事 從九品

宗廟署　先祖ノ廟所ヲ番スル役所也

都提調　提調　令 從五品　直長 從七品

奉事 從八品　副奉事 正九品

社稷署　山川ノ祭ノ境イガキ等ノ掃除役目

都提調　提調 從五品　參事 從九品

平市署　市中ニテ升秤ヲ私ニ作ルヿヲ禁、萬賣買吟味役也

提調　令 從五品　直長 從七品　奉事 從八品

義盈庫　國々ヨリ上ル油蜜黃蠟胡椒等ノ物ヲ入ル庫也、令以下ハ其ヤク人也

令 從五品　主簿 從六品　直長 從七品　奉事 從八品

長興庫　國々ヨリ上ル敷物油紙等ヲ入ル庫也、令以下ハ其役人也

令 從五品　主簿 從七品　直長 從八品　奉事 從八品

氷庫　氷ヲ冬ツメオキ夏トリ出シ、祭ノ時ソナヘ損ジヌヤウニスル支配

提調 從(マヽ)　別提 正六品

典牲署　祭ノ時牛羊豚ヲ養フヿヲ承頂役所也

提調　主簿　直長 從七品　奉事 從八品

參奉 二從九品

司圃署 花苑ノ野菜等ヲ支配ノ役人所也

提調　司圃 正六品　別坐　別提 從八品

司畜署 料理ニナル鷄犬、萬ノ生物ヲ畜フ所也

提調　司畜　別坐　別提

造紙署 勅書ヲカク紙ヲ造、國王ヘ表文、萬ノ紙奉行所也

提調　司紙　別坐　別提

惠民署 萬民ノ病ヲ療治スル藥ヲ調合スル役所也、婦人醫モ此下ニ付

提調　教授 從六品

典獄署 牢守也總ジテ科人ヲ召置所ノ支配ノ役目所也

提調　主簿 從六品　奉事 從八品　參奉 從九品

活人署 醫者ノ居所也、是ニテ療治ヲ仕覺、又内醫院ニモ入ナリ

提調　別坐　別提 同從六品

歸厚署 棺槨、萬葬禮ノ具物ヲ奉行スル人ノ役所也

提調　別坐　別提 從六品

掌花署 別莊ノ花草花ヲ奉ル役所也

提調　掌花 正六品　別坐 從六品　別提

養賢庫 成均館ニテ學文ヲ仰付ル儒者ノ方ヘ渡ス奉行也

主簿 從六品　直長 從七品　奉事 從八品

瓦署 瓦又ハ敗瓦等ヲ支配スル、此下ニ瓦工モツク也

提調　別坐　別提 三從六品

五部 國中ヲ巡リテ不作法、又ハ火用心、又ハ死人ナドアルカヲ吟味スル役人也、步中間ノ支配ナリ

中部　主簿　參奉

東部　主簿　參奉

西部　同　同

南部　同　同

北部　同　同

西班 中樞府 禁中御番ノ武士頭也、此類ヲ中莊將ト云

領事 正一品　判事 二從一品　知事 六正二品　同知 七從二品

僉知 八正二品　經歷 從四品　都事 從五品

宣傳官 禁中ニテ夫々ノ役目申次ギ取次ノ役也、武官ハ武官文官ハ文官トワカチテ、ソレヨリ輪番ニスルナリ

實 八　兼 十　武兼 八　文兼 十

二品　觀察使　兼巡察使　監司 金クワンサウ　公家

同　兵馬節度使　兵使 金兵　公家

同　兼三道統制使　全羅忠淸慶尙兼　武家

三品　水軍節度使　水使 金　公武家

五品　都事　カモント云 タイマイクワンサウ　同

四品　虞侯　同巡察ニ付　武家

三品　營將　武

同　中軍　同

六品　敎授　公

二品　府尹 玉金　同

三品　牧司 玉 カモン　公武

同　府使　同　公

四品	郡司	同
五品	縣令	同
六品	縣監	同
五品	判官	同
三品	僉使	武
同	別將	同
四品	萬戶	同
六品	權官	同
七品	守護將	同
二品	防禦使兼	同
三品	節制使兼	同
同	助防將兼	鎭守

朝鮮道法 周尺ニテ六尺ヲ一歩ト云、三百歩ヲ一里ト云、十里ハ日本ノ一里ナリ

周尺ハ三指三、二指二　實曰、漢尺ニテ二三ヲ去テ七寸八步也

漢尺六尺五寸　六十間ハ三百九十尺、日本ノ一町也

三十三丁ハ一萬四千〇四十尺、日本ノ一里也

周尺六尺ヲ爲ニ一步、三百步ヲ朝鮮爲ニ一里、三十步ヲ爲ニ十里ト則漢尺四尺六寸八步也、周尺ハ漢尺ノ七寸八分ニ當ル

法ニ曰、周尺五尺ヲ爲ニ一步、三百六十步ヲ爲ニ一里、周尺數同ナリ

對韓雜記別錄終

竹島文談

竹島一件に付、加島陶山兩氏往復書狀寫

爲心殿事、貞享二乙丑正月二十四日配所へ被レ遣候事、七拾石之知行豐田藤兵衞と云人にて、大浦權太夫時代御賄役之由に候處、如何之譯に候哉、於二江戸表一出走有レ之、二十三年振に御屋敷へ被二立歸一候處、江戸より直に御國へ被二差返一、船揚伊奈鄕越高村へ流罪被二仰付一候人にて、加島陶山別懇之人之由也、但出走之內剃髮して爲心と改名にて、御屋舖へ立歸り、田舍へ流人之節も爲心と有レ之也、娘兩人有レ之由にて、壹人は小礒何某、壹人は藤松方へ嫁し有レ之候由也、且つ落合與兵衞實母より聞傳へ、尤も右之人者與兵衞母緣類之人と相聞

竹島文談

爲心殿御下りに付呈二一簡一候、此程其許より之御左右御座候處、尊公御無異被レ成二御座一、小源治殿御樣子も少々御快御座候由承及致二欣悅一候、某儀昨七日江戸御供被二仰付一御請申上、罷登候筈に御座候、釆女殿朝鮮の御渡海、江戸御參勤以後之御一左右御待被レ成候筈に御座候、某にも其節致二歸鄕一朝鮮へ罷渡候にて可レ有二御座一候、然共病體不レ得二全癒一、海陸之長途を經致二往來一候に御座候故、病氣致二再

發一儀も可レ有二御座一と存候得共、兎角は君命に任せ申身に御座候間、一言之辭退も不二申上一候

一　某を御供被二仰付一候主意は、此一件を公儀へ御伺被レ成候て後、御改之御使者被二差渡一候儀、十全之策と被二思召一候により、某を被二召連一公儀へ御伺之節被二差出一候、御年寄衆へ被二差添一候爲と承り候、然共江戸にて之御様子は如何變じ可レ申も難レ量候、四月九日某を初而被二召出一候節、與左衛門殿御誘引被レ成、御首尾之御相談にて其後貮參度罷出候上、與左衛門殿御誘引御相談大概相濟み、此一件之存寄無レ憚申上候得と御意を蒙り候故、四月十五日此一件之全體公儀へ被二仰上一候上にて、朝鮮之方を御極め被レ遊候段第一之策に御座候、全體を御窺被レ遊段御遠慮に被二思召一、前以御伺不レ被レ遊候て不レ叶時分兩度迄缺居候を、御氣遣被レ遊儀に御座候得共、其段御誤に不レ被レ成様被二仰分一候、存寄段々御座候間致二書載一差上可レ申候、御覽被レ遊埒明候と被二思召一候はゞ、先公儀を御極め被レ遊候得かしと申上、第二策は某を朝鮮へ被二差渡一、與左衛門殿を御引せ不レ被レ成、與左衛門殿を以て此一件御極め被レ遊候へかし、朝鮮國より日本との絶交を可レ被レ致とさへ不レ被レ存候はゞ、此方より申懸候仕懸を以て、公儀へ被二仰上一候程之御返簡には必定改り可レ申と被レ存候、萬一彼方無二分別一候て改不レ被レ申候はゞ與左衛門殿は肅拜所の邊にて御切腹被レ成候にて可レ有二御座一、某儀も與左衛門殿之御相談之爲に被二差渡一候上は、與左衛門殿之御相伴可レ仕、左様に被レ成候上にて只今之御返翰を公儀へ被二差上一、御不首尾に罷成候儀有レ之間敷と奉レ存候由、其子細一々申上、翌十六日にも右之第一策之儀を何卒御決斷被レ遊候

へかしと隨分申上候得共、御信用不㆑被㆑遊候、ヶ樣之段々筆頭に難㆓申上㆒、曲折數々に御座候、大槪を申上候ては御心得被㆑成間敷と奉㆑存候得共、責て右之程成共可㆓申上㆒と存じ如㆑斯御座候、先日朝鮮より罷歸り候以後にも第一策之儀申上、被㆓仰上㆒之趣書截仕差上候得と被㆓仰付㆒、河内盆右衛門殿を書手之用に御附被㆑成、數日私宅へ被㆑來、右之下書昨日致㆓出來㆒候、釆女殿渡海被㆓差延㆒候事、某儀束行に極候事、皆段々曲折御座候

一　今度某朝鮮へ罷渡、彼方と往復之書付眞文和文共に十三通致㆓進覽㆒掛㆓御目㆒候、此十三通は某方に別に控無㆑之候間、二三日御覽被㆑成候はゞ、慥成る飛脚便にて此方へ御送登せ可㆑被㆑下候、此程釆女殿へ申入候は、西山寺加納幸之助殿、瀧六郎右衛門殿、平田茂左衛門殿文才も有㆑之、朝鮮之事をも被㆑存たる儀に御座候間、右四人之存寄書付させ御覽被㆑成、御用に立ち可㆑申儀に御座候はゞ、被㆓仰聞㆒被㆑下候へかしと御賴被㆑成候得、此一件心易く相濟候存寄有㆑之候由六郎右衛門殿茂左衛門殿と被㆑申候由、方々にて承事に御座候、六郎右衛門殿は竹島今度日本之島に極申候樣成行被㆑遊方可㆑有㆑之事に候、公事者日本十分之御勝公事と申儀を度々某にも被㆑申、近來も彌左樣被㆑申候と之儀方々にて承り申事に御座候得共、某見識にては尊公御使者に御渡被㆑成候、而も竹島を日本之島に極たる返翰御座被㆑成候儀は、決て不㆓相成㆒儀にて、假令成申勢にても、此方より左樣之不理成儀被㆓仰掛㆒間敷儀にて御座候、彼國之理も立、日本之理も立候御返簡を御心を被㆑盡御取歸被㆑成候ても、不㆑宜返翰など

申候沙汰御座候ては、某には少も構不レ申候得共、尊公之御苦勞之功少き樣成行申候段如何と奉レ存候、殊に國中之智を御盡させ被レ成候段、御用之御爲にて御座候間、右四人之儀御賴被レ成候へ、竹島を丸取に仕る見識被二申出一候はゞ、其議論之相手には某可二罷成一候と申、釆女殿御得心被レ成右之通被二仰上一、五六日以來四人之内幸之助殿は不二罷出一、外之三人被二罷出一、某今度朝鮮にて調候書付之趣甚不レ宜由を被レ申、ヶ樣に仕成し候上は、存寄御座候て申上候ても無益之ことゝ被レ申候由、御近習衆御語にて承り候、某申候は、其不レ宜次第一々書付させ御覽被レ成候て、某へ返答書を被二仰付一被レ下候得、何時にても其開きは某可二申上一と申置候、然共いまだ書付も不レ仕、只三人每日被二罷出一、某書付置候次第之不レ宜所を被レ申迄と相見申候、然共其趣上には御信用被レ成たる樣子共相見へ不レ申候、某仕置候事之内にて不同意に被レ存候第一之ことは、御返翰之注文を彼方に爲レ知たる事にて候と承り候、六郎右衞門殿見識は竹島丸取に仕る見識にて御座候故、彼注文甚心に叶不レ申筈にて御座候、彼注文に付某所存段々有レ之事に御座候、注文を彼方に遣し候儀、後日公儀に被レ遊二御聞一御咎を被レ蒙候時、天下之御執政諸執政を相手に仕候而も可二申開一と存居申候故、六郎右衞殿右之通被レ申候ても、左樣之理も可レ有レ之哉とも存不レ申、某心には天下執政之批判より尊公之御一言を重んじ恐れ申事に御座候間、右之注文仕たる儀不レ宜と思召候所は、其元より飛脚御立被レ成候便に御示教可レ被レ下候、六郎右衞門殿心に叶不レ申と被レ申候所は、皆某心に大節と存候所にて御座候、竹島と蔚陵島二島に仕るこそ能く候に、一

島に仕たる注文悪敷と被申、只今之返翰を不取歸館守に預け置申段悪敷と被申、彼島を古の朝鮮に屬したると此方より許し候所も悪敷と被申候由承り候、是皆此一件之大節にて御座候處、ケ樣に被申候段、誠に某見識とは黑白之違にて御座候、尊公之御心にも右之段々某申所悪しくと被思召候はば必可被仰下候、今度之東行は公儀に御伺之節、某を豐後守樣御用人へ御逢はせ被成候儀も可有御座候間、只今までの存寄甚悪敷事にて御座候はゞ、豐後守樣之御用人へ對し申述候事にも、定て悪敷事可有御座候間愼み控可申候、右之趣尊公之御批判を受申度奉存心入にて、如斯數通之書物を懸御目候、尊公之御一言を神明之如く奉存罷在候間、必御隔心なく大概之御批判承度奉存候、右數通之書物之內、枝葉之處は不宜儀如何程も可有御座候得共、其段不被仰聞候ても不苦、只右申上候大綱之處之是非は、御心入之大意を承度奉存候、竹島之儀日本之地を去る事百六拾四里、朝鮮之地よりは樹木磯際迄相見へ、誠に朝鮮に屬候段、地圖書籍之考言語辨論之勞無く相知申たる事に御座候、三度之漂民を被送還候時之付届無之候と申所を言立、初度之返翰に貴界竹島と書き付被申たる所を言立にして、彼島を永く日本之屬島と極め候樣仕度と被申候段、假令其事成り候ても、日本之公儀に他邦之島を無理に取りて被差上たるにて候故不義とは申候、而も忠功とは被申間敷候、朝鮮よりは御先祖樣以來恩遇を御受被成たる事に御座候處、無理に彼方之島を御取被成、日本に御附被成候段誠に不仁不義なる事にて可有御座と存候、日本之公儀は彼島之來歷少しも御知

り不被成候故、去々年御國へ之被仰付に、重て朝鮮人彼島に不罷越樣に被申付候得之旨、急度申渡候へとの御事に御座候、其節御國より彼島之儀を公儀へ可被仰上事と、心有る人は皆々申候得共、執事之心に同意無之、公命之趣を以て直に朝鮮へ被仰掛候、朝鮮より之御返簡到來之節公儀へ被仰出、御同意を御受被成思召入を被仰上候て、其上にて如何樣共可被成儀と心有人皆々申候得共、執事之心に同意無之、また直に彼御返翰を被差返、朝鮮之勢變じ候て、只今之返翰は大に日本を咎めたる紙面にて御座候、只日本を咎めたる所を除けさせ、日本より重て朝鮮人彼島に越さゞる樣被仰付候得との返答、無禮成儀さへ無御座候はゞ、彼方之島と申來歷を如何程書候ても不苦儀と存候、公儀へ其趣を御屆被成候はゞ、必彼島御返し被成にて可有御座奉察候、六郎右衞門殿申分には、彼島朝鮮之地に極り、日本より御返被成候樣に成行候ては、口惜き事に候と某と對談之節も度々被申候、誠に難心得儀と存候

一　此一件此度掛御目候十三通之書付にても、某心底之趣如何と被思召候所も可有御座候得共、委細は不氣力其上公事不得閑隙候て申上候事不相成候、然共段々之書付と此書狀とにて、某此一件に處し候大概之趣は御推察可被成と奉存候、ヶ樣之時分貴公御不幸にて田舍に被成御座候段、實は國家之大不幸と奉存候、某體之者此一件之御相談に加はり、何角と申上候段誠に無心元事に御座候得共、六郎右衞門殿之見識などを御信用被成候に比し候ては、某を少し成共御信用被成

候が増にて可有之と存候、此段不遂成申事と可被思召候得共、恩情を直に申上候上は、別て控へ可申事とゝ不存如此申上候、此一件は畢竟日本朝鮮之公儀を諭し奉り、兩國首尾能相濟候樣仕候事は安く、御隱居樣及御年寄衆中迄を諭し奉り、此一件を宜敷樣御裁判被成候に仕る事は難しと奉存候、只今迚も此一件之落着如何御取行可被成哉と千萬無心元存候所多く御座候、何事も運命有之事と相見候故、某は此事に處し隨分心力を盡し御奉公申上、成否は天命に任せ罷在候

一　今度朝鮮筆六柄進呈仕候、聊表寸志候、申上度事無限御座候得共筆紙に難盡、爲心殿御物語にて、此許之樣子御聞可被成候、東行無異に致歸國得再會度奉存候、出船以後歸家之節迄は、以書中申上得間舖存候間、此書狀を御暇乞と奉存候、隨分御保養可被成候、數通之書物御返被下候便に、上方へ之御用御座候はゞ可被仰下候、委細は爲心殿へ申入置候、恐惶謹言

七月八日　　　陶山庄右衛門

賀島兵助樣　拜呈

今八日之貴簡黄毛筆六管十日晝落手令拜受候、貴樣益御清勝御勤仕被成候由承致欣悅候、御繁多之中筆迄被下忝く奉存候

一　貴樣御事朝鮮御渡海は相延、江戶御供被仰付候、御病體にて海陸之長途御往還被成候儀無心元思召候得共、素り御身を御委被成候故、御辭退も不被成候由、左樣に可有御座儀と奉察候、眞之御忠節と感じ申候

一　御書付十三通被下無異儀落手、具に致拜見候、爲心殿御物語も承り申候、此一件に付愚意之趣少々無隔意申遣候得之由委曲被仰下、舊交之御親みとは乍申忝き次第難盡紙上候、御求不被成候ても先書申遣候樣、貴樣此一件被蒙仰候由承候より以來、朝夕此成否如何哉と恐居候、貴樣朝鮮御往還に得御面會候儀不罷成候に付、幾度六右衞門殿御歸國掛に得御面會、愚意之趣可申承と存じ、六右衞門殿いまだ朝鮮に御座候時、以書狀陶山氏朝鮮渡りに付申談度事御座候間、御歸りに御立寄被下候へと申遣候得共、御立寄無之候故、無是非存居候、私此意にて御座候得ば、聊以て隔意可致樣無之、即愚意を無憚申遣候、乍去御助に罷成候儀有御座間敷奉存候

一　此一件去々年之季冬橋邊伊右被來候而被語始而承り、伊右之語未だ止ざる時、是は珍敷儀起り大切之御事候、竹島は日本之地か、朝鮮之地かと申事を能く御極被遊候而、朝鮮へ可被仰渡御事に御座候と申候、如斯申候は、以前より何事も始を御愼みなく、輕易に被仰掛御難儀被遊候事多く候故申たる事に候、又去年之初夏爲心どの雨森氏之說を被語候時、夫は末にて御座候、初江戶より朝鮮へ被申渡候得と被仰出候時、竹島之事歷を公儀へ知れ居候趣を御問合被遊、御國へ知居候趣も被仰上

具に御極被レ成、後々之變迄御下知を御受被レ成候而被二仰渡一候はゞ、朝鮮より難澁被レ仕間敷候、若し及二難澁一候はゞ、其趣を公儀へ被二仰上一、又御下知次第被二仰渡一候はゞ、殿樣御恐被レ遊候程之御難有間敷候

一　十三通之御書付を見申候而も、昔年竹島日本に屬し候故實、又今度之初發より今迄江戶公儀へ被二仰上置一候樣子、又此節貴樣江戶にて御執政方へ可レ被二仰上一と思召候趣も、未だ相知れ不レ申候、其外之書狀曲折承度事多く御座候

一　御問答三通之御書附を致二拜見一、精敷は通じ不レ申候得共、此方より被二仰掛一候趣にも、彼方よりの返答にも、私ならば如レ此は申掛間敷、如レ是は答間敷と奉レ存候所、各少しヅヽ御座候得共、別而不レ宜とは存不レ申候、其中此方より被二仰掛一之御書付に、江戶を以て彼方を御威し被レ成候樣なる辭意強く見へ候所有レ之、彼方之所思如何と奉レ存候

一　爭論は何事に寄らず、爭ふ所之事狀に是非眞僞有レ之、爭ふ人品に智愚曲直有て、是を判斷する人有レ之、其是非、眞僞、智愚、曲直を正し、勝負を定め、愚者是を以て負、智者非を以て勝申事も有レ之事に候、此御書翰御問答之御書付を見候に、乍レ恐蔚陵島は朝鮮之屬島にして、八十年前より日本に屬し來り候と有レ之候事、其證據見へ不レ申候、然るを漂民を被二送還一候時之書翰文を只今何角と被レ仰候樣聞へ申候、若し爭勝に成り、日本に屬候樣極り候へば、三度之書翰に謬有を以て言勝被レ成、御取被レ成たると申物にて可レ有レ之、彼方より八十年前蔚陵島日本に附候證文を御出し候得と被レ申候はゞ、

證文に成り候もの可ㇾ有ㇾ之哉、三度之書翰は漂民送り之書翰にてこそ候へ、證文には成間敷候、誠に彼方之答之書付に藤かづらのやうにと被ㇾ書候事、實にもと奉ㇾ存候、今爭論を中華より判斷被ㇾ成候はば、何として日本に御附可ㇾ有ㇾ之哉、尤も此方より何程論辯を被ㇾ設候とも、朝鮮より日本に附け候はんとは隨ひ被ㇾ申間敷と奉ㇾ存候

一　此竹島之一件只今蘇秦張儀が辯才を以て爭ひ候共、日本之地に成り候事成申間敷と奉ㇾ存候、若し勢威辯才を以て無理に御取被ㇾ成候はゞ、後來之大憂と可㆓相成㆒候、何れの道にも江戸より朝鮮へ御返し被ㇾ遊候樣被ㇾ成、御國今迄の御謬を修補被ㇾ成、平治に成り候はゞ、御國之儀は申すに不ㇾ及、日本國中へ之御忠節と奉ㇾ存候事

一　此一件に付貴樣朝鮮へ御渡被ㇾ成候由承り候而より、朝夕成否如何と恐れ候は、竹島を日本之地に付け候御書翰御取り可ㇾ被ㇾ成との御事に御座候、一島二名にして、蔚陵島は朝鮮之島、日本之竹島には向後朝鮮人渡る間敷との御返翰御取可ㇾ被ㇾ成と之儀に御座候はゞ、必災之基にて候はんと思ひ恐れ申候得共、只今貴樣被ㇾ成方相調り候はゞ、何之災無ㇾ之平安に可ㇾ治と喜び申候、私此一件之趣は少しも承ざる事故如ㇾ是は恐候得共、愚意只今貴樣御賢慮に符合仕、如ㇾ是こそ可ㇾ有ㇾ之事と奉ㇾ存候、御返翰之御注文被ㇾ成候事惡く存候はゞ、申進候へと被㆓仰下㆒候得共、私最初より此愚意にて候へば、御注文之趣惡敷と可ㇾ存樣無㆓御座㆒只御注文之樣調へかしと奉ㇾ願候事

一　西山寺加納氏、瀧氏、平田氏批判を御聞及、四人之思慮を御書付させ御覽被レ成候樣釆女殿へ被二仰入一候儀、一段宜しき被レ成やうと奉レ存候、瀧氏之說我等愚意とは天地懸隔成事に御座候、去冬被レ下候御書中に、貴樣瀧氏と御內論被レ成候趣被二仰下一候節之御返答に、瀧氏之說是と不レ思候旨申遣候間、定而御覺可レ被レ成候、瀧氏之說甚不レ宜存候旨其時之書中に見居候故、委細申に不レ及候、右三人我說之不レ被レ用事を恨み、貴樣を嫉み被レ申候心より起りたると存候間、少しも御聞入被レ成間敷候、世に才有る人はあれ共、德ある人は稀なるものに御座候

一　貴樣御書中日本朝鮮之公儀を諭し奉り、兩國首尾能被レ成候事は易く、御隱居樣及御年寄衆中を奉レ諭、宜しく御裁判被レ成候事は堅きと被二仰下一候處を讀み、御尤至極と感通仕、不レ覺暫く悲泣仕候、不限之御事にて御座候得共無二是非一時勢、乍レ恐萬事危く奉レ存候事

一　御隱居樣只今は思召御堅固に御見へ被レ遊候而も、江戶表において孫左衛門殿、直右衛門殿何とか被レ仰候はゞ、御心御變可レ被レ成も知れ間敷候、其外何ぞ變御座候而、御賢慮之趣御遂難レ被レ成思召候はゞ、貴樣御忠義誠實天鑑所レ照に而御座候間、御虛病被レ成候而も御退去被レ成可レ宜哉と奉レ存候、近思錄曰、「孔明必求レ有レ成、而取二劉璋一、聖人寧無レ成耳」と見へ候、此理も此節少しは被レ懸二御心一苦かる間敷と奉レ存候

一　貴樣御心氣虛弱に御座候而大難事を御引受被レ成御心力を被レ盡候故御持病之再發無二心元一奉レ存

候、孔明も養生を失ひ被レ成、御病死故忠功不レ遂と承り候間、御養生專一に被レ成、區々之邪說抔御耳にも御入被レ成間敷候事

一　爲心殿御物語、此度之一件に付御左右兩人へ御賴み被レ成候段、私如何思ひ候哉御聞被レ成度之由被ニ仰聞一候、御問迄も無レ之、何事も御忠義之意より出たる御事に御座候へば、何御耻可レ被レ成哉御尤至極なる御事と奉レ存候、且又兩人之性質之儀も御聞被レ成度之よし爲心殿被ニ仰聞一候、長者之言行はいまだしかと不ニ聞及一候故難ニ心得一候、其次は勇有て利慾少く、不實にして輕佞に可レ有レ之かと致ニ推察一候、尤未だ年若無學智義乏敷、道理に心得違も可レ被レ多哉と存候、乍レ去決而は不レ被レ申候事

私儀此間小源治病氣を大に恐れ心氣を勞し、養生に夜も熟寢不レ致候故、爲心殿之御覽被レ成候樣に甚日を煩ひ居候故、心之如く所思を詳に不レ得ニ申述一、文義下り兼候所多く御座候得共、其分にて進ぜ申候間、御推量を以て御心得被レ成可レ被レ下候、御越被レ下候御書付拾參通不レ殘返納仕候間、御受取可レ被レ下候、必御勇健に而目出度御歸家奉レ待候、恐惶謹言

七月十三日　　賀島兵助

陶山庄右衛門樣

竹島文談　終

國朝訓戒錄

國朝訓戒錄

日本紀に曰、仁德天皇四年に群臣に詔りし、朕が位に卽きしより三年なるに、五穀の豐かならぬにて百姓窮乏す、今より以後三年に至るまで、悉く課役を除きて、百姓の苦みを息めよとありて、志を約して爲す事なきに從ひ玉ふ、其後に風も雨も時に順がひ、五穀の豐かなるにて、百姓富み寛かなり、天皇臺上に登りて、遠く望み玉へるに、烟氣の多く起りければ、皇后に語りて、朕旣に富めり、豈愁あらんやとの玉へり、皇后の答へに、宮殿の破れをも修めさせ玉はず、何ぞ富めりとの玉へるやと申させ玉ふ、天皇の宣へるは、天の君を立るは、是百姓の爲なり、君は百姓を以本とす、是を以古への聖王は、一人も飢へ寒へたるものあれば身を責め玉へり、今百姓の貧しき、朕が貧しき也、百姓の富めるは、朕が富めるなり、百姓の富で、君の貧しき事はなしとの玉へり、此年に諸國より請ひ申けるは、課役を免じ玉ひて三年を經ぬれば、餘りの儲へ有り、是時に宮殿を修理せずんば、恐らくは罪を天に獲んと申けれども、猶しのびて聽し玉はず、又三年を經て宮殿を造らしめ玉ふに、百姓日夜に爭ひ作り、幾時を經ずして宮殿の構へ悉くに成れり

延喜年中に、善相公の奉れる封事、（野槌に記せるを寫す）我朝の神明のあまつひつぎ傳へ給ひしむかしより、國富

み民豐かにして、風俗うすからず、貢輕く、えだちおろそかにして、一國の政譬へば一身の如し、されば君子國と言へるは虛名にあらず、中古德衰へ政嚴しく成りもてゆくに、佛法の初めて我朝に傳はる事、欽明天皇より濫觴して、推古天皇よりこのかた彌さかんなるゆへに、君臣士民に至るまで、財產を盡し田園を捨て、多くの寺塔を建立す、天平年中に大寺を建て、大佛を作り、天下の工を費しぬ、又諸國七道にも國分寺を作る、其費すでに正稅十分の五なり、桓武の御宇に及びて、都を長岡に移し、又此京を經營し、大極殿豐樂殿を構ふ、百數のつかさのをりどころ、王子嬪宮の第宅、后妃女御の宮館、人の目をかゞやかす、俗に所謂大內裏とは是なるべし、天下正稅の費五分の三に及べり、仁明天皇位に即せ玉ひて、よろづ紛奢を愛し、器物をゑりきざみ、錦繡を縫ひかざり玉ふによりて農業を妨げ、女功をそこなふ、其上に酒色歌舞の遊び古今に稀なる程なれば、府庫も空しく、賦斂も繁かりき、天下の費二分の一なり、貞觀年中に應天門太極殿燒たりしを、昭宣公の力を以て期年の間に成風の功をなすといへども、其費なきにあらず、一分の半に及ぶ時は、既にむかしの十分の一にあらず、國の衰弊おしてしるべし、又思ふに古しへの明君は儉約を尊び、驕りをいましむ、澣濯の衣、蔬糲の食、後世の法にあらずや、今王化おこなはれ、風俗うすくして、上中下に至まで衣服飮食の奢、都鄙のわいだめなく、日々行く水の流れてかへらざるが如し、しばらく其驗しを申さば、貞觀元慶の世には、王子大臣も生すゞしの筑紫絹を臭の汗衫とし、晒の惡しき布をうへの袴とし、あづまあしぎぬを

したうづとし、そめあしぎぬを履の裏とせしに、今は諸司史生の者も、みな白きかとりをかざみとし、白き紿をうへの袴とし、白き綾をしたうづとし、莚褐をくつのうらとす、まして女の衣服は婢妾に至る迄、齊紈越後を切りたちて、袖を一入再入の紅にそめ、衣を千聲萬聲の砧につく、其外の奢靡あげて數へ難し、是によつて田園荒蕪して盜賊起り、獄訟おほからん、是を戒めずんば、聖徳を煩はすの恐れ有り、檢非違使に仰せて、人品に隨ひ居所衣服の制法を施行し玉へ

平家物語に云く、治承元年に平家を亡さん事を謀れる黨類を、平清盛悉く捕へしめて罪に行ひ、怒りの餘りに後白河上皇の御所法住寺を攻んとす、平重盛是を聞き、清盛の西八條の館に行き、清盛にまみえられけるに清盛に云へるは、謀叛せし徒は事の數ならず、一向上皇の御けつかう也、世をしづめん程は、上皇を鳥羽の北殿へうつし參らせおくか、然らずば是れへ御幸を成し參らせんとおもふは如何にと云へり、重盛聞て涙を流して云へるは、仰を蒙り家運ははや末に成ぬと覺えたり、人の運命を傾けんとては、必惡事を思ひ立なり、世に四恩有り、天地の恩と、國王の恩と、父母の恩と、衆生の恩との四なり、其中にて尤重きは朝恩なり、悲しきかな、君の御爲に奉公の忠を盡さんとすれば、父の恩を忽に忘れんとす、不孝の罪をのがれんとすれば、不忠の逆臣とも成ぬべし、進退是に極れり、重盛が首を召れよ、其故は院參るも供すまじ、院中をも守護すまじといへり、清盛是を聞て、其までの事は思ひもよらず、惡黨共の申す事に君の就かせ玉ひて、如何なるひが事の出來たればとて、君をば何と

かしまいらせ玉ふべきとて、立て中門に出で、侍共に對し只今申つる事を汝等は聞かざるや、院參に供しまいらするに於ては、重盛が首を刎られたらんを見て仕れといひて歸られ、主馬の判官盛國を召て、重盛こそ今朝より別して天下の大事を聞出したれ、我を我とおもはんずる者共は、物具して急ぎ參れと催せて命ぜられ、馳廻りて知らしむ、常に騷ぎ玉はぬ人のヶ様の命有るは、誠に別の仔細あるにこそとて、我も我もと馳集る、盛國が承りて着到を付たりけるに一萬餘騎なり、重盛其着到披見の後に立出で告られけるは、日頃の契約を違へずして、皆々の來れるこそ神妙なれ、重盛今朝天下の大事を聞出して召つれども、其事を聞直したり、ひが事にて有けり、とく歸れとて歸されける

太平記評判の傳に言く、正慶二年六月に、後醍醐天皇隱岐國より還幸し玉ひて、公家一統の政を施され、洞院實世を上卿として、軍忠ありし者の賞を行はる、實世賂ひを取りて、忠賞の事正しからず、後に萬里小路藤房を上卿とし玉ひ、藤房は實世の上卿たりし時の申狀を受て、虛實を正し沙汰せられけるに、伊豫の國の住人村上三郎春末、內奏を以て軍忠有る由を申上げる、藤房より土居、得能を召して實否を尋ねらるるに、彼者は河野通治に屬し、久しく六波羅に有りしに、仲時時益が帝都を落て關東に赴く時に、本國に北げ下り、通治が家人を攻めて忠とせんとする由を申ける、藤房の沙汰に關東未だ亡びざる前の降人なれば、本領は安堵せしめ玉ふべし、新恩を賜はる事は有べからずといへるに、內奏に依て新恩を賜はれり、藤房は忠なきに恩を施されず、朝敵なりし者の所領を沒收せられけ

れ共、内奏にて君より所領を賜りしに依り、藤房其職を辭退せられける、元弘の亂に、筑紫にて菊地寂阿、少貳妙恵、大友具簡相謀り、探題北條英時を攻るに、少貳大友心變りして英時を救ひ、菊地は討れし事を菊地武重申上げるに依り、少貳を誅せらるべきに定りければ、少貳是を聞き、樣々に緣を求め、准后を賴み奉り、菊地を討し事は會て遺恨有りけると申立て、金銀貳拾兩、虎皮二枚、沉香三百斤、麝香三拾斤、卷物三百疋を准后へ進上し、其外に新渡の唐物を御內外樣にも贈り、上卿にも捧げ、殿下別當より隨身雜色まで賂ひければ、上卿を初諸卿皆々菊地を討し事は罪有るに似たれども、私の宿意有れば、朝家に對し奉れる不義にはあらず、英時を誅したるは大忠なり、大忠を捨て小罪を罰せらるべき事に有らず、賞せらるべき事也と沙汰有り、藤房の議にのみ公儀の大事をさし置、敵と一ツに成り、私の宿意ありとて、味方の將を討しは重罪なりと議せられ、其日の評定は止みにけり、其後に准后より奏せられしに依り、軍忠の道なれば、勇士に尋ぬべしと命じ玉ひ、高氏、義貞、正成長年に尋ねしめ玉へり、高氏は每事准后の心に從へる故、國亂れて戰ひに及ぶ時は、其序を以宿意を遂る事道なきに非らずと申され、義貞は朝敵を退るこそ武家の事なれ、天下を治め玉ふ政道は公義の事なりと申され、長年の申さるるも義貞に同じ、正成の申さるるは、文道の外に武道有べからず、今按ずるに、少貳より國土の珍物を諸卿以下に贈れる事不審なり、某にも黃金五拾兩、卷物百疋、沉香百斤を贈れり、前に云ひ通じたる事無きに、何によつて贈れるか、是を請るは邪欲なりと思ひ直に返

せり、其身の事に非ざればこそ、斯の如くしけるならん、某が如く少貳の賜り物を返され、其上にて僉議有れかし、英時の館に菊地押寄せ合戰に及ぶに、少貳は加勢せざる事、公儀の大事を輕んずるに有らずや、却て英時が後詰して菊地を討ち、官軍敗れて九州暫く武命に隨ひ、少貳も英時が下知に從ひ、六波羅の沒落を聞て英時を討ちたり、罰せらるべきを賞せられば、諸人の恨み生ずべし、藤房卿の議こそ諸人も稱せり、諸卿の議は少貳が贈り物に心を引かれけると呟きけるなりと申されけれ共、終には少貳に罪無きとの議に定り、其後建武の亂に少貳一番に尊氏に與みし、朝敵となれり

太平記に云く、建武二年二月に、出雲の鹽冶判官高貞が許より龍馬なりとて、月毛の馬の三寸許なるを進上す、其日の卯の刻に、出雲の富田を立て、酉の刻に京着す、其路程七拾六里なるに、鞍の上閒にして坐するが如し、旋風の面を撲つに堪へずとぞ奏しける、主上馬場殿に御幸有て、本間孫四郎に乘らしめられ、諸卿皆左右に候す、主上より洞院相國公賢に向ひ玉ひ、我朝に天馬の來る事未だ聞ず、朕が代に當て此馬の求めざるに出來るは、吉凶如何思へるぞと勅問有り、公賢の答へに、其嘉祥なる事を申上られ、諸卿の中に賀し申さぬ人はなし、暫く有て藤房の參られ、坐の定りて後に、主上又藤房に向ひ玉ひ、天馬の來れる吉凶を諸臣の勘へ既に皆畢りぬ、藤房はいかが思へるぞと勅問有り、藤房の申されけるは、「由來尤物是非ㇾ妖、只蕩二君心一則爲ㇾ害」といへり、今大亂の後にて、民弊へ人苦み天下未だ安からざるなれば、執政は哺を吐て人の愁を聞き、諫臣は表を上つて主の誤りを正すべき時

なるに、樂みに淫して世の治亂を見ず、旨に阿ねりて國の安危を申さず、記錄所に群集せし訴人日々に減りて、訴陳を徒らに閣きけり、諸卿是を見て無爲の德の天下に及び、民皆堂々の化に誇ると思へり、悲しきかな其迷へる事、元弘大亂の始め、天下の士卒の擧りて官軍に屬せしは、一戰の利を以て勳功の賞に預らんと思へる故なり、去れば靜謐の後に賞を望む輩其數を知らず、然れども公家被官の外は未だ賞を給はらず、申狀を捨て訟を止め、忠功の立ざるを恨み、政道の正しからざるを編みして、皆已に本國に歸る、是に驚きて諸卒の恨みを散じらるべき事なるに、先大內裏造營有るべしとて、諸國の地頭より得分の二十分一を召さるれば、兵革の弊への上に、此功課を悲めり、國々には守護威を失ひ、國司權を重くし、非識凡卑の目代等貞應以後の新立の庄園を沒倒して、在廳官人檢非違使健兒所等過分の勢を高くせり、諸國の御家人の稱號は、賴政の時より有りて、年久しき武名なるを、此御代に其號を止められぬれば、大名高家いつしか凡民の類に同じ、其憤り幾ばくならん、天運圖に膺りて、朝敵の亡ぶるといへども、今度天下を定めて宸襟を休め奉る者は、高氏、義貞、正成、圓心、長年なるに、圓心一人僅かに本領一所の安堵を全くして、守護恩補の國を召し返さる、其咎をば何事ぞや、今の政道は只賞の功に當らざるのみならず、綸言の掌を翻へすなり、若武家の棟梁と成るべき器用の人の出來て、朝家を編みし申事あらば、恨みを含む天下の士の招かざるに集らん事疑ひ有るべからず、抑德の流行する事は、郵を置て命を傳るよりも早ければ、此馬必ずしも用ゆべからず、大逆不慮に出

來る日に、急を遠國に告るに得有らん、是靜謐の朝に出で、大亂の備へを設く、是不吉の表事ならずや、奇物の翫びを止め、仁政の化を致さるゝに如く事有るまじと申され、龍顏に少し逆鱗の御氣色有りて、諸臣皆色を變じ、其日の御遊は止みにけり

太平記評判の傳に云く、建武元年諸將に軍功の賞を行ひ玉へるに、楠正成には河內攝津を賜へり、正成の領內に法を置けるには、諸人に利害を問ひ、諸人の爲にして、自身の爲にせず、上に欲有りて法を置くは亂の端なり、欲と侈りとは、大人は國を失ふの端にて、小人は身を失ふの端なりと示され、諸人の貧苦を救はれ、徭役なかりし故、諸國より正成の領內に來れる者多く、人數以前に半倍せり、樹なき山には樹を育てさせ、嶺谷に柳を植へしめ、所々に栗を植しめ、村里には桑を植しめて民に與へ、田畠の旱損は天の作せる禍ひに有らず、雨を河水と爲して捨る故也とて、山の麓にも、野の中にも、池を掘らせ、昔よりの池水の用水にならざるは、切流して新田と爲さしむ、領內に貧しきものをしらせよとの法を置き、是を申出れば、貧しくなれる子細を尋ね、分に過ぎたる事をなして貧しくなれるは扶助せず、或は心ならず損する事有り、或は有り來れる從者の多く、子の多くして二た親を養ふなどいへる有れば、相應に財を與へ、向後の貧しからぬ爲め仕樣を敎へしめ、其習ひ居ける業を怠りて、貧しくなれるは是を戒め、汝が習ひ居ける業あるに、其業を勤めずして貧敷成れるは、天の惡み玉ふ所也、吾何ぞ扶助せんやと云ひ聞せ、病めるものを殊に憐まれけるなり

恩地左近太郎聞書に、楠正成の語を記して云く、親に孝無く、類葉を親んぜず、與の心に慈悲なからん者は、必不忠の行跡有るべし、恩をしらざるは一切に渉たれば也、一切の惡事の根本は愚なり、愚より欲おこりて、欲より一切の惡事を生ずる也、小德あるを慢せずして、能く自分の分限をかへりみよ、自らの分限を過ぎて云ひ行ふは皆慢なり、人の議の善なるあらば、勿論のこと、人の議に就くべし、我が議の大に善なるに、人の議の少し善なるあらば、我が議を人の議に加へ、人の議と稱して取行ふべし、大人の仰と大勢の議は、善惡に依らず從ふべしと云者あり、いかに大人の仰なりとも、惡事に從ふて云ひ行はんや、大勢が濁ればとて、心有る人是と共に濁らんや、是等は佞奸の邪道を勸むる也、欲の深き故に賞を貪りて、勇有るも多からん、然れども武道の心行にあらざれば、誠の勇とは云ひ難し、山賊海賊の財を奪ふに一命を輕んずるが如し

太平記評判の傳に云く、南朝後村上天皇の正平四年、楠正成二十三歳にて、一族老中に云へるは、君の御行ひを見奉り、別當奉行の心中をはかり、尊氏が家人共の奪ひ領する地を望みて、味方に與みせんと申者多く、正行是を執し申上るに、御許容なし、是は其卿の所領なり、彼れは其別當の所なりなんと曰玉ひ、心中伺候の諸卿と、新田の一族の所領に當てらるゝ外には闕所の地なし、何樣の謀を成ても、賞の道なくては、本意を得る事有べからず、度々諫言を奉れども御許容なし、力に及ばぬ所也、尊氏が堅陣に懸け入り、討死する外はなしといへり、和田源秀申けるは、實とに公家の御政道の義に

當れる事なければ、本意を得ん事難し、當家として謀を廻らし、公家の御政道にかもはず、直に賞すべきを賞せられば、本意を得ん事立所に在らんと申けり、正行是を聞、夫は朝敵なり、傘氏が二の前成るべしといへるなり

東照宮大訓に曰く、權現樣より井上主計頭正親への上意に、書經に、德は惟れ政を善くす、政は民を養ふに在りと云へり、是の金言を我常に忘れず、百姓の事を能く吟味し、年貢より外には金銀米錢も何物も曾て取らぬぞ、無智なる者は國郡を持ても其役をしらず、國郡は定まりて吾が物とのみ心得て、領分の人民を苦しめ、私欲深く己れが身ばかり樂むゆへ、必國を亡ぼし家を失ふぞ、身さへ吾がものならぬに、國郡を吾が物と思ふべき道理なし、然れども善政を行へば、いつまでも吾が物ぞ、猶も民に仁愛を行ふべし、此心得大事なりと仰られ、又上意に汝等が忠信と謂ふは、義理を知り正道なる者を近付け、政道の是非善惡より自身の惡事まで、用捨なく云ふ樣にするが忠信ぞと仰られ、又上意にいかなる下賤の者の云ふ事にても、至極の理を破る事なかれ、姦しき者は己れが威を立て、好き事を聞ても改めざるぞ、左樣の者は大將は家を破り、家老は主を亡ぼすぞ、是君臣共にうつけ者なり、人の明言を聞て其者の前にては惡敷云ひ流し、其言葉の旨を取る者あり、是又姦人なり、誠の道は吾が思ふ事を人の云ひ出したる時は、吾がおもひ寄りたるに同じきと云はずして、偖々名譽なる事を云ひ聞かせたり迚褒美するものぞ、是の如くせざれば、重て好き事を思ひよりても云はぬぞと仰られ

又上意に、大炊（土居大炊頭利勝なり）が若き時に吾云ひ聞かせしは、惣じて武勇智謀あり、主の用に立べしと思ふ者は諂ひをなし、不義なる事にて立身すべしとは思はぬぞ、左様の者は縦ひ汝に無禮するとも、汝が方より懇にすべし、是を忠信の家老といふぞ、家の衰ふる時は柔弱非禮の侈りものが權柄を取る故、武道の勵みある者は當風に合はず、時しらぬ片輪ものなり迚、人外の様に取り成し押縮め、粗き息をもつき得ざる様に成るぞ、汝抔に對して慇懃に過ぎ、云ふべき事をも云はず、汝が言葉に任せて、付け遣りにする者は諂らひ者と知れ、是の如きもの丶多きならば、當家の運の末かと心を付よ、諸士の頭の下がらざる様にあひしらひ、假初にも諂らひ者を好むべからず、大なる科もなきに追ひ拂へといふにては無きぞ、多き人の中には種々様々のもの有るべし、家老の役には其善惡を能く知り、善き人に事を取らせ、夫々の奉行役人となし、邪まに僻みたる小人は役儀に掛けず、下にもありて政道の妨げにならぬ様にすべしと云ひ聞かせしぞと仰せらる丶也

本佐錄に（本多佐渡守正信の述作なり、後人是を本佐錄と名づく）云く、舜問ふ事を好みて、邇言を察し玉へり、我が私の智惠を自慢しては、小家を治むる事も成るべからず、心の道に背きて亡ぶるを、我が身の運の盡きたるとのみ思ふは愚かなる事也、百姓は天下の根元なり、横役を掛て百姓つかる丶時は、田地を肥す力なく、田地を肥す事成りかね、國つかる丶也、明君といへども、忠臣と佞人とを見しりがたし、況や中智の君は當坐機嫌を取り、君の詞につけてやり、君の好む事を勸むる者を善人とし、君の爲に忠を思ひて、諫む

る者を惡人とし、我が身の亡ぶる事をしらず、世を繼ぐ幼少の君は引込樣大事也、當坐の間に合せ輕薄を云ふ者、一人相口となれば、主の心に合ひ度とて、諸人輕薄を習ふ也、惡人は種々の工夫を致すに依りて、覺へずたらさるゝなり、假にも近所に置べからず

本多加信（正カ）聞書に、本多佐渡守の語を記して曰く、權現樣上意に、百姓の仕置は萬事の根元なり、百姓より年貢の外に金銀米錢を取らず、年貢ばかり取りて宜し、餘りに宥免過ぐれば、愚なる百姓ゆへ一寸先を考へず、侈り出來て耕作に精を入れず、秋の實のり少しと仰せらるゝ也、國に人の少きは云ふに及ばず、相應にても新しき開きをさするは惡し、新しき開きをさする時は、有り來たる作所の出來の減ずるもの也、有り來りたる作所に油斷無く、念を入れ耕作せしむべし、麥粟稗にても何にても、百姓の食物に成る物有る村は、年貢を少し强く取りても苦しからず、米の外の食物の無きには、百姓の食と成るべき分を積れる上へにて年貢を取るべし、百姓の勝手に成り居ける木の實の內を上納さすれば、好き木の實たゆるもの也、權現樣關東に入らせ玉ふ初め、問はしめ玉へるに、小物成數々有ければ、年貢のみ上納させよと仰せ出され、耕耘の時節に少しの人夫も使はざれと仰付られ、二年目までは上納の損と見へたれども、三年目より年貢ばかりの石高、其前の年貢小物成を合せたる石高よりも大分に增し、百姓の有附も其前に勝されり、上納に品多き時は、人夫の費へ多く、麥作の心の儘にし得ず、夏の間の食用の足らざるにて、秋物を心のまゝに蒔付種付る事ならず、百姓漸々に衰へ、國主

にも損多し、其事を國々の大百姓どもの申を聞し召上られ、精しく僉議を遂玉ひし上にて仰付られたり、年貢は籾にて藏に入させ置き、上納すべき內を百姓油斷して遣ひ失はぬ樣にし、麥作の心の儘に作り終れる時に、籾を米となし上納さするを宜しとし玉へり、政道を百姓の爲にばかり好き樣にすれば、諸士の勝手あしゝ、士農のつりあひ宜しければ、工商も豐かなるもの也、權現樣上意に、聞くは天下の耳、見るは天下の目、思ふは天下の心、此の三ッを取り、是非分明にして、身をつみ人の痛さを知り、政を爲すべしと仰せられける也

海隅小生鈔輯

國朝訓戒錄終

聖朝訓戒錄

聖朝訓戒錄

是ノ書ハ虞夏商周ノ聖朝ニテ、君臣ノ相ヒ訓ヘ相ヒ戒シメタマヘル語ト、史臣ノ君德ヲ叙ベ、賢臣ノ君德ヲ稱スル語ノ中ヨリ、廿條ヲ編錄スルナリ、某元ヨリ輕薄俿卒ナル者ナルガ、弱年ヨリ國家ニ事ヘ、中年ノ時ニ家老ノ下知ヲ受ケテ、人ヲ治ムル役人ノ中ニ命ジタマヒ、役儀ヲ勤メシコト十餘年ナリ、古ノ聖賢ノ人ヲ治メタマヒシ訓戒ノ語ヲ、初メヨリ學ビザルニテハナケレドモ、輕薄俿卒ナル心ニテ學ビケルナレバ、學ビテモ學ビザルガ如シ、役儀ヲ辭シテ退休シ、又十餘年ノ間ダ心ヲ潜メテ聖賢ノ訓戒ヲ考ガヘ、以前役儀ヲ勤メシ時ノ事ニ思ヒ合スルニ、誤マレルニテアルマジキカト思ヘルコトハ甚ハダ希レニシテ、誤マレルニ極マリタルト思ヘルコト甚ハダ多シ、自己既往ノ誤マリハ悔ユルトモ及ブベカラズ、人ハ皆ナ同胞ナレバ、後ノ役人ノ某ニ類スル人ノ、初メヨリ心ヲ潜メテ聖賢ノ訓戒ヲ學バンコトヲ願ヒ、其ノ學ビノ一助ニモ成ルベキカト思ヒ、編錄ノ語ノ舊說ニ鄙說ヲ加ヘテ釋スルナリ、某ガ如キ者ノ勤ムル役儀ニモ、其ノ下ニ立ツ役人アリ、國君ノ大君ニ事ヘタマフト、家老ヲ使ヒタマフト、家老ノ國君ニ事フルト、諸役ヲ使フト、諸役ノ家老ニ事フルト、役下ヲ使フトハ、尊卑大小ノ同ジカラヌマデニテ訓戒ノ道理ニハ異ナル所ナシ、是ノ書ヲ見ル

人ノ辨マフベキ所ナリ

欽明、文思、安安、允恭、克讓

是ノ語ハ、虞ノ史臣ノ帝堯ノ徳ヲ叙ブルナリ、欽ハ欽愼シテ怠惰ナラザルナリ、明ハ昭明ニシテ昏暗ナラザルナリ、文思ハ思慮ノ文理アリテ混雜セザルナリ、安安ハ安樂ニシテ憂戚ナキナリ、允恭ハ信トニ恭莊ニシテ放恣ナラザルナリ、克讓ハ能ク謙讓シテ敖慢ナラザルナリ、欽ト、允恭ト、克讓トハ、心身ヲ兼ネ、明ト、文思ト、安安トハ、專パラ心上ヲ謂フ、欽愼ヨリ恭莊謙讓ヲ生ズル道理ニテ、怠惰ヨリ放恣敖慢ヲ生ジ、昭明ヨリ文思安樂ヲ生ズル道理ニテ、昏暗ヨリ混雜憂戚ヲ生ズルナリ、欽明、文思、安安、允恭、克讓ノ徳ヲ、只ダ聖人ノミ全タクシタマヘドモ、常人ニハ是ノ徳ノ絶ヘテ無キニアラズ、孟子ノ孳孳トシテ善ヲ爲ス者ハ舜ノ徒ナリ、孳孳トシテ利ヲ爲ス者ハ蹠ガ徒ナリト曰タマヘルハ、常人ニ聖學ヲ勸メタマフナリ、孳孳ハ心ヲ用ヒテ勉ムルナリ、善ヲ爲スモ利ヲ爲スモ心ヲ用ヒザレバ爲シ得ルコトナシ、利ヲ爲ストハ吾身ノ逸スルコトヲ爲シ、他人ニ勝ツコトヲ爲スヲ謂フ、怠惰放恣敖慢ハ身ノ逸スルヲ求メ、人ニ勝シコトヲ求ムル利心ニシテ、昏暗、混雜、憂戚ハ利心ヨリ生ズル心病ナルユヘ、善ヲ爲スニハ反スルヲ、利ヲ爲スト說キタマヘリ、平生ノ爲ス所ノ善ト利トノ多寡ノ中ニテ、善ノ利ヨリ多キハ舜ノ徒ナリ、利ノ善ヨリ多キハ蹠ガ徒ナリ、善ヲ爲ス中ニテ、一事ノ大善ノ數事ノ小善ニ勝ツモアラン、利ヲ爲ス中ニテ、一事ノ大不善ノ數事ノ小不善

ニ勝ツモアラン、天下ノ人ノ舜ノ徒ニアラザルハ、總テ是レ蹠ガ徒ナリ、蹠ガ徒ニアラザルハ、總テ是レ舜ノ徒ナリ、今ノ人ニ舜ノ徒ト爲レト勸ムル人アラバ、勸メラルル人ノ心ニ、其ノ勸メヲ信ゼザルニテアルベケレドモ、若シ其ノ信ゼザル人ヲ指シテ蹠ガ徒ナリト論ズルナラバ、必大イニ怒レルニテアラン、怠惰ノミニシテ欽愼ナク、放恣ノミニシテ恭莊ナク、敖慢ノミニシテ謙讓ナキハ、諸人コレヲ譏リ惡ミ、聖學ヲ爲サザル人ナリトテ、其ノ怠惰、放恣、敖慢ヲ許スコトハアルマジ、是ノ所ニテ常人モ聖學ニ志ザサズシテ叶ハザルコトヲ知ルベシ、人ヲ治ムル人ハ最トモ深ク辨マヘ知ルベキ所ナリ

與レ人不レ求レ備、檢レ身若レ不レ及

是ノ語ハ伊尹ノ太甲ニ訓ヘ申シタマヘルナリ、人ニ與ミシテハ、其ノ人ニ才能ノ備ハランコトヲ求メズシテ、其ノ人ノ能クシ得タル所ノミヲ用ヒタマヒ、身ヲ檢ムルニハ、能クシ得タルコトアリトモ、及バントシテ及バザル如クニ思ヒタマヘトノ義ナリ、身ノ中ニ能クシ得タル事アリテモ、如何ナル私心ノ生ジテ、其ノ能クシ得タル事ヲ害ナフベキモ量リガタク、能クシ得タルコトアリテモ、未ダ能クシ得ザルコトアルモノナレバ、何レニモ及バントシテ及バザルゴトクニ思フベキコトナリ、利發ニシテ正直ナラザルト稱スル人ハ、其ノ人ヲ用ヒラレテモ、障ハリナキ役儀ニ用ヒラレ、少シニテモ人ヲ治メ、人ヲ正ス役儀ト、人ノ善惡ヲ聞カシメ、事ノ虚實ヲ聞カシムル目付、檢使等ニ用

ヒラルルニハ、正直ニシテ利發ナラザルト、稱スル人ノ中ニテ、甚ハダ魯鈍ナルト云フホドニナキ人ヲ撰ビ用ヒラルベキコトナリ、是レ乃チ人ニ與ミシテ備ハランコトヲ求メザルナリ、正直ニシテ利發ナル人ハ常ニ得ガタク、若シ其ノ人アラバ殊ニ用ヒラルベシ、甚ハダ利發ニシテ、甚ハダ不直ナル者ハ、正直ヲ飾リテ人ヲ欺ムクコトアリ、是ノ如キ者ハ正直ニシテ利發ナルト見違ヘラルルコトモアルベシ、是ノ如キ者ノ邪欲ヲ爲スハ、巧ミニシテ顯ハレズ、若シ顯ハレントスルコトアル時ハ、種種ノ術ヲ用ヒテ僉議ニ逢フコトヲ免カレ、其ノ邪欲ニテ得ル所ノ財ヲ、自カラ用フルコトハ少ナクシテ、多クハ祿ノ增シ、役ノ進ムコトヲ求ムル用トシ、家老諸役ニ親シキ者ニ賂ナヒテ取リ成シヲ求メ、取リ成シヲ求ムルコトモ成ラザル家老諸役ナレバ、其身ノ心ヲ僞ハリ矯メ、彼ノ方ノ見聞ケル所ニテハ、彼ノ方ノ氣ニ入ルコトヲ行ナヒ爲シ、諸人ニ對シテモ力ノ及ブホドハ氣ヲ取リテ、惡シク云ハレヌ樣ニシケルユヘ、其ノ交ハル人ト、出デ合フ人ハ、總テ其ノ者ヲ好キ者ト云ヒ交ハラズ、出デ合ハザル人ハ、其ノ者ノ僞ハリニテ掩ハルコトナキユヘ、十目ミナ其ノ邪欲ヲ見知リ、十手ミナ其ノ邪欲ヲ指サスナリ、是ノ如キ者ヲ退ゾケラレザル時ハ、國中諸人ノ心ニ主君家老ヲ嘲ケリテ、禁令ヲモ重ンゼズ、主君家老ノ爲メニ甚ハダ害アルコトナルユヘ、家老ハ諸役ノ中ニ是ノ如キ者アルカト心ヲ用ヒ深ク察シ、諸役ノ役頭ハ役下ノ中ニ、是ノ如キ者アルカト心ヲ用ヒ深ク察スベキコトナリ、凡ソ家老ト爲リ、諸役ト爲リテハ、其ノ時ノ政道ヲ諸人ノ批判スル樣子ヲ、常ニ

來リ近ヅク人ニ尋ネ聞カズシテ叶ハヌコトナレドモ、利發ニシテ正直ナラザル人ヨリ、諸人ノ批判ヲ傳ヘ語ルハ、批判ノ實ヲ云ハズシテ、己レガ私智ヲ用ヒ、種種ノ說ヲ作クリ添ヘ、聞ク人ヲ惑ハスコトアルナレバ、何レニモ利發ニシテ正直ナラザル者ハ是レヲ遠ザケ、諸役ノ中ニ是ノ如キ者アラバ、目ニ立タザル樣ニシテ、他ノ事ニ託シ主君ニ申シ、命ヲ受ケテ役ヲ除キ、役下ノ中ニ是ノ如キ者アラバ、家老ニ申シ、差圖ヲ受ケテ役下ヲ除キ、役ヲ除キタル者ハ、一通リノ當用ノ中ニテ、其ノ類ノ者ヲ用ヒテモ障ハリナキ事ニ用ヒ、常ニ來リ近ヅク人ノ中ニ、是ノ如キ者アラバ漸漸ニ疎ンジ、疎ンズルコトノ成ラザル者ナラバ、彼レガ云フコトノミヲ聞キ、吾ガ心ヲ少シモ彼レニ語ラザルヲ宜シトスベキコトナラン、人ニ與ミシテハ、備ハランコトヲ求メザレトノ訓ハ知ラズシテ叶ハズ、用ヒズシテ叶ハヌ訓ナレドモ、其ノ訓ノ旨ヲ辨マフルコト精シカラザルハ、事ヲ誤マルコト多カラン、利發ニシテ正直ナラザル者ノ差シ當タリタル事ヲ勤メ成スハ、利發ニシテ正直ナル者ノ勤メ成スヨリ速ヤカナリト見ユルコトアリテ、正直ニシテ利發ナラザル人ノ勤メ成スヨリハ殊ニ速ヤカテリト見ユルユヘ、其ノ事ヲ成スコトノ速ヤカナルヲ見テ、其ノ大イナル害ヲ成ス所ヲ忘ハルルコトモアラン、家老ト爲リ役頭ト爲ル人ノ自カラ省リミ、自カラ戒シムベキコトナリ

敬（シン）　敷（シク）ニ五教（コトヲ）ニ在（チ）レ寛ニ

是ノ語ハ帝舜ノ契ヲ敎官ト爲シタマフ時ニ訓ヘタマヘルナリ、敬ハ其ノ事ヲ敬シムナリ、敷ハ布キ

施コスナリ、五敎ハ父子、君臣、夫婦、長幼、朋友ノ五倫ノ敎ヘナリ、寬ハ急迫ナラザルナリ、敬シミテ五敎ヲ敷キ、其ノ敎ヘニ化スルヿヲ急ガズ、寬ル寬ルト導ビクベシト命ジタマフナリ、後世ニ敎官ナキ時ニテモ、聖賢ノ書ヲ讀ム者ノ多クシテ、聖賢ノ書ヲ講ズル者ノ有ルコトヲ主君モ喜ビタマヒ、家老モ喜コビ、其ノ喜コビ言語ニ發シ、家中ニ聞コヘ、其ノ上ヘニ五倫ノ行ナヒノ殊ニ勝サレルト、殊ニ足ラザルトヲ目付ニ聞カシメ申サシメタマヒ、殊ニ勝サレルハ主君ノ褒メタマフ辭ヲ、家老ヨリ組頭ヲシテ傳ヘシメ、殊ニ足ラザルハ、主君ノ戒シメタマフ辭ヲ、家老ヨリ組頭ヲシテ傳ヘシメ、大君ヨリ下民ニ人倫ノ道ヲ敎ヘタマヘル高札ノ寫シヲ、毎年正月町人ニハ町役ヨリ讀ミ聞カセ、百姓ニハ庄屋ヨリ讀ミ聞カセヨト、町奉行、郡奉行ヲ以テ命ジラレ、町人百姓ノ行ナヒノ殊ニ勝サレルト、殊ニ足ラザルトヲ、町ハ府中ノ足輕、目付ヨリ家老ニ申サシメラレ、郡ハ郡奉行所ノ足輕、目付ヨリ家老ニ申サシメラレ、町人百姓ノ行ナヒノ殊ニ勝サレルハ、相應ニ褒美ノ物ヲ賜ハリ、殊ニ足ラザルハ、町人ナラバ町奉行ヨリ町役ヲシテ戒シメサセラレ、百姓ナラバ郡奉行ヨリ庄屋ヲシテ戒シメサセラレ、士ニテモ、町人百姓ニテモ、一度ノ戒シメニテ改タメザルハ、二度モ三度モ段段ニ戒シメラルベキコトナリ、是ノ如クナラバ敎官ナクテモ、敬シンデ五敎ヲ敷クコト寬ニ在レノ旨ニ叶ハンカ

無レ敎フルニ逸チ欲有レ邦ニ

是ノ語ハ皐陶ノ禹王ニ戒シメ申シタマヘルナリ、無ノ字ハ毋ノ字ト同ジ、禁止スル辭ナリ、教ハ教令ニテナク、上ノ行ナフ所ヲ下ヨリ傚フナリ、逸ハ安逸ナリ、常人ノ心ハ欲ヲ遂ゲ得ル時ニ安逸シ、欲ヲ遂ゲ得ザル時ニ憂苦スルユヘ、欲ヲ逸欲ト云ヘリ、有邦ハ諸侯ノ領スル諸國ナリ、天下ノ大君ニ逸欲アレバ、其ノ逸欲ヲ諸國ニモ傚ヒ爲スユヘ、逸欲ヲ有邦ニ教フルコト無レト戒シメ申シタマフナリ、天下ノ大君ニ逸欲アル時ハ、執政執事ノ臣ニモ逸欲アリテ、諸國ノ國主家老ニモ逸欲アルコト自然ノ理勢ナレドモ、天下ノ執政執事ト、諸國ノ國主家老ノ元ヨリ逸欲スクナキハ、天下ノ大君ノ逸欲ニ傚ハズ、逸欲ヲ遂グルハ、正シク直グナルコトニテハ成ラザル者ナルユヘ、不正不直ナルコトヲ爲スナリ、自己ノ不正不直ハ惡マズシテ、他人ノ不正不直ヲ惡ムコト、貴賤トモニ大抵人情ノ常ナレバ、諸國ノ國主家老ノ逸欲アル方ヨリ、天下ノ執政執事ノ逸欲アル方ニ賄賂ヲ以テ親シミヲ結ビ、不正不直ノ事ヲ爲シ置キタルニ、禍ノ來ルコトアルマジキト思ハルルトモ、爲シ置カレシ不正不直ノ禍、何事ヨリ發シ、何時ニ發スベキモ量リ難ク、甚ハダ危ウキコトナルベシ

罔咈百姓以從己之欲

是ノ語ハ益ノ禹王ニ戒シメ申シタマヘルナリ、飢ヘテハ食ヲ思ヒ、寒ヘテハ衣ヲ思ヒ、勞シテハ休センコトヲ思ヒ、病ンデハ愈ヘンコトヲ思ヒ、老者ハ養ナハンコトヲ思ヒ、幼者ハ育ダテンコトヲ

思ヒ、田ハ耕ヤシ得ンコトヲ思ヒ、草ハ除キ得ンコトヲ思ヒ、種ヲ蒔キ穀ヲ收ムルハ、時ニ後クレザランコトヲ思ヘル、是レ皆ナ百姓ノ常情ノ中ニテ當然ナル事ナリ、然ルニ君上ヨリ年貢ヲ納メシメラルルコト過分ナレバ、衣食ノ用ヲ足シ得ズ、老者ヲ養ナヒ、幼者ヲ育ダツルモ達セザルコト多シ、君上ヨリ徭役ニ使ハルルコト繁多ナレバ、田ヲ耕ヤシ、草ヲ除クコトモ心ニ任カセズ、種ヲ蒔キ穀ヲ收ムルコトモ時ニ後クルルナリ、君上ノ心ニ飲食、衣服、家園、器物ノ奢侈ヲ好ミテ、耳目鼻口ノ欲ヲ縱ママニスルコトヲ求メタマヘル所ヨリ、年貢ヲ過分ニ納メシメラレ、徭役ヲ繁多ニ命ジラルルユヘ、百姓ニ咈リテ己レガ欲ニ從ガフト說キタマヘリ、定免ノ年貢ニテ、凶年ノ不足ノ足シヲ豐年ニ納メサセ置カルルハ、年貢ニ過分ニ納メサセラルベキ樣ナケレドモ、其ノ法ノ節目ノ宜シカラザルハ、年貢ヲ過分ニ納トシメラルルト同ジ道理ニ成ルナリ、定免ノ年貢ニテ、凶年ノ不足ヲ捨タリニ立テシメラルルハ、豐年ノ納メ越シモナケレドモ、年貢ノ外ノ穀菜ト、山海ニ產スル諸品ノ中ヲ直段ヲ定メテ納メシメラルルコトアルニ、其ノ直段ヲ商賈人ニ賣レル直段ヨリ、下直ニ定メテ納メシメラレ、其ノ諸品ノ數ヲ奉行所ニ云ヒ達スル役所ノ人モ、市中ニテ買ヘルヨリ下直ナルヲ利トシ、公用ノ數ノ上ヘニ私用ノ數ヲ加ヘテ云ヒ達シ、又其ノ上ヘニ奉行所ノ役人モ私用ノ數ヲ加ヘテ鄉村ニ云ヒ下ダシ、公用ニ直段ヲ下ゲテ納ムルサヘ、百姓ノ情ニ咈レルコトナルニ、諸品ヲ納メシムル役人ト、奉行所ノ役人マデ、公用ノ格ニ直段ヲ下ゲテ買ヒ取リ、其外ニモ百姓ヲ損ジ、自

分ヲ益スコトアルハ、是レ亦タ年貢ヲ過分ニ納メシメラルルト同ジ道理ナリ、徭役ノ中ニテ當然ナ
ル徭役ハ、止メラルベキ様ナケレドモ、奉行ノ心ヲ用フル事精シキ時ハ、一萬人ノ徭役モ五千人七千
人ニテ事濟ミ、農ノ時ヲ妨グルコトノ重キ徭役モ、農ノ時ヲ妨グルコト輕ク成リテ、百姓ニ益アル
ベキコトナルニ、是ノ如キノ事ニ心ヲ用フルヲ苦勞ニ思ヒ、役所ノ當用ヲ勤メ、家老ノ見聞ケル所
ヲ勤ムレバ、奉行ノ職分ニ叶ヘル様ニ思ヒ、下役庄屋ニ己レヲ益シ、百姓ヲ損スル邪欲アルヲモ察
セザルナラバ、是レ亦タ年貢ヲ過分ニ納メシメラルルト同ジ道理ナリ、國君ノ政道ニ心ヲ用ヒタマ
フコト厚カラズ、家老ノ心ヲ用フルコト深カラザル時ハ、國君ノ百姓ニ咈リテ、己レガ欲ニ從ガヒ
タマフコトハ寡ナクテモ、奉行庄屋ノ百姓ニ咈リテ、己レガ欲ニ從ガフコト多カラン、是ノ如クナ
ル時ニ、家老ヨリ民間ノ様子ヲ聞キ得テ主君ニ申シ、奉行ヲ替ヘ、下知ヲ改タメラルルコトアラバ、
彼ノ百姓ニ咈レル奉行ニ附キ、己レガ欲ヲモ縱ママセシ下役、庄屋、以前ノ様ニ欲ヲ縱ママニスル
コトノ成ラザルコトヲ憤ドホリ、久シク無理ニテ抑ヘラレ、始メテ苦痛ヲ免カレタル百姓ノ、何事
ニテモ願ヒ出デ訴訟スルコトアレバ、君上ノ下知ノ憐愍ニ過ギタルニテ、百姓ミナ附キ上ガリ、吾
ガママヲ申スト云ヒ觸ラスコトモアラン、百姓ノ或ヒハ奉行ニ訴タヘ、或ヒハ家老ニ訴タヘ、或ヒハ
國君ニ訴タフルハ、其ノ國家ニ背カザル心ナリ、是ノゴトクニシテ國家ヲ失ナヘルハアルマジ、或
ヒハ鄰國ニ走リ入リ、或ヒハ大君ノ都下ニ走リ行キテ、其ノ國郡ノ鄕村ニ下知スル奉行ノ惡ヲ訴タ

ヘバ、其ノ様子ニ依リ國君ノ領地ヲ失ナヘルニ至ルモヽラン、凡ソ邪欲アル奉行ハ主君家老ノ威ヲ借リテ、下役、庄屋ト共ニ百姓ニ咈リ、己レガ欲ヲ縱ママニスル者ナルユヘ、主君ノ百姓ヲ憐レミタマフ命令ヲ家老ヨリ云ヒ達スレバ、心底ニ快ヨカラズ思ヒ、百姓ノ風俗アシクナリ、吾ガマヽヲ申スベキナドト云ヒ、如何ナル困窮ノ百姓モ、難儀ヲ忍ビ公役ヲ勤メテ、奉行ノ下知ヲ背キシコトノ終ヒニ無キヲ知リナガラ、難儀ナキ百姓ノ様ニ云ヒ、下知ヲ背クベキ百姓ノ様ニ云ヘルモアラン、百姓ハ本ト愚カナル者ニテ、理非ノ決斷ヲ成シ得ザルユヘ、年貢ヲ君長ニ納メテ、君長ヲ養ナヒ奉マツリ置キ、百姓ノ仲間ニテ決斷スルコトノ成ラザルコトヲ訴訟シ、君長ノ決斷ヲ受クルコト天下古今ノ定理ナリ、然ルニ邪欲ナル奉行ハ、百姓ノ訴訟ニテ、己レガ邪欲ノ顯ハルルコトモアルベキカト恐レ、惣體ノ訴訟ヲ嫌ラヒ、何事モ訴訟スルコトノ成ラザル様ニ仕掛ケ、政道ニ心ヲ用フルコトノ深カラザル家老ハ、訴訟ノ少シニシテ心ヲ勞スルコトノ輕キヲ快ヨキコトノ様ニ思ヘルモアラン、何レノ國ニテモ邪欲ナル奉行ノ百姓ヲ苦シムル時ハ、其ノ府ノ諸人ヨリ惡ムベケレドモ、好キ人ノ惡ムト、好カラヌ人ノ惡ムハ兩様アラン、好キ人ハ國君ノ爲メヲ思ヒ、百姓ノ爲メヲ思フ眞實ヲ以テ惡ミ、好カラヌ人ハ彼ノ邪欲ナル奉行ノ役儀ノ威ヲ借リテ、己レガ欲ヲ縱ママニスルコトヲ羨ヤミ妬ミテ惡ムニテアラン、是ノ如クナルハ、邪欲ノ奉行ノ退ゾケラルルニ至リテモ、好キ人ノ喜コブトハ違ヒ、己レガ妬ミシ心ノ散ゼシコトヲ喜コブニテアラン、然レバ其ノ喜コビノ眞實ナル喜コビ

ニテナキ所ヨリ、邪欲ノ奉行ヲ妬ミシ心ヲ百姓ニ遷シ、彼ノ邪欲ナル奉行ヨリ久シク抑ヘラレシ百姓ノ手前ノ難儀ヲ訴訟シテ、君上ノ惠ミヲ受クルコトアルモ妬ミ、邪欲ナル奉行ノ時ノ下役ヲ勤メ、庄屋ヲ勤メシ者共ノ云ヒ立ツルコトニ同意シテ、百姓ツキ上ガリシ吾ガママヲ申シ、下知ノ成リ難キ勢ナリト云ヒ觸ラスニテアラン、附キ上ガリトハ、君上ノ心ノ刻薄ナル時ハ、手前ノ難儀ヲ忍ビ居ケル者共ノ、君上ノ心ノ慈愛ニ變ゼシ時ニ至リテ、甚シカラヌ難儀ヲモ、甚シキ難儀ノ樣ニ申シ立テ訴訟スルヲ云フ、吾ガママトハ、訴訟スル通リニハ命ジタマヒ難キトテ、其ノ次第ヲ云ヒ聞カセラルル上ヘニモ、强ヒテ訴訟スルヲ云フ、君上ノ心ノ慈愛ニ變ジタマヒシト思ヘル時ニハ、家中ノ風俗ニ依リ、士ニモ是ノ如キノ事アルマジキトハ極メガタカラン、百姓ノ中ニ附キ上ガリシ吾ガママヲ申ス者アラバ、奉行ヨリ訓ヘ戒シメ、其ノ上ヘニモ改タメザル者アラバ、其ノ中ノ甚シキ者二三人ヲ、農隙ノ時ニ廿日カ卅日ホド禁足セシメ、以後ヲ戒シメテ赦ルシ、其ノ上ヘニモ改タメザル者アラバ、又農隙ノ時ニ廿日カ卅日ホド押籠メ置キ、以後ヲ戒シメテ赦スナラバ、附キ上ガリモ吾ガママモ終ニハ止ムベシ、人ヲ治ムル人ノ辨マフベキ所ナリ

罔レ違レ道以干二百姓之譽一

是ノ語モ益ノ禹王ニ戒シメ申シタマヘルナリ、百姓ノ常情ニテ利欲ノ念ハ深ク、義理ノ念ハ淺ク、今日ノ安逸ヲ願フコトハ厚ク、他日ノ禍患ヲ恐ルルコトハ薄シ、是ノ故ニ百姓ヲ義理ニ導ビキタマ

ヘル命令アリテモ、己レガ利欲ヲ遂グルニ障ハリアレバ是レヲ譏リ、義理ニ違ヘル命令ニテモ、己レガ利欲ヲ遂グルニ便リアレバ是レヲ譽メ、百姓ノ爲メニ後患ヲ防ギタマヘル命令アリテモ、今日ノ安逸ニ障ハリアレバ是レヲ譏リ、後患ヲ種フル命令ニテモ、今日ノ安逸ニ便リアレバ是レヲ譽ムルユヘ、百姓ノ譽ムルコトヲ求ムルヲ、道ニ違フテ譽マレヲ干ムルト說キタマヘリ、君上ニ義理ヲ好ミタマフコト眞實ニシテ、後患ヲ慮バカリタマフコト眞實ナラバ、百姓ヲ義理ニ導ビキタマヒ、百姓ノ爲メニ後患ヲ防ギタマヘル命令ヲ譏リ戾ラズシテ、譽メ從ガフベキコトナレドモ、君上ノ眞實ノ未ダ積ラズ、放恣ニ馴レタル百姓ノ未ダ懲リザルハ、其ノ令スル所ニ從ガフコト難タカラン、蒙ノ初六ヲ程子ノ釋シタマヘル語ニ、下民ノ昏蒙ヲ發クハ、刑禁ヲ明ラカニシ、畏ルルコトヲ知ラシメテ後ニ教ヘ導ビクベシ、古ヨリ聖王ノ治ヲ爲セルニハ、刑罰ヲ設ケテ其ノ衆ヲ齊ノヘ、教化ヲ明ラカニシテ其ノ俗ヲ善クス、刑罰ノ立チタル後ニ教化モ行ナハル、聖人ハ德ヲ尙トビテ、刑ヲ尙トバズトイヘドモ、嘗テ刑ヲ廢セズ、刑禁ヲ以テ率キレバ、心ニ未ダ喩ラズトイヘドモ、威ヲ畏レテ從ガヒ、善教モ由リテ入ルベシ、專パラ刑ヲ用ヒテ治ヲ爲ス時ハ、免カレントシテ耻ヂ無ク、治化ノ成ルコトナシト曰タマヘリ、革ノ上九ヲ程子ノ釋シタマヘル語ニ、小人ハ其ノ心ノ化スルニテナケレドモ、其ノ面ヲ革タメテ上ノ教令ニ從ガフナリ、君子ノ其ノ心ヲ改タメ、小人ノ其ノ外ヲ革タメタルハ、革ノ道ノ成レルニ爲スベシ、面ヲ革タメタル小人ニ、心ヲモ革タメシメントスルハ

甚ダシキナリ、甚シキハ道ニアラズ、革タマリテモ守ラザレバ復タ變ズ、始メハ革タマリ難キコトヲ患ヒ、已デニ革タマル時ハ、守ルコトアタハザルコトヲ患フト曰タマヘリ、是ノ兩段ニテ百姓ノ常情ヲ知リ、聖王ノ政道ヲ察スベシ、主君ノ先ヅ自カラ其ノ過マチヲ改タメタマフコトナク、家老ノ先ヅ自カラ其ノ過マチヲ改タムルコトナクバ、右ノ兩段ノ旨ヲ用ヒラルルトモ益ナク、刑禁アリテモ威ヲ畏ルルコト薄スク、面ヲ革タムベキ者モ面ヲ革タメズ、大學ニ云ヘル、其ノ令スル所ノ其ノ好ム所ニ反スルハ、民ノ從ガハザルニ成ラン、人君ナラザル人ノ道ニ違ヒ、譽マレヲ干ムルヲ郷原ト名ヅク、郷原ノ善ミンゼラレバ斯レ可ナリト云ヒ、衆人ニ悦コバルルヲ孔子ノ批判ニハ、「德之賊也」ト曰タマヒ、孟子ハ「不レ可三與入二堯舜之道一」ト曰タマヘリ、是レ乃チ「罔三違レ道以干二百姓之譽一」ノ意ナリ、堯舜ノ朝ニモ四凶アリテ、堯ノ時ニハ面ヲ革タメ居ケレドモ、舜ニ天下ヲ讓リタマフニ至リテ、惡心アラハレ罪セラレタリ、然レバ國君ノ心ニ家老ヨリ一同ニ譽ムルコトヲ干メタマフモ、自カラ戒シメタマフベキ所ニシテ、家老ノ心ニ諸役ヨリ一同ニ譽ムルコトヲ求メ、諸役ノ心ニ役下ヨリ一同ニ譽ムルコトヲ求ムルモ、自カラ戒シムベキ所ナラン

任レ賢勿レ貳、去レ邪勿レ疑

是ノ語モ益ノ禹王ニ戒シメ申シタマヘルナリ、賢トハ常人ニ勝サリタル好キ人ヲ謂フ、後世ノ賢ハ上代ノ賢ニ及ビザレドモ、其時其處ノ人並ニ勝サレル好キ人ハ、其時其處ノ賢ナリ、官事ヲ好キ人

ニ任セ置キテモ、好カラヌ者ヨリ妬ミ讒スルヲ聞キ納ルルハ、賢ニ任ズルニ貳アルナリ、好キ人ハ欲スクナクシテ、官職ヲ貪ボラズ、人ノ己レヲ讒スルヲ主君モ聞キ納レタマヒ、家老モ聞キ納ルルト知ル時ハ、病ニ託シテ官ヲ辭スルナリ、初メ過マリテ邪ナル者ニ官事ヲ任ゼラレ、其ノ邪ノ顯ハレ、諸人ノ譏リ惡メルニ至リテモ、邪ナル者ハ大抵人並ニ勝サレル邪智アルユヘ、主君家老ノ氣ニ入ルコトヲノミ云ヒ、氣ニ入ラザルコトヲ云ハズ、種種ノ術ヲ以テ官職ヲ離レザル樣ニ爲シケルニテ、其ノ者ヲ去ルベキカト思ヒナガラ去ラザルハ、邪ヲ去ルニ疑ガフナリ、禹王ノ語ニ、「知レ人安レ民、惟帝其難レ之」ト曰タマヘルナレバ、人ヲ知リ民ヲ安ンズルハ、堯舜モ難シトシタマヘルト見ヘタリ、然レバ政事ニ心ヲ用フル家老ニテモ、初メ過マリテ君ニ申シ、邪ヲ用フルコト有ルマジキトハ云ヒガタシ、其ノ邪ノ顯ハレ、諸人ヨリ惡ミ譏レルニ至リテモ除キ去ラズ、諸人ノ惡ミ譏レル所ノ虛實ヲモ精シク聞カズ、諸人ノ說ハ虛實ノ交ハリ居ケルナレバ、辨マヘガタキ所アリ、好キ人ニモ事事ニ好キ事バカリハナク、惡シキ事モアルベシ、少シノ惡事ニテ、官事ニ馴レタル人ヲ交代サセ、官事ニ馴レザル人ヲ新タニ命ゼラルベキヿニアラズト云ヒ、道理ニ似テ道理ニアラザルヿヲ種種ニ云ヒ立テ、邪ナル者ノ除カレザル樣ニ云ヒ成スハ、初メ過マリテ邪ナル者ニ官事ヲ任ゼシトハ違ガヒ、甚ハダ惡シキコトナラン、短氣小量ナル人ノ家老ト爲レルハ、諸役ノ中ニ人ノ譏ンル人アル時ニ、其ノ譏ル所ノ虛實、當否ヲモ辨マヘズシテ、其ノ役人ヲ好カラヌニ極メ、段段ト役人ヲ取リ替

フルコトモアラン、是レ亦タ好カラヌコトナレドモ、其ノ害ハヒ、邪ヲ去ラザル害ハヒノ甚シキホドニハナク、其ノ家老ノ交代セシ後ハ、跡ニ遺コル害ハヒモ輕カラン、賢ニ任ズルモ、主君家老ノ心得アルベキコトナリ、上代ノ賢者ノ如クナル好キ人ハ、後世ニ有リ難キト見ヘタレバ、主君ノ撰ビニテ家老ニ命ゼラレ、家老ノ撰ビニテ諸役ニ命ゼラルル人ニモ、好キコトノミハアルマジ、東照神君ノ曰タマヘルハ、家老ノ上ヘノ善惡ヲ隱目付ニテ、日日ニ聞カスルゾ、國々ノ主モ此ノ覺悟タルベシ、家老ノ隱目付ハ殊ニ正直ナル士ヲ擇ブゾ、目付ヲ云ヒ付クルトテ、家老ヲ心元ナク思フニテハナシ、心元ナク思フホドナラバ、家老ニハ爲スマジキゾト曰タマヘリ、好カラヌ家老諸役ナラバ、主君ヨリ隱目付ヲ置キタマヒ、家老ヨリ隱目付ヲ置クト聞カバ、快ヨカラヌコトト思ヘルニテアラン、好キ家老諸役ナラバ辱ナキト思ヒ、元ヨリ恐レ愼シメル上ヘニモ、彌イヨ恐レ愼シムニテアラン、虞夏ノ朝ハ君臣トモニ聖賢ナレドモ、常人ニ訓ヘ戒シムベキコトヲ相ヒ共ニ訓ヘ戒シメタマヘルナレバ、隱目付ヲ用ヒラルベキ樣ナシ、後世ノ君臣ハ虞夏ノ君臣ニ及バレザルナレバ、主君ノ非ハ家老ノ諫ムル上ヘニ、目付ヨリ云ハセテ改タメタマヒ、家老ノ非ハ隱目付ヨリ聞キテ戒シメタマフベキコトナリ、主君ヨリ家老ノ善惡ヲ聞キタマフ中ニ、若シ惡ヲ聞クコトヲ喜コビ、善ヲ聞クコトヲ喜コバズ、家老ノ惡ヲ聞キ置キ、家老ヨリ主君ノ非ヲ諫ムルコトアル時ニ、己レニ是ノ如キ非アリナガラ、主ノ非ヲ諫ムベキコトニアラズト云ヒ、諫メヲ防グ助ケノ爲メニ隱目付ヲ置ク主

君アラバ、神君ノ訓ヲ借リテ自己ノ惡ヲ成セルナラン、是ノ如キ主君ノ心ニテ命ジラルル隱目付ハ、必正シキ者ニテハアルマジキユヘ、家老ノ善事ハ申サズシテ惡事ノミ申シ、希レニモ主君ヲ諫ムル家老ハ、主君ノ嫌ヒタマヘルコトヲ知リ、其ノ家老ノ惡シキ所ヲ申ス中ニ、無キコトマデモ作クリ添ヘテ申シ入レ、希レニモ主君ヲ諫メザル家老ハ、主君ノ嫌ヒタマハザルコトヲ知リ、其ノ家老ノ惡シキ所ハ少シモ申スマジ、是ノ如キ隱目付ハ徒ニ成ルコトノ無キノミナラズ、害ニ成ルコト多カラン、主君ノ自カラ其ノ過マチヲ改タメタマハズシテハ、家老ノ非ヲ正ダシ得タマフベキ樣ナク、家老ノ自カラ其ノ過マチヲ改タメズシテハ、諸役ノ非ヲ正ダシ得ルベキ樣ナク、賢ニ任ズルモ邪ヲ去ルモ、主君ノ過マチヲ改タメタマヒ、家老ノ過マチヲ改タムルニ始マルベシ

官不レ及ニ私昵一、惟其能

是ノ語ハ傳說ノ高宗ニ訓ヘ申シタマヘルナリ、私昵ハ主君家老ノ私ノ親シミアル者ヲ謂フ、諸役ハ政道ノ立ツト廢ルルトノ由リテ出ヅル所ナルユヘ、主君ノ私昵ニ任ジタマフコトモナク、家老ノ私昵ニ任ズルコトモナク、其ノ役儀ヲ勤メ得ルベキ才能アル人ニ任ジ及ボザレヨトノ義ナリ、官ヲ私昵ニ及ボス主君家老ナラバ、私昵ニテ役人ト成ル者ノ心ニモ、其ノ主君家老ニ贔屓ノ心アルヲ賴ミニ思ヒ、役儀ノ勤メニ宜シカラヌコトアラバ、其ノ役ヲ除ケラルベシト思ヘル恐レノ心モ薄スク、私昵ニテナキ同ジ人柄ノ人ノ役儀ヲ勤ムルヨリハ好カラヌコトアルベシ、然レバ同ジ人柄ノ人

ナラバ、私昵ナラヌ人ヲ役ニ任ゼラルベキコトナリ、家老ノ心ノ勝グレテ忠信正直ナルハ、親シキ人ト疎キ人ノ同ジ人柄ナルニ、親シキ方ヲ役ニ任ズルトモ、其ノ家老ヲ頼ミニ思フコトナク、少シノ怠リモアラバ、必役ヲ除ケラルベシト思ヘル所ヨリ、愼シムコト殊ニ深ク、同ジ人柄ニテ其ノ家老ニ疎キ人ノ役ヲ勤ムルニ勝サレルコトモナラン、是ノ如クナルハ私昵ニ任ズルニテナク、家中ヨリノ批判ニモ、其ノ家老ノ贔屓トハ云フマジ、縱ヒ贔屓ナリト云フトモ、其レハ好カラヌ人ノ批判ナラン、然レトモ其レ程ノ家老ハ有リ難タカルベキコトニテ、自身ノ心ニ其レ程ノ家老ナリト思フトモ、諸人ノ批判ト、諸人ノ中ニテ好キ人ノ批判トヲ精シク聞キ、諸人ノ批判ニ贔屓ナキ家老ナリト云フ批判モアリテ、諸人ノ中ニテ好キ人ノ批判ニ、贔屓ナキ家老ナリト云フコトヲ切カニ聞キタルニテナク、自身ノ思フ所ト、來リ近ヅク諂ラヒ者共ノ云フ所バカリニテ、自身ノ心ヲ忠信正直ナリト思ヒ定ムベキコトニアラズ、官ヲ私昵ニ及ボサズ、諸役ニ云ハシメテ其ノ人柄ヲ聞キ、其ノ上ヘニ諸人ヨリ其ノ人柄ヲ沙汰スル樣子ヲ目付ニ聞カシメ申サシメ、吟味ノ上ヘニテ好キト極マリタル人ニ及ボサルルナラバ、縱ヒ其ノ人ノ勤メ、諸役諸人ノ云ヘルニ違ヒテ宜シカラヌコトアリトモ、諸役諸人ノ好キト云ヘル所ノ違ヘルニ成ルコトヲ耻ヂ、其ノ人ヲ他人ニ替ヘラレザルコトニアルマジ、私昵ノ役人ノ勤メノ宜シカラヌコトアリトモ、主君ノ心ニ初メノ撰ビノ當ラザルコトヲ耻ヂ、其ノ人ヲ除クコトヲ決スルニ憚カリタマフマジキトハ云ヒ難ク、家老ノ心モ是ノ如クナ

ルベキユヘ、私昵ニアラザル役人ノ勤メノ宜シカラヌヲ除カルルヨリハ、其ノ除カルルコト遲カラン、好カラヌ役人ノ役儀ヲ勤ムルハ、人民ノ患ヒ政事ノ害ハヒナルユヘ、除カルルコトヲ一日ナリトモ急ガルベキコトナリ、遲ク除カルルナラバ、主君家老ノ惡名ソノ分ホド深クナルベシ、譽レヲ好ミ譏リヲ嫌ヘル私心ノ深キ主君家老ナラバ、其ノ親シキ人ノ中ニ、其ノ疎キ人ヨリ人柄ノ勝レタル者アリテ、役儀ニ任ゼラルベキ器ニ當レルト見ヘテモ、家中諸人ヨリ贔屓ナリト批判スベシト疑ガヒ、其ノ人ヲ役儀ニ任ジラレザルコトモアラン、大イニ勝レテ好キ人ナラバ、是ノ如クニハアルマジキナレドモ、小シ勝レテ好キ人ナラバ、是ノ如クナルコトモアルベシ、是レ亦タ官ヲ私昵ニ及ボサルルト同ジ私心ナリ、然レドモ主君ニモ家老ニモ、是ノ病ヒハ甚ハダ少ナク、家老中諸人ノ譏ルヲ嫌ハズシテ、私昵ニ及ボサルル病ヒハ甚ハダ多キト見ヘタリ、主君ノ私心ヲ用ヒタマヒ、家老ノ私心ヲ用フルハ、政事ニ害アラザルコトナケレドモ、官ヲ私昵ニ及ボサルルヨリ甚シキハナシ、主君ノ深ク愼シミタマフベキ所ニシテ、家老ノ深ク愼シムベキ所ナリ

臨ムニレ下ニ以テシレ簡チ、御スルニレ衆チ以テスレ寛チ

是ノ語ハ舜ノ德政ヲ皐陶ノ稱シタマフナリ、簡トハ繁多ナラザルヲ謂フ、寛トハ急促ナラザルヲ謂フ、下ニ臨ミテ令ヲ出ダスコト繁多ナル時ハ、下民ノ聞キ知ルコト成リ難ク、衆ヲ御メテ期ヲ致スコト急促ナル時ハ、衆民ノ守リ得ルコト成リ難キユヘ、簡ヲ以テ臨ミ、寛ヲ以テ御メタマフナリ、

上ヨリ命ジタマフベキ事ノ中ニテ、最トモ重ク最トモ切ナル事ヲ撰ビ出サレ、條數ヲ成ルタケ少ナク定メラレ、其ノ條數ノ旨ヲ諭サルル辭モ、成ルタケ短カク定メラルル、是レ乃チ簡ナリ、譬ヘバ訓ヘ戒シメラルベキ十事ノ中ヲ撰ビテ、三事ニ定メラルルニ、第一、第二、第三ノ事ヲ捨テ置カレ、第四以下ノ事ヲ三ツ撰バルルハ簡ノ誤マリナリ、訓ヘ戒シメラルル三事ハ、最トモ重ク最トモ切ナル事ニテモ、其ノ三事ノ旨ヲ諭サルルニ無クテ叶ハヌ辭ヲモ入レラレズ、辭ノ足ラズシテ、意ノ達セザル所アルハ、是レ亦タ簡ノ誤マリナリ、寛ノ義ハ朱子ノ說ニ、寛ハ政教法度ヲ行ナフニ寛ヲ以テスルノミ、廢弛ノ謂ニ非ラズト曰タマヘルニテ明ラカナリ、廢リ弛マレルママニシ置クヲ、寛ト思ヘル誤マリ間間ニ有ルト見ヘタリ、善ヲ行ナフテ足ラザルコトナキハ、君子サヘ難シトシタマフ所ナルニ、下民ヲ訓ヘ戒シムルコトノ簡ナラザルハ、下ニ臨ムコトノ宜シキニアラザルベシ、過マチヲ改タムルコトノ速ヤカナルハ、君子サヘ難シトシタマフ所ナルニ、衆民ヲ訓ヘ戒シムルコトノ寛ナラザルハ、衆ヲ御ムルコトノ宜シキニアラザルベシ

罰弗レ及レ嗣、賞延ニ于世一

是ノ語モ舜ノ德政ヲ皐陶ノ稱シタマフナリ、世トハ子孫ヲ謂フ、嗣トハ嗣子嗣孫ヲ謂フ、延ハ遠ク及ボスナリ、罰ヲ嗣ニ及ボシタマハヌナレバ、子ヲ罰シタマフトテ、父ニ及ボシタマハヌコト明ラカナリ、先祖ノ功勞ニテ功勞ノ無キ子孫マデ祿ヲ賜ハルハ、賞ノ世ニ延ブルナリ、大惡大逆ニテ無

キ罪ニテ、父ヲ罸スルヲ子ニ及ボサルレノミナラズ、子ヲ罸スルヲ父ニモ及ボサルルハ、後世ニ德ノ衰ロヘタルナリ、金銀布帛ニテ賞セラルベキ功勞ニモ祿ヲ加ヘ賜ハリ、庶人ノ官ニ在ル格ニテ役料ニ定メ置カルベキ祿ヲモ、子孫ニ延ブル祿ニシテ與ヘ賜ハリ、年貢ノ入ルコトハ元ノママナルニ、段段ト出ダスコトヲ增シ、出入ノ合ハザル所ヨリ、罸ノ過グルニ成ルコトモアルト見ヘタリ、政道ハ何ヅレニモ前後左右ノ相應ヲ精シク勘辨アルベキコトナリ、夏王啓ノ有扈ヲ滅ボシタマヘルトテ、師サニ誓ヒタマヘル語ニ、「不用命戮于社、予則孥戮汝」ト曰タマヘルヲ、蔡氏ノ說ニハ、戮ハ殺ナリ、孥ハ子ナリ、罸ノ嗣ニ及バザルハ常ノ刑ナリ、孥マデニ戮スルハ非常ノ刑ナリ、常ノ刑ハ愛ソノ威ニ克ツ、非常ノ刑ハ威ソノ愛ニ克ツ、盤庚ノ都ヲ遷シ給フニモ、劓殄滅之無遺育」ノ語アレナレバ、啓ノ師サニ誓ヘル豈ニ過ギタリト爲ンヤト云ヘルヲモ考ガヘラルベキコトナリ、其ノ父ノ軍令ヲ用ヒザルヲ戮セラルル時ハ、子ヲ戮セラレズ、其ノ父ノ若シ戮ヲ恐レテ逃レタル時ニ、子ヲ戮セラルルモ、孥戮汝ノ誓ヒノ大旨ニ違ハザルベキカ

宥過無大、刑故無小

是ノ語モ舜ノ德政ヲ皐陶ノ稱ミタマフナリ、過ハ知ラズシテ誤マリ犯スナリ、故ハ知リテ故サラニ犯スナリ、心ノ達セザル所ニ至リテハ、誤マリ犯スコトモアルモノナルユヘ、過マチハ大イナルヲモ宥ルシタマヒ、知リテ犯スハ小罪ヲモ刑ン給ヘル也、舜典ニ、「眚災肆赦、怙終賊刑」ト云ヘル、

是レ即チ「宥過無大、刑故無小」ナリ、刑ハ五刑ニテ、賊ハ害ナリ、大辟ハ人ノ身命ヲ害ナヒ、墨劓、剕、宮ノ刑モ人ノ四體肌膚ヲ害ナフナレバ、共ニ此レ賊刑ナルニ、蔡氏ノ賊ノ字ヲ殺ナリト釋セシコト、恐ラクハ誤マリナラン、武王ノ康叔ニ命ジタマヘル語ニ、「人有小罪非眚、惟終、自作不典、不可不殺、乃有大罪非終、乃惟眚災、適爾時不可殺」ト曰給フヲ、蔡氏ノ說ニ、「作不典」ハ常ヲ亂ダルノ事ヲ爲スナリト云ヘリ、人倫ノ常典ヲ亂ダル所アルハ、小罪ヲモ殺セトノ義ナリ、陳氏ノ說ニ、有ハ小罪ノ中ニ此ノ如クナル者アルヲ謂フ、凡ソ小罪アリテ怙ミ終フル者ハ、皆コレヲ殺セト謂ンニアラズ、「作不典」トアル所ニテ觀ルベシト云ヒ、蘇氏ノ說ニ、此レ死罪ヲ爲スノ大小ヲ設ケテ、其ノ情ノ輕重アルコトヲ明カス、小罪モ殺スベシト謂フニハアラズ、今世ノ法ニ殺ヲ謀カリテ已デニ傷ツケタルハ、未ダ殺サズトイヘドモ死刑ニ行ナハレ、未ダ傷ツケザルモ、人ヲ必死ノ地ニ置クハ、是レ亦タ死刑ニ行ナハレ、過失ニテ殺セルハ、已デニ殺ストイヘドモ贖ナハシムル、此ノ意ト略ボ相ヒ似タリト云ヘルヲ考ガフベシ、舜典ニ、「流宥五刑、鞭作官刑、扑作教刑、金作贖刑」ト云ヘリ、蔡氏ノ說ニ、罪ノ稍ヤ輕ク五刑ニ入ルトイヘドモ、情ノ矜レムベク、法ノ疑ガフベキト、親貴勳勞ニテ刑ヲ加フベカラザルトハ、流ヲ以テ寛クスルナリ、鞭ト扑トハ、罪ノ輕キヲ待ツナリ、罪ノ極メテ輕キハ、鞭扑ノ刑ニ入ルトイヘドモ、金ニテ其ノ罪ヲ贖フナリト釋セリ、扑ハ杖ナリ、流モ鞭モ扑モ贖モ、共ニ是レ刑ナレドモ、賊刑ニアラズ、禁足閉門モ祿ヲ減ラ

シ、祿ヲ收サメ、官ヲ貶トシ、官ヲ黜ゾケラルルモ、共ニ是レ刑ナリ、贖刑ハ罪アル者ノ貧富ニ應ジ、段段ノ次第アルベシ、貧シキ者ノ財ノ半分ヲ出ダサシメラルル罪ナラバ、富メル者ニモ財ノ半分ヲ出ダサシメラルベキコトナリ、其ノ出ダス所ノ多少ノミニテハ、贖刑ノ主意ニ違ヘルニ成ラン、民ヲ養ナハズ、民ヲ教ヘズシテ、民ト利ヲ爭ソヘル禁令ヲ立テ置カレ、其ノ禁令ヲ背ク者ノ多キニ、刑レ故無レ小ノ訓ヲ用ヒラルルコトナドアラバ、古訓ヲ借リテ虐政ヲ成ストモ謂フベキカ

罪疑惟輕、功疑惟重

是ノ語モ舜ノ德政ヲ皐陶ノ稱シタマフナリ、罪ト定マレル中ニテ、重キト輕キトノ間ダニ疑ガハシキコトアルハ輕ク罪シタマヒ、功ト定マレル中ニテ、重キト輕キトノ間ダニ疑ガハシキコトアルハ重ク賞シタマヘルコト、是レ聖人ノ仁愛忠厚ノ心ナリ、聖代ニサヘ功罪ノ輕重ニ疑ガハシキコトアリケルト見ヘタルニ、後世ノ功罪輕重ノ僉議ニ輕重ヲ決シテ疑ガハザルコトアルハ、思ハザルノ甚シキナリ、其ノ人ニ私ノ親シミアリテ、功ノ疑ガハシカラヌヲ疑ガハシキニ極メ賞ヲ重クシ、罪ノ疑ガハシカラヌヲ疑ガハシキニ極メ罪ヲ輕クスルコトアルハ、古訓ヲ借リテ私心ヲ成スナリ、疑ガハシカラヌヲ疑ガハシキニ極メテ罪ヲ輕クスルハ、政道ヲ害ナフコト小シキナルベケレドモ、疑ガハシカラヌヲ疑ガハシキニ極メテ賞ヲ重クスルハ、政道ヲ害ナフコト大イナラン、若シ罪ノ疑ガハシキヲ罪ナキニ極メテ輕ク罰セラルルコトモナク、却テ賞セラルルコトナドアラバ、政道ヲ害

ナフコト殊ニ大イナラン、主君家老ノ心ニ私アル時ハ、家中諸人ノ心ニモ私多ク、家中ノ人ヨリ縁ヲ以テ家老ニ頼ミシ、功罪賞罰ノ事ノ頼ミシ様ニ成ラザル時ハ、其ノ成ラザルニ道理アリテモ、頼ミタル人ヨリ其ノ家老ノ不仁不義ト云ヒテ怨ミ譏リ、他人ヨリ家老ニ頼ミシ功罪賞罰ノ事ノ頼ミシ様ニ成レル時ハ、其ノ成レルニ道理アリテモ、依怙贔屓ナリトテ妬ミ譏リ、惣體ノ風俗モ是レニ類シ、讒言虚説モ多ク成ルナリ、周禮ノ八刑ニ、造言ノ刑アリ、妄言ヲ造クリ成ス者ヲ刑セラルルナリ、武田晴信ノ示サルルハ、自身ニ拔キ出デタル手柄ヲシテ、大略ニ云ハルルナラバ口惜カラント分別スル者ハ、中惡シキ人ノ事ヲモ有リ樣ニ云フゾ、人ノ手柄ヲ譏ラズシテ、其ノ身ニ大キナル手柄ヲ成セル者ト、贔屓ノ多クシテ種種ノ作クリ事ヲ云ヒ、其ノ贔屓ノ者ノ大略ノ働ラキヲ優シト云ヒ、優シタル働ラキヲ劣リト云ヒ、己レガ身ニ掛ケテ惡シク云ヒ成ス者ト、兩方善惡トモニ書キ付ケ置クゾト示サレ、左樣ノ惡シキ者ハ、他ノ事ニ托シ改易セラレタルトナリ、是レ武田ノ鋒先ノ强ク成リシ政道ノ中ニテノ重キコトト見ヘタリ、治世ニ風俗ノ好カラヌ家中ニテハ、己レガ氣ニ入ラヌ者ニハ、種種ノ惡説ヲ作クリテ云ヒ掛ケ、其ノ證據ニ成ルベキ事ヲモ作クリ立テ、好キ者ハ虚説ニ云ヒ分ケスルコトナキユヘ、彼ノ虚説ノミ人口ニ流布シ、虚説ヲ信ズル家老ハ、好キ者ヲモ惡シク思ヒ、虚説ヲ信ゼザル家老ハ、虚説ノ多キトテ、實ニ惡シキ者ノ事ヲ惡シク云フ説ヲモ信ゼズ、虚説ノ行ナハルルコト、好キ人ノ不幸ニ成リ、好カラヌ人ノ幸ハヒニ成リ、畢竟ハ國家災害

ノ甚キト成ルナリ

君罔以辯言亂舊政

是ノ語ハ伊尹ノ太甲ニ戒シメ申シタマヘルナリ、先君湯王ノ定メ置カセタマヘル舊キ政道ナレバ、辯口利口ナル者ノ申スコトヲ用ヒテ、先王ノ舊政ヲ亂リタマフナドノ義ナク、蔡氏ノ說ニ、後王ノ辯言ヲ用ヒテ舊政ヲ亂セル害ハ、後王ノ心ヲ用ヒズシテ、舊政ノ弛マリ廢レル害ヨリモ甚シキト云ヘルコト、宜ナルカナ、孔子ノ語ハ、「惡利口之覆邦家者」トノタマヘルモ、「罔以辯言亂舊政」ノ意ナリ、何レノ國ニテモ君臣諸人ノ共ニ奢侈ニ馴レタル時代ニ、舊政ノ弛マリ廢ルル所ヨリ、財用ノ足ラザルコトアレバ、彼ノ辯口者利口者、段段ニ出デテ主君ノ利心ヲ助ケ、家中ノ利心ヲ助クルコトヲ巧クミ出ダシ、舊政ノ廢レタル上ヘニ舊政ヲ亂リ、若シ先代ノ舊政ニ復スベキ道ヲ少シニテモ申ス者アレバ、新法ヲ申シ舊政ヲ亂ルト云ヒテ是レヲ譏リ、其ノ說ノ行ナハレズシテ止ムヲ喜コビ、辯口利口ヲ以テ舊政ヲ亂リタル新法ヲ新法トハ云ハズシテ、舊政ニ復スベキ道ヲ新法ト名ヅケ、主君ノ心ニ新舊ノ眞ヲ明ラメタマハズ、家老ノ心ニモ新舊ノ眞ヲ明ラメザル時ハ、政道ニ亂レ段段ニ增シ、國脉ノ衰ロヘ漸漸ニ重ク成ルコト、天下後世ノ大患ナリ

好問則裕、自用則小

是ノ語ハ湯王ノ臣下仲虺ノ云ヘルナリ、問フコトヲ好ムニ、古ヲ考ガフルト、衆ニ咨フトノ二ツア

リ、大舜ノ語ニ、無レ稽之言勿レ聽、弗レ詢之謀勿レ庸」ト曰給ヘリ、古ヲ考ヘ衆ニ咨ヘトノ義ナリ、古ヲ考ガフルハ、古ノ聖賢ニ問フナリ、衆ニ咨フハ、今ノ諸人ニ問フナリ、聖謨賢範ノ旨ヲ自カラ考ガヘラルルモ、人ヲシテ考ガヘシメラルルモ、共ニ是レ古ヲ考ガフルナリ、諸役ヲシテ僉議セシメラルルモ、諸役ノ外ノ知見アル人ニ、其ノ所見ヲ云ハシメラルルモ、共ニ是レ衆ニ咨フナリ、古ヲ考ガヘラルルコトモナク、衆ニ咨ハルルコトモナク、或ヒハ大君國主ノ知見ヲ自カラ是ナリトシタマフ旨ニ、執政家老モ從ガヒ、或ヒハ執政家老ノ自カラ是ナリトスル旨ニ、大君國主モ從ガヒタマヘルヲ、自カラ用フルト謂フ、問フコトヲ好ム時ハ、廣ク裕カニシテ誤マリ寡ナク、自カラ用フル時ハ、狹ク小シキニシテ誤マリ多シ、學者ノ人ヲ知ラズ、事ヲ知ラズ、時ヲ知ラズ、處ヲ知ラザルハ、古ヲ考ガフルニ違ヒナクテモ、今ニ用フルナラバ誤マリ多カラン、古ヲ考ガフル人ノ愼シムベキ所ナリ、孟子ノ人ヲ用ヒ人ヲ去ル道ヲ說キタマフヲ、朱子ノ釋シタマヘル語ニ、近臣ノ言ハ未ダ信ズベカラズ、諸大夫ノ言ヲ信ズベシ、然レドモ猶其ノ私ニ蔽ハレンコトヲ恐ル、國人ニ至リテハ其ノ論ズルコト公ヤケナリ、然レドモ俗ニ同ジクシテ、衆ノ爲メニ悅コバルル者アリ、特ニ立チテ俗ノ爲メニ憎マルル者アルナレバ、必自カラ察シテ、親カラ其ノ賢ナルト、賢ナラザルトノ實ヲ見テ、賢ナルヲ用ヒ、賢ナラザルヲ舍ツベシト曰タマヘリ、衆ニ咨フ人ノ愼シムベキ所ナリ

愼ニ乃儉德一、惟懷ニ永圖一

是ノ語ハ伊尹ノ太甲ニ訓ヘ申シタマヘルナリ、節儉ニアラザレハ永久ナラザルユヘ、自己節儉ノ德ヲ愼シミテ、國家永久ノ圖ゴトヲ懷ヒタマヘトノ義ナリ、凡ソ人君ノ入ルヲ量リテ出スコトヲ爲シタマハザルハ、皆是レ儉德ヲ失ナヒタマヘルナリ、耳目鼻口ノ欲ノ中ニテ、儉德ヲ失ナハシムルコトノ最トモ大イナル者ハ口ノ欲ナリ、口ノ欲コレニ次ギ、耳ノ欲コレニ次ギ、鼻ノ欲コレニ次グ、耳目鼻口ノ外ノ欲ニテ、儉德ヲ失ナハシムルハ、道ニ違フテ譽レヲ干メ、愛ニ溺レテ喜コビヲ求ムル欲ナリ、人君ノ儉德ヲ愼シミタマハズシテ、出方ノ足ラザルニ成レル時ニテモ、出方ヲ減ラシタマフベキ所ト、減ラシタマフマジキ所ト、多ク減ラシタマフベキ所ト、少ナク減ラシタマフベキ所ト、根ヨリ止メタマフベキ所ト、却テ增シタマフベキ所トノ差別アルベキナレバ、一筋ニ出方ヲ減ラスコトヲノミ議セシメタマフベキ道理ニアラズ、一筋ニ出方ヲ減ラサントスル心ニ成ラバ、義ニ違ヘル入方ヲ求ムル心ヲ生ズルコトアルベシ、人君ノ入ルヲ量リ出スコトヲ爲スノ道ヲ新タニ求メタマフニ、義理ヲ主トシタマフコトナクバ、天命ノ正シキニ背キ、人心ノ公ヤケニ違ヒタマヘル惡事ナド出來シ、其ノ災ハヒノ發スルコト、出方ノ過ギ居ケル所ノ災ハヒヨリ大イニシテ、速ヤカナルコトモアルベキカ

慮レ善以レ動、動惟厥時

是ノ語ハ傳說ノ高宗ニ訓ヘ申シタマヘルナリ、善ハ善政ナリ、動ハ發動ナリ、善政ハ何レノ時ニモ發シ行ナハルベキ事ナレドモ、善政ノ中ニテ人民永久ノ謀ゴトヲ爲シタマフ所ヨリ、人民當分ノ安佚ニ障ハリアル政道ハ、其ノ善政ナルコトヲ思慮シタマヘル上ヘニテ、下知ヲ發シタマフトモ、發シタマフベキ時ニ至リテ發シタマヘトノ義ナリ、是ノ如クナルトテ、常ニ其ノ事ニ心ヲ用ヒタマハズ、何ツトナク時ノ至ルヲ待チタマヘトノ義ニハアラジ、其ノ政ヲ發スベキ基キヲ段段ニ立テ置カレ、基キノ立チ、下知ノ行ナハルベキ時ニ至リテ發シタマヘトノ義ナルベシ、當分ノ安佚ヲ助ケ長ズルコトハ、大抵人情ノ好ム所ニシテ、其ノ如クナル政事ヲ譽ムルハ、明君賢相ノ政道ヲ諸人ノ譽ムルヨリ甚シキモアルベケレドモ、仁義ノ正道ヨリ出デザル政事ナレバ、上ヲ親シミ君ヲ愛スル眞實モナク、終ヒニハ國家ノ病ヲ增スニ成ルモノナルユヘ、根モナキ利ニテ當分ノ安佚ヲ得セシムルハ、善政ト謂フベカラズ、然レドモ時ニ依リテ、當分ノ安佚ヲ其ノママニ助ケ置カレズシテハ叶ハザル時アルベシ、齊ノ陳氏ハ主ノ國ヲ奪ハントテ、己レガ財ヲ散ジ、民ヲシテ己レニ歸セシメ、數世ヲ經テ主ノ國ヲ奪ヒ取レリ、權臣ノ是ノ如クナル邪謀ヲ爲シ居ケル時ノ人君ハ、下民永久ノ謀ゴトヲ姑ラク止メ置カレ、民心ノ君上ヲ憚カラザル道ヲ求メテ、權臣ノ邪謀ヲ防ガレ、其ノ權臣ヲ除カルルモ、動惟厥時ノ訓ヲ用ヒタマフベキコトナリ

無忿疾于頑

是ノ語ハ周公ノ沒後ニ、成王ノ君陳ヲシテ周公ニ代リ、殷ノ頑民ヲ下都ニ監セシメタマフ時ニ命ジタマヘルナリ、頑民ノ敎令ニ從ガハザルコトアルヲ忿リ疾ムコト勿レトノ義ナリ、孔子ノ「人而不仁、疾之已甚亂」ト曰タマヒ、「小不忍、則亂大謀」ト曰タマヘルモ是ノ旨ナリ、不仁ヲ忿リ疾ムコトノ甚シクシテ、大謀ヲ亂ダリ大禍ヲ起コセシコト、和漢古來ソノ例多シ、頑民ノ多ク一味シテ敎令ニ從ガハズ、君上ニ對シテ無禮ナル事アルヲ忍ビ容レテ、責メ咎メラレザルヲ批判シ、敎令ニ從ガハザル者ヲ其ノママニ立テ置カルルナラバ、以來同心ノ者多クシテ敎令ヲ背クハ、何ツニテモ制セラルルコト成ラズ、國家ノ紀綱モ是レヨリ破ルベシト云ヘルモアラン、是ノ如クナルハ自己ノ知見ヲ是トシテ、國家ノ禍亂ヲ思ハズ、君上ニ成王孔子ノ戒シメヲ用ヒタマハズシテ、大謀ヲ亂ダリ大禍ヲ起コセシ凶例ヲ用ヒタマハンコトヲ望ムガ如シ、東照神君ノ曰タマヘルハ、惡逆ノ臣ニ恐ルル心ノ少シニテモアルハ、神明ニ放サレ弓矢ノ冥加ツキハテ、家ノ滅亡ト成ルゾ、毛頭モ依怙贔屓ナク、慈悲ヲ萬事ノ本トシテ、善ヲ以テ惡ヲ討ツニ、何ンノ恐レアルベキヤト曰タマヘリ、是レハ頑民ノ事ニテナク、惡逆ノ臣ノ事ヲ說キタマフナリ、善ヲ以テ惡ヲ討ツニ、何ンノ恐レアルベキヤト說キタマフニ眼ヲ著クベキ所ナリ、北條義時ハ忠敬禮義ヲ失ナヒシ臣下ナレドモ、後鳥羽院ノ未ダ毛頭ノ依怙贔屓ナク、慈悲ヲ萬事ノ本トシタマヘルニテハナカリシユヘ、其ノ義時ヲ討チタマフモ、善ヲ以テ惡ヲ討チタマフニ成ラズ、元ヨリ忠敬禮義ヲ失ナヘル義時ナレバ、罪ニ服セズシ

テ大逆ヲ成セリ、成王ノ時ニ殷ノ頑民ヲ四夷ニ迸ゾケタマフヲ、爲シ得タマフマジキ事トハ云ヒ難タカラン、然ルニ頑民ヲ下都ニ遷シ、周公ミヅカラ監シタマヒ、周公ノ歿後ニ君陳ヲシテ監セシメタマフモ、周公ノ意ナルベシ、是ノ如キノ道理ヲ能ク深ク察スベキコトナラン、早ク除クベキ害ヲ其ノママニシ置キテ、除キ難キニ至ラシムルト、時ヲ考ガヘズシテ事ヲ發シ、害ヲ除カントシテ害ヲ成スト、撫育シ置キテモ害ナキヲ、撫育シ置カザルト、共ニ是レ事ニ處スルノ誤マリナリ、長尾輝虎ハ希代ノ猛將ナルニ、其ノ家臣本庄繁長ガ輝虎ニ叛キ、數年敵對シテ合戰ニ及ビシヲ、後ニ降參ヲ許シ元ノ如クニ使ハレタリ、是ノ如キノ事モ考ガヘ合ハスベキ所ナラン

無ㇾ恥ㇾ過作ㇾ非

是ノ語ハ傅説ノ高宗ニ戒シメ申シタマヘルナリ、過誤ノ顯ハルルヲ恥ヂテ、非ヲ遂グルコト勿レトノ義ナリ、過誤ハ心ノ及バザル所ヨリ出デ、過誤ヲ恥ヂテ非ヲ作スハ、心アリテ惡ヲ成スナリ、程子ノ語ニ、簿ハ令ヲ佐クル者ナレバ、父兄ニ事フル道ヲ以テ事ヘ、過ハ己レニ歸シ、善ハ令ニ歸セザランコトヲ恐レヨト曰タマヘリ、是レ誠ニ當然ノ理ニシテ忠厚ノ道ナリ、世ニ自己ノ過誤ヲ同役ニ歸シ、甚シキハ自己ノ過誤ヲ君長ニ歸スルコトモアリ、同役ノ善事ヲ自己ニ歸シ、甚シキハ君長ノ善事ヲ自己ニ歸スルコトモアリ、是等ハ常人モ嫌ヒ惡メルホドノ汚穢卑劣ナル心ナレバ論ズルニ足ラズ、君長ノ過誤ヲ自己ニ歸スルハ、君長ニ事フル者ノ道ナルニ、其ノ道ヲ君長ニ用ヒタマヒ、

君長ノ過誤ヲ臣下ニ歸センコトヲ求メテ、自己ノ過誤ヲ改メンコトヲ求メタマハザルハ、即チ是レ過ヲ耻ヂ非ヲ作スナリ、青砥藤綱ノ北條時頼ニ事ヘシ時ニ、北條家ノ非ナル事ト、遠キ田舍ノ士ノ理ナル事ト、評定所ノ沙汰ニ及ビ、北條家ノ非ナルヲ理ナリト沙汰シ、彼ノ士ノ理ナルヲ非ナリト沙汰シケルヲ、藤綱ソノ理非ヲ明ラカニ申シ立テ、北條家ノ負ケニ定メケル、彼ノ士ノ心ニ其ノ恩ヲ報ゼンコトヲ思ヘドモ、欲ナキト知レタル藤綱ナレバ、詞ニハ出ダシ得ズ、錢三百貫ヲ俵ニ包ミ、藤綱ノ家ノ後ロノ山ヨリ、竊カニ坪ノ内ニ運バシ入レテ故郷ニ歸リケル、藤綱コレヲ見付ケ、彼ノ士ガ爲シタルト知リテ云ヘルハ、沙汰ノ理非ヲ、理非ノママニ申シ分ケシハ、主君ヲ思ヒ奉マツル故ナリ、彼レニ私スルニアラズ、引出物ヲ取ルベクバ、主君惡名ヲ申シ止メシ主君ヨリコソ、喜コビテ賜フベケレ、彼レガ爲スベキ事ニアラズトテ、俵ノ錢ヲ其ノママ遠キ田舍マデ持セ返シケル、此ノ事ヲ藤井氏ノ爲善錄ニ載セ、直ニシテ仁ナリト批判セリ、孔子ノ君ニ事フル道ヲ訓ヘタマフニ、「補レ過」ト曰タマヒ、「匡二救其惡一」ト曰タマヘリ、藤綱ノ爲ス所モ、過ヲ補ナヒ惡ヲ救フト謂フベシ、君上ニ諂ラヘル家老ノ藤綱ヲ論ズルナラバ、君ノ非ヲ顯ハセシ不忠、不敬、不禮、不義ノ罪人ナリト云ヘルニテアテン、是ノ如クナル家老ハ自カラ過ヲ耻ヂ非ヲ作シ、其ノ行ナヒヲ君ニ勸メ、君ヲシテ非ヲ作サシムル者ナレバ、只ダ傳說ノ罪人ナルノミナラズ、亦タ是レ藤綱ノ罪人ナラン、國君ニ非アリテ、大君ヨリ家老ヲ召シ尋ネタマフコトナドアル時ニ、主ノ爲メニ非ヲ隱クシ、

隱クスコトノ成ルマジキ非ハ、自己ノ罪ト申シ成シテ罪ヲ受クルコトハ、常人モ能ク知レル道理ニテ、是ノ如キノ類ハ藤綱ノ事ト格別ナリ、博ク學ビ、審ラカニ問ヒ、愼シンデ思ヒ、明ラカニ辨マフルニアラズシテハ、事ニ依リテ道理ノ取リ違ガヘ有ルベシ、孔子ノ季氏ガ八佾ヲ謂ヒテ、是レヲモ忍ブベクンバ、何レヲカ忍ブベカラザラント曰タマヒ、季康子ガ盜ヲ患ヒテ問ヘルニ答ヘテ、子ガ欲セズンバ賞ストイヘドモ、竊マジト曰タマヒ、或人ノ申棖ヲ剛者ト云ヘルニ、棖ハ欲ナリト曰タマヒ、臧文仲ガ賢ヲ進メザルトテ、位ヲ竊メル者ト曰タマヒ、原壤ヲ責メテ、老イテ死セザルノ賊ト曰タマヒ、宰予ヲ責メテ、糞土ノ牆ハ杇ラカニスベカラズト曰タマヘル類ト、人ノ惡ヲ稱スル者ヲ惡ムト曰タマヘル旨ト、悖レルガ如クニシテ悖ラザル所ナド、思ヒ辨マフベキコトナラン

汝不レ思二乃災一、今其有レ今無レ後

是ノ語ハ高宗ノ都ヲ遷サントシタマフヲ、群臣百姓ノ悅コビザル時ニ喩シタマヘルナリ、「汝猷黜二乃心一、無二傲從一レ康」ト喩シタマフモ是ノ意ナリ、當分ノ安佚ニ從フテ、君上ノ教令ヲ信ゼザルハ傲リノ心ナルユヘ、其ノ傲リノ心ヲ謀リ去リテ、康キニ從フコト勿レトノ義ナリ、今アリトモ後ナカラント見ヘタル災ハヒヲ含メル事ハ、何レノ時ニモ、何レノ國ニモ有リケルニテナク、國ニ依リ時ニ依リテ其事アルベシ、其ノ含メル所ノ災ハヒノ發スルニ至リテハ、救ヒ得ルベキモ、救ヒ得ルマジキモ量ラレザルユヘ、災ハヒノ發セザル前ニ處置シタマフコト當然ノ義ナリ、國郡ヲ領シタマ

ヘル主君ハ、其ノ國郡ニ今アリトモ後ナカラント見ユル災ハヒヲ含ミ居ケルカ、含ミ居ザルカヲ思慮シタマヒ、其ノ災ハヒヲ含ミ居ケルト知リタマハバ、家老ト共ニ其ノ處置ヲ謀カリタマヒ、家老ハ家中ノ知慮アル人ニ問ヒ謀カリテ、宜シキ道ヲ主君ニ申スベキコトナリ、今日ノ用ヲ足スベキ道ヲ思ヒ、今日ノ勤ムベキ事ヲ勤ムルハ、五口七口ヲ養ナフ賤民モ、思セ勤メズシテ叶ハヌコトナリ、國家ノ老臣ト成リテ、今日ノ用ヲ足スベキ道ヲノミ思ヒ、今日ノ勤ムベキ事ヲノミ勤メテ、國家永久ノ謀ゴトヲ爲サズ、今アリトモ後ナカラント見ヘタル災ハヒヲ其ノママニ蓄ハヘ置クハ、國君ノ先君ヨリ受ケタマヒシ土地ヲ重ンゼズ、國君ノ國事ヲ任ジタマヒシ職分ヲ愼シマザルニ成ルベキカ他日ノ禍患ヲ輕ンジ、今日ノ安佚ヲ重ンズルハ、大抵人情ノ常ナリ、群臣ノ中ニテ才智アリト稱セラルル人ハ、國家永久ノ謀ゴトヲ思ハズシテ叶ハヌ事ナルニ、衆人ノ譏ルヲ嫌ラヒ、衆人ノ譽ルヲ好ミテ、衆人ト共ニ他日ノ禍患ヲ輕ンジ、今日ノ安佚ヲ重ンジ、衆ノ惑ヒヲ救フコトハ無クシテ、却テ衆ノ惑ヒヲ助クルナラバ、常人ニ勝サレル才智ヲ賦予シタマヘル天意ニ背キ戾レルニ成ルベキカ

臣之作㆑福作㆑威、其凶㆓于而國㆒

是ノ語ハ箕子ノ武王ニ訓ヘ申シタマヘルナリ、福ヲ作ストハ、祿ヲ賜マヒ、祿ヲ加ハヘ、官ヲ與タヘ、官ヲ進メ、何レニモ賞スルコトアルヲ謂フ、威ヲ作ストハ、祿ヲ剝ギ、祿ヲ減ラシ、官ヲ黜ゾ

ケ、官ヲ貶トシ、何レニモ罸スルコトアルヲ謂フ、賞ハ人ノ福ニテ、罸ハ人ヲ威トスユヘ、賞スルヲ福トシ、罸スルヲ威トスルナリ、賞罸ノ權ハ主君ニ在ルベキ者ナルニ、其ノ權ノ家老ニ在リテハ、其ノ國ニ凶アルコト和漢古來ノ事跡ニテ分明ナリ、主君ノ明哲ナラザル時ニ、賞罸ノ權ノ家老惣中ニ在ルハ自然ノ理勢ナレバ、是ノ如クナルヲ指シテ、臣ノ福ヲ作シ威ヲ作ストハ謂フベカラズ、是ノ如クナルトテ、其ノ國ニ凶アルベキ道理ナシ、臣ノ福ヲ作シ威ヲ作シテ、其ノ國ニ凶アルトハ、家老ノ中ヨリ一人ニテ權ヲ執ル者アルヲ謂フ、家老ノ中ニ殊ニ才智ノ勝サレル人アリトモ、正直ナル者ヲ用ヒテ、邪佞ナル者ヲ用ヒズ、功アル者ヲ賞シ、罪アル者ヲ罸シ、同列ニ睦マジク相談シ、同列ノ相談ニテ決シ難キ事ハ諸役ニ相談シ、其ノ上ヘニテ大事小事トモニ主君ニ申シ、命ヲ受ケテ下知シ、明哲ナラザル主君ニ事フルニ、明哲ノ主君ニ事フル禮儀ヲ少シモ失ナハザルナラバ、才智ノ勝サレル家老ニテモ、賞罸ノ權ノ其ノ家老ニ歸スルコトハアルマジ、才智ノ勝サリテ忠信ノ足ラザル家老ニテモ、初メヨリ一人ニテ權ヲ執ルコトヲ求ムル者ハ希レナルベケレドモ、己レガ親シム者ニ利アルコトヲ云ヒ、其ノ云フ所ヲ遂グル爲メニ、辨口利口ヲ以テ同列ノ云フ所ノ是ナルヲモ云ヒ屈ガメ、己レガ云フ所ノ非ナルヲモ云ヒ伸ブルニ依リ、終ヒニハ賞罸ノ權ソノ一人ニ歸スルナリ、國家ノ事ノ是ノ如クナルニ至ルハ、彼ノ權ヲ執ル家老一人ノ咎ニアラズ、家老惣中ノ咎ナリ、善惡功罪ノ大略ハ見ヘ易キ者ニテ、才智ノ劣レル家老モ、家老ニ爲ルホドノ人品ナラバ、昏愚ナルト云フ

ホドニハアルマジキユヘ、同列ノ中ニテ才智ノ勝サレル家老ノ辨口利口ヲ以テ、無理ヲ云フト思ヘル時ニハ、家中ノ智慮アル人ヲ招キ、其ノ事ヲ語ラズシテ其ノ道理ヲ問ヒ、其ノ人ノ答ヘニテ聞キ得タル道理ヲ以テ、無理ノ辨說ヲ抑ヘ、其ノ上ヘニモ無理ヲ云ヒ立ツルコトアラバ、默シテ辨ゼズ、主君ヘノ案內ニ同意セズ、同列出會ノ座ニテ主君ヘノ案內ヲ傳ヘ申ス、近臣ニ其ノ同意セザル道理ヲ告ゲ、彼ノ才智ノ勝サレル家老ヲ惡マズシテ、其ノ無理ヲ云フ所ノミヲ惡ミ、無理ヲ云フ中ニモ道理ヲ云ハバ、少シモ意地ヲ立テズ、喜ビテ是レニ從ガヒ、權勢ヲ爭ソハズシテ道理ヲ責ムル心ニナラバ、才智ノ勝サレル家老ニテモ權ヲ執ルコトハ成ルマジ、是ノ如クセズシテ、君所ニテハ彼レニ從ガヒ、私宅ニテハ彼レヲ譏レル樣ナル家老ナラバ、同列ノ中ニテ才智ノ勝サレル家老ヨリ、權ヲ執ルコト自然ノ勢ナリ、彼レガ執ルニアラズ、惣中ヨリ彼レヲシテ執ラシムルナリ、家老一人ニテ權ヲ執リ得ルニ至リテハ、近臣ノ中ニ其ノ家老ニ親シキ者アリテ、竊カニ力ヲ合スルコトアルベキユヘ、其ノ時ノ家老ノ中ニ權臣ヲ制スベキ器量ノ人アリテモ、制スルコト力ニ及ブマジ、强ヒテ制セントセバ、家老ト家老トノ爭ソヒニ成リ、主君ノ大禍ニ落着スルコトモアルベキナリ、是ノ如クナル時ニ、忠義ヲ思ヘル家老ナラバ、病ニ託シテ役ヲ辭シ、世祿ノ臣ナラバ、嫡子ヲシテ相應ノ奉公ヲ勤メシメ、蟄居ノ中ニテ行ナヒヲ勵ミ、志ザシヲ礎キ、國家ニ凶アル時ノ處置ヲ心底ニ定メ置クベキコトナリ、若シ只ダ身構ヘシテ蟄居シ、嫡子ヲシテ祿ヲ受ケシメ、蟄居ノ中ニテ安逸ニ耽

ケリ、權臣ニ親シミヲ求メテモ、緣ナクシテ求メ得ザル者ヲ近ヅケ、自己ノ差ハ知ラズシテ、主君ト權臣トヲ譏レル家老ナラバ、其ノ罪ノ重キコト彼ノ權臣ニ同ジク、汚穢卑劣ハ彼レヨリモ甚シカルベシ、凡ソ忠信正直ノ勝サレル家老ニテモ、權ヲ執ラントスル家老ヲ制スルコト成ラザルハ、同列ノ仲間ヨリ彼ノ權ヲ執ラントスル家老ニ諂ラフ故ナリ、彼レニ諂ラハズシテ、忠信正直ノ勝サレル家老ニ同意シ、其ノ家老ノ退休セシ後ニテモ、其ノ道ヲ改タメザルナラバ、權ヲ執ラントスル家老モ力ニ及バザル所アラン、家老ノ諫メニ從ガハザル主君アルモ、家老惣中一同ニ諫メナガラ、竊カニ近臣ニ親シミ、主君ニ諂ラフ家老アリテ、其ノ家老ヲ主君ヨリ賴ミニ思ヒタマヘル故ナリ、然レバ主君ノ諫メヲ用ヒタマハズ、惡シキ事ヲ成シタマフモ、才智ノ勝サレル家老ノ一人ニテ權ヲ執リ得ルモ、皆是レ家老惣中ノ罪ナリ、家老ノ中ニ忠信正直ノ勝サレル人アリテ、同列ヨリ依怙贔屓ナルコトヲ云フ時ニ、抑ヘテ云ヒ立テサセズ、辨ジテ云ヒ混ラシメザルヲ、同列相共ニ是レヲ惡クミ、彼ノ忠信正直ノ家老ヲ論ジテ、一人ニテ權ヲ執ラントスル家老ノ樣ニ云ヒ成シ、終ヒニ其ノ人ヲシテ蟄居セシムルコトモアラン、是ノ如クナル家老ノ寄リ合ヒタルハ、一人ニテ權ヲ執ルニテナケレドモ、是レ亦タ臣ノ福ヲ作シ威ヲ作スナリ、家老ノ心ニ忠信正直ヲ重ンゼザル時ハ、勤メ難キ節儉ヲ家老面面ニハ勤メズシテ、主君ニノミ勸メ申シ、官ヲ私昵ニ及ボサルルコトヲ主君ニハ諫メ申シナガラ、面面ハ官ヲ私昵ニ及ボスコトモアラン、是ノ如クナルモ臣ノ福ヲ作シ威ヲ作スナリ、主君

ノ福ヲ作シ威ヲ作シタマフモ、自カラ德ヲ修メタマハズシテ、進メタマフマジキ者ヲ進メタマヒ、退ゾケタマフマジキ者ヲ退ゾケタマヒ、邪佞ナル者ハ福ヲ受ケ、正直ナル者ハ威ソレ去ラバ、權臣ノ福ヲ作シ威ヲ作スニ異ナルコトナクシテ、其ノ國ノ凶アルベシ、箕子ノ武王ニ告ゲテ、惟レ辟作レ福惟レ辟作レ威」ト申シタマヘルハ、賞罰ノ權ノ主君ニ在ルベキコトヲ說キタマフナリ、主君ハ善惡トモニ權ヲ恣ママニシメマヘトノ義ニハアラザルナリ、人君モ惡シキ道ニテ、福ヲ作シ威ヲ作シタマヘバ、其ノ國ニ凶アルコトヲ辨マヘタマヒ、權ヲ執ラントスル家老ハ、執リ得ザル時ニ災ハヒヲ受ケ、執リ得タル時ニ逆臣ナラズシテ・逆臣ノ類ト成ルコトヲ辨マヘ、家老惣中ハ主君ノ惡シキコトヲ爲シタマフモ、同列ノ家老ノ一人ニテ權ヲ執ルモ、惣中面面ノ罪ナルコトヲ辨マヘ、君モ臣モ相ヒ共ニ愼シメルナラバ、其ノ國ノ大慶ナラン

聖朝訓戒錄　終

鐵炮格式僉議條目

鐵炮格式僉議條目之前書

一　寶永二年乙酉の春、御郡役半田類右衛門、陶山庄右衛門、米田惣兵衛僉議仕候は、御郡中にて食を足し候先務は猪荒しを止め候所と相見へ、兵を足し候先務は、鐵炮を增し候所と相見へ候、元祿十三年庚辰の冬猪追詰之儀を御郡御支配杉村頼母殿へ申上、御差圖を請け候て取り行ひ、上ミ郷より段段と濟寄候故、猪荒れ全く相止み、鹿も少くなり、殘り居候鹿を狩り候と、鳥を打ち候迄に成り候はば、獵師共鐵炮を打覺へ候事以前之樣には有レ之間敷候、猪追詰始り不レ申以前、猪鹿多き時分さへ、常に狩りねらひを心掛け候獵師は、半分迄ゝ有りかね、父祖之代に狩ねらひを好み鐵炮を所持仕候を、其子孫持ち傳へ候て鐵炮御改之節獵師帳に付き、心ならず獵師と名付き候者過半有レ之、猪追詰め始り候年に鄕村之鐵炮を一鄕切りに相改め、大損じ中損じ小損じ之三段を帳面に書付させ見候所、打放し成り不レ申程之大損じ百六拾挺有レ之候、鄕村之儀を致ニ檢分一候に、狩りねらひを好み候百姓は、農業之仕形疎略に成り候故か、上獵師に身體宜きと申者無レ之由に候、然れ共猪鹿多候て作毛を强く荒し候時節には、獵師八百八拾三人之内、損じ鐵炮を仕替へ候て持ち傳へ候者六七百人も可レ有レ之候得共、猪鹿作毛を荒し候儀輕く成り候時節には、損じ鐵炮を仕替へ候て持傳へ候者四五百人ならでは無レ之筈

にて候、猪追詰め初り候年相改め候百六拾挺之大損じは其分にて仕替へ不ㇾ申、小損じ之中損じに成り、中損じ之大損じに成り候内にも、新鐵炮仕替候は少く、仕替不ㇾ申は多く可ㇾ有ㇾ之候、然ば猪追詰相濟候以後鹿狩り鳥打迄之用に鐵炮を持傳へ候獵師は二三百人ならでは無ㇾ之様に成り行可ㇾ申勢にて候故、御國張り鐵炮之儀より、雞知原町打之儀を御初め被ㇾ成、八百八拾三人之獵師皆々鐵炮を打覺候以前、貳匁八九分、三匁二三分之間之筒にて二三拾間、四五拾間之間之猪鹿を打覺へ候分計りにては、不時之備に可ㇾ難ㇾ成候間、段々一兩筒を張らせ町打爲ㇾ仕、今程新獵師之御仕立御自由に成り不ㇾ申御時節にて候故、新張り鐵炮段々相增し候を給人足輕に數挺預け置、其郷之町打之節獵師之名代に、獵師にて無ㇾ之者も相勤め、雞知原之町打にも心次第名代を差出し候格に成り候は、郷村之鐵炮不時の備へに成候段、以前狩りねらひを仕候者計鐵炮を打覺候類之儀にては有ㇾ之間敷と致二僉議一、杉村頼母殿へ御國張鐵炮之儀を申上候て被二仰付一、翌年丙戌之正月雞知原町打之儀を大浦忠左衛門殿へ申上候て被二仰付一候、忠左衛門殿、頼母殿御兩人にて御郡御支配御勤被ㇾ成候得共、御兩人之内より江戸上方へ御在番之節は、御郡方へ之御差圖御一人より被二仰付一候

一　寶永六年己丑四月、公儀より被二仰出一に、獵師鐵炮相續并增減之儀、鐵炮改方へ不ㇾ及二相窺一、御代官領主地頭可ㇾ爲二勝手次第一と被二仰出一候由、大浦忠左衛門殿、杉村頼母殿より被二仰渡一、其年中に新獵師を願候者貳百一人、願之通被二仰付一候、寶永七年庚寅之夏上使小田切靭負様、土屋數馬様、永

井監物樣、西國御巡見に付、其節之御郡役古川繁右衛門、中原九郎右衛門に、御郡先役陶山庄右衛門を當分被ニ差加一、上使郷村を御巡見被レ遊候節、御尋に及可レ申事之御返答之申上樣を、右三人より書付候て大浦忠左衛門殿、杉村頼母殿へ御窺申上、御差圖之上にて御宿亭主幷奉役村下知人に相渡し候覺書之內、鐵炮用銀之儀新張り鐵炮之儀を書付置候趣は

一　年貢公役銀之外に百姓之手前より納め候ものは無レ之候哉と御尋被レ遊候時、御返答可レ被ニ申上一候は、他國より郷村之浦々に薪船入來り候時、百姓ども薪を伐り候て賣渡し候直段、五尺繩にて三匁半を銀一匁に賣渡居申候處、拾ヶ年以前郡奉行差圖にて、三匁半を三匁に改め、半匁之分高直に成り、薪を伐り出し候村人は以前之通三匁半之直段にて代銀を受取り、半匁增之銀は府內にて郡奉行所へ納め申候、又大豆を他國に賣出し候には、大豆代銀之一割を商人方より郡奉行所へ納候故、其分之考を仕候て一割程下直に買申候、又觸番薪地領主之蔵所、其外諸役方へ薪を納め候公役銀之差引に成り、其薪以前は入用次第にて定數無ニ御座一候處、拾ヶ年以前より右之觸番薪何之郷に何百何拾疋と相定り、以前之入高より少し相增し、入用之外之薪を賣拂候代銀是又郡奉行所へ納申候、右三樣之銀を郷中用銀と名付け、獵師共之內困窮仕候て、冬春猪鹿を狩り候間之食用足り不レ申者共に合力申付候、又猪荒相止み鹿も少く成り候てより以來は、獵師共猪鹿を留候て賣拂候利分共以前より甚少く、鐵炮之仕替へ新張り等獵師共面々之力にては難レ成筈にて候と僉議在レ之、右之郷中用銀にて段々新張之鐵炮を調

候て、損じ鐵炮を持居候獵師共に相渡申候、又當國之儀信使來聘之節抔は、家中之人數多無レ之候て不レ叶事に御座候故、領中之年貢之程よりは家中之人數多く、年貢之餘計と申儀無二御座一、領主之勝手被二差閊一候時節など、郷村に大損毛有レ之とか、時行之病有レ之候ては、領主より如何程に被レ存候とも、救之力屆兼候筈にて御座候と郡奉行致二僉議一、右之郷中用銀にて郷々に作出し候籾を買調へ、郷藏と申す藏を建置候て段々蓄へさせ申候、郷中用銀之出し大形は右鐵炮代と籾代に成り申候、尤右兩樣之外にも郷中輕き用に郷中用銀を拂出し候儀有レ之候得共、其分は少し計之儀に御座候、猪荒止み鹿も少く成り候ても、鐵炮數減じ候ては鹿又段々と相增候て、麥之生立ちを喰ひ候害甚く成り、殊に當國は畠麥を蒔付け候時藻を敷き候故、鴉多く聚り候て藻を引出し麥種生じかね、又雉之麥種を掘り喰候害も有レ之、鹿を防ぎ候上に雉鴉之防ぎをも仕候に付、獵師鐵炮少しも減不レ申樣に郡奉行下知仕儀に御座候と御返答可レ被二申上一候事

一　獵師鐵炮之儀當國にて張り候哉、他國にて調へ候哉と御尋被レ遊候時御返答可レ被二申上一候は、以前新張りの鐵炮は堺又は筑前にて調へ、修覆も重き修覆は右兩所に遣し、輕き修覆は當國之鍛冶之内にて假修覆之仕形少々存居候者に爲レ仕候得共、新張り之仕樣を存不レ申候ては、輕き修覆も用に立ち候程に成りかね候處有レ之、殊に海上を越候て每度他國へ修覆に遣し候儀勝手不レ宜候故、以前より鐵炮之修覆を仕來り候鍛冶を堺に遣し候て見習はせ、四五年以來當國にて獵師鐵炮を張り申候、初は殊外

無調法に御座候得共、今程は少計り張り疊候樣に相見へ申候と御返答可レ被ニ申上一候事
右御返答之答書之內に相見へ候他國賣出之大豆代一割銀之儀は、纔二ヶ年行はれ候て其後相止み候得共、一度にても行はれ候儀は書記し候筈と致ニ僉議一、右之通記し置候

一 寶永七年庚寅八月廿四日、大浦忠左衞門殿、杉村賴母殿より御郡役中原九郎右衞門、中原傳藏、渡邊十郎左衞門へ御書付を以被ニ仰付一候は、御國張り鐵炮之儀只今之程に張り疊候ては、此後下知之道筋さへ疎略に成り不レ申候はゞ、永永迄致ニ相續一、御郡中之爲にも可レ宜事に候間、鐵炮張り初め候てより以來之儀を相考、平田類右衞門、陶山庄右衞門に相續之上にて、鐵炮細工人へ下知之次第、并八鄉村々へ鐵炮を預け候格預り候者、星打を勤候格迄惣體鐵炮之事に預り候程之儀は、少しも無レ殘樣に書付、其文體は御郡役中僉議之上にて相極候文體に仕、草案相認め差出候得、御吟味之上御奥書に右之通り以來迄之格に仕、少しにても改候儀は相窺候得と御書載被レ成候て御渡可レ被レ成候、鐵炮之儀鄉中用銀に闕へ有レ之候ては相調り不レ申事に候間、鄉中用銀差支無レ之格を委く書記し、八鄉用心糀之儀をも致ニ書載一候得之由被ニ仰付一、同年十月中原九郎右衞門御役被ニ差免一、代り役を平山左吉に被ニ仰付一候

一 庚寅十一月十五日、大浦忠左衞門殿より御書付を以被ニ仰渡一候は、鄉中用銀當時借し之帳面を御見屆け被レ成、帳面に相見へ候借し渡し之品々を御寫させ被レ成、御差圖之趣を其所々之奥に御書載被

レ成候て御渡被レ成候間、以來之當時借は右御差圖之通りに仕候得、鄕中用銀拂ひ捨り之儀は、鐵炮入目、弓之入目、鄕藏之籾ニ候代、觸番薪置處之番人給へ分計り拂出し、右四品之外は皆々當時借しに仕、只今迄之當時借し之銀致ニ返納一候內を相應に出除け、當時借し出銀と名付け、鄕中用銀之內にて拂ひ、捨り銀と當時借し用銀とを兩樣に立て置候得、家猪飼之入目は拂ひ捨りにて候得ば、此儀は來年信使迄に致し、其以後は鄕村に計り飼はせ候て、府內にて飼候儀を止めさせ候得之由被ニ仰付一、鄕中用銀當時借し格御差圖之御書付も、同日に御渡し被レ成候、當時借し御差圖之趣は、村中にて一人二人之病人人參を用不レ申候て不レ叶時節、自分之力にて調へ得不レ申候ば、親類緣者村中より相助候て人參代銀取り替へ申にて可レ有レ之候、鄕中用銀無レ之節は、人參代を御郡役所より取替へ候と申儀無レ之候、時行之病人食用不足には養生飯米被ニ成下一、療治仕候醫師へ之藥料、又は人參代迄も被ニ成下一、鄕中用銀初候てより以來も其格に成り居候得ば差支無レ之候、然處村中に一人二人之病人段々人參代之取替へを願出、鄕中用銀より借渡し候格廣く成り候はゞ、必鄕中用銀差閊へ可レ申候間、一村に一両人之病人又は怪我人、村中之力にて醫師外科を呼び下し候事之成り候は村中より呼下し、人參代も親類緣者村中より致ニ合力一相救ひ候得と申付、急に合力無レ成候はゞ、申出次第取替へに仕候得、右之類は取替へに不レ仕拂ひ捨りに仕候ても可ニ相濟一事に候得共、其格に成り候はゞ、親類緣者村中より醫師を呼下し、人參を調候事之成り候時にても、鄕中用銀之救を願ひ出可レ申候故、彌取替へに仕、三月より七月迄之

取替へは、八月蕎麥を作り仕舞候後、現銀にて成り共、薪にて成り共村中一同之力にて致二返納一、九月より翌年正月迄之取替へは、二月に致二返納一候格に申付け、若右之月切之返納難レ成候は六ヶ月差延べ、二月之返納前を八月に納、八月之返納前を二月に納め候得と申付け、右之願を仕候者は村下知人又は肝煎より手形を取り、八月切り二月切り村中之力にて可レ致二返納一候と書候て、差出候樣に兼て申付置候得、牛馬船農具等調へ用銀之借し渡を困窮村より願出候はゞ、其村之公役銀之內を一ヶ年相應に差免し候分を、其鄉之村々公役銀之高に割り付け候て出させ、困窮村を其鄉中より救候樣に申渡し候得、不時に不仕合せ成る儀有レ之候て借し渡しを願出候は、不時之病人養生用之格に致し、村下知人肝煎之手形にて願出、其年之八月、又は翌年之二月に村中より致二返納一候格に申付け候得、鄉中用銀無レ之以前御銀箱より當分取替へ、急用不二差支一樣に仕來り候程之儀は、以後迚も御銀箱より取替へ、返納無レ滯樣に申付、鄉中用銀より取替へ不レ申樣に仕り候得之由被二仰付一候

一　庚寅十二月十六日、御年寄中より御郡役奉行衆中へ御當て被レ成候御書付を御渡し被レ成候、右御書付之御條目は

一　先御代鐵炮御改之御法被二仰出一候節、御領中鐵炮改之役を島雄八左衛門に被二仰付一、然處當御代に被二仰出一候は、猪鹿狼多く田畑を荒し、人馬にもあたり候節は不レ及二相窺一玉込鐵炮にて打せ可レ被レ申候、目附に家來附置候儀幷に打留候數寄之書付不レ及二差出一候、玉込鐵炮免許之儀に候間、常には威し

鐵炮月切減し鐵炮向後不レ及レ願候、獵師鐵炮相續幷增減之儀鐵炮改方へ不レ及ニ相窺一、御代官領主地頭可レ爲ニ勝手一次第候、用心鐵炮、寄進鐵炮、商賣鐵炮、質物鐵炮、江戸之外諸國浪人所持之鐵炮、幷浪人稽古鐵炮三ヶ條は前々之通相心得、鐵炮改方へ相窺可レ被レ任ニ差圖一候、獵師幷荒候畜類打候外は、在々幷町方迄も猥に鐵炮打申間敷旨御代官領主地頭方にて常々遂ニ吟味一、毎歳一度ヅヽ、鐵炮改方へ證文可レ被ニ差出一候と被ニ仰出一候、依レ之今度御吟味之上御國八鄕之鐵炮改役を御郡役中之兼帶に被ニ仰付一候間、右公儀より被ニ仰出一之旨を相守、八鄕給人、足輕、獵師之鐵炮改を無ニ油斷一可レ被ニ相勤一事

一　給人、足輕、獵師、新獵師持來之鐵炮、幷御郡役所より預り候新張り鐵炮共に念入所持仕持來之鐵炮古く成候間新鐵炮を調候共、右之古鐵炮を自由に賣拂不レ申、持來之古鐵炮を誰方へ賣拂、誰方より新鐵炮を調へ候と申儀、御郡役所へ毎度遂ニ案内一候樣に堅く可レ被ニ申付置一事

右之通念入可レ被ニ相勤一候、以上

一　庚寅十二月十六日御郡御支配より、御郡奉行衆中と御當て被レ成候御書付御渡被レ成候、大浦忠左衛門殿御名之下に印判御押被レ成、杉村賴母殿御名之肩書に在京と御書被レ成候、右御書付之條目は

一　鄕中用銀は第一鐵炮用銀に被ニ當置一、新張鐵炮之格永々迄致ニ相續一、八鄕預り鐵炮之格町打之格、是又後々迄致ニ相續一候樣に念を入被レ致ニ吟味一候て、格式之條書に可レ被ニ記置一候事

一　八鄕給人、足輕、獵師、新獵師所持之鐵炮之數貳千六百挺より上には難ニ相增一人積りに候間、貳

千六百挺之數足ら候後は、毎年張出し候鐵炮之數程、以前より持來り之鐵炮之內にて古く成り損じたる鐵炮を御郡方に取寄、鐵炮鍛冶共地鐵に仕候樣に可ㇾ被二申付一候、古鐵炮損じ鐵炮迄、田舍に召置取散し候ては不ㇾ宜儀に候、只今迄も新鐵炮を預り候者持來り之右鐵炮は、御郡役所へ被二取寄一打放し成候迄は、新獵師に可ㇾ被二預置一候事

一 給人、足輕も無ㇾ之村々獵師、新獵師鐵炮之持樣麁相に無ㇾ之、取散候儀も無ㇾ之樣に常々念を入致二吟味一候得との儀は、村之肝煎より申付候分にては如何敷相見、給人も足輕も無ㇾ之村豐崎鄕にては大增、伊奈鄕にては葦見、御園、犬ヶ浦、久原、三根鄕にては津柳、木坂、狩尾崎、仁位鄕にては糸瀨、與良鄕にては久田、尾崎、安神、南室、小浦、根緒、黑瀨、竹敷、晝之浦、箕形、吹崎、久須保、緒方、犬吠、濃部合て貳拾五ヶ村と相見候間、右二十五ヶ村之肝煎は其身一代切之足輕に被二申付一肝煎役無二別條一致二交替一候はゞ、交替之後迄も足輕格に相勤譯官番之勤は被二差免一、其村中之獵師、新獵師鐵炮之持樣を御郡役所より差圖之通致二下知一候得と可ㇾ被二申付一候事

一 八鄕給人、足輕、獵師正月之町打を雞知原にて勤來候得共、此後は給人計久田原、雞知原兩所之內にて町打を相勤、足輕、獵師、新獵師は其鄕之內一ヶ所にて、二月八月兩度に町打仕候樣に可ㇾ被二申付一候、八月之町打之時は給人も同前に其所にて打せ可ㇾ被ㇾ申候、二月之町打之節は御郡役より一人被二罷下一候て被ㇾ致二檢分一、八月には手代足輕計りを被二差下一、奉役に相加り候て見屆候樣にと被ㇾ申付一、二

月之町打之節にても、御郡役三人之内一人當病等合有レ之節は、被二差下一不レ及候而手代足輕計り可レ被二差下一候、尤毎年同度之町打之節、鐵炮之數持様之善悪をも可レ被二相改一候、正月久田原、龍知原兩所之内にて拾人中町打之節は、毎度御郡支配可レ致ニ配分一候、八右にての町打は二町三町迄打せ被レ申、見上げは打せ不レ被レ申、平地見下げ兩様計り打せ可レ被レ申候、夏秋之作毛同前に出來能く豐年と申程之年には、翌年正月之町打を給人、足輕并に以前より之鳳凰迄龍知原にて打せ、新鐵師計り其鄕にて打せ候儀も可レ有レ之候事

右之條々無レ滯被二相勤一、末々之者迄能存寄候様に可レ被二申付一候、委細之儀は鐵炮格式條書に被レ致二書載一、此方へ可レ被二差出一候、此書付之宛所に各銘々之名を不レ致二書載一候は、各之内御役被二差免一候衆有レ之候ても、毎度書付を改候て相渡し候に不レ及、御郡役代々此書付之通に被二相勤一候様にと存候故にし候間、可レ被レ得二其意一候、以上

一　鐵炮之儀に付御郡御支配より御郡役中へ被二仰渡一候趣、右に書記し候通にて候故、中原傳藏、平山佐吉、渡邊十郎左衛門より平田直右衛門、陶山庄右衛門に申談、御國暇之鐵炮仕り候てより以來之次第を相考、以後永々相續之道筋を致ニ會議一、條目を二十に分候て左に書記し候

鐵炮格式僉議條目之次第

一　鐵炮中り外れ幷仕掛僉議之事
二　鐵炮中り打見込樣僉議之事
三　巢中直し方幷中り打度數之事
四　損じ鐵炮掛目不足之鐵炮之事
五　中り打荒打前後之次第之事
六　中り打荒打之節用心之事
七　筒之長さ大さ町日當居候所僉議之事
八　巢中目當て鑄形星角墓法式之事
九　鐵炮御國張堺張り迯口之事
十　筒鑄形寨金具直段之事
十一　鐵炮細工人相應之數之事
十二　鐵炮細工人身體相續之事

鐵炮格式僉議條目　上卷

鐵炮中り外れ幷仕掛僉議之事

一　寶永二年乙酉之春、御郡役平田類右衛門、陶山庄右衛門御國張鐵炮之儀を、御郡御支配杉村賴母殿に申上、鍛冶棟梁小田孫三郎を堺へ差遣て鐵炮之張り樣を見習はせ、孫三郎致ニ歸國一候て張初め候は同年六月にて候、寶永七年庚寅六月に致ニ僉議一候は、御國張鐵炮之儀二三年以前迄は別て未熟に有レ之候故、六間出合之中り打之節、巢中之曲にて中りかね候を、巢中にては直し不レ申、目當にて直し候て中り極め置候筒も可レ有レ之候、左樣之筒は何十間と申に成り候ては遠切れ仕筈にて候故、鄕村に預置候鐵炮を取寄、近き頃張出し候て、未だ預け申ざる鐵炮共に、久田にて六十間落合を打せ中り之程を相檢候段可レ宜と致ニ僉議一、其趣御郡御支配へ申上其通に仕候得之由被ニ仰付一、就レ夫六月廿八日堺張り之御筒三挺六拾間之中り打を被ニ仰付一、堺張之御郡方筒二挺、御國張之筒七挺出レ之、御鐵炮之者三人幷三原半左衛門鐵炮細工人等久田に罷越、臺共に〆臺にて中り打仕候、御鐵炮三挺之内二挺は二放し宛、一挺は四放合て八放之内、三放は一尺五寸より内之切れ、五放は一尺五寸五分以上之切れ、堺張之御郡方筒二挺二放宛合て四放之内、四放し共に一尺五寸五分以上之切れ、御國張之筒七挺之内、六

挺は二放宛、一挺は四放し合て十六放し之內、十放しは一尺五寸より內之切れ、六放は一尺五寸五分以上之切れにて候、臺共〆臺にして打ち候計にては、試み相極り不レ申と致ニ僉議ー其趣を申上、同月晦日御郡奉行中原傳藏、御徒士目付長留彌八兵衞、御鐵炮役手代村田正八に御鐵炮之者五人、幷三原半左衞門も被ニ差添ー、御鐵炮十挺之中り打を臺共に〆臺に仕掛候て、一放宛筒計り〆臺に仕掛け候て、一放宛筒計り砂臺に仕掛候て、一放宛打せ候得と被ニ仰付ー候、臺共に〆臺に仕掛け候十放し之內、四放しは一尺五寸より內之切れ、六放しは一尺五寸五分以上之切、筒計〆臺に仕掛け候十放し之內、九放しは一尺五寸より內之切れ、一放は一尺五寸五分以上之切れ、筒計砂臺に仕掛候十放之內、四放しは一尺五寸より內之切れ、六放しは一尺五寸五分以上之切れにて候、同年八月十八日御郡御支配大浦忠左衞門殿、杉村賴母殿久田に御越被レ成、御郡役より渡邊十郎左衞門罷越し、御筒五挺御國張之筒十挺之中り打を、筒計り〆臺にて御打せ被レ成、御筒五挺之內四挺は一放宛一挺は二放合て六放之內、三放は一尺五寸より內之切れ、三放は一尺五寸五分以上之切れ、御國張之筒十挺三放宛合て三十放し之內、十三放は一尺五寸より內之切れ、十七放は一尺五寸五分以上に切れにて候、右三度之中り打にて相考候に、堺張之御筒にては、筒計り〆臺に仕掛け候方切れ少く、御國張之筒にては、臺共に〆臺に仕掛け候方切れ少く候故、兩樣之仕掛何れを勝れ候共難レ極候得共、堺張り之御筒之切少き仕掛を宜きに相極可レ申儀と致ニ僉議ー、以來六十間中り打仕掛け之定格に仕せ候、砂臺之儀六間出合之中り打には

用來候得共、貳分掛にて藥之勢弱く、筒之動ゝ少く候故別條無レ之、六十間之中り打は五分掛りにて、藥之勢強く、筒之動き多く候故中り不レ宜にて可レ有レ之と致二僉議一、以來六十間之中り打は砂臺を用不レ申格に仕らせ候、中り之格之儀一尺五寸より內之切れは三尺之丸に入、一尺五寸五分以上之切れは三尺之丸を外れ候故、御筒之切れ之程をも相考候上にて申上候は、六十間之所にて五放し三尺丸に入り候は、不圖近寄候とは雖レ申、五放トに貳放しは、見込之違にて近寄不レ申儀も可レ有二御座一候間、以來御國張り之鐵炮六十間之中り之格は、五放に三放し三尺之丸に入り候を中りに極候格に被二仰付一度候事と申上、其格に仕り候得ト被二仰付一候、以前六間出合にて中りを極め候時之格は、三放し續候て一寸五分之黑に入り候を中りに極め、一放し目三放し目五放し目之黑に入り候は、三放し續不レ申所より中りに不二相極一候得共、六十間之落合にて中りを極め候格に成り候に付、以前之格を相改候

鐵炮中り打見込樣僉議之事

一　庚寅之秋六十間中り打之節、見込之仕形は六十間之所に六尺角之幕を張り、幕之內に差渡し三尺之丸を出し、丸之內に六寸角之黑角之內に、三寸之白之丸を出し候て見込之目當に仕り、每朝打初め候所に、〆臺に仕掛候筒之口當之盤にて、三寸之白を闇に見込置、又十間之所に紙を張り、一寸五分之黑星を出し、黑星之中を丸く切り拔候て、六十間之所に三寸之白見通し置、又六間之所に紙を張り、

一寸五分之黑を出し、黑之中を丸く切り拔候て、十間之所に黑星之中之切拔きと、六拾間之所之三寸之白を見通し置、其上にて十間之所之黑星之中之切拔を裏より紙にて張り、六間之所之黑星之中之穴より右之紙にて張り候白を目當に致し候て、見込中り打を仕る、毎日放し數を多く打ち、度度に六十間之所を目當に見居へ候ては、目之疲有ㇾ之由申候故、右之格に仕候得と申付候、見込之儀最初は三原半左衛門差圖にて、六寸之黑之角之内に有ㇾ之三寸之白之丸を半月に見候て打候、其後聞合申候に、鐵炮之流に依り六十間之所にては、六寸之黑を闇に見候て打候由に候故、其趣を半左衛門に相尋候處、半左衛門申候は、其身稽古之流にては、六十間之落合にても六間出合格にいたし、六寸之黑を半月に見候て打候法にて御座候、然共六寸之黑を闇に見候て打候儀、何れ之流に致候ても法に違候儀とは可ㇾ難ㇾ申候由申候、六間之出合六十間之落合と申す詞にて相考候に、六間之時星之眞中に當て候上は、六十間之時も星之眞中に當て可ㇾ申道理と相見、半左衛門稽古之流にて、六十間之星も半月に見候と申候段、道理勝れ候樣に相聞、此度之中り打は六寸之黑之角三寸之白之丸を用候故、鐵砲細工人共に三寸之白を半月に見候と、闇に見候との兩樣を試みさせ、兩樣之内何れを見安く覺候哉と相尋候處、三寸之白之丸を〆臺之筒之目當て之盤にて闇に見隱し置、其上にて六間之所に有ㇾ之一寸五分之黑星を、〆臺之筒之目當之盤にて半月に見込、矢倉は半月之眞中に出候樣に見込候得ば、見込成り安く候由申候、それ共に法に違候儀を仕らせ可ㇾ申樣は無ㇾ之候得共、半左衛門申分も前に書載有ㇾ之通にて候故、法

に違候と申程之儀にて無ㇾ之候はゞ、細工人共見込之成り易き樣に極め候方可ㇾ宜と致ニ僉議ㇾ、此後も其格に仕候得と申付候、殊に此度僉議之上相極め候て、六十間之所に出し候角星は、六寸之黑之角三寸之白之丸と申す法に致し候故、右三寸之白之丸を闇に見隱し候て打候得ば、六寸之黑を闇に見隱し候と、六寸之黑を半月に見出し候と兩樣之間を用候に成り、半左衞門稽古之流とは、當て所之上り下り一寸五分程之違ニて候、角黑之儀何れ之流にても、六十間之所は一尺二寸を角六寸之黑と相定り居申候由に候得共、御國張り之筒六十間之中り打は、六尺角之幕に三尺之丸を出し、其丸に入り候を中りと名付候故、一尺二寸之角を六寸之角に仕らせ、六寸之星を三寸之星に仕らせ候

一　六間之所之一寸五分之星、六十間之所之三尺之丸を一度に見込候て中り打仕候に、六間之所にて星に入り不ㇾ申、六十間之所にて丸に入り候儀有ㇾ之、六間之所にて星に入り、六十間之所にて丸に入不ㇾ申儀有ㇾ之由申候に付、六間之所にて五放し共に星之眞中に入候ても中りに極め不ㇾ申、六間之所にては五放しに三放星に入不ㇾ申候共、六十間之所にて五放しに三放し丸に入り候はゞ中りニ極め候得と申付候、六間之所にて五分七分抔星之外に出候ても、六十間之所にて丸之内に入候筒にて候得ば、十間二十間之所にて雉を打ち、三十間四十間之所にて鹿を打候用に立ち不ㇾ申と申程之筒にては無ㇾ之、六間之所にて如何程細かに中り候ても、六十間之所にて遠切仕る筒は、二十間三十間之所にても其積り程切れ申筈にて候故、二町三町抔打候には猶以遠切仕筈にて候、殊に大形は六間之所にて星に入不

レ申候ては、六十間之所にても丸に入不レ申由に候故、巣中目當之様子にて、右之通り之違目之筋稀れに有レ之候ても、六十間之所之中りを用置候段可レ宜と致二僉議一、其格に相極候

一　六間之所之一寸五分之星、六十間之所之三尺之丸を一度に見込候て中り打仕候に、六間之所にては星之左りに中り、六十間之所にては丸之右に中り候儀有レ之、又六間之所にては星之右に中り、六十間之所にては丸之左に中り候儀有レ之候、其道理を三原半左衛門へ相尋候處、右之通之儀有レ之候は巣中目當之様子にて無レ之、中り打之見込仕候節、筒之本之方少し計り左に依り候は、六間之所にて星之左に中り、六十間之所にて丸之右に中り、筒之本之方少し計右に依候は、六間之所にて星之右に中り、六十間之所にて丸之左に中り候筈にて候由申候、六間之所にて一寸五分之星を外れ、六十間之所にて三尺之丸に入り候に、右之道理も可レ有レ之様に相見へ候

巣中直方并中り打度數之事

一　庚寅之秋六十間中り打之節、中り不レ申筒を直し候に、譬ば五放之内三放しは眞中より二尺押し手に切れ、二放しは眞中より二尺五寸押し手に切、押手切れ之筒と相極候上にて直候に、二尺切貳尺五寸切れと名付け候て直し候得ば、切れ之程を大分と覺候故歟、直し方强候て直し過し候事有レ之候、一尺五寸切れ迄は丸之内に入候て中りに成り候所を用ひ、其外之切れを五寸切れ一尺切れと名付候て直し候得ば、切れ之程を少し計りと覺候故か直し過し無レ之、又譬ば一尺切れと名付候筒を一度に直し候

心にては、直し過し有レ之候故、三四寸宛二三度に直し候心にて直し候得ば、早く直し當て候由申候、依レ之右之仕形を以後迄之格に仕候得と申付候、又初度之五放しに一放丸に入、三放四放し丸に近寄り候は、見込玉相にて之違も可レ有レ之と相考候て、巣中を少しも直し不レ申、見込玉合に念を入れ候上にて重ね打仕、又左右之通りは好く候ても、下り多く候は藥のしめりたるを用ひ合せ候儀可レ有レ之と相考候て、巣中を少しも直し藥を致二吟味一候て重ね打仕、又五放しに一放二放丸に入候ても、其餘之三放四放遠切致し候は、巣中を隨分致二吟味一、曲を直し候上にて重ね打仕、又切れ之方不レ致二一定一左右に切れ候は、一方に切れ候迄打詰、切れ之方定り候上にて巣中を直し重ね打仕候段宜候由申候、依レ之右之仕形をも以後迄之格に仕候得と申付候、又初度之中り打は、中り之多少に構ひ不レ申五放し打詰、左右上下に切れ候歟、一方に切れ候歟をも相考候、初度之中り打に五放しに三放中り不レ申筒を重ね打仕候時、三放續にて中り不レ申候は、三放しを一度に相極、一放目二放目中り不レ申、三放目中り四放目中り不レ申候は、五放目に中り候ても三放中りに成不レ申候故、四放を一度に相極、重ね打之時にても、三放續け候て中り候歟、又は四放之内二放中り候は五放迄打詰させ、此段も以後迄之格に仕候得と申付候又同じ筒を續けて二度三度重ね打仕候儀最初は禁候得共、即時に少し直し候はゞ直り可レ申と心付候筒は、早速に直し候て重ね打仕候方可レ宜と申、見込之違にて可レ有レ之哉と心付候筒も早速に重ね打仕候方可レ宜と申、右申候通りに仕らせ候得ば、彌其仕形宜く相見、其上筒之癖を樣し候爲めにも、日を

替候て十放十五放打候よりは、即時に續け候て十放十五放打候方宜きと相考候故、以後ともに即時之重ね打を心次第に仕候得と申付候、庚寅之秋中り相極候鐵炮二百十一挺之內、初度目に中り相極り候筒七十二挺、二度目に極り候筒四十五挺、三度目に極り候筒四十挺、四度目に極り候筒二十五挺、五度目に極り候筒十六挺、六度目に極り候筒五挺、七度目に極り候筒五挺、八度目に極り候筒三挺、右二百十一挺之放し數三千三百〇一放之內、錐操中り九放、角中り六十七放、三尺丸入り千〇九十一放、六尺之幕入り千七百〇六放、幕外れ五百〇四放にて候、右二百十一挺之內、五十挺は閏八月一ヶ月之中り、百挺は九月一ヶ月之中り、六十一挺は十月朔日より十五日迄之中りにて候、筒之曲ミを直し候仕形段々功者に成り候故と相見へ候、右二百十一挺之內、以前鐵炮を張り候て其後相止め候者共之張り出し置候筒は外れ多候得共、不二相替一張り來候者共、段々と巢中之曲ミを直し候上にて中りに相極候

一　辛卯二月に張出し候筒之內、或は五放しを一度に致し、或は三放四放を二度に致候て、十度目に中り相極り候筒一挺有レ之候、如何樣之儀にてヶ樣に中りかね候哉と致二吟味一候處、筒之惣體に出來惡きと相見候處も無レ之、巢中を隨分吟味仕らせ候ても、巢中に惡敷所も見出し不レ申候、就レ夫致二僉議一候は、鐵之內に別て堅き鐵交り居、其所巢之表に有レ之候得ば、色を付け候ても其所計付きかね、石之內に別て堅き石交り居候と同じ道理にて候故、巢中に有之堅き鐵之所有レ之、玉之出候時其堅き鐵にすれ候て、中り打に中りかね候事も可レ有レ之候、五放に三放之中り十度目に極り候ても、又中り打仕候

はゞ、五放しに三放は中り不レ申候にて可レ有レ之候間、ケ様之筒は錐を通し巣中を玉口一分廣め、四匁五分之巣中を四匁六分之巣中に致し、又中り打仕らせ候て試み可レ申儀と致二僉議一、其通に仕らせ候處、五放に三放中り、二放中り不レ申候ニ、三尺之丸に近寄候て遠切れ不レ仕候、依レ之以後巣之總體にも、巣中にも申所無レ之筒之中り兼候は、右之格に仕候得と申付候

損じ鐵炮掛口不足之鐵炮之事

一 庚寅之秋六十間中り打之節申付候は、巣中之曲有レ之候て中り不レ申筒は、隨分巣中を致二吟味一候て、幾度も直し中り相極候樣に仕候得、弱有レ之筒は中り宜候ても難レ用候間、少にても無二心元一所相見候はゞ、前以荒打相濟居候筒にて候得共、中り打を不レ仕前に荒打仕、其上にて少しも損じ不レ申時中り打仕損じ、筒之內にても少し計煙り之吹候所有レ之候は、此度之中り打相濟候後、鐵炮家にて修覆仕損じ多く、修覆成り兼可レ申と相見候は則燒候て打平め、掛目五百五十匁に及不レ申筒は、是又中り打不レ仕燒候て打平め、地鐵に仕らせ候格に申付候、右之通に申付候て、久田に差下し候筒二百九十挺之內、庚寅閏八月朔日より十月十五日迄之樣ニ打に打詰不レ申、辛卯之春打詰候筈に仕置候、筒五十九挺有レ之、損じ鐵炮幷掛目五百五十匁に及不レ申鐵炮二十一挺有レ之、前以用に立不レ申に相極り居候筒十一挺に、右之二十一挺を合て三十二挺にて候、庚寅之秋打詰不レ申筒五十九挺と、其節久田に下し不レ申筒百〇三挺と合て百六拾貳挺を、辛卯之春打極候時無二心元一所相見、荒打仕候て損候筒、又は掛

日五百五十匁に及不レ申筒、其外五放に三放之中ゟ濟かね、度々直し候上にて弱み出來候て損候筒三樣之總數、譬ば七十挺程有レ之候得ば、庚寅十月十五日迄之損じ鐵炮掛日不足之鐵炮三十二挺に合せ候て百挺程の拵りにて候、然ば總高四百五挺之內用に立候筒三百挺餘有レ之、百挺程之代銀費と相見、其費を以新規に鐵炮を張習はせたるに成可レ申候、是又筒之掛日之儀最初鐵炮鍛冶中に申付候格式之覺書に、六百五十匁より八百匁迄と書載有レ之候處、六百四十匁より下之筒有レ之候段格式に違申たる事に候、右之通に有レ之候ば、堺張り之古筒御家中より之賣拂に成候を、鐵炮鍛冶買調或は損じ候處を致二修覆一、或は三尺に足り不レ申筒を卷き繼ぎにて三尺に足、右賣拂之筒には一兩巢少く、二匁八九分より三匁二三分之間之筒多く有レ之候故、二匁八九分之筒之巢中を廣め、一兩巢に仕直候ば筒之掛目四百九十匁五百匁程にも成り、三匁二三分之筒を右之通に仕候は、掛目五百三四十匁とも成り候と相見候、又一兩巢之古筒巢中廣く成り居候を買調候は、筒を打縮め候て巢中を納め錐を通候て一兩巢に仕成候と相見、庚寅之秋久田に差下候鐵炮二百九十一挺之內、堺筒之仕直し鐵炮二十九挺に相極り、右之類之仕形故六百五十匁より八百匁迄と申掛日之法に違居候筒有レ之候、然共五百六十匁以上の筒は一兩巢に致候ても差立て手弱きとも相見不レ申候故、五百五十匁以上にて損無レ之中ゟ相濟候は其分にて用置、五百四十匁以下は損無レ之候ても、中り好候ても用不レ申筈と相極め、掛日を改め候上にて、則燒き候て打平めに仕候得と申付候、新張之筒は藥持之所五寸程を卷かせ候格に申付、卷張りを足輕に見屆させ候故、

足輕檢分之筒數と御郡方に納め候筒數を相考候て、數之違無レ之樣に仕候格に相極、御郡方に納候時足輕檢分之筒數に增候分と、掛日六百五十匁に及不レ申分は手代中請取不レ申、一月に何挺張りと極置候て定數之外には一挺も請取不レ申、來月分之內を當月納め候と申儀一挺にても成り不レ申格に極候はゞ細工人共右之通り之不調法は仕得不レ申筈にて候處、平田類右衛門、陶山庄右衛門最初に定め候格式疎略成有レ之、其所より細工人共之無調法も出來候に相見候、久田にて六十間之中り打之節、放し數重り候て損候は、金右之奥にて荒打之時分無二別條一筒にても可レ有レ之候得共、筒之面に無二心元一所有レ之候を、中り打不レ仕前に荒打致候て損じ候は、金右之奥にて之荒打無レ之筒に極り不レ申候ては不レ叶事に候故、其所は荒打之檢分に罷出候手代役之內、檢分之不沙汰成も有レ之たる故と相見候

中り打荒打前後之次第之事

一 鐵炮中り打荒打檢分之仕形、最初より中り打を先に見屆、荒打を後に見屆候格に相極候は、荒打を先きに見屆候ては、中り打之節巢中之曲を直し候筒などは、筒に張み出來候儀も可レ有レ之候故、中り打を濟置候て荒打仕候方可レ宜致二僉議一相極たる格にて候、其後段々吟味之上にて聞屆候に、中り打は中鑢清鑢迄を相濟、定目當を居へ候上にて之事に候故、巢中之曲にて中りかね、巢中を直し候て中りに極り候時は、八角之角並に曲出來、八角之曲を摺直候には、又荒鑢より仕掛候て、中鑢清鑢迄仕直候に付手間之日數相增、心入之惡き鍛冶は右之手間入之相增候處を難儀に存、中り打相濟候上にて

又巣中を放し直し、八角之角並と成候樣に致し置たるも有ㇾ之、久田にて六十間之中り打に遠切之筒有ㇾ之候は、其類之筒にて候由聞屆候、右之通に仕候は惡敷所存にて候得共、實は最初格式之立樣不ㇾ宜所より起り候事と相見候、就ㇾ夫僉議之上にて相極候は、堺にて之中り打は荒打相濟候後、八角之角並を極不ㇾ申、日當を居へ候一筋計相極、右一筋之上に假日當を居へ、假日當にて中り打仕、巣中之曲をも直し、中り相極り候上にて八角を極め申由に候故、御國之新張鐵炮も堺之仕形之通に致し試み、中り打を假り日當にて打ち、六間之出合能く中り候上にて、八角を中鏟迄相濟、定目當を居へ、檢分を請け荒打仕、翌日は錐を通し巣中をさらへ、又翌日檢分を請け、六十間之中り打仕、荒打に少しにても損候處有ㇾ之候は中り打を差延、損候處を直候上にて又荒打仕、別條無ㇾ之時六十間之中り打仕、六十間にて中りかね錐を通し候迄にて中り候は其分に相濟、放直し候て中り候は即時に又荒打仕、宿にて錐を通し可ㇾ申と細工人持返り候は放直に不ㇾ仕候ても、翌日中り打相濟候上にて荒打仕候樣に相極候、又以前之中り打之格中り濟候筒は、黑印を打候格にて候得共、一挺每に黑印を打不ㇾ申、中り相濟み筒を檢分人之目前に置不ㇾ申、其日之中り打を仕廻候上にて、一度に黑印を打候儀も有ㇾ之候故か、譬ば七挺之內五挺中り相極り候得ば、右五挺之鐵炮を未だ中り打不ㇾ仕二挺之鐵炮有ㇾ之所に置、二挺之內を取り來りヶ樣にいたし候て、中り相濟居候五挺之內を取來り、最初より中り候樣仕候事も有ㇾ之、久田にて六十間之中り打に遠切れ之筒有ㇾ之候は、右之類之筒にて可ㇾ有ㇾ之由聞屆候、依ㇾ之此後段々

張出し候鐵炮中り打檢分之格は、中り相濟候筒之前目當之穴に紙を通し候て封じ、下知人と目付と相封印いたし、其節中り打仕候鐵炮を不レ殘打仕廻候上にて、封を切り細工人に渡し候格に相極候

一　新張鐵炮之樣しは中り打計仕、荒打は不レ仕候方宜きと申說も有レ之候、其故を承屆候處、鐵炮之儀度々打候て鐵煉候得ば、彌重込にても損じ不レ申、新筒之練れ不レ申候を彌重込之格にて樣し候得ば、少之瑕にても損に成り、損不レ申候も筒之弱みと成り候と申に事候、然共堺筑前之鐵炮も念入候は、皆々强藥にて荒打之樣有レ之由に候故、其例に仕候方可レ宜と致二僉議一、殊に新筒を度々打不レ申、鐵練合不レ申內に彌重込儀有レ之間敷共難レ極候故、猶以彌重込之樣仕候方可レ宜と致二僉議一、其格に相極候

中り打荒打之節用心之事

一　新張鐵炮之中り打荒打に付、危き儀三度有レ之候、乙酉之秋金石之奥にて的山に當て荒打仕候に付、捻拔候て打場之後に有レ之石垣に當り、其場に數人立並び居候間を通り候て的山之內に飛び候、依レ之其後蓬艾を以口藥を掩候、蓬艾之上に火を移置、其場を退き候跡にて通し候格に仕來り候、然れ共右之通にては廻し遲く候迚、庚寅之秋久田にて荒打仕候節は、三原半左衛門差圖を得渡し火と申儀を仕、以後共に其格に致し候得と申付候、又庚寅之秋久田にて六十間之中り打に藥持之所を吹破り候筒有レ之前目當飛失せ候、其前目當火を移候者之方に飛び不レ申候故別條無レ之候、捻之拔候時之用心火口之飛候時之用心には、筒之末之方と筒之右之方より火を移不レ申、其分にて別條無レ之と存居候處、

前日當之飛候は用心之外之事にて候、依㆑之及㆓僉議㆒火口之邊より筒口迄を三方より覆候樣に一寸板にて覆ひを拵へ、筒之上と左右と五六寸程明き候樣に致し、以前より之仕來り之通り、筒之左より火繩を竹に挾候て火を移候はゞ、假令前日當飛候ても、玉之出捻之拔け候樣成勢にては無㆑之筈に候故、一寸板を以防ぎ不㆑申筈は有㆑之間敷と致㆓僉議㆒其格に申付候、又庚寅十月十五日久田にて六十間之中り打を仕廻候日に、火口に火を移候者何ヶと申事仕居、星場之者に只今打候と申通じ、聞屆候と呼はり候時火を移し候格を致㆓失念㆒候て打放、幕之玉目を紙にて塞ぎ居者危き事に逢候、此後は火口に火を移し候時分に、何事にても申事を堅く禁じ、只今打放し候と申掛け、星場之者竹之葉に紙を付けたるを立候時打放候格申付候、且又久田にて中り打之節、星場之者之隱れ候石垣慥成石垣にて無㆑之候故、高六尺長さ二間に石垣を築せ、打壞に向きたる方に土を持掛け芝を敷候得と申付候、又今程張出し候筒は捻之拔け候と申儀無㆑之候得共萬一之儀難㆑量、其上以前に張り候筒之內、百六十二挺は辛卯之春六十間之中りを打極候筈にて候故、其內には捻之拔候筒も可㆑有㆑之候、久田にて之中り打場は後ろに石垣無㆑之候故、飛戾り候氣遣は無㆑之候得共、遠く飛候て行掛り候者怪我可㆑仕も難㆑量候に付、打場之後ろに高さ四尺長さ一間之石垣を築き、打壞に向たる方に土を持掛け芝を敷き、拔け候捻は其土之內に入り候樣に仕候得と申付候、又鐵炮屋敷にて六間出合之中り打に玉之戾り候儀二三度有㆑之候は、玉桶にいたし候松板之節に中り候時之事にて候由申候、二分掛之藥故打拔不㆑申候て戾り、其

戻り候勢も弱き筈に候得ども、其分に仕置可レ申儀にて無レ之候故、玉柄之板に節無レ之木を用候得と申付候

筒之長さ大さ町目當居へ所僉議之事

一 筒之儀長く候程中り易く、短く候得ば中り難く、巣中之儀大きなる程中り弱く、小く候得ば中り弱き由に候得共、五六匁之巣中にて長さ三尺三四寸も有レ之筒を持抱へ、五分掛り藥にて打放し候事大體之男にては難レ成、一兩巣合にて長さ三尺程有レ之筒を五分掛り之藥にて打放し候儀は、大體之男にても一ヶ年に十放宛成共打候て打覺候筈と相見、尤鐵砲足輕と相極り候て平生鐵炮を打習候者、十匁之筒にても打覺可レ申候得共、鐵炮之數を增し候爲に百姓の內より仕立候獵師は、鹿狩り鳥打を心掛候にても無レ之、一年に兩度之町打を勤、兩度之町打に罷出候前に三放程之稽古打仕迄にて候得ば、鐵炮足輕之樣に打覺可レ申樣無レ之候故、大體之男之持抱打放し候程之筒に相極不レ申候て宜る間敷と致二僉議一、長さ三尺〇三分之一兩筒に相極候、三尺に極め不レ申、三尺三分に極候は、三原半左衛門申分に、前目當之前角より筒之本之口迄五寸、前目當之前角より先目當之先角迄二尺五寸に仕、分厘之端無レ之矢倉算用にも、厘毛之端無レ之三尺之筒に致し候ては、前目當先目當之間に分厘之端有レ之、矢倉算用に厘毛之端有レ之由申候を用候て之儀に候事

一 二町三町之目當を筒に仕付置、常には矢倉にて打覺させ、若し矢倉を取り落候節有レ之時之爲め

に、町目當の露をも入まぜ置可レ申との儀にて町目當之居へ候所及二僉議一候、三原半左衛門稽古之流貳町目當之法は、前目當之上に二分五厘之矢倉を掛候積にて、前目當之上端より先目當之上端之下貳分五厘之所に糸を張り、其糸之當り候筒之上角の眞中に露を入、三町目當之法は前目當之上に四分二厘の矢倉を掛候樣にて、前目當之上端より先目當之上端之下四分五厘之所に糸を張り、其糸の當り候上角之眞中に露を入候法にて候、別之二流之二町目當は四分五厘之矢倉、三町目當は九分五厘之矢倉にて候、依レ之庚寅十一月九日鐵炮細工屋敷にて裏星を打せ候處、二町目當に二分五厘之矢倉を掛、三町目當に四分二厘之矢倉を掛候法は、二町之裏星三寸一分之上り前之處三寸六分上り、三町之裏星六寸二分上り前之所違無レ之、二町目當に四分五厘之矢倉を掛、三町目當に九分五厘之矢倉を掛候法は、二町之裏星五寸六分上り前之處に七寸六分上り、三町之裏星九寸上り前之處に一尺五寸四分上り候、右之分にては裏星之中り所前之法違目無レ之、後之法は違目有レ之と相見候得共、二町三町之所を打せ不レ申、裏星ばかりにて極候段は不慥に候故、同月十四日十五日兩日久田原にて山峯に當て二町三町之幕を打せ候、貳町打之儀半左衛門稽古之法にては一放し、目幕より前十間程之所に下り、二放目幕之上を越ず三放目幕之中通り引手切れ、右三放は藥二匁矢倉二分五厘、四放目幕之中通り眞中より七尺切、五放目幕之上端を越、六放目幕之中通り引手七尺切、右三放は藥貳匁三分矢倉貳分五厘、七放目幕入り引手三尺七寸切、八放目幕之上端通り押手切、右二放は藥二匁矢倉三分五厘、又一流之法にては、

一放目幕之中通り引手切、二放目幕入引手貳尺切、三放し目幕之上端通り押手九尺切、四放目幕入押手五尺切、五放目幕入引手一尺切、右五放は薬二匁矢倉四分五厘、三町打之儀半左衛門稽古之法にては、一放目幕之上端を越す、二放目幕之中通り引手七尺切、三放目幕之下端通り押手三間切れ、四放目幕之中通りより一丈程下り引手九尺切れ、五放目幕之中通り引手二間切、右五放は矢倉四分二厘薬貳匁三分、六放目幕之下た通り八間程前之地闘に中る、右一放は薬二匁矢倉四分五厘、又一流之法にては、一放目幕入引手三尺五寸切、二放目幕之中通り押手十間切、三放目幕之上端通り押手五間切、右三放は薬二匁四分矢倉九分五厘、四放し目幕之中通押手八尺切、五放目幕之下端通り引手二間切、右二放は薬二匁矢倉九分五厘にて候見込之儀、半左衛門稽古之法は、竪七尺二寸之幕を四ツに割候三節目之節より上へ一尺八寸之所を目當に致し、又一流之法は中之節を目當に致し候、右之通試み相濟候上にて、半左衛門申分を聞屆候に、町打にて薬を增し、二匁より上之薬に致し候ては、常に鐵炮を打習ひ不ㇾ申者は抱打成兼候も有ㇾ之由申候、然ば二匁に越候薬にては並獵師共打放を快く仕得不ㇾ申、其段第一之間と相見候故薬を二匁に相極め、矢倉は町打之試好き屆候を用ひ可ㇾ申事と致二僉議一候上にて、半左衛門に相尋候は、幕眞中より一尺八寸上を見込候迄幕之眞中を見込候との違目を、矢倉違候時如何程之違に成り候哉と相尋候も、矢倉にて高め候時四厘二毛の增しに成り、二分五厘に合せ候て三分九厘二毛に成り候由申候、三分九厘二毛と四分は八毛之違にて、目當を入候時糸を張り候見分け明

白には無ㇾ之筈と相見候故、八毛を増候て四分之矢倉に致し、二町目當は前目當之上端より先目當之上端之下四分之所に糸を張り、其糸之當り候筒之上角之眞中に露を入、三町目當は前目當之上端より先目當之上端の下九分五厘之所に糸を張り、其糸之當り候筒之上角之眞中に露を入候格に相極め候

集中目當鑄形星角幕法式之事

一　集中目當鑄形星角幕之法式を、三原半左衛門より鐵炮細工人に敎へさせ候次第、左に書記候

一　目當之法筒之目間二尺五寸有ㇾ之、前目當之高さ中墨より辻迄八分五厘有ㇾ之候得ば、先目當之高さ中墨より辻迄七分九厘五毛に成り、八分有ㇾ之候得ば七分四厘八毛に成り、七分五厘有ㇾ之候得ば七分一毛に成り、七分有ㇾ之候得ば六分五厘四毛に成り候、中墨を見候には筒之中に集中一盃之丸木を入、丸木之口に十文字に墨を引候て、其眞中を中墨と極め候檢を仕付候後に中墨を極め候時は、右之丸木檢之方に當り候所計を少々細く致し置候事

一　前目當筒之中墨より目當之上迄八分五厘、先目當筒之中墨より目當の上迄八分、前目當之前角より先目當之先角迄二尺五寸有ㇾ之筒にて出合を知り候算法は、先目當之高さは前目當に五厘之劣、其劣り之五厘を以先目當之上より筒之中墨迄八分有ㇾ之を割候得ば一六に成候、此一六を目當二尺五寸に掛候得ば四丈に成り、是を一間之法六を以て割候得ば六間四尺之出合と相知候、筒之大小長短共右同前之算法にて候、御國張り之筒之先目當は前目當に五厘六毛之劣にて候故、六間之出合六十間之落合

に極め候事

一　目當之居へ樣、筒之本之口中墨より前目當之上迄八分五厘、目間二尺五寸之筒を六間之出合にして先目當を居へ候に、高さ何分と知り候算法は、六間を丈に直し三丈六尺に成り、是に目間二尺五寸を加へ候得ば三丈八尺五寸に成り候、是に前目當之上より筒之中墨迄之八分五厘を割り候得ば二厘二毛に成り、此二厘二毛を目間二尺五寸掛候時五厘五毛に成り、此五厘五毛を前目當八分五厘之内より引殘七分九厘五毛、先目當之辻より筒之中墨迄之寸法にて候、又先目當計り有レ之時前目當を居へ候算法は右同前にて、先目當七分九厘五毛之劣りに五厘五毛を加へ八分五厘に成り候、筒之大小長短、目當之高下如何程にても、出合何間にても、右之算法にて相極候事

一　筒之巣合之指渡にて何匁巣合と知り候算法は、指渡し四分六厘九毛有レ之候には四分六厘九毛を兩方に置き、二度掛合候時一三六一七に成り候、是を二四にて割候時四匁三分巣合と相知、二四之法は二三二に三二五五を入れたる法にて候事

一　玉之指渡しにて重め目を知り候法は、玉之指渡し四分六厘四毛有レ之時兩方に置、二度掛合候得ば九九八七に成り、是を二三三にて割候四匁三分に成り候、二三二を以て割り候は、玉を指渡しにて重目を知り候法にて候事

一　鑄形を極め候法、四匁三分巣合之鑄形は、四匁三分之玉寛き一厘四毛を加へ候、四匁三分に三二

五六を掛候時一匁と成り、三二五五を掛け候は玉窕き之法にて候、四匁三分に一厘四毛掛候て六厘〇二に成り、是を四匁三匁玉之指渡四分六厘四毛之内より引候得ば、殘て四分三毛九八と成り候、則四匁三分玉之鑄形之寸法にて候事

一　幕之法、一町を打候時は竪七尺二寸横五尺に極め候算法は六十間に六を掛三十六丈に成り、是を五を以割候時竪七尺二寸に成、此七尺二寸を以て三十六丈を割候時横五尺に成り候、五尺を以て割候は日當之溝幅之算法に五を用候故にて候事

一　角星之法、角は一間に付二分、六間にして一寸二分、角一町にして一尺二寸角に極め、星は角三寸に五を掛、角一寸之星は五分、角一尺二寸之星は六寸に極め候事

鐵炮御國張り堺張遂□之事

一　御國張之鐵炮は以後に至り候て段々張り覺へ候共、御家中之衆堺筑前にて張らせ被レ申候、鐵炮を御國にて張らせ申され候樣には成り不レ申、只鄕足輕、獵師、新獵師に渡し置候て鹿狩鳥打之用を達し、萬一之變有レ之時節防禦之備に成り候程之用に立ち候迄にて可レ有レ之候、堺にて鐵炮細工を仕候者身體倒れ候て、當分其日過ぎ之措を仕居候者有レ之由に候故、左樣之者を鐵炮用銀を以て抱下し、其者之張り出候樣子を御國之鐵炮鍛冶共委く見覺候はゞ、以來は堺張之鐵炮之樣に張出し候儀可レ有レ之共可レ被レ申事に候、然共左樣成中間敷次第段々有レ之候、鍛冶棟梁小田孫三郎に鐵炮鍛冶傳七を差添堺へ

差越し候節、以前鐵炮細工を仕候と申者を連れ下り可レ申と存候て問合見候得共、給銀を過分に取り可レ申と申たる由に候、殊に堺之鐵炮鍛冶之内にても、巣中之曲直出入を委く見覺へ候と申者は稀れに有レ之、大體之細工人は委敷見覺へ候と申程には無レ之由に候故、巣中を委く見覺へ候者は御國へ下り可レ申樣無レ之、御國之鐵炮細工人未熟に候と申所は、第一巣中見覺之所にて候、然ば堺より大體之細工人を抱へ下し候分にては、少々之益は有レ之候ても、肝要に存候所之益は有レ之間敷候、御國張り七十八匁に當り候筒此程張り出候分は、堺より七拾匁にて調へ候筒に差て相替儀無レ之、只堺にて巣中を委く見覺候者之一二度にて直し當て候曲みを、御國之細工人は二三度も四五度も直し候て直し當て候と申迄之違と相見候故、只今之分にても差支候所は無レ之候、堺張り之筒は少し之所迄細工之樣子、御國張り之筒よりは好く相見候に付、其所を僉議仕見申候に、堺にて鐵炮を張り出し候には七十匁八十匁之筒計を張り候にて無レ之、五枚七枚之高直成る筒も張り候故、左樣之筒を張り候時は日數を重ね手間を込候に付、其所より細工之仕形上手に成り、七十匁八十匁之筒を張り候も、元上手に成り居候所より見掛好く仕立ち申にて可レ有レ之候、御國にて只今之直段に張らせ候筒に、日數を重ね手間を込、十分に念を入候得と可二申付一樣無レ之候得ば、細工之樣子堺張りに少しも替り不レ申程には仕立得不レ申筈にて候、假令稀に五枚七枚之筒を張らせ候迚、上手に成り候程に仕覺へ可レ申共相見不レ申、元來申用之筒にて候得ば、五枚七枚之筒に相極候て張らせ可レ申樣無レ之、總體鐵炮之中り之儀迄鐵炮を上手に

打候はゞ違日有レ之間敷候得共、兩樣之內一方缺げ候ては委く中り可レ申樣無レ之、賊船賊徒を防ぎ候には要害之高み數ケ所を鐵炮數多にて持堅、上手は稀れに候ても、大勢之賊徒之內に玉數を打込候段利川多等に相見候故、六十間之落合を打候時、五放に三放三尺之丸に入り、五分掛之彈重込み之荒打にて少しも損じ不レ申鐵炮は、田舍へ之預け鐵炮に成候て無二別條一相極、筒數を多く張り出し御郡中之人數に致二相應一候樣に成り候はゞ、無事之時に鳥を打鹿を打候用を達し、不時之變有レ之節賊徒を防ぎ候用をも達し可レ申候、依レ之堺より細工人を抱へ下し候才覺を相止め候

一　御國にて鐵炮を張り初め候小田孫三郎儀、後に名を春左衛門と改め候、庚寅十二月廿九日、御年寄中より御書付を以御町奉行平田類右衛門に被二仰渡一候は、小田春右衛門事御國張り鐵炮之儀に付、御郡役より泉州堺へ差越爲レ致二稽古一候處、一と通り致二傳受一鍛冶共へ指南仕、段々張り覺へ御國用相達候、尤御國用を達し候者は類多く候得共、重き武備に罷成り候御國用を相達し候に付、右之功を以六十人格に被二仰付一、來年頭御目見可レ被二仰付一候と被二仰渡一、辛卯正月二日新規御目見被二仰付一候

筒鑄形臺金具直段之事

一　御國張鐵炮之儀直段を一樣に極置候て張らせ候故、鍛冶共之心十分念を入張出し候ても、大體に念を入張出し候ても、代銀を受取候所は同前と心得、細工之勵み有レ之間敷候、最初張習はせ候時分は稽古之爲にて候故直段を平等に申付候得共、今程は段々張り覺へ候故中り强み、細工之樣子等にて上

中下之格を立て、直段を三段程に可二申付一事と致二僉議一、其趣を鍛冶共に申付候處其儀可レ宜と申者も有レ之、又宜かる間敷と申者も有レ之候、宜かる間敷と存候者之申候は、鐵炮之中り强み之儀最初巢中に念を入不レ申候て中り濟かね、度々巢中を直し候得ば、手間入り多く成り候段勝手に不レ宜、最初張合せに念を入不レ申候て、荒打に少しにても損じ候得ば損じ所を致二修覆一、手間入り重り候段是又勝手に不レ宜、畢竟中り打荒打等無二別條一相濟不レ申候ては、代銀を請取候儀成不レ申、其外細工之惡敷所も吟味を請け候て直し申候故、直段は定格に成り居候方可レ宜候、中り打遲れ相濟候筒荒打に少しにても煙之吹き候所有レ之、仕直し候て荒打相濟候筒之直段直に成り候ては、手間入り重り候上に代銀を少く取り候、其段難儀に成り可レ申候、只幾重にも吟味を請け候格に成り候て、直段之増減に及不レ申方可レ宜由申候、右之申分道理勝れ候故、直段之高下之儀相止め候事

一　御國張り之鐵炮張初め候時より、藥持之處五六寸程を卷き張りに仕らせ候、又目板張りと申法有レ之候故試み、筒之合せ日之上を一尺程目板張りに仕らせ候、然共以前より張り覺へ不レ申、無二心元一所有レ之由申候に付、試み張候筒は中り打荒打共に無二別條一相濟候得共、一通り張らせ候迄にて目板張を止めさせ申候、又付き合せ張り計に致候て、藥持之所をも卷き不レ申、合せ日に隨分念を入候はゞ可レ宜由鍛冶之内より申者も有レ之候得共、卷き張りは强みに成候道理に相極り居候故か、堺筑前にても念入り候筒は卷張りに仕由に候故、右之次第僉議之上にて三尺三分之筒を前一尺五寸卷かせ候格に

相極め候、以前藥持之處計を巻き候よりは、鐵炭之入目も相增手間も相增候故、筒計之直段五十匁に相極り居候を三匁相增、町日當之露を入れ候手間銀五分を加候て五十三匁五分に申付候事

一　堺にて鐵炮を調候には、鑄形之代とて別て出し候儀無レ之候得共、御國之鐵炮細工人は新規之仕立にて、殊に堺にて無レ之樣し之格をも申付候故、堺之樣に計は不レ申付レ筈に相見、鑄形は代銀を別て貳匁に申付候事

一　筑前にて鐵炮臺之直段臺木を臺師より出し候て、七匁十匁と兩樣に相極居申由に候、御國張り鐵炮之臺は初めより八匁に極置候得共、火繩通し之樣成手間之入候事をも申付、臺之内筒付之處透間無レ之樣に念を入させ、直段を二匁相增十匁に申付候事

一　堺筑前にては臺金具同し直段にて仕由に候處、御國にて鐵炮新張相初候節、金具を仕覺居候者一人ならで無レ之、其者申出候直段に相極め候故、臺は八匁金具は十一匁に申付候、臺之直段二匁相增候得共、金具は右之通り初めより金具師申出候通に申付置たる儀に候故直段を相增不レ申、火繩通し之金物をも十一匁之内に込め候て仕候得と申付候事

鐵炮細工人相應之數之事

一　平田類右衛門、陶山庄右衛門鐵炮鍛冶を仕立候時之鍛冶之人數は、小田孫三郎、并宇左衛門、忠兵衛、傳七、善左衛門、太郎右衛門、利兵衛、大吉、九郎兵衛九人にて候、其内傳七、九郎兵衛は田

含者にて候得共、鐵炮を好く張り覺へ候はゞ、御郡役所より府内在附之儀願上候て、鐵炮之職人に仕立可レ申由申聞せ置候處、傳七は申付之通に張り習ひ、九郎兵衛は勝手に不レ宜候迚、翌年其身故郷之村に罷歸り候、善左衛門儀其身鐵炮細工計に掛り居候ては、勝手之爲に成り不レ申所有レ之候迚世悴久之介を代りに差出、孫三郎も其身年罷寄候迚世悴近藏を代りに差出し、大吉儀は孫三郎家來にて候を鐵炮鍛冶之內に加へ置候得共、細工不器用に候故頓て差除け、利兵衛も細工不器用に候故差除け、太郎右衛門、近藏儀仕形不レ宜儀有レ之候て差除け、宇左衛門、忠兵衛、傳七、久之介四人に成り候、最初僉議は一ヶ年に鐵炮百挺程張らせ候積にて候得共、新代半〆增し之銀之入來り少き年には、鐵炮代銀致ニ不足一候積りと相見、不足之分を八鄉に割付候て爲レ出候事も成丈は無レ之樣に致し、假令割付候て出させ候にも、出し候銀高少き樣に致候方可レ宜との僉議にて、鐵炮張出し之高を七十挺に相極め候、每年之張出しを百挺に極候ても、九人にて張り候得ば一人之當前十一挺程に成り、其分にて金具を鍛冶中より仕出し候ても生業に成りかね、鐵炮之細工を不レ仕間には、常之鍛冶之業をも兼不レ申候て不レ叶積と相見、常之鍛冶之業を兼候ては鐵炮之方專一に無レ之、細工熟し不レ申筈と致ニ僉議一折節細工不器用なるも有レ之、差除け不レ申候て不レ叶不調法を仕出し候者も有レ之候に付、段々人數を減じ候て四人に致し、四人之內より鐵炮細工を辭し候者有レ之候時は其代りを仕立候筈に相極候、孫三郎儀鐵炮張出し之仕形を堺より見覺下り候て御國にて初て張出し、近藏は孫三郎悴にて候故、無調法有レ之候共以

後之儀を戒め候て、差免候筈にて可㆑有㆑之とも可㆑被㆑申事に候得共、其節之御郡役古川繁右衛門、中原九郎右衛門僉議に、近藏儀右之了簡を以差免置候はゞ、鐵炮鍛冶仲間之者共之心に、近藤細工之仕形之不㆑宜處は、其外之者共に細工之仕形不㆑宜處を正し候樣には正し不㆑申筈と心得、仲間吟味をゝ委く仕掛不㆑申、孫三郎世悴に致㆓用捨㆒候ては、鐵炮之細工惣體之障りに成り、用捨不㆑仕樣にと嚴敷申付候ても、內證にて之用捨は止み不㆑申勢にて候故、其趣孫三郎に申聞近藏を差除け、近藏仕來り之細工を止め、常之鍛冶之細工に仕付候、間之合力に銀百匁申付け、孫三郎儀鐵炮之細工を御國にて仕初候功に依り、一生之間毎年銀百匁宛之合力を請させ候筈に相極り居候得共、世悴之鐵炮細工を止させ候段、孫三郎爲にも少しは難儀に可㆑存と令㆓了簡㆒、毎年百匁之合力を五十匁相增候ては百五十匁に申付候方可㆑宜と僉議相極り、其通りに申付候事

一　最初鐵炮鍛冶九人有㆑之候時は、仲間より二人小頭を勤、鐵炮鍛冶滅じ候後は一人にて相勤居候を、中原九郎右衛門、中原傳藏、渡邊十郎右衛門僉議之上にて小頭を止め候は、鐵炮鍛冶三四人之內慥に廉直成者可㆑有㆑之とは難㆑申、少々不直成る所有㆑之者にても、仲間を同列と存候ては自由之心を出しかね、小頭に成り仲間を目下たに存候ては、自由之心出易き筈と相考候間、小頭を止め鐵炮細工人中御郡役所に罷出候當用者に番を極置候間相勤、張出し之鐵炮を納候儀、代銀を請取候儀は、直に張出し之主罷出候て相濟候格に申付候事

一　庚寅十一月十日鍛冶善左衞門に申付候は、善左衞門儀世忰久之介を代りに差出し置候得共、鐵炮を張り候儀は善左衞門張り候て、久之介に致二指南一摺磋きを仕らせ候、然處久之介少年者に候故、仲間四人之內之一人と申候ては差支候處も有レ之候に付、善左衞門を四人之內之一人に相極め、久之介張り前之五挺之上に、只今迄仲間張りに仕居候五挺を加へ候て十挺に申付、久之介は晝之間計鐵炮細工所にて相勤候て致二稽古一、地張之節は善左衞門鐵炮細工所に罷出候て張出し、夜分に成り久之介宿に歸り候時摺磋きを敎へ候て仕らせ候得、仲間四人之內三人は鐵炮之張り數多く候て、善左衞門計り少く候得共、其代りには仕來り之鍛冶之業をも仕候故、鐵炮張り出し候當り前之少く候を不足と存可レ申樣無レ之由申聞せ、右之趣を善左衞門請け申候事

一　庚寅十二月十一日御郡御支配に申上候は、御郡方先役御國張り鐵炮之儀御案內申上仕立候節、伊奈鄕鹿見付より鍛冶稽古に登り居候傳七と申者を鐵炮鍛冶之內に差加候て申付候は、精を出し鐵炮を張り覺へ候はゞ、府內在附之御免を蒙り候樣に御郡方より可二願上一由申付置候、右傳七を其後堺へ差登せ鐵炮之張り樣を稽古仕、今程は段々細工之仕方も好く成り申候間、此度府內在附之儀御免被二仰付一可レ被レ下候と申上、同日手代役中へ申渡し候覺書に、鍛冶傳七儀伊奈鄕鹿見村之者にて鍛冶稽古に登り居候を、御郡方先役御國張り鐵炮之細工人を被二仕直一候節鐵炮鍛冶之內に被二差加一、以來鐵炮を張り覺候はゞ、府內在附之儀御郡方より可レ被二願上一候由申聞せ被レ置、其後鐵炮細工稽古之爲に旅籠銀

被二申付一堺へ被二差登一、鐵炮之張樣稽古仕罷下り、今程は細工之仕形も段々好く成り候、依レ之今度御郡方より傳七府內有附之儀を願上げ候、就レ夫僉て聞及候に、傳七若府內在附に成候はゞ養子に可レ仕由申合置候者有レ之由に候、右之通申合せ候者之方より傳七府內在附を願上候由緒有レ之候て、願上御免を蒙り候歟、又は別て御免を蒙り候樣子有レ之候て府內在附と成候はゞ、申合せ之通り養子に可レ仕候得共、傳七府內在附之道筋相見不レ申候、御郡方より右之首尾にて願上候事に候故、此度御免を蒙り候ても以前申合せ置候者之養子爲レ仕候儀は有レ之間敷候、若以前養子之契約仕置候と申出候はゞ、府內御免を蒙り不レ申、田舍帳に付居候て當分鍛冶稽古に登り居候者を、何方より之差圖にて養子之契約仕候哉と相尋候時、道筋之立申たる返答は有レ之間敷候、此度願上候通り御免被レ成候後、假令身體宜き者より傳七を養子に望み候共差免不レ申にて可レ有レ之候、其故は田舍者を御郡方より願上、鐵炮細工之爲に府內在附之御免を蒙らせ候て他人之養子に仕らせ、鐵炮鍛冶之業を止めさせ候儀は無レ之筈にて候、他人之養子に成り候ては其身に無調法無レ之候ても、養父無調法有レ之候時は曳科にて鐵炮鍛冶を仕得不レ申事も可レ有レ之候故、何れ之道にも他人之養子には爲レ仕不レ申筈にて候、傳七府內在附に成り候はば養子に可レ仕と申合置候者は、定て傳七へ懇に仕置申たるにて可レ有レ之候間、其恩は少しも忘却不レ仕、成丈恩を報じ候樣に可レ仕事に候、右之段傳七へくわしく申聞せ可レ被レ置と書付候て相渡候、同月十二日傳七府內在附願上之通被二差免一之由、御郡御支配より被二仰付一候

一鐵炮之金具を仕候吉右衛門儀、御郡方より鐵炮之金具師に仕立申たるものにては無レ之、以前より有り來候飾屋にて候、然共金具之仕樣を鐵炮鍛冶にも教候得と申付候て教申たる儀共有レ之候故、以來迄も鐵炮之金具を無レ滯樣に仕候はゞ、多くは吉右衛門に仕らせ申筈に候得共、此者之儀度々御用之細工を勤候に付、去年金具差支上方に誂へ、下り方致ニ延引一候て差支に成り候儀有レ之候、願くは金具も御國にて調り候樣に可レ仕事と相見、折節鍛冶傳七堺にて金具之仕方を見習居候故、先頃以來申付候て大體に仕出し候、鐵炮鍛冶之子供、又は臺師之子供にも金具を仕習はせ、吉右衛門には毎年十挺分宛仕らせ、其十挺も御用に障り候はゞ鍛冶中より仕り、鐵炮之仕立に差支無レ之樣に致し候得と申付候、又鹽硝合せ來り候三右衛門儀ハ、最初より御郡方之鹽硝を合候て渡世に仕候者にては無レ之、以前は只御國中買用之分を合せ置候て賣り候迄にて候處、平田類右衛門、陶山庄右衛門勤役之節猪追詰に付入用之鹽硝を合させ申候、旅人吟味方始り候時役之者鹽硝合せ候家業に相定り候も、三右衛門より外之者鹽硝を合せ候儀成り不レ申と申格にては無レ之、只田舍入用之鹽硝を合せ來り候故、御郡方之役付に成り竈を立て居候と申迄にて候、然ば猪追詰相濟以後之田舍用之鹽硝は、鹿狩り鳥打星打之入用之分を合せ候迄と相見、御國張之鐵炮中り打之鹽硝も三右衛門に合させ不レ申候て不レ叶と申儀にては無レ之候、鹽硝を合候に手間を込み念を入、硫黃白鹽硝共に高直成を調候て用ひ候得ば、一斤四匁二分之代銀にては利分少く、假令直段を增候ても利分を構ひ不レ申、鹽硝に念を入れ可レ申とは存じ申間敷候、

鐵炮之細工人中より定り之直段にて合せ候得と申付候はゞ、鹽硝合には手間入候て利分少しも無ㇾ之候共、少々は手前之損分有ㇾ之候共、鹽硝好く候て中り打早く相濟、三日掛り候中り打に二日掛り候樣に成り、鹽硝惡敷候て中り兼候を集中日當之違之樣に心得候て、段々吟味仕候樣成る隙入りも無ㇾ之處を利分と存じ、成丈は念を入申筈にて候と致ニ僉議一樣し打用之鹽硝は鐵炮細工人中より三原半左衛門に致ニ稽古一候て合せ候格に相極め候、此後は八鄕之申渡しに、鄕中之入用の鹽硝を手前合せに致し候て用を達し候樣に仕度と存候、鄕は隱居獵師之内より一兩人致ニ上府一、三原半左衛門に鹽硝之法を習ひ手前にて合せ、三右衛門鹽硝を調度と存候、鄕は是又心次第に仕候得と申渡し候、鄕により以前より手前合せ之鹽硝を用ひ來候處も有ㇾ之候、三右衛門鹽硝を合せ來り候に、鐵炮細工人之内より鹽硝を合候て三右衛門家業を奪ひ、家業之者に難儀を見せ、吉右衛門鐵炮之金具を仕來り候に、鐵炮鍛冶之内より金具を仕候て吉右衛門家業を奪ひ、家業之者に難儀を見せ候と申說も有ㇾ之由に候得共、右に申述候通り之儀に候得ば、三右衛門に必鹽硝を合させ、吉右衛門に必金具を仕らせ不ㇾ申候て不ㇾ叶事とは難ㇾ申、右之格に相極め候事

鐵炮細工人身體相續之事

一　鐵炮細工人を仕立候最初に僉議いたし候は、鍛冶共以前より仕來り候細工を止め候て鐵炮を限り習候には、面々之手前に請け候銀高仕來り之細工に候得ば銀高より增候て勝手之爲めに宜きと存じ候

ては張り習不㆑申筈と致㆓僉議㆒、一日二匁之雇賃にて鐵炮を張らせ候、鐵炭代其外に毎日二匁宛取り候段、勝手に宜きと相見候故か申付候通りに張り習ひ候、然共勝手之爲めに宜きと存家内之過し方を廣め、大酒抔致し候て身持惡敷成り候も有㆑之、父長病を相煩候も有㆑之、其身長病を相煩候も有㆑之にて身體段々致㆓困窮㆒、其後鐵炮之代銀定り候て以來も一ヶ年に二十挺張り出し候鍛冶は、鐵炭代之外に七百匁餘之手間銀に當り、貳匁之日雇之賃銀に不㆓相替㆒候得共、一度及㆓困窮㆒候處より身代を立て直し得不㆑申、只今之鍛冶四人之内三人は及㆓困窮㆒居候、臺師兩人之儀初めは一日一匁五分之賃銀にて臺を打習はせ候得共、其後臺之代銀一挺八匁に相定り、木代を引候て手間銀七匁に當り、一人一ヶ年之打出し三十五挺にて二百四十五匁之手間銀を取り、鐵炮鍛冶請ヶ方之半分にも及不㆑申所より勝手差支候由に候、依㆑之己丑之春僉議之上にて、臺師二人鐵炮張り出し曲み直し之吟味に加り候得と申付、一人一ヶ年に百五十匁宛之合力銀を請候格に成り、庚寅之冬より臺一挺之代銀を二匁相增し十匁に申付、木代を引候手間銀九匁に當り、右兩樣之增しにて臺師一人一ヶ年之請ヶ方四百六十五匁に成り、其分にても鐵炮二十挺張り出し候鍛冶之請方には二百四十匁餘少く候得共、只今程之請け方にては身體決て續き不㆑申筈とは相見不㆑申候、然共以前二百四十五匁之請方之時分身體致㆓困窮㆒候て立て直し候事難㆑成、鍛冶臺師共に諸色之買掛り利付き之借り銀を段々拂ひ候て、當分之衣食之用も乏く、鍛冶仲間に前渡之鐵、炭代、銅、眞鍮代、納前相滯居候分四百二十五匁五分有㆑之候を、毎月納候鐵炮代銀之内

より引取候儀も難㆑成勢と相見、其通にては鐵炮之細工をも專一に仕得不㆑申筈にて候、右之段兼て聞届居候處、庚寅十一月三原半左衛門より細工人共困窮之次第を申出、鍛冶三人臺師二人合て五人中に、銀壹貫二百匁程鐵炮代銀之前渡し申付、借り銀買掛り之差引を濟させ不㆑申候ては身體續不㆑申、鐵炮細工相續之障りにも成り可㆑申由申出、內々聞及候通にて候、依㆑之手代役平山儀右衛門を半左衛門に差添、細工人共買掛り借り銀之高、幷に賣り主借し主等を吟味仕らせ、吟味之上にて前渡し申付候て、此後三ヶ年之間に張出し候鐵炮代銀にて差引を濟させ可㆑申由申渡候處、前後不㆓申付㆒候ては不㆑叶と相見候銀高一貫五百五十九匁二分、其內九十匁程は細工人之內兩人差當り不仕合成儀有㆑之、臨時に九十匁程前借り仕度と願候處より其分之銀高相增候得共、二百七十匁程は其故不㆓相知㆒候て增し申たる分にて候、最初は銀高多く願候ては可㆑難㆑叶と存候處より內端に申置、銀高之極め有㆑之候時に至り願相叶候と存候て、無㆑殘申出たる事も可㆑有㆑之候、三ヶ年之年賦に被㆓引取㆒候て、其間之細工賃銀を少く請け候段は難儀に候得共、差當急難を免れ急用をも達し候爲に、銀高多く請取候段勝手に宜きと存じ、買掛借し銀之相手に致㆓內談㆒置候て、右二百七十匁程を實に差引高よりは多く申出たる事も可㆑有㆑之候、然ば只今及㆓吟味㆒候ても、實を隱し候ては吟味極り可㆑申樣無㆑之、借し主に銀高相違之有り無しを尋させ候迄にて、屆出之通り前借し申付候外有㆑之間敷と相見、困窮之程相知れ居候者共にて候得ば、右之銀高之增候分にて自由を達し候爲に餘計を申出候にては無㆑之、急用之入目にて可㆑有㆑之と

致㆓僉議㆒候、就㆑夫相考見申候に、御差支之御時節には御家中困窮之衆にも拜借を不㆑被㆓仰付㆒候處、鍛冶臺師五人中に郷中用銀之内を以一貫五百五十九匁之前渡しを申付候段、不相應成樣に相聞可㆑申候、殊に鐵炮鍛冶共身持不㆑宜候て身體致㆓困窮㆒、以前鐵炮細工之上にも惡事抔仕候段相知れたる者共にて候處、前後之差引相濟候儀無㆓覺束㆒共不㆑存、一度一貫五百五十九匁之銀を相渡候段不了簡なる樣に相聞可㆑申候、然共只今之分にて捨置候儀難㆑成道理有㆑之候、御差支之時節にも御用に立候御役人は格別に被㆓思召㆒候故、拜借を御停止被㆑成被㆑置候ても、困窮にて御役勤かね候には、願上之通り拜借被㆓仰付㆒候儀有㆑之候、其人之困窮を御救被㆑成候御主意にて御座候はゞ、當役無役共に同前に御救可㆑被㆑成候得共、御役人に計右之御救御座候は、御役人被㆑致㆓困窮㆒候ては御役方之差支有㆑之所を御考被㆑成候て之御事と相見候、鐵炮細工人致㆓困窮㆒候迚、百姓之出し置候郷中用銀を以救可㆑申樣無㆑之事に候得共、鐵炮を張候て御郡中之用を達候に付、其者共困窮致㆓至極㆒候ては、鐵炮之張出しに差支候所有㆑之に付郷中用銀を以相救、其主意御役人衆に臨時之拜借被㆓仰付㆒候と同じ道理に成り可㆑申候、細工人共身持惡く候段は相知れ居候事に候得共、鐵炮之細工を仕覺居候處を用ひ候には、身持不㆑宜候はゞ困窮を救不㆑申、困窮致㆓至極㆒候て細工成兼候樣に成行候ても、其分にて捨置可㆑申樣無㆑之、耕作を仕覺御年貢を無㆑滯納來り候百姓共、身持惡く候て致㆓困窮㆒御救を願出候時、身持惡き者共故御救被㆑成筈にて無㆑之候迚御捨置被㆑成、困窮致㆓至極㆒耕作之間之食用にも差支候て、作物出來惡く御年貢を納め兼

候樣に被レ成被レ置候道理無レ之、相應に御救被レ成候と同じ道理にて可レ有二御座一候、夫共に細工人共へ賣掛借銀仕置候商人に、役人より直に差引仕らせ候仕形も無レ之、差引仕らせ候、此後細工人共身體成り立候道筋之下知も無レ之候はゞ前後之侖相見不レ申、差引之濟候道筋も致二相違一儀可レ有レ之候得共、役人を申付吟味仕らせ候はゞ必可レ致二相違一共難レ極、僉議之外之儀有レ之候は智惠之不レ及所にて候故可レ仕樣無レ之候、差引之大筋目儀右衞門、半左衞門、幷足輕八兵衞、格右衞門細工人共と同席にて、右一貫五百五十九匁之拂先之商人を呼寄せ、手形に引合せ相渡候上之申達に、鐵炮細工人共及二困窮一居候に付、此度一度は御郡役所より鄕中用之鐵炮入用銀を以可レ被二相救一との事にて如レ斯前後有レ之、三年之間張出し候鐵炮代にて差引を被二相濟一筈にて候と申聞せ、其上にて細工人中之得意に成り來り居候商人へ之申渡に、此後迚も鐵炮細工人中之得意商人に可二相極一候間、過分之利を取り不レ被レ申、世間並之利分を取候て當用諸色を可レ被二賣渡一候、何某は一ヶ月に諸色何程と口數に應じ候入日を極め、書付を渡し置可レ申候間、其分計り被二賣掛一、相場通之直段付けを被レ仕候て、毎月晦日之夜此方共出合之所に被二罷出一通ひ帳を此方へ見せ被レ申候て代銀を可レ被二請取一候、若直段世間並より高く候はゞ、得意を替へさせ可レ申候と申渡し、細工人中へ之申付けには、其方共毎月晦日に請取候鐵炮代銀に、此方之封を致し仲間に預置、其夜何某宅にて得意商人に一ヶ月分之拂前を相渡候殘銀を其方に可二相渡一候、其月は鐵炮二挺張り、來月は一挺張り候と申月には、來月晦日之請取前之銀、得意商人方へ之拂前に

足り不レ申筈にて候間、不足之分其月之二挺代銀之内より相應に溜め置候て少々にても殘り候分計可ニ相渡一候、殘り候銀を相渡候て入用之物を現銀に買候は格別、他之商人より少しも買掛り不レ仕、他所より少しも借銀仕間敷候、若脇より買掛り借り銀仕候段相知候は、申付を背きたるに相極べく候、相背き候段を兩人之足輕日付開出し不レ申候共、賣掛け借銀仕候者共、鐵炮細工人之買掛り借候銀は御郡方より被レ拂候と聞傳居候て、必儀右衞門、半左衞門兩人中に可ニ申出一候、其時は此方之申渡しを背き候段可ニ相顯一候故、左樣にいたし候ものは鐵炮細工人之仲間を被ニ差除一、若細工人共一同に此方之申付を背き、得意之商人より買候諸色と、毎月之拂殘此方より渡し候端銀計にて家內を過し不レ申、身持惡く仕候はば、其儀相知次第御國張之鐵炮止み候時節と被ニ相極一、毎年七十挺宛鐵炮を堺筑前兩所より被レ調、御郡中之獵師共に可レ被ニ相渡一との儀御郡方之僉議相極居候間、其旨を心得候て以來隨分身持を相愼、此方之申付を守り候得、三ヶ年を過ぎ候はゞ引方も致ニ皆濟一、其方共之請方銀高相增候て、心安成り可レ申候由申聞せ候外有レ之間敷候と致ニ僉議一共通申付、前渡之銀にて買掛之差引を爲レ濟、右之銀高之外に銀貳百匁程拂前有レ之候は、儀右衞門、半左衞門了簡を以請取方之者に得心爲レ仕、二三ヶ年之年賦に極め、細工人共毎月晦日得意商人方へ之買掛りを相拂候殘銀、手前に請取候分之內にて少し宛引除け、年賦之差引を爲レ濟候樣に仕候得と申渡し、其上にて細工人中へ申付候覺書之條目は

一 鐵炮細工人中身體困窮に付、鐵炮代銀前渡之儀願出、願之通相渡し、此度之前渡し之鐵炮代、并

先年前渡有レ之候鐵炭代、銅眞鍮代を、此後三ヶ年之間張出し候鐵炮代銀之內より差引相濟候格に申付候、依レ之細工人中毎月晦日に請取候鐵炮代銀を面々自由に不レ仕、得意商人より銀高之定數を極置候て、毎月買掛り之分を拂はせ、定數之銀高より內端に買掛り候は心次第に仕、少にても定數之銀高に越レ候買掛りを不レ仕、前月之買掛り拂殘り之銀にて、翌月他之商人より現銀に諸色を買候は格別、得意商人之外より少之買掛も不レ仕、銀を借し可レ申と申者有レ之候ても少しも借り不レ申、手前を隨分差詰候て不自由を致ニ堪忍一、飢寒に不レ及迄之渡世に可レ仕候、右差引之儀平山儀右衛門、三原半左衛門被ニ見屆一候格に申渡、差引方之日付、并細工人中身持行規之日付に足輕八兵衛、格左衛門を申付候間、可レ得ニ其意一候事

一　足輕八兵衛、格左衛門へ之申付けに、兩人非番之節は互に申合置候て、一人宛夜中にも細工人共之居所を立廻り、人聚め酒事博奕抔仕候を見屆候はゞ早速此方へ申出候得、又兼て細工人共へ之申渡しに、夜中にても晝にても、他所へ罷出候はゞ留守之妻子に誰方へ罷出候、其所は何町西側東上寄り下寄り中程と申儀を申聞置候て罷出候樣にと堅申渡置、他所にても酒事博奕抔仕候を見屆候はゞ、此方へ申出候得と申付候、細工人中右之段を心得居候て、隨分身持を相愼可レ申候事

一　此度前渡し申付候鐵炮代銀、并先年前渡申付候鐵炭代、銅眞鍮代之差引、三ヶ年之間に相濟候後は、毎月三十日に請取候鐵炮代銀之高相增、三ヶ年之間より心安く成り候筈にて候間、此處を相考此

度之前渡差引相濟候迄は、隨分不自由を可レ致ニ堪忍一候、三ヶ年之後迚も得意商人より諸色買掛り之銀高を極置候儀と、他之商人より買掛り不レ仕、他人より借銀不レ仕格は此度申付候通に可ニ極置一候、且又閏月には鍛冶一人に鐵炮一挺宛臨時に張らせ候得共、其鐵炮には前渡し之鐵炮代銀之引方を不ニ申付一にて可レ有レ之候事

一　庚寅之秋久田にて六十間之落合を打せ候打殘之筒を、辛卯二月廿日頃より四月十日頃迄五十日程之間に打極めさせ候筈にて候、雨天之日には中りかね候鐵炮之巣中直を仕り、長雨之節は鍛冶には以前之鑄形不レ宜候を仕直させ、臺師には以前之臺之直し筒に合かね候を仕替させ可レ申候、右中り打之間宇左衛門、忠兵衛は子供を連れ越可レ申候故、二匁三分宛之賃銀に當り、傳七、與五右衛門、松右衛門は一匁五分宛之賃銀にて候故、五十日勤候時二人は百十五匁、三人は七十五匁宛之賃銀を請け、五人分合て四百五六十匁程之請方に成り、筒臺之手間銀之積りに致候時十挺分程に當り候、依レ之一ヶ月半程之間細工人共得意商人へ之買掛り之差引は、右之賃銀之内より濟ませ、一ヶ月半程之間張り不レ申鐵炮十挺之代りは、辛卯四月より極月迄之間に張り候鐵炮を宇左衛門、忠兵衛は三挺宛、傳七、善左衛門は二挺宛臨時に張らせ、三挺張り之者之手間銀百匁餘有レ之内より五十匁、二挺張り候者之手間銀七十匁有レ之内より五十匁引除けさせ、右五十匁之引除けを久田にて樣し打之間之日雇賃銀より引除き候ては、賃銀百十五匁に當り候、鍛冶五十匁被ニ引除一候殘り六十五匁に成候はゞ、得意商人方へ之月

末之拂前差支不レ申筈にて候得共、賃銀七十五匁に當り候鍛治五十匁被二引除一候殘二十五匁に成り候は、得意商人方へ月末之拂前差支候筈にて候故、日雇賃銀にては五十匁を引除させ不レ申、臨時張り之積りに成り候鐵炮代銀之內より引除させ置、臺師二人は右臨時張り之積りに成り候鐵炮十挺之臺を、五挺宛仕立候手間銀四十五匁之內より、一挺に付五匁、五挺にて二十五匁、久田に勤候間之賃銀一日一匁五分之內より五分、五十日にて二十五匁、合て五十日引除けさせ置候て、六人分三百匁を鄉中用銀之箱に預け置せ、不時に大病相煩候歟、又は相知たる不仕合之時に請取り、一人分にて足り不レ申候時は、仲間之銀之內より利なしに借り、三ヶ年之後に至り此度之前渡之差引相濟候節月割にして返辨仕、三ヶ年之後は鍛治共每月張り出し之鐵炮代銀之內より、二十挺張之者は二匁五分宛十挺張之者は五匁宛出し、臺師兩人は百五十日之合力銀之內より五十匁宛出し、無事之年は每年其格に致候て、一人に五十匁六人分三百匁鄉中用銀箱に預け、大病を相煩候歟、相知れたる不仕合有レ之時ばかり右之用心銀を申請候格に極め可レ置候、辛卯之春臺師共久田にて請候賃銀之內より、一日に五匁宛出し候段は難儀之樣に可レ申候得共、一日一匁五分之賃銀を一挺之賃銀と心得、臺三挺之手間銀二十七匁請候よりは增しと存候得ば相濟事に候、若辛卯之春久田にて之中り打之節、雨天少く五木日迄掛り不レ申候共、久田より歸り候後鍛治は鑄形を一鑽一匁之手間銀にて仕直し、臺師は臺を一挺九匁之手間銀にて仕替候はゞ、久田之中り打之日數五十匁掛り候程の賃銀に當り可レ申候事

一　金具之儀鐵炮七十挺分之內、十挺は飾屋吉右衛門に申付候て、六十挺は鍛冶四人、臺師二人之仲間より拵へ、鍛冶之子供臺師之子供にも金具細工を爲二仕習一、只今金具を仕覺居候鍛冶共段々と教へ立候樣に仕、臺師之子供を朝飯後より鐵炮細工所に罷出候て、夕飯迄之間金具を仕習ひ、朝飯前、夕飯後、夜分には臺を仕習ひ、鍛冶之子供は鐵炮之細工を仕習ひ候間に、金具をも仕習候樣に可レ仕候、鍛冶四人之內宇左衛門、忠兵衛、傳七、三人之鐵炮二十挺張り候筈にて候得共、宇左衛門儀他借買掛之銀高別て多候故、此度前渡申付候銀高を三ヶ年に鐵炮代銀之內より引取り候に、鐵炮數少にては一挺宛に割付候引銀其分程多く成り、手前に請取候銀高其分程少く成り候故、此後三ヶ年之間は一ヶ年に二十挺宛に申付置候、三ヶ年之後は傳七に二挺相渡、傳七張り候鐵炮之數十八挺を二十挺に可レ仕候、其節は三人共に二十挺充に成り候、善左衛門鐵炮張り出し之數を十挺に相極候は、鐵炮細工屋敷に居住不レ仕、町屋に罷居候て常之鍛冶之業をも兼勤候故にて候、悴久之助を書之間は鐵炮細工所へ差出し置候て稽古仕らせ、筒之地張り仕火口を入れ候節は、善左衛門も鐵炮細工所に罷出候て相勤、久之助盛長之後鐵炮細工所に居住仕候時は、鐵炮十挺計り張り候分にては渡世難レ成筈にて候故、三人之者共二十挺張り候を二挺宛減じ候て、久之助張り前を十六挺にいたし、鍛冶臺師六人中に當て置候金具十挺宛と當り居候を、久之助は十六挺、其外三人之鍛冶は八挺宛、臺師二人に十挺宛と當候時、鍛冶四人之手間銀之請方七百匁餘宛に成り、臺師二人手間銀之請け方五百五十匁餘ヅヽに成り候、大格は右

之通にて候得共、家内之口數少き者には筒金具之數を相應に減じ、家内之口數多き者には筒金具之數を相應に增し不ㇾ申候て不ㇾ叶儀に候間、兼て其旨を心得鍛冶臺師六人互に致ニ了簡ㇾ、渡世不ニ差支ㇾ樣に可ㇾ仕事

一　鍛冶臺師每月之筒數臺數、正月は宇左衞門、忠兵衞、傳七、善左衞門四人ともに筒一挺宛、與五右衞門、松右衞門二人共に臺二挺宛、合鐵炮四挺、二月は宇左衞門、忠兵衞、傳七筒二挺宛、善左衞門一挺、與五右衞門臺四挺、松右衞門三挺、合鐵炮七挺、三月は筒之數四人より二月同斷、臺は與五右衞門三挺、松右衞門四挺、四月は二月に同斷、五月は宇左衞門筒二挺、忠兵衞、傳七一挺宛、與五右衞門、松右衞門臺二挺宛、合鐵炮四挺、六月は宇左衞門、忠兵衞筒二挺宛、傳七、善左衞門一挺宛、與五右衞門、松右衞門臺三挺宛、合鐵炮六挺、七月は惣體正月同斷、八月は六月同斷、九月は二月同斷、十月は宇左衞門、忠兵衞、傳七筒二挺宛、與五右衞門、松右衞門臺三挺宛、合鐵炮六挺、十一月は二月に同斷、十二月は宇左衞門筒二挺、忠兵衞、傳七、善左衞門一挺宛、與五右衞門臺二挺、松右衞門三挺、合鐵炮五挺、此後三ヶ年之間鐵炮張り出し候每月之數は右之通に可ㇾ仕候、金具は仲間申合不ニ差支ㇾ樣仕出可ㇾ申候、三ヶ年之後は宇左衞門筒數二挺減じ、傳七筒數二挺增し候處より、二人分之月割之數相改り候筈にて候事

一　鍛冶四人張出し之鐵炮數、何之月には二挺、何之月には一挺と相定居候處、當病之者有ㇾ之候時、

仲間より致ニ合力一候て張候樣にと申付候はゞ、其內少しにても不精成者は、一と通り之病氣を長病氣之樣に申成し、輕き病氣を細工成り不レ申程之病氣之樣に申成し、不精を構へ候事も可レ有レ之候故、每月晦日請取候鐵炮代銀之內より鐵炭を少々餘分に調へ候て、臨時に鐵炮二挺宛四人にて八挺張置、當病之者は右張置之鐵炮を當病之月に差出し、二三ヶ月之當病にて候はゞ、別人之張置候鐵炮を借り候て差出し、借り候鐵炮之代りは病氣平癒之節張り候て返し候格に可レ仕候事

一　鐵炮鍛冶四人之內、譬ば鍛冶一人細工を少しも仕得不レ申程之長病人に成り候はゞ、子供致ニ成長一家業を勤候迄は、三人之鍛冶より右一人之張り前之鐵炮を張り出し候て納レ之、鐵炮代を引候殘一挺に付三十五六匁有レ之、內十五匁宛二十挺にて三百匁を、右之長病人家內之衣食之用に仕らせ、十歲以上之子にて候はゞ細工を敎候て仕習はせ、男子無レ之候はゞ親類之內より相應之者を養子いたし、細工を仕習はせ候て家職を繼がせ、直子有レ之候にても十歲以下之子にて候はゞ、親類之內十八九に成候者を致ニ養子一、直子を次男に仕、臺師兩人之內一人細工を仕得不レ申程之長病人に成り候はゞ、是又右之格に仕り、七十挺之臺元は一人一年之手間に當り居候細工にて候を、兩人に分け候て三十五挺宛仕來り候處、

一人にて兩人分を仕り、三十五挺之手間銀三百十五匁之內より百六十五匁手前に取り、殘百五十匁を臺師勤方之合力銀百五十匁に合て三百匁を、右之長病人家內之衣食之用に仕らせ、臺師兩人にて勤候勤前をも一人にて勤、右三百匁之銀を鍛冶又は臺師より渡し候得と申付候ては、滯らせ候儀も可レ有

ㇾ之候故、三百匁を十二ヶ月に割、閏月有ㇾ之年は十三ヶ月に割り候て毎月之銀高を極め置、細工人共毎月晦日筒臺金具之代銀を請取候節、右月割之救銀をも同前に請取候格に可二申付一候、養子にても細工に仕付候間は、三分か五分か八分之賃銀を極め置、仲間より雇にて相應之用に召遣ひ細工仕覺候節、父之仕來り候跡を續き候格に可ㇾ仕候事

一　四人之鐵炮鍛冶之內、二人細工少しも成り不ㇾ申程之長病人に成候はゞ、長病人二人之張前之鐵炮を、達者なる二人にて張出し候事は成り申間敷候故、一人分計二人にて張り、今一人之張前二十挺を堺より調へ下し、堺調は代銀七十匁に當り、御國にて町目當を入候手間五分を添候て七十匁五分に當り、御國張りは中り打荒打之玉藥代迄合候て七十八匁に當候故、臺師兩人二十挺分之臺を打不ㇾ申、手前に請取候銀減じ候代りには、右二十挺分之直段違之銀百五十匁に三十匁足、二十挺分之臺之減じ候代りに致候て、臺師兩人に請させ可ㇾ申候、右之長病人兩人之內、一人は仲間より張り候鐵炮一挺に付十五匁宛、二十挺分三百匁之合力にて衣食之用有ㇾ之、今一人分之鐵炮堺調に成り候は、其子成長いたし候て細工に仕付候迄家內之口數に應じ、三人迄は一人に銀百匁宛之救を申付、四人五人有ㇾ之候ても三人分より上には不二申付一、口數多く候は何家中へ賴込奉公に成り共、出し候樣に可ㇾ申候事

一　臺師二人共に親類緣者、又は親しく交り候大工之內に臺之仕形を兼て敎へ置、若兩人共に長病を相煩候儀など有ㇾ之子供も未だ臺を仕覺不ㇾ申候はゞ、右親類緣者等之內臺之仕形を敎へ置候者より、

臺之用不二差支一候樣仕らせ、臺之代銀を右之誂候者方之方に請させ可レ申候、左樣之節百五十匁之合力銀計にては及二難儀一候筈にて候故、實子にても養子にても、臺之細工を仕覺候迄は、右百五十匁之合力銀を引き家内之口數に應じ、三人迄は一人に銀百匁宛之救を申付、四人有レ之候ても三人分より上には不二申付一、口數多く候は御家中へ賴込奉公に成り共、出し候格に可二申付一候事

一 前以中り打荒打相濟、御郡役所に納め代銀を渡し候て、請取置候筒を庚寅年久田にて六十間之中り打仕らせ候は、臨時之召遣ひにて候故、細工人五人は一日に一匁五分宛、少年之子供兩人は一日に八分宛之賃銀を申付候、打殘之筒を辛卯二月二十日頃より四月十日頃迄打せ候時も、右之格に申付、此後段々張出し候筒を久田に持越候て、中り打荒打仕候は以前鐵炮屋敷にて中り打仕、金石之奧にて荒打仕候と同格に申付け、打場遠く成り候ての見合賃銀は申付間敷候事

一 御郡方手代中、幷鐵炮細工人下知役鐵炮之用事に付、細工人を御役所に召寄せ、又は細工所より御郡役所へ使に遣し候に、一人にて相濟候事に二人召遣ひ、一ト時にて相濟候用事を待せ置候て、二タ時も掛候樣に有レ之候ては、細工人共細工之差支に成り可レ申と令二僉議一、臨時之勤之内にて仕拾りに成り可レ申勤と、賃銀を可二申付一勤を相極め候次第は

新張り鐵炮を久田にて中り打荒打仕、用事に付御郡方に罷出候勤方

臺木用之樫木墨掛之勤方

臺之鋼き木を臺數に積り候て、御藏に入れ候勤方

鐵炮中り打町打等之類之儀有レ之、御郡役及檢分候時之勤方

張り出し候て未だ仕立相濟不レ申鐵炮を御郡役見屆候儀有レ之時、御郡役所又は御郡役之宅へ持參り候時之勤方

右之分は細工之外之勤にて候得共、仕捨りに申付候

以前張出候て納置候鐵炮之中り打荒打有レ之に付、御郡方へ罷出候勤方

町打之類之新規之儀有レ之候時之勤方

以前張出し候て納置候筒幷堺張り之筒に町目當を入候迚、捻を拔き糸を張り候勤方

新張鐵炮納置候を拭ひ候に付、御郡役所へ罷出候勤方

御郡方手代役、幷鐵炮細工人下知役、鐵炮之用事に付、細工人を御郡方に召寄、或は鐵炮細工所より細工人を御郡方へ使に遣し候勤方

右之類之勤には、一日一人一匁五分之賃銀之割にて、一と時に二分五厘宛申付け、子供は一日一人八分之賃銀之割、一と時一分三厘に當り居候得共、端を除き候て一と時一分宛に申付候事

一　右條々之趣は細工人中面々之爲を相考候て申付儀に候、細工人中之爲を考候て如レ此申付候は、畢竟鐵炮之御國張永々迄致二相續一候爲にて候、細工人其旨を心得、隨分身持を愼、細工に精を入、仲間

和順に候樣可ㇾ仕候事

一　以前張出し候て納置候筒、并堺張之筒に町目當を入候は、一挺に付五分宛と申手間銀相極り居、其鐵炮に町目當を居へ候迄、捻を拔き糸を張り候に賃銀を申付候は、彌重之賃銀共可ㇾ被ㇾ申候、鐵炮拭之儀も細工人共相應之勤にて候得ば、是又賃銀を申付候に不ㇾ及事共可ㇾ被ㇾ申候、然共新規に張り出候鐵炮は捻之拔け兼候と申儀無ㇾ之、臺師共糸を張分厘を極め候も、百五十匁之合力を得候勤方之內に成り可ㇾ申候得共、以前納置候筒と、堺調へ之筒は其格に成り可ㇾ申樣無ㇾ之、町目當之露を入手間銀五分宛取り候、鍛冶さへ拔かね候捻を拔き候には時刻之賃銀を請け候に、町目當之露に付一錢之賃銀も取り不ㇾ申、臺師共之分厘之極めに糸を張り候に、時刻之賃銀を不㆓申付㆒筈は有ㇾ之間敷候、納置候鐵炮を拭候も早く田舍へ下し候得ば、其勤を不㆓申付㆒にて相濟候處、預り主之上府致㆓延引㆒、御郡方に久しく有ㇾ之候に付拭はせ候得ば、是又臨時之勤にて候、七十匁八十匁拵之筒を只今之格に荒打申付候て樣し候儀、他所之細工人に申付候ては請申間敷事に候、其上以前は細工所と金石にて樣し打仕、中りも六間出合にて候を、此後は久田に罷越候て荒打中り打仕、殊に中り之格六十間之落合迄打候格に成り候ても、其分之增銀は無ㇾ之候、細工人共を辛卯年より鐵炮細工屋敷之長屋に召置候ては、細工へ共借し屋借り之者共は屋賃を出し不ㇾ申、家を持候者は借し屋にいだし、一人に付三四十匁程之勝手に成り可ㇾ申候得共、一月に二三日細工を止め臨時之勤を仕候ては、一ヶ年に三四十匁程之損分に成り可ㇾ申候、殊に

臨時之勤に時刻賃銀を申付候格無之候ては、以來手代中幷三原半左衞門鐵炮之用事に付、細工人共を召寄候にも何心なく召寄せ、一人にて濟候處に二人も罷出、一と時にて濟候處に二た時も待候樣なる儀有之間敷とは難申、手前之下人を遣し候にも心を用ひ候て遣し候得ば、三度罷出候使を二度罷出候樣成違目有之物にて候故、時刻之賃銀を申付、手代中も半左衞門も遣ひ方に心を付け、細工人共細工之勤を缺ぎ候所少く成候樣に可仕儀と致僉議、右之格に相極め候

鐵炮張出し幷に細工所法式之事

一　庚寅十二月廿八日鐵炮張出し之法式、細工人中へ覺書を以て申付候條目は

一　鐵炮を張り候最初之板平め之鐵は、重さ一貫三百匁平め候て、長さ二尺六寸、本之幅三寸二分、末之幅二寸八分、本之厚さ三分程、末之厚さ二分五厘程仕立、卷き鐵は重さ三百匁、長さ五尺、幅一寸、厚さ一分餘に仕立置、筒を張り候に本末同じ程に張り、卷鐵にて本之方厚く成り候樣に致し張り立候て、本之口差渡し一寸〇五厘、末之口差渡し八分五厘、長さ三尺〇三分、重さ七百匁より八百匁迄之間に成り候樣に張り出し可申候、地張仕り候節は、檢分人と足輕目付と同前に卷形を見屆候て箱に入封を致置、其月之張前之筒を張り仕舞候時、一度に細工人中へ相渡候格に極置候事

一　四匁三分集合之筒を張り出し候に、心鐵を三匁集合程にいたし、錐を數遍通し候上にて四匁三分之玉目に合せ、中り打之節段々錐を通し候上にて四五匁分之集中に成、玉目は二分劣りに相極り、四

匁五分より上之巣中に成不レ申樣可レ仕候事

一　前目當は筒之中墨より前目當之上角迄八分、先き目當は筒之中墨より先目當之矢倉之上角迄七分五厘、前目當之高さ三分二厘、長さ六分二厘、横四分、先目當之高さ矢倉之上角迄三分二厘、長さ三分五厘、横三分二厘、前目當之摺割り幅三厘五毛、深さ四厘、先目當之矢倉之高さ四厘、幅七厘、前目當之前角より先目當之先角迄二尺五寸、先目當之先角より筒口迄三分、前目當之前角より本之口迄五寸、合て三尺〇三分に可レ仕候、前目當之上角と先目當之上角を巣中之中か墨より分厘を極め、先目當は前目當より五厘劣りと申法を違へ不レ申候はゞ、目當之高下、筒之厚幅に致二相應一見掛宜樣に可レ仕候事

一　捻長一寸六分、捻之畝數十二、捻之柄は長さ五分五厘、柄之太さは六分角にいたし候て大めんを取り、柄之穴差渡し一分五厘に可レ仕候事

一　火口厚さ二分八厘、長さ一寸二分、廣み六分二厘、目釘穴之所にて四分五厘、火皿指渡し二分、深さ一分に仕、障子金は定仕付に可レ仕候事

一　張り出し之筒之儀荒鑢迄にて假り目當を居へ、巣中之中之曲直を試み候爲に、細工屋敷にて內證に六間出合を打、巣中之曲を直し、好く中り候上にて中鑢迄相濟定目當を居、又試み打致候ても彌中り候時、檢分人之儀を申出、奈多里之道にて藥四匁玉二ツ入荒打いたし、少しも損じ無レ之候はゞ、翌

翌日檢分を請け、久田にて中り打致し、六間之所之一寸五分之黑星と、六十間之所之三尺之丸を一度に見込候て、五放しに三放中り候を中りに極め、若中り兼候筒敲き直し候て中りに相極り候は直に又荒打いたし、中り兼候を錐を通し候迄にて中りに相極り候は、又荒打致し候に不ㇾ及、前日に中り打相濟不ㇾ申候は、家に取り歸り候て敲き直し候儀も可ㇾ有ㇾ之候故、翌日中り打相濟候時又荒打可ㇾ仕候、前日に當り打を仕屆得不ㇾ申、檢分人に預け置候筒、翌日中り相濟候ば、又荒打仕候に不ㇾ及候、右之通に中り打荒打相濟候上にて清錆を掛、二町日當三町日當之露を入れ臺師相渡し、臺金具相濟候上にて色を付け、其月之二十五日に下檢分を請、筒臺金具共に無₂別條₁に相極り候時、其月之晦日に御郡役所に納可ㇾ申候事

一　鑄形指渡し四分六厘、巢中之差渡四分七厘、四分六厘之玉は四匁三分、四分七厘之玉は四匁五分にて候故、右之積りにて二分劣りに成候間、玉を鑄候て丸み之樣子を相考、張出し之筒に入れ候て、合方幷劣り之程を致₂吟味₁、少しも違目無ㇾ之と相見候時、鐵炮之下た檢分と同日に檢分を請け、檢分人共鑄形にて玉を鑄紙にて包み巢中に入、二分劣り之程を包みたる紙にて相考へ、違目無ㇾ之に相極り候上にて鐵炮を納め候、同日に御郡役所へ納め可ㇾ申候事

一　鐵炮中り打荒打共に此後は久田にて打候格に申付候得共、此程細工人中より願出候は、久田にて荒打候ては、荒打之後に錐を通し巢中をさらへ候て、中り打に仕掛り候儀心靜には難ㇾ仕候間、荒打

を以前より仕來り候金石之奥にて仕り、并翌日心靜に錐を通し巣中をさらへ候て、又翌日久田にて中り打仕度由願出候、金石にて之荒打は以前より仕來り候得共、御城近邊にて候故所を替候方可ㇾ宜と令ニ僉議一、奈多里之道之内にて爲ㇾ打申度由御案内申上、其通りに仕候得と被ニ仰付一、奈多里之道之内にて障り無ㇾ之打場を極置、久田にて中り打仕候、又前日に奈多里之道にて檢分を請荒打仕候格に申付候、其節は荒打迄之儀に候故、鐵炮細工人之下知役にても、足輕目付之内にても一人宛罷出致ニ檢分一、行規用心之仕形をも差圖仕候樣に申渡置候事

一　庚寅十二月二十八日鐵炮細工所之法式、細工人中へ覺書を以申付候條目は

一　鐵炮細工屋敷にて六間出合之試み打仕候場は山岸に當り居候得共、岸之上は手に人家有ㇾ之候故、臺に仕込候鐵炮を抱へ打に仕候ては、早落之氣遣有ㇾ之候間、新筒を臺に仕込不ㇾ申、沙臺之上にて目當を見渡し置、脇より火を移し候て打可ㇾ申候、臺仕込候鐵炮は決て打申間敷候、尤他人鐵炮打に來り候共、決て打せ申間敷候、中り打仕候節は門を鎖し置、見物人一人も入れ申間敷候事

一　毎月四日、七日、八日、十日、十一日、十七日、二十日、二十四日、二十六日、二十七日、四月晦日、五月二十三日、七月朔日、二日、九月三日、十四日、十月二日、春秋之彼岸七日盂蘭盆十三日より十六日迄、幷御法事有ㇾ之節、其外高壽院樣寶泉寺へ御佛詣之日は、細工屋敷にて中り打仕間敷候事

一　隣家町内に或は産婦有レ之、或は病人有レ之、中り打之音氣分に相障り候節は其段可ニ申來一候間、中り打仕掛居候共早速に相止め、金石之鐵炮稽古打場にて中り打可レ仕候事

一　鐵炮之外之用事有レ之候て來り候者は、細工所之外にて出合、細工所に入申間敷候事

一　鐵炮之修覆、金具之仕直を誂へ候人有レ之候時は、直段定格無レ之候ては不レ宜事に候故、鐵炮細工人下知役より細工人共之申分を聞届させ、吟味之上にて相極候直段、左に書記し候

前目當	二匁	先目當	一匁五分
火口入れ替	四匁	火口埋	卷鐵入口は二匁、皿埋計は一匁九分
さび錐通	五分	玉目一分増し候錐は	一匁
同二分増し候錐は	二匁	脚金一ッ	三分
筒磋きさび色付	四匁		

右は筒之分

板金物一具	二匁五分	火狹	一匁三分
同はぬ仕替	六分	同横目釘	五分
はじき	八分	同くは目釘	五分
用心金	七分	同うりさね	四分

同せんそく　二分　　引金　五分
同座金　二分　　胴金　一匁
火蓋　一匁五分　　同目釘　二分
障子金　一匁　　同せん金　三分
鳩目六ツ　九分　　火縄消　二分
火縄通し　五分　　臺尻金　五分

右は金具之分

右書付之通に代銀を取り可ㇾ申候、金具代は十一匁に當り居候得共、損じ候物計に候時、其物計り仕出し候直段は、一と通り揃へ候直段之様には難ㇾ仕由申出、其通りに申付候故、右に記し候金具之直段は一と通りにて十四匁に當り居候、筒之尾継ぎ又は損じたる所埋め直し候は、目當火口捻等之直段之格を以相應に手間銀を取り可ㇾ申候事

一　細工所火用心之儀、隨分念を入可ㇾ申候、風強き日には筒を張り候儀を相止、錐を通し摺礎等之細工計仕、惣體細工所にて火を起し候日は、細工人之内一人宛細工所之小座敷に夜番いたし、臥り候迄は折々細工所を立廻り可ㇾ申候事

一　水溜之大瓶に水を十分に入置き、減り候時は無二油斷一足し可ㇾ申候事

一　鐵炮細工屋敷に居住仕來り候鍛冶は宇左衞門一人にて候、傳七儀は鐵炮細工所之内少し計り之所に番人之格にて居來り候、惣體之細工人共細工屋敷之内に居住不レ仕候ては、細工人下知役も下知之難レ屆所有レ之筈にて候、只今之鐵炮細工所最初之建て樣念入れ不レ申、段々破損に及候故、只今三間に三間半有レ之候を狹め候て、三間に二間半に致し細工屋敷之南東之方に建直させ、其序に細工屋敷之南西宇左衞門、忠兵衞居住之家を建て、東北に與五右衞門、松右衞門居住之家を建て、北東に傳七居住之家を建、久之助盛長之節居住之家之立ち候場を傳七家之續きに明け置き、右細工所幷細工人之家之普請を來年四月に可二申付一候間、五人之者細工屋敷に聚り候後は、五日代りに火之番仕り、當番之者は宵より夜半迄臥り、非番之者臥り候時當番之者を起し、風吹候夜にて候はゞ、夜明け候迄細工所、幷細工人之家々を立廻り可レ申候事

一　庚寅十二月二十八日臺師兩人之勤方、覺書を以申付候條目は

一　鐵炮之臺七十挺を一人にて打せ不レ申、兩人にて打せ候は、一人當病差合有レ之候ても差支無レ之候爲にて候、臺三十五挺宛打候ては渡世之營成兼候筈にて候故、鐵炮鍛冶筒を張り出し候節、曲直之吟味中り打荒打之節も立合之勤方を申付け、右臨時之勤方有レ之所より、一人一ケ年に銀百五十匁宛之合力を請させ、鍛冶之助けにも成り、臺師身體之爲にも成り候樣に申付候、然ば右之合力身體之爲計を考候て爲レ請候事にて無レ之候間、鍛冶之方之助けに成り候儀無二油斷一相勤可レ申候事

一　鐵炮鍛冶毎月晦日に請取候筒之代銀之內より、翌月張出し之筒一挺に付炭代七匁五分宛之積にして炭代銀を引分け、臺師兩人中に預り、右七匁五分にて炭五俵調させ、餘銀有レ之候はゞ鍛冶に相渡可レ申候、右一挺に付五俵當て之炭を他之用に用ひ不レ申、急用有レ之候迚賣拂不レ申樣に臺師兩人より致ニ吟味一、鐵炮を張り鑄形を拵へ、細工道具を仕直し候節、炭之差支少しも無レ之樣に可レ仕候事

一　辛卯正月十五日覺書を以、鐵炮細工人中に申付候次第は

一　鐵炮張り出し格式之覺書一通、鐵炮細工所格式之覺書一通、鐵炮細工人身體相續之道筋を令ニ書載一候覺書一通、臺師へ申付候覺書一通、此覺書一通合て五通を一册に致し箱に入置、毎月一・度宛夜分に細工人中出合にて仲間之者に讀せ、仲間不レ殘聞屆け、鐵炮張り出し之格式、細工所之格式、身體相續之道筋を忘却仕間敷事

一　寶永二年乙酉小田孫三郞堺に罷越、鐵炮之張り樣見習聞覺候覺書、寶永五年戊子鍛冶傳七堺に罷越、鐵炮之張り樣見習聞覺候覺書を一册に記し、御郡役所に留め置、右一册之寫しを今度細工人中へ渡し候間、前に條々書載有レ之一册之覺書と、一箱に入置可レ申候事

一　右二册之書物之入り候箱は、細工人六人之內にては、其月之用番を勤候者之家に請取置、毎月朔日其次之用番之者に可ニ相渡一候事

鐵炮に付勤方有レ之人數之事

一　新張鐵炮之儀昔より有り來候事にて無ㇾ之、平田槙右衛門、陶山庄右衛門勤役之内に初め置候事に候得共、新規に添ひ候儀相見候、細工人共より納候鐵炮を請取、代銀を相渡郷村に下し候儀、白鹽硝、硫黃鉛、幷金具用之眞鍮等調候儀、品々之差引有ㇾ之候に付、日帳之清書等相滯候、其所を考へ候ては郷中用銀、幷新張鐵炮之差引に付、郷中用銀之内より只今之手代役之給分之格にて、役人を相增し可ㇾ申事共可ㇾ被ㇾ申候、然共郷中用銀を以手代役を一人相增し候段は、宗門銀を以手代役一人相增居候とは違可ㇾ申事に候、宗門改を御郡手代より勤候て、宗門改之入目銀を八郷之人數より出し候銀高は、以前八郷奉役其郷之宗門を被ㇾ相濟ㇾ候時、郷々之人數より出し候銀高程には無ㇾ之候故、右宗門改役之人を其以前より有り來候手代三人に加候て手代四人に成り候、此後若郷中用銀を以右之格に手代役を相增し候ては、昔より出し來り候宗門銀を以手代役を增し候とは違ひ、郷中用之鐵炮代に當、郷中用之籾代に當候て出し置候銀之内より、御郡方之手代役を相增し候ㇳ申に成り、宜かる間敷事に候、郷中用銀之請拂新張り鐵炮之差引有ㇾ之候に付、其勤方之程を相考候に、委く其事に掛り候ては、一人之勤に足り候程之儀にて無ㇾ之候處、其勤に付手代役一人を郷中用銀を以相增候段、御郡中之面々心底に請申間敷事に候、假令請候迚百姓之出し置候銀を、御郡役より道筋立不ㇾ申樣に拂出し可ㇾ申樣無ㇾ之候、郷中用銀之請拂ひ新張鐵炮之差引に付、御郡方手代中臨時之苦勞無ㇾ之とは難ㇾ申、足輕走番も相應に苦勞いたし候故、手代役一人に一ヶ年に三十匁宛、四人に百二十匁、足輕一人に十匁宛、四人に四十

匁走り番一人に五匁宛、四人に二十匁、手代役之内より鐵炮細工人身體相續之下知を兼勤候一人には別て二十匁、足輕四人之内より鐵炮細工人身持身體之目付を兼勤候二人には、別て十匁宛、二月八月之八郷之町打に、臨時に罷下り候苦勞分手代中に十五匁、足輕に十匁、合銀二百四十五匁郷中用銀之内より合力申付候時、奉役村下知人、幷御郡中之百姓道筋立ち不ㇾ申儀と可ㇾ申樣無ㇾ之、右合力銀之格庚寅年之冬相濟候處、月割に不ㇾ仕候て庚寅一ヶ年分を相渡候段如何に相見候得共、郷中用銀之儀、新張鐵炮之儀に付、御郡方手代役以下苦勞有ㇾ之段は、庚寅之冬より初り申たる事にて無ㇾ之、數年以前より之事にて候故、庚寅之冬一ヶ年分之合力銀を相渡し候、御郡方日帳淸書之儀は一枚一分之筆耕に致し候ても、三百枚にては三十匁と相見、一ヶ年之日帳大體三四百枚有ㇾ之、庚寅年以前三ヶ年分之日帳淸書相滯り居候は、手代中に請取候庚寅年之合力銀にて筆耕を雇ひ、淸書仕らせ候ても相濟可ㇾ申候、右之筆耕は以前より御郡方之書物之筆耕を勤來り候人を一人雇ひ、書き物之趣他言仕間敷との誓詞申付候て書せ可ㇾ申と致二僉議一、其通りに仕候得之由手代中に申渡候事

一　新張鐵炮中り打荒打之檢分之儀、御郡方手代之内より兩人極め置候て、代る代る相勤候得共、御役所當用繁く候て差支候節も有ㇾ之、張出し之鐵炮中り打荒打之檢分之儀を鐵炮細工人中より申出候節、御役所當用繁き日には、即日之檢分成り不ㇾ申候得ば、細工人中其日檢分を請け、翌日より摺磋き仕掛り候心當致二相違一、左樣之類之儀何ヶ差支に成り、兎角中り打荒打之檢分、幷細工人中之下知を仕

候爲には、役人一人相定り居不ㇾ申候ては不ㇾ叶勢と相見、折節牢人三原半左衛門儀大筒小筒之儀共に稽古仕居候て、平田顯右衛門、陶山庄右衛門勤役之時半左衛門を賴み、鐵炮巣中目當之寸法中り打之格式等を手代役に稽古仕らせ置候て、細工人共に致させ鐵炮張出し之用に立ち居申候故、中原九郎右衛門、中原傳藏、渡邊十郎右衛門より御郡御支配へ御案内申上候て、鐵炮細工人之下知役に仕置、中り打荒打之檢分手代役之内より勤來候を、半左衛門に檢分仕らせ候格に相極め、半左衛門方に差合有ㇾ之節は、平山儀右衛門、又は小田孫三郎にも檢分爲ㇾ仕候事

一　鄉中用銀新張鐵炮之儀に付、御郡方手代中に申渡候覺書之條目は

一　鄉中用銀請拂差引之次第、別紙覺書を以申渡し候格に可ㇾ被二相勤一候、鄉中用銀は御郡役所より御勘定所へ御算用に立候銀にて無ㇾ之候得共、御郡中之百姓より取立候て、鄉中用之鐵炮之入目、鄉藏之用心籾代に拂出し、八鄉奉役に算用を立申儀に候得ば、少も疎略不ㇾ被ㇾ仕、御銀箱之御銀請拂之差引と同前に被ㇾ存、隨分念を入可ㇾ被ㇾ申候事

一　鄉中用銀之請拂、新張鐵炮之差引に付、御郡役所日帳請書等之相滯候節は、以前より御郡方之筆耕を勤來候人を被ㇾ雇、手代四人中に鄉中用銀より相渡候合力銀一ヶ年分百二十匁之内より筆耕賃を被ㇾ拂、日帳之請書等無ㇾ滯樣に可ㇾ被ㇾ仕候、右筆耕を相勤候人之儀、手跡計を被ㇾ撰候て相濟候事にて無ㇾ之、日帳之内に有ㇾ之御用之書き物をも見申事に候間、御國生にて人柄宜候を被ㇾ致二吟味一、書物之上に

相見候儀他言仕間敷との誓旨を被二申付一候て書せ可レ被レ申候事

一　平山儀右衛門儀、鐵炮細工人身體相續之下知を兼勤被レ申候樣に申渡候間、三原半左衛門と同前に被二申談一念を入可レ被二相勤一候、委細之儀は鐵炮細工人中へ申付候覺書に書載有レ之候間、右覺書之趣を被二相考一候て宜き樣に被二申付一、覺書に無レ之儀にても被二存寄一候儀は此方へ被二相尋一、差圖之上にて被二申付一、覺書之上に有レ之儀にても不レ宜品見來り候はゞ、是又此方へ被二相尋一、差圖之上にて可レ被二相改一候、新張鐵炮中打荒打之節、三原半左衛門當病差合有レ之候はゞ、半左衛門代りに儀右衛門被二相勤一、檢分之次第は新張鐵炮之格式を細工人中に申渡候覺書之趣に違不レ申樣に可レ被レ仕候、其外半左衛門勤方之儀に付相談有レ之候はゞ存寄之通被二申談一、鐵炮之格式段々宜成り候樣に可レ被レ仕候、右之勤方に付鄉中用銀之内より一ヶ年に銀二十匁別て令二合力一候事

一　新張鐵炮之儀に付、鐵炮細工人之下知役を三原半左衛門へ相定め、辛卯正月十五日勤方之次第覺書を以申渡候條目は

一　鐵炮細工人之下知役を貴殿に相定候間、鐵炮張出し格式之覺書、鐵炮細工所格式之覺書、鐵炮細工人身體相續之次第申付候覺書に書載有レ之趣を委敷被二見屆一、其格違不レ申樣に被二相勤一、中打荒打之節は毎度被二罷出一、足輕目付同前に可レ被レ致二檢分一候事

一　鐵炮細工人身體相續之下知は、平山儀右衛門同前に被二相勤一、右差引之目付を足輕八兵衛、格左衛

門に申付候間、若引之儀有レ之節は、足輕目付兩人之内より一人同席に罷在候て、見屆候樣に可レ被レ仕候事

一　貴殿を鐵炮細工人之下知役に相定候に付、鐵炮細工屋敷之に前に家屋敷を相調居住被レ仕候樣に致置候間、晝之内は申に不レ及、夜分にも折々は細工人共之居所を被二立廻一、博奕酒盛り等不レ仕、火之用心念を入候樣に下知可レ被レ仕候事

一　鐵炮細工人共之内勝て人柄宜き者有レ之共相見不レ申、勝て人柄不レ宜者有レ之共相見不レ申候得共、其内に少々之違は可レ有レ之候、鐵炮張出之格、身體相續之儀に付、御郡役所より申付候通に相守り候者を宜に相極、御郡役所より之申付を内證にて背き可レ申心入有レ之者を不レ宜に相極め可レ申外無レ之、宜き者貴殿を親み、不レ宜者貴殿を恐れ候樣に不レ被レ仕候ては相調り不レ申事に候間、内々にて右之次第を被二相考一無二油斷一可レ被レ致二下知一候事

一　貴殿より鐵炮細工人中へ之申渡しに、仲間にて互に申合法を背候機し有レ之者は、仲間より致二異見一候て、互に法を守り候樣に仕候得、仲間之異見にて聞不レ申候はゞ、貴殿へ內證にて知らせ候樣にと被二申渡一、其申渡を前書に仕、相背き申間敷との誓旨を請取可レ被レ置候、仲間之異見を用ひ不レ申者有レ之、仲間より貴殿へ内證申出候節、何某如レ斯知らせ候と申儀を少にても口外に被レ出候はゞ、如何程誓旨仕居候ても、重て仲間之不レ宜儀を貴殿へ爲レ知候儀は決て有レ之間敷候、左樣有レ之候ては鐵炮之

格式亂候て、細工人之仲間に何かと申事致ニ出來一、貴殿勤方之不レ宜に相極り可レ申候間、其所を能々被ニ相考一候て下知可レ被レ仕候事

一 貴殿勤方に付一ヶ月に二十四匁宛、一年に六十匁宛之合力銀を郷中用銀之內より相渡し候、居宅之修繕も、鐵炮細工人居宅之修理と同前に可ニ申付一候事

一 貴殿老衰之後迚も勤方さへ宜候はゞ、一生細工人之下知を氣力之及候程に相勤候樣にいたし、若又勤方不レ宜候はゞ近年之內にも定り之合力銀を引き、別宅に被レ移候樣に可ニ申渡一候、新張り鐵炮に付貴殿より細工人共へ被レ教候事も有レ之、鐵炮格式僉議條目相極り候時之用に立被レ申事も數々有レ之候故、以後に至勤方不レ宜儀有レ之候て差除け候共、只今之合力銀之半分を貴殿一生相渡、殘半分は御郡方手代之內兩人に貴殿一人之勤方を爲致ニ兼帶一、其人兩人加役之合力銀に可ニ相渡一候、願は貴殿一生首尾克被ニ相勤一候樣に有レ之度事と存候間、隨分諸事被ニ相愼一、勤方に念を入可レ被レ申候事

一 新張り鐵炮之儀に付、辛卯正月十五日足輕八兵衛格左衛門へ申付候覺書之條目は

一 其方兩人を新張鐵炮之目付に申付、鐵炮細工人共身持體之目付をも相勤候樣に申付候、依レ之勤方之次第左に令ニ書載一候事

一 新張鐵炮半卷之卷形を見屆候儀は、以前より之仕來りの通り、足輕四人之內非番之者一人宛代々に見屆、七挺にても六挺にても、其月之張前之筒を張り仕廻候迄は、右地張之筒を箱に入れ、錠前に

鐵炮細工人と下知役と致二相封一、張前之筒數程張仕廻候節、細工人共へ可二相渡一候、足輕一人兩日續候て見屆候儀成かね候儀も有レ之筈に候間、仲間之印鑑を取合置、別人之切封にても印鑑に合候て違不レ申候はば無二別條一に相極め、鐵炮卷形帳に證印可レ仕候事

一　其月之張り前之鐵炮は、毎月二十四日迄に臺金具色付け、幷鑄形共に相濟め、二十五日臺師之家に張出し之鐵炮と鑄形を不レ殘採寄り候樣に申付候間、其方兩人共に右臺師之家に罷越、下知役と同前に筒臺、金具、鑄形之樣子を見屆、手本鐵炮手本鑄形に引合、違目之有無之樣子之善惡を致二吟味一少にても直させ候處有レ之候はゞ、其月之二十八九日切に直させ、晦日に御郡役所に納候節、嫌ひ所無レ之樣に仕らせ可レ申候事

一　新張鐵炮奈多里之道にて之荒打、久田にて之中り打荒打之節は、足輕四人之內より一人宛罷出、細工人之下知役同前に見屆可レ申候、六間之所は一寸五歩之黑星、六十間之所之三尺之丸を一度に見込候て打、三尺之丸に五放に三放入り、荒打に煙之吹き候處損じ候處少しも無レ之候を樣し、相濟たるに極め可レ申候、荒打之儀は中り打之前に相濟、中り打之節中かね候筒を敲き直し候上にて、中り相濟候筒は即時に又荒打仕らせ、錐を通し候迄にて中り相濟候は即時に又荒打仕に不レ及候、譬ば一日七挺之樣し打仕候內、六挺は中り相濟、一挺は中り不二相濟一候はゞ、中り打相濟たる六挺之前日當之穴に紙を通し、封じ候て下知役と相封印仕置可レ申候、中り不二相濟一一挺は家に取り歸り候て、敲き直し可

㆑中も不㆓相知㆒候間、翌日中り打仕候て中り相濟候時、則久荒打爲㆑仕可㆑申候、其日中打を仕掛置、其夜下知役方へ預り候筒は、翌日之荒打に不㆑及候、七挺共に中り相濟候上にて六挺之前日當之封を切り、細工人共へ可㆓相渡㆒候、荒打は藥二匁玉一ッ之彌重込み之格にて、藥四匁玉二ッ込ませ、中り打は藥二匁玉一ッ込せ可㆑申候事

一　其方兩人非番之節は互に申合置候て、一人宛夜中にも細工人共之居所を立廻り、人聚め酒事博奕抔仕候を見屆候はゞ早速此方へ可㆓申出㆒候、又兼て細工人共へ之申渡に、夜中にても晝にても、他所へ罷出候はゞ、留守之妻子に誰方へ罷出候、其所は何之町西側上ミ寄下モ寄中程と申儀を申聞せ置候て、罷出候得と堅く申渡置候、他所にて酒事博奕抔仕候を見屆、少しにても右之通之儀有㆑之候はゞ、此方へ可㆓申出㆒候事

一　鐵炮細工人共身體困窮に付、鐵炮代銀之前渡を申付、此後三ヶ年之間之鐵炮代銀之内にて、前渡し之差引を相濟候筈に申付候、依㆑之平山儀右衛門、三原半左衛門へ鐵炮細工人身體之吟味被㆑仕候樣に申渡、辛卯正月より毎月晦日に細工人共請取り候鐵炮代銀之内より、其月之買掛之拂ひ前を得意商人に拂はせ、殘銀計りを細工人共に相渡、其殘銀にて諸色を現銀買に仕候は格別、得意商人之外より買掛不㆑仕、尤借り銀不㆑仕格に被㆓申付㆒候得と申渡候て、細工人共右之申付を背き候樣子見屆而屆候はゞ、早速儀右衛門、半左衛門に申達し、此方へ可㆓申出㆒候、毎月晦日細工人共請取候鐵炮代銀を以、

儀右衛門、半左衛門被レ致二差引一候を、其方兩人共に罷出候て見屆、一人差支有レ之候はゞ一人罷出候て見屆、儀右衛門、半左衛門より證印を押候得と被レ申候帳面は、得心致し候程に見屆候て證印を押し、當分銀錢を被二入置一候箱には合封印可レ仕候、儀右衛門、半左衛門差引之仕形に不レ宜儀有レ之候はば、其趣を兩人へ申達し被二相改一候樣に仕り、若相改不レ被レ申候はゞ、其趣を此方へ可二申出一候事

右申渡候趣堅相守、無二油斷一可二相勤一候、以上

一　新張鐵炮之儀に付、足輕四人中に申付候覺書は、右八兵衛、格左衛門兩人へ相渡候覺書之第二ヶ條第四ヶ條と奥書之通りにて候故、此處に別して記置不レ申候

鄉村へ鐵炮渡置次第之事

一　新張鐵炮を鄉村に渡候に、以前之格は御郡役所より八鄉奉役へ鐵炮預け帳と申帳面と、八鄉奉役より鄉中村々に鐵炮預帳と申帳面と二帳にいたし置、奉役へ預け帳には一度に渡し候鐵炮之數之下に、其節上府にて請取候奉役之印判を押せ、村々へ預け帳には重て持主上府仕次第持主之名之下に印判を爲レ押候格にて候得共、奉役鐵炮之儀を疎略に存候人一人にても有レ之候ては、其鄉にて鐵炮持主へ被レ渡候仕形不レ宜と相見候、依レ之鐵炮を渡し候に惣體奉役に渡し、奉役より持主に渡候格を相改、給人足輕計り直に持主に相渡獵師新獵師は其村之給人、又は足輕に渡置、持主之獵師、新獵師は鐵炮入用之節計手前に受取置候格に相改候方可レ宜と致二僉議一、殊に御郡役所より渡候鐵炮を入用に無レ之時も手

前に請取置、持様之善悪を見屆候て案内に及可㆑申段を迷惑に存じ、預り鐵炮を嫌候樣に成行可㆑申勢
と相見候故、新獵師共鐵炮入用に無㆑之時は、其村之給人足輕之方に預け置き候樣に相極候段彌可㆑宜
と致㆓僉議㆒、庚寅十月十六日右預り主之儀を大浦忠左衛門殿へ申上、翌十七日之御差圖に其通りに仕候
得と被㆓仰付㆒候、庚寅十一月二十二日右預主之儀に付大浦忠左衛門殿へ申上候は、八鄕之内にて給人
も足輕も無㆑之村豊崎鄕に一ヶ村、伊奈鄕に四ヶ村、三根鄕に四ヶ村、仁位鄕に一ヶ村、與良鄕に十五
ヶ村有㆑之候。右之類之村に渡し候鐵炮を、其村之肝煎血判より持樣麁草に無㆑之樣に吟味仕候得と申付
候ても、元と百姓同格之者に候得ば、公役勤方等之儀致㆓差圖㆒候とは違ひ、鐵炮持樣之吟味仕候段は
不相應に相見可㆑申候故、右二十五ヶ村之内にて足輕格に成り候て勤得可㆑申器量之者を、一村に一人宛
其身一代切りの足輕に被㆓仰付㆒、其子に足輕器量有㆑之候は父之格に被㆓仰付㆒度御事之樣にも奉㆑存候、
然ども足輕に被㆓仰付㆒候程之勤之功も無㆑之者を、其身一代ながら足輕格に被㆓仰付㆒候段如何敷相聞、
子孫相續不㆑仕足輕格にて、殊に勝手之益に成り不㆑申儀に御座候得ば、被㆓仰付㆒候ても御理り申上儀可
㆑有㆓御座㆒候故、右二十五ヶ村之肝煎を當役之間足輕格に被㆓仰付㆒、肝煎役無㆓別條㆒致㆓交代㆒候は、交代
之後迚も其者一生は足輕格に相勤、譯官番之勤は被㆓差免㆒府内にて之持運不㆑仕、囚人連れ登り候時刀
を指候儀を足輕之勤に被㆓仰付㆒置、右足輕之格之肝煎より其村獵師、新獵師、幷嫡子之鐵炮之持樣を致㆓
吟味㆒候格に被㆓仰付㆒候はゞ、足輕と申名にて獵師、新獵師、幷嫡子之鐵炮之持樣を吟味仕候段、不相

應とは相聞申間敷樣に奉レ存候、御馬廻格にて無レ之給人にても奉役を相勤候は、御役に付御馬廻格之御禮申上、御役無ニ別條ー致ニ交代ー候は、交代之後迚も其身一生は御馬廻役に被ニ仰付置ー候故、給人も足輕も無レ之村々肝煎を、右之通りに被ニ仰付ー候段其例無ニ御座ー事とは可レ難レ申候、肝煎には肝煎役料之畠作り取りに仕候益有レ之、公役銀之御免も有レ之候故、肝煎之役にて足輕格に相勤候得と被ニ仰付ー候段、難儀と可ニ申上ー樣有ニ御座ー間敷と奉レ存候由申上候、庚寅十二月十六日御年寄中より御書付を以八鄕鐵炮改之儀被ニ仰渡ー、同日大浦忠左衛門殿より御書付を以八鄕鐵炮之儀、并二十五ヶ村之肝煎を足輕格被ニ仰付ーと之儀被ニ仰渡ー、右御書付之御文段は前に記置候、辛卯正月十五日右御書付之寫を八鄕奉役へ相渡し、同日覺書を以給人、足輕、獵師、新獵師之鐵炮之格を、奉役中村々鐵炮預り主中へ申渡候條目は

一 新張鐵炮并鑄形を獵師新獵師に渡置候格は、其村居住之給人衆、并足輕之内より其村獵師鐵炮、新獵師鐵炮預り主と申役を立、給人も足輕も無レ之村之肝煎は、此以後足輕格に被ニ仰付ーとの御事に候故、右之類之村にては獵師鐵炮、新獵師鐵炮之預り主を肝煎に申付候格に相極候、三月より八月迄は一ヶ月に二度宛、九月より二月迄は一ヶ月に一度宛、宵之間獵師、新獵師共鐵炮預主之給人足輕之家に鐵炮を持越、巢中を拭ひ火穴を通し、火皿を拭ひ臺を外し候て、筒之外廻り臺之内外金具迄も拭ひ、預り主より右之拭樣抔致ニ吟味ー、麁草に無レ之樣に仕らせ候得と可レ被ニ申渡ー候事

一　獵師、新獵師自分に買調候鐵炮は常に自分之家に置、三月より八月迄は一ヶ月に二度宛、九月より二月迄は一ヶ月に一度宛、面々之鐵炮を其村之獵師鐵炮、新獵師鐵炮預け主之家に宵之間持參り、巣中を拭ひ火穴を通し、火皿を拭ひ臺を外候て、筒之外廻り臺之內外金具迄も拭ひ候得と被二申付一、獵師、新獵師自分に買調候鐵炮にても入用無レ之時節には、預り主之方に置可レ申と存じ候は、是又心次第に仕候得と可レ被二申付一候事

一　鑄形には玉を鑄込候儘にて明け不レ申樣いたし置、玉を鑄仕廻候度毎に其格に仕、鐵炮預り主に鑄形共に預候得と、預主より獵師、新獵師に可レ被二申付一候事

一　獵師、新獵師鹿を狩り雉を打、鴉を威し鶴鴈鴨等を打候時分には、預り主之家に有レ之鐵炮を請取候て自分之家に置、入用無レ之時は又元と之通預り主之方に渡し置、鹿を狩り鳥を打候時節面々之鐵炮を手前に置候月にも、毎月一度宛預主之家に宵之間鐵炮を持越、預り主差圖之通に念入拭ひ候得と可レ被二申付一候事

一　村下知役にても、無役給人にても、足輕にても、足輕格之肝煎にても、鐵炮預り主之家には奉役村廻り之時分被二立寄一候て、鐵炮之火穴通り居候歟、通り居不レ申候歟、筒金具臺共に拭置候歟、拭ひ置不レ申候歟を見屆、麁草に無レ之樣に可レ被二下知一候、尤御郡役所よりも折々足輕を差下し候て見屆させ、毎年二月八月鄕之町打之節御郡手代役を差下し、惣體之鐵炮之數を相改、持樣之善惡を見屆させ

年に依り二月之町打には、御郡役之内よりも可レ被レ下候事

一　獵師鐵炮、新獵師鐵炮之預り主之儀、獵師、新獵師二十五人有レ之村迄は一人に相極、二十六人より五十人有レ之村は二人に相極、五十一人より七十五人迄有レ之村は三人に相極候、右之格にて獵師鐵炮、新獵師鐵炮之預り主三人に相定り候村三ヶ村、二人に相定り候村十九ヶ村、其外は替々預り主一人之村にて候、奉役居住之村は奉役を預り主に極め、下知人居住之村は下知人を預り主に相極、無役給人一人居住之村、足輕一人居住之村は其給人、足輕を預り主に極め候、預り主二人三人之村にて當役之給人に加へ預り主相極可レ申無役給人、幷足輕之人柄之儀、預り主一人之村にて當役之給人無レ之、無役給人幷に足輕計二人以上有レ之内預り主に相極可レ申給人、幷に足輕之人柄之儀は、其郷之奉役より致二吟味一被二申聞一候人に申渡候格にて候、一村に一人之給人、一村に一人之足輕、其村之獵師鐵炮、新獵師鐵炮之預り主と名付候ても、或は病身に有レ之、或は少年に候はゞ、病身者達者に成り、少年之者二十歲に成り候迄、其村之肝煎を預り主之佐役に被二申付一預主之勤方に違ひ不レ申樣に心を付、三月より八月迄一ヶ月に二度宛、九月より二月迄一ヶ月に一度宛、鐵炮を拭ひ候節は、預り主之家に罷越候て見屆候得と可レ被二申渡一候事

一　獵師、新獵師二十五人之村は、鐵炮二十五挺之預り主一人にて候處、二十六挺之村より預り主二人に成り候間、二十六挺之村にては兩人之預り主十二（三カ）挺宛預り置、二十七挺之村にては一人十三挺、

一人十四挺預り置、二十八挺之村にては十四挺宛預り置、段々右之格に仕候得と可レ被二申渡一候事

一 三根郷三根村は鐵炮預り主三人之村にて候得共、枝村之田口山坂を隔居候故、田口之鐵炮預り主は其村居住之給人に相極候て、三根村之鐵炮預り主を四人にいたし、與良郷尾崎村は鐵炮預り主一人之村にて候得共、在家遠く引離居候故村下知人に無役給人一人相加、尾崎村之鐵炮預り主を二人にいたし候事

一 獵師、新獵師或は病身に成候歟、或は致二老衰一候て子供二十歳に及不レ申、二月八月之町打に毎度名代を賴候儀も如何敷と存候て、其村獵師外之達者成る百姓に獵師之名新獵師之名を讓り候儀は、双方之相對次第に仕候得と可レ被二申付一候事

一 新獵師を仕立候は百姓之内より仕立、被官、名子、下男之内よりは仕立不レ申候、被官之内に以前より之獵師有レ之候は代々獵師之跡を續せ、被官獵師より其村之百姓に致二相對一候て、獵師之名を讓り候儀は心次第に仕らせ可レ被レ申候、給人鐵炮二挺以上所持之人、自分之被官を鐵炮持主に被二相極一、又は新獵師に被二仕立一候は格別に候、被官を新獵師に仕立不レ申と申候は、府内侍中之被官郷村に居候者之儀に候事

一 給人も足輕も無レ之村二十五ヶ村之肝煎は、鐵炮之儀に付足輕格に被二仰付一、肝煎役無二別條一致二交代一候は、交代之後迄も其者一生は足輕格に被二仰付置一との御事に候得共、勤之年數十ヶ年に滿不レ申

内に致二交代一候は、勤方に不レ宜儀無レ之病身に成り候抔と申類之儀にて、無二別條一致二交代一候ても交代之後は足輕格に不レ被二仰付一、勤之年數十五ヶ年二十ヶ年に及候ても、勤方に不レ宜儀有レ之候て致二交代一候はゞ、是又交代之後足輕に不レ被二仰付一、十ヶ年に滿ち十ヶ年に越候勤にて無二別條一致二交代一候計り、交代之後迚も一生足輕格に被二仰付置一候にて可レ有レ之候事

一　給人も足輕も無レ之二十五ヶ村之肝煎、當役之間足輕格に成り候者に以前より之獵師有レ之候は、獵師帳其名之上に押紙にて新足輕と書付置候樣に候事

一　足輕格之肝煎年六十歲に及不レ申前に肝煎役を無二別條一致二交代一候はゞ、其村之獵師鐵炮、新獵師鐵炮を預置候內、半分は當役之肝煎方に預らせ、半分は交代いたし候肝煎之方に預り置、致二交代一候肝煎六十一歲に成り候時は、右之鐵炮を不レ殘當役之肝煎方に預らせ、段々其格に仕候得と可レ被二申付一候、鐵炮之儀有レ之に付、交代之後迄も足輕格に被二仰付置一御事に候故、六十歲迄は鐵炮之勤有レ之樣に申付候間、其趣をも可レ被二申聞置一候事

一　當役之肝煎を足輕格に被二仰付一候村之內にて、肝煎二人有レ之村は伊奈鄉之葦見村にて候、二人共に足輕格に可レ被二仰付一樣無レ之候故、二人之內にて年增之もの足輕格に成り、村中之獵師、新獵師此後段々預り候鐵炮は、足輕格之肝煎方に請取置、其者交代之節今一人之肝煎足輕格に成り、以後共に其通に仕筈にて候間、伊奈鄉奉役より右之趣可レ被二申渡一候事

一　給人之內鐵炮二挺以上所持之人嫡子無ㇾ之候はゞ、庶子家來之內二十歲以上之男を持主に被ㇾ定候て、持主之名を書付可ㇾ被二差出一候、二月之鐵炮改之節計り持出候て改を請町打を勤候格にて候、庶子も二十歲に及不ㇾ申、被官も無ㇾ之候はゞ、當分村中之獵師、新獵師之子二十歲以上之者を持主と名付可ㇾ被ㇾ申候事

一　給人、足輕、獵師、新獵師所持之鐵炮打放し成り不ㇾ申程に損じ候て差出し、新張之鐵炮を望候は望之通一挺相渡、其上に二十歲以上之嫡子之持樣とて新張鐵炮を望候は、一家に二挺にても相渡、二月之町打鐵炮改に父鐵炮を持出候は、子鐵炮を持出不ㇾ申候て八月に持出、八月之町打鐵炮に父鐵炮を持出候は、子鐵炮を持出不ㇾ申候て二月に持出、父は臺之內に其身之名有ㇾ之鐵炮を持出、子は臺之內に其身之名有ㇾ之鐵炮を持出、父にても子にても、二月八月共に同人持出之儀有ㇾ之候共、二月に父之鐵炮を持出候はゞ、八月には子之鐵炮を持出、二月に子之鐵炮を持出候はゞ、八月には父之鐵炮を持出、父子共に二月八月に差支有ㇾ之名代を立候共右之格にいたし、一家に鐵炮を二挺受取り候後、父病身に成り候歟、子病身に成り候はゞ御郡役所に申屆、其鄕之給人、足輕、獵師、新獵師之嫡子二十歲に及、新張り鐵炮を請取度と望候方に直に可二相渡一候、一ト通り之病氣は格別にて候、父子銘々に鐵炮を持來候共、二月八月之町打鐵炮改右同前之儀と心得居候樣可ㇾ被二申渡一候事

一　給人、足輕持來之鐵炮、并預り鐵炮を持用之善惡は奉役より被二見屆一、麁草に無ㇾ之樣可ㇾ被二申渡一

候事

一 每年二月八月両度之町打之節、御郡役所より手代足輕ヶ差下し、給人、足輕、獵師、新獵師之鐵炮、幷鑄形を爲レ見、持様別條無レ之候は帳面に記不レ申、持様之勝れ候と麁草に候との兩様は、持主之名を帳面に記させ候格に相極候間、給人、足輕、獵師、新獵師に其段申聞可レ被レ置候事

一 每年二月八月八郷町打之節、郷中之鐵炮を相改、大損にて打放成り不レ申鐵炮は帳面に付置、段々と新張り鐵炮に取替させ、當年辛卯二月之町打之節打放成り程之筒、幷新張り鐵炮には、臺之內に何村何某と持主之名を書付させ、此後年々張出し候鐵炮を相渡候も、其格に仕らせ可レ申候事

一 郷村用心之玉藥之儀、一兩筒は一挺に付八十放分宛所持仕、二匁八分より三匁三分迄之筒は一挺に付百放分宛所持仕候格にて候、右之積りに致し候時鹽硝一斤鉛二斤半程に當り、硫黃白鹽硝之上々を調候て、合せ様にも隨分念を入候共、鹽硝一斤四匁五分にては出來可レ申候、鉛一斤一匁二分程、二斤半は三匁程にて候故、兩様之代銀七匁五分程と相見候、足輕、獵師、新獵師には郷中用銀之內より段々に調候て、鹽硝鉛何十何人分可ニ相渡一由可ニ申達一候間、其郷之奉役より右何十何人之足輕、獵師、新獵師へ之申渡に、當年用心之玉藥何十何人分請取候筈にて候間、鹽硝一斤入り之竹之筒と鉛二斤半之玉を入れ候筒を好く枯したる竹にて拵へ、當年請取候鹽硝を竹之筒に入れ、同前に請取候鉛にて鑄候玉も是又竹之筒に入、出し口を木にて指、竹之筒之蓋は少し大成る竹にて蒙(カブ)せ蓋にいたし、底は節

之下に木を入候て二重底にいたし、木之底には横より釘を指し、苧の小繩にて網袋を拵へ、右二ッ之竹之筒を網袋一ッに入、肩より脇之下に廻し候て緒を結び、竹之筒を背に負ひ候様に拵へ置、常には鹽硝之損じ不レ申爲に小瓶に入、鹽硝を入候小瓶之口と、玉を入候竹之筒之口を其村之鐵炮預り主にも封印いたし候て、持主面々之手前に置候格にて候由被二申付一、預り主にも右之趣可レ被二申渡一候、玉藥を入候竹之筒二ッ之手本郷々に差下候間、右二ッ之手本之通に一村に二ッ宛拵へ候て、鐵炮預り主方へ置き、其村に用心之玉藥渡し候時之手本に渡し候得と申達可レ被レ置候、給人衆は當年辛卯之年中に鹽硝一斤鉛二斤半別て自分より被二相調一、鉛二斤半にて鑄候玉と一斤之鹽硝を右申述候格に被レ仕候て、所持仕居被レ申候様に可レ被二申渡一候事

一 用心玉藥取り替之格は、足輕、獵師、新獵師之鐵炮八挺之町打用之玉藥一年分、鹽硝一斤鉛二斤半程にて候故、八人に毎年請取候町打之玉藥を、一人分之用心之玉藥に取り替候得ば、八年目には八人に用心之玉藥段々入替り候筈にて候間、此段村々鐵炮預り主に申聞可レ被レ置候、鐵炮八挺以下之村幷鐵炮八挺宛に分け候上に、端數有レ之村は給人鐵炮にて成り共、隣村鐵炮にて成り共端數を足、右之通八年目に玉藥を入替候格に可レ被二申渡一候、右玉藥之積は一兩筒、藥二匁込み、三匁筒に藥一匁五分込み候積りにいたし置候、二匁八九分三匁二三分之筒之五分掛り之藥を並し候ては、一匁五分程に當り可レ申候事

一　給人嫡子幷給人之被官之鐵炮用心之玉藥は、御郡役所より可二相渡一候、給人嫡子之鐵炮用心之玉藥を其父より相調可レ申由被レ申候衆有レ之候はゞ、心次第に被レ仕候得レ可レ被二申渡一候事

一　用心之玉藥は常之町打鹿打鳥打等に決て用ひ不レ申、火災之節は鐵炮玉藥を最初に取り出候樣に堅く可レ被二申渡一候事

一　給人衆堺筑前より新鐵炮を調度と被レ存、府內にて挮鐵炮調へ度と被レ存、持來之鐵炮を挮候て他之鐵炮を調へ度と被レ存候は、毎度に御郡役所に被二申屆一候上にて被二相調一候格にて候間、其段給人中へ可レ被二申渡一候、足輕、獵師、新獵師も同じ格に候事

一　給人衆鳥打用に被レ調候共、二匁八分以上之筒を被レ調、二匁七分以下之筒は調へ被レ申間敷候、新張り鐵炮に取替度とて鄕村より持登候古鐵炮之內、二匁七分之筒希に有レ之候は致二修覆一候て用に立可レ申筒にても修覆不二申付一、當分新獵師に渡置候修覆鐵炮之內にも加へ不レ申格にて候事

一　無役給人衆其村獵師鐵炮、新獵師鐵炮之預り主に成り被レ申候は、鐵炮鑄形幷に用心之玉藥迄被レ致二吟味一不レ輕勤方にて候間、八鄕奉役より無役給人中被レ致二相談一、鐵炮預り主に成り候給人之勤前少し成共輕み候樣に被レ仕、鐵炮預り主に成り候足輕之勤前も、足輕中より致二合力一少し成共輕み候樣に仕候得と被二申渡一、給人にても、足輕にても、足輕格之肝煎にても、其村鐵炮預り主に成候人上府之留守之儀は、其村之肝煎又は頭百姓に申置、火災等有レ之節鐵炮之取出し滯り無レ之樣に被レ仕候得と

可レ被二申渡一候事

一 此覺書を奉役披見之上にて、村々之鐵炮預主へ段々に廻し被レ申、鐵炮預り主一通宛寫し置候て、覺書之通を心得可レ被レ申候、足輕又は足輕格之肝煎、其村之鐵炮預り主に成り候も、同前に寫し置可レ申候事

一 辛卯二月五日八郷村々獵師鐵炮、新獵師鐵炮之預り主中へ、覺書を以申渡候條目は

一 八郷奉役衆、村下知人衆に、其村獵師鐵炮、新獵師鐵炮之預り主役を申渡候段は、本役之勤有レ之上に臨時之勤增にて苦勞に可レ被レ存候得共、萬一之變有レ之時節之爲に、鄕村之武備を御立て被レ置候御事に候間、乍二苦勞一念を入可レ被二相勤一候、右鐵炮預り主之内無役給人衆有レ之候は、遠見番之勤を被二差免一間銀之出し前をも被二差免一度事に候得共、左樣にては其外之無役給人衆難儀に被レ存筈にて候故、右之御免之儀も難レ成村下知人役衆之格に、其村之百姓之手遣を取り被レ申候事も、百姓之難儀に存候事に候得ば是又難レ成候、就レ夫少計之儀に候得共、苦勞分之檢迄に鐵炮用銀之内より、鐵炮預り主之無役給人衆一人一ヶ年に銀十五匁宛相渡し、當役之給人鐵炮預り主を被二兼勤一候内にても、山廻り役川役は其村より手遣を取被レ申儀無レ之候故、無役給人衆同前に十五匁宛之合力を相渡し、鐵炮預り主之足輕は一人一ヶ年銀十匁宛合力せしめ、毎年御年貢上納之節其村之下知人肝煎に相渡候て可二差下一候間居村にて被二請取一、足輕も居村にて可二請取一候事

一　獵師、新獵師只今迄新張鐵炮を請取候數之少き村にても、未だ新張鐵炮を一挺も請取不ㇾ申村にても、以前より持來り之鐵炮を其村之鐵炮預り主より被ㇾ致ニ吟味一、三月より八月迄は一ヶ月に二度宛、九月より二月迄は一ヶ月に一度宛持來り、鐵炮、新張鐵炮共に預り主之家にて拭ひ候格に相極り、持來之鐵炮にても手前に入用無ㇾ之時節、預り主之家に預り置候段心次第に仕格にて候、鐵炮預り主苦勞分之合力銀一同に相渡候筈にて候事

一　奉役には其鄉中より之手遣ひ一ヶ年に一日宛被ニ成下一、村下知人には其村中より之手遣ひを一ヶ年に一日宛被ニ成下一、遠村より之手遣農業之急なる時節之手遣に罷出候は、手遣代銀を出し候方勝手宜、手遣を請け被ㇾ申候方より右之了簡にて手遣代銀を相應に取り被ㇾ申候も有ㇾ之由に候、鐵炮預り主之苦勞分に、鄉中用銀之内より十五匁宛合力いたし候も、手遣代銀一匁にして十五人分十五匁を合力に相渡し候道理にて候間、可ㇾ被ㇾ得ニ其意一候事

一　八鄉獵師、鐵炮、新獵師鐵炮之預り主百三十五人之內、七十三人は奉役村下知人、五人は山廻り役川役之給人、二十三人は無役給人、四人は肝煎足輕、五人は無役足輕、二十五人は足輕格之肝煎にて候、山廻り役川之給川人役之給人は間銀御免有ㇾ之候得共、鐵炮預り主之給人は間銀を御免し不ㇾ被ㇾ成、山廻り役川役之給人は遠見番之御免有ㇾ之候得共、鐵炮預り主之給人には遠見番を御免し不ㇾ被ㇾ成候間、鐵炮預り主譯官番之勤前を無役給人中より被ニ相勤一候て、鐵炮預り主も山廻り役川役同前に、譯

官番御免之格に成り候様に被ㇾ仕候得之由、八郷之奉役衆より無役給人衆中に可ㇾ被二申達一候、此度鐵炮預り主に成り候足輕、以前より仕來之通に迄公役人足を相勤候段は如何敷儀に候間、迄り公役人足は鐵炮預り主之役を相勤候間計差免、足輕格之肝煎六十歳以下にて肝煎役を交代いたし、六十歳迄其村之鐵炮高半分之預り主に成居候も、預り主に成居候間計迄公役人足を差免候事

一 鐵炮預り主勤方之次第は、去月十五日申渡候覺書に委書述置候得共、預り主苦勞之合力之儀に付、追て又右之通申達候間、可ㇾ被ㇾ得二其意一候事

一 辛卯二月五日郷村之鐵炮之格を、御郡方手代中に申渡候條目は

一 給人衆、足輕、獵師、新獵師に鐵炮を渡置候格、八郷奉役衆へ申渡候覺書に書載有ㇾ之候を委く被二見屆一、其格違不ㇾ申候樣に心を付可ㇾ被ㇾ申候事

一 新張鐵炮を郷村に被二相渡一候格、給人衆幷に足輕には其人上府之節被二相渡一、獵師、新獵師之鐵炮は預り主上府之節被二相渡一、其村獵師、鐵炮、新獵師鐵炮之預り主當病差合等にて不ㇾ被ㇾ致二上府一候時は、隣村之鐵炮預り主にても其節被ㇾ致二上府一候人に可ㇾ被二相渡一候、給人衆幷足輕に被二相渡一候分は、鐵炮持主帳面々之名之上一點之下に有ㇾ之、鐵炮と申字之脇に持主之印判を押せ被ㇾ申、獵師、新獵師に被二相渡一候分は、鐵炮持主帳面々名之上一點之下に有ㇾ之、鐵炮と申字之脇に其村獵師鐵炮、新獵師鐵炮預り主之印判を押せ被ㇾ申、隣村之鐵炮預り主上府之節被二相渡一候時は、假りに請取手形を取り

被レ置、二月より七月迄被ニ相渡一候分は、八月之町打之節其郷にて右之假り手形を被レ返、其村鐵炮預り主之印判を押せ被レ申、九月より正月迄被レ渡候分は、二月之町打之節其郷にて八月之格に被レ成、給人之嫡子、庶子、被官、新鐵炮を請取候は、持主帳之名之上一點之下に有レ之鐵炮と中字之脇に、其嫡子、庶子之父、惣領家、其被官之主人之印判を押せ被レ申、獵師、新獵師之嫡子新張鐵炮を請取候は、持主帳之名之上一點之下に有レ之鐵炮と中字之脇に、其村獵師鐵炮、新獵師鐵炮預り主之印判を押せ被レ申、足輕之嫡子新張鐵炮を請取候は、持主之名之上一點之下鐵炮と中字之脇に父之印判を押せ被レ申、給人足輕手前調之鐵炮持來之人には、名之下計に其人之印判を押せ被レ置、獵師、新獵師手前調之鐵炮持來候者には、名之上計に其村獵師、新獵師鐵炮預り主之印判を押せ被レ置、新張り鐵炮を被ニ相渡一候時は、右に書載有レ之通りに可レ被レ仕候事

一 鐵炮持主帳は三冊に被レ仕、内一冊には上四郷之給人足輕、獵師、新獵師之名を被レ記、内一冊には下四郷之給人足輕、獵師、新獵師之名を被レ記、新獵師之定數相滿不レ申村は、定數之通り一點を書き被レ置、段々新張り鐵炮を受取候時、一點之下に其者之名を被ニ書付一、村々給人足輕、獵師、新獵師之書付之奥には、其村給人足輕、獵師、新獵師之惣高之一割を嫡子鐵炮之定數に被レ仕候て、是又一點を定數之通被ニ書付一、鐵炮を望被レ出候嫡子有レ之時、一點之下に押紙にて名を被ニ書記一、初に獵師之嫡子望出候て鐵炮を請取後に、給人衆之嫡子被ニ望出一候て鐵炮を被ニ請取一候はゞ、獵師之嫡子之押紙を次に押

替、給人衆之嫡子之押紙を前に押可ㇾ被ㇾ申候、同一冊は給人庶子被官鐵炮持主帳と被二名付一、給人衆之内庶子、被官を手前餘計之鐵炮持主に仕被ㇾ置候分を被二書記一、其持主之鐵炮損じ候て新張り鐵炮を望出被二相渡一候時は、前之條に書載有ㇾ之通りに可ㇾ被ㇾ仕候、足輕獵師之内鐵炮二挺持來り、内一挺は自分に持候鐵炮にて持主帳に相見、同一挺は二十歲以上之嫡子有ㇾ之候て持主に立て候にて無ㇾ之、唯餘計鐵炮と申迄にて候はゞ、給人庶子被官鐵炮持主帳之奥に、別て餘計鐵炮之覺と被二書付一候て、餘計鐵炮之數と所持仕居候足輕獵師之名を押紙にて被二書付一、其鐵炮損じ候て用に立不ㇾ申節は、二月之鐵炮改之節にても、八月之鐵炮改之節にても、持出檢分を請け候得と兼て申渡被ㇾ置、其鄕之奉役衆同前に被二見屆一、彌損じ鐵炮に相極り候時押紙を除け被ㇾ申、餘計之鐵炮を調候者有ㇾ之節は申屆候得と兼て申渡被ㇾ置、調候節は是又右之格に押紙にて可ㇾ被二書記一候事

一 辛卯正月奉役より被二相改一候帳面には、給人衆并足輕、獵師、新獵師所持之損鐵炮九十六挺と相見、右損じ鐵炮九十六挺之代りは、辛卯三月欠田にて樣し打仕らせ候鐵炮百六十二挺之内、樣し相極候鐵炮にて被二相渡一、樣し相極り候鐵炮右九十六人へ之渡に成り候殘は、段々張出し候鐵炮に被ㇾ加候て新獵師に可ㇾ被二相渡一候、辛卯正月之渡殘之鐵炮十六挺御郡方へ有ㇾ之候をも、是又新獵師に可ㇾ被二相渡一候事

一 庚寅之秋壞し打相濟候鐵炮二百十一挺之内、御前に御覽被ㇾ遊候鐵炮一挺有ㇾ之候は鄕村へ不二相

渡一、殘二百十挺に庚寅之冬之新張鐵炮十二挺、近年以來堺より調下し候鐵炮十八挺、御國にて調候鐵炮二十挺、合て二百六十挺之內、二百四十四挺當正月鄉村へ被二相渡一、豐崎鄉之內豐村、鰐浦村、西津屋村は新獵師を定數之通に仕立候間、此後之新張鐵炮にて豐崎鄉より段々新獵師を可レ被二仕立一候、新獵師を豐崎鄉之村々より定數之通に仕立候は、府內之通路之遠き鄉より鐵炮之數を足候故にて候、豐崎鄉之次ぎは佐護鄉、伊奈鄉、三根鄉、仁位鄉堀切りより上み之與良鄉、其次ぎは豆酘鄉、佐須鄉堀切より下モの與良鄉と次第を立置候事

一　新獵師之仕立上鄉より初り候格にて候得共、新獵師を望候百姓有レ之候て、新張鐵炮を請取度と願出候には、何れ之村よりなり共可レ被二相渡一候、望不レ申者を新獵師に仕立候は、前書載有レ之格に仕立可レ被レ申事

一　給人衆にても、足輕にても、獵師にても、打放成り候程之古鐵炮を持登、新鐵炮を請取度と望候には渡し不レ被レ申、打放成候迄は持來之古筒にて打候得と被二申渡一、打放成り可レ申共、成り申間敷共難レ極、强て打候得と被二申付一候節、若筒損致二怪我一候ては如何と被レ存候程之損鐵炮にて候はゞ、其鐵炮を被二請取一五分掛之藥にて樣し打被レ仕、損不レ申候時修覆被二申付一、筒之色付け之樣成見掛之所には少しも構ひ不レ被レ申、只打放に不二差支一程之修覆を被二申付一候て元之持主へ被二相渡一、其持主若鐵炮を能打候者にて新張之好き鐵炮を申請度と望候はゞ、其者には新張鐵炮を被二相渡一、右之修覆鐵炮は打放

成り候迄、元之持主同村之新獵師に渡置可レ被レ申候事

一　辛卯之年中に鄕村へ渡り候鐵炮二百挺程を、辛卯正月奉役被二相改一候鐵炮千四百二挺に加へ候ては、壬辰之二月町打に出候鐵炮千六百挺餘有レ之筈にィ候間、千六百挺之內給人鐵炮二百七十挺を被レ除、殘千三百三十挺分之玉藥一兩筒に二匁込み、十放之積にして硫黃白鹽硝を辛卯之春中に筑前より被レ調、鉛をも辛卯之夏中に銀山より被レ調、鹽硝を其鄕にて合せ可レ申と申出候鄕には、八月に硫黃白鹽硝にて被二差下一、合鹽硝を申請度と申出候鄕には、三右衞門に合させ被レ置候て、是又八月に被二差下一、用心之玉藥に成り候鉛硫黃白鹽硝も右同前に被レ調、同前に可レ被二差下一候、當年は八鄕鐵炮之數千六百挺に成り借筈之前年にて候故、千挺分之町打之玉藥代銀九百五十匁にて、用心之玉藥に成候鉛硫黃白鹽硝を被レ調、來年は八鄕鐵炮之數千六百七十挺に成り候筈之前年にて候故、九百三十挺分之玉藥代八百八十三匁五分にて、用心之玉藥に成り候鉛硫黃白鹽硝を被レ調、段々其格に被レ仕、鄕中用銀十貫目に餘り、十二貫目に及候餘分之半分、鄕藏之用心糀代に成り候殘りも、右之格にて鄕村用心之玉藥代に可レ被レ仕候事

一　鄕村之大損鐵炮を御郡役所に取寄、其代りに新鐵炮を相渡し、大損じ鐵炮は燒き候て打平め、鍛冶共地鐵に仕候樣に申付る筈に極置候得共、其後僉議之上にて右之仕形を改め、毎年二月八月之町打之節八鄕奉役と御郡方手代役に立會、檢分之上にて大損に相極り候鐵炮は直に其者に返し渡、心次第

農具之地鐵に成り共仕候得と申付候て、新張り鐵炮を其村之鐵炮預り主に相渡、府内に大損鐵炮を持登り候節は、是又檢分相極り候上にて返し渡候格に相改候、此程新張鐵炮を渡候代りに大損鐵炮を取り上げ候節、手代役より共趣を申聞候得共、聞傳候もの共段々心得違、新張鐵炮を張出し次第に被二相渡一、持來り之鐵炮は損じ不レ申候ても被二取上一候と申觸し候故、新張鐵炮を相渡候節、持來り之大損じ鐵炮を打平めさせ候て返し渡し候共快く請け不レ申、段々聞傳候者共は新張鐵炮を被二相渡一候爲に、持來之鐵炮は損不レ申候ても被二打潰一候と可二申觸一候、末々之者共之心得違は左樣にて無レ之由申聞候ても得心仕兼候勢にて候故、大筋目之重き所にさへ障り不レ申儀は、隨分末々之人情に叶候樣に可レ仕事に候、庚寅十二月十六日御年寄中より御郡役中に御渡被レ成候御書付に、給人、足輕、鐵師、新鐵師持來之鐵炮、幷御郡役所より預り候新張鐵炮共に念を入所持仕、持來り之鐵炮古く成候て新張鐵炮を調候共、右之古鐵炮を自由に賣拂不レ申、持來り之古鐵炮を誰方へ賣拂、誰方より新張鐵炮を調候と申儀御郡役所へ毎度遂二案内一候樣に堅可レ被二申付置一候と御書載被レ成候、古鐵炮と申候て賣拂、其代りに新鐵炮を調候儀は、府内田舍共に以前より有り來りたる儀に候故、古鐵炮を新張鐵炮に仕替候節は、毎度御郡役所へ屆候得と之御書達と相見候、大損じ之打放成り不レ申鐵炮之儀とは相見不レ申候、大損之鐵炮にても御郡役所より之免しを請不レ申候て、府内田舍之鍛冶に自由に賣拂候歟、または農具之地鐵に仕候はゞ、右御書付之趣に違可レ申候得共、二月八月之町打之節、其鄕之奉役と御郡方手代役と立

會候て致二検分一、用に立不レ申に相極り候て、心次第農具之地金に成り共、仕候得と申渡候上にて、鍛冶に賣拂候は自由賣拂候にて無レ之、其郷之奉役と御郡方手代役と立會候て見屆候は、御郡役中より名代に検分仕らせ候と申にて候、又庚寅十二月十六日御郡御支配より御郡役中に御渡被レ成候御書付に、八郷給人、足輕、獵師、新獵師所持之鐵炮之數二千六百挺より上には難二相増一人積りにも候間、二千六百挺之數足り候後は、毎年張出し候鐵炮之數程以前より持來り之鐵炮之内にて、古く成り損たる鐵炮を御郡方に被二取寄一、鐵炮鍛冶共地鐵に仕候樣に可レ被二申付一候、古鐵炮損鐵炮とて田舍に召置取散らし候ては不レ宜儀に候、只今迄も新鐵炮を預り候者、持來之古鐵炮は御郡役所へ被二取寄一、打放成り候迄は新獵師に可レ被二預置一候と御書載被レ成候、右御書付之趣にて候得ば、持來之鐵炮之内にて古く成り損じたる鐵炮を御郡方に取り寄せ、鐵炮鍛冶共地鐵に仕候樣に申付候儀は、二千六百挺之定數相足り候後之事と相見候、然ば只今二千六百挺之定數に及不レ申内に、右之通不二申付一候迚御書付に叶不レ申候ては無レ之、二千六百挺之定數相滿不レ申前に、右之通に申付候迚、是又御書付に背き申たるに成可レ申樣無レ之、御書付之御主意は只鐵炮を自由に取り散し不レ申樣に仕り候得との御主意と相見候、右之御書付に只今迄も新張り鐵炮を預り候者、持來り之古鐵炮は御郡役所へ取り寄、打放成候迄は新獵師に預け置候得と御書付被レ成、只今迄も持來之古鐵炮打放成り不レ申程に損じ候は、府内にて鐵炮鍛冶共地鐵に仕候樣に申付候得との被二仰渡一にては無レ之候故、致二修覆一候て用立候程之損じ鐵炮は、修覆

申付候て元之持主に相渡、元之持主上鐵師にて新張之好き鐵炮を望み候はゞ、修覆鐵炮は元之持主同村之新鐵師に相渡し、修覆成不レ申程之大損じに成り候節、極分之上にて直に元之持主に返し候得と申付候段、未々之請け方も快く、御書付之趣にも叶可レ申候、庚寅十二月辛卯正月二ヶ月之間に郷村より持登り候大損じ鐵炮八十三挺は、皆々代りに新鐵炮を取り下り候故、右八十三挺之内若致二修覆一候て用に立可レ申鐵炮有レ之候ても、修覆之上にて又元之持主に相渡し、前以代りに渡置候新張鐵炮を取返し候て他人に渡し候段は如何敷儀に候間、何村何某損じ鐵炮を修覆申付候て、同村之新鐵師何某に相渡候以後に至、右之修覆鐵炮再び大損じに成候分相極候はゞ、元之持主へ返し渡し候得と申付置候得之由手代中に申渡候、大損鐵炮と申候は、打放成り不レ申鐵炮之儀に候故、府内人又は旅人に密に賣拂可レ申と申候ても、鐵炮に仕心にて買候人は無レ之、田舍にて鍛冶に渡農具之地鐵に成り共仕候方却て勝手に宜敷、府内に持登り候共新張之掛目程には買申間敷候、又大損じと極り候鐵炮には、府内に持登り鍛冶に頼致二修覆一度と申候ても、少しの手間銀抔にては打放之用に立候程之鐵炮に仕與可レ申樣無レ之、大損じ之鐵炮を打放之用に立候程之鐵炮に仕成し候手間銀にては、府内之拂筒を調候方增にて可レ有レ之候、然ば竊に損じ鐵炮を致二修覆一候ても、帳面之外之隱げ鐵炮を持可レ申共相見不レ申、殊に陸鐵炮は修覆鐵炮を持候計にて無レ之、竊に府内より拂鐵炮を買候ても其屆不レ仕、奉役村下知人鐵炮預り主も吟味不レ仕候時は、何れ之時節にても隱げ鐵炮有レ之筈に候、古鐵炮之金具を鐵炮細工人共買取

り、新金具之足しにいたし候儀は仕らせ不レ申、新金具仕出させ申儀に候得共、古眞鍮を買調候て金具之地金に仕候儀は停止可レ申樣無レ之、眞鍮差支候時節は細工人共手前より貯へ才覺レ候儀以前も有レ之候、古金具を調候て地金には不レ仕、直に古金具を磋き候て金具に用ひ、合方不レ宜候も細工人之下知役吟味不レ仕、用ひさせ申儀に候はゞ、新規に仕出し候金具之善惡之吟味も委細には有レ之間敷候、損じ筒を新筒に取り替へ候さへ何れと申候人情にて候故、金具迄古筒同前に留置候はゞ、手前にて金具之地金に賣拂候事と成り不レ申段を是又何れと可レ申候間、鐵炮細工人之下知役は外を制し不レ申、金具を仕出し候時之吟味を委細に可レ仕事に候、田舍者金具を手前より賣拂候事之成り不レ申格に相極り候共、新金具之吟味大形に候はゞ、新金具之仕出し段々好く成候樣には可レ難レ成候、殊に古金具を買候道筋は田舍者より買候計にて無レ之、府内にて拂鐵炮を買ひ、鐵炮は地鐵に賣拂、金具は少し計仕直し候て新金具に用候道筋有レ之、己巳之是小田孫三郎に御郡役より之申付にて、金具一通りを大坂より六匁に調下し、孫三郎方に一匁宛之口錢を取り候て賣上げ之格に仕り、銅金計御國にて仕足し候故、銅金代一匁を加候ても七匁に當り、大坂より七匁に調へ下し候金具を、御國にて仕出し候十一匁之金具にいたし候て差下し候道筋も有レ之候得ば、細工人之下知役大體に存候て相濟可レ申事にて無レ之、田舍より古金具を賣り不レ申樣に成り候迚、心遣之輕候儀は有レ之間敷候、然ば大抵じと相極り候鐵炮を持主に返し渡し候に、別て相障り候と申程之儀は無レ之候故、末々之請け方快く有レ之樣に申付候

鐵砲格式僉議條目 卷上 終

鐵炮格式僉議條目　卷下

獵師鐵炮新獵師鐵炮定數之事

一　寶永七年庚寅之秋、八鄕二十歲以上六十歲以下之男之數を御支配に御聞可ㇾ被ㇾ成との御事にて、三八鄕より帳面を差出候、豐崎鄕は四百八十六人、佐護鄕は四百四十四人、伊奈鄕は七百六十四人、三根鄕は四百七十三人、仁位鄕は五百六十八人、與良鄕は八百九十三人、佐須鄕は四百人、豆酘鄕は百五十四人、合而四千百八十二人之內、三百七十八人は給人幷給人之子、同八十九人は足輕幷足輕之子、同百四十一人は肝煎血判、同六十三人は神主社人、同二千九百七人は獵師百姓、同百十六人は名子、同百七十五人は被官、同三百十二人は下男、右之人高之內病身者二百八十九人有ㇾ之候故、達者成人高は三千九百人程と見え候、庚寅十二月十六日御支配より被二仰渡一に、八鄕給人、足輕、獵師、新獵師所持之鐵炮之數は、二千六百挺より上には難二相增一人積りにて候由被二仰渡一候、三千九百人の三分の二を鐵炮持之人數に御極め被ㇾ成候との御事と相見へ候、海賊倭來候時節弥達者成男皆々鐵炮を持出候格に成り候ては差支候處有ㇾ之、達者成男三人之內二人鐵炮を持候積りに致し置候方、可ㇾ被ㇾ宜と相見へ、三人に二人鐵炮を持候積りにては、鐵炮二千六百挺程なくては難ㇾ持積りにて候、尤八鄕之人數其

年に依り時節により少々之増減は可レ有レ之候得共、今程は猪荒止み穀物諸菜み出來高、木之實等之取り高も以前よりは相増候由に候故、御仕置に來々難儀仕事こへ無レ之候はゞ、人高差して減じ候儀は有レ之間敷候、十八九歳之男子は壯年之者の勤候事をも大形には勤、生付き達者成は六十一二歳にても差て衰へ候ゝ申程には無レ之候故、時行之病抔にて二十歳より六十歳迄の男之數少々減候時節には、十八九歳六十一二歳之男を足し候ても三千九百人之數に足り可レ申候、依レ之右三千九百人之三分二を鐵炮之人數に極め候時、豐崎郷は二百七十三人、佐護郷は二百五十三人、伊奈郷は四百三十四人、三根郷は二百六十三人、仁位郷は三百二十三人、與良郷は五百五人、佐須郷は二百二十二人、豆酘郷は八十五人、合而二千三百五十八人と相見へ、二千三百五十八人之一箇割二百四十二人を、二十歳以上の嫡子に當て候時二千六百人に成候、八郷給人、足輕、獵師之高、豐崎郷は給人五十九人、足輕七人、獵師九十九人、合而百六十五人にて候故、新獵師百八人差足候時、鐵炮を持可レ申人數二百七十三人に成り、佐護郷は給人三十一人、足輕十五人、獵師百二十八人、合而百七十四人にて候故、新獵師七十九人差足候時二百五十三人に成り、伊奈郷は給人三十六人、足輕七人、獵師二百二十六人、合而二百六十九人にて候故、新獵師百六十五人差足候時四百三十四人に成り、三根郷は給人十二人、足輕十五人、獵師百三十人、合而百五十七人にて候故、新獵師百六人差足候時二百六十三人に成り、仁位郷は給人三十九人、足輕二十三人、獵師百十人、合而百七十二人にて候故、新獵師百五十一人差足候時三百

二十三人に成り、與良鄉は給人五十八人、足輕十三人、獵師八十八人、合而百五十九人にて候故、新獵師三百四十六人差足候時五百五人に成り、佐須鄉は給人二十人、足輕六人、獵師七十九人、合而百五人にて候故、新獵師百十七人差足候時二百二十二人に成り、豆酘鄉は給人十六人、足輕一人、獵師二十三人、合而四十人にて候故、新獵師四十五人差足候時八十五人に成り、新獵師之高千百十七人と相見へ、已丑十二月に相極り候新獵師二百一人も、右千百十七人の內にて候、八鄉新獵師之數は右の通りにて候得共、何村に何人と相知れ居不レ申、一鄉之高計り極置候ては、新張鐵炮を渡し候節每度及ニ僉議一候筈と相見へ候故、八鄉村々之給人足輕獵師之數と、新獵師之數を御郡方手代中に申渡置候覺書は

豐崎鄉村々之給人、足輕、獵師、新獵師

豐村給人三人、足輕二人、獵師十五人、新獵師十人

泉村給人二人、足輕無レ之、獵師一人、新獵師十三人

西泊村給人一人、獵師二人、新獵師十二人（三卯田ともに）

古里村給人三人、獵師三人、新獵師四人

比田勝村給人四人、獵師三人、新獵師三人

網代村給人二人、新獵師三人

富ヶ浦村給人一人、獵師三人、新獵師四人
唐舟志村給人四人、獵師五人、新獵師六人津和原ともに
濱久須村給人二人、獵師五人、新獵師四人
大增村獵師十一人、新獵師四人
舟志村給人六人、足輕一人、獵師二十二人、新獵師十二人
五根緒村給人六人、獵師七人
鰐浦村給人十人、足輕三人、獵師五人、新獵師十九人
大浦村給人九人、足輕一人、獵師四人、新獵師三人
河內村給人五人、新獵師九人狭河內ともに
西ノ津屋村給人一人、足輕一人、獵師十三人、新獵師二人
給人、足輕、獵師、新獵師之嫡子二十七人
佐護鄉村々之給人、足輕、獵師・新獵師
深山村給人七人、足輕二人、獵師十六人、新獵師二人
仁田ノ內村給人三人、足輕四人、獵師十六人、新獵師二人
惠古村給人三人、足輕三人、獵師十九人、新獵師十一人

井口村給人五人、足輕一人、獵師十人、新獵師三人

友谷村給人五人、足輕一人、獵師十四人、新獵師四人

湊村給人二人、新獵師四十一人

佐須奈村給人二人、足輕三人、獵師四十六人、新獵師十六人

久須村給人四人、足輕一人、獵師七人

伊奈鄉村々之給人、足輕、獵師、新獵師

　給人、足輕、獵師、新獵師之嫡子二十七人

伊奈村給人一人、足輕二人、獵師二十一人、新獵師二人

志多留村給人九人、足輕一人、獵師八人、新獵師二十五人

越高村給人一人、獵師七人、新獵師十人

御園村獵師十六人、新獵師四人

犬ヶ浦村獵師八人、新獵師十人

瀨田村給人三人、獵師三十三人、新獵師九人（中栗栖ともに）

樫瀧村給人六人、獵師十五人、新獵師十九人（下里ともに）

飼所村給人三人、足輕一人、獵師二十人、新獵師八人

鹿見村給人六人、獵師十八人、新獵師十二人
久原村獵師九人、新獵師十五人
女連村給人二人、足輕三人、獵師五人、新獵師十九人
琴村給人三人、足輕一人、獵師二十四人、新獵師六人
葺見村獵師八人、新獵師七人
一重村足輕一人、獵師七人、新獵師十人
小鹿村給人一人、獵師十八人、新獵師五人
中原村給人一人、獵師九人、新獵師四人
給人、足輕、獵師、新獵師之嫡子四十六人
三根鄉村々之給人、足輕、獵師、新獵師
三根村給人五人、足輕二人、獵師四十三人、新獵師十二人
吉田村給人五人、足輕四人、獵師二十一人、新獵師十四人
賀佐村足輕一人、獵師六人、新獵師六人
狩尾村獵師三人、新獵師十一人
木坂村獵師五人、新獵師七人

青海村足輕二人、獵師六人、新獵師七人
津柳村獵師五人、新獵師六人
志多賀村給人一人、足輕三人、獵師十六人、新獵師二十二人
佐賀村給人一人、足輕三人、獵師二十三人、新獵師十三人
櫛村獵師二人、新獵師八人

給人、足輕、獵師、新獵師之嫡子二十七人

仁位鄉村々之給人　足輕、獵師、新獵師

仁位村給人五人、足輕一人、獵師二十人、新獵師十一人
田村給人三人、足輕一人、獵師十九人、新獵師九人
銘村給人一人、新獵師四人
小綱村給人三人、足輕五人、獵師二人、新獵師十人
大綱村給人二人、足輕二人、獵師十二人、新獵師十人
志多ノ浦村給人一人、獵師五人、新獵師四人
卯麥村給人二人、獵師八人、新獵師十人
佐保村給人二人、獵師七人、新獵師九人

貝口村給人二人、足輕一人、新獵師十人
唐洲村給人三人、足輕三人、新獵師十四人
廻り村給人二人、新獵師二十一人
佐志賀村給人三人、獵師九人、新獵師六人
嵯峨村給人二人、足輕三人、獵師五人、新獵師六人
貝鮒村給人三人、獵師五人、新獵師六人
糸瀨村獵師二人、新獵師二人
曾村給人三人、足輕六人、獵師六人、新獵師四人
千尋藻村給人一人、獵師五人、新獵師十一人
鑓川村給人一人、足輕一人、獵師五人、新獵師四人
　給人、足輕、獵師、新獵師之嫡子三十二人
與良鄉村々之給人、足輕、獵師、新獵師
鷄知村給人十七人、足輕三人、獵師五人、新獵師二十人
洲藻村給人六人、足輕一人、獵師九人、新獵師十六人
箕形村新獵師九人

吹崎村新猟師十五人
加志村給人六人、足軽二人、猟師四人、新猟師十人
尾崎村給人九人、足軽一人、猟師三人、新猟師十五人
黒瀬村新猟師十四人
竹敷村新猟師十九人
耆ヶ浦村新猟師九人
島山村給人一人、新猟師十人
大船越村給人一人、猟師五人、新猟師十九人
久須保村猟師四人、新猟師十五人
緒方村猟師四人、新猟師十六人
大山村給人三人、猟師四人、新猟師十人
濃部村猟師七人、新猟師八人
犬吠村新猟師五人
小船越村給人一人、猟師六人、新猟師八人
鴨瀬村給人一人、猟師七人、新猟師十七人

芦ヶ浦村足輕一人、獵師五人、新獵師五人
賀谷村給人一人、足輕一人、獵師三人、新獵師九人
横浦村給人一人、足輕一人、獵師八人、新獵師四人
南室村新獵師九人
小浦村新獵師八人
根緒村新獵師九人
久田村新獵師十九人
尾浦村新獵師六人
安神村獵師二人、新獵師十一人
久和村給人三人、足輕一人、獵師三人、新獵師十二人
内院村給人四人、足輕二人、獵師六人、新獵師九人
内山村給人四人、獵師三人、新獵師十人
給人、足輕、獵師、新獵師之嫡子五十人
佐須郷村々之給人、足輕、獵師、新獵師
樫根村給人四人、足輕一人、獵師二十一人、新獵師十四人下原ともに

小茂田村給人二人、足輕一人、獵師六人、新獵師十六人
阿連村給人二人、足輕一人、獵師八人、新獵師二十人
今里村給人二人、獵師十一人、新獵師十三人
椎根村給人二人、足輕一人、獵師十人、新獵師二十人
上槻村給人一人、獵師二人、新獵師八人
久根村給人六人、足輕一人、獵師十一人、新獵師二十四人
瀬村給人一人、足輕一人、獵師十人、新獵師二人
　給人、足輕、獵師、新獵師之嫡子二十三人
豆酘郷村々之給人、足輕、獵師、新獵師
豆酘村給人十五人、獵師二十三人、新獵師三十八人
内院村足輕一人、新獵師二人
瀬村給人一人、新獵師五人
　給人、足輕、獵師、新獵師之嫡子十人
右之分八郷村々鐵炮持主之數にて候、然共時行之病抔にて二十歳以上六十歳以下之男減候村には、右之積りに鐵炮を渡置候儀難ㇾ成時節も可ㇾ有ㇾ之候、譬ば鐵炮之數二十挺之村にて、二十歳以上六十歳以

下之病身に無レ之男三十人に足り不レ申候はゞ、同鄉之內之村にて鐵炮之定數、其村二十歳以上六十歳以下之男之數之三分二より少く相見へ候村々、新獵師を增し候格に極置、右之差引有レ之節は、其鄉二十歳以上六十歳以下之男之數を書付被二差出一候樣に奉役衆へ被二申達一、書付を被二見屆一候上にて、二十歳以上六十歳以下之男之數、其村鐵炮定數之五割より相增し居候村に新獵師を增し、村々之新獵師之數は時節により增減有レ之候ても、其鄉之新獵師之數は增減無レ之樣に可レ被レ仕候、御郡中宗門改之人高三十年以來相知れ居候內、人數少き年は一萬四千人餘、大體は一萬五千人餘、多き年は一萬六千人餘にて候處、今程は一萬七千人餘に成り候、此後假令一萬八千人に及候時節にても、鐵炮之數二千六百挺より上に相增候ては宜かる間敷候、鐵炮を持不レ申人數不足に候ては何角差支候儀可レ有レ之候、二千六百挺之定數に百挺餘足り不レ申候ても、村々之並らしにては一挺程の不足に成り候故、四鄉程之人數差寄り候時五十餘之不足と相見へ、千三百挺程之鐵炮之內より五六十挺など致二不足一候とて、差支に成候程之儀は有レ之間敷候、此度帳面之上にて新獵師之定數を相極め候得共、若帳面之違にて定數之通りに新獵師を仕立候儀難レ成積りと相知れ候村有レ之候はゞ、其村々嫡子にて定數を差足し可レ被レ置候、嫡子鐵炮八鄉の高を記置候得共定數には難レ極所有レ之、殊に新獵師之內に嫡子相加り候ては、二十歳以上之嫡子鐵炮其分程減じ候筈にて候故、獵師、新獵師之定數相定居候村には、新張鐵炮を受取度と望出候嫡子に計り可レ被二相渡一候、嫡子鐵炮を望次第に相渡候ては、望不レ申嫡子も有レ之候て、嫡子

鐵炮之定數相滿ち候と申時節無レ之筈と相見候、新規給人之鐵炮、新規足輕之鐵炮、給人之被官之鐵炮を加へ候ても、二千六百挺之定數には相足り申間敷候得共、其分之不足は少し之儀にて候故、差支に成り候と申程には有レ之間敷候、定數相滿ち不レ申筈ニ相見へ居候得共、村々給人鐵炮、足輕鐵炮、獵師鐵炮、新獵師鐵炮之惣高之一割を嫡子鐵炮に立て、村々鐵炮持主帳に嫡子鐵炮をも割り付け何挺と被二書記一、其村之嫡子鐵炮定數に滿ち不レ申候には構ひ不レ被レ申、若鐵炮を請取度と望候嫡子數人有レ之村にても、其村嫡子鐵炮之定數より上には渡し被レ申間敷候事

鐵炮町打幷鐵炮改之事

一　鐵炮町打之儀丙戌年より相初り、丙戌、丁亥、戊子三ヶ年は鷄知原正月之町打、八鄕六月初午之町打共に相止み不レ申、己丑、庚寅二ヶ年は鄕村之人數譯官之勤方、有レ之に付、鷄知原正月之町打は相止み、八鄕六月初午の町打は相止み不レ申候、庚寅十二月三日右町打之儀に付大浦忠左衛門殿へ申上候は、獵師町打之儀最初より一鄕之内一ヶ所にて打せ可レ申歟と僉議仕候得共、鷄知原にて一同に打せ候程には格式嚴重に有レ之間敷と相考へ候、鷄知原にて打せ被レ成度御事と申上候、鷄知原之星打三度有レ之候故、此後は一鄕之内一ヶ所にて御打せ被レ成候共、御郡役所より手代足輕を差下し、其鄕之奉役に相加へ候て見屆させ、御郡役罷下り候年も有レ之候はゞ、行規格式疎略に成り候儀は有二御座一間舖候、夏秋之作毛大體に出來候年は、中分身體之獵師迄も食用之差支無二御座一、身體困窮之獵師日掛仕居

候者も、親類緣者村中之助にて一兩日三四日之間旅にて食し候穀物を持出候儀、難儀成ると申程には無レ之筈にて御座候得共、凶年と申程之年には困窮之獵師共、右之程之用意も才覺難レ成處を才覺仕候段難儀に存候筈と相見へ申候、殊に鷄知原之星打に罷越候途中船中にても、星打を相勤居候內にても、罷歸候途中船中にても、二三日四五日之長留に逢候儀、以來迚有レ之間敷とは難レ極、遠鄕は往來三四日、近鄕は往來一兩日之食用を持越居候て、右日積り之外に長留に逢、二三日四五日も致二逗留一候ては、數百之人數之食用を逗留仕居候近邊の村々より貸し渡候儀も難レ成、風雨之日に候得者、府內又は二里三里之間之村より之才覺も難レ成甚差支候筈にて御座候、鷄知村之星打三度有レ之候內、長留に逢候儀無二御座一候は幸にて御座候、右之段も鷄知原之星打差支之處にて御座候と奉レ存候、鷄知原之星打全くは御止め難レ被レ成被二思召一御事に御座候はゞ、夏秋之作毛八九分と申程に出來候翌年之正月計り鷄知原之星打を被二仰付一、遠鄕より罷越候者共は飯米を一倍程の積りに致し、船にて高濱樽の濱久須の濱に廻し置、四五里之間之村々より罷越候者共も一倍程之積りに持越し、長雨降り候ても食用差支無レ之樣に被二仰付一候はゞ、豐年の儀に御座候故、困窮之獵師迄も飯米の才覺差支不レ申、長雨に逢ひ候所所近邊、此村々より持越之飯米不足之分を貸し渡し候差支も有二御座一間敷と奉レ存候、右之通り之儀に候間、每年正月之星打鷄知原にては給人足輕計りに御打せ被レ成、獵師、新獵師は其鄕の內一ヶ所にて御打せ被レ成、六月初午之星打も農業の急成時節、一日の休み日殊に農人之祭り日に、鄕內ながら一二

里又は二三里之所に罷越候段難儀に存候筈にて御座候間、此後は六月初午之星打を止め、蕎麥を作り仕廻候後八月に入り候て打せ、八郷にて之星打は二町三町迄も打せ候格に被仰付度御事と奉存候由申上候、同月十六日大浦忠左衛門殿より御書付を以て、八郷鐵炮之儀幷町打之儀被仰渡、右御書付之御文段は前に記し置候、辛卯正月十五日右御書付之寫を八郷奉役へ相渡、同日覺書を以町打之格を八郷奉役中に申渡候條目は

一　每年鐵炮町打之儀給人衆は年始御禮に上府之節、久田にて一町星を御打せ被成、足輕、獵師、新獵師は二月に其郷之内一ヶ所にて二町星三町星迄御打せ被成、八月には給人衆幷足輕、獵師、新獵師一同に二月の格に御打せ被成筈にて候、給人衆迚も正月の町打を久田にて相勤不被申衆は、其郷にて二月之町打を可被相勤候、正月に久田にて被相勤候給人衆も、二月の鐵炮改めに鐵炮を持越し可被申候、八郷町打の場所豊崎郷は大浦村、佐護郷は深山村、伊奈郷は仁田村、三根郷は三根村、仁位郷は仁位村、府内より上の與良郷は鷄知村、佐須郷は小茂田村、府内より下の與良郷幷豆酘郷は豆酘村に相極め候、正月之町打を相勤不被申給人衆、幷足輕、獵師、新獵師二月之町打を勤め、惣給人衆、足輕、獵師、新獵師八月之町打を勤候節、差當りたる勤方有之、當病差合有之人は誰にても名代を立て、面々所持之鐵炮を町打之所にて打せ、鐵炮の改をも請させ候格にて候、正月に町打を被勤候給人衆、二月に鐵炮改之爲に町打之村に鐵炮を被持越候節、差當たる勤方有之、當病差合有之候は

ばゞ鐵炮を名代に持せ、町打の村に差出し改めを請可ㇾ被ㇾ申候事

一　獵師、鐵炮、新獵師鐵炮、幷嫡子鐵炮、被官鐵炮には、毎年兩度之町打の玉藥を一兩筒に貳匁込に十放し、貳匁八分より三匁三分迄之筒に壹匁五分込み十三放しの積りにして相濟候樣に相極め、壬辰之年の分を辛卯年之冬渡し初め候筈にて候、獵師、新獵師に町打を稽古被ㇾ申付ㇾ候極めは、二月八月之町打之前月、一兩筒は藥貳匁込之、三匁三分以下之筒も五分掛りに藥を込候て、一兩筒は三放、三匁三分以下之筒は四放し稽古打仕ら、町打之村に持越候玉藥は二放分ヅヽ持越、毎度其格に仕候樣に村々之獵師鐵炮、新獵師鐵炮、嫡子鐵炮、被官鐵炮之持主に可ㇾ被ㇾ申渡ㇾ候、被官鐵炮に玉藥を惣並に請ケ候ても、町打は二月之町打計相勤候格に候事

一　二月八月に二町星三町星を打候節は、幕之代りに板を立、三町を打候時は三間、二町を打候時は二間角に相極め候間、右之板は常に其村之給人衆二三人之家に預り置候樣に被ㇾ申渡ㇾ、町打之節星場に持越し、町打相濟候て持歸り候儀は差寄り候獵師中より相勤候得と被ㇾ申付ㇾ、玉目之所は町打相濟候翌日、其鄕之大工埋木を入替候樣に可ㇾ被ㇾ申付ㇾ候、一町星は紙幕を用候格にて候事

一　一町星は六寸之星壹尺貳寸の角、二町星は壹尺五寸之星參尺の角、三町星は參尺之星六尺之角に相極め候、一町星は平日當て、二町三町星は前日當之上に矢倉を掛させ可ㇾ被ㇾ申候、矢倉之手本貳ツ此方より差下し候通りに面々拵候へと可ㇾ被ㇾ申付ㇾ候、町打之儀細に打得申儀難ㇾ成筈にて候故、矢倉

も筒之大小長短に應じ、夫々に仕候には及申間敷候、殊に筒之長短、巣合之大小、皆々似寄り候鐵炮にて候故、手本之通りの矢倉を一樣に掛させ可ㇾ被ㇾ申候事

一　町打之稽古に手本之通りの矢倉を掛候て打候時、上り下り有ㇾ之候はゞ矢倉は直し不ㇾ申、當て所計を上りと覺へ候はゞ星の下に見當て、下りと覺へ候はゞ星の上に見當て、右之心得にて打覺候へと可ㇾ被二申付一候事

一　八郷二月之町打は鷄知原正月之町打之代り、八月之町打は六月初午之町打之代りにて候間、二月之町打計鷄知原町打之節之星中り角中りの御褒美之格に、足輕、獵師、新獵師幷給人之被官迄御褒美可ㇾ被二成下一之由被二仰付一候事

一　八郷にて二月之町打之節、御奉行之內より罷下り候時にても、其郷之奉役衆は御郡奉行同前に被ㇾ致二檢分一、二月之町打に御郡奉行罷下り不ㇾ申時は、八月之町打之時には郡奉行之名代に奉役衆町打を被ㇾ致二檢分一、奉行衆所持之鐵炮は二月八月共に、嫡子又は家來を名代に立て、嫡子名代之時は給人之始に打、家來名代之時は獵師之始に打候樣に可ㇾ被ㇾ仕候、御郡奉行檢分之時は御褒美を手代役より渡させ可ㇾ申候間、御郡奉行之名代に奉役檢分之時は、御褒美を村下知人之內其節中り之御褒美を請ケ不ㇾ申人より可ㇾ被ㇾ申候事

一　當年二月には二町星を打せ、同八月には三町星を打せ、來年二月には壹町星を打せ、同八月には

二町星を打せ、段々其格に仕筈にて候、正月久田にて之町打は毎年一町星に候故、其郷にては二月に一町星を打候年には、久田にて町打を被ㇾ勤候給人衆、其郷にて二月之町打を不ㇾ被ㇾ勤、鐵炮改計りに鐵炮を被二持越一其郷にて二月に二町星三町星を打候年には、久田にて町打被ㇾ勤候給人衆も、其郷にて二月之二町打を可ㇾ被ㇾ勤候事

一　二月八月之町打に罷越候人數は、町打之村に一宿の心當てにて飯米を持、早朝より居村を罷立可ㇾ申候、遠方之村之者は遲く罷越し申筈にて候故、町打之村之人より打初め、其次には近村之人罷越次第に打、其次には遠村之人罷越次第に打、寄立ち之日に雨降り候はゞ、町打を止め候て鐵炮を改め、寄立之日晴天にて候はゞ、其日町打を相濟め、翌日鐵炮を改、町打早く相濟み候はゞ、其日にも成り次第鐵炮を改候格てに候事

一　鐵炮改めの格は、町打之村々家一軒に鐵炮持主二十人ヅヽ罷居候て鐵炮之台を放し、筒台鑄形を面々並居候前に置候て、鐵炮を改候役人其家に罷出候を相待、段々改を請け候樣に仕候得と可ㇾ被二申付一候事

一　毎年二月八月町打之村にて、御郡方手代、幷足輕其郷中之鐵炮を相改候節は、奉役之內より一人被二立合一改之樣子可ㇾ被二見屆一候事

一　當年八月八郷之町打相濟候後、郷々より獵師隱居之者兩人ヅヽ致二上府一三原半左衞門に鹽硝之合

せ様を稽古仕、其郷町打之用に相渡し候鹽硝を硫黄白鹽硝にて請取り、右致ニ稽古ー候獵師隱居之者兩人にて合、其外之者共は合せ習ひ候樣に仕候得と可レ被ニ申渡ー候、町打用之玉藥代銀鐵炮持主一人九分五厘に當り居候故、府内にて鹽硝を合せ來候者に合せ候て、鹽硝合せ之手間賃を取り候得者、九分五厘之内より右手間賃之分程引け候て、鐵炮持主請取候鉛鹽硝其分程少く成り申筈にて候間、何とぞ郷郷にて合せ覺候樣に可レ被ニ申付ー候事

一　辛卯正月十六日大浦忠左衛門殿へ申上候は、以前鷄知原町打之節、給人之星中りには鉛五斤、角中りには三斤御褒美被ニ仰付ー、足輕獵師之星中りには鳥目三十疋、角中りは二十疋御褒美申付候、足輕獵師之儀當年より鷄知原之町打を被ニ差免ー、其郷之内一ヶ所にて毎年二月八月に町打を相勤候格に被ニ仰付ー候、然ば此後足輕、獵師、新獵師迄毎年之町打之節、中り之褒美を申付候格を相改、星中り計りに鳥目二十疋褒美申付、二月八月兩度共に同格に仕る方可レ宜と奉レ存候、右之格に成り候ては星中り迄之褒美にて御座候故、褒美錢之出高以前之程には有レ之間敷候間、足輕、獵師迄之褒美郷中用銀より申付候儀を相改、新獵師迄上より之御褒美に被ニ仰付ー候樣に被レ成度御事之樣に奉レ存候、給人中之儀八郷にては町打星中り之御褒美を鉛三斤に被ニ仰付ー、角中り之御褒美は御止め被レ成如何可レ有ニ御座ー候哉、足輕、獵師、新獵師への褒美を其身共出し立候郷中用銀之内より申付候段、如何敷事と奉レ存候付右通申上候、近日八郷之町打爲ニ檢分ー御郡役之内より一人罷下り申筈に御座候間、右御褒美之儀如何樣と

も御差留被二仰付一可レ被レ下之由申上候、翌十七日忠左衛門殿より被二仰付一候は、只今迄角中りにも御褒美被二成下一來り候處、向後御止め被レ成候儀鐵炮相續之勢宜かる間敷候、只今迄之仕來り之通に被二成置一御銀之内を以て被二成下一候迚、過分之御物入に被レ成間敷哉と被二思召一候、尤段々相覺候はゞ次第に中りも多く可レ有レ之候得共、只今迄之格を以致二了簡一、大體何程之御出方に成り可レ申候哉荒增相積り、存寄之通申上候得之由被二仰付一候、同月二十一日忠左衛門殿へ申上候は、町打星中り角中り之御褒美之儀、鷄知原正月町打之節計も被二仰付一、鄉々にて六月初午之町打之節は不レ被二仰付一候、然處當年より正月之町打鷄知原之代りを、給人中久田原にて被二仰付一、足輕獵師は被二差免一二月八月に一鄉切り之町打を足輕、獵師、新獵師迄被二仰付一候、正月之代りに二月に町打致候ても、鷄知原之町打之格とは違ひ、八鄉之給人、足輕、獵師共鄉にて打、八月之町打は六月初午之町打之代りにて御座候故、是又鷄知原之町打之格とは違申候、右之通に御座候得者、鷄知原之格に御褒美被二仰付一候は、正月久田原の町打迄にて相濟可レ申儀共可レ被レ申事に御座候、然共八鄉二月之町打に御褒美無二御座一候ては、足輕、獵師共之心に、給人は鷄知原之町打之代りに久田原にて町打被二仰付一、御褒美も以前之通り被二成下一、足輕、獵師鷄知原之町打を被二差免一候しも、其代りには二月に面々之鄉にて町打被二仰付一候故、實は遠方に罷越候儀計を被二差免一、町打は不二差免一にて御座候、八鄉之內にても與良鄉は二月之町打を鷄知原にて相勤候得者、正月二月之違迄にて、町打之村に罷越し候苦勞は同前にて候、然者町打星中り

角中り之御褒美以前之通可レ被二仰付一御事に候共可レ申儀に御座候、左樣御座候て二月計りに御褒美被二仰付一候ては、又御郡中之批判に以前鄉々にて之町打には御褒美不レ被二仰付一候所、此度より鄉々にての二月之町打にも御褒美被二仰付一候、二月八月の違は有レ之候ても、八鄉之給人、足輕、獵師一所に寄合不レ申、面々之鄉にて町打仕候は同前之儀にて御座候を、二月に計り御褒美被二仰付一、八月には御褒美不レ被二仰付一段、難二落着一儀とも可二申上一事に御座候、左樣御座候て二月八月之町打も鷄知原正月之町打と同格に御褒美被二仰付一候ては、御褒美御出方之高以前之一倍に成り、足輕獵師へ鄉中用銀之內より褒美申付候を御褒美之格に被二仰付一候ては、以前鷄知原にて給人計りに御褒美被二仰付一候には三倍の增しに成り、殊に段々新獵師を仕立候て定數相滿候節、御郡中鐵炮之數以前之一倍程に成り申筈にて御座候故、其節は御褒美之御出方、鷄知原之町打之節給人計りに被二仰付一候時の八九倍程に成申積にて御座候、段々打覺へ候て中り多く成り候時は、右之積りよりも相增候筈共可レ被レ申事に御座候得共、當年より二町三町迄を打、當年二月に二町星、八月に三町星、來年二月に一町星、八月に二町星、來々年二月に三町星、八月に一町星を打、年々右之格に仕候得者、一町星を每年二度ヅヽ打申積りとは違可レ申候、二町星は二間角之幕、三尺之角一尺五寸の星、三町星は三間角之幕、一間之角、三尺の星と相定り候故、星角に中り候は有レ之候筈にて御座候、他國にても小筒の町打に二町三町を打候には幕入りも有レ之、幕之邊迄屆き候歟、屆き不レ申候歟を相考へ候迄にて、中りを相考候にて無二御座一

候、二町三町之所にて幕之左右前後二三間四五間切れ候ても、五間十間角に備へを立て候人數、又は兵船之中には打込候積りにて御座候故、自分にては用に立候と相極申由に御座候、然ば町打之節星角に入り候は、猶以有徐候筈にて御座候故、角中り迄御褒美被レ下候て御出方之增し候は、一町星を打候時之御褒美相增し候迄にて可レ有二御座一と奉レ存候、當正月久田にて一町星を打候給人百五十七人にて、角中り七人有レ之、御褒美の鉛代銀二十四匁と相見へ候故、久田原にて町打不レ仕給人、其鄉にて一町星を打候年にても、御褒美の鉛代銀四十匁程と相見、當正月之中りは少く御座候故中り少々相增、御褒美之鉛代五十匁程に成り候に致し、足輕、獵師を給人之三倍に當て候時貳百匁に成り、新獵師相增し鐵炮之定數相滿候時は四五百匁にも及可レ申候、以後に至り其分之御出方に成り候段も如何敷奉レ存、御出方相增候迚御褒美之格を御改め被レ成候段も如何敷奉レ存候故、此度町打の格式を御改め被レ成候序に、一町之角當りには御褒美不レ被二仰付一、一町之星中りに以前之角中り之御褒美を被二仰付一、二町三町之星中り角中りには以前之星中り角中り之御褒美を被二仰付一、久田にて一町星を御打せ被レ成候節之御褒美は、惣體以前之格に被二仰付一候段可レ宜と奉レ存候、府內之御鐵炮初に角中り星中りの面々に御褒美と申儀は無二御座一候得共、給人久田にての星打は、町を打候處より星中り角中りの面々に御褒美被二仰付一候、鄉々之星打は御支配御檢分被レ成にて無二御座一候處、足輕、獵師、新獵師迄も新規に御褒美被二成下一御事に御座候故、右申上候通りに被二仰付一候段御支配御檢分被レ成、久田にて給人計り御打

せ被ㇾ成候と、御支配御檢分不ㇾ被ㇾ成郷々にて足輕、獵師、新獵師迄御打せ被ㇾ成候處之差別、幷一町星と二町星三町星之差別分明に相立可ㇾ申候、一町二町三町之星角之寸法を段々と相増候ても、一町にて之一尺二寸角には中り易く、二町にて之三尺の角、三町にて之六尺之角には中り難き筈と奉ㇾ存候由申上候、同月二十三日忠左衛門殿より被㆓仰渡㆒候御書付に、八郷にて二月八月之町打之節御褒美之儀に付書付を以被㆓申聞㆒候趣承屆候、二月之町打は鷄知原正月之町打之代り、八月之町打は八郷六月初午之町打之代りにて候間、二月之町打計り鷄知原町打之節、給人へ被ㇾ下候御褒美之格にて、足輕、獵師、新獵師給人之被官迄御銀之内より御褒美被㆓相渡㆒、二月に一町星之打前に當り候ても、二町星三町星之打前に中り候ても、星中り角中り共に御褒美を請け候格に可ㇾ被㆓相極㆒候と御書載被ㇾ成候、町打之儀を八郷奉役中へ申渡し候覺書、正月十五日の日付にて認置候得共、差下し候儀相延居候に付、右御書付之趣を書加へ候て差下し候

一　辛卯二月五日鐵炮町打之儀に付、覺書を以八郷奉役中へ申渡候條は、八郷二月之町打之御褒美は、當年より新規に上より被㆓成下㆒候、八月之町打に褒美無ㇾ之候段如何敷相見へ候故、郷中之用銀之内より鉛四十斤相調へ、八郷奉役衆宗門御改めに上府之節、一郷に五斤ヅヽ渡し可ㇾ申候間、八月之町打に星中り有ㇾ之内、星之眞中に別て近く打當て候人に五斤之褒美鉛を被㆓相渡㆒、星中り無ㇾ之角中り迄にて候はゞ、角中りの内にて星に別て近く打當て候人に被㆓相渡㆒、二町三町之町打にて角中も無ㇾ之候はゞ、

其年之褒美銀を翌年之褒美銀に加へ、一度に十斤被二相渡一、八月之星打之節は、毎年右之格に可レ被レ仕候事

一　今度鄕々へ差下し候手本の矢倉之儀、二町之矢倉は高さ四分、三町之矢倉は高九分半にて候、二ツ共に横に穴を明け、穴之中に通し候緒之〆り候樣に致し、其緒にて前目當之上より臺に廻し候て結付け、右之矢倉之摺り割より先目當之矢倉に見通し候て打放し、一町半程と相見へ候はゞ矢倉を掛け不レ申、前目當て之摺割より先目當之中程に見當て候て打放し、二町半程と相見候はゞ、二町之矢倉を掛け、矢倉之摺割より先目當之中程に見當て候て打放し、三町半程と相見へ候はゞ三町之矢倉を掛け、矢倉之摺割より先目當之中程に見當て候て打放し、町目當之露にて二町を打候時は、前目當之摺割と前先き目當之方に有レ之露の左右より二町之處を見當て置候て打放、三町を打候時は、前目當之摺割と前目當之方に有レ之露之左右より三町之處を見當て置候て打放し、一町半程と相見へ候はゞ、先目當之中程に見當にて打放し、二町半程と相見へ候はゞ、先目當之中程に見當候て打放し、二町半程と相見候はゞ、先目當之方之露と前目當之方之露之中程に見當て候て打放し、藥は五分掛を用ひ候格にて候間、給人衆幷足輕には奉役衆より右之次第を被二申聞一、獵師、新獵師には鐵炮預り主より被二申聞一候樣に可レ被二申渡一候事

一　二町三町之町打之儀幕にも入り兼、角星には尙以中り兼候筈にて候、二町にて二間角之幕に入り

不レ申、三町にて三間角之幕に入り不レ申、左右上下に二三間四五間宛切れ候ても、賊船又は聚りたる賊徒之內には打込候積りにて候故、五十間六十間之處を細に打候上手少々有レ之候よりは、二町三町之所にて十間角程之內に打込候鐵炮數多く有レ之候方增にて候、村々下知役衆中ヶ樣之道理を心得居被レ申候樣に可レ被二申聞一候事

一　鄉村之武備之入目迚、百姓共より臨時に鄉中用銀を出させ候段、迷惑成事と存居候者も可レ有レ之候、不圖海賊侵し來り候節有レ之候ても、府內へ之注進相達し、府內より御人數を被二差下一候には、鄉に依り一二日も三四日も掛候筈にて、鄉村之武備相立ち居不レ申候ては、府內より被二差下一候御人數到着無レ之前に、其鄉其村之者共如何樣成重き難儀に及可レ申も難レ量事に候、尤も鄉村之武備は上之御銀にて御立可レ被レ下御事共可レ存候得共、御國其肆、養父之御年貢公役銀にては、御家中之御扶助にも足り不レ申、朝鮮國との交易之御所務を以御足し被レ成儀に候得者、交易之御所務多き時節には、鄉村之武備を御銀にて御立被レ下候儀成り候ても、交易之御所務少き時節には、御家中之御扶助さへ定り之通りには不レ被二成下一候故、鄉村之武備を御銀にて御立て可レ被レ下様無レ之、武備之儀は每年之定格有レ之、永々致二相續一候樣に成り不レ申候ては、相立ち申ものにて無レ之候に付、鄉中用銀を取立て候て、鐵炮之入目に當て候八鄉三千四百軒之內、譬へば百姓之家二千五百軒有レ之候得者、一軒より一ヶ年に五匁程宛出し候て、鐵炮之用銀相定り候積りにて候、薪代半〆增之銀にて猪追詰め相濟候後は、觸番

殘り薪賣拂代銀と兩樣を第一鐵炮用銀に備へ、兩樣相並候年甲申より己丑迄六ヶ年の並し十二貫九百十五匁四分之內、薪代半〆增しの銀は六貫七百二十三匁五分、觸番殘薪賣拂代銀は六貫百八十一匁八分にて候、薪代半〆增候銀は臨時に百姓之手前より出し候にて無㆑之、薪代を半〆分高直に申付て候薪船之番頭方より取り立て候得者、百姓之臨時に出し候は觸番殘薪賣拂代銀迄にて候故、二千五百軒より臨時に二匁三四分ヅヽ出し候積りにて候、假令薪船不㆓入來㆒時節薪代半〆增之銀高之分を、二千五百軒より臨時に出し候に成り候ても、一軒之出し前都合五匁には過ぎ不㆑申積りにて候、一軒より一ヶ年に銀五匁ヅヽ出し候は、鄕村之武備に成り候を、難儀成出し前と可㆑申事にては有㆑之間敷候、此趣を村々之頭百姓共に序之節可㆑被㆓申聞㆒候事

一 百姓共之心には今程日本外國共に靜謐成時代にて候故、鄕村之武備迄被㆓立置㆒候には及び申間敷と可㆑存候得共、靜謐に無㆑之節に及候て武備を立て候事の成り申ものにて無㆑之、武備は靜謐之時に立置候物にて候、給人衆之內にも不心得成る人は、武備を靜謐に無㆑之節之事と被㆑存、目に見へ不㆑申事に御郡奉行何乎と致㆓下知㆒候と被㆑申候衆有㆑之由致㆓沙汰㆒候、沙汰之虛實は相知れ不㆑申候へ共、若左樣に被㆑申人有㆑之候はゞ甚き心得違にて候、給人衆之內今程は御靜謐之御時代にて候故、脇差之身には木竹を指込み置候ても不㆑苦と被㆑存候人は一人も有㆑之間敷候、太平之時節に刀脇差を拔き候て相働き候と申儀は甚稀成事に候得共、萬一之儀有㆑之時之爲に、面々刀脇差之吟味を致し候て指し申事に

候、御静謐之御時節に郷村之武備を立て候も、萬一之儀の備へにて候間、此樣之次第をも給人衆中に能く可レ被ニ申聞置一候事

一 辛卯二月五日八郷鐵炮町打之格を御郡方手代中に申渡候條目は

一 八郷二月八月之町打、并鐵炮改之格奉役衆へ申達し候覺書に書載有レ之候を委く被ニ見屆一、其格違不レ申樣に心を附け可レ被ニ相勤一候事

一 星壊より打壊帳付所へ之相圖之儀、以前より仕來り之通り、星中りは白紙之三ツ印、角中りは白紙之二ツ印、幕入は白紙之一ツ印に被レ仕、二町三町を打候節、幕之左右上下に屆き候は赤紙二ツ印、玉見之者之居候石垣より前手に落候て、幕之左右上下迄屆き不レ申候は赤紙之一ツ印を相圖に致し、星中り、角中り、幕入、屆き、不屆之五品を帳面に記し被レ申、遠切れにて玉落知れ不レ申候も、不屆部類に入れ可レ被レ申事

一 一町星之時は紙幕、二町星三町星の時は板幕にて候間、幕板の内損じ候板有レ之節は段々被ニ仕替一、損じ不レ申間は何年にても古板を被レ用、玉目は埋木にて塞せ可レ被レ申候事

一 八月之町打の褒美の儀星中り何人有レ之、角中り何人有レ之候ても、星の眞中に別て近く打當て候一人に褒美鉛を相渡し候上は、二町三町之町打の節幕中り計り有レ之、星中り角中り無レ之時も、幕入り之内にて別て星に近く打當て候一人に褒美鉛可ニ相渡一と致ニ僉議一候得共、幕入り計り之時其内にて

別て星に近く候を見屆候に成り候ては、玉目より星迄の尺寸を毎度差極め不申候て不叶事と相見へ、星中り角中り少き物にて候故、尺寸の差極めに手間入り中間敷候得共、幕入りは多き物にて候故、尺寸之差極めに甚手間入り、一郷を一日にて相濟候、町打二日も掛り候樣に成り、寄立居候人數之逗留も一日相增候段不少輕費と相見へ、星中り角中り之內にて、星之眞中に別て近く打當て候一人計りに褒美銀を渡し、幕入り計り之時別て星近く打當て候一人には褒美銀を相渡し不申、所之不宜と申候段は輕き儀と致吟味、右之僉議を相改め、八月之町打に星中り角中りも無之郷は、奉役方へ請取被居候五斤之褒美銀を翌年八月迄預り被置、翌年八月星中りにても、角中りにても、眞中に別て近く打當て候人一人、其年之褒美銀五斤と、前年之褒美銀五斤と、合て十斤を一度之褒美に請け候格に相極め候

一　辛卯二月之町打は、平山左吉罷下り候て致檢分、二町星を打せ、手代役より平山儀右衞門罷下り、鐵炮預り主帳持主帳の印判を夫々に押せ、町打之格鐵炮改之格に相定り候、佐護鄕にては三町の處に厚さ一寸の松板を立て、一兩筒に藥二匁込み候て打せ玉の力を試み候處、裏に玉三分二餘拔け候て拔切り不申候、八鄕星打鐵炮高幷中りの儀、豐崎鄕は鐵炮二百一挺之內角中り一挺、幕入り三十八挺、佐護鄕は鐵炮二百十五挺之內、角中り四挺、幕入り四十六挺、伊奈鄕は鐵炮二百九十九挺之內、星中り三挺、角中り三挺、幕入り七十六挺、三根鄕は鐵炮高百七十六挺之內、角中り四挺、幕入り二十四

挺、仁位郷は鐵炮高百九十五挺之内、星中り二挺、角中り三挺、幕入り五十一挺、府内より上の與良郷は鐵炮高百六十八挺之内、角中り三挺、幕入り三十三挺、佐須郷は鐵炮高百四十挺之内、星中り一挺、角中り三挺、幕入り三十八挺、豆酘郡は鐵炮高五十挺之内、幕入り九挺、府内より下の與良郷は鐵炮高五十挺之内、角中り一挺、幕入り九挺、都合八郷鐵炮高千四百九十四挺之内、星中り六挺、角中り二十二挺、幕入り三百二十四挺、幕之上下左右に屆き候分九百十一挺、不屆玉露知れざる分二百三十一挺にて候

八郷之鐵炮にて變に應ずる仕形之事

一　御國は日本の西北の邊徼にて候故、寛平六年、文永十一年、弘安四年、康應元年、應永二十六年之通りに、外國より兵船を差越し候儀此後有レ之間敷とは可レ難レ極候、外國靜謐に無レ之樣子相知候はば、兼て御吟味相極居候御備へ之御下知可レ有レ之候得共、御郡役所にも荒增之次第兼て僉議仕可レ置儀に候故、郷村之鐵炮にて變に應じ候仕形を、外國靜謐に無レ之段致二沙汰一候時節に、早速御郡役所より八郷奉役村下知人に申渡候覺書の詞に致し候て、左に書記し置候

一　外國靜謐に無レ之段致二沙汰一候故、若賊船使し來り候儀も可レ有レ之候、賊船使し來り候を見屆候遠見番所より府内へ注進候時積りと、府内より被二差下一候人數到著之時積りを合せ候ては、郷村の遠近に依り一二日、又三四日も掛り候筈に候、殊に霧雨の日に賊船乘り掛け候には遲く相知れ可レ申候故、

府内の人數到著無レ之前に、其鄕又は隣鄕之人數にて賊徒を防ぎ候備へ相定居不レ申候ては不レ叶事に候、依レ之村々の人數賊徒を防ぎ候仕形、幷鐵炮、玉藥、兵粮用意之次第兼て申渡候事

一　村々に有レ之小屋は、其村の元山の谷奥要害宜しき所に十軒程宛移し、番屋には名子之者を遣し置き、鄕藏は其鄕之内之高山頂に移し、是又名子の者を番人に遣し置、村には當用の穀物、衣服、家財計りを置、兵粮は炊く事を用ひざる爲に大麥粉幷蕎麥粉團樣に致し、小屋にも鄕藏にも入置き、村々にて白鹽焇を取り、兼て鄕藏に入れ置候硫黃鉛にて鹽焇を合せ、玉を鑄火繩を拵へ、是又小屋にも鄕藏にも入れ、常に一人に八十放し分ヅヽ所持致候玉藥を彌致二吟味一藥のしめり拆無レ之樣に致し、遠見番之人足は三人に極め、村々の火の番は二人に極置き、賊船相見候節、遠見番之人足三人之內、一人は遠見番所之左に有レ之村に告知らせ、一人は遠見番所の右の村に告知らせ、一人は遠見番所の後の村に告知らせ、當番の給人は府內への注進之手筋を、兼て御下知之格に違ひ不レ申樣に仕り、左右後の村に遠見番所より告來り候時は、火番の者一人と、右告げ來りの者一人と、同前に其村之鐵炮を村の近邊之高き所に持出、强藥にて續け放しに打放し、野山の働を仕居候者共、鐵炮の音にて罷り歸る樣に致し、今一人の火の番は續き之村に告知らせ、續きの村々にても告來りの者一人と、其村の火の番一人と、右の格に鐵炮を打候て、野山の働を致し居候者共。早速可二罷歸一樣に可レ仕候事

一　八鄕浦々村々の左右に有レ之山の內にて、浦中に賊船入り來り候時鐵炮を打掛け、村里に賊徒入込

候時鐵炮を打掛け候、矢掛りの好き峯を浦の左右にて一ヶ所宛、村の左右にて一ヶ所ヅヽ合せて四ヶ所、御郡奉行より共鄕隣鄕の奉役村下知人と近々に出合、檢分の上にて極め置可レ申候間、賊船入來り候時は、村中の人數二手に分り候て、早速浦の左右二ヶ所の峯に馳上り、峯の後賊船より見掛け不レ申所にて玉藥を込み、打放し候時計り峯より上、峯の左右より賊船を目當に致し候て打放し、賊徒陸に上り候と相見へ候時は、早速浦の左右の峰を捨て候て、村の左右の峯に馳上り、陸に上り候賊徒に鐵炮を打掛け候格に極め置き、浦々村々の左右四ヶ所の峯を、鄕中又は隣鄕の者共皆々存居樣に互に知らせ置き、四ヶ所の峯に上り候道を浦中村中より見掛け不レ申方に付置き、賊船の入來り不レ申村々よりの加勢も共道を存居候て、早速馳せ聚り候樣に仕置可レ被レ申事

一　賊船賊徒に定りの貳匁の藥にて鐵炮を打掛け候に、程遠く候ては屆き兼ね、屆候ても中り兼ね、中り候ても拔け兼ね可レ申候故、賊船の掛り居候處、賊徒の聚り居候所迄、二三町可レ有レ之と相見候時鐵炮を打掛可レ申候、依レ之鐵炮の町目當を二町目當、三町目當迄仕付けさせ置、矢倉も二町三町の矢倉迄手本を差下し置き、每年二月八月の町打を一町二町三町より段々に打せ申たる儀に候事

一　賊船賊徒一町程の所と相見へ候ても、二町三町程の處と相見へ候ても、鐵炮の藥込みは貳匁より上には込み申間敷候、貳匁の彈重込み迄は樣し置たる筒にて候、貳匁より上込候て若彈重込み致し候はゞ、筒損じ候儀も可レ有レ之候事

一　賊船侵し來り候段相知れ候はゞ、野山の働を仕居候男女皆々村に歸り、村中の婦女幷十六七十八九の男子、六十一二六十三四の老人は、其村の極老、小兒、病身、片輪と、當用穀物、衣服を牛馬に載せ、又は面々の脊にも負ひ、賊船の侵し來り候後の村に立退き、鐵炮を持たる者共は火打袋と玉藥の早込を頸に掛け、玉藥の入たる竹の筒を背に掛け、鐵炮に當分の食物を包み候物を結付け候て肩に掛け、餘計の火繩は結び候て腰に付、浦の左右の山兼て極め置候要害を早速に持堅め可ㇾ申候、鐵炮を持不ㇾ申者共は大麥粉幷蕎麥粉を袋に入れ、其身と鐵炮を持たる二人と合て三人分の簑笠を一ッに結び付け候て背に負ひ、大竹の筒に水を入れ、口を指して肩に掛け、鐵炮を持たる二人に、鐵炮を持ざる者一人不斷に相添可ㇾ申候　獵師外の者にても二月八月の町打の節、獵師の名代を勤候て鐵炮を打覺居候事に候間、賊船侵來り候時節、若村中病人數人有ㇾ之、譬へば鐵炮持二十人兵粮簑笠持十人之村に病人五人と相見へ候はゞ、鐵炮持二十人の數は不足無ㇾ之樣に致し、兵粮簑笠持の數を減じ、十人にて持候ヶ五人にて持、少々苦勞に有ㇾ之候共、鐵炮持二十人も持夫の者持候筈の兵粮の內を、成り次第に身に付け可ㇾ申候事

一　賊徒浦々に入來り候時、其浦の左右の峰より頻りに鐵炮を打掛け、賊徒陸に上り候時浦の左右の峯を捨て候て、村の左右の峯に移り、賊徒村を燒拂ひ候ても、手前は只村を見下げ候て賊徒に鐵炮を打掛け、賊徒道を求候て谷に入り山に登り可ㇾ申と仕候はゞ、村の左右の峯を捨て候て、道の上は手の

峯を持堅め、鐵炮を打掛け石を轉じ、夜中には面々申合せ、半分は笠を頭に掩ひ、簑を身に卷候て代る／＼臥り、半分は賊徒の火繩の火を見當候て鐵炮を打掛け、賊船入來り不レ申村々より加勢に罷越し候人數も、右の格に相勤可レ申候事

一　賊徒侵來り候時在家を攻取られ申間敷迚、濱邊又は在家より鐵炮を打掛け候はゞ、賊船よりも濱邊在家を目當に致し候て打掛可レ申候故、主客の違無レ之、要害の利を失ひ可レ申候、八郷の儀何方も平地狹く山坂險く、平地の左右の峰皆平地への矢掛りにて候故、村里田畠の左右の峰より頻りに鐵炮を打掛け候はゞ、賊徒平地に足を休め候儀可レ難レ成候事

一　手前の人數道の上手の峯々を持堅め居候時、賊徒山下より火を放候はゞ、峯よりも火を放ち候て草茅を燒切り、峯に火移り不レ申樣に致し、賊徒一手は道の上手の峯を攻め、一手は本山の方の高みに上り可レ申樣子に相見候はゞ、急に道の上手の峯々を捨て候て、峯傳へに本山の方に引上り、本山の高み又は大木大石の陰に足を休め、鐵炮を拭ひ玉藥を込み、高みの端し大木大石の端しより矢掛りの賊徒を目當に致し候て鐵炮を打掛け、其内に隣郷よりの加勢段々馳來り候て峯々より横矢を打、賊徒上手の鐵炮と横矢の鐵炮を防ぎ兼候て引取り候はゞ、又峯傳に跡を追ひ賊徒濱に下り候はゞ、手前の人數浦里の左右の峯を持堅め、賊徒一人にても船に乘り不レ申、濱邊平地に殘り居候はゞ、其者を目當に致し候て鐵炮を打掛け、賊徒不レ殘船に乘り候時、出船の逆風にて候はゞ鐵炮を打掛け不レ申、出船之

順風にて候はゞ晝夜共に頻りに打掛け可ㇾ申候事

一　賊徒不ㇾ殘船に乘り候ても出船不ㇾ仕前には、手前の人數の内を一人にても平地村里に下し申間敷候、賊徒本山を攻取り得不ㇾ申候て、峯傳へに尾崎に下り候時、譬へば一手五百人之内を百人か二百人か、尾崎の峯の外向き本山より見へ不ㇾ申方に伏置き、手前の人數共考を不ㇾ仕、賊徒の跡を追候て尾崎に下り、不圖伏兵出合候儀可ㇾ有ㇾ之候間、賊徒の跡を追候て尾崎に下り候内に、小峯にても有ㇾ之候はゞ、其小峯より四五町の所に手前の人數を控へ、其邊の案内を好く知りたる村人を脇道より向ふの尾崎に廻し、向の尾崎より手前の人數の控へ居候前の小峯の外向きに賊徒殘り居候歟、殘り居不ㇾ申候歟を見屆けさせ、合圖の鐵炮にて兩樣の分ちを聞屆け、殘り居候合圖の鐵炮を打候はゞ、手前の人數を分け候て、脇道より向の尾崎の高みに廻し、高みの打越し伏兵より見掛け不ㇾ申所に人數を聚め、一度に立上り候て伏兵に鐵炮を打掛け、殘り居候伏兵皆々濱に下り候を見極め候上にて、段々と峯傳へに尾崎に下り浦里の左右の峯を持堅め、惣體賊徒一度に入込み候近邊の峯を賊徒引取り船に乘り候後に持堅め候時は、右の仕形に可ㇾ仕候事

一　賊船の掛り居候浦々の左右の山に賊徒陣取り候て、手前の人數賊船に鐵炮を打掛け候事成り不ㇾ申樣に致し候はゞ、案内を知りたる物見を遣し、賊徒の陣取り候山を見極めさせ、賊徒見掛不ㇾ申山道より賊徒の居候山二三町の所の小山迄近寄り、小山の陰にて玉藥を込み、小山の上に立上り候て賊徒に

打掛け、幾放しにても其格に可レ仕候、賊船五六ヶ所の浦に乘込み候ても、其鄕又は隣鄕の人數差寄り候ては、鐵炮の數千挺程は有レ之筈にて候、故賊徒十ヶ所の山に陣取り候共、一ヶ所を攻め候鐵炮の數百挺程には當り可レ申候事

一　百挺の鐵炮にて賊徒に打掛候時、賊徒山を下り候て手前の人數の上り居候小山に攻め掛り候はゞ、手前の人數を二手に分け、賊徒攻掛候と相見へ候時、早速五十人を後の山手一町程の所に備を立させ、鐵炮に玉藥を込み候て待請け居候樣に仕、賊徒一町程の所に攻め來り候迄は、跡に殘り居候五十人より鐵炮を打掛け、一町に廻り候と相見へ候時足早に其場を立退き、初に引取り候五十人の者共の居候所を通り候て、又後の峯一町程の所に備を立て、賊徒攻來り候はゞ、初めに引取り候五十人にて鐵炮を打掛け、是又一町程の所に廻り候と相見へ候時に立退き、段々其格に致し候て峯傳へに本山の方に引取り、賊徒退き候時は前の條に書載有レ之格に可レ仕候事

一　案內者を斥候に遣し候に、不圖賊徒に行き逢ひ候儀も可レ有レ之候故、物見一と組を十人に致し面々に鐵炮を持、五人は三十間程先立、五人に三十間程後れ、先き立ち候五人不圖賊徒に出逢候はゞ早速に立退き、跡の五人の者の居候後三十間程の所に立留り、賊徒には跡の五人より鐵炮を打掛、三十間程の所に廻り候時、又後の五人の者の居候後三十間程の所に立退き、段々其格に仕候て本山の方に引取可レ申候事

一　雨降り候時鐵炮を打候用には、樟腦十匁白鹽焇一匁に水をひた〳〵に入れ候て煮とかし、冷へ不㆑申內に火繩をひたし候て日に干し、二遍共通に致し干し上げ置候を、雨降り候はゞ火繩に用ひ、又は引茶にても、五倍子粉にても、口藥入れ同前の物に入れ、火皿の口の上に右の引茶か五倍子粉を掩ひ、茅にても柴にても、長さ四尺厚さ一尺程に結へたるを推し平め笠の上に載せ、火口に雨掛り不㆑申樣に致し候て打放し可㆑申事

一　鐵炮の放數多く候て、筒熱く成り候時の用には、米の酢を小き竹の筒に入候て、腰に付て時々布切れに侵し候て、筒の面に塗り可㆑申事

一　竹の筒の水盡き候時は、賊徒見掛不㆑申方の谷水を鐵炮持不㆑申者共に汲ませ、兵粮、玉藥、火繩を用ひ減じ候時は、其村の本山谷奧の小屋、其鄕の本山高き峯の鄕藏より鐵炮を持ち不㆑申者共に取寄せさせ、賊船の入り來り候後の村々より加勢の者共に兵粮、玉藥、火繩を續けさせ可㆑申候、尾崎の山下に有㆑之村々の小屋は、谷奧に移し候ても村より程近き筈にて候、其類の村に賊徒入來り、村の左右の峯より打掛候鐵炮にて防ぎ屆け不㆑申、隣村の領分の本山續きの峯に引上り候時は、彼谷奧の小屋を賊徒燒拂候儀可㆑有㆑之候間、小屋に入れ置候物の內にて、兵粮、玉藥、火繩小屋の主の大節に存候物は、賊徒を浦里の左右の峯より防ぎ候間に、極老にて無㆑之老人、幼稚にて無㆑之少年の者、牛馬にも負せ、自分にも負ひ候て、賊徒の入り來り不㆑申近村に運び取り其近村より兵粮、玉藥、火繩を續け

可レ申候事

一　右條々の趣を村々の者共一同に聞き屆け候樣に委く被二申聞一、婦女の聞可レ申事は是又一同に聞屆け候樣に被二申聞一、奉役村下知人隣鄕村々への申組疎略に無レ之、隨分心を盡し念を入れ候て申合せ被レ置、不時に賊船侵し來り候時、內々の備へ違却無レ之樣に可レ被レ仕候事

一　鄕村の儀給人、足輕少く候故、賊徒多勢にて侵し來り候節は、三鄕四鄕の給人、足輕差寄り候ても、手詰の働にて賊徒を退け候儀は成り不レ申筈にて候、獵師には兵器備り不レ申候故、三鄕四鄕の獵師差寄候ても、是又手詰めの働を以賊徒を退け候儀は成り不レ申筈にて候、依レ之鄕村の人數賊徒を防ぎ候には、只一二町二三町を防候て鐵炮を打掛け、府內より被二差下一候人數到著迄は其仕形に致居候段、鄕村の人數計りにて差當りたる賊徒を防ぎ候主意にて可レ有レ之と致二僉議一、右の覺書を其趣に記し置候事

鄕中用銀請拂差引之事

一　觸番薪納め方の格を、庚寅十二月十五日覺書を以八鄕奉役へ申渡候次第は

當庚寅年の觸番薪當極月末迄現薪又は代銀にて登せ候分、何村は如何程と申儀、肝煎方より書付にて當月晦各へ差出候に被二申付一、村々の書付を被二請取一候て、年始上府の節被二持登一御郡方へ可レ被二差出一候、當年分の當り前の殘りは、來年正月二月三月右三ケ月の間に代銀にて差登せ候樣に村々に堅

く申付可㆑被㆑置候、來年前の觸番薪は例の通り銀薪にて致㆓上納㆒、御用不㆓差支㆒樣に仕候得と、是又堅く可㆑被㆓申付㆒候、村々の肝煎より差出候書付は、別紙注文の通各方へ請取可㆑被㆓持登㆒候

村々の肝煎より差出候書付の注文は

當村當り前の觸番薪疋數何十何疋の內、何十何疋は當極月迄に現薪又は代銀にて納置候、殘り何疋來る正月より三月迄の間に代銀にて相納、代銀にて納め得不㆑申候はゞ、殘り疋數の分現薪にて漕登り、府內にて賣拂銀納可㆑仕候、來年前之觸番薪は月割に致し、正月初より別て相納可㆑申候

一　鄉中用銀拂捨り當時借し之格、幷鄉中用銀取立て之格を、辛卯正月十五日八鄉奉役中へ申渡し候條目は

一　鄉中用銀之差引に付御支配より御差圖被㆓仰付㆒候は、鄉中用銀拂捨之儀は、鐵炮入目、弓之入目、鄉藏之籾調へ代、觸番薪置所之番人給分計り拂出し、右四品之外は皆々當時借しに仕、只今迄の當時借しの銀致㆓返納㆒候內を相應に引除け、當時借し用銀と名付け、鄉中用銀之內にて拂捨り銀と、當時借し用銀と兩樣に立て置候得、一村に一人二人の急病人、又は怪我人自分の力にて醫師外科を呼下し、人參を調へ候事成り兼、親類緣者村中より相救候事も急に調り兼候は、鄉中用銀より之借し渡しを願出可㆑申故、三月より七月迄之借渡しは、八月に現銀にて成り共、薪にて成共、村中一同之力にて致㆓返納㆒、九月より翌年正月迄之借渡しは二月に致㆓返納㆒候格に申付け、右之願を仕候者は、村下知人、又

は肝煎より之手形に、八月切り二月切りに村中之力にて可レ致二返納一候と書き候を持登り候様に兼て申付置候得、牛馬船農具等調へ用銀之借渡しを困窮村より願出候はゞ、其村之公役銀之内を一ヶ年相應に差免し、差免し候分を其郷之村々之公役銀之高に割付候て出させ、困窮村を其郷中より救ひ候様に申渡し候得、不時に不仕合せ成る儀有レ之候て借渡を願出候者には、不時之病人養生用之格に致し、村下知人肝煎之手形を見届候て借渡し候得之由被二仰付一候、村々に右之旨を被二申渡一、不時之急病人怪我人、又は不時に不仕合せなる儀有レ之者、郷中用銀之借し渡しを願候節は村下知人肝煎に申届け、村下知人肝煎より手形に、當時何某郷中用銀よりし御借し渡を願出申候間、願出之銀高何程を御借可レ被レ下候、來る何月村中一同之力にて銀高之分少しも無レ滞返納可レ仕候、若現之才覺難レ成候はゞ、觸番薪之格に長さ二尺五寸之薪を一疋五匁に積りに致し相納可レ申候、若其儀も相滞り候はゞ、村下知人肝煎より急度現銀にて納め可レ申候と書候手形を持登候て借り候得と被二申渡一、右之願を九月より正月迄之間に仕候はゞ、來る二月に返納可レ仕と書き、三月より七月迄之間に願候はゞ、來る八月に返納可レ仕候と書き候得之由可レ被二申渡一候、右之月切に少しも相延候ては、又段々願出候者之借渡し差支候故、返納之儀八月切りを差延不レ申にて可レ有レ之候間、其旨堅く申渡し可レ被レ置候事

一　郷中用銀にて張らせ候鐵炮を、給人衆之内損じ鐵炮所持之人にも渡し、給人衆持様之弓を稽古に打習候者へ渡し候、弓代銀も郷中用銀より拂出し、郷中用銀は觸番殘り薪買拂之代銀、他國賣出し薪

代半〆増しの銀より取り立置候事に候間、薪船入來りの節、給人衆知行所之山を村人に伐らせ被レ申候にも右之了簡被レ仕、觸番薪伐り出し候節も、少にても村人之勝手に成り候樣に可レ被レ仕儀に候間、其旨村々之給人衆に可レ被二申渡一候事

一　年に依り他國より來入り候薪積み船減じ、薪代半〆増し銀高少き年も有レ之候得共、觸番殘り薪賣拂之代銀に合せ候ては拂出し差支不レ申、毎年春役衆へ算用目錄を見せ申候時被二見屆一候通りにて候、庚寅十二月鄕中用銀定り之出高を相極見申候所、鐵炮入目九貫五百五十匁程、弓之入目三百五十匁、觸番薪置所番人給分百匁、合て十貫目程と相見へ候故、鄕中用銀之入高十貫匁に餘り候翌年は餘り之半分にて鄕藏之用心粮を調へ、殘り半分にて足輕、獵師、新獵師之用心鉛用心鹽焇を調へ、用心鉛用心鹽焇相備候時は、鉛硫黄樟腦を調へ候て鄕藏に入置き、右之餘分三百匁に及不レ申年は、兩樣に分け候て用ひ候程之銀高にて無レ之候故、重て餘分有レ之年之高に差加へ、鄕中用銀之入高十二貫目と相見へ、餘分二貫匁有レ之候迄は餘分を右兩樣之代銀に拂出し、餘分二貫匁に餘り候分を引除け置候て、鄕中用銀之入高十貫匁に足り不レ申時の差足しに仕、右の差足しにても十貫匁に足り不レ申年は、不足之分を八鄕に割付け候て出させ可レ申外無レ之候、猪荒止み候も鐵炮之力にて止み、是以後鹿を狩り雉を打ち鴉を威し候て、作毛之害を防ぎ候も鐵炮之力にて候、猪荒止み鹿少く成り候ては、獵師共打止めの猪鹿を賣拂候利分け減じ、鐵炮の仕替へ獵師面々之力にては難レ成筈にて候故、村中より養ひ置候出

家は格別、惣體郷村之人數耕作を致候程之者は、鐵炮之用銀不足之節割付け之銀を出不レ申候て不レ叶事に候、然共神主社人は神社に對候て右之割付けを差除け、被官は少き人數にて主人への勤を仕り、百姓多人數にて公役を勤候とは違目可レ有レ之事に候故、右割付け出し前を半減致候方可レ宜と致ニ僉議一、以後割付け有レ之時之格を、其通りに仕筈に極置き候事

一 郷中用銀之入高十二貫匁に餘り候餘分を引除け置候て、郷中用銀之入高十貫匁に足り不レ申年之差足しに仕候格に相極め候は、郷中用銀甲申年より己丑年迄、六ヶ年並し十二貫九百十五匁三分と相見、十二貫匁に餘り候餘分を引除け置候て、十貫匁に足り不レ申年に差足し、薪代米〆増之銀之入來りに變じ候儀さへ無レ之候はゞ、不足之分を八郷へ割付け候と申儀無レ之候て、鐵炮用銀差支不レ申樣に致し候故にて候事

一 觸番殘り薪賣拂代銀郷中用銀に成り候格は、以後迚も相替儀有レ之間敷事之樣に相見候得共、薪代米〆増之銀は如何樣之變可レ有レ之も難レ計候、若し薪代米〆増之銀入來りの格變じ候て、觸番殘薪賣拂之代銀計り郷中用銀に成、譬へば前年之薪入切り之殘高翌年正月に八百疋と相極り、正月二月三月に取立候薪代銀四貫匁と相見へ候時は、郷中用銀不足之分六貫匁を八郷へ割付け可レ申外無レ之、右六貫匁之割付けを夏之間に取立候ては、農業之勤之急成時節、少し之取立銀も百姓働方之障りに成り候故、蕎麥を作仕廻候後八月に成り候て、右之取立銀を薪にて成りとも現銀にて成共、相納候樣に可ニ申付一

事に候、八月に百姓二千五百人より二匁四分ヅヽ出し候時銀高六貫匁と相見へ、二匁四分之銀を出し候差支無レ之者共皆々代銀納めに可レ仕候故、現薪にて春登せ府内にて賣拂候者は、代銀を登せ候者より少き筈にて候、八郷村々之内茅山計り之村も有レ之、左様之村の下百姓代銀納め成り兼候者共は、木山有レ之下百姓より手前之當り前をも伐出させ、漕登り之手間差引に仕、往來之間之飯米を調へ候代銀も、伐り添へ之薪を賣拂候て相濟可レ申候故、差支之儀は有レ之間敷候事

一　觸番殘り薪賣拂之代銀を、郷中用銀に取立候格始候以後、六ヶ年之並し六貫百十一匁八分と相見候處、前之條に薪代半〆増之銀入來り不レ申年、郷中用銀不足之儀を書連候に、四貫匁之入高六貫匁之不足と書述置候は、六ヶ年之内にて觸番殘り薪賣拂代銀高、別て少き年を相定り居候を臺に致し、六貫匁は千二百疋代にて候故、豊崎郷、佐護郷、三根郷之四百疋宛に百三十八疋ヅヽ割付け、伊奈郷之七百疋に二百四十疋割付け、仁位郷之六百疋に二百六疋割付け、與良郷之五百疋に百七十疋割付け、佐須郷之三百五十疋に百二十疋割付け、豆酘郷之百五十疋に五十疋割付け候時、千二百疋代銀にして六貫匁に成候、觸番殘り薪八百疋の時、右之通之割付けにて候故、殘り薪千疋之時は千疋割付け、千二百疋之時は八百疋割付け、其々共格にて多少有レ之筈にて候事

一　薪代半〆増之銀取立之格を致ニ僉議一、御案内申上御差圖を請け申付候は、元祿十三年庚辰之夏にて候、翌年辛巳と前年庚辰と兩年之銀高之仕分け帳面にて知れ兼候故、右二ヶ年分は一ッに記し候

銀　十四貫八百〇七匁ハ　庚辰辛巳二ヶ年分
同　八貫八百七十二匁四分ハ　壬午年分
同　三貫百十六匁三分ハ　癸未年分
同　四貫百八十七匁六分ハ　甲申年分
同　四貫七百五匁七分ハ　乙酉年分
同　九貫九百六十一匁七分ハ　丙戌年分
同　九貫五百三十三匁四分ハ　丁亥年分
同　七貫百六十九匁二分ハ　戊子年分
同　四貫八百四十三匁六分ハ　己丑年分
同　五貫七百四十二匁四分ハ　庚寅年分

一　觸番薪之定數を三千五百疋に極め、現薪入切り之殘り貢拂之代銀を取立候格を御案内申上、御差圖を請け候て申付候は寶永元年甲申にて候

銀　四貫二百四十四匁五分ハ　甲申年分
同　五貫三百十五匁六分八厘ハ　乙酉年分
同　六貫二百七十八匁四分ハ　丙戌年分

同　八貫百十九匁九分ハ　丁亥年分
同　七貫〇十四匁七分ハ　戊子年分
同　六貫百十七匁七分五厘ハ　己丑年分

一　御國大豆を他國へ賣出候節、田舍直段之一割銀を御郡役所へ納候格を致二僉議一、御案内申上御差圖を請け候て申付け候は寶永二年乙酉にて候、然共他國賣出し之大豆に拔け荷無レ之道筋立兼、其道筋立候樣に仕り候ては、御郡方手代役足輕共之勤も相增し本役之障りに成り候故、右二ヶ年被レ行候迄にて、又御案内申上相止め候

銀　六貫六百八十九匁二分七厘ハ　乙酉年分
同　四百六十三匁八分五厘ハ　丙戌年分

一　庚辰年猪追詰めを初め候は、右薪代半〆增しの銀を心當てに致し、乙酉年御國張り鐵炮之儀を初め候は、前年甲申之夏餇番殘り薪賣拂代銀取立候格を極め、其銀を心當てに致し候、右二品之銀にても相足り不レ申年可レ有レ之哉と相考へ候處より、他國賣出し大豆代一割銀取立之儀をも申付候、大豆代一割銀は二ヶ年にて相止め候得共、右二品之銀にて猪追詰も相濟み、御國張り鐵炮之格式も相納り候

一　此後鄉中用銀每年拂出し之大積りは、御國張り鐵炮一挺七十四匁五分、鑄形一價二匁、中り打荒打之玉藥代一匁五分合せて七十八匁、七十挺代五貫四百六十匁、閏月に鍛冶四人に別て一挺ヅヽ張ら

せ候代銀四挺分三百十二匁、五ヶ年に二度之閏月二ヶ年分六百二十四匁を、五ヶ年に割候一ヶ年之當り百二十四匁八分、堺より調へ候鐵炮三挺宛一挺代七十匁、御國にて町目當之露を入れ候代銀五分を加へ、三挺代二百十一匁五分、足輕、獵師、新獵師之鐵炮、幷嫡子鐵炮、被官鐵炮に町打之玉藥、一兩筒に十放し分、三匁筒に十三放し分相渡候、鹽焇鉛代二貫二百匁程、八鄕之無役給人、山廻り川役之給人、足輕、共村獵師、鐵炮、新獵師鐵炮の預り主に成り候苦勞分の合力給人は十五匁、足輕は十匁にして四百七十匁程、鐵炮細工初の祝儀十匁、吹子祭り之祝儀十匁、細工屋敷地主祭りの入目三匁五分、細工屋敷災難祓の入目五匁、御郡方手代四人鄕中用銀、幷鐵炮の差引を臨時に勤候苦勞分の合力一人に三十匁ヅヽにして百二十匁、手代役之内一人鐵炮細工人身體之差引を致二下知一候苦勞分二十匁、御郡方足輕四人鐵炮の儀に付勤方有レ之、苦勞分之合力一人十匁にして四十匁、足輕の内二人鐵炮細工人身持身體之目付を勤候苦勞分十匁宛にして二十匁、御郡方走り番鐵炮の儀に付、使の勤相增し候苦勞分一人五匁宛にして二十匁、二月八月八鄕の町打鐵炮改に付、毎年臨時に四十日程之勤方有レ之苦勞分手代役中に十五匁、足輕中に十匁、合二十五匁、鐵炮細工人下知役への合力毎月二十四匁ヅヽ、二季に三十匁宛、閏月之合力毎年に割付候分九匁六分宛、合て三百五十七匁六分、小田孫三郎鐵炮之御國張を初め候功に付毎年相渡候給分百五十匁、臺師二人鐵炮之儀に付、台打之外之勤を仕り候給分百五十匁ヅヽ、合て三百匁、鄕村之給人持樣之弓を御弓の者打習ひ候入目一ヶ年分三百五十匁、觸番

薪置處番人給分百匁、都合十貫匁程と相見へ候事

一　毎年正月久田原町打之節、一町星之幕紙之代銀、棧敷掛之夫遣し賃銀、毎年二月八月八鄉町打の時、二町星三町星之幕板之代銀毎年の並し五十匁程、鐵炮細工所細工人之家、細工人下知役之家屋敷葺替へ修理普請等之入目毎年之並し五十匁程、二十年に一度之建直之入日二貫程之年割百目程、鐵炮細工人之内子供生長不レ仕前に細工成り不レ申程之病身に成り候處致二病死一候時、實子又は養子細工に仕付き候迄之救銀を一ヶ年に三百匁請け候年、二十ヶ年之内に五年程有レ之に致し候て、毎年之並し七十五匁程、鐵炮細工人を臨時之儀に召使候賃銀毎年之並し二十五匁程、合て二百五十匁程にて候、鄉中用銀之入來り年甲申より己丑年迄六ヶ年之並し十二貫九百十五匁三分にて候得共、甲申年ハ八貫四百三十二匁一分、乙酉年は十貫、二十一匁三分八厘、丙戌年は十六貫二百四十匁一分、丁亥年は十七貫六百五十三匁三分、戊子年は十四貫百八十三匁九分、己丑年は十貫九百六十匁六分五厘と相見へ候故、甲申年之通り十貫匁に及不レ申年此以後迚も有レ之筈にて候、十二貫匁に餘り候餘分を引除け置候銀無レ之、前に十貫匁に及不レ申年有レ之候はゞ、鐵炮之入日之方に當時借し之用銀三貫匁之内より當分取り替へ置、右取り替へ之分を前之條に書載有レ之格に致し候て鄉村に割付け、此條に記し置候類之入日共年に有レ之候分も、是又鐵炮入日之方に當時借しの用銀三貫匁之内より當時取替へ置候て、右取替へし分を同然に鄉村に割付け可レ申候、十二貫匁に餘り候餘分を引除け置候後は、十貫匁に足り不レ申差足

幷此際に記し置候猟之入目を鄕村に割付け候には及申間敷候、甲申年より己丑年迄六ヶ年之間に八貫四百匁餘之年は一ヶ年有レ之、十貫匁以上十二貫匁之間之年二ヶ年有レ之、十二貫匁に餘り候年三ヶ年有レ之候故、薪船之入來り纏じ候節は格別、薪代半〆増之銀と備番殘り薪貢拂代銀と兩樣之入來り有レ之間に、鄕中用銀不足之分を割付け候年は稀成儀にて可レ有レ之候事

一 新獵師之定數相滿候迄は、足輕獵師、新獵師中に毎年相渡候町打之玉藥代銀餘計と相見候故、其餘計之銀を以毎年鉛鏈焇を調へ、一兩筒一挺に八十放し、三匁筒一挺に百放し分ヅヽ之用心之玉藥を相渡し・新獵師之定數相滿ち候迄に其格に致し、鄕中用銀十貫匁に餘り、十二貫匁に及候迄之分之半分と、右新獵師町打之玉藥代銀之餘分と兩樣にて、鄕中用心之玉藥一年成り共早く相足り候樣仕筈に候事

一 鄕村用心之玉藥八十放し百放し之積りに相滿ち候後は、鄕中用銀十貫匁に餘り、十二貫匁に及候餘分之半分にて、鉛硫黃樟腦を調候て鄕藏に入れ候筈に相極め置き、白鹽焇を調へ候て鄕藏に入置候筈に不レ仕候は、白鹽焇之儀鄕村にても取り候事之成り申物にて候故、白鹽焇を調へ候代銀にて硫黃鉛を調へ候方宜、樟腦は雨降火繩之用意にて候故、其考にて相應に相調へ、當年辛卯年より樟腦を八鄕に少しヅヽ相渡し候て雨降火繩之仕形を教へ、獵師共之雨中に雉を打、鶴、雁、鴨を打候用をも達し候樣に可二申付一事

一 庚寅年之鄕中用銀請け拂ひの目錄、辛卯正月十五日に奉役衆被ニ見屆一候通り、請け拂ひ殘銀高十貫四百十五匁一分之內現銀四貫四百三十二匁一分、當時借し帳之銀四貫二百三十九匁、鐵炮、眞鍮、銅、珠銅、藥木、硫黃、鹽硝、竿銅にて有レ之分一貫七百五十八匁にて候、辛卯正月より鐵炮用等之定りたる拂出し銀は、庚寅年之觸番殘薪代銀庚寅の年中に內納有レ之分に、辛卯正月二月三月に取立候庚寅觸番殘薪代銀、幷辛卯之薪代半〆增し之銀を合て拂出し、右目錄之上に相見へ候四貫四百三十二匁之現銀は、庚寅之秋久田にて之樣し打に打殘し置候鐵炮百六十二挺を、辛卯二月末より四月初迄打極め候入日、幷鐵炮細工所を建直し、鐵炮細工人之家を細工屋舖に建候入日に當て、相殘る分にては辛卯之秋下め鄕之鄕藏之用心糊を調へ、四貫二百三十八匁之當時借し銀は段々に取立て、一貫七百五十八匁之諸品は庚寅年之觸番殘り薪實拂代銀、辛卯年之薪半〆增之銀之內より買調へ候に致候て、右一貫七百五十八匁を當時借し用銀に加へ五貫九百九十六匁に致候、內三貫匁は鄕中用銀の入來り心當てに遣候て三四ヶ月も相延候時、鐵炮用銀の拂ひ出しに取替へ、納り前之鄕中用銀入來り候時取り返し候樣に致置き、殘り二貫九百九十六匁に庚寅年之算用目錄之現銀高四貫四百三十二匁之內より四匁差足し候て三貫匁に致し、鄕村之當時借し用銀に當置き、段々借し渡し段々に取立候樣に致し置き候、右一貫七百五十八匁之諸品は、其年に依り增減可レ有レ之候得共、年々追送りに諸品に成り居申筈にて候、庚寅年中請拂目錄之上に相見へ居候殘銀高十貫四百十五匁一分を右之通りに引除け候て、辛卯年

以後之年々の請拂之銀高に入不ㇾ申、帳面をも別帳に致し候て、奉役中に算用を立て候筈にて候事

一　郷中用銀請拂差引之格を、辛卯正月十五日覺書を以て御郡方手代中へ申渡候條目は

一　郷中用銀請拂差引之格、入郷奉役へ申達候覺書に書載有ㇾ之候を委く被ㇾ見屆、其格違ひ不ㇾ申樣に心を付け可ㇾ被ㇾ申候事

一　郷中用銀入り來り之內薪代半〆增し之銀は、以前より仕來り之通り每月朔日十一日二十一日に薪船浦差下極役より被ㇾ請取、獨番殘り薪賣拂之代銀は前年之現薪入り切り之殘り之疋數翌年正月に相極り候を、正月二月三月之間に代銀にて納めさせ可ㇾ被ㇾ申候、其年之薪之內を草使方にて急用之望有ㇾ之衆へ賣拂、代銀又は當り前之薪之內を、田舍より代銀にて登せ候其前月之分を翌月朔日に草使方より被ㇾ請取、正月元日之請取前は極月晦日に可ㇾ被ㇾ請取ㇾ候、每年極月末に其年中村々より登せ候現薪と薪代銀之數を、肝煎共より書付にて其鄉之奉役に差出し、奉役年始御禮に上府之節被ㇾ持登ㇾ候を被ㇾ見屆、鄉々之草使より前年之獨番薪登り高帳、薪代銀登り高帳、諸役方へ現薪を納候通ひ帳、急用にて薪買調へを被ㇾ望候衆へ賣拂候帳を被ㇾ取寄ㇾ候て被ㇾ引合、相違之有り無しを可ㇾ被ㇾ相極ㇾ候事

一　郷中用銀差支無ㇾ之道筋之儀は拂出し之格分明に相極り居候段肝要にて候、假令取立て候銀高相增、取立候格少も滯無ㇾ之候共、拂出し之格分明に相極り居不ㇾ申候はゞ段々と出方多く成り、鐵炮用銀必差支、用心粗之買調は尚以成り不ㇾ申、不足之分を入鄉へ割付け候て出させ候も、出し前多く當り

候はゞ取立て之下知届き兼、強て取立候はゞ公役銀之過分に當り候と同前之勢に成り候て、不在附き之村、不在附之百姓共難儀に及び、若又有附き好き村、在附好き百姓計りに割付け候はゞ、働方に精を出し候身體宜き者は臨時之難儀を得、不精者不仕合者は却て心安く候と申立て、公役銀之取立にも相障り可レ申候、郷中用銀拂捨り當時借し之格、庚寅十一月十五日之御書附に相見へ居候趣委く被レ致ニ得心一、御差圖之趣を農家に被ニ相守一事に依り、此方心付不レ申候て御差圖之御主意に違ひ候儀を申候共、各よりも心を附け被ニ申聞一格式、少しも違不レ申樣に可レ被レ仕候事

一　當時借し之内民命に預り候重き借し渡しは、時行にて無レ之急病人、不時之怪我人、上より御救之格無レ之、手前より醫師外科を呼下し人參を買候入目急に調ひ兼、郷中用銀之借し渡しを願出候所にて候、庚寅十一月十五日之御書付に相見へ居候通、有之入目は郷中用銀之拂捨りに成候ても相濟可レ申事に候得者、其格に極り候はゞ醫師外科を呼下し、人參を買藥料を遣し候儀、手前之力にて相濟可レ申身體之者も、郷中用銀之救を願ひ出、親類縁者村中より救候儀無レ滯相濟候も、是又郷中用銀之救を願出候樣に成り行き、願出候節手前にて之才覺、幷村中より之救成り可レ申と、成申間敷と之吟味早速には難レ極所有レ之、委く致ニ吟味一候迚及ニ延引一候ては養生之差支に成り、吟味に不レ及願出之通り申付候ては、其類段々相增し候時郷中用銀差支へ、實之困窮人養生之力屆不レ申難儀仕筈にて候故、彌御差圖之通りに違不レ申樣に相守り候て差引可レ被レ仕候、當時借し之格御差圖之御書付に、三月より七月迄之

借し渡しを八月に返納仕得不レ申、九月より正月迄之借し渡を二月に返納仕得不レ申候はゞ六ヶ月相延べ、二月之返納前を八月に納させ、八月之返納前を二月に納させ候得之由御書載被レ成候得共、八郷奉役へ當時借之格を申下し候に其所を除け置候は、當時借し申付置候村々に右之段を承り候ては、委細之辨へも無レ之只六ヶ月相延べ候は不レ苦事と計心得可レ申と相考へ候故にて候、御支配御差圖之趣を手代中心得居被レ申候て、納前之月頃に急に催促致レ仕、納前之月に納め得不レ申、差支有レ之由申出候はば其樣子被レ致二僉議一、道筋立ち申たる差支にて候はゞ、此方にも被二申聞一候上にて六ヶ月延べ可レ被二申付一候事

一　鐵炮之代銀は毎月晦日其月當り前之分を張り出し候て納候時、筒臺金具之代を夫々に可レ被二相渡一候、御郡方手代中并足輕以下、其外臺師二人之合力銀は二季に被二相渡一、鐵炮細工下知人毎月之合力銀は、翌月之分を前月之晦日に被二相渡一二季之合力銀は二季に被二相渡一、惣體右之格之外に前借し被レ仕間敷候事

一　鐵炮用之鐵之儀は他國より問屋に入來り候鐵を、鍛冶共善惡を見分け直段を極め候て申出次第問屋より被二買調一、其鐵は御藏に被二入置一、問屋へ之代銀拂は即日御役所より相拂候樣に被レ仕、毎月晦日に鐵炮を鍛冶共請取り候時、翌月之鐵炮之數に應じ一挺一貫六百匁に當り候て、其月の鐵炮代銀之內より現銀に買はせ可レ被レ申候事

一　金具用鎮鎰之儀大坂にて調へ方を極め置、每年正月に銀二百匁分宛申登せ、三月四月二ヶ月之間に下り着候格に被ㇾ仕、金具師へ鎮鎰渡し方之格も、鍛冶へ鐵渡し方之格に可ㇾ被ㇾ仕候事

一　臺木之儀每年六月京殿村に足輕一人差下し、臺木百挺分程に當り候樫木を伏させ、六月中に漕登り候樣に仕らせ、早速木挽に割かせ、木挽賃と取出し漕登り賃を合せ候て、臺木一挺に付一匁宛之積りに被ㇾ仕、其內より木挽賃を引き、相殘分を取出し漕登り仕候村人に被二相渡一、臺師へ臺木渡方之格も、鍛冶金具師へ鎮鎰渡し方之格に可ㇾ被ㇾ仕候事

一　八鄕町打之鹽焇鉛、用心之鹽焇鉛、八月之町打之褒美鉛、樣し打之鹽焇鉛之代銀、合て二貫三百匁程と當置候故、鉛代九百匁程と當り、硫黃白鹽焇代一貫匁程に當り候得者、鹽焇合せの手間銀四百匁程に當り候、鄕村に渡し前の鹽焇を其鄕にて合せ候も、三右衞門方にて合せ候も、樣し打用之鹽焇を細工人方にて合せ候も、一斤四匁六分之積りにして、硫黃白鹽焇代替へば三匁に當り候はゞ、手間銀廡木代共に一匁二分被二相添一、硫黃白鹽焇を代銀にて請取度と申候共、代銀渡しには被ㇾ仕間敷候事

一　鉛は每年四月翌年之入用之分を、竿鉛にて銀山より可ㇾ被二相調一候事

一　硫黃白鹽焇は每年正月翌年之入用分を筑前へ被二申越一、春中に調へ來り候樣に被ㇾ仕、鉛硫黃白鹽焇少しにても渡し殘し有ㇾ之、譬へば二百匁之硫黃之內渡し殘り二十匁分と相見へ候はゞ、硫黃代銀二百

匁之拂出しを算用目錄には百八十匁と被レ記、二十匁は硫黃にて有レ之と可レ被レ記候事

一 調へ置候鐵眞鍮臺木細工人之渡し殘りに成居候分、鉛硫黃白鹽焇未だ合せ鹽焇に成不レ申分御郡役所に有レ之候は、鄕中用銀之內より右諸色代銀之分諸色に成り居候と申にて候、田舍へ下り候筈之鉛鹽焇田舍へ下り切り不レ申、御郡役所へ殘り居候分有レ之候はゞ、下り前殘り居候鄕之草使へ被ニ相渡一候て、請取帳に證印を押させ被レ置、算用目錄には拂切之所に銀目を記し可レ被レ申候、前以被ニ調置一候鉛硫黃白鹽焇鐵眞鍮臺木之類奉役へ之算用立て候節、別帳に記し候て奉役被ニ見屆一候格に成り居候を、當正月之算用には一紙目錄に見せ被レ申、何百何十匁は硫黃代、何百何十匁は眞鍮代と申儀を、前に算用相立候目錄之殘り銀高、薪代牟〆增之銀高、觸番殘薪賣拂代銀高之次に被ニ書記一、但し書きに右之分前以調へ置、鄕中用現銀高之外に成り居候得共、此度有銀高之內に諸色之銀高をも入れ候故、入り所に記レ之と被ニ書付一、樣し打之時損じ候筒を地鐵に被ニ賣拂一候代銀も入り所に被ニ書記一、諸色之代銀高を不レ殘有銀高に被レ加候て、拂出しを段々被ニ書記一、其上にて殘銀何貫何百何十何匁何分と被ニ相極一、內何貫何百匁は現銀にて有レ之、同く何貫何百匁は當時借し帳に有レ之、同何百何十匁は何にて有レ之、同何百何十匁は何にて有レ之と被ニ書記一候得之由申渡候間、以後共に其格に可レ被レ仕候事

一 御郡役より八鄕奉役へ鄕中用銀之算用を立候も、去年迄は七月始め宗門改に奉役上府之節之事に成り來居候、薪代牟〆增し之銀は、前年之算用以後其年之算用之節迄之入り高を記し、觸番殘薪賣拂

代銀は、八郷當ゟ前之觸番薪前年現銀にて納め候高を翌年之春相極め、殘る匹數之分を代銀にて春夏間に納させ候て、七月初めに算用に立候故、實は前年之觸番殘薪之代銀高を記し候、右之通り之仕來りに候得者、薪代牟〆増之銀高、正月より極月迄之高にて無レ之、前年之中頃より翌年之中頃迄之高を極め候段不レ宜候故、此度右之趣を改め、庚寅七月以後極月晦日迄之薪代牟〆増之銀高を極候て、庚寅年極月晦日之算用目錄に記し、辛卯正月奉役へ算用を立て、右算用目錄之內薪代牟〆増し之銀、二月より極月迄之入り高を記し候次に書述べ、庚寅年之觸番殘薪之疋數は辛卯正月に相極り、正月二月三月之間に代銀にて取立て、辛卯極月晦日之算用目錄に、庚寅年之觸番殘り薪賣拂代銀何程と記し候て算用に立て候筈也と書付置、薪代牟〆増之銀は其年之入高を見せ、觸番殘り薪賣拂之代銀は前年之入高を見せ候格に相極め、庚寅年に賣拂之代銀、又は薪代を銀にて登せ候分、草使より納置候ても其分は庚寅極月之算用目錄に入れ不レ申、別に引分置候て奉役に見せ、辛卯正月二月三月に取立候觸番殘り薪代銀を合せ候て、辛卯年之算用を辛卯極月晦日に極候時之目錄に載せ被レ申候得と申渡候間、以後共に其格に可レ被レ仕候事

一　鐵炮細工人困窮に付、以前之前渡し鐵炭銅眞鍮之代銀之差引も仕得不レ申、其上に又鐵炮代銀之前渡しを願出候故、吟味之上にて一貫五百五十九匁二分前渡申付、以前之前渡差引相滯り居候分を合せ候て一貫九百八十四匁七分を前渡し之高に相極め、鍛冶四人之內宇左衞門、忠兵衞、傳七差引は、當

年より後三ヶ年之間張出し候鐵炮代銀之内にて濟させ、善左衛門差引は、當年一ヶ年之間張出し候鐵炮代銀之内にて濟させ、臺師二人へは二季之合力銀に當て候て前渡申付候故、當年より以後三ヶ年之間之合力銀にて差引を濟させ候格に申付、委細は細工人中へ申渡し之覺書に相見へ居候間、其格違不レ申樣に可レ被レ致二差引一候事

一　當年二月二十日頃より四月十日頃迄、鐵炮鍛冶宇左衛門、忠兵衛、傳七、台師二人久田に罷越居候て、庚寅之秋打殘し之鐵炮を打極め申筈にて候、然者其間張り出し候筈之鐵炮を張り出し不レ申、何某は何月何挺張と相極り、其張り出し之筒之代銀之内より前渡し之差引を被レ仕候格違可レ申候故、細工人共久田逗留之間之賃銀之内より前渡し差引得意商人方買掛り之差引を濟させ可レ被レ申候、久田之逗留五十日有レ之候得者賃銀四百五十匁と相見へ、筒臺十挺程之手間銀に當り候、十挺之鐵炮を宇左衛門、忠兵衛は三挺宛、傳七、善右衛門は二挺ヅヽ、臨時に張り候格に被二申付一候時、善右衛門は十挺張之者にて候故、右之二挺實の臨時張りに成り、宇左衛門、忠兵衛、傳七三人中之張り前合て二挺減じ候得共、久田逗留之賃銀に十挺分之手間銀を請け居候故、是又三人中に八挺之致時張りに當り候依レ之鍛冶臺師六人中より右の臨時の請け方之内にて用心銀三百匁出させ候筈に申付、委細は細工人中へ申渡し候覺書の中に書載有レ之候、右之通りに候故、當年は七十挺の鐵炮代銀より前渡しの差引を被レ仕候も、極月ならでは相極り不レ申筈にて候間、三月以後之鐵炮代銀の請け拂ひを當時帳に記し被レ置

極月に至り七十挺分の差引相濟候節、何月は何挺張りと申す定りの通りに被二割付一候て、鐵炮代銀前渡し差引之本帳に記し可レ被レ申候事

一　鄉中用銀庚寅極月晦日に相極り候算用目錄殘り銀高十貫四百十五匁一分之內、辛卯の春夏の間に鐵炮百六十二挺之樣し打の入目、鐵炮細工所へ普請の入目に成り候殘り銀より、當時借しの用銀六貫匁引除け被レ置、右六貫匁引除け候殘りにては辛卯九月に鄉藏の用心籾を被二買調一、六貫匁の當時借し用銀、幷鐵炮細工人每年預け候格に極置候三百匁之銀は別ての銀箱に入れ、鄉中用銀箱を二ッに仕置被レ申、其年之納り銀の內は殘に成り居候共、六貫匁の銀幷預り銀は殘に成居不レ申樣に可レ被レ仕候、右の格に被レ仕候ても、六貫匁の銀之內鄉村への借し渡しに成候も有レ之候故、六貫匁現銀にて箱に入り候と申儀は無レ之、鐵炮細工人中より預け候三百匁の銀も預け候事計りは無レ之、相知れたる不仕合有レ之節は取返し、又仲間より利なしに借り候事可レ有レ之候故、右の銀箱の銀大分に成候と申儀は無レ之筈にて候事

一　辛卯二月鄉中用銀の內より八百匁拂出し、御弓半左衞門を弓打の稽古に京都に登せ候筈に僉議相極り候に付、同月八日半左衞門へ申付候書物の案文は

一　私を弓打の稽古之爲に上方へ被二差登一候はゞ、入目如何程にて相濟可レ申哉と御尋被レ成候に付、私と世悴と兩人罷登り、十二ケ月の逗留幷往還の入目共に八百匁にては相濟可レ申候、其內三百匁は御借

し渡しに被㆓成下㆒候はゞ、打出し候弓にて三百匁の分返納可ㇾ仕候由申上候事

一　弓の入目を一ヶ年分三百五十匁と御當て置被ㇾ成候故、二ヶ年七百匁にて稽古被㆓仰付㆒、百匁は御借し渡しに可ㇾ被ㇾ成候間、來年罷下り候節絲卷塗籠めの弓を隨分念を入れ、百匁分打候て持下り候得、其内一挺は射手衆へ御預け被ㇾ成、善惡を被ㇾ極候樣に相成、其餘りは郷村の給人衆の內弓を能く射候衆に御渡被ㇾ成、善惡を被ㇾ試候樣に可ㇾ被ㇾ成候由被㆓仰付㆒奉ㇾ得㆓其意㆒候事

一　以前鐵炮の張り樣稽古の爲に小田孫三郎を上方へ被㆓差登㆒候は、入目五百五十匁にて相濟候、鐵炮は郷村總體の益に成り候物にて、鐵炮を張り候者を御仕立置不ㇾ被ㇾ成候て不ㇾ叶と思召候事に候所、稽古の入目右の分にて候、弓の儀は郷村總體の益に成り候物にて無ㇾ之、弓打を御仕立置不ㇾ被ㇾ成候て不ㇾ叶と思召候程の事にては無ㇾ之候得共、以前上より私へ弓打の稽古少の間被㆓仰付㆒、稽古を仕掛け置候處有ㇾ之、昔は加志村に弓打有ㇾ之候て御國中の用を達し、其後加志村の弓打も絕へ候故、罷成儀に候はゞ郷村の給人衆持用の弓を打候樣に御仕立被ㇾ成度と思召候迄の御事にて稽古被㆓仰付㆒候間、若七百匁之御渡し切と、百匁之御借し渡しにて稽古相濟不ㇾ申候はゞ、其上に決て一錢も御渡被ㇾ成間敷之由被㆓仰付㆒奉ㇾ得㆓其意㆒候事

一　私稽古致㆓成就㆒來年罷下り候共、來年迄は給人衆持用之弓を一挺も御打せ被ㇾ成間敷候、上の御用府內御家中の用にて打候は格別にて候、來々年は絲卷塗籠の弓を二百五十匁分御打せ被ㇾ成、其後は每

年三百五十匁分ツヽ御打せ可レ被レ成候間、絲卷塗籠の弓の打樣を別て念を入致二稽古一候得と被二仰付一、奉レ得二其意一候事

一　私稽古致二成就一罷下り候はゞ、稽古の通り少しも殘し不レ申、御弓の善兵衛にも敎候得、私世悴計り存居候ては相續の所無二御心元一思召候間、善兵衛にも敎へ候て毎年代銀百匁分宛御打せ被レ成以後は善兵衛と私世悴に毎年百七十五匁分宛御打せ可レ被レ成候由被二仰付一、私稽古之通り少しも殘し不レ申善兵衛に敎へ可レ申候、若少しにても敎へ殘し候はゞ可レ蒙二神罰一候事

鄕中用銀出入道筋之事

一　御郡役之内より御郡當役中に申聞候は、鄕中用銀を薪代半〆増し之銀、觸番殘り薪賣拂代銀兩樣にて取立て、右之鄕中用銀を多くは鐵炮之用に拂出し候段、御郡中之百姓共尤と存候者は一人も有レ之間敷候、他國より入來り候薪積み船に賣渡し候薪之儀、段々木山遠く成り、伐り出し利分以前之樣に無レ之候迚、東目淺海内之薪直段一匁に三貫半と定り居り候を半貫揚げ、三貫に申付る事に候はゞ、其半貫增し之代銀を直に伐り出し之百姓共請取候て、公役銀之差足しにも仕り、手前之用にも遣ひ候樣に可二申付一事に候、左樣に無レ之御郡役所に取立て申儀に候はゞ、牛馬買調へ之用銀、又は船造り用銀等に相渡し可レ申事に候、鐵炮之數以前之程に無レ之候ても、猪荒止み候ては差支候所相見へ不レ申、鹿を狩り鳥を打候分は、以前之鐵炮數之半分か三分一有レ之候ても相濟可レ申事に候、夫れ共に以前より

の獵師鐵炮之數減じ候て相障り候處有レ之候はゞ、獵師八百八十三人之持用計り張らせ可レ申事に候、近年之新張りにて八百八十三人之内、損じ鐵炮所持之者に渡し候分は可二相濟一候、此後年々損じ候古鐵炮之代りには、毎年界より十挺にても、二十挺にても調候て相渡候はゞ、八百八十三人之獵師鐵炮之減じ候事は有レ之間敷候、然處毎年七十挺之新張りを申付候て段々新獵師を仕立、鐵炮細工人之下知役をも立置候て、鄕中用銀之內より合力申付け、御郡方年代役足輕走り番鐵炮に付臨時之勤方有レ之候迚、苦勞分之合力を鄕中用銀より相渡し、薪代半貫堵之銀計にては鐵炮用銀不足に候迚、觸番殘り薪賣拂代銀をも取立て、以前二三千疋之間にて相濟候觸番薪を三千五百疋に相定、四五貫匁分七八貫匁分之薪を臨時に伐出させ、薪之伐出し差支候は代銀納めに仕らせ、薪代半貫堵之銀と觸番殘り薪賣拂代銀と兩樣を合せ候て、六ヶ年並し十二貫九百匁餘と相見へ、公役銀之三割に近き銀を出させ候、定り之公役銀さへ困窮村之百姓共は出し兼候て難儀に存居候處、其上に二割に近き銀を臨時に出し候段彌難儀に存候筈にて候、御郡中之武備を立候迚新張り鐵炮を相渡し、新獵師を仕立申事に候はゞ、上より御銀を御出し被レ成候樣に可二申上一事に候、臨時に百姓より銀を出させ候て鄕村之武備を立て候と申儀は、何れの國にも有レ之間敷事に候、右の不審を奉役村下知人より御郡當役に申掛候時返答之次第、當役之存寄可レ有レ之候得共、其事を初め候先役の存寄を一と通り不二申達一候ては不レ叶事に候と申候て段々申達候次第、左に書記し候

一　御國之儀八鄕、基肄、養父之御年貢、公役銀、諸運上銀を合せ候ても、御家中之御扶助計りにさへ相足り不レ申、御商賈之御買米を以て不足を御足し被レ成、公儀御勤之御入目諸役方之拂出しは、尙以御商買之御利分にて御濟被レ成候、此樣之儀何れ之國郡にも有レ之間敷事に候、然ば御國之御郡役之下知には、他國に無レ之事を取行ひ不レ申候て不レ叶儀も有レ之筈にて候、御領中之御年貢は御家中之御扶助にも相足り不レ申候得者、其外之事に御用ひ可レ被レ成樣無レ之　御商買之御利分之内より鄕村之武備之入目に御當被レ成候段は、定格に成り可レ申事にて無レ之、御商買に差支有レ之節は武備之入目も差支、武備は一度に大分之御銀を御出し被レ成候ても相立候筈にて無レ之、定格之通永々相續不レ仕候ては相立不レ申筈にて候、鄕村之山に生じ候薪を鄕村之百姓共伐り出し候代銀は、田畠に生じ候穀物を賣拂候代銀と同じ心にて、土地人民より出し候實利にて候故、鄕村之武備之用銀を右薪代之内より取立て申儀に候事

一　他國にては田畠山林大方致二相應一、山多き國と申迚も御國之樣成所は無レ之由に候、南北二十六里に餘り候山國にて、賊船乘り込み可レ申浦々數多有レ之候處、千二百挺之鐵炮は不足なるにて候故、府内之鐵炮を御足し被レ成候ては、鐵炮數も相增し候筈にて候得共、府内之侍衆は平場手詰之働こそ田舍之者に勝れ可レ被レ申候、甚險阻成る山坂を立働き、雨露風霜をも凌ぎ候て、數日晝夜山之高みを守り候儀など田舍の人の樣に被レ勤候は、十人に一人も有レ之可レ申候、然れば府内近邊之村々迄も新獵師を御

仕立被レ成、郷村之鐵炮二千五百挺程無レ之候ては武備とは被レ申間敷候、昔弘安四年に高麗之賊船侵し來り候節、賊徒陸に上り候て見合ひ候者を斬り殺し候故、人民妻子を引連れ深山へ逃げ入り候得者、賊徒小兒之啼き聲を聞き山中にも攻入り、啼聲を止め候爲に小兒を差殺したる者も有レ之候由、其節の事を記し候書籍に相見へ候、南北二十六里に餘り候御國にて候故、賊船侵し來り候を見掛候遠見番所より注進有レ之候て、府内之人數を被ニ差下一候には、其郷之遠近に依り一二日三四日も掛り可レ申候、然處郷村之人民府内之武備計を賴みに致し居候は、誠に不用心成儀にて可レ有レ之候事

一　萬松院樣御代に八郷へ被ニ仰付一候て差出し候武具到着之內、豐崎郷之武具到着計御書札方に殘り居候時、見被レ申たる老人の被レ語候迚聞傳へ居候に、右豐崎郷の武具到着之內具足何領、根矢何百本と被レ記候給人は數人有レ之、其內に第一は足具十三領、根矢千本と有レ之たる由に候、其節御郡中之武備相立居候段右の一事にて相知れ申したる事に候、武備は亂世之事と相覺へ居る人は、御郡中武備之相立ち候下知を譏り候て、凶年を招き無用之費を仕候と申由に候、百姓共の左樣に申候は咎め申には不レ及候にても、知行を致ニ拜領一給人之名を蒙り居候人は、右之通りに申候は甚不心得なる事にて可レ有レ之候、武備を亂世之儀と覺へ居候は、養生を病氣差出候時計り之儀と覺居類にて可レ有レ之候、古御國へ賊船之侵來り候に、前以相知れ申たる節も有レ之、前以相知れ不レ申急に侵來たる節も有レ之候、盜を捕候て繩を綯ひ候と申樣なる仕形にては、國土を守り候事の成り可レ申樣無レ之候故、公儀にも亂

世之御備に御怠不ㇾ被ㇾ遊、諸國共に同前之儀と相見へ候、御郡役之儀百姓臨時之上納少しも相增不ㇾ申樣に心を付け、諸色を納候御役方に對し候ては、五分三分之銀目之物にても、百姓臨時之上納に成り不ㇾ申候樣に申達候處、鐵炮之用銀並公役銀之外に十貫匁餘り之銀を毎年臨時に取立て候段、奉役村下知人能々勘辨可ㇾ被ㇾ仕儀に候事

一　宜き事と相見へ居候ても、其儀を取り行ひ候得者、夫よりも增したる宜き事を取行候儀成り不ㇾ申勢有ㇾ之、不ㇾ宜事と相見へ居候ても、其儀を取行ひ不ㇾ申候得者、夫よりも增したる不ㇾ宜事を相止め候儀成り不ㇾ申勢有ㇾ之候故、輕き害に構ひ不ㇾ申候て重き害を除き、輕き利を用不ㇾ申候て重き利を起し候段、何れ之國何れ之時にも無ㇾ之候て不ㇾ叶事に候、其事に付郷村に近き譬へ有ㇾ之候、木庭を明け候と申事無ㇾ之、山々に木茂り候得者、夕立ち折々有ㇾ之候て田畠之旱損少く、大雨之節も木山茂り居候處は、雨を木之葉に請け急に水出候儀無ㇾ之、木の根長じ土砂を能く張り廻し候得者、大雨にも土砂を流し掛け候儀輕く候て、川筋淺く成り不ㇾ申、水の餘り候儀希れに有ㇾ之候はゞ、作毛の水損田畠之地捨り少く、雜木山にもさしか多く生じ候得者、さしか之質食用之足しにも成り、海邊之山々木茂り候得者、浦近き所迄魚多く寄り來り候て漁り之益も相增し、木庭を明け不ㇾ申山々に木茂り候利益右の通りに候、然共田畠少き郷村にて田畠計りに致ㇾ耕作ㇾ候ては常に食用差支候故、數多之害有ㇾ之候ても木庭を明け申事に候、鐵炮用銀を百姓より出させ候に不ㇾ宜所數々有ㇾ之候得者、不ㇾ得ㇾ止事ㇾして出さ

せ候は、木山茂り不ㇾ申候に數多之害有ㇾ之と相見へ居候ても、木庭を明け候と同じ道理にて候間、能能考へ合せ可ㇾ被ㇾ申候事

一　御國は外國之境に有ㇾ之嶋にて候故、鄕村之武備を別て委く御立て置き可ㇾ被ㇾ成御事と相見へ候、然共上より御銀を御出被ㇾ成候て、鄕村之武備を御立被ㇾ成候儀は、長久の道筋にて無ㇾ之段前に申述候通り之事に候、他國之御領主公儀之御勤、御家中之御扶助、御領中之武備を御年貢諸運上にて御濟被ㇾ成候事之成候所之郡役、御國之御郡役之樣成る儀を被ㇾ仕候はゞ甚當らざる事にて可ㇾ有ㇾ之候得共、御國之御郡役右之通りに仕り候を當らざる事とは被ㇾ申間敷候、夫共に武備之用銀之取り立て、御郡中百姓之重き難儀に成り、武備を立て候所より百姓飢寒に及候者有ㇾ之候はゞ、輕きを捨て重きを取り候道理に相叶申間敷候得共、八鄕之百姓家一軒より毎年臨時に四五匁ヅヽ之銀を出し候難儀は、武備之立ち不ㇾ申に替へ候程之難儀にては無ㇾ之、殊に右四五匁ヅヽ之銀之出處は木山より出し、木山無ㇾ之村之者共は薪濟登り之手間を以、木山有ㇾ之村之者共と差引仕候得ば差支候儀無ㇾ之、若し以後に至り薪之伐り出しにて、鐵炮用銀之取立成り不ㇾ申時節有ㇾ之候とも、八鄕三千四百軒より少しヅヽ穀物を出し候て、鐵炮細工人幷鐵炮に付たる役人合せて七八軒之人口を養ひ置候に差支候程之儀は有ㇾ之間敷候事

一　鄕中用銀を鐵炮入目、弓之入目、鄕藏之籾代に拂出し候儀に付、御郡村究役之內より御郡當役中に申聞候覺書之次第は

一　鐵炮之儀は定數之分一年成ゟ共早く相滿ち候樣に可レ被レ成御事に御座候、殊に每年之張出し相定り居候鐵炮之數、一挺にても減じ候年有レ之候ては、細工人共勝手に其分之差支有レ之筈にて御座候、鄉藏之用心籾之儀は、當年辛卯之秋之御買調にて、豆戲鄉之鄉藏迄入り揃ひ可レ申候故、其後は鄉中用銀之入り來り十貫匁に足り不レ申、翌年には鄉藏之用心籾々御調へ不レ被レ成、十貫匁に餘り十二貫匁に及候餘分之半分、用心之玉藥代に成り候殘りにて御調へ被レ成、人高多き鄉と、中分之鄉と、人高少き鄉とを御考へ被レ成候て、相應に俵數を御增し被レ成、每年二度ヅヽ、不時に足輕を上み四鄉に一人、下も四鄉に一人被二差下一、鄉藏の籾の俵數、幷籾粒の損じ居候か、損じ居不レ申候かの樣子を致二檢分一候樣に被二仰付一、以前より之仕來り之通り、籾之實入り好き年には、段々古籾を取り替へ候格に御極め被レ成度御事に御座候

一　御弓之半左衞門を鐵炮細工屋舖之內に召置候は、鐵炮鍛冶太郎右衞門と申者病身に罷成り候て、鐵炮細工屋舖より町屋に移り候に付、太郎右衞門罷居候跡之家に半左衞門當分居申度由望出、望之通りに召置申候、右半左衞門儀以前より上より被二仰付一候て、弓之打樣稽古仕居候に付試に打たせ、其弓を射込み被レ申候得と之儀、御郡御支配より射手衆へ被二仰付一射込被レ申候得共、只今之分にては用に立兼ね候と被レ申候由承及候、半左衞門儀以前弓之打樣稽古仕候ても、用に立候程には打得不レ申に相極り候はゞ、爲二稽古一今一度上方へ被二差登一度儀に御座候得共、半左衞門老衰之後は世倅一人なら

で弓を打候者無レ之筈にて御座候故、以前三宅伴左衛門御國に居被レ申候内に、半左衛門同前に伴左衛門に御附け被レ成候にて弓之儀を承り、只今御弓之組に御入れ置き被レ成候者之内より一人御選被レ成、其者と半左衛門世悴と兩人を弓打之稽古に被ニ差登ー度御事に御座候、左樣被ニ仰付ー候て兩人稽古を仕屆罷歸り、世悴又は弟などにも教へ候樣に有レ之候ては、弓打相續仕にて可レ有ニ御座ー候、鐵炮之臺師之儀二人にて、一ヶ年に七十挺之臺を打申候ては生業に成り兼、七十挺之臺一人一ヶ年之細工に相應仕居申候得ども、一人に極置候ては、當病之節又は子ども少年之内に父病死仕候とき臺之細工差支候筈にて御座候故、兩人に定め置申候弓を打候儀、御弓之ものゝ内より被ニ仰付ー候ては、元より御扶持を被ニ成下置ー候者之儀に御座候得者、三百五十匁之銀に當り候弓を二人にて打候ても、細工少く難儀なると可レ申樣有ニ御座ー間敷候、百姓之手前より臨時に取立候銀にて鐵炮を張らせ、獵師を望不レ申者をも新獵師に仕立候と、百姓之出し候銀にて張らせ候鐵炮を損じ、鐵炮所持之給人衆にも相渡候段は、百姓共快く存不レ申筈にて御座候得共、新獵師相增候て鐵炮之數多く成り、作物の種を拾ひ候雉子を、一人一ヶ年に一ッ二ッ宛打候ても、作毛之爲に其身之益有レ之種物を拾ひ候迚、麥畠之藻を引出し候鴉を威し候も、鐵炮數多く成候ては其分之益有レ之、小知行之給人衆身體不勝手にて、當分損じ鐵炮之仕替へ成り兼、生長之嫡子持用之鐵炮を調へ渡し候儀成り兼候に新張鐵炮を渡し候ては、是又雉子を打、鴉を威し候鐵炮增しに成り候故、鄉中用銀を鐵炮之用に拂出し候分は、鄉村作毛之爲

に成り候道筋相見へ申候、弓之儀は鄕村之足輕百姓共之射習ひ候物にて無㆓御座㆒、弓を射候は給人衆計りと相見へ、南北二十六里に餘り候御郡中に、二百七十人之給人弓を射習ひ候ても、武備に成り候處は鐵炮之十分一にも及不㆑申等にて御座候、然共弓は兵器の初りにて、武士之業を唱へ候にも、弓矢を取ると申武門にて崇め申兵器にて御座候故、百姓共鄕村之武運之爲に、給人持用之弓師を鄕中用銀にて仕立候段可㆑宜事と相見へ、百姓共は其辨へ無㆑之候ても、百姓之下知を仕候御郡役鄕中用銀にて、鄕中用之弓師を仕度と存候段道筋無㆑之事にては有㆓御座㆒間敷と存入り候て、弓之入目を鄕中用銀より拂出し候道筋をも開き置申候、弓打之稽古に被㆓差登㆒候入目如何程にて相濟可㆑申哉と、此程御郡御當役より半左衛門に御尋被㆑成候處、父子二人罷登一ヶ年程致㆓逗留㆒候入目八百匁程無㆓御座㆒候ては相足り申間敷と申由に御座候、鄕中用銀より弓之入目に當て置候は三百五十匁にて御座候故、八百匁は二年餘之入目に當り申候、鄕中用銀請拂之定格相極居申候故、來年之入目を當年御拂出し被㆑成候儀は可㆑難㆑成事に御座候間、前に申述候通り御弓之者之內より弓打之稽古被㆓仰付㆒候者一人と、半左衛門世悴と兩人を當年稽古に被㆓差登㆒御事に御座候はゞ、入目八百匁之內四百五十匁は御銀掛處より被㆓差替㆒、三百五十匁は御郡役所之鄕中用銀より被㆓拂出㆒、御銀掛所取替へ候四百五十匁之內、三百五十匁を來年鄕中用銀之內より御銀掛處へ被㆓請取㆒、殘百匁は來々年被㆓請取㆒候樣に被㆑成度御事之由御支配に被㆓御上㆒、兩人之者共稽古相濟來年致㆓歸國㆒候ても、鄕中用之弓は一挺も御打せ不㆑被㆑成、來々年二百五十

匁分之弓を御打せ可㆑被㆑成御事に御座候、弓之儀一挺七匁之代銀に致し、五十挺三百五十匁と定り居
申候得共、夏冬共に射候て損じ不㆑申、雨中にも、射候爲に糸卷塗籠に被㆓仰付㆒、白木之弓五十挺打候入
目にて十挺打候樣に被㆑成、二百七十人之給人衆に段々御渡被㆑成度儀に御座候、御郡御役所より鄉中用
之鐵炮之御下知御座候て、臨時に御勤方相增居申候間、弓之儀は稽古仕候細工人打出し候吟味を射手衆
より被㆓相極㆒、用に立ち候との證印を一挺宛に被㆑出、御郡御役中は右射手衆之證印を御見屆被㆑成候て、
弓師に代銀を御渡させ被㆑成、給人衆へ打出し之弓を段々御渡し被㆑成候迄之格式に御極め可㆑被㆑成儀
と存候、打出し之弓迄御郡役所より御吟味被㆑成候はゞ臨時之御勤而以相增し、鐵炮之御下知を委く
被㆑成候事成り兼、重き障りに成り可㆑申と存候、右申述候通り弓打之稽古に兩人被㆓差登㆒候ても、其
者共不器用に候て稽古埓明不㆑申候はゞ、弓打を御仕立被㆑成候時節未だ到來不㆑仕と思召候て御止め
被㆑成外有㆓御座㆒間敷候、昔は加志打之弓にて御國中之弓之用相調り、鐵炮無㆑之前は賊徒を防ぎ、猪
鹿を防ぎ候備へ共に弓を第一に立被㆑置たると相見へ候得共、今程は鐵炮有㆑之候故、鐵炮之新張りさ
へ致㆓相續㆒候樣に被㆑成候はゞ、弓之儀は相續不㆑仕候て不㆑叶と申程之事にても有㆓御座㆒間敷候、御郡
先役鄉村之武備之爲に、鄉中用銀を以給人持用之弓師を仕立て候端を開置、御郡御當役右之仕形を御
繼ぎ被㆑成、弓打之稽古に被㆓差登㆒候上は、其者不器用にて稽古成就不㆑仕候ても、弓矢を被㆑重候御主
意、鄉村之武運之爲に可㆑宜儀に御座候

一　當正月八鄕奉役衆へ被二仰渡一候て、一鄕切りに被二相改一候鐵炮之數千四百二挺と相見へ、內千百五十八挺は手前より調候て持來り候鐵炮、同く二百四十四挺は御郡役所より御渡被レ成候鐵炮、其外に持來り之損じ鐵炮九十六挺と相見へ候、去年之秋久田にて様し打ち被二仰付一候鐵炮二百四十三挺之內、用に立ち候に極り候鐵炮二百十一挺、用に立ち不レ申に相極り候鐵炮三十二挺にて御座候故、來る三月久田にて様し打被二仰付一候鐵炮百六十二挺之內、譬へば四分一程用に立不レ申に極り候時、用に立ち候鐵炮は百二十挺程有レ之、去年張り候鐵炮御郡役所に殘り居り候分十六挺、當年張り之鐵炮七十挺、當年堺より御調下し之鐵炮三挺を合せ候ては、當年中に鄕村に御渡被レ成候鐵炮二百挺餘有レ之、右之千四百二挺に合せ候ては千六百挺餘りに成可レ申候、庚辰之年鄕村之鐵炮を改め候時損じ鐵炮百六十挺と相見へ候處、當正月之鐵炮改めに九十六挺有レ之、御郡方より御渡被レ成候鐵炮之代りに御取立置被レ成候、損じ鐵炮八十三挺に合せ候ては、損じ鐵炮百七十九挺と相見へ、當年中に鄕村之鐵炮千六百挺餘に成り、來年より十四年目には年々七十挺ヅヽ張り出し候鐵炮千挺程に成り、二千六百挺之定數相滿ち可レ申候、尤古鐵炮之內年々に損じ候も可レ有レ之候得共、村々鐵炮預り主之方にて每月鐵炮を拭ひ、鐵炮持樣以前より能く成候はゞ、古鐵炮之損じも以前程には無レ之筈にて候故、一ヶ年に三四挺など損じ候分は、每年堺より御調へ下し被レ成候三挺之鐵炮と、閏月に鍛冶四人に臨時に一挺ヅヽ御張らせ被レ成候鐵炮にて差足しに成可レ申候、十四年之後は損じ不レ申候共、二匁八九分より三匁二三分迄之筒を

所持仕候人に、一兩筒を被㆓相渡㆒候て二挺ヅヽ御持せ被㆑成、其格にて一兩筒二千六百挺行渡り候後は、細工未熟成る内に張り候新張鐵炮に取替へ候て請取り、細工未熟成る時之鐵炮は鍛冶とも地鐵に仕り、不㆑殘出來好き一兩筒に成り候節、鐵炮持主二千六百人に足り不㆑申分、百人か百五十人有㆑之候は、二十歳以上之嫡子鐵炮を望み不㆑申者も新張鐵炮を請取候格に成り、毎年二月八月之町打を父にても子にても、一家より一人ヅヽ勤候格に成り候はゞ、二千六百挺之持主相揃可㆑申候、其節に至り候て二千六百挺之鐵炮之內、古筒之損じ候分毎年いか程ヅヽと申儀を被㆓相考㆒候はゞ、毎年古筒之損じ候分十挺程と相見へ候歟、二十挺程と相見へ可㆑申候、二千六百挺之高にても、其之內より毎年六十挺七十挺之損じは無㆑之筈にて御座候、譬へば其節毎年之損じ十挺に相極り候共、其後は年々張り出しを三十挺に被㆓相極㆒七十挺之代銀にて三十挺張り出し、筒臺金具共に右之積りに直段相增、筒は惣刄鐵卷きに致し、臺金具共に至極念を入れ、二千六百挺之內にて少々にても出來惡き所有㆑之筒を三十挺宛打潰し候て、新張り之三十挺に取替へ被㆑申格に相極り候はゞ、鐵炮も彌好く成り、鐵炮之細工人も後々迄可㆑致㆓相續㆒候、御郡御當役之儀、御役に付鐵炮之差引をも御勤被㆑成、以前御郡役を相勤、御支配之御差圖を請け候て鐵炮之格を仕掛け置、今度又御差配より被㆓仰付㆒、乍㆓當分㆒御相續に加り申候故、人事之成敗明日も難㆑量と乍㆑存、數十年之後之儀迄如㆑此書付掛㆓御目㆒申候、食兵之二事は國家之重事と相見、食兵相備り居不㆑申候ては、御大名樣國士人民を御保ち被㆑成候御實意相立ち候とは難㆑申、御

國は日本藩屛之地にて御座候故、食兵之御備へ別て緊密に可被仰付御事と相見へ、御國之内にても鄕村之儀は御郡御支配より御下知被成、御郡奉行は御支配之御差圖を被得候て鄕村へ被仰付事に御座候間、御支配鄕村鐵炮之儀を重く被思召候て、段々御差圖被成候處を御眞實に御請け被成、夫々に可被仰付御事に御座候、右之段申入に不及、元より其通り之思召入りと見及申候得共、御相談此度迄と存候處より、心底を盡し申入事に御座候、以上

鐵炮格式僉議條目之奥書

以後之爲に事を記し候に、吟味相極り候儀計りを記し候て後日之益少く、不吟味にて誤り候次第迄記し置候得者、後日之益多く候故、鐵炮格式之僉議に付、以前不吟味不了簡有之たる儀をも、此覺書に記し候事

一　今度僉議を極め候て此覺書に書記し候事も、此後段々取行候上にて不宜所相知れ、改め不申候て不叶儀有之筈にて候、其節は鐵炮格式僉議附錄と申覺書を仕立て、今度之僉議不宜候て相改候次第を記し可申候事

一　此覺書を御郡御支配へ差上、御吟味之上にて改候得と被仰付候儀は、是又鐵炮格式僉議附錄に

記し候て、此覺書之文段は直し不レ申、此度之僉議に誤り有レ之候處以後にも相知れ、考之爲に成り候
樣に可レ仕候事
寶永八辛卯年二月

鐵炮格式僉議條目　下卷　終

祭平田類右衛門仁兄文

附　佐護郷碑文　陶山先生事狀
訥庵先生事記　訥庵先生著書目錄

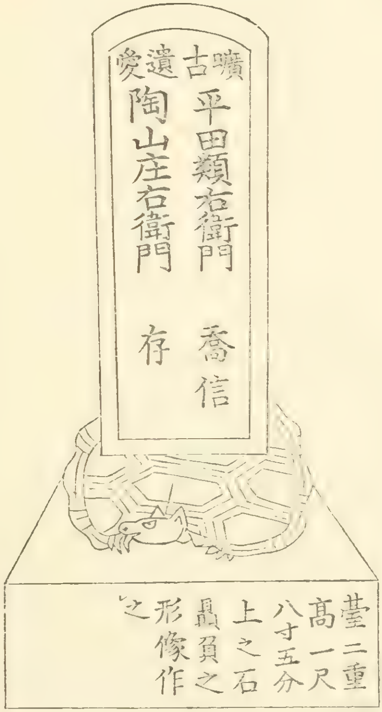
祭平田類右衛門仁兄文

むかし吾が兄本州二郡の奉行たりしこと十餘年なりしに、其初め兄と郡中作毛の害を論ずるに、野猪の害最も甚し、鹿これに次ぎ、雉是につぐ、因而百姓の責れる薪の代銀の内を年々奉行所に納めさせ、農隙に獵師百姓を使ふて、野猪の害を除かしむる費に當て、野猪の害を除きし後は、その銀にて獵師鐵炮を張らせ、鐵炮少き村々に段々分ち與へ、鐵炮の備の永久にして、鹿を狩り雉を防ぐに缺ぐ所なからん事を求め、吾が兄の世を辭せし後にも、其格ハ改まれる事なかりしに、近年に至り獵師鐵炮を村々に受る格は止みて、薪代銀を百姓より納むる格は止まざると聞、吾が兄の寛容なるによりて、鹿卒の吾が身ながら九年の間職事を勤むる事を得たり、其間の過失罪戾の吾が心に覺へたるも、勝て數へがたき程に多けれども、百姓をして故なく特に錢穀を納めしむるの罪は覺へざりしに、彼の薪代銀今に至りては、故なくして納めしむるに成り、老衰して死を俟つ計りなる時に及びて、此罪をも受得るなり、この罪は吾が兄も吾れと共に受け得るゆへに、嗣子をして酒を吾が兄の墓前に薦めしめ、此事を告げ申さしむることしかり

祭平田類右衛門仁兄文　終

佐護鄉碑文

高三尺六寸五分、總高五尺五寸



曠古遺愛

在昔聖王之治二天下一也、或驅二蛇龍一而放二之菹一、或驅二虎豹犀象一而遠レ之、以三其爲二民害一也、蓋禽蟲之害レ人、猶如二盜賊之於レ國、盜賊興則良民苦、禽蟲擾則田畝荒、姚相捕レ蝗之使、韓伯徙レ鱷之擧、豈出二於得レ已哉、曩者我對州之害二乎民一之者、莫レ甚二於豬一、毀レ苗損レ稼、無レ所レ不レ至、而昔有二儲偫之

設一、夜有二叫呼之逐一、猶且苦二於艱下食、衆咸視爲二仇敵一、終莫二能殲一、非二特一世已一也、二公之爲レ郡也、奉レ上愛レ民之念、出レ自二天性一、深知三足レ食之本、在二於勤下稼、乃率二州內之人一、大爲二田獵一、毎歲以三臘月至二二月一、爲二合圍之期一、大柵小籬、類二魚投下罾、據二于榛莽一者蟄焉、脫二于奔逸一者尾焉、勞レ思覃レ精、維勤維勵、嚴二號令一、明二賞罰一、處分區畫、靡レ不二周盡一、庚辰元祿十三年十二月、起二於豐崎一、己丑寶永六年二月、終二於豆酘一、亘レ古莫重之患、一旦悉除、深山邃谷、無二一遺下種、於レ是乎斯畜斯畬、惟力之視、遂使下枵腹者、有二甌窶滿篝之喜一、守レ夜者、有中貼席安寢之樂上、嗚呼微二二公一、吾誰適、眞堪下與二夫擧世之治、賢宰之績一、上下同中其功上矣、因爲紀レ事勒レ石、傳二於永遠一、凡爲二我之子孫一者、庶乎感二其恩惠於無窮一、而罔二敢或下忘也

享保十七壬子年臘月穀旦

佐護合鄉人　謹建

原任用人　雨森東五郎誠淸代撰

佐護鄉碑文 終

陶山先生事狀　一名頑則傳

砥泓後學　唐坊直　謹撰

先生姓陶山氏、諱存、字庄右衛門、初諱以直、改則明、又改今名、小字五一郎、訥菴、鈍翁、西丘老夫、海隅小生、皆所自稱也、（年譜、以直書頑徳記、則明據宗氏家譜凡例）其先伊豫人、（頑徳記）嘉吉中、兵部某從少貳嘉頼來對馬、賜六十人士爵、傳至治部右衛門、生二子、長曰庄右衛門、次曰兵右衛門、庄右衛門生二子一女、長玄育、次成尚、字味右衛門、女適岩井治部右衛門、（對馬編年略、系圖譜略）玄育初字佐藏、後以字行、號拙齋、與弟成尚、以儒登仕爲大小姓、娶堀田氏、生二子、長先生、次貞、字重右衛門、亦仕對馬、先生以明暦三年丁酉十一月二十八日生于國府、幼有高識、忠孝誠實、出於天性、（頑徳記○按訥菴事記、以玄育爲他國人、與系圖及頑徳記不合、可攷）六歲不肯著襪、曰、昔閔子製、忍加諸足乎、（事記）寛文中、遊京師及江戸、受業木下順菴、順菴曰、遊吾門者、前後六百人、莫賢於室新助、陶山五一郎也、後南都有心術之學、先生問之、順菴聞之曰、噫五一郎學、自是而變、（事記）延寶二年、年十八、以儒登仕、尋適京師、留四年反、七年從天龍公、（諱義眞）如江戸、八年反、玄育致仕、命繼家、遷馬廻、給秩百石、天和元年使朝鮮、二年韓使入朝江戸、（年譜）先生與雨森芳洲、（名誠清、字東五郎、一字伯陽）松浦霞沼、（名允任、字儀右衛門、一字禎卿）以儒幹事、（信使記錄）韓人安愼徽

號二春齋一見二先生一大悅、及レ還、問遣不レ絶、憤徽嘗望二金石山氣一歎曰、此聖者之瑞、國其有二應レ之者一乎、時先生家二于山下一、其言正驗、（續畜叢事記、相傳春齋狀貌秀異、智慧如レ神、始至レ京、掬レ水嘗レ之曰、水味甚美、帝城不レ遠、既東、行詣レ人曰、草木皆西靡、得無三瀟灑二中土一乎、或云、望氣在二同曆年中一）是年玄育歿、年五十四。葬二修善菴一、（墓志）貞享二年、命編二宗氏家譜一、元祿八年、使二于朝鮮一、論二竹島事一、還如二江戶一、十一年爲二朝鮮支配佐一、（年譜）九月使二久留米一、我肥前田代采地、與二筑後久留米一接レ壤、隔二一水一、稱二之界河一、兩境之民、爭端紛起、積年不レ平、（用人日記）藩老大浦倫之（字忠左衞門）素知二先生一、至レ是舉以使焉、筑前貝原益軒聞レ之曰、對藩知人矣、事必辨理、（事記）十二年二月、果竟二使事一而歸、特增二秩五十石一、是年三月爲二郡奉行一、（年譜）先レ是國多二豬害一、百姓苦レ之、先生甫十六歲、欲下驅而殲中之上、至レ是二十餘年、深謀遠慮、無レ所レ不レ至、（事記）乃與二同僚平田喬信一（字類右衞門）建議言、對馬爲レ國也、土地磽确、水田絕少、民食所レ賴、唯在二麥菽屬一、山岡險峻、加以二豬鹿之害一、而豬爲レ甚、每レ至二禾熟之時一、民皆樹レ柵擁護、夜則叫呼達レ旦、少懈二怠防嚴一、受レ累不レ尠、勤困如レ此、未レ免レ被レ害、又有二民力不レ堪之患一、故深山邃谷或間曠、不レ得二以レ時播種一、終歲勞碌、常苦二糧食一、凡治レ民之道、足レ食爲レ本、而今生齒日繁、田界無レ加、足レ食之道、先務唯殲レ豬爲レ先、知二天之天一者、不レ可レ不三以二審計一而詳二處之一、時大將軍尊二慈悲一、累下二殺生之禁一、人或難レ之、先生與二喬信一守レ死不レ變、群議竟不レ能レ奪、十月下レ令許レ之

野史氏曰、先生嘗謂、君子之於二慈悲一也、擇二其所レ施、誅二盜賊一以育二善類一、驅二禽獸一以足二民食一、皆所二以爲一レ慈悲一也、苟守二慈悲之說一、不レ擇レ所レ施、縱二盜賊一而不レ誅、牽二禽獸一以食レ人、則將レ使二善

類日艱、而民食日乏、此其慈悲、不在善類、而在盜賊、不在人民、而在禽獸也、豈足以爲慈悲乎、先生此擧、意蓋如此、故將軍下禁之旨、在博愛萬物、而先生建議之意、在急濟人民、其歸雖異、而其爲慈悲一也、謂之犯禁、豈足與權哉

於是一島分爲九區、每區作一大儲竹、走嶺絕谷、東西聯峙、內又作格柵一縱一橫、交互如枰、每以十一月至二月、爲合圍之期、令各鄕人交相封獵、若遇榛莽、且燎且趕、間或有脫者、尾其蹤跡、逐而獲之、或伏在蓊薈之中、傍有妨礙、不便火攻、則伏銃於外、縱犬以逼之、倘或跳突不能中、且任其遠竄、待其歸、又尾而獲之、(芳洲遺文)柵必有門、門必有監、選兵徇行、修敗柵、警惰卒、藉通豬、凡與事者、皆刺血而盟、神山靈域、別令祀祭告、嚴法令、明賞罰、處分區畫、靡不周盡、(猪追詰記錄)始於豐崎、終於豆酘、(豊崎碑陰記)出入十年、大浦倫之、杉村眞弘、(字賴母)爲之提調、(芳洲遺文)既而郡佐米田勝之(字總兵衞)罷、(口上覺書)古川方久(字繁右衞門)代爲郡奉行、纖成之功居多、然後豬患全息、櫧子栗芋棉子竹筍等、物皆免其害、凶年難食之苦、大減於昔時矣、(芳洲遺文)先生以爲、豬之損稼、使民不免饑餓、驅而殲之、猶戮有罪、而弔不辜也、不可拘以常義、至於麋鹿、其害差淺、不敢窮逐、以暴天物、所以酌輕重、而處其宜也、(口上覺書)遂捕豬牝牡、放之朝鮮、以示不絕物種、(事記)其始人皆疑其迂濶、異論紛起、浮言喧騰、既而不病民、不費財、亙古之患、一旦悉除、(芳洲遺文)百姓大蘇、謳歌其德、至今不絕、(橘亭文集)初鄕民多置一鳥銃于家、唯殲豬之是急、其高手者發、或命中、可以備邊警之用、恐其

豬害全息、則武備一時廢弛、乃立鄉人鍊銃法、(芳洲遺文)規模嚴密、節制頗明、寶永初、又獻言、遣銃匠於和泉堺浦、傳製銃術、置房城東日吉、任製造修理事、於是十數年間、各鄉農戶皆有銃、凡二千六百有奇、火藥人八十發、以充邊備、每有警急、丁壯挾銃、散伏岸樹蓊蔚之間、賊至斃之、分番迭休、不肯出戰、令老稚牛馬運財、移於上流要害之地、務防侵掠、以待府援、後之論兵者、皆由其法、(頑德記鐵砲格式)又令他國商船、買薪於海村者、少增其價、囑各鄉所納薪材、官家使用不盡者、並納其價於郡廳、以充打獵造銃之費、或買正租、藏於鄉庫、以爲荒歲救病之資、令民貯穀、中等以上許自藏、中等以下、寄藏村庫、或里正庫、禁其濫用、富民無華侈之風、而貧民得免飢餒、此又以瘠土之民、糜穀爲酒、殊非宜也、社祭外不許釀酒、非冠昏祭賽造室及船等事、明受郡廳準字、不許沽酒于城市、里正釀藏燒酒、使有病者、將穀並貨、別發邏兵、不時査察、倘有違者、綁縛示衆爲奴、故雖染習已久之後、民皆守禁、無敢犯者、(芳洲遺文)嘗論國勢、以謂、先世府城、口數約六千有餘、其後他國人戶多來徙者、增至一萬四千五百、大凡我土所產、除鄉邑外、止可養活二千人、雖有肥前采地之入、朝鮮貿易之利、皆殊方絕海、上國有警、和好有變、舉不足賴焉、今而不減戶口、則數十年後、國勢將有不可言者、況天運無常、治亂代有、奚暇資糧海外、以極一時之樂哉、事之可憂、莫此爲甚、至是國用亦窮、上下束手、頗有改革之望、乃以爲言、(頑德記。津島紀略)寶永二年召組頭等數人於衙中、命掌客戶查勘事、先生以郡奉行與焉、謂之旅人吟味、未幾、事多枝梧、法制屢

變、行レ之二十餘年、所レ減客戶僅三千一百九十五口矣

野史氏曰、民者國之本、食者民之天、食不レ足、則民無二自生一、國無二由立一矣、雖レ有二禮樂敎化之美一、何足レ尙哉、故先生爲レ政、唯民之急、食之爲レ重、抑二浮利一、禁二遊食一、抑所謂聖人復起、不レ易二我言一者非邪、近世有二作レ俑者一、以二經濟一自任、誹二謗先賢一、恣唱二新說一、遂至レ使二在位君子、棄レ本逐下末、惟浮利之視、愬訴是務、身死而法斁、澤斬而弊生、雖レ後二悔之一、亦將レ如二之何一哉、嗚乎後之從レ政者、無レ味二於先生之言一、則孰知二紫之奪一レ朱、而爲下可レ惡乎

又設二窮民廬一、老癃無レ告者、一切收養、使レ無二流離顚踣之患一、每二巡檢使至一、見二巷無二丐人一、問レ故、嘆賞者屢矣、（芳洲遺文）先生爲レ郡十年、政行民化、幾致レ措、其斷二死罪一、前後一人而已、（口上覺書）五年六月、用二執政薦一爲二用人一、三月而罷、自レ是閉レ戶、深坐以二著述一自娛、（墓誌年譜）六年二月、罷二旅人吟味一、褒以二紗綾三卷一、七年二月、大意錄成、而序レ之、（年譜）六月、巡檢使來、以二先生多興二新法一、特命爲二權郡奉行一、備二應對一也、（旅人吟味覺書）正德四年四月、告レ老不レ許、特使下嗣子守正繼上レ家、（年譜）五年三月、命曰、總令レ幹二田代文書一、今雖二老衰一、在レ家領レ旨、夙夜匪レ懈、仔細起艸呈上、深感二忠誠一、其賜二米十苞一、（頌德記）享保二年、母堀田氏歿、享年八十五、合二葬修善菴一、（墓志）五年九月、爲二世子（小字岩丸）傅一、辭而不レ就、改爲二相談役一、乃拜レ命、八年、上二告新錄一、先レ是以下驅二遣客戶一、裁中減人口上爲レ務、而事已不レ行、因著二此書一、始講二農政一、（年譜）其要以爲、凡平原有レ水者、闢爲レ田、山谷平夷者、築爲レ圃、險阻不毛者、藝以二樹木一、停二山田火耕一、禁二

擇採材、水邊種藷、山陰植栗、山陽樹檔、相土之宜、以饒民食、先試之一方、有不受令者徐諭之、期成乎數年之後、則移戶之計猶可緩也、（財用說）自是日著農書、大浦倫之尤信用之、設施有緒、而時政不振、卒爲徒法、君子憾焉、（舊文書）九年九月、年六十八致仕、命曰、平生多病、加以衰老、累乞骸骨、其情可憫、特許就閒養病、頃年以來、羸憊已甚、日在牀褥、而獻義對策、始終不懈、忠悃可嘉、褒以白米十五苞、他日有顧問、亦宜直言勿避、十七年六月二十四日、歿于正寢、享年七十六、葬於修善菴先塋、配平川氏、無子、以姪守正爲嗣、守正貞之子、字大助、後改名有、字庄右衞門、（頭德記）先生少喪父、事母孝謹、旦夕溫凊、出入啓覲、未嘗一日變易、春日某少事先生、後爲其母所絕、朝夕至門、承候安否、如先生事母氏之禮、久而益篤、（續事記）先生嘗論儕玄方言曰、對人仰食朝鮮、雖身在此、義同彼民、自是不食韓糴麥飯、菜食以終身、（事記）後藩老大森功久、（字繁右衞門）與白河侯語及此、侯擊節歎賞曰、有是哉庄右衞門殿、可謂曠世奇士矣、初居一洞谷、及造東照宮、賜宅與里、其居瓦葺、先生以過分徹之、且示情事未申、（記事）家設祠堂、朔望供酒果、春秋薦新物、不用浮屠之禮、子孫世遵其法、資性溫和、訓子不加鞭朴、守正幼時、與高木季允讀小學、先生適至、見守正匍伏大忿、手箠叩其背、爲郡司時、下取薪於鄉村、平田氏以聞請之、乃命而輸之、至則遷問其價、家人竟不復言、獵猪時、郡廳當鬻皮、農商殊價、先生長弟堀田助右衞門多買之、因平田喬信請從農人賤價、先生不可、助右衞門退而笑曰、人皆營緣私昵、以得厚利、我獨

爲之折閱、未如公正之道何也已、（事記）有奴喜穿窬、先生不加罰、諭以禍福、與錢若干遣之、遂改其行、後爲衙卒、語人曰、賜錢痛於鞭撻、彼爲盜者、未之知也、（草集漫筆）與賀島恕軒、（名成白、字兵介）雨森芳洲友善、（橘亭文集）大浦倫之、亦執弟子之禮、有必謁、正德已後、先生杜門謝客、倫之數至、不得見（舊文書）會與開世子傅事、嶋雄矩宏（字多内）方爲傅、先生時至其家、倫之嘗問矩宏疾、語及先生、矩宏曰、今日適至、去而未久、倫之仰屋歎曰、退朝過小君、以故後、不相遇天也、不識語及國家乎、抑謂予何、矩宏曰、慷慨殊甚、其於執事、初無他話、惟稱其才、而惜其未能無欲耳、倫之悅曰、先生以此警予者數矣、願以自克、由先生觀之、猶有未至、請刻之骨、（瞠聞雜話）及先生歿、送葬臨壙、泣下數行、恕軒於先生、爲先進、先生兄事之、少時與議殲豬、恕軒曰、斬絕物種、便於國家、而不利於子孫也、先生乃操刀起、恕軒止之問故、曰、爲國出謀、既知其便、所以爲子孫、則吾不知也、恕軒慙謝、遂贊成其議焉（事記）

野史氏曰、子孫者祖宗之子孫、非己之子孫也、豈可視之同土芥乎、然君子之於三生、所在致死、則主此而謀者、不得顧彼也、蓋我之所以事君謀國、一合一離、盡出於義、無所虧缺、則雖至捐軀覆家、而祖先忠於國家、亦宜無所歉焉、寧絕其祀之恤哉、此所以事君不忠之爲非孝、而臧武仲之謀、壹歸於要君也、後世利害之心勝、而忠愛之情不全、有知全其家之爲孝、而不知後其君之爲不忠者、亦名教之罪人也

後恕軒羈管于伊奈、每廷有大議、先生必稱其言、橘亭文集 芳洲與先生有同窓之契、常以德學相推、芳洲嘗在朝鮮、譯人問、先生何如人、芳洲曰、予至其家與語、頃刻汗常沾背、辭而出門、不覺大息、譯人正坐曰、貴島偉人也、會朝鮮禁酒、譯人謂館守平田眞賢 字直右衞門 曰、弊邑亦有陶山庄右衞門其人者、故有斯政也、其爲外國所賞奬如此、事記 芳洲爲子淸元 字顯允、號鳴海 請納秩之半、以免世業、不得、乃就先生而謀、先生遺書藩老杉村眞長 字采女 大浦倫之曰、匹夫之志、不可以威奪、執事必許之、夫以東之才、當縫掖之任、豈病不堪慮子孫不肖也、今免其業、不收其秩、後世必有僥倖於此者、是使東作偸也、若不許之、義不顯允仕、是使東無後也、以東之勤勞、而一旦絕其嗣、竭忠者其懼官、乃賜二百石於淸元、而收其增秩三十石、芳洲復因古川方久、以請又收其二十石、舊文書 先生之學、當時無知焉者、唯芳洲爲墓志、稱其深得濂洛之要、君子以爲有見、年譜 先生之歿也、躬自臨壙、脫其上服以被棺、哭之極哀、橘亭文集 外從姪橋邊思齋、名正字正左衞門 純謹有行、先生愛之、聖學之要、治國之道、莫不與聞、嘗語之曰、存也愚陋、加以無學、所善未必善、而所惡未必惡、惟知善、未嘗不爲、知惡、未嘗不止、平生所存、特盡於此耳、事記 聞者莫得而閒然、墓志

野史氏曰、人之爲學、以有限之年、求罔極之理、誠宜所不及、故以孔子之聖、猶有假年學易之歎、今觀先生之言、愈謙愈光、雖不敢指學之所至、亦見力行之功不可揜、嗚乎非私欲

消盡、天理流行、則遷善改過、能至此耶、先生一生、學問道在是耳、大本一立、而萬理沛然、道德之高、功業之大、亦何怪哉

松浦霞沼謂思齋曰、先生之學、混乎儒佛見而論之、何如、思齋以告先生曰、吾入聖學、寔賴禪學、後霞沼又謂思齋曰、先生非吾敵也、論學之請、今已悔之、當止（事記）

野史氏曰、自古英雄、必有超世之才、加以學問之力、假於物以致遠、未必純於聖學也、孔明之致王道也、假於申韓富强之術、先生之成治功也、假於禪佛修養之說、至其事業、皆不愧於聖賢、而絕與平生所學不類、是知物得其道、則雖曲學異端、猶可假以明吾道、況其純於聖學者乎、木門諸子、皆以文詞著、而先生獨得濂洛之要、亦由其識之高、而學之精耳

江口正之（字傳左衛門）亦與先生密、嘗饋覆盆子、辭曰、獲之外人、先生不受、謂思齋曰、吾不復見江口之面矣、鄉饋覆盆、若沽諸市、則無事妄費、固所不受、今獲於人而饋之、是謂遂人之惡、徇物市恩、吾不復見江口之面矣、正之聞之、大懼、因思齋以謝、乃徐容之、（續事記）既踰七十、使弟貞携古誼問答、就醫古藤決往（名貞安號文菴）言曰、存老病日侵、恐終非能久於世者、得正而斃、古之道也、臨終之儀、載在書中、事係醫家、足下從之、請就安於足下之手、往復再三、遂延見之、或賀決往曰、還為侍醫、亦醫之常事、不足貴也、今子為先生所擇、足以垂榮於後昆矣、當時尊崇先生、率此類也、（事記）先生天資剛毅、好學不倦、其處事、壹以程朱為法、存養克己、靜坐

調息之說、莫レ不ニ窮究一、但於ニ文義一、時有ニ異同一、嘗曰、天地之大、聖人有レ所レ不レ知、程朱註義、豈盡優ニ於諸家一耶、善者多、而惡者寡爾、以レ是觀レ之、所謂折衷學、先生既造之端、論ニ陸象山一曰、形而上者、謂ニ之一理一、形而下者、謂ニ之條理一、其爲レ物不レ貳、而其所レ指不レ同、故陸氏頓悟之說、可ニ以通ニ一理一、而不レ可ニ以貫ニ條理一、君子多識ニ前言往行一、條理全體豈可レ頓ニ悟之一乎、朱學之正、陸學之非、實判ニ於此一耳、論ニ伊藤仁齋一曰、聖人之道、有ニ卑近者一、有ニ高遠者一、其卑近也不レ可レ抗、其高遠也不レ可レ貶、故曰、中人以上、可ニ以語下上矣、中人以下、不レ可ニ以語下上矣、又曰、大匠不下爲ニ拙工一、改中廢繩墨上、羿不下爲ニ拙射一、變中其彀率上、今以ニ卑近者一爲ニ聖學一、高遠者爲レ非ニ聖學一、豈非ニ偏見一耶、論レ佛曰、天下之惡、多生ニ於執ニ著人事一、佛祖離ニ倫類一居ニ山林一、抑以レ身先レ之、警下醒夫凡夫執ニ着人事一者上與、人之有ニ五倫一、猶ニ天之有ニ五行一、佛豈欲ニ人各出家、遂絕ニ人類於天下一者哉、故曰、入ニ得世間一、出世無レ餘、是程子所謂、釋氏談レ道、上下一貫也、歷代祖師、皆出レ家以居ニ山林一、所謂其用處作ニ兩截一也、大惠答ニ曾天游一書、指ニ婚宦一爲ニ聖賢一、亦不レ能レ免之罪、夫婚姻之弊、必至レ溺レ色、仕官之弊必至レ貪レ勢、惟小人爲レ然、今以レ是歸ニ罪君子一、則彼飲食之弊、至ニ放飯流歠一者、亦以爲ニ君子之罪一歟、婚宦飲食、乃人之所ニ以生育一、釋氏得レ絕ニ婚宦一、而不レ得レ絕ニ飲食一、其亦有レ所レ不レ免ニ於罪一歟、先生之學、大抵以ニ明道一爲レ本、治心爲レ要、不レ喜ニ妄談一、理氣其處レ事、以ニ孔子禮儉之說、孟子食禮之論一爲レ斷、酌ニ輕重一以處レ宜、其爲レ政本ニ於人情一、察ニ於物理一、必先ニ濟民一、不レ拘ニ制度文爲之末一、故其法雖レ未レ能ニ盡行一、而人々

安レ之、皡々如也、今去二先生一、一百餘年矣、其德業之未レ泯者、可二見而知一也、可二誦而傳一也、至下於心學之微、所二以然一之故上、則非三後學之所二能及一也、嗚呼盛哉（古訓問答、學諭通弁鈔 童子問鈔、大意錄）

陶山先生事狀 終

去二先生之世一、百二有餘年於今一焉、州民莫下不レ被二其澤一者上、殲豬以除二田害一、製銃以充二防禦一、與下夫設二窮民之廬一、嚴中客戶之禁上、凡百政績、靡レ非下僥二斯州一、而惠中斯民上也者、而年代日遠、行事之跡、殆二乎湮滅一焉、吾門人砥泓年甫十五矣、常喜二先生之爲一レ人、招二摭先生事蹟於斷簡遺說之中一、蒐輯以爲二一書一、號二順則傳一、蓋取二義於詩一也、一日示二諸予一、予與二砥泓一相識數年、特奇二其童齡、所見出レ類萬々一也、因爲二之跋一云、時天保六年季冬中旬、橘亭川士纓跋

訥庵先生事記

先生、氏は陶山、幼名五一郎、後庄右衛門、實名初以直、後存（ナガラフ）、號二訥庵一、別號二鈍翁一自稱二西丘老人一、世々陶山先生と稱す、先生之德義、人々周く語傳といへ共、愚猶其詳事聞事を冀ひ、其親類之故老女中、其外先生親炙之人說話之實を以前より聞ける事、先生之敎を蒙候儀共を、老之思出に記と云爾

一　先生、出生より瘦弱甚しく、極寒之節は於二懷中袂之內一二便を被レ爲レ便候樣に有レ之、一體手足冷、常に足袋を被レ着、秋より餘寒之內其の通之處、六歲に被レ成候時足袋を不レ被レ着候に付、如何成故ぞと尋候へば、母樣御務被レ成候故もつたいなしと被レ申、此儀など常兒に違たると存ずる、一體虛弱にて蟲氣强く、靜成方に見へ候と松原判左衛門說話を承、愚按には病身虛弱故にては有間敷、生質常兒と違たる故なるべし、病身虛弱而已にて七十六歲迄、素麥飯淡薄の食味計にて體勢精神少も不レ衰、只動作は年齡だけに有二御座一たる言分にては有間敷なり

一　猪鹿之害を不レ被レ除候ては不レ叶と言事、十六歲より之志之由

一　先生と賀島兵助殿年齡如何程違候哉、定て先生劣り被レ召たるにて可レ有か、兵助殿儀を尊敬甚敷先生よりは御自分樣、兵助殿よりは貴樣と應對之由、先生廿歲を被レ越、或日兵助殿へ被レ行、猪鹿を

被レ除候談合有レ之候處、御國之爲宜敷尤成儀と同意之上被レ言には、生類を殺盡候ては、子孫之爲不レ宜と申と挨拶有レ之候へば、先生其興氣にて、御暇申とて刀を取被レ歸候を押留、如何之譯にて候哉と達て被レ申に付、國之爲に宜と極り候事を、子孫之爲に不レ宜とて止申筈にて御座候哉と被レ答候に付、兵助殿被二誤入一候由

一　先生御屋敷出勤之節草履取候子供を、樋口左衛門殿御家來太左衛門と申者、右之草履取を手こなし打擲せるに付、委敷吟味を被レ遂、自身左衛門殿へ御對面之上理非相極、太左衛門は田舍へ牢人、其後府內へ出朝鮮へしつけなどに渡候由、庄右衛門殿草履取は如何共不二承覺一

一　御親父は早死去、御老母孝養之道甚溫和成し由、或時風邪に被レ責未全快無レ之內、湯風呂可レ被レ入との事に付、再三御留被レ申候へ共、達て之望にて不レ得レ已湯風呂立らるゝ之處、家來は働に行無僕に付、先生御夫婦にて風呂出來候由、其段御袋へ被レ申、乍二此上一何とぞ今日は先御無用被レ成度御事と御斷被レ申、納得有レ之早速湯を被レ捨候由

一　諸藝數多稽古被レ召たるにて可レ有レ之といへ共、其詳成事を不レ聞、學問之儀於二御國一誰に被レ學候哉、江戶にては木下順庵先生に被二從學一候由、木先生之御門人六百人程有レ之內、室新助、陶山五一郎は賢人之類也と被レ仰候由、其後奈良に心學者何某とて專心術之工夫を教導名高人有レ之て、其人之說も被レ聞候由、其事を木先生被二聞及一、五一郎學術變するにて可レ有レ之と被レ仰候由

劍術を幾度寂往に被レ學候處、流儀之事少も不レ殘悉皆傳受を被レ得たるは先生一人之由、扨又藤內藏之介に神道之事を被レ聞、堀江見立に歌學之事を聞候交は、手跡は佐々木志津磨門人と成被レ學候類、皆何事も模範を正敷被レ召たると承

一　舍弟重右衛門と對話之節、重右衛門懷之內より手を揚領をかヽれ候へば、重右衛門手を出すためには袖口が有と被レ教ける由

一　打廻頭被ニ仰付一候節、再三達て御斷被ニ申上一、被ニ差免一、其後終に不レ被ニ相勤一候由、一應之所存にて無レ之、重き主意有る之事之由

一　先生目細く入目にて人に被レ向、遠方を被レ見にも只面前を被レ見たる目差にて、世俗云とろいと云樣子に似けり、於ニ江戶一藤堂和泉守樣へ御使者被ニ相勤一候後、彼方之御留守居此方之御留守居に、昨今御使者に被レ來候人は如何成人にて候哉、甚愚成人にて無レ之ば、大に勝れたる人にて可レ有レ之と皆皆致ニ評判一候と說話之由

一　先生生得顏色甚青く大眩暈持にて、驚悸怔忡相兼常に御病身に付、上川法眼其外功者之衆心を被レ盡ても快方無レ之、右之內には壽命四十歲は被レ越間敷と存候と言も有レ之たる由、然處先生氣持にては、可レ有ニ快復一と言所心付有レ之、夫より氣持之工夫修煉にて平癒有レ之、其節より服藥被ニ相止一、合歡皮を常住朝夕十九年之間御用候由、扨其御自分治法之儀は、愚等聞候て委敷承知る

一　御國永久之積りを以旅人吟味之事被二申上一、即先生に被二仰付一、旅人吟味役所を御立に成候事眞實に不レ被二落着一、不合點之人も多かりし由、然共近來入來御國有附に成居候者、其時千人程上方へ戻りたる由、共登りたる物皆浮民之徒也

一　先生被二申上一窮民屋御建被レ成、鰥寡孤獨之老衰病身片輪者等之御救始り、世間に珍敷御仁政にて、巡檢上使も甚御稱美被レ召由、延享年巡檢使御下り之節、拙者事田舍御附廻被二仰付一相勤候節も、窮民屋之儀御稱美被レ成候段承及

一　竹島之事に付入組決定之爲、先生を朝鮮へ被二差渡一、諸人之主意多くは利に因而之執論、先生は義に因而決行之主意故、人々之議論一定せず、先生は伊奈村賀島兵助殿にも主意を通じ問、同意之旨を得て處置を極め、節に死する志を挾被レ居候由

一　田代御領分と久留女川論に付先生を被二差越一候節、於二御國一右之御評議に願候人々は一統、先生は一人にて、彼方と此方とになられ候處、先生之なられ候方勝に成候由、先生才智衆人に被レ抽たる所、是にて推察せらるゝなり、事務を行ふに才を以するは、君子の善とせぬ事にて、先生其形也、或人先生を評して、義理は各別なれ共、働は夫程に無レ之と言たるも有レ之由、左も可レ有事也、扨又彼方へ被レ越、彼方之役人對面之節、此度互に申談候儀使口上にては間違なども出來可レ申故、少之事も皆書付を以互に可二申通一と約諾を被レ極、其通之所、彼方よりは三日五日、或は十日程にも通達返答有レ之、

此方は即日叉は二三日之間に受答被レ致、其内一度は美濃紙十二三枚程之返書を翌日被レ遣候由、ヶ様事故彼方こまりたる由、次第は彼方の言掛返答と、此方之言掛受答とを以積り、跡之受答之草按を數通認置、夫に合たるを清書被レ致候由、才智不レ勝して可レ成事ならん哉

一 右川論に付先生を被二差越一候儀、筑前貝原久兵衛殿被レ聞、對州之勝に必可レ成と被レ言候由

一 御家之御家譜以前之仕立、古實證據明白成引合不備に付、貞享之比平田直右衛門眞賢、加納幸之介貞清、陶山庄右衛門右三人に編修被二仰付一明白に相成候由、其上にも古記之證據筑前太宰府寺社棟札之寫等、先生穿鑿有レ之て彌慥に分明成所、先生之功勞有レ之由

一 御袋之寢間に盜猫入候を、息大助(初名助市後庄右衛門)家來盥落にて落候音に付、御袋之寢間に先生被レ來候折節、猫を捕逃し候所を先生被レ捕候へども、捕所下り手に咬付候へば、直に責付抓み被レ〆候而猫は息切候由、然處疵深く痛、佐護柳軒翁外治にて、餘程久敷間に平癒被レ召たり

一 御親父は旅人にて儒醫相兼被二召抱一候由、其後家業御定之時、先生も家業と被二仰付一候處、私甚不得方に有レ之、家業得相勤り不レ申候間、何とぞ知行被二召上一被レ下度被二願上一候得ば、其身之人柄と御奉公之勤勞とに被レ對、家業御免被レ成候段被二仰渡一候由

一 右已後田代川論之勤功に因て加增被二仰付一候由

一 龍田六左衛門、古川左次兵衛、同役にて同然に主意不レ立次第有レ之、兩人病氣にて引入、御役御

斷再三達而被二願出一、數月に及被二差免一、六左衛門は間近緣類に付、右之趣を先生へ人以被レ知候處、何ぞ是非之挨拶など無レ之事は遂にくき物也と計被レ言候一言を聞て、兩人共心金石之如堅まりたりと語れり

一　愚先生對話之節、程子之言に學の不レ進は只是不勇なれば也と御座候に、致二憤起一候ても氣象不二相立一候、如何いたし候はゞ可二相立一哉と尋候得者、不勇の根は不明、不明之根は不學にて候と被二敎示一候一言、實に身にしみ通る樣に覺て、心行一致之人之言は、各別成物なりと初て思當れり

一　先生身近親類之老女說話に、或時親類之女中茶を可レ被二振廻一と之事にて、大勢相唱ひ孫子引連行、座敷にて皆共茶など給候內、子供は勝手之方へ行遊候處、躍初り十四五人之子供躍候に付、定て祖父樣御餘間に被レ成二御座一、やかましく敷可レ有二御座一候故止させ可レ申と勝手にのぞき被レ見候得者、不レ斷所より次に掛廻、躍之眞中に先生座禪之樣に手を組身をゆり被レ居候を見て、存之外成體甚だおかしかりしとて、折節は咲敷昔咄など有、心持咄共を被レ致聞候と語れり

一　幼年などを痛く被レ叱候樣成事曾て無りし由、然るに高木森之允（彈介息後彈介）義息助市（中北大助、後庄右衛門更名）に小學之素讀を習、寄附之間にて讀書之所へ、先生は不圖入來候へば、助市は腹這に臥ながら被レ敎を見給ひ、有合之長箒を以背より腰に掛被レ打候由

一　先生所にて劍術稽古之日寂翁入來、平田左仲子息大助龍田雲八なども出會、先生遣ひ身、左仲受

太刀之所、太極を被二取上一候所に顔に非を被レ入、先生撓ば直に左仲之頭頂に中り候由、然處先生は双方之眼胞腫塞がり、左仲は頭頂より額に掛高く腫起り、若々敷氣之毒成事にて有レ之たるよし、依レ之已來ヶ様之儀無レ之様にと寂翁堅く制止之由、我等共不案内成事ながら、左仲之撓先と一度に下て當ると云は、誠に電光之移同然にて奇特至極之場所なるべし、先生の術上達之位被二思遣一也

一　先生御郡方被二仰付一候て、古來より之主法當時之用捨等明白に規格立堅まり、同役後役皆能被二執守一、御支配とても規格不レ違様に御差圖有レ之由

一　鐵砲造製之儀是亦先生の發端にて、武備に有レ志人々も被二申立一稽古被二仰付一候處、諸入目悉皆御郡方より之取立にて致二連續一、御國永久御備之第一と成候由

一　猪鹿追詰之儀先生壯年より之もくろみにて、御郡方役之節被二申上一候得共、常憲院様御代殿重に鳥獸御憐愍之御法最中之節にて、御評議甚被レ入二御念一候に付、御郡役衆中一命を擲てはなり被二申上一御決定被レ成、光公様へ之御案内いやのならぬ被二御上一様にて有レ之たるよし。其節取候猪鹿府内にも容易求候事不二相成一、餘り鹿などヽ唱へひそかに求め、素旅人之手に渡候筋無レ之様に有レ之偏に追詰置、死鹿無レ之に立居候由、然共生類を不レ被二召上一即に活猪を朝鮮に被二差渡一、牧島に被レ爲レ放候由

一　右之比小船越之者とて、老年之女木實油を先生宅に持來、御賞も被二居合一候所にて油之少き事を語るとて、此比はけから庄右衞門が鹿狩を始て、百姓はたまる事にて無レ之と云に付、庄右衞門殿あれ

をきかしやれと御申候に付、彼女賣物も捨置逃去候由

一　御內儀或時先生へ被ㇾ申候は、御同役衆方には燭番薪之〆餘りを被ㇾ燒候由、此方家內にも一疋ヅツは燒候樣被ㇾ成被ㇾ下候へと之事にて、其段を足輕に被二申聞一卽爲二持來一候へば、代銀何程被ㇾ渡候樣と之事に付、御內之胸算用違候由

一　寂翁宅にて故老夜話之節、先生を何ぞ物にたとへ被ㇾ見候樣と之事にて各譬へけるに、寂翁は少叩けば少響き、大に叩けば大に響くとて釣鐘に譬へられ候へば、皆々至極之譬也と被ㇾ云ける、河內與加右衞門翁も同席に付、貴殿は何と被ㇾ思候哉と寂翁被ㇾ問候答に、私は起上りこぼしと存候臥せても投ても不斷据て被ㇾ居人なりと被ㇾ言候へば、此上も無譬也と一同に興ぜられ候由

一　猪鹿追詰後に成候ては、鹿皮御郡方より之拂に成、府內田舍共に望次第被二賣渡一候處、田舍百姓へは能皮を直段も府內調よりは下直に極有ㇾ之に付、先生之從弟町人堀田助左衞門平田類右衞門に賴み田、舍拂之直段にして餘分相求候處、代銀を納候節に至、やはり府內直段に被ㇾ爲ㇾ納候樣にと先生被ㇾ言、其通被ㇾ納候由、助左衞門も質直成仁にて、尤成事ながら從弟之蔭にて、三四百目役損を致たりと笑て語れり

一　先生たばこ用不ㇾ給、煎茶も一服か二服か之間被ㇾ用、酒は小盃にても二三ツ丶些大成盃にても同然にて、四ッとは曾て不ㇾ被ㇾ用、夫にても顏色付下戶之方と見へられたり、或冬着物を被二仕立一候事

有㆑之て、晝夜筆を被㆑取候節は、一度に一盃貳盃ヅヽ被㆑用、晝夜に十盃程ヅヽは毎日被㆑用候事有㆑之たる由、夫も燗を隨分熱してぐいと一度に被㆓用召㆒候由

一 脇差長壹尺七八寸計成を常住側を不㆑被㆑離と見へたり

一 撓を被㆑取候得ば眞劒同然にて、子息大助と被㆓立合㆒候ても、當り候事甚强くこたへ候由

一 旅人吟味方始り候節、番道具上之者を被㆑立、今以御家中御奉公無㆓懈怠㆒勤候助と成候事、最先生之發端にて御郡方附に成居候由

一 庭に八重櫻一株有㆑之、先生も賞翫之趣にて花見も被㆑召、人々へも花見被㆑爲㆑致候由、且又吉野山櫻之繪を自身注文被㆑致、俵氏筆にて掛物に仕立有㆑之、然處御國之御成行を被㆑痛候て之事と聞く、櫻は百年之壽無と言て、目出度物にても無㆑之とて、老木には不㆑至櫻を子息大助に差圖させて被㆓切除㆒候由

一 陶山重右衛門 幼名小三郎 中比軍治 に先生之勝れたる事を他人物語あれば、些生れそこなひにて候と答られし、父子同然之間柄には面白言樣也

一 第一船之御送使被㆓仰付㆒候節、御受御送使被㆓仰付㆒、殊第一船結構成御使者に被㆓召遣㆒、重疊難㆑有と被㆓申上㆒候由

一 橋邊庄左衛門と說話之節、御自分樣御役數多御勤、殊新規之事多候て致㆓交雜㆒、差當御失念之儀も

有㆓御座㆒たるにて可㆑有㆑之と先生に被㆑問候處、其時其場に至れば出來る物にてと被㆑答候由

一　右同人に愚蒙成我等、善惡之旨を取違へ過多可㆑有㆑之といへども、善と思知て遂ぬ事なく、惡と知て不㆑止事は無候と語給ふ由

一　右同人に松浦霞沼翁語りて、庄右衛門殿學は禪學也、面談して可㆑論と之事に付、其儀を先生に被㆑告候得ば、如何にも拙者聖人之旨を會得致たるは、禪學よりして入たりと被㆑言候由、其後霞沼翁庄右衛門へ被㆑言けるは、頃日申入候對談之事無用に可㆑致、庄右衛門殿に致㆓直談㆒とても成間敷と被㆑言候由、尤成了簡成べし

一　雨森先生於㆓朝鮮㆒譯官と物語之節、訥庵先生之噂出、雨森先生被㆑仰候は、庄右衛門と對話之内は身に汗をして、座を立門を出候得ば頭巾を脱たる様に覺と實嘲を被㆑召候へば、其元様之左様被㆑仰る人はきつき志にて候と言たる由、扨又平田直右衛門殿館守之節、朝鮮酒禁制有㆑之、譯官共館守へ其事を語り、朝鮮にも陶山庄右衛門が出來まして酒法度に成ましたと云ける由、直右衛門殿御直話承る

一　先生に對話之節、孟子程朱之教には常人も聖賢に至る事と有㆑之候、其通被㆑成候事哉と問候得ば、常人より聖賢には不㆑被㆑成事也と答給ふに付、私儀醫術を勤候處、愚劣にて甚不得方に有㆑之候得ば、如何程勵み勤候共四大家など上手之醫者には決て不㆑被㆑成事と存、右之通御尋申上候と申候得ば、左様に可㆑有㆑之とて說話畢たり、此儀學者教導之道に於て背きたる儀なれ共愚鈍之有體を伸候處、先生

厚行之上眞實修行體認レ之、有之儘を被レ語候と悅存る也、然共力行之學者は大に叱かられ憤事故、他聞を可レ愼儀也

一 寂翁竹森平左衛門同然先生薪樵に被レ行候事有レ之由、定て身力試之爲にて可レ有レ之

一 出勤相止退居之比は常に庭を扱はれ、雨中之節などは座敷之椽を北東南折廻し三四十遍程ヅヽ、歩行吟詠など有レ之、又は玉葛と今一番謠を被レ謠候事なども有レ之たる由、老年に被レ及候節、暮に及徒然草を二三枚四五枚ヅヽ、高聲に數遍被レ讀候に付、拙子態々行て聞けるに、高清成聲にて被レ讀門外迄鮮に聞へたり、定而息を被レ發候て氣之欝滯を被レ除候爲にて可レ有レ之

一 規伯方長老釋門之人なりといへども、自國之穀を不レ食、異國之米を以身命を保事は、有レ義者不レ可レ爲ニ之食一也と云れし言を稱美にて、先生一生朝鮮米不レ被レ爲レ食、多くは素麥飯而已被レ用候由、扱又銀貨を掘出事を被レ惡、朝鮮之貨物を賴む儀を甚被レ嫌、朝鮮は御國心服之病也と書にも記され、自然に說話にも出けり、右之心底故專農政に心を盡し、追々書物に被レ記氏神へも有ニ奉納一たるよし、畢竟御國の物品にて諸國相足、一箇堅まりたる風儀に成、上下信義を旨とし、儉素を專にして、他方之風儀に不レ移・丈夫成風俗と成、千萬年長久之冥福を被ニ乞願一候忠切之事と相聞ゆる

一 去就進退に於ては、來ること明白、去こと明白と云旨を主と被レ召、折節は說話にも出候由

一 今にては四五十も以前或人御國之時體樣に馬を乘掛たると申物にて可レ有レ之と語候得ば、馬之鼻

はとくすり破居可レ申と先生被レ答候由

一　先生之家祠堂を設、朔望忌日春秋之祭等禮に從ひ、時節之新味を被レ薦候事など少も無二懈怠一、今大助に至厚被二執守一也、總て祠堂之祭奠を被二取行一候家希成事にて、愚見及聞及て有志人も遂行事亦甚希也、然るに右の如成事偏に積德之所レ致なるべし

一　大衍院様御用人庄右衞門を被二仰付一候様にと、御年寄中より頻に御伺有レ之候て其通被二仰出一、假役之様にて被二相勤一、ひたと御前に被二召出一、政事之御物語等兎角御難題成趣之御事而已にて、心を盡し御受答被レ申候由、然共畢竟御意に不レ被レ叶、何分にも難レ被レ勤に付、不レ得レ已退去と被二思極一御詰間へ被レ出、私儀申上度儀御座候間、何とぞ御私宅に御一統様御寄合被レ成、私を被二召呼一被レ下候様と之事に付、隼人殿御宅に御一統様御引掛御出被レ成候様にと御約束相濟候て、又被レ申候は、島雄多内も御宅に御呼被レ下候様と之事故、彌其通にて庄右衞門殿被レ致二退出一候由、庄右衞門殿麻上下着、暮方に及隼人殿へ參上、御一統へ何とか被二申述一、私儀今日より御用人役退去仕候と云て御暇申退出之處、御一統爲何御挨拶も無レ之、無興成模様にて有レ之たる由、多内は同役之事故被二送出一、式臺暗きとて行燈を被レ爲レ見候由、庄右衞門殿被レ致二歸宅一、御役退去之段荒増物語有レ之、橋邊庄右衞門に向て、多内ちとうろたへられ行燈を持あるかれたと被レ語候由

一　右御用人勤之内、庄右衞門は能などは面白不レ存にて可レ有レ之と御意被レ遊候處、左様にて無二御

座二面白物にて御座候と被二申上一、狂言は埒も無事故嘸咲敷可レ存と御意被レ遊候得ば、是も左様にて無二御座一、法師が母などは尤成狂言にて御座候と御答被二申上一候由

法師が母は酔狂する者を戒めたる狂言之由

一 其比水野美作守様御不行作に因而御改易被二仰付一、其御物語出、家老共は能有レ之候得共、美作殿甚悪かりしと御意被レ遊候得ば、庄右衛門は御家老悪敷故御改易に被レ為レ成候と被二申上一候に付、御意被レ遊候は、家老共はヶ様／＼宜有レ之候得共、美作殿行作甚悪敷有レ之候とて其條々を御物語被レ遊候得ば、左様に御行作甚悪御座候を、御家老共儘に心得居候段悪敷御座候と被レ申候に付、ぢつと被レ為レ成御閉口被レ遊候由

一 大衍院様御逝去後、岩丸様御守島雄多内相談役被二仰付一候得共御断被二申上一候處、不レ被二差免一御受差もたへ居候内、次第有レ之たる由にて多内誘引被レ致、萬松院へ被レ參、大衍院様御靈前に多内先御拜禮被二申上一、庄右衛門殿も御拜禮被二申上一同然に退出、其以後右之御受相濟候由、爰に至而沙汰せるは最前御用人之節御勘氣を被レ蒙候得共、表立候儀は如何敷被レ思、被二勤居一候事は猶以難レ成に付、自分より押而被二引退一たる也、此度御所置宜敷事分れたりと評せり

一 忠信之人之意地は一直成者也、芳洲先生編集之書物後實錄草稿を被二差出一候に付、御年寄中より訥庵先生へ爲二御見一被レ成候由、定て存寄有レ之儀は被二申上一候様にと有たるにて有レ之べし、然處其内

朝鮮御通交之儀を被レ申候所に、交易を專肝要と被二書載一候紙貳枚を切除き、此儀東五郎惡言にて御座候と被二申上一候に付、其所を又芳洲先生に爲二御見一被レ成候得ば、此儀庄右衛門惡言にて御座候と被二申上一候由

一　或日先生之說話に、東五郎殿學文上り候、拙者十年も少く候はゞ學文いたし度存と被レ語き、學文之儀大儀之事に付て被レ言候哉、文藻之儀に付て被レ言候哉、其詳なる所は不レ辨

一　先生說話に、天龍院樣御代は何れ盛成御代にて有たりと被レ言候由、第一傑出之人才數多出來、特出之人をも被二召出一、大藝小藝共に秀名之徒被二召抱一候に付、連續授受して于レ今不レ廢、遺法相傳て御國之器用に備り、剩寶貨豐饒にして萬事不レ缺、貴賤共に養生、喪死之始終を安堵せる事復と有間敷、富饒之盛世なる事不レ可レ誣也、只和悅過て今之憂愁と成たるなるべし

一　先生七十歲を被レ越候て、愚へ老病を被レ賴候と之事に付、同姓重右衛門入來、先生之古詰問答を被二持來一、其内に病氣危迫之節醫者心得之事を被レ記し一條を見せ、此通得心に於ては、彌老病を被二賴存一候と之儀に付、一二應往復之受答有て、彌被レ賴と之儀にて被二相招一、初て面謁を得たり、然る處右之爲二祝詞一態々入來之人ゝ有て言るは、御匙醫之事不レ及レ言、至而重大切成事に候得共、功者成醫者に被二仰付一候事は不レ珍事也、陶山先生見立被レ賴候は、貴殿一生之擧無類也と深く祝詞に預りたり、此事を記者は先生を人々尊恭之趣を語る也

一　重職之方々都て先生を御尊敬被レ召、御國事重大成儀は必先生に御聞せ被レ成、是非之歸趣御聞屆候由、取分大浦忠左衛門殿御自分之才識だけを被ニ打明ー親切に御慕ひ之由、先生事壬子六月廿四日午之下刻比不圖卒倒、不レ省ニ人事ー痰涎壅盛之症被ニ差起ー少も蘇省無レ之、夜に入七十六歳にて死去被レ召、修善庵に送葬之節、忠左衛門殿野迄御出、燒香を被レ召落涙に被レ及候也

一　手前所持之軸物二通は、當月眞字類之先生絶筆にて、廿三日か廿四日之早朝か、忠左衛門殿へ御返事被ニ申進ー候手紙和文之絶筆之由

右五十九ヶ條年代之前後次第せず、不要之雜話も雖レ有レ之、只見聞之儘之事を記耳

訥庵先生事記　終

訥庵先生著書目錄

（　）士設談　一卷

○受益談後語　一卷
○同節要　同
○足食談　同
○長秋錄　同
○口上覺書（上卷・下卷）　二卷
○鐵砲格式僉議條目
○御國防禦私記（編者曰此書ハ鐵炮格式僉議條目下卷ノ一節ナリ）　同
○隨聞錄　一卷
○祭平田類右衞門仁兄文　同
○津島紀略　同
○對韓雜記　同
○竹島文談　同
○潛商議論　同
○潛商之儀被仰上書　同
○大意錄（儒）　版本　同

○同附說　同　同
○大意錄　版本　同
○續大意錄　同　同
○大意談　版本　同
○艮卦彖辭直解　同
○艮止說　版本　同
○大學或問鈔　同
○中庸三章　同
○論語鈔　同
○論語鈔註　同
○論語鈔註諺解　同
○孟子鈔　同
○程朱傳心錄　同
○春秋大義　二卷
○綱目大義　一卷

○聖門心要　一卷
○童子問鈔　版本　同
○設問自答　同　同
○必有須知　版本　同
○必有須知（假名文）　同
○同　附說（假名文）　同
○同　後語（假名文）　同
○學蔀通辨鈔　版本　同
○聖朝訓戒錄　同
○國朝訓戒錄　同
○古文六首　同
○七言四十八句　同
○古諠問答　同
○同　附錄　同
○樂物語　版本　同

○二十三問答鈔　　同
○澤庵法語鈔　　同
○同　異本　　同
○集義和書略　　同
○和論語鈔略抜書　　同
○本佐錄約言　　同
○徒然草鈔　　同
○町人袋附說（佚）　　同
○豐臣關白武將辨　　同
○同　附說　　同
○東照神君大訓八條　　同
○東照宮御遺訓節要　　同
○劍學必要　　同
○忌日說　　同
○春日長物語　　同

○同　附記　一卷

○朗詠風雅　詩ノ部　同

○同　歌ノ部　同

○詠學和歌　同

○同　續集　版本　同

○百人一首抄　同

○聖教歌　版本　同

○雜詠草　同　同

○同續集　同

○閒居詠草　同

○詠草四十首　同

○詠草外集　同

○老後詠草　同

○詠學詩　版本　同

○詠學歌　同

○同續集　（佚）　一巻
○本朝歷代歌　同
○訥庵文章　同
○同續集　同
○訥庵雜藁　同
○訥庵詩文稿　同
○糟糠集　同
○答友人書　同
○農政御下知問答　同
○栗孝行芋植立下知覺書　同
○追加八條　（編者曰此書民事紀聞附説ノ草稿ナリ）　同
○財用説　（先生ノ嗣子陶山庄右衛門有述）　同
○思齋紀聞　（先生ノ外從姪思齋橋邊正左衛門述）版本　同
○民事紀聞　（同上）　同
○同　附錄　同

○同　附說　一卷

○刈麥談（同上）　同

訥庵先生圖書目錄終

宮崎幸麿

小西武治

校

日本經濟叢書　卷十三

非賣品

大正四年六月七日印刷

大正四年六月十日發行

不許複製

編者　瀧本誠一

發行者　佐藤卯兵衛
東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地

印刷者　中田福三郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所　株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所　東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地
日本經濟叢書刊行會
電話本局三一八五番
振替口座東京二六八一〇番

理事　高木範之丞
佐藤卯兵衛

Appendices

CONTENTS
of the thirteenth volume

BIBLIOTHECA
JAPONICA
ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. XIII

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI

1915.